

伊場遺跡総括編

(文字資料・時代別総括)

渕井
敷智郡
鮎田郷
赤坂郷
柴津三戸
小笠里
竹田辛戸
和治
烏文
大領石山
浜津郷
栗原驛家
入野里
中村里
裏嶋
新井里
勢代
京田
2008

伊場遺跡総括編

(文字資料・時代別総括)

例　　言

1. 本書は、伊場遺跡発掘調査正式報告書の第12冊となるものである。伊場遺跡の報告書はこれまでに、浜松市教育委員会から以下に示す11冊が刊行された。

- 第1冊『伊場木簡』
1976年3月刊行
本文31ページ、別冊写真18ページ、別冊図版19ページ。
第2冊『伊場遺跡遺構編』
1977年2月刊行
本文162ページ、写真103ページ、別冊図版40ページ。
第3冊『伊場遺跡遺物編1』
1978年3月刊行
(木製品)
本文77ページ、写真105ページ、別冊図版30ページ。
第4冊『伊場遺跡遺物編2』
1980年3月刊行
(墨書き土器・木簡2)
本文80ページ、図版18ページ、別冊図版35ページ。
第5冊『伊場遺跡遺物編3』
1982年12月刊行
(弥生土器)
本文78ページ、別冊写真80ページ、別冊図版63ページ。
第6冊『伊場遺跡遺物編4』
1987年3月刊行
(古墳時代土器)
本文100ページ、写真39ページ。
第7冊『伊場遺跡遺物編5』
1990年3月刊行
(大溝内古墳時代土器)
本文121ページ、写真33ページ。
第8冊『伊場遺跡遺物編6』
1994年12月刊行
(大溝内律令時代土器)
本文38ページ、写真17ページ、別冊図版77ページ。
第9冊『伊場遺跡遺物編7』
1997年3月刊行
(弥生土器2・土製品・石器)
本文154ページ、写真36ページ。
第10冊『伊場遺跡遺物編8』
2002年3月刊行
(木製品2・金属器・骨角器)
本文190ページ、写真86ページ。
第11冊『伊場遺跡補遺編』
2007年3月刊行
(遺構補遺・自然遺物)
本文182ページ、写真50ページ。

伊場遺跡の発掘調査のうち、第1次調査は國學院大学によって実施され、報告書が刊行されてい

る。第2次から第13次までの調査が浜松市の主催事業で、この一連が報告書の対象である。報告書の刊行開始以後に実施された、第8次以降の調査については未報告であったが、昨年刊行された補遺編（第11冊）で構造及び遺物に関する報告は完了した。今年度は、総括として本簡等の文字資料を中心に報告するが、時代別にも総括を行う。

2. 伊場遺跡の発掘調査に関する報告書の刊行状況を下図に示した。

調査次		第二次	第三次	第四次	第五次	第六次	第七次	第八次	第九次	第一〇次	第一一次	第一二次	第一三次
内 容													
遺 構		2	2	2	11	2	2	11	11	11	11	11	11
木 簡	×	1	1	1	1	1	1	×	4	×	4	4	×
木 竹 製 品	×	3 10	10	10	10	10	10						
土	赤 生	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	大溝除く 古 壤	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8
器	大溝下層	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	奈 良	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
器	墨 書	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8						
	平安 以 後	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
土 製 品 等	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
金 屬 器・骨 角 器	×	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
石 器	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
自 然 遺 物	×	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
総 括	木簡再解読	×						×		×			×
	墨書再解読	×											
時代別総括													

伊場遺跡発掘調査と既報告関連図

上図の1~11が、報告書第1冊～第11冊で取り扱った範囲である。網掛けを施した部分が本書で取り扱う範囲である。図中の×印は、対象となる遺構・遺物が存在しなかったことを示す。

3. 本書（第12冊）では、木簡と墨書き土器の再釈読を中心に行なった。分析については、浜松市教育委員会と奈良文化財研究所都城発掘調査部史料研究室（渡辺晃宏、馬場基、市大樹、山本崇、浅野啓介）で行われた共同研究の成果に基づく。

4. 本書の編集は、浜松市生活文化部生涯学習課（文化財担当）と奈良文化財研究所史料研究室が行った。執筆は、以下の通りである。

第1～3章・第5章第1～3節…鈴木敏則（浜松市生活文化部生涯学習課文化財担当）

第4章第1節・第5章第4節……渡辺晃宏（奈良文化財研究所史料研究室長）

第4章第2節……………山本 崇（奈良文化財研究所史料研究室 研究員）

5. 掲載した出土品及び記録類は、すべて浜松市博物館で保管している。

本文目次

第1章 伊場遺跡発掘調査の経過と整理作業	1
第1節 伊場遺跡の発掘調査	1
第2節 報告書作成作業の方針と共同研究	6
第3節 報告書作成の作業経過	8
第2章 伊場遺跡の発掘区設定方法と大溝層位	10
第1節 発掘区とその表記方法	10
第2節 大溝の層序と年代観	11
第3章 伊場遺跡群における木簡と墨書き土器の出土状況	12
第1節 伊場遺跡	12
第2節 城山遺跡	24
第3節 梶子遺跡	30
第4節 梶子北・中村遺跡	34
第5節 その他の遺跡	39
第4章 伊場遺跡群における文字資料の再検討	43
第1節 伊場遺跡群出土木簡の再検討	43
第2節 伊場遺跡群出土墨書き土器の再検討	65
第5章 時代別総括	79
第1節 弥生時代	79
第2節 古墳時代	90
第3節 奈良・平安時代	96
第4節 出土文字資料からみた伊場遺跡群	103
積文・一覧表等	107
伊場遺跡群発掘調査成果・報告書一覧表	107
伊場遺跡群出土墨書き土器一覧表（見開き）	112
伊場遺跡群出土木簡関係文献目録	148
伊場遺跡群木簡積文（綴書き）	160
	(1~49)

実測図版

木簡実測図	第1図~第49図
墨書き土器実測図	第50図~第122図

写真図版

木簡写真	図版1~図版58
墨書き土器（文字）写真	図版59~図版85
墨書き土器（側面）写真	図版86~図版112

実測図版目次

【伊場木簡】

- 第1図 伊場遺跡木簡実測図1 (1~5)
第2図 伊場遺跡木簡実測図2 (6~9)
第3図 伊場遺跡木簡実測図3
（10・13・15・16・18・19）
第4図 伊場遺跡木簡実測図4 (11・17・95)
第5図 伊場遺跡木簡実測図5 (12)
第6図 伊場遺跡木簡実測図6 (14)
第7図 伊場遺跡木簡実測図7 (20・22~28)
第8図 伊場遺跡木簡実測図8 (21)
第9図 伊場遺跡木簡実測図9 (29・30)
第10図 伊場遺跡木簡実測図10 (31~36)
第11図 伊場遺跡木簡実測図11 (37・38)
第12図 伊場遺跡木簡実測図12 (39・40・42)
第13図 伊場遺跡木簡実測図13 (41・43~45)
第14図 伊場遺跡木簡実測図14 (46~51)
第15図 伊場遺跡木簡実測図15 (52~56)
第16図 伊場遺跡木簡実測図16 (57~61)
第17図 伊場遺跡木簡実測図17 (62~66)
第18図 伊場遺跡木簡実測図18 (67~73)
第19図 伊場遺跡木簡実測図19 (74~77)
第20図 伊場遺跡木簡実測図20 (78~81)
第21図 伊場遺跡木簡実測図21 (82)
第22図 伊場遺跡木簡実測図22 (83・84)
第23図 伊場遺跡木簡実測図23 (85・86)
第24図 伊場遺跡木簡実測図24 (87~89)
第25図 伊場遺跡木簡実測図25 (90~94・96)
第26図 伊場遺跡木簡実測図26 (97~100)
第27図 伊場遺跡木簡実測図27
（101~103・106・107）
第28図 伊場遺跡木簡実測図28 (104~108)
第29図 伊場遺跡木簡実測図29 (105)
第30図 伊場遺跡人形・曲物実測図30 (109~110)
第31図 伊場遺跡曲物実測図31 (111)

【城山木簡】

- 第32図 城山遺跡木簡実測図1 (1~7)
第33図 城山遺跡木簡実測図2 (8~15)
第34図 城山遺跡木簡実測図3 (16~19・21)
第35図 城山遺跡木簡実測図4
（20・25・26・28~31）
第36図 城山遺跡木簡実測図5 (22~24)
第37図 城山遺跡木簡実測図6 (27)
第38図 城山遺跡木簡実測図7 (32~36)
第39図 城山遺跡木簡実測図8 (37~41)

【梶子・梶子北・中村他木簡】

- 第40図 梶子遺跡木簡実測図1 (1~3)
第41図 梶子遺跡木簡実測図2 (4~7)
第42図 梶子遺跡木簡実測図3 (8~11)
第43図 梶子遺跡木簡実測図4 (12~15)
第44図 梶子北遺跡木簡実測図1 (1~2)
第45図 梶子北遺跡他木簡実測図2
（3~8. 中村「蘇民将来符」）
第46図 中村遺跡木簡実測図 (1~8)
第47図 大蒲村東遺跡木簡実測図1 (1・2)
第48図 大蒲村東・東前遺跡木簡実測図2
（大蒲3. 東前）
第49図 各遺跡曲物実測図
（梶子16. 梶子北9. 大蒲4）

【伊場墨書き土器】

- 第50図 伊場遺跡墨書き土器実測図1 (1~10)
第51図 伊場遺跡墨書き土器実測図2 (11~21)
第52図 伊場遺跡墨書き土器実測図3 (22~36)
第53図 伊場遺跡墨書き土器実測図4 (37~49)
第54図 伊場遺跡墨書き土器実測図5 (50~60)
第55図 伊場遺跡墨書き土器実測図6 (61~72)
第56図 伊場遺跡墨書き土器実測図7 (73~87)
第57図 伊場遺跡墨書き土器実測図8 (88~99)
第58図 伊場遺跡墨書き土器実測図9 (100~111)
第59図 伊場遺跡墨書き土器実測図10 (112~123)
第60図 伊場遺跡墨書き土器実測図11 (124~136)
第61図 伊場遺跡墨書き土器実測図12 (137~149)
第62図 伊場遺跡墨書き土器実測図13 (150~161)
第63図 伊場遺跡墨書き土器実測図14 (162~172)
第64図 伊場遺跡墨書き土器実測図15 (173~183)
第65図 伊場遺跡墨書き土器実測図16 (184~193)
第66図 伊場遺跡墨書き土器実測図17 (194~209)
第67図 伊場遺跡墨書き土器実測図18 (210~221)
第68図 伊場遺跡墨書き土器実測図19 (222~232)
第69図 伊場遺跡墨書き土器実測図20 (233~246)
第70図 伊場遺跡墨書き土器実測図21 (247~258)
第71図 伊場遺跡墨書き土器実測図22 (259~270)
第72図 伊場遺跡墨書き土器実測図23 (271~283)
第73図 伊場遺跡墨書き土器実測図24 (284~296)
第74図 伊場遺跡墨書き土器実測図25 (297~310)
第75図 伊場遺跡墨書き土器実測図26 (311~325)
第76図 伊場遺跡墨書き土器実測図27 (326~340)
第77図 伊場遺跡墨書き土器実測図28 (341~355)
第78図 伊場遺跡墨書き土器実測図29 (356~374)

- 第79図 伊場遺跡墨書き土器実測図30 (375~393)
 第80図 伊場遺跡墨書き土器実測図31 (394~409)
 第81図 伊場遺跡墨書き土器実測図32 (410~421)
 第82図 伊場遺跡墨書き土器実測図33 (422~435)
 第83図 伊場遺跡墨書き土器実測図34 (436~450)
 第84図 伊場遺跡墨書き土器実測図35 (451~465)
 第85図 伊場遺跡墨書き土器実測図36 (466~477)
 第86図 伊場遺跡墨書き土器実測図37
 (「主」302~340)

【城山墨書き土器】

- 第87図 城山遺跡墨書き土器実測図1 (1次1~13)
 第88図 城山遺跡墨書き土器実測図2
 (1次14~17・217, 2次1~10)
 第89図 城山遺跡墨書き土器実測図3
 (2次11~19, 3次1~3)
 第90図 城山遺跡墨書き土器実測図4 (3次4~18)
 第91図 城山遺跡墨書き土器実測図5 (3次19~40)
 第92図 城山遺跡墨書き土器実測図6 (3次41~55)
 第93図 城山遺跡墨書き土器実測図7 (3次56~71)
 第94図 城山遺跡墨書き土器実測図8 (3次72~88)
 第95図 城山遺跡墨書き土器実測図9
 (3次89~107)
 第96図 城山遺跡墨書き土器実測図10
 (3次108~123)
 第97図 城山遺跡墨書き土器実測図11
 (3次124~140)
 第98図 城山遺跡墨書き土器実測図12
 (3次141~158)
 第99図 城山遺跡墨書き土器実測図13
 (3次159~180)
 第100図 城山遺跡墨書き土器実測図14
 (3次181~200)
 第101図 城山遺跡墨書き土器実測図15
 (3次201~219・163・164)
 第102図 城山遺跡他墨書き土器実測図16
 (6次220~221, 7次222~224·

城2006・225, 梶子6次1~7)

【伊場遺跡群墨書き土器】

- 第103図 梶子遺跡墨書き土器実測図
 (7次8~14, 9次18~28)
 第104図 梶子遺跡他墨書き土器実測図
 (10次29~34, 9次35, 東若林1~10, 村西1~4)
 第105図 九反田遺跡墨書き土器実測図 (1~9)
 第106図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 1 (1~22)
 第107図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 2 (23~41)
 第108図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 3 (42~54)
 第109図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 4 (55~74)
 第110図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 5 (75~99)
 第111図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 6
 (100~115)
 第112図 梶子北遺跡墨書き土器実測図7
 (116~127)
 第113図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 8
 (128~142) 131・133・欠番
 第114図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 9
 (146~165) 143~145・欠番
 第115図 梶子北遺跡 (三永) 墨書き土器実測図
 (1~12)
 第116図 梶子北遺跡 (三永) 他墨書き土器実測図
 (三永13~15, 中村2~12)
 第117図 中村遺跡 (南伊場) 墨書き土器実測図1
 (1~15)
 第118図 中村遺跡 (南伊場) 墨書き土器実測図2
 (16~30)
 第119図 中村遺跡 (南伊場) 墨書き土器実測図3
 (31~46)
 第120図 東野宮遺跡他墨書き土器実測図
 (東野宮1, 鳥居松1~3, 梶子7次36~40,
 東若林村東1, 東前1~2)
 第121図 伊場遺跡曲物焼書・フイゴの羽口
 実測図
 第122図 伊場遺跡群絵馬実測図

写 真 図 版 目 次

【伊場木簡カラー写真】

- 1 伊場木簡カラー写真1 (1~5)
- 2 伊場木簡カラー写真2 (7·18·19·30·32)
- 3 伊場木簡カラー写真3 (8·9·27·28·31·33~35·41~43)
- 4 伊場木簡カラー写真4 (12)
- 5 伊場木簡カラー写真5 (14)
- 6 伊場木簡カラー写真6 (21)
- 7 伊場木簡カラー写真7 (21)
- 8 伊場木簡カラー写真8 (37·39)
- 9 伊場木簡カラー写真9 (40·47·50·52·56)
- 10 伊場木簡カラー写真10 (61·62·64·65·67·68·70·71)
- 11 伊場木簡カラー写真11 (72·73·77·78·88·89·91·93·97)
- 12 伊場木簡カラー写真12 (83·84·87·99·106)
- 13 伊場木簡カラー写真13 (86·95)
- 14 伊場木簡カラー写真14 (108·109·大蒲1·2)

【木簡赤外線写真】白黒写真

- 15 伊場木簡赤外線写真1 (1~5)
- 16 伊場木簡赤外線写真2 (6·7·18)
- 17 伊場木簡赤外線写真3 (8·9·10·13·15·16·19)
- 18 伊場木簡赤外線写真4 (11·17·95)
- 19 伊場木簡赤外線写真5 (12)
- 20 伊場木簡赤外線写真6 (14)
- 21 伊場木簡赤外線写真7 (20·22·23·24·25·26·27·28)
- 22 伊場木簡赤外線写真8 (21)
- 23 伊場木簡赤外線写真9 (21)
- 24 伊場木簡赤外線写真10 (29·30)
- 25 伊場木簡赤外線写真11 (31~36)
- 26 伊場木簡赤外線写真12 (37·38)
- 27 伊場木簡赤外線写真13 (39~43)
- 28 伊場木簡赤外線写真14 (41~45)
- 29 伊場木簡赤外線写真15 (46~51)
- 30 伊場木簡赤外線写真16 (52~56)
- 31 伊場木簡赤外線写真17 (57~61)
- 32 伊場木簡赤外線写真18 (62~66)
- 33 伊場木簡赤外線写真19 (67~73)
- 34 伊場木簡赤外線写真20 (74~81)
- 35 伊場木簡赤外線写真21 (82~84)
- 36 伊場木簡赤外線写真22 (85·86)
- 37 伊場木簡赤外線写真23 (87~89·91·92)
- 38 伊場木簡赤外線写真24 (90·93·94·96~98)

- 39 伊場木簡赤外線写真25 (99~103·106~109)

- 40 伊場木簡赤外線写真26 (104·108)
- 41 伊場木簡赤外線写真27 (105)
- 42 城山木簡赤外線写真1 (1~7)
- 43 城山木簡赤外線写真2 (8~15)
- 44 城山木簡赤外線写真3 (16~19·21)
- 45 城山木簡赤外線写真4 (20·25·26·28~31)
- 46 城山木簡赤外線写真5 (22~24)
- 47 城山木簡赤外線写真6 (27)
- 48 城山木簡赤外線写真7 (32~36·38)
- 49 城山木簡赤外線写真8 (37·39~41)
- 50 梶子木簡赤外線写真1 (6次1~3)
- 51 梶子木簡赤外線写真2 (9次4~7)
- 52 梶子木簡赤外線写真3 (9次8~11)
- 53 梶子木簡赤外線写真4 (9次12~15)
- 54 梶子北木簡赤外線写真1 (1~3)
- 55 梶子北木簡赤外線写真2 (4~8)
- 56 中村木簡赤外線写真 (1~8·「蘇民将来符」)
- 57 大蒲木簡赤外線写真 (1~3)
- 58 各遺跡曲物写真 (伊場·梶子·梶子北·大蒲)

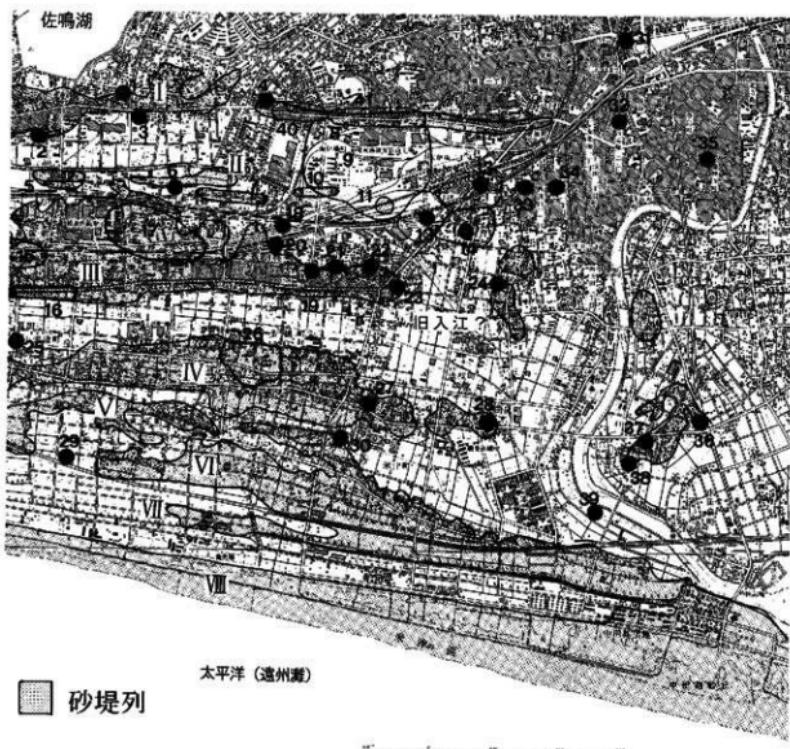
【墨書土器赤外線写真】文字写真

- 59 伊場墨書土器赤外線写真1 (1~8)
- 60 伊場墨書土器赤外線写真2 (9~17)
- 61 伊場墨書土器赤外線写真3 (18~26)
- 62 伊場墨書土器赤外線写真4 (27~35·40)
- 63 伊場墨書土器赤外線写真5 (37~39·41~45)
- 64 伊場墨書土器赤外線写真6 (46~55)
- 65 伊場墨書土器赤外線写真7 (56~65)
- 66 伊場墨書土器赤外線写真8 (66~86·88)
- 67 伊場墨書土器赤外線写真9 (87·89~103·106)
- 68 伊場墨書土器赤外線写真10 (104·105·107~123)
- 69 伊場墨書土器赤外線写真11 (124~144)
- 70 伊場墨書土器赤外線写真12 (145~167)
- 71 伊場墨書土器赤外線写真13 (168~190)
- 72 伊場墨書土器赤外線写真14 (190~212)
- 73 伊場墨書土器赤外線写真15 (213~216·275)
- 74 伊場墨書土器赤外線写真16 (302~325)
- 75 伊場墨書土器赤外線写真17 (326~343)
- 76 伊場墨書土器赤外線写真18 (344~463)
- 77 城山墨書土器赤外線写真19 (2次4·3次1~8)
- 78 城山墨書土器赤外線写真20 (3次14~21)
- 79 城山他墨書土器赤外線写真21

- (3次・7次・九反田)
- 80 梶子北他墨書土器赤外線写真22
(梶子北・東野宮)
- 【墨書土器可視光写真】**
- 81 伊場墨書土器可視光写真1 (226~263・271)
82 伊場墨書土器可視光写真2 (264~299)
83 伊場他墨書土器可視光写真3
(295~359・城山3次35~58)
84 城山墨書土器可視光写真4
(3次59~99・1次217)
85 城山他墨書土器可視光写真5
(3次102~197・中村南伊場)
- 【墨書土器写真】側面写真**
- 86 伊場墨書土器写真1 (1~23)
87 伊場墨書土器写真2 (25~56)
88 伊場墨書土器写真3 (57~88)
89 伊場墨書土器写真4 (89~111)
90 伊場墨書土器写真5 (112~132)
91 伊場墨書土器写真6 (133~159)
92 伊場墨書土器写真7 (162~185)
93 伊場墨書土器写真8 (186~209)
94 伊場墨書土器写真9 (210~230)
- 95 伊場墨書土器写真10 (231~252)
96 伊場墨書土器写真11 (254~274)
97 伊場墨書土器写真12 (275~304)
98 伊場墨書土器写真13 (305~318)
99 伊場墨書土器写真14 (319~332)
100 伊場墨書土器写真15 (333~350)
101 伊場墨書土器写真16 (351~427)
102 伊場他墨書土器写真17
(428~477・城山1次2~9)
103 城山墨書土器写真18
(1次14~15・3次6~60)
104 城山墨書土器写真19 (3次61~94)
105 城山墨書土器写真20 (3次96~213)
106 城山他墨書土器写真21
(1次217・2次1~16他・梶子)
107 梶子他墨書土器写真22
(梶子・九反田・梶子北)
108 梶子北墨書土器写真23 (梶子北3~74)
109 梶子北他墨書土器写真24
(梶子北・梶子北三水)
110 中村他墨書土器写真25
(梶子北三水・中村・鳥居松)
111 中村他墨書土器写真26 (中村南伊場・村西)
112 東前木簡・墨書土器、伊場焼書曲物他

伊場遺跡正式報告書担当一覧表

冊次	内容	発行年	調査担当	遺物数	掲載遺物詳細
1	木簡編	1976	向坂鋼二	80	木簡77,人形1,曲物2
2	遺構編	1977	向坂鋼二,川江秀孝,辰巳均,漆畠敏,佐野一夫	—	第3~7次調査全遺構
3	木製品編	1978	向坂鋼二,川江秀孝,辰巳均	700	木製品700(写真のみが350)
4	墨書土器,木簡2	1980	川江秀孝	443	墨書土器412,木簡31
5	弥生土器	1982	辰巳均	1187	弥生土器1187
6	古墳時代土器	1987	漆畠敏	426	須恵器・土師器426
7	大溝内古墳時代土器	1990	漆畠敏	314	須恵器・土師器314
8	大溝内律令時代土器	1994	太田好治	3169	須恵器2147,土師器653,灰釉陶器335,山茶碗他34
9	土・石製品,弥生土器2	1997	太田好治,大野勝美	715	弥生土器285,石器116,ガラス玉他14,土製品297,金環3
10	金属・骨製品,木製品2	2002	鈴木敏則	1012	木製品936,金属器60,骨製品15,石製品1
11	補遺編(遺構2,自然遺物)	2007	川江秀孝,鈴木敏則	709	土器668,製塩土器38,金環1,土玉1,臼玉1,7貝塚他の自然科学分析(魚・鳥・獸骨1539点)
12	総括編(文字資料,時代別総括)	2008	鈴木敏則	1220	木簡192,墨書土器1028



■ 砂堤列

No.	遺跡名	時期	No.	遺跡名	時期	No.	遺跡名	時期
1	入野古墳	古墳(中)	15	高塚	古代	29	瓦塚	奈良
2	入野村前	中世	16	高塚村中	古墳	30	堤町村東	古墳(前)
3	八反田	古墳・古代	17	増楽	古墳・古代	31	旭町	弥生(後)
4	下山田	弥生(中)～中世	18	東野宮	古墳～中世	32	南小学校校庭	奈良
5	浜地	古墳(後)～中世	19	(若林村東)	古代～中世(現村西)	33	高柳	古代～中世
6	増楽村北	古代	20	若林村西	繩文・古代・中世	34	浅間	平安
7	井村	古墳(後)・奈良	21	東若林	古墳(後)～鎌倉	35	寺島城跡	中世
8	梶子北	弥生(後)・平安	22	東若林村裏	弥生・古墳(後)～中世	36	大畠貝塚	中世
9	梶子	弥生(中)～平安	23	東若林村東	古墳(末)～中世	37	西脇貝塚	中世
10	城山	弥生(中)～中世	24	神田	奈良	38	白羽貝塚	中世
11	伊場	弥生(後)～平安	25	八幡前	古代	39	向白羽	中世
12	九反田	古墳～中世	26	大通院旧境内	中世	40	梶子北三永	弥生(中)～中世
13	曠東	弥生(後)	27	新橋村東	古墳	41	中村	繩文(前)～中世
14	鳥居松	弥生(後)～平安	28	田尻古墳群	古墳(後)			

挿図1 伊場遺跡群周辺遺跡分布図

第1章 伊場遺跡発掘調査の経過と整理作業

第1節 伊場遺跡の発掘調査

伊場遺跡は、戦後市立西部中学校の生徒によって発見され、1949年に國學院大学が発掘調査を実施したのが最初であり、これを第1次調査と呼ぶ（國學院1953）。この調査により、伊場遺跡が浜松市における弥生時代遺跡発掘調査の端緒となったばかりでなく、静岡市の登呂遺跡と並ぶ弥生時代の遺跡として、市民の熱心な要望のもと静岡県指定史跡となった。

その後、国鉄東海道本線の浜松駅周辺高架化計画に伴い、伊場遺跡付近に貨物駅を移転する計画がおこった。そこで浜松市教育委員会は、遠江考古学研究会の協力を得て、遺跡の広がりを確認するための調査を実施した。試掘調査は東海道本線とその北側に並行する堀留運河の間を対象にした比較的大規模なものであった。これを、第2次調査と呼んだ。この試掘調査により、遺跡の範囲が指定地以外にも広範囲に及んでいること、弥生時代以外、特に律令期の遺構・遺物の存在が明らかにされた（浜松市1968）。

第3～5次の調査は、弥生時代の環濠集落、5世紀代の集落などの他、地方では当時ほとんど発見されていなかった多数の木簡や墨書き土器が出土し、考古学・古代史学上注目された。大溝は、第3・4次で調査され、土器とともに多くの木製品が出土した。

第6・7次調査は、貨物駅開発に先立つ調査で、全面調査となった。しかし、遺構は線路下に埋め戻して保存することが確認されたため、西部地区の律令期建物群の下層に弥生時代の遺構が存在することは確かめられていたが、建物跡の保存を優先して未調査とした。また大溝については、律令期のV層まで調査し、古墳時代の堆積層については原則掘り下げず保存した。

第8次以降の調査は、東海道本線下の一部の調査（第12次の1）を除いて、保存用地の整備事業の一環として行われた。第8・10・11・12次の2は保存用地（公園用地）の調査で、第11次では大溝の調査を行っている。第9次調査は東海道本線の南側、第12次の1は東海道本線下を対象とし、ともに大溝の調査を行っている。最後に実施された第13次調査は、伊場遺跡公園整備計画の中で行われ、遺構を確認した段階で調査を中断し、埋め戻した。

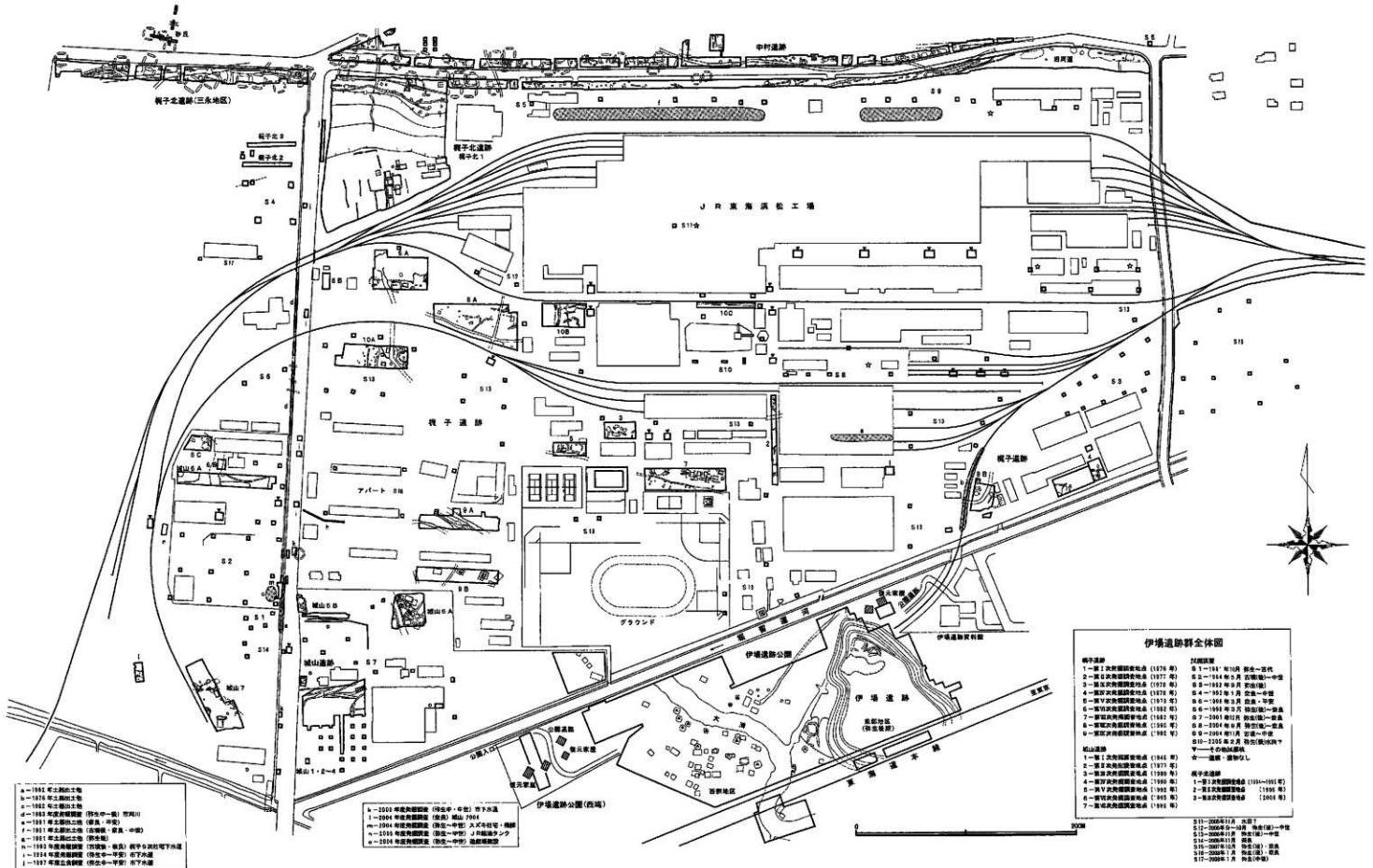
報告書の刊行事業は、第7次調査終了後から開始された。このため、初期の正式報告書では第8次調査以降の報告が掲載されていないものがある。これを補ったのが、遺物編7・8と補遺編（第9～11冊）である。

伊場遺跡発掘調査現地担当一覧表

調査次	調査期間	面積	担当調査員
1次	1949～1950	—	国学院大学
2次	1968.1～3, 6～7 (試掘)	向坂鋼二、外山和夫、瀬川裕市郎	
3次	1969.12～1970.12	1,600m ²	向坂鋼二、川江秀孝
4次	1971.6～1972.3	7,400m ²	向坂鋼二、川江秀孝、八木勝行、平野哲郎
5次	1972.5～1972.11	2,200m ²	向坂鋼二、川江秀孝、八木勝行、鈴木隆夫
6次	1973.1～1975.11	15,000m ²	川江秀孝、八木勝行、鈴木隆夫、辰巳均、漆畠敏
7次			川江秀孝、八木勝行、鈴木隆夫、辰巳均、漆畠敏
8次	1974.11～1975.3	1,150m ²	辰巳均、漆畠敏
9次	1975.10～1976.3	1,240m ²	川江秀孝、辰巳均、小木香
10次	1976.8～1977.3	1,100m ²	川江秀孝、辰巳均、漆畠敏
11次	1977.7～1977.11	1,200m ²	川江秀孝、佐野一夫
12次1期	1978.5～1978.9	2,700m ²	川江秀孝
12次2期	1978.9～1978.12	1,100m ²	辰巳均
13次	1981.1～1981.3	1,400m ²	佐野一夫

表1 伊場遺跡発掘調査成果一覧表

発掘年次		時代		土器		土器		木製品		石製品		金屬器	
第3次	縄文時代	A11K	生土器	A13K C11K	土器	A13K C11K	土器	木片		砂岩1点・石器1点・石器1点			
1980.12	弥生時代	B11K	土器	B11K A11K	土器	B11K A11K	土器	炭化木2点		ガラス小玉1点		銅鏡1点・銅鏡1点	
~	古墳時代	A13K	須恵器	A13K	須恵器	A13K	須恵器	炭燒		ガラス1点・凹面1点		銅鏡1点・刀1点	
1970.12	奈良・平安時代	B15K	須恵器・土師器	B16K C16K	須恵器・土師器	B16K C16K	須恵器・土師器	手取土器・輪・刃口1点		木簡1点・人形・舟形・扇形・丸・圓・田下點		鏡2点・刀6点・鉢器2点	
1.600m								輪底・火燐口					
縄文時代	C12K	須恵土器	A12K	須恵土器	B10K B13K	須恵土器	B10K B13K	須恵土器		柱状土器・刀斧1点・凹面石器1点		銅鏡1点	
第4次	弥生時代	B11K	生土器	A12K A13K	須恵土器・土器	A12K A13K	須恵土器	路1点・須恵玉形土器		明石1点・鐵石1点			
1971.6	古墳時代	B13K	土器	B13K A13K	須恵器	B13K A13K	須恵器	手取土器・輪・刃口1点		鐵石1点			
~	古墳時代	B13K	土器	B13K A13K	須恵器	B13K A13K	須恵器	手取土器・輪・刃口1点		鐵石1点			
1972.3	奈良・平安時代	A15K	口器	A15K B12K	須恵器・土器	A15K B12K	須恵器・土器	陶器・土器・陶器		人形・馬形・舟形・船形・車形・木簡・輪底・火燐口・白玉・弓・箭		鐵石1点・刀4点・斧1点	
7.400m								丸玉・円筒		明石3点			
縄文時代	A12K	須恵土器	A12K A13K	須恵土器	B13K A13K	須恵土器	B13K A13K	須恵土器	以上・板170cm	火燐1点・白玉・舟形・輪・その他の他	以上・867点		
第6・7次	弥生時代	A10K	生土器	A10K A11K	須恵土器	A10K A11K	須恵土器	手取土器		本木2点		太輪・刀斧15点・馬頭6点	
1973.1	古墳時代	B11K	土器	B11K A12K	須恵器	B11K A12K	須恵器	手取土器	以上	馬頭1点・鑿1点・鋸1点		鐵石1点・耳環3点	
~	古墳時代	A16K	口器	A16K E16K	須恵器	A16K E16K	須恵器	手取土器・輪・刃口		馬頭1点		馬頭1点・小玉7点	
1975.11	奈良・平安時代	D16K	須恵器・土器	D16K D10K	須恵器・土器	D16K D10K	須恵器・土器	手取土器200cm以上		馬頭1点		馬頭1点	
15.000m								陶器5点		馬頭1点		馬頭1点	
等8次	1974.11~	奈良・平安時代	E17K	須恵土器	E17K X15K	須恵土器	E17K X15K	須恵土器	手取土器・輪・刃口101cm	人形・馬形・舟形・車形・丸玉・輪底・曲物・輪底		馬頭1点	
1975.3	奈良・平安時代	D11K	須恵土器	D11K X16K	須恵土器	D11K X16K	須恵土器	手取土器250袋	手取土器24点・土器3点	馬頭1点・明石2点・鐵石12点			
等9次	1975.10~	奈良・平安時代	E17K	須恵土器	E17K Y15K	須恵土器	E17K Y15K	須恵土器	手取土器	(古墳・白玉1点)			
1976.3	1.240m	古墳時代	D16K	須恵器	D16K Y16K	須恵器	D16K Y16K	須恵器	手取土器	馬形・その他の他	以1,247点		
1976.8~	1977.3	平安時代	E20K	須恵器	E20K	須恵器	E20K	手取土器	手取土器2点				
1977.3	1.230m	古墳時代	D17K	須恵器	D17K E17K	須恵器	D17K E17K	須恵器	手取土器	本體13点			
1977.7	奈良・平安時代	E17K	須恵器	E17K D12K	須恵器	E17K D12K	須恵器	手取土器	手取土器	輪輪2点			
1978.5~	1978.9	古墳時代	X11K	須恵器	X11K X16K	須恵器	X11K X16K	須恵器	手取土器	輪輪1点			
1978.9	1.200m	奈良・平安時代	X12K	須恵器	X12K E12K	須恵器	X12K E12K	須恵器	手取土器	輪輪1点			
1978.9~	1979.4	古墳時代	X13K	須恵器	X13K F19K	須恵器	X13K F19K	須恵器	手取土器	輪輪1点			
1979.4	奈良・平安時代	F20K	須恵器	F20K	須恵器	F20K	須恵器	手取土器	手取土器	輪輪1点			
1979.4~	1.400m	奈良・平安時代	布日瓦										



挿図2 伊場遺跡群全体図（折込図）

時代	主な遺構	主な出土遺物	備考
弥生時代 後期前半	三重の環濠（YT1・2・9、YTS・6・7） 周堤平地式住居跡7（SB1～7） 竪穴式住居跡1（YDI） (括弧小穴群は住居跡等の柱穴) 掘立柱建物跡2以上（YB1・2） 井戸2・杭跡・土塁・小穴	後期弥生土器1683点、水鳥線刻壺・銅鐸文様高杯 ミニチュア土器・土製紡錘車・土笛1など土製品 小銅鐸1・銅鏡1・銅鑓2・銅製釣針1など銅製品 木甲（胸当・背当）・鐵劍・鎌柄・杵など木製品 大型蛤刃石斧・柱状片刃石斧1・磨製石槍1・石製 紡錘車・叩石など石製品	推定5600個体 伊場式土器
古墳時代 中後期 5～6C	伊場大溝（Ⅲ層）・枝溝（KT201） 竪穴住居跡41（KDI～38他） 掘立柱建物跡（4本柱）4（KB201～204） 掘立柱建物跡（絶柱）1（KB301） 方形溝2（KC1・2） 祭祀遺構2（KII・2） 小鍛冶遺構1（KD28下層） 屋外貯藏穴・土塁・小穴群	須恵器・土師器など約740点 手づくね・フイゴの羽口・土製支脚など土製品 石製紡錘車・砥石・滑石製勾玉・同白玉・同双孔 円盤など石製品 ガラス小玉 金環・鉄滓	KD21は4C 5C竪穴は東西 両地区に、6C の遺構は東部 地区に限られる
古墳時代 末葉 7C	伊場大溝（Ⅳ層） 小貝塚1（SZ4）・笠1 井戸2（KG1・2） 西部地区西側溝群	須恵器・土師器 砥石・四石 石製紡錘車・骨製紡錘車	数量は上段に 含まれる
奈良時代 8C	伊場大溝・枝溝（V層） 小貝塚24・階段状遺構・ 杭群21（NF1～21） 掘立柱建物跡39・欄2 (NB101～332・4～8次) 井戸1（NG1） 溝・小穴群	須恵器・土師器など約2800点 墨書き土器471・製塙土器 木簡108・絵馬7・人形・馬形・舟形・斎車・機織 具・農工具・曲物・櫛など木製品1288点 土馬・陶馬・革袋形・土玉・手づくねなど土製品 鐵鍊7・刀子23・鐵鑓6・鉄斧2・手鍊など鉄製品 擬釣針3・卜骨5など骨製品・石帯1・鈴帶金具2	
平安時代 9～10C	伊場大溝（IV層） 小貝塚4（SC・O・N・U）・帆1 掘立柱建物跡8（9・12・13次調査分） 井戸1（NG2）	須恵器・灰釉陶器・土師器 墨書き土器 木簡・曲物など木製品 刀子・鉄斧など鉄製品	数量は上段に 含まれる

挿表2 伊場遺跡発掘調査時代別成果一覧表

遺跡名	調査次	木簡	中世木簡	曲物焼刻書	人形墨書	曲物刻書	墨書き土器	刻書き土器	備考
伊場遺跡		108		2	1		471		木簡には墨書き木簡を含む 遺物編8（第10巻）
	追加			3					
城山遺跡	1次						17		
	2次	35	5				19		
	3・4次						219		
	6次	1					2		
	7次						3		
	2006						1		
梶子遺跡	6次	3				(1)	7		現状文字不明の刻書
	7次						14	1	
	9次	12		1			12		
	10次						6		
梶子北遺跡	1次	8		1			153		
	三永地区						15		
中村遺跡	東伊場地区	7	2				12		中世は麻民札のみ抽出
	南伊場地区	1					46		中近世木簡あり
九反田遺跡							9		
鳥居松遺跡	2次						2		
	4次						1		
東若林遺跡	1次						9		
	2次						1		
村西遺跡							4		
東野宮遺跡							1		
東若林村東遺跡							1		表面採集・個人蔵
大浦村東I遺跡		3				1			長田（長上）郡 伊場遺跡群の外 新発見
東前遺跡	(1)					(2)			
合計		178	7	7	1	1	1025	1	
大別集計				194				1026	木製品・土器別

伊場墨書きは471点であるが、個体数では469個体。墨書き合計も1024個体となる。墨書き部位数は1131。

挿表3 本書掲載文字資料一覧表

第2節 報告書作成作業の方針と共同研究

今回の報告書では、木簡や墨書き土器等の文字資料について再検討を行い、伊場遺跡における発掘調査の総括を行う。具体的な内容は、以下に示す通りである。なお、文字資料の再解読については、浜松市教育委員会と奈良文化財研究所資料研究室で行われた共同研究の成果に基づく。

- ① 伊場遺跡群出土の木簡の釈文、実測図、写真を掲載。釈文は第4冊に掲載されたものを再点検した後修正し、その後発見された遺跡群内出土資料を追加した。実測図は、第4冊に掲載されなかった第9次調査以降の78-108号木簡と城山遺跡から出土した木簡については、今回実測図を作成した。それ以外の報告されたものについては、既存の図を修正して掲載した。写真は、奈良文化財研究所の中村一郎氏によるもので、掲載したのは主に赤外線写真である。しかし劣化が著しいものについては、かつての報告書に掲載されたものを再録した。
- ② 伊場遺跡群から出土した墨書き土器の釈文、実測図、写真を掲載。墨書き土器は、伊場遺跡と城山遺跡については、第4冊と『城山遺跡発掘調査報告書』に報告されている。釈文は、これらと伊場遺跡群内の墨書き土器を含めて再検討を行い、修正したものを掲載した。実測図は、伊場・城山遺跡のものについては再実測を原則としたが、一部は報告書に掲載された図を修正して用いた。写真は、側面写真については、今回新たに撮影したものである。文字写真については、奈良文化財研究所の中村一郎氏撮影の赤外線写真を中心に掲載した。可視光写真については、既報告の写真を使用した。
- ③ 木簡と墨書き土器の出土状況とその年代観を示す。
- ④ 木簡と墨書き土器に書かれている内容について検討を行う。
- ⑤ 伊場遺跡における発掘調査の総括として、成果を弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代の3時代に分けてまとめる。

奈良文化財研究所との共同研究

A. 木簡再解読

木簡と墨書き土器は、2002年3月22日付けで静岡県指定有形文化財となったのを機会に、伊場遺跡群出土の全文字資料について網羅的に再検討を行い資料化するとともに、公開活用を計ろうといった気運が、伊場遺跡の発掘調査報告書の総括をどのように進めるかを検討する内で起こった。文字資料の再検討及び写真撮影については、2004年～2006年の3年間にわたって独立行政法人奈良文化財研究所（史料研究室 渡辺晃宏室長）に共同研究委託「伊場遺跡他出土木簡等再解説」として依頼した。木簡の実測図の修正及び作図については、2004年から文字の再検討を基に伊場遺跡から始めた。木簡編（第1冊）に掲載された分については、再検討を基に報告書掲載図の加筆修正を行った。遺物編2（第4冊）に掲載されたものについては、実測図がほとんど未了であったため、大半は実測を新たに行なった。城山遺跡の出土木簡も、実測図がほとんど作成されていないため、新たに実測した。しかし木簡は乾燥し変形が進み、現状において実測に耐えないものもあり、それらについては出土直後に撮影された写真（可視光・赤外線）を利用して、出土時に近い状況の図面を作成した。それ以外の1990年以降調査された梶子、梶子北、中村遺跡等から出土した木簡については、再検討を基に実測図を修正した。

B. 墨書き土器の再解読

墨書き土器については、奈良文化財研究所との委託契約に基づき1年間に1回、延べ3回、浜松市において再検討を行った。また、奈良文化財研究所の独自調査として、年1回程度の調査が行われた。写真撮影については2006・07年度に、文字が判読でき典型となりうる墨書き土器を奈良文化財研究所に

運搬し、赤外線写真等の撮影を依頼した。この期に奈良文化財研究所において2回、さらに浜松で2回、合計4回の墨書き土器の検討会を行った。墨書き土器の実測図は、遺物編2（第4冊）及び『城山遺跡発掘調査報告書』に載せられたものの、文字については図化されていなかった。その後伊場遺跡出土品については、遺物編6（第8冊）で文字を含めて一部が再実測された。遺物編6に掲載されたものについては、その図を点検し、再検討の結果をもとに修正を行った。

城山遺跡出土品については、國學院大學が調査した1次分については現在博物館において保管されているものののみを再実測した。なお第1次調査で出土したものは、一部が所在不明となっている。第2～4次については、保管されているものの、文字の図化は行われていないこと、既報告の実測図に不備が多いことから、結果的に全て再実測を行うこととなった。5～7次調査と試掘調査分については、再検討をもとに既報告の図を修正した。梶子遺跡については、第6・7次調査で出土した墨書き土器は新たに実測もしくは再実測し、それ以外の墨書き土器は、再検討をもとに既報告の図面を修した。梶子北、梶子北三永地区、中村、鳥居松、九反田、東若林、若林村西、東野宮遺跡等の伊場遺跡群から出土した墨書き土器についても、報告書に掲載された図を再検討に基づいて修正を行った。

年	実施日	実施場所	検討内容
2004年	6月8・9日	奈良文化財研究所	伊場1～34号木簡
	9月2・3日	奈良文化財研究所	伊場35～52号木簡
2005年	2月22・23日	浜松市博物館	伊場墨書1～137
	4月26・27日	浜松市博物館	伊場墨書138～242・281～348 城山3次墨書1～35、城山7次墨書 九反田、東野宮、梶子北の複数文字の墨書
	5月16・17日	奈良文化財研究所	伊場53～89号木簡
2006年	6月13・14日	奈良文化財研究所	伊場90～108号木簡、城山1～12号木簡
	10月17・18日	奈良文化財研究所	城山13～33号木簡、中村木簡・墨書
	1月23・24日	奈良文化財研究所	城山34～40号木簡、梶子木簡
2007年	2月20・21日	浜松市埋蔵文化財事務所	城山1次墨書1～15、城山2次墨書1～19 城山3次墨書36～65、伊場墨書243～406
	7月31日・8月1日	奈良文化財研究所	梶子北木簡9点、大蒲木簡4点
	11月20・21日	奈良文化財研究所	梶子木簡・中村木簡
2008年	1月23・24日	浜松市埋蔵文化財事務所	城山3次墨書66～145、伊場墨書413～465
	3月12・13日	奈良文化財研究所	城山3次墨書146～219
	5月21・22日	奈良文化財研究所	城山6次墨書、梶子6・7・9・10次墨書、伊場補遺墨書、東前木簡・墨書
	6月18・19日	浜松市埋蔵文化財事務所	九反田、梶子北、梶子北(三永)、中村、村西等の墨書

作業工程表	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
本簡等再解読 (共同研究)	1年次			
	2年次			
	3年次			
自然遺物分析				
補遺編刊行				
本簡・墨書き再実測				
本簡・墨書きトレース				
図版仕上げ				*****
総括編刊行				*****

挿表4 木簡等再解読作業工程表

第3節 報告書作成の作業経過

奈良文化財研究所との間で、伊場遺跡群出土の文字資料について再解読を行うための委託事業（共同研究）が開始されるに先立ち、今後3年間で行わなければならない作業量の洗い出しを行った。その結果、まずは伊場遺跡の木簡と墨書き土器について釈文の再検討および実測図と写真を揃えることから始め、次いで城山遺跡を行うこととした。それが完了した段階で、伊場遺跡群内の残りの遺跡について木簡を優先的に行い、余裕があれば墨書き土器についても行うこととした。

第1年次（2004年）

2004年4月から5月上旬

木簡と墨書き土器の所在を確認し、未実測の木簡や墨書き土器の数量など作業量を確認した。奈良文化財研究所との委託契約に伴う事務手続を行った。

5月19日～8月23日

伊場木簡の実測 7次調査までに出土した1号～77号木簡については遺物編1に掲載されているが、それ以降の31点（～108号）については一部のものを除いて実測が行われていなかった。この31点について実測を行った。なお、これらの木簡の釈文と写真については遺物編2（第4冊）に掲載されている。また、静岡県史には写真を基に見取り図が作成されており、それも参考にして、実測図の作成を行った。

実測作業員は1名で、7月は別業務で作業は中断したが、8月下旬には完了した。

8月24日～2005年3月15日

伊場遺跡出土墨書き土器の実測 伊場遺跡出土墨書き土器については遺物編2（第4冊）で報告されているが、文字の実測は省略されていた。そこで文字の図だけを加筆する予定であったが、土器本体の実測図面に不備が多く認められたため、ほとんど再実測することとなった。作業は11月下旬から始め、12月は別業務で中断したが、3月15日にはほぼ完了した。作業員は前半が1人で、後半は2名で行った。伊場遺跡で出土した墨書き土器で未実測なのは、遺物編6で取り上げたものだけとなった。

第2年次（2005年）

2005年4月20日～10月5日

城山遺跡出土墨書き土器・木簡の実測 城山遺跡出土墨書き土器については報告書に掲載されているが、伊場遺跡と同様に文字の実測は省略されていた。1次と2次調査で出土した資料も合わせて今回、全て再実測を行った。作業員は2名で、5月中旬には、未実測分の城山木簡について実測を行い、検討会の成果をふまえて、それ以外の木簡についても図面の修正を行った。

10月6日～21日

伊場遺跡で出土した墨書き土器のうち、遺物編6で取り扱ったものについて、作業員2名で再実測を行った。

10月下旬～2006年1月13日

墨書き土器の実測図面については確認を済ませ、木簡についてはトレース用の版組みを行った。作業は、11月から12月上旬においては、別事業に従事したため中断を余儀なくされた。12月12日より墨書き土器の版組みを行ったが、別業務と並行して行ったため作業員は1～2名が断続的に担当した。

2006年1月16日～3月末

木簡と墨書き土器のトレースは、作業員1名ずつが担当し、作業を並行して行った。墨書き土器については3月中旬から作業員を3名に増員し、木簡とともに5月12日までにトレースを完了した。

3年次（2006年）

4月初旬から5月12日までトレース作業およびその修正・整飾を行った。墨書き土器のトレース図面は、翌2007年にかけて、検討会の成果を踏まえて、その都度修正した。

2006年5月～6月末

墨書き土器については、今後の活用を図るために、石膏復元を行った。作業は大規模な発掘調査が入り、作業員の手配ができなくなったため、6月末で中断することとなった。この期間に復元が完了した土器約120点については、他の業務の合間を見て2007年2月7日に写真撮影（側面写真）を行った。

4年次（2007年）

2006年度末には『伊場遺跡補遺編』が完成し、今年度は『総括編』の刊行予定である。中断していた墨書き土器の復元作業を5月より再開した。作業は1名で、9月末まで行われ、続いて側面写真を撮影した。写真類の編集は、11～12月に奈良文化財研究所で撮影された木筒の赤外線写真・可視光写真・カラー写真、墨書き土器の赤外線写真・可視光写真と、当方で撮影した各種写真を加えて編集・割り付けを行った。木筒と墨書き土器のトレース図面の仕上げは4～5月に行い、その後、多少の修正を加えて12月末までには完成させた。

原稿は、11月より執筆し、12月までの2ヶ月間を要した。1月には奈良文化財研究所の先生方の原稿と共に割り付けを行ない、印刷に付した。

作業内容	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
木筒	再実測・修正	2004	伊	—	伊	—							城
		2005	城	—									—
	版組／トレース	2005					版	■		トレ	—	—	—
	トレース	2006	—	—									
墨書き	再実測	2004				伊	—	伊	—	伊	—	伊	—
		2005	城	—	—	—	伊	—	伊	—	伊	—	伊
	リスト・版組	2005	—	リスト					版	—	版	—	版
	トレース	2005											
	2006	—	—	—	修正	—	修正	—	修正	—	修正	—	修正
	整飾（修正）	2007	—	---	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2005												
	復元／写真	2006	—	—	—							写	—
	2007	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	写
木筒・墨書き	写真割付	2007											
報告書	原稿執筆												
	全体編集・割付	2007											
	入稿・校正・納品												

(伊—伊場遺跡 城—城山遺跡)

挿表5 総括編作成作業工程表

木筒実測図作成 熊谷洋子（文化財担当課非常勤職員）・中村玲子

墨書き土器実測図作成 中村玲子

実測図トレース 熊谷洋子・鶴田育世・清水香枝・藤森紀子

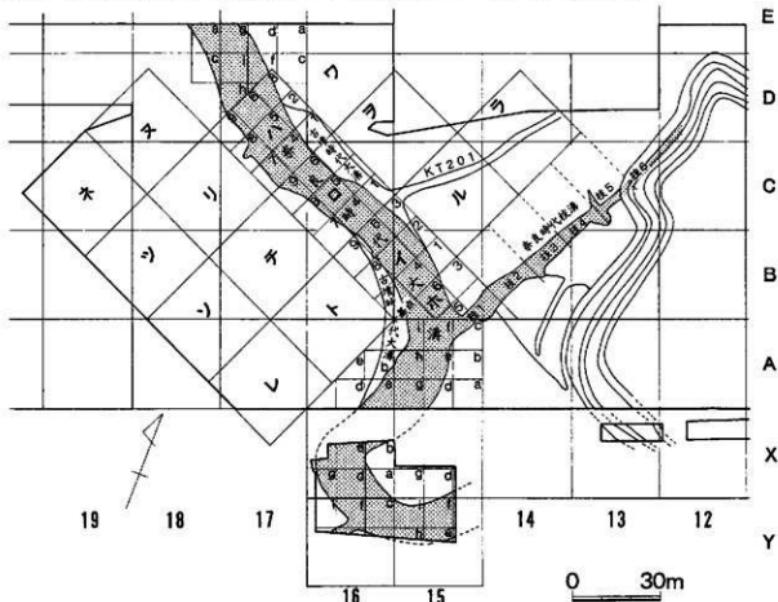
第2章 伊場遺跡の発掘区設定方法と大溝層位

第1節 発掘区とその表記方法

伊場遺跡の発掘調査は、JR東海道本線と、その北側に並行して流れる堀留川に挟まれた、東西に細長い区域を対象としていた。基準点は、第2次発掘調査での試掘位置を基に、東海道本線と南北横断道路の交点を原点（A1区）とした。発掘区は一区を30m四方で設定し、東海道本線に沿って西方向へABC、北方向を1・2・3とした（挿図3参照）。第3次以降の本調査は、この細長い対象地中央付近に限られたため、出土品のほとんどは東西列で言う10区から20区に集中した。

なお、東海道本線以南の発掘にあたって、XY区が追加設定された（同図）。

ところで第4次調査では、後に「大溝」と呼称した埋没河川とその両岸の調査が開始された。この大規模な遺構の方向が、設定した発掘区に対して約45度斜行することが確認されていたので、発掘区も45度回転して再度設定した。この新発掘区も30m四方で、設定順にイロハで呼称した。従って大溝周辺では、出土位置について二通りの表記の仕方が生じた。本報告書では、遺構の検出位置や遺物の出土位置は、発掘当時の記載のとおりに表記することにした。各区はさらに10m四方の小区（9区）に細分されている（挿図3参照）。すなわち、ABC区では「A15b区」、イロハ区では「リ4区」のように表示されている。地区名に続けて示されている記号は、出土遺構または層位で、大溝ではローマ数字、その他ではABCを使用している。大溝層位については、第2節で示す。



挿図3 伊場遺跡大溝周辺の発掘区・小区配置図

第2節 大溝の層序と年代観

大溝の層序については、『遺構編』(第2冊)に詳細が説明されているが、その概略を記しておく。

第I層から第VII層までに区分されていて、全体の組成は泥炭層・粘土層・砂層に分けることが可能である。I層は耕作土で、II層は水田床土、III層が泥炭層、IV・V層が有機質粘土層、VI～VII層が砂層もしくは砂質粘土層である。IV層とV層との中間には泥炭層が挟まれる場所があり、これがIV層とV層とを分ける鍵層とした。またIV層は泥炭質でやや青味がかった粘土層であり、V層はやや粘質に欠け、砂質を帯びる部分が多くみられた。V層は当初Va, Vb, VcもしくはV上, V中, V下と細分したが、その後の調査でさらに下までV層が及んでいて、それが従来の細分とは異なっていたため、V1, V2, V3と呼び変えたことにした。V層には貝層が多く挟まっていた、その上面や周辺には有機物の堆積が顕著であった。下層にいくにしたがい砂の薄層や細かなブロックを含む層、あるいは植物質を夾雜する層などが交互に現れてくる。八区の西岸ではこうした互層が顕著であってV2層とは異なる遺物群を含んでいたため、V4層として把えた。またホ区東岸からA15区東岸にかけての地域にはV層とVI層とに挟まれて青灰色微砂質粘土層が認められ、天武朝の紀年銘木簡が含まれていた。これもV4層と把えた。したがってVI層は砂層の無遺物層と規定したが、ホ区ではVI層がやや粘性を帯びていて、遺物を含んでいたものと考えられる。VII層は粒子の粗い砂層で、部分的に分解していない有機物を含んでいる。VIII層は比較的細かい粒子の砂層もしくは微砂質粘土層である。VII層及びVIII層には植物遺体や砂ブロックなどが入り混って偽層となる部分が多く、一区画離れると層が連続しないのが一般的であった。したがってVII・VIII層ともa・b・cに3区分したが、同一層と認識した層であっても、隣接する層で組成が異なっている部分が認められた。

以上の層までの年代観については、III層は基本的に無遺物層であり、年代を示す資料が少ないが、IV層とのかねあいから11～12世紀に比定できるものと考えられる。IVa層およびIVb層は9世紀から10世紀の堆積物で、木簡第77号が出土した。IVc層は無遺物層である。V1層はいわゆる奈良朝様式最後の土器群を出土させる地層で、8世紀後半から9世紀初頭頃に比定される。V2層は天平年間の紀年銘木簡が出土したので、8世紀中葉から後半に比定される。V3層は、最古の奈良朝様式の土器群が出土し、また天武朝の紀年銘木簡が伴ったので、7世紀末年頃より8世紀前半に比定される。V4層は部分的に認められた層であるが、比較的短期間の単純層と考えられ、7世紀後半に比定できる。VIIa層は7世紀中葉に比定されるが、VIIb・VIIc層には6世紀中葉から7世紀前半の遺物が混在した。VIIa～VIIc層は5世紀後半頃より6世紀中葉までに堆積したものであるが、各層を細分したほどに年代を限定することはできなかった。以上が年代観の大綱であるが、IV層の堆積がV層堆積後に大溝を改修してから始まったと判断された断面図がある(『伊場遺跡遺構編』別冊図版第38図A)。事実V1層には現在10世紀前半代と考えられる土器群が混在している地点が数カ所確認されていて、改修を裏付けるものと思われるが、1972年の第11次調査を含めて現段階では改修を積極的に認め得ない。したがってV1層の年代観は、若干の幅を持たせる必要があるものと思われる。

第3次調査地点と層序について 第4次調査によって新たにグリッドを設定したほか、層序の呼称も変更した。しかし、出土遺物については混乱を避けるため、第3次調査区の名称をそのまま使用し、表示した。地区表示については、挿図3を参照されたい。出土層位については、第3次のIV層は第4次以降のIVa層に、V層はIVc層もしくはIVb層に対比される。VI層にはV1層及びV2層が含まれてVIII層がV3層もしくはV4層に対比される。

第3章 伊場遺跡群における木簡と墨書土器の出土状況

第1節 伊場遺跡

木簡は、ほとんどが埋没河川である伊場大溝から出土したものである。大溝覆土の層位については前述したが、木簡は大半が奈良時代のV層で、一部が平安時代のIV層から出土した。また大溝に注いでいる枝溝からも9点が、そして108号木簡の1点が東部地区において弥生時代の環濠北端部と切り合う遺構から出土した。

伊場大溝の中には貝塚があり、その周辺には土器や木製品など集積する傾向が認められた。そこで分布図に示すとおり、地点区分を行い、遺物群のグルーピングを試みた。これは細かな年代を無視した便宜的な区分であって、意味あるものは、さらなる検討が必要である。大溝に面して存在した建物群の性格を明らかにするには、そこから出され廃棄された物の種類や量が、貴重な資料となる。地点の名称は、大溝の「O」を冠しOA～ONと示した。

なお、木簡や墨書土器の出土状況については、伊場木簡編（第1冊）、墨書土器編（遺物編2＝第4冊）から抜粋し、修正を加えて掲載した。また、城山遺跡の2・3次調査分についても同様に、『城山遺跡発掘調査報告書』（可美村1981）から掲載した。それ以外の遺跡については、各報告書を参考に記述した。

木簡や墨書土器以外の文字資料として、焼火箸による焼書や線刻による刻書のある木製品や土器も加えた。さらに、官衙に関連した遺物として、硯、鈎帶金具、石帶、唐三彩、綠釉陶器、瓦、皇朝十二錢なども加え、紹介する。

A. 木簡

第1号 OH・OI両地点いずれともつけかねる位置の、大溝中央部V層から出土した。V層出土の土器群は、須恵器III-1・2期とIV-1期のものが混在した（編年は浜松市2004・05=P.102）。したがって、木簡の年代は、須恵器IV-1期とする他ない。IV-1期は、7世紀中葉と考えられていることから、現状では伊場遺跡最古の木簡である。

第2号 OI地点で、V層より下から出土した。層位的にみて、伊場木簡中最古のグループに入るものである。木簡と同一レベルから出土した土器群は、IV期（7世紀中～後葉）に比定される須恵器を主体としていた。

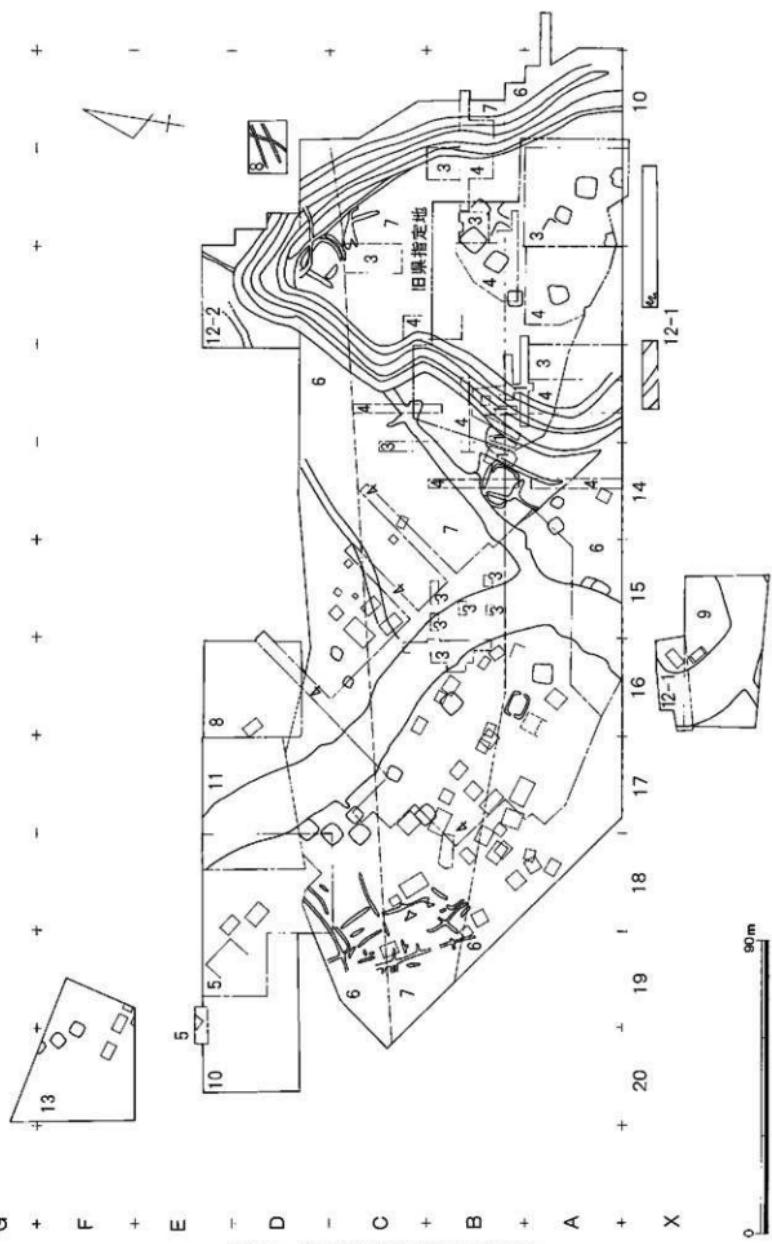
第3号 線路にごく近い大溝東縁A15dS区で発見された。奈良時代層（V層）を完掘し、さらに古墳時代層（VII層）へ掘り進めたところ、この部分にだけ青色の緻密な粘土層があり、木簡はその中に含まれていた。土器は伴出しなかったが、層位的に見て、8世紀には降らない、7世紀後半と推定しえ得よう。

第4号 線路近くの大溝西縁に接して出土した。V層下位に含まれるが、伴出した土器は、この木簡の年代に及ばない。OG地点の南端にあたる。

第5号 線路に近い大溝西縁近くから出土した。V層下位に属し、奈良時代の中では古いものとみられる。OG地点の南端にあたる。

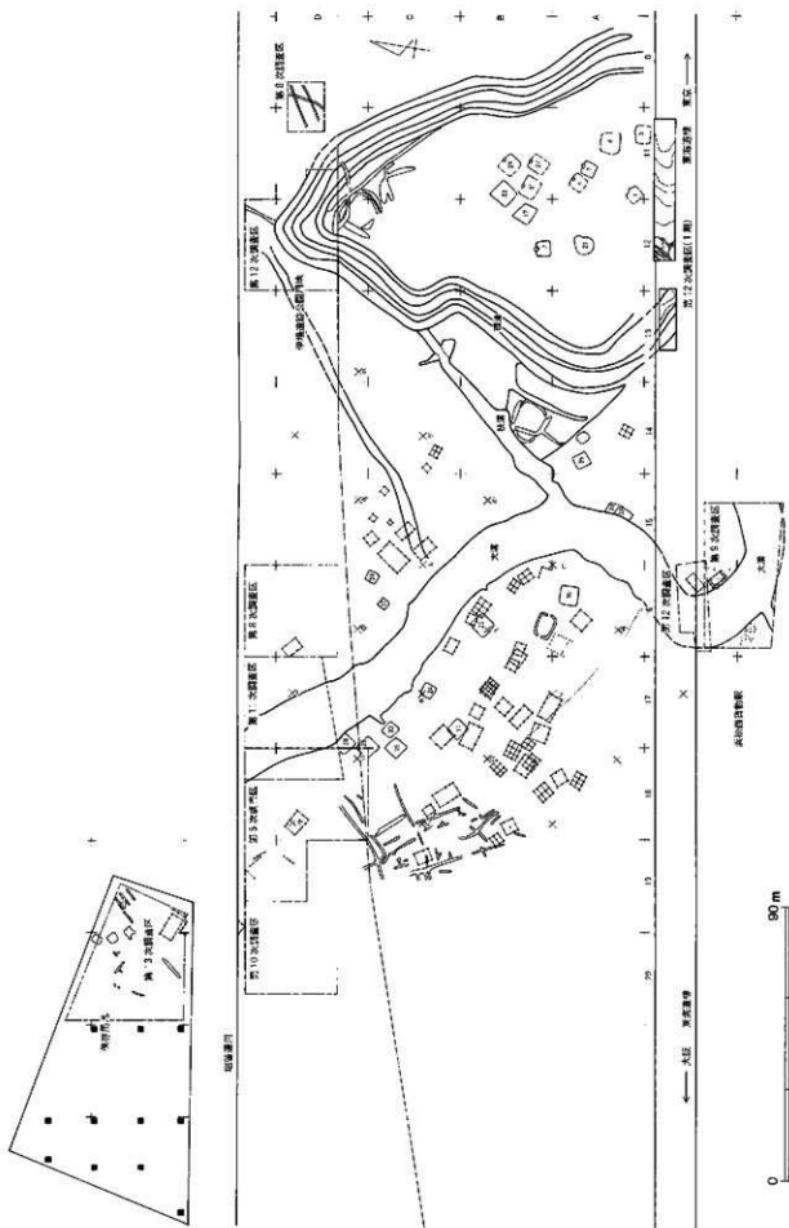
第6号 OA地点で、第10号の近くから出土したが、より下層である。

第7号 OE地点の南、大溝南縁に近いV層の下位から出土した。



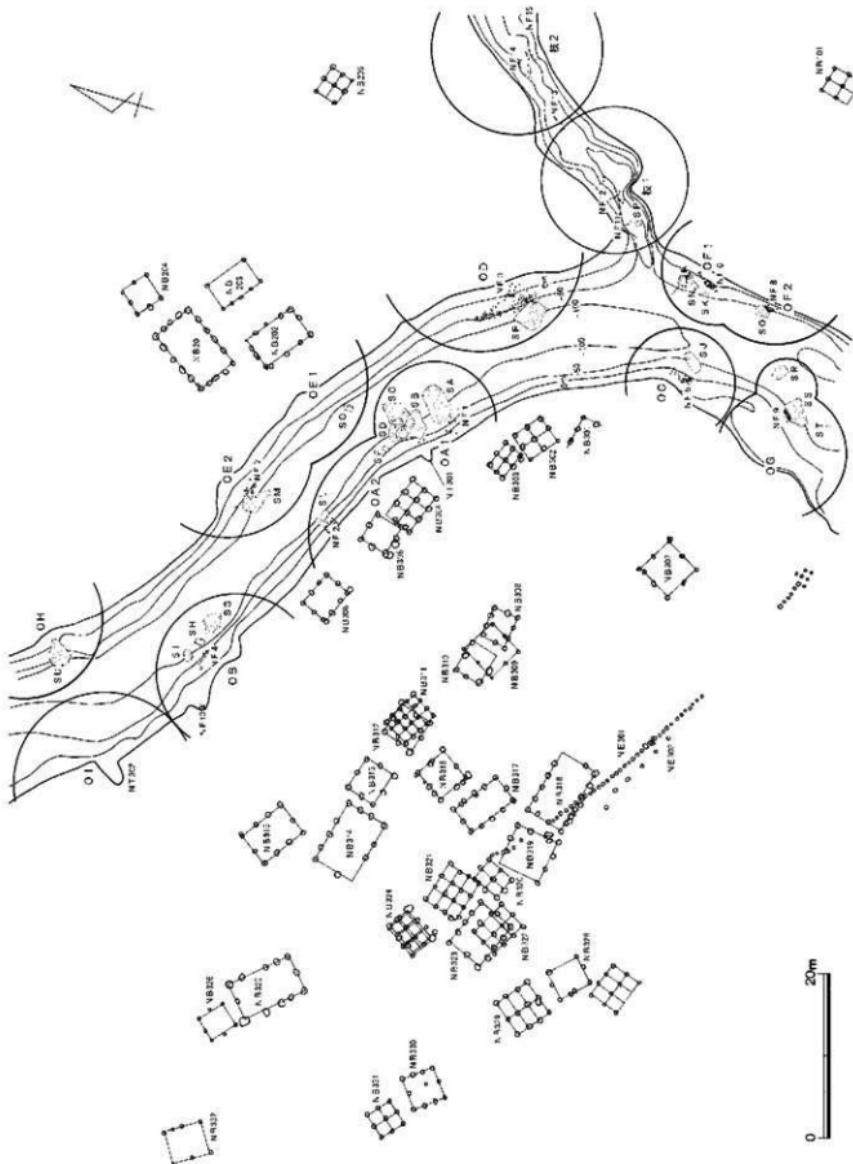
挿図4 伊場遺跡年次別調査区位置図

- 第8号 OA地点の貝塚Aと同じレベルで発見された。
- 第9号 OD地点の枝溝出口付近から出土した。VI層上面に流入した有機質粘土層から、IV-2・3期（7世紀後葉）の須恵器に伴出した。
- 第10号 OA地点としては西に偏した部分（OAⅡ）の南縁に近いところから発見された。V層の中層位に当り、第37号より深い。
- 第11号 OF地点（A15e区）の大溝東岸に近いV層最下層から出土した。
- 第12号 OF地点（A15e区）の東縁に近いV層の最下層、VI層にほとんど密着して発見された。
- 第13号 OF地点（A15e区）の東縁に近いV層の最下位から出土した。
- 第14号 2片に折れていて、下半部はOE地点の西側、大溝北縁に近い地点のV層中位から出土し、上半部は、60m離れたOC地点から出土した。
- 第15号 OE地点の南、第7号木簡に近いところから出土した。
- 第16号 OC地点の西寄り、大溝西縁近くで出土した。
- 第17号 OD地点の南方、大溝南縁から出土した。大溝の縁辺部にあたり、層位の確認はむずかしいが、V層の下層部とみられる。
- 第18号 枝溝1区と呼ぶホ2・5区の枝溝中から出土したものである。この枝溝は、大溝から分かれて東北方向へまっすぐ延びていた。内部の堆積は大溝内と似かよっていて、この木簡は、V層（奈良時代層）中から出土した。
- 第19号 枝溝1区から出土した。付近からは祭祀遺物が多く出土した。
- 第20号 OG地点、大溝縁に付いて出土した。V層としては最下位に属する。
- 第21号 OG地点の貝塚S北側で、大溝の縁に打ち寄せられたような状態で出土した。V層中位に含まれていたので、8世紀前半代としてよい。ただし、大溝の縁であるため、層位の確定がむずかしく、年代観についてはやや不安が残る。
- 第22号 OG地点の貝塚Sの北側、第21号などの近くから出土した。
- 第23号 OG地点の大溝上縁に近いところで出土した。この部分は、貝層の西側から南へ浅い溝状の窪地になっていた。第20・23・24・25・26号などは、この溝状の窪地の底から発見されたものである。
- 第24号 OG地点の貝塚Sの南側から出土した。
- 第25号 OG地点の浅い溝状の窪地から出土した。
- 第26号 第25号と同じくOG地点の浅い溝状の窪地から出土した。
- 第27号 OH地点において、大溝北縁から流入した青灰色砂質粘土層中から出土した。大溝改修後間もなくの堆積とすれば、奈良時代でもかなり古い年代のものといえるが、縁のために細かい年代比定はむずかしい。
- 第28号 OC地点の北側、V層下部から出土した。
- 第29号 OC・OF・OG地点のほぼ中間のV層下部から出土した。
- 第30号 東海道本線に近い大溝西縁、OG地点のA15g N区から出土した。木簡は奈良時代層（V層）の下層から、古墳時代層へと、垂直に突き刺した状態で発見された。上端が欠失していることの一因は、このような出土状況の木簡に気付くことが遅れて削り取ってしまったためである。
- 第31号 OD地点の大溝北縁に並ぶ杭列の中から出土した。
- 第32号 枝溝2区（ル8区）から出土。木簡を含めて、枝溝出土の第61号から第65号までの6点は、ほぼ同一地点のものといえる。
- 第33号 第3次調査で出土。OA地点の貝塚Bと同一レベルで、木簡第34号より上から出土した。



挿図 5 伊場遺跡全体図

- 第34号** 第3次調査で、伊場遺跡における第1号の木簡として出土したもの。OA地点の南縁に密着して発見された。縁の部分は斜面のため、層位の確定がむずかしい。
- 第35号** OA地点の貝塚B上層部分で出土した。
- 第36号** 第3次調査の出土木製品を整理する過程で、見つけたものである。
- 第37号** OA2地点において、第6・10号よりやや西寄り、V層の最上層から出土した。
- 第38号** OB地点の大溝中央部から出土した。
- 第39号** OE地点の南、大溝南縁に接するように、V層中において上下を逆にし、直立した状態で出土した。V層を上層から下層まで、貫いて出土したが、上には平安時代前期の包含層が堆積していることから、この木簡は奈良時代の可能性が高い。ただし、奈良時代に限定できるかについては、V層上部に灰釉陶器が伴う場合があるため、平安時代前葉まで降る可能性を考慮しておく必要がある。
- 第40号** 第39号（百怪咒符木簡）と近接したOE地点南、V層としては上層から出土した。
- 第41号** OD地点の貝塚Eの西に近く、貝層の上層と同じレベルで出土した。貝塚Eは上下2層からなり、上層は奈良時代でも新しい時期と推定される。
- 第42号** OD地点では貝層のはじまるあたりに、大溝に直交する杭列があって、この木簡はその中から出土した。層位は明確でないが、貝層の上層部（奈良時代後期）より新しくはない。
- 第43号** OG地点の大溝中、西縁寄りから出土した。V層（奈良時代層）の上半部に含まれる。
- 第44号** OF2地点の線路近く、大溝東縁寄りから出土した。V層上位に属する。
- 第45号** OF2地点で、大溝東縁より出土した。V層に属する。
- 第46号** OF2地点で、大溝東寄りから出土。V層。
- 第47号** OF2地点の南から出土。V層。
- 第48号** OF地点南、V層出土。
- 第49号** OF地点南、V層出土。
- 第50号** 貝塚Rの上位から出土。大溝西縁OG地点に含まれられる。
- 第51号** OF2地点で、貝塚Qの上面において、大溝縁に貼り付くような状態で出土した。表土に近い位置で出土したため、風化がはげしい。
- 第52号** 線路近くの大溝中央部で出土。V層中位に属する。
- 第53号** 線路近くの大溝西縁から出土。V層中位に属する。
- 第54号** 第52号・53号とともに、線路ぎわの大溝中央部より出土した。出土状態からして、第44号以下第54号までの第50号を除く9点は、ひとつのグループとみてよい。この分布状態からみると、東海道本線の下に、ひとつの地点を想定できそうである。
- 第55号** 線路近くの大溝西縁から出土した。V層中位に含まれる。貝塚Sを中心とするOG地点とした地区に含めておく。
- 第56号** OG地点の貝塚Sの北側、大溝西縁に沿うような状態で出土した。V層中位に属する。
- 第57号** OG地点の貝塚Sの北側から出土した。V層中位以下に属するが、大溝の縁に接していたので、層位の確定は困難である。
- 第58号** 第57号とほぼ同じ位置から出土した。
- 第59号** 第60、69~73、2号木簡とともに、OI地区で発見された。大溝中央寄りのV層上部からの出土。
- 第60号** 第59号木簡の近くから出土した。
- 第61号** 枝溝2区（ル8区）で出土した。この付近には杭列もあり、木製品もかなりまとまって出土



挿図6 伊場遺跡大溝周辺律令時代主要遺構群分布図

した。

第62号 枝溝2区（ル8区）から出土した。

第63号 枝溝2区（ル5区）から出土した。

第64号 枝溝2区（ル8区）出土。

第65号 枝溝2区（ル5区）出土。

第66号 O F 2地点の西、東海道本線ぎわの大溝東縁から出土した。出土層位は不明。

第67号 O B 地点の北縁寄りから出土した。出土層位は明確にできないが、IV層とV層の中間に当る。

第68号 O A 地点の東、大溝中央辺から出土した。層位の確定がむずかしい地点ではあるが、V層の上半部に含まれることは確かである。

第69号 O I 地区の大溝中央付近から出土したが、平安時代初めごろの大改修以後に、堆積した泥炭層（IV層）中から出土した。この木簡の年代は層位的に、平安時代初期とみてよい。

第70号 O I 地区のほぼ中央部で、大溝中央より西側に偏して出土した。V層としてもその上層からの出土である。

第71号 大溝西南縁寄りで出土した。O I 地区に含められる。

第72号 O I 地区北寄りの大溝中央付近、V層上位から出土した。

第73号 O I 地区の大溝西南にNT302と呼ぶ小溝があり、この木簡はその出口付近から出土した。雜片として取り上げた木製品の中で確認した木簡のため、正確な出土位置や層位はわからない。

第74号 O F 地区、枝溝の出口付近において、捕魚施設（魾・貝塚N）と考えられる遺構が発見された。木簡はこの施設の下から出土した。

第75号 第74号同様、捕魚施設の下から出土したものである。

第76号 O C 地区から出土した木製品を整理中に、発見したものである。

第77号 O F 地点のIV層から、出土したものである。この木簡と伴出した灰釉陶器は、製作地が浜北区宮口の吉名古窯跡と推定し得る特徴をもつものである。この地方における平安時代中期の土器群に対し、実年代観を与えるための扱いどころとなる資料である。

第78号 O L 地点において奈良時代層の下位から検出された。付近からは祭祀遺物が出土した。

第79号 大溝は東海道本線を潛ってその南に至ると、大きく東へ曲流している。その西縁は攻撃斜面となっていて、河岸段丘状のテラスを有している。ここには小貝塚群があつて、多数の墨書き土器や木簡が出土したので、O J 地点と呼称した。当木簡はO J 地点のやや南寄りで検出された。出土層位は奈良時代層の上位にあたるが、O J 地点では灰釉陶器や須恵器が混在したので、年代は特定できない。

第80号 O J 地点より灰釉陶器と伴に検出された。

第81号 O J 地点において奈良時代層の上位より検出された。

第82号 O K 地点の奈良時代層の中位より検出された。

第83号 O J 地点の東寄り、V層上位の下部より検出された。O J 地点のV層は年代幅が大きいものの、下部より検出されたので奈良時代とみたい。

第84号 O J 地点の東にはO K 地点と一線を画するように、幅約2.7mの枝溝が南北方向から入り込んでいる。枝溝には、水を導入するために設けられたと考えられる杭列（NF17）が大溝内に直交しており、木簡はその東側（O K 地点）から検出された。V層の中位から検出されたが、杭が打たれた影響で層位に乱れがあり、年代観は確かではない。

第85号 O J 地点において貝塚Xの下部より検出された。出土層位及び伴出土器は8世紀後半代に比定される。古い木簡が混入したものと考えられる。

- 第86号 O K地点、枝溝の出口において、奈良時代層の下位より検出された。
- 第87号 O J地点とO K地点とを区画する杭列（N F 18）の西側に接して出土。奈良時代層の最下部から検出されたもので、7世紀代に比定できる。
- 第88号 第9次調査の発掘区東壁断面より検出された。O L地点、奈良時代層の上位にあたる。
- 第89号 第9次調査の発掘区北壁断面より検出された。O J地点、奈良時代層の上位にあたるが、年代は特定できない。
- 第90号 O J地点において、V層の上位より灰釉陶器や須恵器と共に検出された。
- 第91号 O M地点の南半部は河岸段丘状になつていて、II～V1層までが整合的には水平堆積していた。木簡は、IVb層から検出されたもので、層位的には平安時代に属する。しかし同一層位から箱形环身に墨書した「2」の墨書土器（栗原鐸長）が検出されたので、8世紀まで遡るかもしれない。
- 第92号 O N地点の北側東縁には、古墳時代流路によって形成された小さな湾状の窪地があつて、奈良時代になるとそこに有機物を多く含む粘土層が堆積した。ここから集中して検出された4点の木簡の1つである。層位的には、奈良時代層の下位に含まれる。
- 第93号 O N地点において、奈良時代後半の層位より検出された。
- 第94号 O N地点において、奈良時代後半の層位より検出された。
- 第95号 O N地点、奈良時代層の下部にあたる大溝底面より、斜に突き刺さった状態で検出された。
- 第96号 O N地点において、奈良時代層の中位から検出された。
- 第97号 O M地点において、奈良時代層の中位から検出された。
- 第98号 O H地点において、奈良時代層の下位より検出された。
- 第99号 O H地点において、奈良時代層の下位より検出された。
- 第100号 O M地点において、奈良時代層の下位より検出された。
- 第101号 河岸段丘状になった大溝内のO M地点において、平安時代層の中位より検出された。
- 第102号 O H地点において、奈良時代層の上位より検出されたが、詳細な年代は特定できない。
- 第103号 O H地点において、奈良時代層の下位より検出された。
- 第104号 大溝内O I地点において、奈良時代層の下位から出土した。
- 第105号 第12次の1期調査区O J地点において、発掘区南壁面より検出された。平安時代層の上位に頭を出して、奈良時代層まで斜めに突き刺さった状態で検出された。
- 第106号 O J地点の北側において、奈良時代層の上位より検出された。
- 第107号 O J地点の北側において、奈良時代層の中位より検出された。
- 第108号 D12区で検出された。東部地区北半は弥生時代環濠や奈良時代枝溝N T003・N T004などが複雑に入り乱れていて、木簡を伴う構造を明確に把えることはできなかった。木簡はN T003の延長線上で検出されていること、また木簡が出土した地点の堆積層がN T003と共通することから、当木簡はN T003に伴っていた可能性が最も高いと考えられる。
- 第109号（人形） O C地点の大溝の中央部、V層の中層位から出土した。この人形に描かれた人面の表現は、平城宮跡の出土品にはないという。
- 第110号（曲物底板） O E地点のV層から出土した。曲物の底板に、焼火箸と思われるもので「足」と記されている。
- 第111号（曲物底板） O C地点の大溝中央寄りで、平安時代の包含層から出土した。「クレゾコ」に作られた曲物底板の表に、焼火箸で書いた「太」の文字と線刻で書いた「拘」の文字がある。
- 第8冊106（曲物底板） 伊場遺跡遺物編第8冊には、県指定文化財から漏れてしまった焼火箸によ

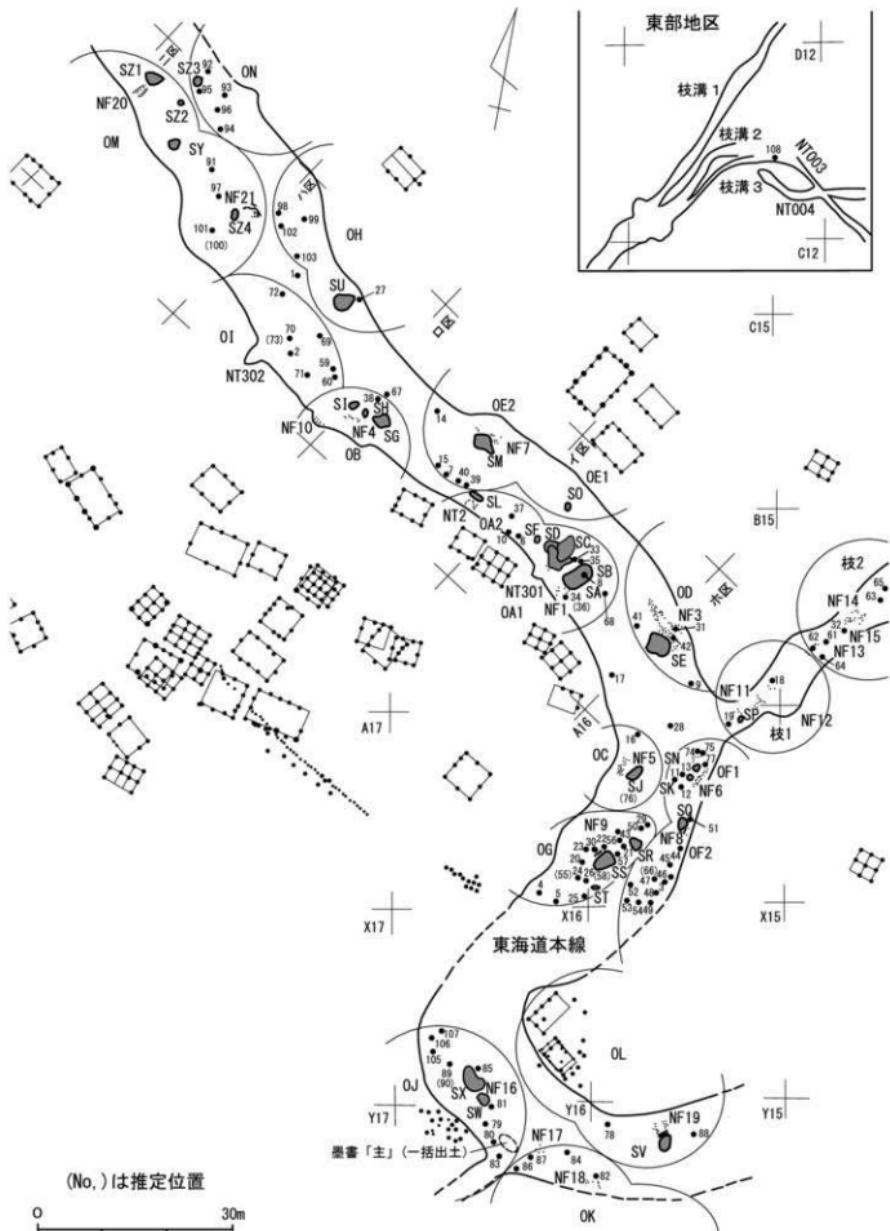


図7 伊場遺跡大溝出土木簡分布図

り書かれた文字資料が、以下3例存在する。当例は、OG地点とOF2地点の間のA15g区V層から出土した。曲物底板の底面には、焼書された文字もしくは記号がある。

第8冊117（曲物底板） OH地点とOI地点の間のハ6E区IV層から出土した。「クレゾコ」の曲物底板の底面に「千」と焼書されたもので、側板の一部も残存する。

第8冊742（曲物底板） OH地点のD17e区V1層から出土した曲物底板の破片である。焼火箸により書かれた文字で、「宇」の下半部のようにも見える。

B. 墨書き土器

約470点の資料のうち、450点以上が大溝内より検出された。大溝外では、弥生時代環濠の北隅に認められた溝状遺構群からNo24が検出された他、E20区付近の掘立柱建物群に沿って、No285等7点が検出された。またNo413～415は13次調査区の建物及びその周辺から出土した。詳細については、一覧表を参照されたい。

大溝以外での層位は、A層～D層に区分され、A層が表土層、B層が古墳時代以降の包含層、C層が無遺物層である。遺物の多くは、表土層を除去する過程で検出された。直接遺構に伴出したものではないが、E20区で検出されたNo286と大溝内OM地点で検出されたNo287等は、同型式同筆跡であり、掘立柱建物群と大溝内出土遺物との間には機的な関連が存在したことを示唆する例と思われる。同様なことはNo24とNo23等でも言えるかもしれない。

大溝内には、大別して堆積層を異にする3時期の流路が確認された。第1はⅦ・Ⅷ層を覆土とした古墳時代の流路で、粗砂を主体とし、粘土と流木を挟み込んでいた。最下層から古式の須恵器が検出されたことから、概ね5世紀から7世紀前半までの流路と見られる。奈良時代の流路によって浸食されているため、当期の流路覆土は大溝の両岸側に認められたに過ぎないが、幅約20m、深さ約2.5mのかなり流れが速い川であったことが知られる。

第2は、主にV層を覆土とした奈良時代の流路で、有機物を多く含んだ粘土層であって、部分的に砂を挟んでいるが、古墳時代の流路覆土とは駆別できた。第3は、Ⅲ層を覆土とした鎌倉時代の流路である。黒色に変化した未分解の有機物で構成されていて、奈良時代流路の全体を覆うように、浅く幅広く流れている箇所と奈良時代流路の一部に切り込んで、狭く深く流れている箇所とが認められた。

以上の流路のほか、主にⅣ層を覆土とした平安時代の流路も存在するが、有機物を多く含んだ粘土層であって、奈良時代の流路覆土とは明確に区分しづらい。概ね、奈良時代の流路と重複しているが、鎌倉時代の流路に沿う傾向が認められた。

墨書き土器はII層より10点以上、III層より10点前後、IV層より約210点、V層より210点以上、その他約10点が検出されたが、前述のとおり大溝は常に古い流路覆土を浸透しながら蛇行しているので、古い遺物が新しい層に紛れ込む可能性があり、層位の年代観がそのまま土器の年代観と一致しているとは限らない。またV層と認識した一部に、平安時代の遺物を伴うことが、第11次調査で認められた。よってV層の上層ないしはVI層とした遺物については、平安時代まで降る可能性を考慮しておく必要が生じた。

地点別の墨書き土器の出土状況については、遺物編2でまとめているが、OA地点、OF地点、OJ地点、OM地点に出土頻度の高さが指摘できる。奈良時代に限ると、この他にOH地点にもまとまりを認めることができる。ほぼ、木簡の出土状況と墨書き土器の出土状況は一致しているが、OG地点では木簡18点に対して墨書き土器1点と極端な差がある地点もあった。

挿図8には、郡衙等の施設名に係るもの、職名、地名（郷・里名）、人名などの、8世紀を中心と

した主要な墨書土器の分布を示した。これによると、O A 地点・O C 地点・O D 地点・O J 地点など、調査された大溝の南半に多く、O D 地点を除くといずれも右（西）岸側にある。O A 地点・O C 地点の西側、O J 地点の北側一帯は、律令時代の掘立柱建物が密集する地区であり、伊場遺跡の中心部と考えられているところである。

C. その他

硯 専用の硯は、伊場大溝から円面硯と風字硯の2点が発見されただけである。円面硯はイ7区のV層（奈良時代層）から出土したが、透かしがあけられた脚部の大半と、海部の外周が欠損していた（挿図26-10）。面径は、15.6cmである。

風字硯はハ6区のIV層から出土したが、硯面の破片である（挿図26-12）。硯面の中央には黒墨と朱墨を分けるための隆帯が存在し、2色の墨は良く残存している。

転用硯は大溝から、第8冊では154点が発見されたと記載されているが、さらに第10冊で追加されていることから、実数は160点を優に超える。転用硯の出土位置は、貝塚に伴って出土する場合が多く、第11冊の出土遺物一覧表（追加分も含む）を参照に集計すると、その数は総数の約3割の59点に及ぶ。その中でも、O F1地点のSK（5点）、O H地点のSU（10点）、O J地点のSW（10点）、同SX（21点）での出土が顕著である。東海道本線南側において9次調査で発掘したO J地点SW・SXの2貝塚では合わせて30点を超えた。また、地区別では、線路北側のA区（OG・OF地点）での出土量が最も多く、北にゆくほど減少する傾向にある（第8冊第91図）。木簡は線路のすぐ北側、墨書土器は線路のすぐ南側での出土が多く、線路周辺での文字資料の多さと、転用硯の分布は関連するものと思われる。

第8冊に示された実測図において、墨書土器と判別できたものは138点あり、その内訳は、須恵器が127点で灰釉陶器が11点であった。須恵器は有台坏身が40点、摘蓋が52点で、この2者で70%を超える。その他、箱坏5、有台箱坏4、平頂蓋3、皿6、有台皿1、盤2、有台盤2、碗7、壺蓋片5がある。灰釉陶器は碗が8、皿が3である。なお、朱墨はこの数値の中に含まれており、有台坏身、摘蓋、灰釉陶器皿で各1点である。硯面として使用する部位は、有台坏身や有台箱坏では倒置して高台部を、摘蓋や平頂蓋は倒置して天井部裏面を、皿・盤・碗は坏部内面を一般的には使用する。詳細な出土位置と層位については、第8冊の実測図版を参照されたい。

その他、硯関係では、水滴と考えられる横瓶形の小型須恵器（第8冊44図）、小型の長頸壺（同48図）が発見されている。

銘帯金具・石帶 銘帯金具は丸鞘と巡方の2点が、線路のすぐ北側のA16区V層と、同じく南側のX16区V層から出土した（挿図26-1・2）。とともに木簡や墨書土器など文字資料が多く出土したところからの発見である。丸鞘は、裏金を欠くが3本の鉄が残る。大きさは幅が2.5cm、綫が1.6cmである。巡方は裏金で、四隅に小孔が空けられている。大きさは幅が2.2cm、綫が1.8cmである。

石帶は蛇尾で、A10区において弥生時代の東側環濠の上を覆う水田床土から出土した（挿図26-5）。石材は緑色凝灰岩で、半分を欠損する。裏面には探り孔があけられているが、垂直にあけた孔は表面まで貫通している。大きさは、幅が3.5cmである。

絵馬・綠釉陶器 絵馬は7点が大溝から出土した（第122図1～7号）。1号と4号は牛、5号～7号は馬、2号と3号は脚部の表現が残るだけであるが馬のようである。年代は8世紀後葉から9世紀代で、平安時代に下るものが多い。綠釉陶器は、角高台の小破片の1点だけで、4次調査の大溝ホ5区II層から出土した。年代は、9世紀のものであろう。



図8 伊場遺跡大溝出土主要墨書き土器分布図

地 点	木簡No	総数111点	点 数
O A	I 8・33・36・68	6	
	II 6・10・37	3	
O B	38・67	2	
O C	16・28・76・人形109・曲物110	5	
O D	9・17・31・41・42	5	
O E	7・14・15・39・40・曲物111	6	
O F	I 11～13・74・75・77	6	
	II 3・44～49・51～54・66	12	
O G	4・5・20～26・29・30・43・50・55～58	17	
O H	1・27・98・99・102・103	6	
O I	2・59・60・69～73・104	9	
O J	79・80・83・85・87・89・90・105～107	11	
O K	81・82・84・86	3	
O L	78・88	2	
O M	91・97・100・101	4	
O N	92～96	5	
枝溝1	18・19	2	
枝溝2	32・61～65	6	
東部地区	108	1	

挿表6 伊場木簡出土地点一覧表

第2節 城山遺跡

A. 城山遺跡1次調査

戦後、伊場遺跡では艦砲弾の破裂穴から弥生土器が発見され、國學院大学に情報が寄せられた。この時期には静岡市では登呂遺跡の発掘調査が、愛知県豊橋市では瓜郷遺跡の発掘調査が熱心に行われ、その影響で駿河と三河の中間地帯の遠江における弥生社会の解明にも関心が高まった。これらの調査に啓発され、伊場遺跡における発掘調査は、1949年から國學院大学によって実施されることとなった。調査は、1949～50年にかけて4回行われ、その2期調査（1949年8～9月）の最終日に、ボーリングによる探査が伊場遺跡周辺に広がる水田一帯において、行われた。この探査はにより、伊場遺跡の西方600mあたりの水田下より木製品、墨書がある土師器坏身、須恵器が確認された。これが、城山遺跡の発見であるが、当時は伊場遺跡の城山集落と呼ばれた。

第2期調査の成果をもとに、第3期調査（1949年12月）が実施された。これが城山遺跡の1次調査である。基本的な層序は、以下のとおりである。

耕作層	20～25cm	（3次調査のⅠ層）
灰黄色粘土層	2～3cm	（3次調査のⅡ層）
混砂粘土層	10～15cm	（3次調査のⅢ層）
有機質土層	10～15cm	包含層（3次調査のⅣ層）
青色粘土層	30cm	（3次調査のV層＝伊場C層相当）3～4世紀・無遺物層
基盤砂層		

墨書土器 1次調査では木簡は確認されていないが、多くの墨書土器が発見され、注目された。墨書土器はおもに有機質土層からの出土で、他には富寿神宝がその上部から出土した。この地区からは灰釉陶器の出土が多く、底面に「太」と書かれたものが3例（1次14・15・217）、須恵器箱坏では「足」

(1次9)と書かれたものがある。

富寿神宝 有機質土層から出土した。同一層から出土した須恵器・土師器・灰釉陶器に対し、実年代観を与えるための根拠となる資料である。

B. 城山遺跡2・3・4次調査

発掘調査は、2次の試掘調査をもとに、埋立工事に先立ち3・4次調査として実施された。調査面積は約2,000m²で、古代の遺構としては掘立柱建物跡2棟分、櫛跡などが発見された。調査区は、北側が砂丘の高まりであるものの、大半は湿地であった。古代の遺構は、北側の高まりに接する湿地部分に造成された整地層の上に存在した。整地層は東西に長く、方向から考えて杭列NF1・NF2と関係する可能性が高い(挿図9)。

調査地区は、近年まではほとんどが水田であり、その標高は0.90mと伊場遺跡の西部地区(古代の建物群が発見された一帯)の水田面と変わりない。湿地部の基本層序は、5層に分けることができた。

第I層 淡黄色砂質粘土層の水田耕作土である。厚さは20cm前後あり北側部分では、高いところから砂が供給されたため砂質が強い。

第II層 淡青灰色砂質粘土層で、粒子の粗い砂を多く含み、西側部分では、管鉄が発達し黄褐色を呈していた。厚さは10cm前後と薄い。かつて北側に発達していた砂丘を崩し、整地した時点で形成されたものと判断される。当層からは古墳時代後期以降、近世に至る各時期の土器片などが検出された。

第III層 南に向けて極めて緩やかに下り傾斜を示している黒褐色有機質粘土層で、調査地区全域を被っているが、調査区北側部分では黒褐色粘土層の上層(Ⅲa層)と暗茶褐色混砂泥炭層(草炭層)の下層(Ⅲb層)の2層に分けられる。Ⅲa層は、厚さ7cm程と薄く、認められない地区も存在した。また有機質に富み、炭化物がかなり混入している地区も見られた。Ⅲb層は厚さ15cm前後で、場所によつては20cmを越えていた。地区によつては、砂質が強いところ、また草炭質が強いところ、炭化物が多いところなどの相違を見せていた。このⅢ層は、平安時代前葉から中葉にかけての良好な遺物包含層であるが、a・b層間に出土遺物には若干の混在も見られるなど、2層の間に明確な時代差を見出すことはできなかった。遺物の出土状況は、調査区北側に集中し、A30列以南では、急激に減少した。

第IV層 灰色を帯びた有機質粘土層であるが、炭酸鉄結石粒の存在によって、上層の灰茶色有機質粘土層(Ⅳa層)と下層の炭酸鉄結石粒混じりの灰色有機質粘土層(Ⅳb層)の2層に分けられた。Ⅳa層は、木片や炭化物の混入が多く、幾分砂質を帯び、一部地区では鉄分も多く、やや黄褐色を呈していた。層の厚さは地区によってかなりの差があるが北側で厚く、調査区の西側から東に向かって若干薄くなる傾向が見られた。厚いところで30cm前後確認できた。このⅣ層中からは、奈良時代前半から後半の遺物が多量に検出されたが、その中でもⅣa層からは、奈良時代中葉から後半代のものが多い。Ⅳb層は上部ではやや砂質を帯び、炭化物を混入するが、下部では、それらは検出されずや白色を呈し粘質が強い。層の厚さは、10cm前後と薄く、調査区の西側から東側に向かって薄くなる傾向が見られる。この層からは、奈良時代前半から中葉の遺物が多く出土し、神亀6年(天平元年)とされる具注暦本筒(第27号)や天平5年木筒(第30号)、月生木筒(32号-1)等の木筒も、この層からの出土である。なお、この層の下面是標高が0~10cm前後であった。隣接する伊場遺跡の調査から、この付近一帯の奈良時代末から平安時代にかけての水位は標高0mを下らないことが判明しているので、当第IV層下底面は、當時低湿地で建物が建てられるような地域ではなかったと推定される。そのため、調査区の北側地区においては30cm程の盛土をして、整地層を築成しなければならなかつたと思われる。

第V層 青灰色粘土層で、出土遺物はほとんど検出されなかつた。層の厚さは、40cm前後であり、

伊場遺跡でC層と呼んだ層に比定される。V層以下の層序をA50B20の地点でみると、暗青灰色粘土層が10cm程の厚さがあり、黒色泥炭層25cm程、有機物を多く含んだ青灰色粘土層15cm程、黒色泥炭層30cm程、灰色砂層10cm程、暗褐色泥炭層15cm程、明褐色泥炭層15cm程、青灰色砂層5cm程、木片を含む黒色泥炭層10cm程が続き、そして砂層へ至る。調査の段階では、この砂層面で猛烈な湧水点に達した。標高は、-160cm前後の深さである。

木簡の出土状況

木簡は、40点が出土した。内訳は第2次調査で5点、第3次調査で34点、第4次調査で1点の計40点である。このうち5点が、戦国時代に掘られた居館の堀と推定される溝TT1から出土した中世の墨書き木である。残る35点は、整地層上の土壌NH1から出土した第18号木簡を除き、すべて整地層南の奈良時代から平安時代の包含層から出土した。この整地層南側一帯は、奈良時代中頃には低湿地であったようで、この時期の堆積層である第IVa層や第IVb層には、草や木片などの分解しきれない有機物が数多く含まれていた。木簡もまたこうした層中から発見されたが、残念なことに多くは、地表面から比較的浅い場所に長い間埋もれていたこともあって、草の根の影響や乾燥などによって、墨の残るべき表面が腐朽していた。また整地層の南から発見された木簡は、いずれも整地層南縁からほぼ5m以内から出土しており、整地層上より破棄された状態を示しているように思われた。さらに、整地層のはば中央にあたるA10B30区からは、10数点の木簡とともに木簡の削り屑なども多量に見つかった。このことは、最も官衙的色彩の強い遺物といわれる木簡が、この場所で作成され、使用されて、破棄されたことを示すものとして注目された。その他、注目される遺物には、唐三彩陶枕、鉄製壺蓋、綠釉陶器などがある（挿図26・27）。

第1号 2次調査で出土。出土木簡の中では最も整地層から離れたA20B20区の第IIIb下層ないし第IVa上層から出土した。

第2・3号 A10B40区の中世溝TT1南縁において、外側から流れ込んだ灰色砂層中から同形態をした木片2片とともに出土した。

第4号 A10B20区の第IV層下位から出土。

第5号 A10B40区の中世溝TT1から出土。

第6・7号 A10B30区の中世溝内土橋状遺構の頂部に、わずかに残されていた奈良時代の包含層中より2点が接して出土。

第8・9号 調査区の西端、A10B50区の中世溝TT1から2点が接して出土。

第10・11号 A10B50区の中世溝の南縁に近い第IV層下位から、2点はは接して出土。中世溝により整地層や杭列は損なわれていたが、出土地点は杭列NF1の延長線のやや南にあたる地点であり、整地層との関連も窺われる。

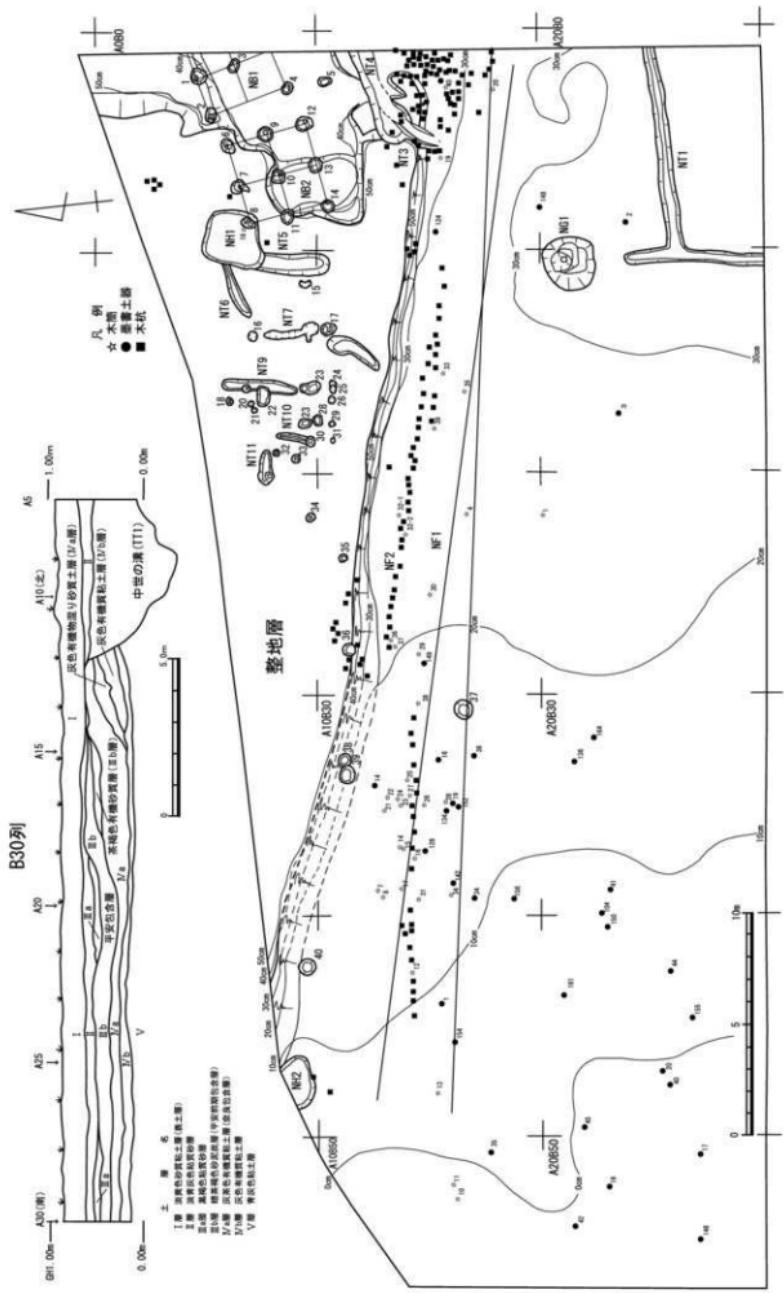
第12号 A10B40区の中世溝と接する付近の第IV層中から、木簡の削り屑と思われる雑片類に混じって出土。

第13号 A10B40区の第IV層中から出土。

第14・15号 木簡の削片。A10B30区の整地層南側第IV層中から、2点は重なり合って出土。この地区からは多くの木簡とともに、木簡材と思われる板材や木簡の削り屑と思われるものが多量に出土しており、この付近で木簡が作成されていた可能性が窺われた。

第16・17号 A10B30区の第IV層上位から出土。

第18号 A0B0区で検出された土壌NH1内の南東隅から出土。整地面上の遺構内から検出された唯一の木簡。遺構内からは年代の決め手となるような遺物は検出されなかつたが、遺構内に充満する土



挿図9 城山遺跡出土木簡・墨書き土器分布図

層は、整地層南の第Ⅲb層の草炭層と同じであり、遺構もほぼこの時期のものと考えられる。

第19号 A10B0区の整地層東南端木杭群の西端、第Ⅳ層下位から出土。

第20号 A10B0区の整地層東南端木杭群の南端、第Ⅳ層下位から出土。杭列の検出作業中に踏みつけてしまい、2片に分離したもので、もともとは同一個体である。

第21号 A10B30区の第Ⅳ層中から多くの雜片類に混じって出土。

第22~24号 杭列NF1とNF2に挟まれたA10B30区の第Ⅳ層下位から、3点が重なり合うようにして出土。

第25号 A10B30区の第Ⅳ層中から多くの木簡に混じって出土。

第26号 木簡の削片。A10B30区の第Ⅳ層中から出土。

第27号 A10B30区の杭列NF1とNF2に挟まれた第Ⅳ層下位から、多くの木簡とともに出土。この地点からは10数点の木簡と多数の雜片、削り屑などが出土したが、この木簡は、それらの中では最も下層の、ほぼ底面に近い場所から出土した。伴出遺物からは、奈良時代前半から中葉と推定できる。

第28号 A10B30区の杭列NF1の南側、第Ⅳ層中から出土。A10B30区から出土した10数点の木簡の中では最も南から出土した。これより南側では、削り屑や雜片さへ出土しなかった。

第29号 A10B20区の第Ⅳ層中から出土。

第30号 A10B20区の杭列NF1に接する付近の第Ⅳ層下位から出土。

第31号 A10B30区の杭列NF1の木杭の間、第Ⅳ層中から出土。

第32号 A10B20区の整地層南縁から2片に分かれて出土。南縁に密着するようにして見つかったもので、第Ⅳ層でも下位のものと考えられる。

第33・35・39号 A10B10区の杭列NF1とNF2が交差する付近の南側、第Ⅳ層中から出土。3点とも木簡として使用後、2次整形して再利用されている点が注目される。

第34号 A10B30区の杭列NF1より南へ2mほど離れた地点の第Ⅳ層中から出土。第28号とともに、A10B30区で発見された10数点の木簡の中では、最も南から出土。

第36・37号 木簡の削片。A10B20区の杭列NF2の木杭の間から、2点が接して出土。

第38号 木簡の削片。A10B30区の土層観察用に残した土堤の第Ⅳa層中から出土した。

第40号 4次調査で出土。A10B0区の整地層東南端にある木杭群の中に打ち込まれていた。

墨書土器の出土状況

個々の出土地点および検出層位は、分布図および一覧表を参照されたい。

墨書土器は、木簡や土器など他の遺物と同様に、整地層南側の第Ⅲ層及び第Ⅳ層から出土した。しかしながら、木簡の出土が整地層の南5mの範囲内に限られ、しかもそれが低湿地に投棄された状況を示すのに対して、墨書土器は整地層の南側全域から検出され、なかでも西側部分から数多くが出土するという違いが見られた。

硯 A10B20区の整地層南縁第Ⅳ層から出土した2点の円面硯がある（挿図26-6・7）。脚部に方形の透かしが明けられたものと、縦線で透かしを表現したものである。前者の南1mからは、天平五年銘のある第30号木簡が出土した。なお、2・3次調査の北東で実施した5次調査区においても、小型の円面硯が2点出土した（挿図26-8・9）。

転用硯は、いずれも須恵器で、報告書によれば20点以上存在する。皿や盤の内面を使用したもの、有台碗や有台皿の底部を使用したもの、摘蓋や平頂蓋の天井部内面を使ったものがある。いずれも須恵器の型式から8世紀末～9世紀前葉と考えられる。また、平瓶の形をした小型須恵器の水滴も存在する。

唐三彩陶枕 整地層のほぼ中央 A10B30区第IV層中で、杭列NF1の南側の狭い範囲において、12片の破片となり出土した（挿図26-15～17）。接合の結果、3個体分の陶枕であることが判明した。いずれも二次的な火を受けて変色し、唐三彩としての色調は失われている。文様は3個体とも、一对の鷺鷺が向かい合う構図である。年代は出土層位から、8世紀中葉から後半と推定される。

綠釉陶器 緑釉陶器は、壺・皿・碗の3点が出土した（挿図27-1～3）。3点とも出土地点、層位、年代が異なる。壺はA10B30区の整地層南縁第IV層から出土した破片である。碗は無台の完形品で、黄緑色をしている。皿は、輪花文が施された段皿である。

C. 城山遺跡 6次調査

城山遺跡 3次調査区の北側には第2砂丘の高まりがかつてあり、城山の地名の由来もそれにある。6次調査区は3次調査区から北に200mしか離れていないが、すでに砂堤列間湿地の中にある。発掘調査は、社員寮建設に先立って1995年8月から11月にかけて約1,400m²が調査された。調査の結果、6世紀代には乾燥化が進み、堅穴住居も営まれたようであるが、古代には居住環境に適さなかつたらしく、遺構は溝以外に発見されなかった。調査は近接してA・B・C地区の3箇所で行い、北側のC地区で伊場大溝の南肩部が、A・B調査区で大溝に注ぐと推定される浅い枝溝SD10が検出された。

第41号 出土した木簡は1点で、A地区において道路の下部構造とされる波板状遺構に類似した遺構に伴って出土した。「入野宗宜マ□」と書かれた城山第41号木簡には、8世紀中葉と考えられる須恵器有台坏身が共伴した。

墨書き土器 溝SD10から「稻麻呂」と書かれた8世紀後半代の須恵器皿と、「主」と書かれた平安時代の灰釉陶器碗が出土した。

D. 城山遺跡 7次調査

7次調査区は、3次調査区のわずか100m西側で、同じ第2砂丘の南縁辺部にあたる。発掘調査は、工場建設に先立ち1999年1月から3月にかけて、1,340m²が調査された。発掘調査により、7世紀から8世紀にかけての堅穴住居跡が不確実なものを含め7軒、掘立柱建物跡が6棟発見された。建物の規模や配置等は、郡衙などの公的施設であることを積極的に認めるものではなかった。

当調査区は、古代敷智郡衙の中心部の候補地に上げられていた一角であるが、それらしい建物群は確認されなかった。しかし鉢形金具や墨書き土器、平安時代に降るが綠釉陶器の存在は注目に値する。

墨書き土器 墨書き土器は、3点が包含層から出土した。2点は8世紀後半代の須恵器箱坏に、1点は10世紀の灰釉陶器碗に記されたものである。箱坏にはとともに複数の文字が書かれているが、残念ながら読めない。灰釉陶器には「朋万」と書かれている。「朋万」は1文字に合成された文字で、伊場遺跡群においては平安時代の土器に多く認められる。

鉢形金具 堅穴住居跡SB04の掘り方と掘立柱建物跡SH03の柱穴が切り合う部分から、革袋形土製品とともに出土した。金銅製の鉢尾で、裏金を留めていた鉢が3つ確認されている。年代は、8世紀代と推定される。

綠釉陶器 包含層から碗の破片が1点出土した。高台の形状から、10世紀の製品と推定される。

E. 城山遺跡2006調査

3次調査区の北西部北側で、店舗のサインポール建設に先立って調査した。調査面積は30m²だけであるが、比較的大型の柱穴と、10世紀の井戸が発見された。井戸は、板材を杭留めした外枠をもち、

底を抜いた曲物が2段に積まれ水溜とされていた。調査区が狭いため、都衙中心部としる決定的な証拠をつかむまでは至らなかった。

墨書土器 井戸の中から出土した10世紀の灰釉陶器碗には、「和」と書いたものが1点存在した。

第3節 梶子遺跡

A. 梶子遺跡 6次調査

梶子遺跡は、城山遺跡の北側を東西に貫く伊場大溝の北側一帯に存在する遺跡で、砂堤列間湿地に形成された微高地上に立地するが、現在はほぼ全域がJR東海浜松工場の敷地である。

発掘調査は、城山遺跡から真北に400mのところ、社屋建設に先立ち1982年5~12月に実施され、1,747m²の面積を調査した。文字資料には、木簡3点と墨書土器7点がある。木簡は3点ともNT1とした古代の溝から出土した。なお、第2・3号木簡は6次調査区の西側で、追加調査した守衛本部建物建設用地において、NT1の延長から出土した（挿図11）。

第1号 「万呂」と読める第1号木簡は、NT1の最下層から出土した。第1号は発掘の際に上半部の一部を欠損してしまったが、もともとは完形であった。

第2号 「廣万呂」と書かれた第2号は排水用の水路を掘削している際に出土したもので、中央部を欠損してしまった。

第3号 NT1の北縁に貼り付くようにして出土した。

曲物底板線刻 木簡の他に、直径が12cmほどの円形をしたクレゾコ曲物底板に、刃物による「大」の字を線刻した例がある。文字は腐食が進んだためか、現状では確認できないことから、掲載しなかった。

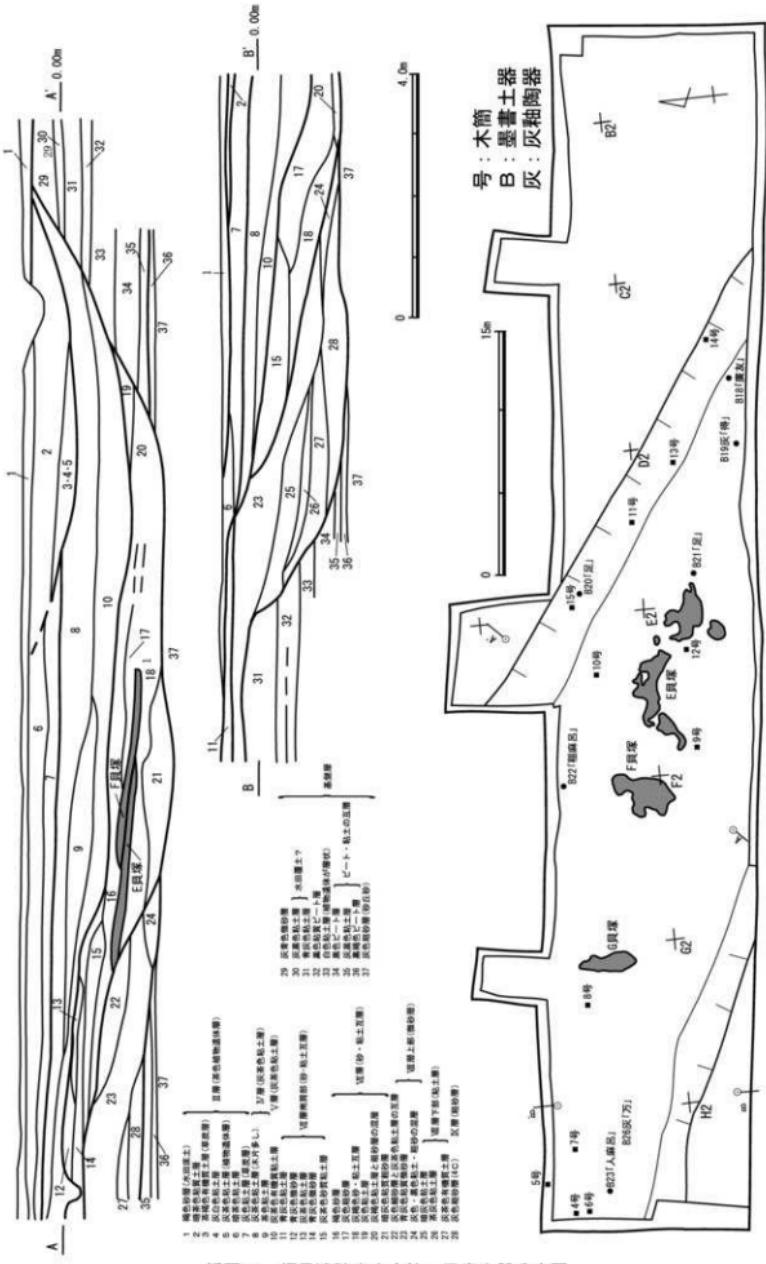
墨書土器 包含層から5点、NT1の下層から「丸」と書かれた須恵器有台碗の2、NT1の上層から文字が判読できない須恵器箱坏の4が出土した。包含層から出土したものの中にも、「丸」と書かれた須恵器箱坏の1・同皿の3がある。5は須恵器糸切碗、6は灰釉陶器碗とともに意味不明な文字が書かれている。

NT1からは、奈良時代後半代の土器が多く出土しているが、下層からは9世紀初頭に降る「丸」と書かれた須恵器有台碗の2などが出土していることから、溝の年代は、平安時代に降るものと推定される。6次調査区の北側は、梶子北遺跡の郡庁もしくは館と考えられる建物群が存在することから、建物群の南を区画する溝であった可能性もある。

B. 梶子遺跡 7次調査

発掘調査は、工場建設に先立ち、1982年10月から1983年3月にかけて実施され、約1,400m²が調査された。調査区は、堀留川を挟んで伊場遺跡の北200mのところにある。第1・2砂丘の列間湿地に流入した砂層を基盤とした微高地の南端に位置する。検出された遺構は、環濠や倉庫群など弥生時代を中心で、古代の遺構は溝1条と土壤2基が検出されただけである。

墨書土器 文字資料は、墨書土器が14点、刻書土器が1点で、いずれも調査区南西の低湿地部表土層から出土した。土器は、奈良時代前半代から平安時代中期（10世紀）の須恵器や灰釉陶器である。この墨書土器の中には「稻万呂」と書かれたものが存在する。刻書土器は、「善」と焼成前に線刻された湖西産須恵器である。これは、湖西窯の工人により、書かれたものであろう。



挿図10 梶子遺跡出土木簡・墨書き器分布図

C. 梶子遺跡 9次調査

発掘調査は、社宅新築に先立ち、1992年7月から12月にかけて実施され、約2,000m²が調査された。建てられる社宅は2棟でそれぞれ1,000m²であり、北側をA地区、南をB地区とした。B地区では7世紀代の掘立柱建物群が、A地区では伊場大溝の延長部分が発見された。

調査地点は城山遺跡5次調査区のすぐ北側であり、B地区の掘立柱建物群は城山遺跡から続く遺構群と推定される。検出された伊場大溝は、伊場遺跡13次調査区から北西に200m強のところに位置する。幅は約20m、深さは検出面から約-2.0mで、堆積層序はほぼ伊場遺跡での見解と一致する。しかし、各層の年代観については多少異なるので、説明をしておく。大溝の上層には、茶褐色有機質粘土層のⅢ層がある。この層は植物遺体が、十分に分解していない層で、木や草が腐らずに残存していた。出土遺物は少なく、鎌倉時代の山茶碗が希に伴った。

Ⅳ層の下にはIV・V層とした暗褐色有機質粘土層がある。IV層は茶色が強く、有機質が強いのに対し、V層は暗灰色で、植物遺体の分解も進んでいた。IV層からは8世紀末～9世紀初頭の土器群が、V層からは7世紀後葉から8世紀前半代の土器群が出土し、木筒や墨書き土器が伴出した。10世紀の灰釉陶器はIV層上部からⅢ層下部にかけて出土した。V層の下には粗砂層を途中に挟んだ褐色砂質土層のⅦ層があり、6世紀後半から7世紀中葉の土器群を伴っていた。さらに下には灰青色微砂層のⅧ層があり5世紀後半から6世紀前半の土器群を出土した。

大溝内の遺構は、7世紀代のものとして貝塚が2箇所とそれに伴う階段状遺構、8世紀代では貝塚が1箇所と階段状遺構、ヤナ、井戸などが存在した。

大溝からは、木筒が15点、墨書き土器が12点出土した（挿図10）。

第4号 調査区西端のH1区のV層下部から出土。G・H区IV層出土の8世紀末から9世紀初頭の土器群より、約50cm下層から出土したが、直接共伴した遺物はない。砂質が強くなったV層からの出土であり、層位的には8世紀でも前半代になる可能性がある。

第5号 調査区西端のH1区においてG・H区IV層土器群（8世紀末から9世紀初頭）と共に出土。

第6号 H1区のIV層下部から出土。G・H区IV層土器群の下約10cm。年代は8世紀代。

第7号 H1区のV層上部から出土。共伴遺物なし。年代は8世紀。

第8号 G1区のIV・V層の境界から出土。共伴遺物なし。年代は8世紀。

第9号 E2区の大溝肩部V層から出土。年代は共伴遺物から8世紀前半と推定。

第10号 E1区のIV層下部から出土。年代は共伴遺物から8世紀末～9世紀初頭と推定。

第11号 D1区のIV層下部から出土。年代は共伴遺物から8世紀末～9世紀初頭と推定。

第12号 E2区のV層下部から出土。年代は、8世紀前半の土器群の下約10cmから出土したので、7世紀代に遡る可能性がある。

第13号 D2区のIV層下部から出土。年代は共伴遺物から8世紀末～9世紀初頭と推定。

第14号 C2区の大溝北斜面のIV層から出土。年代は共伴遺物から8世紀末～9世紀初頭と推定。

第15号 D1区の大溝北肩部のIV層から出土。出土層位は8世紀末～9世紀初頭。

墨書き土器 墨書き土器の出土位置は分布図（挿図10）に、層位や器種等は一覧表に示したので、それを参照されたい。8世紀前半代のものは35であるが、書かれた文字は残念ながら不明である。大半の墨書き土器は大溝のIV層から出土したもので、「福麻呂」「人万呂」「廣友」などの人名の他、「人」「足」がある。IV層上部やⅢ層からは「得」「和」「万」と書かれた灰釉陶器碗が発見された。また、文字資料ではないが、人面墨画の土師器甕が、IV層から出土した。

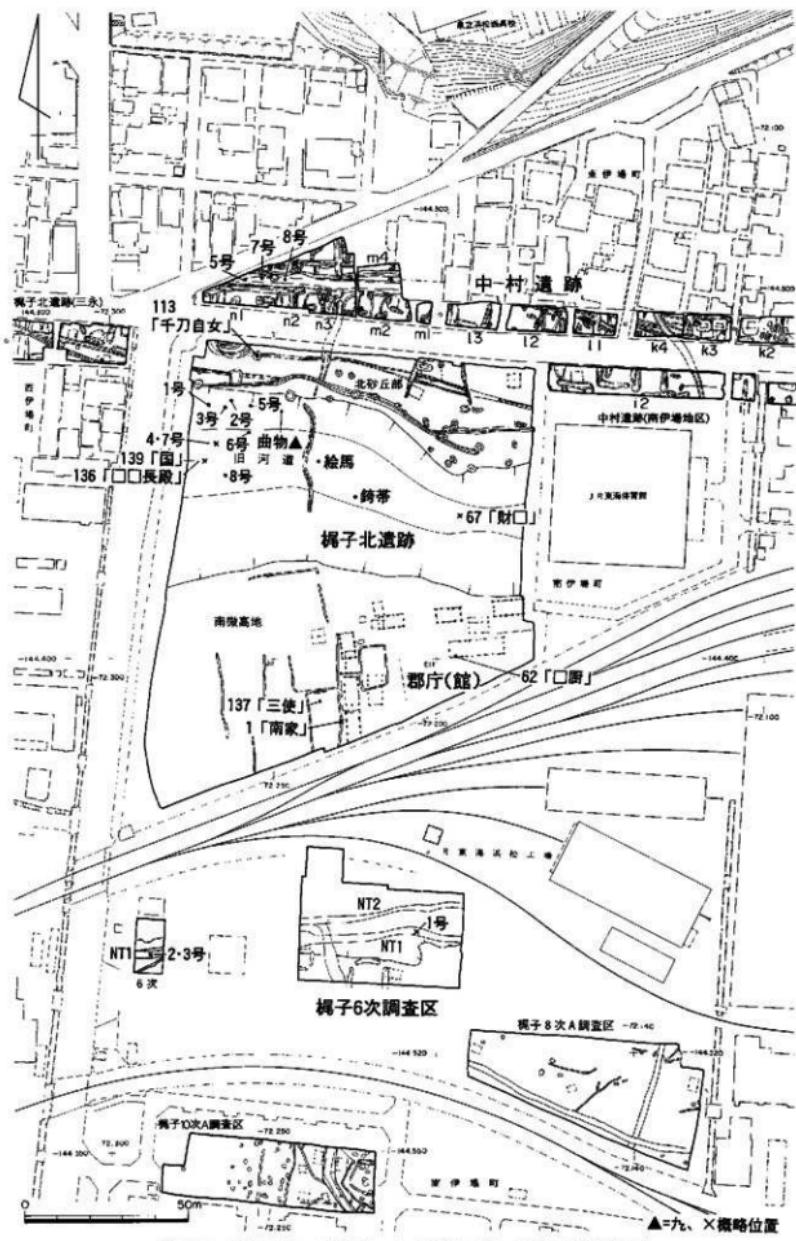


図11 梶子6次・梶子北・中村遺跡木簡・墨書土器分布図

D. 梶子遺跡10次調査

発掘調査は、社屋の建設に先立ち、2001年10月から2002年8月にかけて実施され、2,252m²を調査した。調査区は3箇所に分かれており、最も西側のA地区において墨書き土器が出土した。A地区は、城山遺跡3次調査区から真北に300mほど、梶子6次調査区からは南にわずか数10mのところに位置する。この地区は、砂堤列間湿地に形成された微高地にあたるが、周辺と比べて低く、古代の遺構はほとんど検出されなかった。

墨書き土器 墨書き土器はいずれも包含層からの出土で、8世紀後半から10世紀の須恵器や灰釉陶器に書かれたものである。読める文字は、平安時代に降るもので、「足」・「加」などである。

第4節 梶子北・中村遺跡

A. 梶子北遺跡（1次調査）

梶子北遺跡は、梶子遺跡の北側に位置することから付けられた遺跡名であり、6次調査区のすぐ北側で城山遺跡3次調査区からは真北に約500mのところである。発掘調査は、宅地造成に先立ち1994年4月から1995年7月にかけて実施され、13,200m²を調査した。南北150mに及ぶ調査区の旧地形は、北側が第1砂丘、南側が微高地、その間に旧河道であった。この河道を報告書では梶子北大溝とも呼んだが、埋没した自然の小川（旧流路）である。覆土の堆積状況は、下層に弥生時代～古墳時代前期の包含層が形成されているが、上層については、伊場大溝と変わりない。しかし伊場大溝と比べて各層は薄く、また後世の水田耕作等に伴う搅拌や擾乱が認められ、出土遺物には混乱も見られた。

北側の砂丘部では7世紀～8世紀の掘立柱建物跡、井戸などが発見されており、集落域と推定された。南微高地の東側には大型の掘立柱建物跡が棟を揃えてし字形に配置されており、9世紀の郡衙政庁もしくは館と推定された。検出された建物の総数は14棟で、庇が着くものや長屋風の建物もある。また建物群の中には櫛も確認され、その西側には区画溝のSD62・64が存在した。区画溝の西側はやや地盤が低くなり、細い溝が何条か存在するだけで、建物は見られなかった。

出土した8枚の木簡は、いずれも調査区の北西部、旧河道（埋没河川）の北岸（砂丘部側）から出土した（挿図11）。

第1号 「大領石山」と墨書きされた1号木簡は、古代の包含層の中では、下部から出土した。年代は8世紀と推定される。よって、南微高地にある郡衙もしくは館とされる建物群の年代よりも、先行する木簡と考えられる。

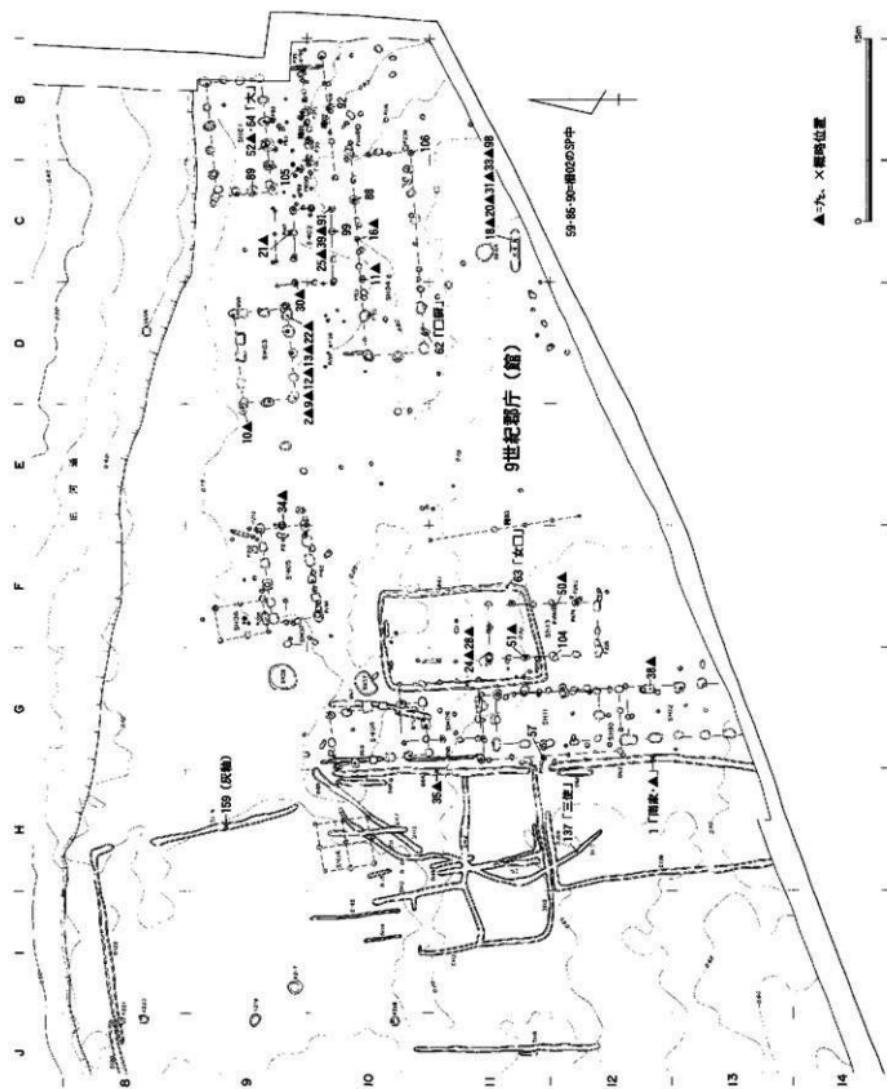
第2・3号 ともに「中寸宗宜マ里秦」と墨書きされた2枚の木簡は、川岸近くのSK189から出土した。SK189は浅い穴であるが、人為的なものであるか否かは不明である。SK189は旧河道の包含層に覆われており、年代は8世紀代と考えられる。第3号は、曲物底板を転用したものである。

第4・7・8号 3点の木簡は、古代の包含層中から出土した。8号には「宗宜部」が見える。年代は8世紀の可能性が高い。

第5・6号 古代の包含層の中では、下部から出土した。5号は「赤坂郷」と記す付札、6号は馬の記述がある過所木簡で、年代は層位から8世紀と推定される。

絵馬 旧河道の最も深い中央部から出土したもので、伊場遺跡からの連番で8号絵馬と名付けられた（第122図）。層位は古代の包含層の中では、下部から出土した。年代は、8世紀と推定される。

墨書き土器 墨書き土器は、南微高地の掘立柱建物群の中およびその周辺から出土したものが多い（挿図12）。南微高地から出土したものは大半が「丸」であった。「丸」は不確実なものを含めて58点で、内



挿図12 梶子北遺跡都府（もしくは館）出土墨書き土器分布図

南微高地の掘立柱建物群およびその周辺からは墨書き土器全体の3割近い36点が出土した。また、SD62・64より東の建物群内に限れば、判読できた27点中23点(85%)までが「丸」である。

「丸」は掘立柱建物跡SH01・02・03・04・05・12・13の柱穴、溝SD61・62、土壌SK181などから出土した。「丸」は建物もしくは建物群を示す可能性が考えられるものの、どんな字を崩したもののかは不明である。またこの空間からは「丸」に加えて「南家」が併記された例や、「郡厨」の可能性が高い例などがある。「丸」はこれ以外に、建物群の北側にある旧河道内で20点、さらに河道の北側にある砂丘部で2点が出土した。

旧河道から出土した墨書き土器は、「丸」を除けば、多くが平安時代の灰釉陶器であり、例えば足・万・六万・十万・加・印・印上・又・平などがある。須恵器の墨書き土器では「国」・「□□長殿」と記された8世紀前半葉の有台环身が注目される。北砂丘部では、素掘りの井戸SE10から「千刀自女」と女性名が2箇所に書かれた奈良時代後半の土器高盤が出土した。この井戸は、他に「万」と記した墨書き土器134、土馬、小型の須恵器横瓶、斎車が共伴するなど、祭祀に伴う遺構であった可能性が高い。同じく素掘りの井戸SE12では「朋万」と記した10世紀の灰釉陶器が、小型の曲物、斎車などとともに出土した。またSK31・32とした10世紀の素掘りの井戸からも「得」・「生」と墨書きされた灰釉陶器碗が出土した。

墨書き土器の出土傾向について記述してきたが、個々の出土位置や層位、または土器の年代観については分布図や一覧表に示したので、それらを参照されたい。

硯 脚部を欠いた円面硯が1点、旧河道の古代包含層中から出土した(挿図26)。年代は層位および周辺出土須恵器から、8世紀後半から9世紀前半と推定される。転用硯は、須恵器摘蓋と同平頂蓋を用いたものが1点ずつ同一層から出土した。これらは、須恵器の型式から、9世紀に降るものである。

銅帶金具 南微高地の建物群から、北にわずか30~40mしか離れていない旧河道の最も深い中央部から出土した。出土層位は古代の包含層の中では、下部にあたる。年代は、8世紀と推定される。

綠釉陶器 緑釉陶器は碗の口縁部と底部の破片で、5点が確認されたが、いずれも小片である。南微高地の建物群中にあるSH01の柱穴から碗と稜碗が、周辺の包含層から碗が出土した。残る2点は、北側の砂丘部包含層と旧河道の包含層からである(挿図27)。

B. 梶子北遺跡三永地区

梶子北遺跡三永地区は、西校坂下交差点より西側で、通称雄踏街道(県道龍禪寺雄踏線)沿いに存在する遺跡を指すが、名称については便宜的に付けられたものである。遺跡は、第1砂丘とその南にある湿地(旧河道)への落ち際に立地する。発掘調査は、県道拡幅に伴い、4,542m²を1999年~2002年度の4年間かけて行った。

古代の遺構や遺物は西へ行くほど希薄となるが、ほぼ全域に存在した。検出された古代の遺構は、豊穴住居跡11軒、掘立柱建物跡3棟、井戸1、溝などである。

墨書き土器 木簡は出土していないが、墨書き土器は15点が出土した。奈良時代の墨書き土器には「岡邊子犬」・「中」・「真」・「望」・「加」がある。「岡邊子犬」は須恵器摘蓋の内側に書かれたもので、準構造船の船材を加工して井戸枠とした井戸の底から出土した。摘蓋は完形で、横瓶形の須恵器ミニチュアと共に伴していることから、井戸に関わる祭祀に用いられた可能性が高い。他の墨書き土器は全て、溝からの出土である。

平安時代に降る9世紀から10世紀の墨書き土器には「有」・「平」・「生」がある。灰釉陶器碗と土師器环身に書かれた「有」は、SD208(下層をSD204)とした溝から6点がまとまって、「平」「生」

と書かれた灰釉陶器と伴に出土した。「生」は10世紀の灰釉陶器碗に、2文字が側面に書かれたものである。SD208の年代は、出土遺物から掘削は7世紀代に遡り、溝の性格は、形状が直線的かつ大規模であることから、古代敷智郡に関わる区画溝の可能性が高い。なお、平安時代の墨書き土器は、この溝の埋没時期に伴うものである。

緑釉陶器 緑釉陶器は、包含層から稜碗の小破片が1点出土したにすぎない（挿図27-11）。

C. 中村遺跡

中村遺跡は梶子北遺跡の北側に位置し、現雄踏街道が通っている第1砂丘上に立地する。梶子北遺跡三永地区とは、西校坂下交差点を境に便宜的に分けているにすぎない。また、梶子北遺跡（1次調査）の調査区北側は、第1砂丘上に存在しており、中村遺跡の西端部とは同一立地の同一遺跡である。梶子北遺跡は都府もしくは館が存在する南微高地に限定し、北側砂丘部の全域を中村遺跡とすべきであった。発掘調査は、梶子北遺跡三永地区と同様に県道拡幅に伴い、4,106m²を1999年～2003年度の5年間をかけて行った。

遺跡名称については以上のように混乱はあるが、中村遺跡と呼んだ地区からは、木簡と墨書き土器が出土した（挿図11・13）。木簡は、同じ溝からではあるが東西約550m離れた地点で出土した。この溝は、西側をSD01、東側をSD02と名付けているが、同一の溝と推定され、幅は4mで、法面は杭と粘土で養生されていた。ほぼ東西方向に直線的に掘られていることから、古代敷智郡に関わる区画溝の可能性が高い。なお、梶子北遺跡三永地区で検出されたSD208とは方向が少しずれており、異なる溝と考えられる。

第1～4号 東側の溝SD01から出土した木簡は、中村1～4号木簡で、1・2号は「中寸里人」・「小文里」などの内容から8世紀初頭以前の里制下に遡る可能性が高い。伴出土器は7世紀中葉から8世紀全般代のものであり、木簡に伴う土器を限定することはできなかった。

第5～7号 西側の溝SD02からは、中村5～7号木簡が出土した。これらの木簡は、「宗義マ」・「丈マ」など部をマと表記することから8世紀代に遡るが、前者と同様に土器との対応関係を明確にすることはできなかった。ただし、出土した土器からは、9世紀に遡ることはないと考えられる。

梶子北遺跡の木簡群は、西側の溝SD01からわずか30～50m南に存在したもので、両者は一連の遺物群と推定される。なお中村1号木簡と同じように、梶子北遺跡の木簡群の中にも「中寸」と地名を記したものがある。中寸は、中村のことでも今も中区伊場一丁目に小字名として残存する。中寸里と書かれるが、中寸郷とされた例はなく、奈良時代になり中寸とだけ表記するようになったのだろう。また、平安時代に書かれた和名抄には、この地名は記述されていない。

中世木簡 中村遺跡では中世溝（b1区SD01）から「蘇民将来子孫家也」（旧中村3号）・「蘇民将来子孫也」（旧中村10号）と書いた2点の中世木簡が発見された。年代は、伴出土器から16世紀と推定される。その他にも、中世後半の木簡が数点出土した。

墨書き土器 墨書き土器は12点が確認されたが、1点を除き木簡と同じ溝から出土した。8世紀後半の墨書き土器としてa3区（SD01）からは「万」「高□」「□邊カ」、e4区（SD13）からは「丸カ」、m3区（SD02）からは「大」が出土した。これらはいずれも、溝の名称は地区毎に異なるものの、同じ溝と考えられる遺構からの出土例である。10世紀の灰釉陶器には、m3区（SD02）から出土した「又々・寺」、i1区SK10から出土した「生カ」、g4区から出土した文字不明の例がある。

軒丸瓦 梶子北遺跡の北側に当たる中村遺跡n2区で、遺構には伴わなかったが、九反田遺跡と同範と考えられる白鳳系の軒丸瓦が出土した（挿図26-19）。

円面鏡 j 区包含層より円面鏡と考えられる脚部片が出土した。方形の透かしを 2 段に配したものである。なお、他に鏡や転用鏡は、認められなかった。

D. 中村遺跡南伊場地区

中村遺跡の内、旧雄踏街道を挟んで南側は、町名をとつて南伊場地区と呼んだ。発掘調査は、前述した中村遺跡と同様に県道の拡幅に先立ち2002年に5,185mの調査を実施した。

道路の拡幅と言った性格上、幅は狭いが東西に長い調査区で、その長さは約650mに及んだ。調査区の南側には平行して旧河道（埋没河川）の梶子北大溝があり、調査は旧河道の北岸砂丘部を主に行つた。なお、調査区の東端にある a 区から d 区は旧河道の中であり、西側は旧河道から北へ少し離れた砂丘平坦面である。

古代の遺構は、掘立柱建物跡 1 棟、柵、井戸、土壙、溝などが発見されたが、多くはない。注目される遺構には、祭祀遺物を伴う土壙や溝があり、川辺での祭祀の存在を示している。出土遺物には、木簡や墨書き土器の他、絵馬（2 点）、転用鏡、縁軸陶器がある。また、中世後半から近世前半の木簡も数点出土した。

第8号 古代の木簡は、旧河道内（北岸部）の 7～8 世紀の包含層から出土した「□刀自女□」と女性名が書かれた中村第8号木簡の 1 点だけである。伴出遺物はなく、細かな年代を限定することはできない。

墨書き土器 墨書き土器は、46点が出土した。墨書き土器の多くは旧河道の包含層から出土したものであり、b 区からは 2～16 が、c 区からは 20～38、d 区からは 40～45 が出土した。これらは主に 9 世紀から 10 世紀の須恵器・土師器・灰釉陶器に墨書きされたものである。梶子北遺跡で多く見られた「丸」が、南伊場地区的旧河道でも須恵器を中心に多く認められた。灰釉陶器と同時期の土師器には「助」「平」「福」「得」「足」など吉祥語が多く、この中でも「福」が特に多い。

その他、須恵器の平頂蓋に「丸」と書かれた 1 は、祭祀土溝 SK03 に伴っていたと考えられるが、中世に掘られたけ SK04 に混入して出土した。また、17 は c 区の土壙 SK06、18 と 19 は弥生時代の方形周溝墓溝 SD02 の上部から、「勢」と書かれた 39 は d 区の土器集積 SS02 から、「治」と書かれた 46 は g 区包含層から出土した。「勢」は、同筆の例が伊場遺跡にある。

鏡 鏡は須恵器の摘蓋を転用したものが 2 点（報告書遺物 No4・167）、灰釉陶器碗を転用したものが 1 点（報告書遺物 No493）存在する。摘蓋の 1 点は c 区 SK01、もう 1 点は a1 区の旧河道（古代包含層）から、灰釉陶器碗は d 区の旧河道から出土した。

縁軸陶器 d 区の旧河道から段皿の小片が 1 点出土したにすぎない（挿図27-5）。

絵馬 絵馬は 2 点が発見され、伊場・梶子北遺跡からの連番で 9・10 号絵馬と名付けられた（第122図）。9 号絵馬は、b 区の旧河道において古代の包含層である V 層から出土したものであり、年代は 8 世紀と推定される。幅が 10.5cm の小型の絵馬で、上辺と下辺を欠いている。裏面には「必」の墨書きが認められた。

10 号絵馬は b 区の旧河道 III 層から出土したものであり、年代は 8 世紀としたが平安時代に降る可能性もある。幅は 20cm を超える大型であるがタテガミと鞍の表現が認められるものの、腐食が著しく残りは極めて悪い。

第5節 その他の遺跡

A. 九反田遺跡

九反田遺跡は、伊場遺跡の南東約300mのところに位置する遺跡で、第3砂丘の南東部末端に立地する。なお、調査地区は砂堤列間の湿地化した部分ではあるが、建物の存在から古代においては乾燥が進み居住可能な環境になっていたと考えられる。発掘調査は、1996年5月から8月にかけ約4,000m²について実施された。

調査区は西地区と東地区があり、西地区からは伊場大溝に流れ込むと考えられる幅広い枝溝SD101が、東地区からは掘立柱建物跡1棟分と大溝の一部が検出された。なお、先行して行われた試掘調査でも、東地区的北東部と南東部において伊場大溝の存在が確認された。試掘調査では、伊場大溝の北側には瓦が葺かれた礎石建物の存在が推定されるに至り、また大溝内においては伊場遺跡と同様な貝塚も確認された。

出土遺物に墨書き器や転用硯が存在することから、郡衙の範囲がこの九反田遺跡にも及んでいた可能性が強くなったばかりでなく、瓦の出土は、郡に伴う寺院が存在した可能性を示すこととなった。

墨書き土器 墨書き土器は、貝塚が検出された試掘Nトレチから8世紀後半代の1・2・3の3点が出土した。東地区では8世紀前半代の有台环身に「十」と墨書きされた4が1点、西地区では、溝SD101に伴って、9~10世紀の須恵器や灰釉陶器に墨書きされた5~9が出土した。これらには「高」「大」「賀」「得」など吉祥語が記されている。

硯 須恵器摘蓋と同鉢を転用した硯が出土した。これらは、試掘調査で確認された伊場大溝の北肩部で発見された。

軒丸瓦 試掘調査で確認された伊場大溝の北肩部で、礎石の可能性が高い大型の角礎と多くの瓦片とともに、出土した。軒丸瓦は複弁七弁蓮華文で、白鳳系の流れをくむが、文様の崩れや伴出遺物から8世紀前半に降る製品と考えられる（挿図26-20）。同窓の軒丸瓦は、中村遺跡でも出土した。

B. 鳥居松遺跡

鳥居松遺跡は、今までに4回の発掘調査が行われ、伊場遺跡から続くいわゆる伊場大溝が確認された。伊場大溝は、九反田遺跡を抜けて当地に至って、向きを大きく変え南下しているようである。墨書き土器は、伊場大溝の一部を検出した2次調査と4次調査で出土した。この2回の発掘調査は、宅地造成に先立ち行われたものであるが、ともに公道移管用地のみの調査であり、2000年4月に実施した2次では36m²、2003年6月に実施した4次では122m²を調査したに過ぎない。伊場大溝の他に、古代の遺構としては、8世紀中葉に作られた厚い板材を用いた井桁組の井戸が、3次調査において発見された。本格的な井桁組の井戸の発見は、伊場遺跡群においては、唯一の例である。

墨書き土器 2次調査では伊場大溝の右岸が確認され、そこには貝塚が形成されており、2点の墨書き土器はこの周辺で出土した。いずれも、8世紀の須恵器環身で「川前東」と「東ヶ」と書かれている。なお、2次調査区は、現在確認されている伊場大溝の最も下流にあたる。

4次調査は、東西に長いトレチ状の調査区であったが、伊場大溝をほぼ断ち割って調査することができた。大溝の覆土から、「穂万呂」と書かれた8世紀後半代の須恵器箱坏が出土した。「穂万呂」は現在までに9点が、伊場遺跡群全城で発見されている（挿図28）。1点以外は、いずれも伊場大溝とその枝溝からの出土である。鳥居松遺跡4次調査例がもっと最も東の出土品で、西端の城山遺跡6次調査例とは1,350mの距離がある。

C. 東若林遺跡

東若林遺跡は、城山遺跡南方600mほどのところに位置する遺跡で、第3砂丘の北側斜面に立地する。発掘調査は、2005年7月と2007年6月の2回行われた。調査では、8世紀後半から末葉の竪穴住居跡10軒分、掘立柱建物跡1棟分が検出され、内1軒の竪穴住居跡からは和同開珎が1枚出土した。平安時代の遺構は、発見されなかったが縁釉陶器の破片が10点出土するなど、遺跡は存続していたと推定される。

竪穴住居跡の構造や規模は一般集落と変わりないが、和同開珎、墨書き土器、硯、また平安時代に降るが縁釉陶器が出土したこと、さらには遺跡の南方に古代東海道の存在が推定されることから、敷智郡衙を支えた有力集落もしくは郡衙機能の一部を担った集落であったかと想像される。

墨書き土器 墨書き土器は、1次調査において9点、2次調査において1点が出土したが、いずれの土器も破片資料である。「望」と記した1と「山守」の3、文字不明の8の3点が竪穴住居跡(SB01・04・03)に伴出した以外は、いずれも包含層もしくは中近世の土壌に混入して出土した。1次調査の資料はいずれも8世紀後半で、「望」「山守」の他に「廿」「主」などがある。

2次調査の墨書き土器は、9世紀末葉から10世紀前半の灰釉陶器碗であるが、墨が薄くなつており文字ははっきりしない。

硯 須恵器摘蓋を転用した朱墨用の硯が、8世紀後葉の竪穴住居跡SB08から出土した。

和同開珎 竪穴住居跡SB03の床面から出土した(挿図26-13)。伴出した土器から、廃棄された年代は、新しい銅錢が鋳造されてしまふ間に経過した8世紀後葉と考えられる。

D. 村西遺跡

村西遺跡は、城山遺跡3次調査区から、湿地を挟んだ南西約500mの第3砂丘北側に立地する。発掘調査は、宅地造成に先立ち1994年8月～12月に実施され、3,000m²が調査された。調査の結果、竪穴住居跡22軒、掘立柱建物跡3棟が発見され、8世紀後半を中心とした集落の存在が、明らかとなつた。

竪穴住居跡は平面方形で一辺が4m前後、掘立柱建物跡は1×2もしくは2×2柱間で桁行が4m以下の、いずれも小型の建物であり、また計画的に配されたものでもない。調査された遺構を見る限り、一般集落と推定される。しかし、墨書き土器の存在は、集落内に郡衙と関係の深い人物が居住していた可能性を示唆する。

墨書き土器 墨書き土器は4点が出土しており、8世紀後半の須恵器では、「仟石」と書かれた箱坏1が竪穴住居跡SB30から、「郷人」と書かれた糸切碗2が竪穴状遺構SX01から、「犬」と書かれた有台坏身4が包含層から出土した。残る1点は、「賀」と書かれた10世紀の灰釉陶器で、不定形大型土壙SX03から出土した。「仟石」は伊場遺跡でも確認されており、両遺跡の関係を示す。

E. 東野宮遺跡

東野宮遺跡は、城山遺跡の3次調査区から南西へ500m、村西遺跡からは北へわずか100mのところにある。南部の海岸平野で最も発達した第3砂丘の北側に位置するが、雨水などの開折作用や河川の影響により砂丘部の高まりと湿地が複雑に入り組んだ場所である。

発掘調査は宅地造成に先立ち、1998年6月～7月に実施され、1,660m²を調査した。調査区は、すでに大半が搅乱を受けており、検出できた遺構は竪穴住居跡が1軒分だけであった(B地区)。しかし、遺物の散布状況から考えて、7世紀から8世紀にかけての集落の存在が推定される。また、南側に存在する村西遺跡とは一連の集落であった可能性が高い。

墨書土器 包含層から出土した土器の中には、口縁部内に「六月」、「賣身□」と墨で書かれた土師器の甕が見られた。年代は、土器の形態から9世紀代と推定される。

F. 大蒲村東遺跡

大蒲村東遺跡は、浜松市東区大蒲町に所在し、伊場遺跡群に属する遺跡ではないが、木簡を出土しているので、本書に加えた。大蒲村東遺跡は、古代敷智郡の東にある長田郡（後の長上郡）に属する遺跡で、天竜川右岸の沖積平野に位置する。郡衙推定地は、木船遺跡（廃寺）であり、当遺跡はその西側にある。調査は、2004年1月から3月にかけて宅地造成に先立ち実施された。大蒲村東遺跡は、I・II遺跡があり、木簡を出土したのはI遺跡で、291m²の調査区から埋没河川が検出された。

この埋没河川からは文字資料として、木簡3点と刻書が施された曲物底板1点が発見された。その他注目すべき遺物には、案、木履、下駄、折敷と考えられる大型曲物（多数）、木製祭祀遺物などがある。木製祭祀遺物には人形・馬形・舟形・斎串があり、人形には墨で顔を、馬形には目を描くもののが存在した。

第1～3号 3点の木簡は、埋没河川の包含層中から、多くの木製品と共に出土した。年代は出土位置や層位、木簡に書かれた内容から、いずれも8世紀前半と推定される。1号木簡は大税出拳、2号木簡は駅起橋に係る内容が書かれた木簡である。木簡の出土だけでなくその内容も、大蒲村東I遺跡のすぐ近くに郡衙が存在したことを示す。

曲物底板 太い線刻で「寺」の字が書かれている。木簡と共に埋没河川の包含層中から出土した。年代は、8世紀前半と推定される。

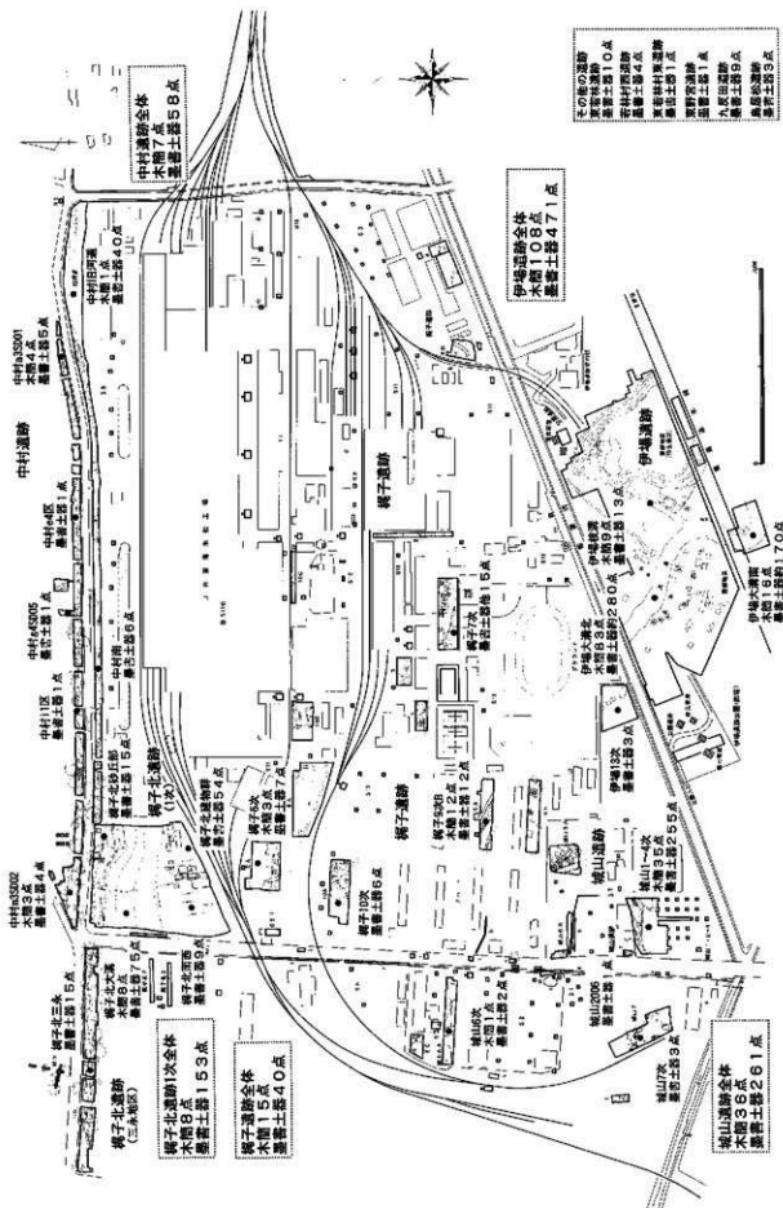
G. 東前遺跡

東前遺跡は、浜松市西区志都呂町に所在し、土地区画整理事業に先立ち発掘調査された遺跡である。伊場遺跡からは西へ4～5kmのところにあり、砂洲の高まりに立地した遺跡である。当遺跡も伊場遺跡群に属するものではないが、木簡を出土したので、本書に加えた。発掘調査は、2006年5月から翌3月にかけて約4,500m²が調査された。調査により、木簡1点と墨書土器2点が出土した。

第1号 第1砂丘の南に接して確認された湿地の最も深い部分は、東西に長く溝状になっており（SD28）、そこから墨書土器「孫足」（No.1）を含む8世紀後半代の土器とともに出土した。志都呂町の地名は、古代においては和名抄に見える小文もしくは雄踏と考えられるが、推定の域を出ない。奈良時代の集落遺跡は、北側の台地上において小規模な掘立柱建物群からなる坊ヶ跡遺跡が調査されているだけで、有力な集落は現在確認されていない。ただし東前遺跡の東500mほどにある角江遺跡からは、井戸・土壙などの遺構が確認され、また文字は軽読できないが、5点の墨書土器が発見された。志都呂町から入野町の西側にかけて、有力な集落が存在した可能性は高い。

墨書土器 墨書土器は2点が確認された。1点は上記したSD28から木簡とともに出土したが、No.2の「長女」は砂洲状地形の南端で、湿地へ移行する包含層から出土した。陶馬や土製品等の祭祀遺物が僅かに存在するが、これと言った優れた遺物は発見されなかった。

硯 須恵器摘蓋を転用した硯が、砂洲状地形の南端包含層から1点出土した。土器の型式から8世紀後半と推定される。



挿図13 伊場遺跡群における木簡・墨書き土器分布図

第4章 伊場遺跡群における文字資料の再検討

第1節 伊場遺跡群出土木簡の再検討

1. 伊場遺跡群出土木簡の再釈読について

(1)再釈読に至る経緯とその意義

伊場遺跡群出土木簡の釈読は、当初水漬け状態における肉眼による観察を基本として行われた。その後、1970年代後半より赤外線テレビカメラ装置の有効性が明らかになってきたため、同装置による観察を併用した釈読が行われるようになり、墨の残りの悪い場合や、汚れやしみとの判別が難しい場合、あるいはまた木肌が黒ずんだり木目がきつかったりして墨痕の読み取りが困難な場合などの釈読に威力を発揮するようになった。伊場遺跡群の木簡の釈読についても、「伊場遺跡遺物編2」で報告された伊場遺跡第78号木簡以降は赤外線テレビカメラ装置が活用され、同時に第77号木簡までについても同装置による釈読成果による釈読の訂正・追加を報告している。城山遺跡、梶子遺跡、梶子北遺跡、中村遺跡の木簡についても、同様に赤外線テレビカメラ装置を併用しながら、水漬け状態において可能な限りの釈読を行って、順次その成果を公表してきた。その結果、これらの遺跡から出土した木簡が、遺構と同様に伊場遺跡群出土木簡として総体として捉えられるべき豊かな内容をもっていることが明らかになってきたのは周知の通りである。

その後、1990年代に入り、当時の奈良国立文化財研究所（現独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）において、伊場遺跡出土木簡の真空凍結乾燥法による科学的保存処理を実施することになった。科学的保存処理を行うにあたっては水漬け状態における充分な観察が不可欠で、報告書を刊行するまでは保存処理は実施しないのが望ましいと考えるが、科学的保存処理を実施すると、文字に関する限りは水漬け状態のため暗い色を呈するに至っている木簡の木肌が元の状態に近い色に戻り、墨痕とのコントラストが拡大するため、結果的に墨痕が読み取りやすくなる場合が多い。したがって、科学的保存処理後の再釈読は不可欠の作業である。また、1970年に伊場遺跡の木簡が最初に出土してから30年以上が経過し、全国の木簡の出土点数が増大し、これまで墨痕が明瞭でありながらも釈読できなかった文字について、類例との比較検討を行い得る環境が整ってきた。ことに飛鳥地域において、飛鳥京跡、石神遺跡、飛鳥池遺跡などから7世紀の木簡がまとまって出土したことの影響は大きい。さらには、赤外線テレビカメラ装置自体の改良をはじめ、デジタルカメラによる赤外線撮影など、墨痕をより明瞭に捉えるための機器の長足の進歩も見逃せない。

今回伊場遺跡群出土木簡について、30年ぶりに再釈読を試みるに至ったのは、このような釈読環境の変化によるところが大きい。いくつかの条件が複合的に作用することによって、伊場遺跡群出土木簡再釈読の機がまさに今熟したといってよいであろう。

(2)再釈読にあたっての基本姿勢

今回の再釈読にあたっては、可能な限り従来の釈文を尊重するように努めた。それは、過去に充分に認識できなかった情報を今回初めて認識できた場合がある反面、過去に認識し得ていた情報そのものが、時間の経過や科学的保存処理によって失われている場合が皆無とはいえないからである。これらの点を考慮した上で、下記の方針に基づいて釈文などを確定した。

a. 文字の訂正・追加の原則

従来釈読できていなかった文字が読めた場合や、対案が提示でき従来の釈読が誤りであることが明

らかである場合に限り、従来の釈読の文字を改めることとした。また、従来「□〔〇カ〕」としていたもので、読み切って差し支えないと判断した場合は、□にその文字〇を充てた場合がある。従来の読みが誤りの可能性が高いと判断できる場合でも、対案を提示できない場合は、その旨解説に註記するに留め、釈文そのものを訂正することは原則として行わなかった（一部、「□」とした場合がある）。なお、いずれの場合も、保存処理前に撮影した写真も合わせて参照していることはいうまでもない。

b、文字として釈読できない部分の扱い

墨痕はあるが文字として釈読できていない場合、文字数を確定して「□」を置くか、文字数不詳として「□□」とするかは本来統一的な基準によって行うべきであるが、明瞭な場合を除き、統一のための修正は行わなかった。

c、墨痕が劣化している場合の扱い

従来釈読していた文字が、木簡の劣化などによって墨痕が薄れたために現状でその文字としての釈読を追検することが不可能になっている場合は、釈文は従来のままとし、その釈読が文脈などにおいて疑問がある場合には、解説に註記した。なお、現状では墨痕が薄れているが、保存処理前に撮影した写真によって文字が確認できる場合には、aの基準に則って釈文を訂正した場合がある。

d、型式番号・法量

型式番号は、現状における形状認識に基づいて、現在一般的に用いている方式によって再度定めた。一方法量は、保存処理によって若干の縮みや歪みが生じている場合があるため、原則として旧状における数値をそのまま踏襲することとした。

(3)出土文字資料の再釈読とその公表をめぐって

ここで、木簡釈文の訂正のあり方について少し考えておくこととしたい。

今回伊場遺跡群出土木簡の再釈読を行うにあたっての私たちの基本的な姿勢は上に述べた通りである。これは、過去に公表した釈文を調査機関自体が再検討して訂正を行う場合に普遍化することができると言える。一度公表された出土文字資料木簡の釈文は、けっして固定したものではない。現地説明会段階の釈文が変わることは往々にしてあることであり、概報・本報告などの諸段階に応じて釈文が変化することも稀ではない。これは劣化や欠損による不完全な状態の文字を対象とする出土文字資料の釈読の宿命ともいいくるものである。その都度の訂正是利用者にとって煩雑であり不便さわまりないことではあるが、常に完全な釈文の提供を心がけようとする調査者の良心に免じて、利用者には常に最新の情報の利用をお願いするしかない。もっとも、一度報告書を刊行してしまうと、木簡の釈読が変わったからといって、新たな報告書の刊行を企画することは一般的にいってこれまで困難な場合が多くあった。そういう意味では、今回の報告書の刊行は遺物にとっては幸運なごく稀な事例に属するが、出土文字資料釈読再検討の先駆的な事例として、今後の指針たり得るものと自負している。なお、調査機関が釈文の訂正を独自に公表できない場合の受け皿として活用されている場として、木簡学会の会誌『木簡研究』の「釈文の訂正と追加」欄がある。調査主体の方にご執筆いただくことによって、『木簡研究』既掲載の木簡の釈読の訂正という体裁をとりながら、調査機関による釈読訂正の発表の機会として利用されている。

一方、最近特に事例が多いものに、県史や市史といった地方史の編纂にあたって、出土文字資料の再調査が行われ、釈読の訂正が行われるケースが挙げられる。この場合も、地方史刊行主体と同一の地方公共団体レヴェルでの訂正であれば、調査主体に準じる機関からの刊行ということで、上記のような調査機関自体の手による訂正に準じて考えができるだろう。ただ、それを越えた範囲で広く資料を収集して釈読を訂正する場合には、調査機関の了解なしでの公表があり得ないのは言うまで

もない。ましてや調査機関の協力を得た調査を伴わない（例えば報告書レヴェルのみでの検討など）訂正などは論外である。調査機関の協力のもとに訂正を公表する場合でも、筋からいえば本来はまず調査機関が主体となって訂正を公表し、これを地方史編纂者が利用する形をとるべきであるが、実際には地方史編纂過程における調査機関の協力を得た再調査の結果として、調査機関の了解のもと地方史の中で公表される場合も多い。このことは、一度報告書として公表した釈文の訂正を行える公的な場（刊行物）を準備するのが容易ではないことも影響している。

問題は個人の研究者が公表されている史料の釈読に疑問を抱いた場合の対応方法である。文献史料でも出土文字資料でも、公開された史料が全面的に信頼がおけるものであれば何ら問題はない。しかし、研究者が自己の研究を進める中で、史料の文字そのものについて、疑問が生じる場合も少なくない。その場合、文献資料の場合に通常とられ得る手段は、活字になった史料ではなく、その元の姿を写真なりで直接確認することであろう。その結果、公になっている翻刻に誤りがあると認識した場合には、これを論文などで利用する場合、従来の翻刻が誤りであることを認識した経緯を明記した上で、自己の責任において文字を改変した旨を断るならば、翻刻とは別の読みを前提として、その史料を論文に利用していくことも認められるのが一般的であろう。

しかし、木簡など出土文字資料の場合は、釈文に疑問があるからといって、その読みを研究者個人が独自に改めてそれに基づいて論文を書くことは通常行わない。特にそうあらなければならないという約束事があるわけではないが、それがいわば研究者の間での不文律となっているのはなぜであろうか。それは出土文字資料という資料そのものの内包する性格に帰因するものと思われる。その一つは、出土文字資料は文字資料である以前に何よりも考古資料としての属性を有していることである。考古資料としての属性があつて初めて文字資料としての有効性も発揮され得る。出土文字資料の文字は、文字として独立しているのではなく、考古資料としての木製品（木簡も広い意味では木製品の一種である）なり土器なりに付隨して存在しているわけであって、ものとしての観察も文字の釈読にとて不可欠の作業なのである。

ところが、出土文字資料、特に木簡の場合など資料そのものの脆弱性という要因から、これを日常的に一般公開することが不可能であるという制約がある。調査者は資料としての公開とともに、これを後世に保存し伝えていくという重い責務を負うからである。また、出土文字資料には墨痕が薄かつたり文字の一部を欠いていたりするなど、基本的に不完全な状態の資料であるというもう一つの要因がある。そのため文字を含めたものとしての情報を引き出すには、充分な観察が必要となるのである。

このような出土文字資料のもつ資料としてのさまざまな特性から、出土文字資料についての史料批判は、基本的にものそのものを観察できる立場にある調査者が代表して行わざるを得ないわけである。それは逆に調査機関に課せられた責務でもある。一般的に日常的には触れ得ない資料であるからこそ、引き出し得る最大限の情報を引き出した上で、これを正しく余すところなく一般に公開する重い責務を負うのである。したがって、釈読の訂正は、それに至る経緯はともあれ、調査機関が主体となって行わざるを得ないだろう。釈読は、文字が出土文字資料のもつ情報の一部である以上、こう読まれるべきであるという利用者の予断によって訂正されるべきものではない。釈読は資料としての属性決定手続きの中で行われるべき作業なのであり、あくまで調査機関が責任を負うべきものと考えるのである。

以上が今回の再釈読作業にあたって私たちのとった基本的な立場である。再釈読の具体的な基本方針とともに、ご理解いただきたいと思う。ただ、実際の再釈読作業においてはなお遗漏も多いことと危惧する。よりよい釈文にしていくためには、公表後の調査機関と利用者との協力が不可欠である。

利用者の方々の忌憚のないご意見・ご批判を仰ぎつつ、資料のもつ情報をさらに余すところなく引き出していけるよう、今後も努力を重ねていきたいと思う。

2. 伊場遺跡出土木簡の年代観

伊場遺跡群出土木簡の年代は、紀年銘木簡では己卯年（679）（梶子12。以下、伊場遺跡群出土木簡は、遺跡名と木簡番号によりこのように略記する）から延長2年（924）（伊場77）まで、すなわち7世紀から10世紀までにわたっている。8世紀までが主体であるのは明らかだが、評制下の国未成立の段階から、大宝令施行による郡の成立、717年から740年にかけての郷里制施行期、さらには740年以降の郷制下に至る、律令国家の地方制度の形成・成立・変質の過程を広くカバーするものとなっている。このうち伊場遺跡出土木簡は、7世紀の地方官衙の木簡として、7世紀の木簡研究の牽引車としての役割を果たしてきていることで名高いが、伊場遺跡を含めた伊場遺跡群の木簡は7世紀だけで終わるのではない。律令国家の地方支配拠点の様相を、7世紀後半から9世紀以降までの4世紀にわたって木簡によって見通せる遺跡である点にも、伊場遺跡群のもつ大きな歴史的意義がある。このような遺跡は今なお全国的にも数えるほどしか例がない。

木簡の年代は、木簡そのものに書かれた紀年銘と、その木簡が出土した遺構の年代が手がかりとなる。ただ、遺構の年代を決める素材となる土器などの遺物の絶対年代は、其伴する紀年銘木簡が手がかりとなるから、結局のところ、紀年銘木簡が大きな拠り所となる。とはいっても、木簡も使用後すぐ捨てられるわけではなく、一定の保管期間を経て廃棄されるのが普通で、この使用から廃棄までのタイミングをどのように理解するかが、遺構の年代を考える上では重要な要素となる。

ここではまず、大溝の遺物で、長期間にわたる遺物を含む伊場遺跡出土木簡の年代について、少し整理しておくこととした。伊場遺跡出土木簡の年代については、こうした木簡自体のもつ紀年銘と遺構の年代観とによる総合的な検討の結果、『伊場木簡』において伊場1～77について次のようなグループ分けが呈示されている。

第I群 伊場木簡中古いグループ

a 層位的にも年紀の上でも大宝令施行前と確定できる木簡

b 里制に基づく表記法で地名を記した木簡及び用字や書式に古様の認められる木簡

第II群 伊場木簡の主体を占める奈良時代のグループ

a 郷里制に基づく表記法で地名を記した木簡及び年紀によって同時期と認められる木簡

b 第V層出土の内で、より下層から検出されていて、奈良時代でも古いと推定される木簡

c 第V層出土の内で、より上層から検出されていて、奈良時代でも新しいと推定される木簡

第III群 伊場木簡中新しいグループ

このうち、I bは、7世紀段階で既にサトに「里」の文字を宛て始めていることを考慮した分類のようにもみえるが、そうした事実が明らかになる前であり、また実例をみてもここでいう里制は、国一郡一里の制度をいうようである。したがって、実質的にはII bと同時期を指すとみた方がわかりやすい。そこで、これらは概ね次のように読み替えると理解しやすいだろう。

I a—7世紀の木簡（～700）、I b・II b—里制下の木簡（701～717）、II a—郷里制下の木簡（717～740）、II c—郷制下の木簡（740～）、III—9世紀以降の木簡

次に個々の木簡の年代について、今回の再釈読などによって理解を改める必要の生じたものがあるので、整理しておくことにする。

伊場5 I b 里制→出土層位からみて、7世紀で差し支えない（『伊場遺跡遺物編2』は7世紀に

含める)。

- 伊場 6 I b 里制→「五十戸」の表記からみて、7世紀で差し支えない。
伊場19 II b 奈良古→「郷」がみえるので、郷里制以降。
伊場21 II b 奈良古→「駅評」、「加毛江五十戸」の記載より、7世紀。
伊場37 II c 奈良新→「養老」の年紀が確認できたことにより、郷里制下。
伊場44・45 「伊場木簡」に記述なし→内容から、郷里制以降で差し支えない。
伊場46 I b 里制→「里」はサトでなく人名か。郷里制以降で差し支えない。
伊場52~58 II b 奈良古→「郷」が見えるので、少なくとも郷里制以降。
伊場71 II c 奈良新→「~白」の文書であり、里制まで遡るとみる方が無難か。
伊場73 II c 奈良新→「里人」の表記からみて、里制下か。

なお、伊場78以降については、「伊場遺跡遺物編2」において、純粹に出土層位による木簡の年代観の呈示が行われているため、層位による年代観と木簡自体のもつ年紀が合わないという事態も生じている。溝の遺物は上下の層の混入が起きやすく、廃棄までのタイムラグという要素もあるため、出土層位だけから個々の木簡の年代を議論するのは慎重でなければならない。したがってあくまで目安ではあるが、「伊場遺跡遺物編2」における年代観と木簡自体のもつ年代観に齟齬のあるものを示しておくこととする。

- 伊場4・6・7・9・21：層位的に8世紀前半とするが、7世紀の木簡とみられる。
伊場41~43：層位的に9・10世紀とされてきたが、再検討の結果8世紀に収まるとされ、内容的にも8世紀で問題ない。

- 伊場46：層位的に7世紀後半とするが、郷里制以降の木簡とみられる。
伊場67・68：層位的に9・10世紀とされてきたが、再検討の結果8世紀に収まるとされ、内容的にも8世紀で問題ない。

伊場85：層位的に8世紀後半とするが、神亀4年(727)の年紀が確認され、郷里制下の8世紀前半に遡る木簡である。

- 伊場108：層位的に8世紀前半とするが、7世紀の木簡。

このように、出土層位だけで木簡の年代を論じるのは危険であって、木簡の年代は出土層位を参考にしつつ木簡自体から帰納していかなければならないだろう。以下、参考までに、従来の検討と再評議の成果を踏まえて、伊場木簡の年代観を一覧しておくこととするが、木簡の内容から年代を特定できないものは、出土層位を目安とせざるを得ないため、あくまで参考に留めざるを得ない部分が含まれている。したがって、出土層位だけしか年代を決める手懸かりがない木簡を単独に用いた議論には慎重を期す必要があることはいうまでもない。なお、II c 奈良新と考えていた伊場37に「養老」の年紀が確認できたことからみても、郷里制下の木簡と郷制下の木簡の区別は郷里的記述がない限り難しいことがわかる。ここでは、a 7世紀、b 里制下、c 郷里制以降、d 9世紀以降、の4段階の区分にとどめることとする。

- a, 7世紀の木簡 1~9, 21, 84, 87, 108
b, 里制下の木簡 11~17, 20, 22~29, 71, 73, 78,
c, 郷里制以降の木簡 10, 18, 19, 30~68, 70, 72, 81~83, 85~86, 88~90, 92~100, 102~
104, 106, 107, 109~111
d, 9世紀以降の木簡 69, 74~77, 79, 80, 91, 101, 105

3. 伊場遺跡出土木簡の地点ごとの様相

(1) 伊場大溝の地点区分

伊場遺跡の木簡は、100m以上にわたって遺跡を貫流する大溝と、これに注ぎ込む枝溝の各所から出土している。大溝は、7世紀前半まではかなりの水量があったが、7世紀後半以降はごくゆるやかな流れに変わり、鎌倉時代には完全な泥炭層となって川としての機能を停止し、その後埋め立てられて水田化したと考えられている。したがって、木簡が投棄された7世紀から10世紀にかけての時期には、基本的には木簡が流れるような状況にはなかった可能性が高い。伊場14のように、60m離れた場所から出土した木簡が接続した例はあるが、投棄された時点で既に分離していたとみることもできる。各木簡の出土地点が投棄当時の場所を保っているかどうかは、充分検討に値しよう。

『伊場木簡』や『伊場遺跡遺物編2』では、杭列群や貝塚を基にした出土状況によって、木簡の出土地点をOAからONまで、及び枝溝1、2の17に区分し、また地図上に木簡の出土位置をドットで図示している。そこで、これらによって、地点ごとの墨書き土器を含めた文字資料の様相を、再軸読・再検討の成果を踏まえて整理してみたい。なお、土器の時期区分は、木簡と時期区分とは必ずしも対応せず、また細分化されているが、ここでは8世紀前半(V)、8世紀後半(VI)、9世紀(VII)、10世紀(VIII)に分けて示すこととする。

大溝の地点区分は、右岸(西・南岸)が上流から順にOM地点(第11次調査)、OI地点・OB地点・OA地点・OC地点・OG地点(第7次調査まで)、OJ地点・OK地点(第9次調査)、左岸(東・北岸)が上流から順にON地点(第11次調査)、OH地点(第11次調査・第7次調査までにまたがる)、OE地点・OD地点・OF地点(第7次調査まで)、OL地点(第9次調査)である。左岸にはOD地点とOF地点の間に、東から枝溝が流入し、合流点に近い方から枝1地点、枝2地点と区分されている。『伊場木簡』ではOA地点、OF地点はそれぞれOA1・OA2、OF1・OF2に細分されているが、『伊場遺跡遺物編2』では明瞭な図示ではなく、また地点の図示範囲も両報告書で若干差違がある。伊場木簡の出土地点は、1~77号については『伊場木簡』図版第一木簡出土地点に、78~108号の出土地点については『伊場遺跡遺物編2』挿図第2律令時代全体図に示されているが、ここでは本書で示す最新のデータによって検討することとする。

(2) 大溝右岸の出土文字資料

【OM地点】木簡は4点出土した。a(7世紀)：0点、b(里制下)：0点、c(郷里制以降)：2点、d(9世紀以降)：2点(以下、0点の場合は省略)。7世紀に遡るものはない。栗原(97)のサト名+人名の木簡、9世紀に遡る出典不詳の習書風木簡(91・101)などがある。

墨書き土器は計30点。土器の年代観によるおよその分類では、V(8世紀前半)：1点、VI(8世紀後半)：7点、VII(9世紀)：12点、VIII(10世紀)：7点、不明・その他：3点、となっている。竹田二百長・栗原駅長などの地名+職名、鷗成・廣鶴・石足などの人名を含む。新しい時期には、足・加などの一文字の墨書きが多い。

【OI地点】木簡は9点出土した。a：1点、b：2点、c：5点、d：1点。後述のように、OH地点との境で出土した1点(1)も右岸側のOI地点と一連の遺物とみてよさそうである。7世紀以上(70.コザトか)などのサト名を含む木簡が各時期にみられる。

墨書き土器は計12点。V：1点、VI：2点、VII：6点、VIII：2点、不明・その他：1点。点数は少ない里制下の古い時期の木簡を含むが、全体として内容不詳のものが多い。但し、袁文(2)、柴江(73)、が、郡家の施設名に関わるとみられる下厨南が注目される。

全体として量は少ないが、特に木簡については、9世紀以降の資料が少ない分、比較的古い時期の

木簡

地点	7世紀	里制	郷里制以前	9世紀以前	計
OM	0	0	2	2	4
OI	1	2	5	1	9
OB	0	0	2	0	2
OA	2	0	7	0	9
OC	0	2	2	1	5
OG	3	7	7	0	17
OJ	0	0	7	3	10
OK	2	0	2	0	4
ON	0	0	5	0	5
OH	1	1	4	0	6
OE	1	2	3	0	6
OD	1	1	3	0	5
OF	1	3	11	3	18
OL	0	0	2	0	2
枝1	0	0	2	0	2
枝2	0	0	6	0	6
	12	18	70	10	110

*木簡は、ほかに枝溝上流域にあたる東部地区で、枝溝と直交する小溝NT003出土した1点(108)がある。

(参考) 墓書土器

地点	V(1世紀後半)	VI(2世紀後半)	VII(3世紀)	VIII(4世紀)	その他・不明	計
OM	1	7	12	7	3	30
OI	1	2	6	2	1	12
OB	3	2	10	2	3	20
OA	5	8	24	5	6	48
OC	6	5	1	0	0	12
OG	3	0	0	0	0	3
OJ	5	74	56	6	10	151
OK	0	9	1	0	3	13
ON	0	0	6	3	0	9
OH	2	3	15	4	3	27
OE	0	0	17	3	3	23
OD	12	6	7	2	4	31
OF	4	5	9	22	3	43
OL	3	3	0	0	0	6
枝1	1	1	1	5	1	9
枝2	2	1	0	1	0	4
	48	126	165	62	40	441

挿表7 伊場遺跡出土文字資料の地点分布

遺物の占める割合が高くなっている。

【OB地点】木簡は2点出土した。c：2点。うち1点は、サト名+人名の木簡だが、郷名が充分には訛読できない。

墨書土器は計20点。V：3点、VI：2点、VII：10点、VIII：2点、不明・その他：3点。新しい時期のものが多く、一字文字の墨書がほとんど。富・十万などの吉祥句もみられる。川・足・賀などは北のO I 地点、南のO A 地点と共通する。

遺物の出土量の点で、O AとO Iは、このO B 地点を挟んでやや断絶する。

【OA地点】木簡は9点出土した。a：2点、c：7点。7世紀のものは、乙未年(8)、竹田五十戸(6)の木簡。残存する記載は断片的だが、いずれも3のようなタイプの顎稲の納入に関わる木簡の可能性を考えられる。郷里制下のものでは、養老5年(721)の大豆の徵集に関わる木簡(37)、天平7年(735)の年記をもつサト名+人名と推定される木簡(33)、竹田郷□江里のサト名+人名の木簡(10)のほか、文書木簡の断片(34・35)がみられる。

墨書土器は計48点。V：5点、VI：8点、VII：24点、VIII：5点、不明・その他：6点。厨・布知厨・上館など、郡家に関わるとみられる施設名を多く含むほか、竹田郷・竹田成継など地名に関わるものもみられる。人名には、ほかに伴足・得鷹などがある。河原堂については詳細不詳。V以降(9世紀以降)の時期は、川・印・足・賀など一字文字の墨書が多い。

【OC地点】枝溝が合流する地点の対岸にあたり、大溝はこの付近で南(右)へ90度屈曲する。木簡は5点出土した。b：2点、c：2点、d：1点(なお、O E 地点出土にカウントした14には、O C 地点出土の断片が接続)。7世紀に遡るものはない。里制の時期では、召文の封緘木簡と考えられるもの(16)があり、9世紀以降では人面墨書のある人形の裏面に文字の書かれたもの(109)がある。墨書土器に海マ尿子女形と記された形代と思われるものがあるとの符合し、枝溝との合流点が、祭祀に利用されていた可能性を想起させる。

墨書土器は計12点。V：6点、VI：5点、VII：1点。木簡の出土点数の割には墨書土器は少ない。時期的にはAの多さが目立つ。点数は少ないが、布智厨など郡家の施設に関わるもの(布一酒の布も布智の意味か)、竹田廣足・浜郷など地名に関わるものがある。海マ尿子女形は形代とみられ、前述のように人形木簡の出土とも関連しよう。

全体として、資料数は少なく、祭祀遺物が含まれるという特徴はあるが、北側のOA地点との共通性がみられるといってよいだろう。

【OG地点】木簡は17点出土した（大溝西縁出土とされる3点（4・5・55）を含む）。伊場大溝の地点の中では、OF地点について2番目に多い木簡出土点数を数える地点である。a：3点、b：7点、c：7点。7世紀のものは、駅評や加毛江五十戸がみえるいわゆる屋掠帳の木簡（21）、689年の放生に関わるとされる木簡（4）、人名+田積（または頸穀数量）の木簡（5）など、いずれも特色ある内容のもの。里制下の木簡はいずれも断片的で内容を取りがたいが、郷里制以降のものには過所とみられる駅名を列記した木簡（30）があり、蛭田または竹田（43）・赤坂（50）・栗原（56）などのサト名+人名の木簡が含まれる。

墨書土器は3点。いずれもVに含まれる。木簡の点数が多いのに対して墨書土器が少なく、しかも木簡・墨書土器とともに8世紀までに収まり、9世紀以降の遺物が含まれないという顕著な特徴がある。【OJ地点】東海道線南側で、大溝はこの付近で東（左）へ大きく180度屈曲する。木簡は10点出土した。c：7点、d：3点。点数的には比較的まとまっているが、後述のように墨書土器が集中している割には木簡の点数は多くなく、OG地点とは好対照をなしている。里制及びそれ以前の木簡は1点もない。郷里制以降のものでは、神亀4年（727）の年紀をもつ郡符とみられる召文（85）があり、水除けとみられる呪符（89）も注目される。OJ地点は枝溝との分岐点であり、祭祀関係遺物がこのOJ地点や、東からの枝溝の合流点であるOC地点から出土していることは偶然ではないだろう。9世紀に降る可能性がある木簡（105）も郡符であり、下流に続くOK地点からも実質的には郡符である召文（82）が出土しており、この地域には顕著な郡符の集中がみられる。

墨書土器は計151点。伊場大溝で最も墨書土器が集中する地点で、その点数は2位のOA地区の3倍強と群を抜いている。V：5点、VI：74点、VII：56点、VIII：6点、不明・その他：10点。8世紀末から9世紀の遺物の集中が特に顕著である。Vの終わりからVIの時期に、郡鑑取、大領、□原駅長、駅長宅など、郡家や駅家の職名を記すものがまとまっている。また、この時期には竹田、象鷗、中寸などのサト名、稲万呂・老麻呂・里麻呂・嶋成・廣成などの人名のほか、川街・望などの墨書が集中する。布一などOC地点と共に通する内容のものもある。VIIの時期では、他の地点にほとんどみられない主が多量に出土した。

全体として、各時代にまたがる遺物を豊富に含むが、特に奈良時代後半から9世紀の中心的な様相を呈する。但し、木簡と墨書土器のピークはややずれる。

【OK地点】木簡は4点出土した。a：2点、c：2点。7世紀の木簡は、乙未年の年紀をもつ文書木簡（84）と、出典不詳の習書風の木簡（87）。84は、調の負担のために何らかの売買を行ったことを記す。この木簡は、OJ地点とOK地点の間で南西へ分岐する枝溝へ水を導くための杭列の東側で出土しており、対岸のOL地点の遺物との一体性を考えるべきかも知れない。郷里制以降では、竹田郷長里正宛の召文（82）があり、OJ地点とともに郡符類が集中する。ほかに、戸主・戸人+人名+数字の記載からなる帳簿様の木簡（86）がある。

墨書土器は計13点。VI：9点、VII：1点、不明・その他：3点。点数は少ないが、稲万呂・望などを含み、すぐ上流のOJ地点とほぼ同じ様相を呈する。出土文字資料全体として、OJ地点との一体性が強い。

(3) 大溝左岸の出土文字資料

【ON地点】木簡は5点出土した。いずれも郷里制以降の木簡で、古い時期のものはない。蛭田のサト名+人名木簡（94）のほか、庸の徵集に関わる帳簿様の木簡（95）があり注目される。

墨書土器は計9点。Ⅶ：6点、Ⅷ：3点。墨書土器も木簡と同様に古い時期のものがない。特に顯著な特徴はみられないが、得はO F地点に集中し、足は対岸のO M地点にもまとまりがある。仔石はO J地点に類例がある。

【O H地点】木簡は6点出土した。a：1点、b：1点、c：4点。里制下の木簡としたのは、駿家のサト名+人名の木簡（27）で、出土層位は古いが、内容的には郷里制以降でも差し支えはなく決手はない。郷里制以降の木簡には、小文郷のサト名+人名の木簡（99）、天罡呪符の断片（102）が含まれる。なお、7世紀に遡るaの1点（7）は、O H地点とO I地点の境の大溝中央部の遺物で、O I地点との関連性が強いとみるべきかも知れない。

墨書土器は計27点。V：2点、VI：3点、VII：15点、VIII：4点、不明・その他：3点。まとまった中味のあるものは少なく、有・足・川・賀などの一文字の墨書が多い。十万や天罡など呪術的な内容のものがある。

【O E地点】木簡は6点出土した。a：1点、b：2点、c：3点（bのうち14には、O C地点出土の断片が接続）。7世紀のものは辛卯年（691）の年紀をもつ新井里人+人名の木簡（7）。里制下の木簡のうちO C地点出土のものと接続した木簡（14）には、敷智郡宗可里がみえる。郷里制以降の木簡には、類例のない調布の付札（40）や、百恵呪符（39）が含まれる。

墨書土器は計23点。VII：17点、VIII：3点、不明・その他：3点。8世紀のもののがなく、9世紀の以降の新しいものが多いと対応して、川・賀・足・吉などの一文字の墨書が多い。ほかに富・吉・二万など吉祥句も含まれる。

なお、木簡の出土地点図によると、O E地点出土とされる木簡のうち7・15・39・40は大溝南縁の右岸近くで出土している。また、左岸出土の14の断片も、接続する断片がO C地点から出土していることからみて、右岸との関係が深い。したがって、O E地点は左岸を主体とする地点ではあるが、出土木簡の大半はむしろ対岸のO A地点（当初のO A 2地点。6・10・37など）との一体性を重視すべきだろう。とすれば、O E地点で7世紀に遡るものはなくなり、左岸のO N・O H・O Eは共通した性格とみられるようになる。

【O D地点】木簡は5点出土した。a：1点、b：1点、c：3点。7世紀のものは、乙未年（695）の年紀をもつ入野里のサト名+人名の木簡（9）。里制下のものは、里ごとに何らかの内訳を整理したと思われる帳簿様の木簡（17）、郷里制以降のものは天平7年（735）の年紀をもつ鳥文のサト名+人名木簡（31）や、穀穀で田租の数量を記す木簡（41）が含まれる。なお、天平7年のサト名+人名木簡は、ほかにO A・枝溝2からも出土している。

墨書土器は計31点。V：12点、VI：6点、VII：7点、VIII：2点、不明・その他：4点。8世紀前半の比較的古い時期のものが含まれるほか、栗原・中寸・竹田郷など地名を記すものがある。新しい時期の一文字の墨書もあり、点数の割にはまとまりに欠ける。

【O F地点】枝溝合流点の左岸で、O C・O G地点の対岸にあたる。木簡は12点出土したが、大溝東縁出土のものも基本的に一体と考えられ、これらを加えると18点となり、伊場大溝の中で最大の木簡出土点数を誇る地点である。内訳は、a：1点、b：3点、c：11点、d：3点。7世紀のものは、伊場遺跡出土木簡では最古となる辛巳年（681）の年紀をもち、年紀+サト名+人名+額穀の数量の記載の木簡（3）。里制の時期とされる木簡には、刻線で区切った個人名と人数・斗量を記す帳簿様の木簡（11）、封緘の可能性がある大型木簡（12）がある。郷里制以降では、赤坂のサト名+人名木簡（54）のほか、戸主・戸口名と額穀数量、代馬を書き上げた帳簿様の木簡（52）がある。9世紀以降のものでは、伊場遺跡群出土木簡では最新の延長2年（924）の年紀をもつ題籠軸（77）がある。

10世紀にも伊場遺跡群で何らかの行政実務が執り行われていた様子を窺わせる。

墨書土器は計43点。V：4点，VI：5点，VII：9点，VIII：22点，不明・その他：3点。木簡の点数の多さに対応して、左岸では最大の墨書土器出土点数を誇る。各時期のものを含むが、VIIの時期（10世紀）の墨書土器の多さは特に顕著で、延長2年の題籠軸（77）の出土に対応するとみられる。

【OL地点】東海道線の南側、OJ・OK地点の対岸にある。木簡は2点出土した。いずれもcの時期のもので、浜津のサト名+人名木簡と思われるもの（78）複数の人名と顕稟の数量を書き上げた木簡（88）がある。

墨書土器は計6点。V：3点，VI：3点。サト名象島のほか、他にみえない川西がある。

【枝溝1地点】伊場大溝左岸のOD地点とOF地点の間に流入する枝溝の、合流点すぐ東側の部分である。木簡は2点出土した。いずれもcの時期で、竹田郷長里正宛の郡符木簡（18）と、浜津郷のサト名+人名木簡（19）である。

墨書土器は計9点。V：1点，VI：1点，VII：1点，VIII：5点，不明・その他：1。各時期のものを含むが、稻万呂が注目される程度。

【枝溝2地点】枝溝1地点の東に位置する地点。木簡は6点出土した。いずれもcの時期のもので、天平7年（735）の年記をもつ入野のサト名+人名木簡（32）、田積を記す木簡（63）、若倭部姓の人名のみの木簡（65）のほか、病気平癒祈願に関わるかと思われる形代（61）がある。形代と同じ若倭部姓の人名のみの木簡がもう1点あり（64）注意される。

墨書土器は計4点。V：2点，VI：1点，VII：1点。馬長が注意される程度。

【その他】ほかに、枝溝上流部でこの溝に直交する小溝NT003出土の7世紀の木簡1点（108）がある。これは後の志太郡にあたる史倅評がみえ、その史（書記官）が作成した可能性がある木簡で、評を超えた交通を窺わせる。

④伊場大溝出土木簡の地点ごとの特徴

以上の検討を踏まえ、地点ごとの木簡出土状況の特徴を整理しておきたい。なお、木簡の内容に踏み込んだ整理は、木簡の出土状況に関する検討を行った後で、再度試みることとしたい。

地点ごとの分布 木簡の出土点数が最も多いのはOF地点（18点）、ついでOG地点（17点）、OJ地点（10点）、OA地点・OI地点（9点）と続く。このうち、最多のOF地点以外は全て大溝の右岸に位置する。木簡の投棄が右岸側から行われたことを示唆しよう。OF地点で多数の木簡が出土したのは、この地点が枝溝との合流点にあたっていることが影響していると考えられる。すなわち、左岸のOD地点とOF地点との間に東から枝溝が合流しており、木簡の出土が多い左岸のOF地点と、右岸のOG地点は、その合流点のすぐ下流の対岸に位置する関係にある。合流点の左岸側の上流に位置するOD地点やOE地点はさほど木簡が多くなく（OE地点の木簡の多くが右岸側のOA地点の木簡と関連することについては前述）、下流に位置するOL地点も木簡は少ない。一方右岸側の上流には、OA地点、OI地点など木簡の集中する地点があり、下流のOJ地点にも顕著な集中が見られる。また、合流する枝溝からも木簡は出土している。これらの出土状況から考えると、大局的にみて、木簡の多くは大溝右岸側からピント的に投棄され、また左岸側から合流する枝溝が左岸側からの遺物の出土に何らかのはたらきをしていることがわかる。

年代ごとの分布の変動と伊場遺跡群の消長 木簡の年代を加味した場合、出土状況に時期による違いは見いだし得るのだろうか。7世紀の木簡は、点数が少ないととも影響しているようだが、大溝各地点から出土しているわけではなく、右岸のOJ・OA・OG・OK地点に計8点が分布する。これに対し左岸ではOH・OE・OD・OF地点に1点ずつ計4点があるに過ぎない。7世紀木簡の廃棄が多く

は右岸側、しかも比較的広い範囲から行われていたことが考えられ、7世紀段階の木簡使用施設が基本的に右岸側に存在し、左岸側は枝溝合流点の上流側に想定できる程度であろう。里制下の時期もこの状況に大きな変化は認められず、8世紀に入っても右岸側が活動の中心である状況に大きな変化はなかった。

ところが郷里制以降の時期になると、大きな変化が現れる。一つは左岸側の地点からの木簡出土の増加である。枝溝を含めると、左岸・右岸の点数比はほぼ1:1となる。ことにO.F.地点と枝溝の点数の増加が著しい。恐らく枝溝の北側で施設の充実が図られた結果であろう。一方右岸側でも総点数が増加する一方、それまで点数の少なかったO.M.地点やO.K.地点でも出土が増え、木簡出土範囲が拡張する様子が窺える。右岸でも木簡使用施設の拡充が図られたとみられよう。

この時期にもう一つ顕著に現れるのは、特定の地点における墨書き土器の著しい増加である。すなわち、VIの時期（8世紀後半）について右岸のO.M.地点の7点、O.A.地点の8点、そして最も目立つのがO.J.地点の74点である。この傾向は9世紀以降も続いている、8世紀半ば以降の不要品の投棄場所として固定していったのである。木簡以上の集中を見せるこの墨書き土器の出土状況は、水流の影響によるものではなく、投棄状況を反映しているとみて差し支えなかろう。ことに、湾曲部の外側で水流があれば最も流れがきつく攻撃斜面となるはずのO.J.地点に多量の墨書き土器の堆積があることは、それが人為的な投棄状態の反映であることを如実に物語っている。

この時期の官衙施設の充実の内実は、木簡や墨書き土器の内容からある程度窺うことができる。まず、木簡については、郷里制以降に顕著に事例が増えるのは、サト名+人名の記載からなる051型式の木簡である。その用途については別途後述するが、多くのサト名と個人名を記すこれらの木簡は、敷智郡内の人身支配拠点としての充実を語る何よりの史料となる。ここで重要なのは、同種の木簡の出土が、伊場遺跡だけでなく、城山遺跡、梶子遺跡、梶子北遺跡、中村遺跡を含めた伊場遺跡群全体に広がりをもっている事実である。伊場遺跡群各遺跡の消長を木簡からみると、城山遺跡は、五十戸の記載のある木簡（城山6）や月生記載のある木簡（城山32）があるので、7世紀後半から活動が窺えるが、伊場遺跡のような7世紀段階の官衙としての活動を窺わせる木簡はない。梶子遺跡は、伊場遺跡群中最古の己卯年（679）の年紀のある木簡（梶子12）があるが、これは伊場大溝上流部の遺物であり、7世紀段階の実態は不明である。梶子遺跡本体では7世紀の木簡は出土しておらず、この木簡については右岸（南岸）の城山遺跡側から投棄された遺物の可能性も考えられる。梶子北遺跡には、明確に7世紀に遡る木簡はなく、里制を示す木簡もない。中村遺跡も和銅8年（715）が最古の紀年銘木簡で（中村1）、明確に7世紀に遡る木簡はない。こうした各遺跡において、概ね郷里制施行期以降、サト名+人名の共通する書式をもつ木簡が普遍的に作成・廃棄されるようになっていくわけで、伊場遺跡・城山遺跡の充実と、梶子遺跡・梶子北遺跡・中村遺跡のある北方への拡大、すなわち伊場遺跡群としての機能の拡充を読み取ることができるだろう。梶子遺跡で伊場大溝から出土しているサト名+人名の木簡に大溝北側から投棄されたと見られる出土状況を呈するものがある（梶子14・15など）のは、その意味で注目されよう。

一方 墨書き土器については、爆発的に数量の増えたO.J.地点のVIの時期のものをみると、竹田・象嶋・中寸などサト名に関わるもの、（栗）原駅長・駅長宅など栗原駅にかかわるもの、布・布一など布智郡の郡名に関わるもののか、稲万呂・里麻呂・老麻呂・鷗成・国成・長女などの人名が多数みられ、川笛・望なども人名に関わる可能性がある。このうち、同じVIの時期の墨書き土器の広がりがわかるものとして、竹田はO.A.地点や城山遺跡、象嶋は対岸のO.L.地点、栗原駅長はO.M.地点と城山遺跡、布一（酒）はO.C.地点、稲万呂は隣接するO.K.地点のか梶子遺跡や鳥居松遺跡、里麻呂は対岸

のOL地点、嶋成はOM地点、望は下流に続くOK地点のほか、城山遺跡や梶子北遺跡にみられ、枚挙に遑がない。このほかにも浜郷（OC地点）など、サト名の墨書き土器が多数みられるようになるのもVIの時期であり、Vの時期に多数みられる厨・館などの施設、大領・大主帳・郡鑑取などの職名に加えて、布智郡内のサト名を冠する墨書き土器の増加は、郡支配の充実の指標として注目されよう。

9世紀以降、状況は再び変化する。伊場遺跡全体として木簡の出土量が激減するが、特に大溝左岸の減少が著しく、枝溝合流点に近いOF地点のみの出土となる。一方右岸は、点数は少ないものの比較的広い範囲に分布している。ただ、木簡にみえる状況がそのまま官衙の盛衰を物語るわけではなく、墨書き土器の分布は木簡とはやや傾向を異にしている。すなわち、VIの時期に出土量が増加した右岸のOM・OA・OJ地点では、VIIの時期以降もなお継続して多数の墨書き土器が出土しており、引き続き同じ地点で投棄が行われていたことがわかる。OA地点では、北に隣接するOB地点への広がりもみせている。木簡は減るもの、引き続き活発な活動を窺わせる出土状況といえよう。一方、VIの時期には特に点数の増加を示さなかった左岸では、9世紀以降になって、それまでなかった増加がみられるようになる。枝溝合流点より上流のOH・OE地点と、合流点のすぐ下流にあたるOF地点では、VI・VIIの時期を合わせて右岸のOM・OA地点に匹敵する20点に達するような集中を示す。木簡の点数の増減だけでは、活動の消長を判断することはできないのである。

左岸と右岸の関係を考えるために、9世紀に増加している墨書き土器の内容をみてみよう。顕著な点数増加がみられる地点のうち、複数の例がありかつ遺跡全体でまとまった出土をみているものを拾うと、右岸では北からOB地点：川、足、OA地点：川、足、印、賀、OJ地点：足、得、主、左岸では北からOH地点：賀、有、OE地点：川、足、賀、OF地点：足、得、となる。したがって、増加している墨書き内容は両岸ではほぼ共通しているとみてよい。より子細にみると、これらも同時期に画一的に増加しているわけではない。増加時期の古いものから順に挙げると次のようになる。

印：VII期にOM—OH、OA—ODという対岸で向かい合う地域に出現する。梶子北遺跡にも分布する（2点）。

川：VII期に、枝溝合流点より上流の両岸に広い範囲に出現する。VI期の川缶とは別。城山にも分布する（1点のみ）。

有：VII・VIII期に、枝溝合流点より上流の左岸を中心に出現するほか、梶子北に特に顕著に集中する。中村南伊場・城山（2点）にも分布する。

足：VII・VIII期に、大溝両岸に広く出現する。梶子・梶子北・城山・中村南伊場にも顕著に分布する。

賀：VII・VIII期に、枝溝合流点より上流の両岸に広い範囲に出現する。城山（1点）・九反田（2点）・若林村西（1点）にも分布する。

主：VII期後半（9世紀後半）にOJ地点に特に顕著に集中する。城山・梶子北（各2点）にも分布する。

得：VII期を中心としてOF地点に特に集中。梶子（1点）・梶子北（2点）・九反田（2点）にも分布する。

伊場遺跡群全体に広く分布するもの（足）がある一方、伊場遺跡に広く分布するもの（印・川・賀）、伊場遺跡の特定の地点に集中するもの（主・得）、梶子北遺跡を中心とし伊場にも分布するもの（有）など、出現の仕方はそれぞれに特徴がある。ここには取り上げなかったが、城山遺跡の太・大のよう、伊場遺跡以外に顕著に集中するものもある。これらは少ないとはいえた伊場遺跡群全体に分布するものが多いので、広くみれば遺跡群全体として活動しているのは間違いないけれども、地点ごとの機能と土器使用主体に応じた分布の仕方を示すものと考えられ、墨書きの意味内容とも合わせて、その意

義付けについてはなお検討が必要である。

以上に述べたような木簡についての出土地点による分析は、従来あまり重視されてこなかった。これは、それほど顕著な傾向は見いだせないだろうという予断と、木簡出土地点の座標・レベルのデータが通常完備していないこと、そして何よりも木簡が廃棄された場所から動いていないという保証がないことなどによるのだろう。しかし、平城京跡東二坊二条大路路面に掘られた三条の濠状構造 S D 5100・5300・5310から出土した二条大路木簡の分析では、出土地点の分析の有効性が確認された（奈良文化財研究所『平城京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』）し、基本的には一括遺物とみられる平城京跡左京三条二坊八坪の土坑 S D4750から出土した長屋王家木簡の分析においても、地点ごとに顕著な偏りがみられ、投棄過程の分析における一定の有効性が明らかになった（渡辺晃宏「削屑からみた長屋王家木簡」『木簡研究』21所収）。一方、水流のある溝の場合にも、例えば平城宮跡中央部の基幹排水路 S D3715では、出土木簡の分析から、周辺に想定される官衙からの投棄状況をかなりの程度残した出土の仕方をしていることを明らかにできた（奈良文化財研究所『平城宮発掘調査報告 XVI』）。溝の場合は水流による木簡の移動の可能性を否定することはできないけれども、S D3715のような基幹排水路においても水流による遺物の均一化を免れている事実は、流れの緩やかな場所における出土地点分析の有効性を示唆するものである。伊場大溝の場合、7世紀前半ではかなりの水量を誇っていたが、木簡が投棄された7世紀後半には既に緩やかな流れに変わっていたらしく、鎌倉時代には完全に泥炭層と化していた。したがって、出土状況が廃棄状況を反映している可能性を充分期待できる状況といえるだろう。墨書き器が地点ごとに顕著な特徴を示していることは、そのことを如実に示すものといえる。墨書き器に比べると、木簡の出土分布は、特に出土点数の点でいくぶん平均化しているような印象がなくはない。しかし、それでもなおお子細に検討すると、時期や内容ごとの分布の特徴を抽出できることは前述のとおりである。特に墨書き器の分布と合わせた総合的な検討が、木簡の出土分布による分析に不可欠であることも明らかになった。結論めいたことの提示はできなかつたけれども、伊場大溝のような遺構においても、木簡の出土地点の分析が一定の有効性をもっていることは示せたと思う。

なお、木簡の分布と墨書き器の分布は、空間的にだけでなく時間的にも必ずしも厳密には対応しない。7世紀代の墨書き器は1点もなく、また明確に10世紀に降る木簡が1点しかないのに対して、墨書き器は10世紀になっても8世紀前半に匹敵する数量が残されている。このことは点数からみた木簡の最盛期が8世紀半ばから後半であるのに対し、墨書き器のそれが9世紀であるのも関係しよう。出土文字資料として遺跡の性格を考える共通の素材ではあっても、木簡と墨書き器とでは微妙なずれが存在するわけである。この点は伊場遺跡群を論じる上だけでなく、出土文字資料論としても大きな課題である。伊場遺跡群の事例はそのケーススタディーとなり得ると思うが、ここでは事実関係の提供にとどめておきたい。

4. 木簡からみた伊場遺跡群—伊場遺跡群出土木簡の内容の整理・検討

(1)はじめに

本節では、再読みの成果を受けて、伊場遺跡群から出土した木簡の全体像について、再整理を試みておくこととする。伊場遺跡群出土木簡は、7世紀後半から10世紀までの年代のものを含み、また木簡が出土している遺跡だけでも伊場・城山・梶子・梶子北・中村の各遺跡にわたっており、時間軸・空間軸それぞれに大きな広がりをもっている。ここでは、遺跡群全体としての理解のために、7世紀の木簡、8世紀の木簡、9世紀以降の木簡に分けて、時間軸に沿って論じていく方法をとる。なお、

8世紀の木簡は717年までの里制下の木簡、717年から740年頃までの郷里制下の木簡、740年以降の郷制下の木簡に細分することができ、前節では、特に里制下の木簡を分けて検討したが、木簡の内容からは弁別しがたい木簡も多いので、取り敢えず8世紀の木簡を一括して取り上げ、必要に応じて註記していくこととする。

(2) 7世紀の木簡

7世紀木簡出土遺跡としての伊場遺跡群 伊場遺跡は、7世紀の木簡が飛鳥地域以外で最初にまとまって出土した遺跡であり、伊場遺跡出土木簡は、7世紀の地方木簡の先駆的な史料として名高い。飛鳥地域や藤原京で出土する7世紀の木簡とともに、日本の木簡の黎明期である7世紀の木簡像の形成に大きく寄与してきた。けっして7世紀の木簡が主体なのではないが、その木簡研究史上に占める位置には大きなものがある。

年紀十某サト人十人名十額穀数量からなる木簡 7世紀の木簡で最も典型的で残りのよいのは、伊場3であろう。記載は概ね、干支年+月日+某五十戸人+人名+額穀数量からなり、訛読できない部分があるが、人名+額穀数量は、複数人の記載の可能性がある。330束は一人あたりとしてはかなり多量であるが、公出挙の返納に関わるものとみられる。サト内の戸主単位でまとめたものかも知れない。

これとよく似た記載をもつのが、伊場5である。人名+額穀束数+代、からなる記載が複数書かれていたとみられる。伊場3にない東代の記載がある。一般に「東代」は町代制の田積の単位で、「代」と同義とされるが、兵庫県柴遺跡出土木簡に、出挙穀の返納について「十束代穀一尺」と記す例があり（『木簡研究』23）、所定の出挙穀の分の返納を意味するようである。伊場5の「百七十六東代」も文字通り田積の可能性があるが、伊場3の書式との類似や、荷札としての機能を考えると、東代とあっても田積ではなく穀穀の数量を示しているとも理解できる。また、現状では墨痕は片面にしかないが、裏面は面が荒れており、この面に本来年紀+サト名の記載があったとみることもできる。そのように考えてよければ、伊場5は伊場3と同類の木簡の裏面として理解することができる。

さらに伊場6に注目したい。これまで竹田五十戸人のみが訛読され、反対面の文字は充分読めなかった。また、竹田五十戸人の記載も木簡の上端ではなく、中途から始まるが、その理由は説明されてこなかった。しかし、今回の再訛読により、日佐、及び又の可能性のある文字を読み取ることができ、人名が列記されている可能性が考えられるようになった。とすれば、竹田五十戸人の上部の余白に干支年+月日、裏面に人名+額穀数量の列記を想定することができる。下端を尖らせる形状は二次的な整形の可能性があり、これに伴って年月日の記載が削り取られたことも考えられる。幅は同じで長さもほぼ同大、各記載要素の配置もこのようにみて全く矛盾はない。

また、伊場7が全く同じ書式に則っていることも注目される。五十戸人でなく、里人という表記をとる点は、サトの表記が五十戸から里に変更されたことによるのだろう（これまでのところ、里の初見は683年（天武12）、五十戸の終見は687年（持統1）。伊場7は691年にあたる）。伊場7は月までの記載しかないが、年紀+サト名+人名、という表記は共通している。現在墨書の残らない裏面にかけて、穀穀数量の記載が続いていたものと考えられよう。大きさも伊場7は現状で330mmもあり、通常の文書木簡としてはかなり大きく、伊場3・6に見合う大きさといってよいだろう。

伊場9も同じ書式の木簡の可能性がある。ただ、折れている下端は細く削り出している痕跡があり、051型式の形状をとる。これが二次的な整形であれば、それによって長さも短くなっているとみることができ、本来同様の書式の木簡であった可能性が高くなる。しかし、もしこれが原形を保っているとすれば、むしろ伊場遺跡群の8世紀の木簡に多数の事例があるサト名+人名のみが記された051型式の最古の事例ということになる。現状ではどちらとも判断できない。

このように、一見全く別の内容の木簡と思われる伊場5・6・7（・3・9）は、同じ書式で記された出挙稻の返納に関わる木簡とみることができる（3は田積の可能性を否定できないが）。これらは年代的には五十戸表記の時期の辛巳年（681）から里表記の時期の乙未年（695）まで10数年にわたる。地域的にも、後の敷智郡内の複数の郷にわたるだけでなく、後の浜名郡域にあたる新井郷も含まれ、敷智評の範囲が大宝令制下よりも広かったのではないかとされるが、書式の共通性からみてもこの見解は妥当と思われる。なお、同じく干支年から始まる伊場4は己丑年（689）の放生に関わる木簡とされ、干支年から書かれた文書木簡とみられる。大振りの堂々とした文字で書かれ、また木簡の幅も文字の中心で折り返すと40mm程度とみられ、出挙に関わる一連とみられる木簡が25～29mm程度であると様相を異にする。これに対し、乙未年十月の記載をもつ伊場8は幅25mmで、文字も伊場9とよく似ている。末尾の文字が地名であるかどうか判断できないので即断はできないが、伊場9と同類とみることは可能だろうから、伊場3・5・6・7、または後述のサト名+人名の051型式木簡の類例ということは可能だろう。

その他の7世紀の伊場木簡 伊場遺跡の7世紀の木簡のうち、これら以外の木簡は、それぞれ独自の内容をもつもので、一括りにできるようなものはない。

伊場1・2は、断片的で内容を捉えがたい。ただ、伊場2にはサト名と思われる袁文がみえ、サト名を列記している可能性もある。敷智評内の広域行政に関わる木簡とみられる。

伊場21はいわゆる屋棟帳の木簡である。人名+棟・屋の数量、という記載が、表裏に数段にわたって書かれている。駿評や加毛江五十戸がみえ、敷智評内の複数のサトの人名とみられる。人名に続く棟と屋の数は、各人が所有する棟や屋を示すとされるが、これほど多数の人々がそれぞれに棟や屋を所有し得たのか疑問もある。数字はクラの数ではなく番号である可能性も皆無ではないだろう。棟・屋の収納物として最も普遍的なのは額稻であろうから、出挙関連木簡の存在を重視するならば、伊場21も出挙稻の収納に関わる帳簿の可能性が考えられるかも知れない。

伊場84は丈部某（大末呂か）の作成した文書木簡である。内容は私信ではなく、御調の納入に関する何らかの上申であり、宛先は敷智評であろう。～白で書き止められるが、日付から書き出し、某前白の記載をもたない。日付を明記する点で、前白木簡よりもフォーマルな書式とみることができるだろう。但し、宛先のない文書があり得るのか、疑問も残る。

伊場87は、内容的には7世紀の木簡とする根拠はない。出典のある語句の習書とみられるが、出典は未確認である。

伊場108は干支年から始まる木簡で、伊場遺跡群の所在する後の敷智郡が、7世紀には測評と表記されていたことを示す。サト名を明記し里人某と続く点では、上記の出挙関連木簡と共通する。しかし、測評と明記されていること、これに続く記載が額稻の数量ではないこと、上部に切り込みをもつ形態をとることなど、全く別の範疇で捉えるべき木簡である。測評と明記されていることは、裏面に志倅評とあるのと対応し、評を越えた交通の存在を想定させるが、遠江国・駿河国の志倅評が国名を冠せずに併記されていることをどう理解するかが大きな課題として残る。伊場大溝の左岸に合流する枝溝の上流地点で出土した木簡で、大溝の木簡とはやや性格を異なるかも知れない。

伊場遺跡群内の7世紀木簡の広がり 城山遺跡の木簡は基本的に奈良・平安時代の遺物包含層の遺物であるが、城山32は月生二日の記載から書き出す木簡で、日付が冒頭にくる特徴的な書式、月生の文言などから、7世紀の木簡である。家度稻として額稻の数量を記す。家は評のヤケを指すとみられ、評の倉への額稻の収納記録と考えられる。城山6も、京田五十戸と続くのならば、7世紀の木簡となるが、確証はない。

梶子遺跡では、梶子12が己卯年（679）から書き出す7世紀の木簡で、伊場遺跡群中最古の年紀をもつが、内容不詳。なお、梶子15はこれまで冒頭を干支年と釈読して7世紀の木簡とみてきたが、再釈読により中寸宗宜部から書き出すサト名+人名の木簡で、出土層位に見合う内容であることが明らかになった。

以上のように、伊場遺跡群の7世紀の木簡は計14点、多くが干支年から書き出す典型的な書式をとるが、敷智評の複数のサトの額縫収納や、御調の取扱いに関わる木簡群であり、額縫出挙をキーワードとして、従来考えられていた以上に内容的に強い一括性を読み取ることができそうである（この点は、実は8世紀以降にも伊場遺跡群の木簡の基本的な性格として継続して捉え得る）。その使用場所としては、額縫を収納する倉を伴う敷智評の行政の中心施設を想定できるだろう。具体的な所在については、木簡のほとんどが大溝の遺物であるため確証は得られないが、出土分布から見る限り、前述のように大溝の右岸側（南側）、すなわち城山遺跡側に活動の拠点を推定することができる。その場合、わずか一点ではあるが、城山32の存在が意味をもってくるだろう。ただし、同様の意味では、伊場108の存在も軽視できない。額縫の取扱を中心とした評内の行政に関わる他の木簡からは孤立した内容をもっているため、右岸側とは別の機能をもつ評の施設が、左岸側に所在した可能性を想定するのも不可能ではない。いずれにせよ、その規模は別として、敷智評の広域行政に関わる施設が伊場遺跡群内の大溝両岸にわたる広い範囲に活動の痕跡をとどめていることは認めてよいだろう。

（3）8世紀の木簡

敷智郡の成立 701年の大宝令の施行によって、測評は測郡へと表記を変え、国に統括される地方支配の拠点として、その行政機能をさらに充実させていくことになる。測郡という表記は木簡には確認できないが、敷智の表記は二字の佳名の採用によって採用・定着したものと考えられ、8世紀初頭まで遡るものではないだろう。伊場14は敷智郡に統いて宗可里と読める可能性ある記載が続き、里制下の木簡と考えられるから、木簡における最古の敷智郡の表記ということになる。

郡符と封緘 伊場遺跡群が敷智郡家の遺跡であることを最も端的に示すのは、郡符木簡の集中的な出土である。郡の下達文書である郡符が廃棄されるのは、宛先においてか、あるいは発給元の郡家においてかのいずれかであるので、複数の宛先の郡符の出土は、郡家そのものの存在の証拠となる。郡符と考えられるものとしては、伊場18（竹田郷長里正宛て郡符）、伊場82（竹田郷長里正宛ての召文）、伊場85（□田郷の夫を召す召文）、伊場105（内容不詳。書き止めに符とある）、梶子北1（浜津郷に関する文書）、城山19（某郷（竹田郷ではない）宛て召文）の6点がある。竹田郷宛のものが多いが、複数の郷に関わるものも含まれており、伊場遺跡群がこれらの郷を統括する敷智郡の郡家の遺跡であることの根拠となる。なお、伊場82・85・105は東海道線南側の大溝が大きく湾曲する部分から集中的に出土しており、伊場85の年紀である神亀4年（727）頃の一括性の高い遺物とみられ注目される。

年代的には、郷里制以後の時期のものばかりだが、里制の時期の木簡にも、例えば召文の封緘と考えられる伊場16がある。封緘木簡に封・印などの封緘文言以外に差し出しや宛先を書く例はあるが、内容を摘記した明確な例は知られていない。また、召文を木簡ではなく紙の文書で作成し、これを封緘木簡に挟むという事態もやや想定しにくいし、そもそも本来下達文書である召文に封緘木簡という丁寧な作法を用いることがあり得るのかという問題もある。しかし、国司を郡符木簡で召した例も知られている（兵庫県豊岡市香住エノ田遺跡出土木簡）、全くあり得ないことでもないだろう。今後の類例の増加を待つこととしたいが、いずれにしても郡家での行政事務に関わる木簡であるのは間違いない。他にも、刻線をもつ人名列記の木簡伊場11、里名を列記して里ごとに整理する帳簿状の木簡

伊場17など、里制下の時期にも広域行政拠点として機能していたことを示す木簡があり、測評段階からの行政拠点としての連続性は疑い得ない。

さまざまな文書木簡 郡家における行政事務を窺わせる文書木簡としては、伊場30、伊場34、伊場37などがある。いずれも断片的で充分な内容は把握できないが、伊場30は駅路の交通、伊場34は物品の貢進、伊場37は大豆の徵集がみえ、郡家における行政事務のさまざまな側面を照射する資料となっている。城山12も文書木簡の断片の可能性があるが、断片的で内容は把握できない。梶子4は、六柱の神名を表裏に列記したもので、郡家の神祇祭祀に関わる類例のない木簡である。伊場71は前白の書式と考えられる文書木簡で、出土層位は里制下の時期であるが、内容的には7世紀に遡っても差し支えない上申文書である。

文書木簡の範疇には収まらないが、城山27の神龜6年(729)具註曆の存在は、行政拠点としての伊場遺跡群、中でも城山遺跡における中枢機能の存在を示唆する。論語と読める城山14、尚書と読める城山20の存在は、城山遺跡の位置付けを明確に示すだけでなく、郡家の役人の知識レヴェルを窺わせる。城山遺跡には、城山29・33・40など習書木簡が多く、封緘状の木製品に多数の文字を習書する伊場12も郡家の役人たちの活動の日常を垣間みさせる。

籍帳様の帳簿木簡とその機能 里制の時期の木簡の中で、特に注目されるのは伊場11である。現状では3行分の記載しか残らないが、少なくとも三段にわたって人名と数字を記載した籍帳様の歴名木簡で、刻線によって書き出しの高さを揃える工夫がなされている。しかも人名の上部にはこれを含めて6本の均等の幅をもつ界線を伴っており、人名以外にかなり複雑な記載内容の木簡であったとみられる。いかなる人名の列記のかは定かでないが、右側面には人数と石・斗で数える数量が記録されており、米に関わる記載の可能性が考えられる。両者の関係は不詳で、整形から見て併存はしないようだが、6本の刻線(すなわち5段の書き分け)をもつ点は、紙の文書では籍帳よりも正税帳の記載に近く、7世紀の木簡に出舉に関わるものが多く含まれていることも考え合わせると、出舉種の管理の帳簿の可能性が考えられるかも知れない。

和銅8年の年紀をもつ中村1の解説の意義 実は、8世紀に入っても、伊場遺跡群の木簡には出舉に関連するとみられるものが多いのである。最も端的なのは中村1である。某里人+人名、という伊場遺跡群の木簡に頻出するサト名+人名の記載からなるが、表面末尾に貸給とあって、これは出舉種の下付を想定するのが無難だろう。

今回の再釈説によって和銅8年(715)の年紀が読みとれたことは、この木簡の理解を大きく前進させることになった。一つには、里制下の木簡と確定できたことによって、中寸里がサト名であることが確定した点である。サト名であろうことは推定されていたが、「和名抄」にみえないため、これまで確証は得られていなかったが、これにより中村里(郷)の存在がほぼ確実になった。二つには、裏面に文字を確認できることによって、これまで落ち着きが悪かった表面末尾の貸給に続く記載が、折れて欠損している上部裏面にあった可能性を想定できるようになったことである。出舉種の束数が書かれていた公算が強くなつたのである。三つには、裏面にそのような記載が想定できるとするならば、表面の欠損部に文字がなかったことは考えにくいので、その場合最もあり得るのは、複数の人名の出舉種の記載が列記されていた可能性であろう。推測に推測を重ねる結果となったが、裏面の釈説の進展によって、中村1の理解は大きく深められることになった。

この時注目されるのは、中村1と、7世紀の出舉関係木簡として一括して理解した一群の木簡との記載内容の共通性である。大宝令の施行によって年紀を末尾に記載するようになったことを除けば、ほとんど同一の書式といってよいだろう。前述のように、中村1の上端にある程度の欠損があるとす

れば、幅は30mmでほぼ同一であるから、原形は011型式のほとんど同じ形状・大きさの木簡を想定することができる。7世紀の伊場木簡から、8世紀初頭の中村木簡へ、時間と空間を超えた共通性が見いだされるのは偶然ではあるまい。大宝令の施行を挟んで、書式は変わっても、同一の記載内容の同形の木簡が、伊場遺跡群では作成され続けたのである。この事実は、大宝令の施行が地方行政の実質にとってどのような意義をもつものであったかの一面を示してくれていよう。租の蓄積など、大宝令の施行によって創始された制度がある一方、出舉のような場面においては、大宝令の施行は大きな制度運用の変更をもたらすものではなかったのである。

サト名十人名の木簡 さて、8世紀初頭の里制下の木簡で、内容的なまとまりをもつものに、サト名+人名の記載された一群がある。一つは伊場27である。駅家玉作マ稼万とあり、里・郷の表記を省略しているので内容からは時期を決定できないが、出土状況からみて8世紀でもかなり古い時期に属するとされる。次に伊場73である。完形の051型式の木簡で、現状では柴江里人の記載しかないが、これで記載が終わっていたとは考えにくく、本来は人名が続いている可能性がある。その次に伊場78がある。從来は浜津郷と釈読して郷制下の木簡とされてきたが、出土層位は奈良時代下位で木簡の年代とはややすれがあった。しかし、再釈読によって浜津里と釈読でき、出土状況と整合する里制下の木簡であることが明らかになった。下半は充分釈読できないが、人名が記載されているとみられる。これら3点によって、里制下の時期に、某里人+人名、のみの記載からなる051型式の木簡が作成されていたことが想定できる。

このタイプの木簡は7世紀段階にも作成されていた可能性がある（伊場9。その場合伊場8も）が、多数の事例が残るのは8世紀以降である。その機能はどのように考えたらよいのだろうか。まず関係する一群の木簡を整理しておこう。取り敢えず、サト名の記載が残るものが全部で29点あり、出土遺跡は伊場遺跡群の全ての遺跡に広がる。内訳は、伊場遺跡16点、城山遺跡3点、梶子遺跡4点、梶子北遺跡3点、中村遺跡3点である。点数的には伊場遺跡が最多だが、遺跡ごとの出土木簡点数からすれば、梶子・梶子北・中村の各遺跡の木簡の占める割合は3割ほどにも達し、かなりの比率に上る。最も比率の小さい城山遺跡でも1割弱、伊場遺跡群出土木簡全体では15%程度で、タイプとしては最もまとまってみつかっている一群といってよい。

形状は、上端が方頭、下端を尖頭とする051形式が17点と圧倒的に多く、ついで019型式が10点、011型式が1点、081型式が1点となる。このうち、011型式の城山11は下端が二次的整形で、019型式の10点も下端の原形は不詳だが、051型式であったことを否定するデータではなく、6割近くが051型式であることを考慮すると、原形は基本的に051型式であったと考えて差し支えないだろう。

大きさは、完形品でみると、まず長さは最短の伊場73で157mm、最長の伊場54で337mmを測る。ばらつきはあるものの、250mmを超える長大の木簡が完形品の半数を数えることが注目される。幅は基本的に原形を保っており、15mmから33mmまでの範囲に収まる。051型式の木簡としては、志摩國の鮑を中心とする海産物の贊と考えられる荷札のまとまった事例が知られているが、これらに比べると今回の荷札は2倍程度の大きさがあり、かなり大ぶりであるといつてよい。

サト名十人名の木簡の記載内容 記載内容は、サト名+人名を基本とする。『和名抄』には敷智郡の郷名として、蛭田、赤坂、象嶋、柴江、小文、竹田、雄踏、尾間、和治、浜津、駅家の11郷が挙げられているが、このうちこれらの木簡には蛭田、赤坂、柴江、小文、竹田、浜津、駅家の7郷がこれと同じ表記でみえる。また、鳥文は『和名抄』の雄踏郷にあたる可能性があり、栗原は敷智郡所在の駅家は栗原駅であることから、駅家郷の別名の可能性が高い。とすれば、『和名抄』にはみえないが、入野や中寸（中村）も敷智郡の郷名であるとみて間違いないだろう。中寸は平城京木簡に蛭田郷のコ

サト名	里・郷	人	戸主	人名	年紀	その他	型式	備考	遺跡番号
蛭田	郷			三口(尼瀬カ)マ多志	61			伊場	94
蛭田または竹田				刑部宇利朝	十六口	081		伊場	43
赤口(坂)				若狭マ益万呂	61			中村	5
赤坂				マ	五斗	61		梶子	6
赤坂				(以下欠損)	61			中村	7
赤坂	口(野カ)	戸主		刑部口(赤カ)口口(呂カ)	61			伊場	54
赤坂	郷			名海尾古	019			坂上北	5
赤坂	郷			(以下欠損)	019			伊場	50
柴江	里	人			61			伊場	73
小文	里			酒マ口(海カ)人	019			中村	2
小文	郷			口口(マ)口方昌	019			伊場	99
竹田				宗我マ義飼	61			梶子	3
竹田				刑部君	61			梶子	14
竹田	郷江里	口(戸カ)主		(以下欠損)	61			伊場	10
鳥文				刑部石	天平七年	019		伊場	31
浜津	口(里カ)				61			伊場	78
浜津	郷			口(諸カ)石マ口口(古万呂カ)	61			伊場	19
駿家				玉作マ稚方×(以下欠損)	019			伊場	27
集原				玉作マ真×(以下欠損)	019			伊場	97
集原				若日下マ五百鷲	61			伊場	56
中才				軒マ大辻	011	下層二次の切断		城山	11
中才				三口(質カ)×(以下欠損)	61			城山	34
中才				宗宣部口(国カ)口	61			梶子	15
中才				宗宣部里參	61			坂上北	2
中才				宗宣部里參	019			坂上北	3
入野				中臣マ龍口呂	天平七年	051		伊場	32
入野				宗宣マ×(以下欠損)	051			城山	41
上	里	戸主	戸主	海部曾×(以下欠損)	019	上層二次の彫形か		伊場	70
□(内カ)郷		戸主		石部(以下欠損)	019			伊場	67

挿表8 伊場遺跡群のサト名十人名木簡一覧

サトとして見える（『平城宮木簡』3、2898号）が、中村1によって和銅8年には蛭田里から独立した里を構成していたことが明らかであるから、和銅8年（715）から郷里制が施行されていた天平12年（740）までのある段階で、蛭田郷に包摂されるようになったと考えられる。なお、象嶋郷は伊場遺跡出土の墨書き土器にみえ、また和治郷は伊場47にみえるから、存在したことは確実だが、サト名+人名の木簡には確認できない。

サト名は、固有名だけの簡略な記載のものが17点と過半数を数え、里または郷まで書くものは12点に過ぎない。敷智郡内の行政事務に関わる木簡であり、サトの記載であることは明らかなので、省略することが多かったのだろう。なお、里の場合、里人という記載をもつものが1例ある。サト名+人は、里制下までの時期の個人名表記に特徴的にみえる書き方で、平城宮木簡などの荷札にも多くの事例がある。里と表記したために、慣用的だった里人と書いてしまったのだろう。当然のことながら、里の表記を省略している場合は、人の文字は書かれない。

人名の前に戸主という記載を伴う事例が5例ある。里制・郷里制・郷制それぞれの時期の事例があるので、年代的な相違ではなさそうで、文字通り戸主の場合にそう註記したか、戸主であることを前提としているかのいずれかであろうが、これだけではどちらが妥当か決め手がない。

サト名十人名の木簡の機能さて、これらの木簡は、サト名+人名の記載だけを基本とするから、その機能はわかりにくい。サト名+人名の基本形以外の記載をもつものが若干あり、そこに機能を窺い知る手懸かりはないであろうか。基本形以外の記載をもつものとしては、a年紀（伊場31・32）、b数量（梶子6）、c数字（伊場43）が挙げられる。

このうち年紀については、伊場33にも注意しておく必要がある。上下両端を欠き明確なサト名を読み取れないでサト名+人名の木簡の点数には数えなかったが、姓の伊福部の上に少なくとも一文字分の残画がある。したがって、これもサト名+人名の木簡の類例とみられるが、そこに伊場31・32と同じ天平7年（735）の年紀が記されているのである。すなわち、年紀のあるもの3点が全て天平7年であり、これはこの年作成の木簡の特殊事情とみるべきものであろう。原則としては年紀を書かな

いとみて誤りあるまい。

次に数量について。五斗は春米貢進の単位であり、都城出土の貢進された租税の荷札木簡にはごく普通にみられる。しかし、地方官衙の遺跡、ことに郡家レヴェルの遺跡では事例が少なく、駿河国益頭郡家（静岡県郡遺跡）に物部里五戸宇治部角末呂五斗、阿波国板野郡家（徳島県觀音寺遺跡、国府関連遺跡だが、板野郡家に関連すると考えられる一群の木簡も含まれるとみられる）に桜間米五斗と記す例がある程度である。サト名から書き出す点は伊場遺跡群と同じだが、いずれも切り込みをもつ形態で051型式ではない。また、春米は令規定の建前では租を春いて貢進することになっていたが、正税帳の記載などからみても、実際には正倉に蓄えられた正税の穀穀を春いて貢進されることが多かった。以上の点から考えると、郡家の正倉において都へ貢進する春米の荷札が作成されることはある得ても（その場合も郷から書き出すことはないだろう）、郷レヴェルで個人単位の五斗を単位とする春米の荷札が作成されるような状況は一般的には想定しにくい。都へ貢進する春米とは別に、郷から郡家の米の移動を考えなくてはならないだろうが、それも実例からみる限り、あまり一般的な状況ではなさそうである。

五斗を単位とする荷札としては、莊園の遺跡である石川県上荒屋遺跡出土木簡にもまとまった事例がある。人名+白米五斗（または黒米五斗二升）の051型式の木簡がまとまってみつかっており、莊園の現地管理・運営を物語る資料とされている。ただ、上荒屋遺跡の木簡の場合には、品目と数量を書くのが基本であり、しかも長さ150mm程度までの小型のものがほとんどで、伊場遺跡群のサト名+人名の木簡とはだいぶん様相を異なる。

このように、基本形以外の記載のうち、a年紀、b数量はいずれも特殊な事例であって、例外的なものと見なさざるを得なくなる。残るc数字はどうか。伊場43は人名刑部字例志の後に、十六□の三文字目が続く。三文字目はごく簡略化された字形の文字であって、これだけでは釈読は難しい。十六に続くことから斗はあり得ず、縦画だけ強調される字形であることも加味すると、考えられるのは、年または東であろう。年であれば、天平が省略されたということになり、出土層位としては年代的な矛盾はない。

ここで注目したいのは、伊場遺跡群の西約5kmに位置する東前遺跡の調査で出土した木簡である（『木簡研究』29、2007年）。

「□□若日下マ足石十九□」

178×26×2 051

上端は左半を欠損するが、全体としてほぼ原形を留める051型式の木簡で、若日下マ足石の人名が読み取れる。その上部の2文字については、中寸の可能性を指摘しつつも、東前遺跡の地が小文郷推定地に位置し、中村郷推定地とは距離があることを考慮して、釈文には反映しなかった。しかし、文字そのものは中寸の可能性が高く、人名の前にサト名が書かれていたことはほぼ間違いない。つまり、この木簡も伊場遺跡群で多数の事例があるサト名+人名の051型式の木簡の類例であることが明らかなのである。中村郷推定地から離れた地点から出土していることは、伊場遺跡群からサト名+人名の木簡がまとめて出土していることとともに、このタイプの木簡の機能を考える重要なポイントとして捉え直すべきだろう。なお、東前遺跡からは、伊場遺跡と共通する内容の墨書き土器（長女など）も出土している。

さて、東前遺跡の木簡はサト名+人名の051型式の木簡の事例であって、しかも人名に統いて、十九□の記載をもつ。すなわち、基本形以外の記載cをもつ木簡の一例といえる。三文字目については、東の可能性が考えられている。伊場43の十六に続く三文字目もこれとたいへんよく似た字形であり、東前遺跡の木簡の読みを考慮すると、伊場43も十六東とみるのが自然で、これらは穀穀の数量と考え

るのが穏当と判断される。郡家に関わる額縁として最も一般的なのは、正税出挙縁であろう。数量の書かれているのは例外で、サト名+人名だけの記載であるのをどう理解するか、という課題は依然として残る。また、額縁の欄包形態は不詳で、これに051型式の木簡が相応しいかどうかという問題は未解決であるが、これらの木簡の機能について、正税出挙に関わる何らかの札と理解しておくことにしたい。

伊場遺跡群における出挙関係木簡の占める位置 もう1点付言しておくべきことがある。一つは、前述のように、サト名+人名木簡の木簡は、7世紀から既に作成されていた可能性があることである。伊場8・9がそれである。もう一つは、それと同時に伊場3・5・6・7のような額縁の数量を具体的に記した出挙縁の返納に関わるとみられる木簡が残されていることである。実例としては確認できないが、サト名+人名の木簡は、これだけで単独に用いるのではなく、具体的な数量を書いた木簡と合わせて利用された可能性も考慮しておく必要があるだろう。伊場遺跡群の木簡には、出挙縁に関わる木簡が他にも多数ある。伊場21の屋根帳の木簡も出挙縁の収納場所としての倉庫に関わる帳簿と考え得るし、また伊場52も馬主の記載が注目されるが、人ごとに少量の額縁を書き上げた点では広い意味で出挙縁の管理帳簿とみられ、伊場11や伊場86も単位はないものの出挙縁の数量を書き上げている可能性がある（いずれも数字は偶数の一桁か）。伊場88も原形は不詳だが、人ごとに束数を列記する。城山22、23+24は縁の下付の記録であり、中村1は出挙の記録と考えられる。このように出挙縁の管理という機能が伊場遺跡群出土木簡に占める比重は、7世紀から8世紀を通じて継続して大きなものがあったのである。それは伊場遺跡群の地が、測評・敷智郡の中心施設として、縁の管理を担い続けたからに他ならないだろう。出挙縁の管理という側面は、伊場遺跡群出土木簡を読み解いていくカギになるといつても過言ではない。

律令制収取と伊場遺跡群木簡 勿論、出挙だけが郡家の徵稅機能ではない。伊場41には田租がみえ、その徵集に関する事務の一端が窺える。田租は正税として出挙縁とともに正倉に一括して管理されていたから、出挙関係木簡と共に存しても不思議はないが、荷札の類例はほとんど知られない。また、伊場40はこれまた類例のない布の荷札で、二丈八尺という長さからみて、調布と考えられる。布には荷札を付けず、貢進者の記録は直接布に書き込む規定であったが、郡家における徵集の際には、木簡が用いられていたことを示す貴重な事例である。調庸墨書銘が何處で書かれたか、ひいては荷札木簡の作成場所についても示唆を与える資料である。また、伊場95は、庸の徵集やその制度的変遷について示唆を与える。

これらはさまざまなる点で議論を呼ぶ資料であろうが、出挙だけでなく、租・調・庸など基本的な負担の全てにわたって木簡からその徵收事務の一端が窺える点は重要で、伊場遺跡群出土木簡の広がりを端的に示す事実といえよう。

人名札の木簡 用途不詳ながら、ある程度まとまった数量の事例があるものに、人名札がある。伊場42・53・64・65、城山28、梶子7、梶子北8、中村6などである。下端を欠損しているものが多いが、原形のわかるものの多くは下端を尖らせる051型式で、051型式を原形とする考えて矛盾のあるものはない。すなわち、これらは、サト名+人名の木簡から、サト名を省いたものと理解することができる。形態的には、サト名+人名の木簡との併用を想定するのが無難かと思うが、眼病平癒祈願の呪符（伊場61）にみえる若倭部小刀自女と同じ若倭部姓が半数を数えること、同呪符と同じ枝溝から出土したものが2点あること、祭祀に伴う形代の役割を果たした可能性も否定することはできないだろう。なお、伊場46・55、梶子2も人名のみ残るが、上端が欠損しているため、人名札かサト名+人名の木簡か、いずれかの特定は難しい。

呪符木簡 郡家の遺跡では、近隣の溝などから祭祀遺物が出土することが多い。伊場遺跡群では大溝を中心に特色ある呪符木簡が出土しているが、点数的には限られており、律令制祭祀が日々的に行われているような状況ではない。

伊場39は百恵呪符、伊場61は眼病の平癒を祈る形代としての機能をもつ呪符とみられる。伊場89は五行思想に基づく龍王呪符で、水除けの呪符とみられる。伊場102は天罰呪符。城山16・18も呪符の可能性がある。

敷智郡行政の拠点としての伊場遺跡群 以上のように、伊場遺跡群は8世紀にその活動の最大のピークを迎えたことは間違いない。木簡は、7世紀に顕著だった額縫出拳に関わる管理機能をさらに拡充しながら、租・調・庸などのさまざまな取扱い機能を加え、また郡内の文書行政の拠点として活動していたことを明らかにしている。栗原駅に関わる木簡や墨書き土器も確かに含まれている。しかし、それは駅の活動を直接示すものというよりは、むしろ駅の維持も郡家の活動の一側面として理解し、敷智郡家が駅の活動の維持に大きく寄与していたことを示すとみた方がよいかも知れない。

(4) 9世紀以降の木簡

伊場遺跡群木簡の衰退 墨書き土器は9世紀以降にもピークを形成するが、木簡は点数も少なく、基本的には出土層位に基づいて9世紀以降と判断されるものばかりである。内容的にも顕著なものはほとんどない。

唯一の例外は伊場77の題籤軸である。題籤軸としてはかなり異形であるが、延長2年(924)の年紀は明確で、10世紀初頭にもなお伊場遺跡群が活動を続けていた動かぬ証拠となる。伊場91・101は、いずれも出典不詳の習書とみられる。伊場91は出土状況からは奈良時代まで遡る可能性もあるが、ともに9世紀の木簡とすれば、郡家の官人の活動の痕跡として大事なデータになるだろう。

これ以外の木簡はいずれも断片的なもので、8世紀の木簡に比べると、量的にも質的にも後退していると言わざるを得ない。しかし、墨書き土器をみると、活動を続けているのは間違いない。木簡の減少は、活動の拠点が伊場遺跡群の他の場所に移転したか、あるいは広域行政拠点としての機能が低下したかのいずれかであろうが、墨書き土器の内容をみると、竹田、栗原など郷名に関わるものはVI期終わりの8世紀末から9世紀初頭を最後に姿を消し、以後は一文字の單発的な墨書きが集中的に出現するようになる。しかも、従来の分類によると、E期(9世紀半ば)・F期(9世紀後半から10世紀前半)は墨書き土器の数自体が少なく、伊場77が属すると考えられるⅧ期にかけて断絶があるとみることも可能な状況を示す。そこには活動主体の交替や、それに伴う遺跡としても機能の転換を読み取ることができるかも知れない。

(5)おわりに

伊場遺跡群の各遺跡出土の木簡の全体像については、既に各遺跡の報告書において十全な検討がなされているほか、向坂鋼二氏による丁寧な概説「伊場・城山遺跡の古代文字資料」(『遠江』19, 1996年)においてほぼ論じ尽くされている感がある。このため、今回の再評議によって若干のデータの追加と修正が必要になった部分はあるが、敢えて整理し直すことはしなかった。また、取り上げるべきして取り上げなかった木簡も多く、個々の木簡について深めておくべき論点は多々あると思うが、それらへの言及は敢えて避け、できるだけデータの提供に徹するように努めた。そして、再評議の結果を受けての全体像の把握を趣旨として記述するよう心がけたつもりである。その点どうかご寛恕いただきたい。

第2節 伊場遺跡群出土墨書土器の再検討

(1)伊場遺跡群出土墨書土器の再検討について

はじめに 伊場遺跡群とその周辺の遺跡からは、あわせて1,024個体の墨書土器が出土している。各遺跡における調査次数別の出土個体数は、次の通りである（挿表9）。伊場遺跡は469個体、城山遺跡は261個体（1次17個体、2次19個体、3次219個体、6次2個体、7次3個体、2006（旧ハマニ）1個体）、梶子遺跡は40個体（6次7個体、7次15個体、9次12個体、10次6個体）、梶子北遺跡168個体（1次153個体、三永地区15個体）、中村遺跡58個体（東伊場地区12個体、南伊場地区（D工区）46個体）、九反田遺跡9個体、鳥居松遺跡3個体（2次2個体、4次1個体）、東若林遺跡10個体（1次9個体、2次1個体）、若林村西遺跡4個体、東野宮遺跡1個体、東若林村東遺跡1個体である。

なお、ここに掲げた点数は、刻書のある土器、朱書のある土器を含むものである。刻書土器は4個体出土した。伊場遺跡の土師器1個体（伊場445〈焼成後〉）・灰釉陶器2個体（伊場366,421）、梶子遺跡7次調査の須恵器1個体（梶子7次36）である。また朱書のある土器は5個体出土した。須恵器4個体（伊場59、城山3次218、梶子北112,146）・灰釉陶器1個体（208）、である。ほかに、朱墨転用硯が2点確認できる（伊場86,248）。以下、煩瑣をさけるため、とくに断らない限り墨書・刻書・朱書などを含む文字を墨書、墨書・刻書・朱書などが記された土器を墨書土器と総称して、伊場遺跡群から出土した墨書土器の概要を記すこととする。

以上のほかに、西方約4～5kmに位置する東前遺跡から出土した2個体の須恵器に墨書が認められる。この遺跡は伊場遺跡群に含まれる訳ではないが、伊場遺跡群の性格を考える上で注目すべき墨書資料が含まれているため、本節では、この2点をあわせた1,026個体の墨書土器を検討する。

文字の訂正・追加の原則

墨書土器の釈文の訂正は、前項木簡の原則にしたがう。文字の観察は肉眼観察を基本とするが、墨書の状態に応じて土器の墨書部分を湿らせた

遺跡名	調査次数	墨書個体数	うち朱書	うち刻書
伊場遺跡		469	3	3
城山遺跡	1次	17		
城山遺跡	2次	19		
城山遺跡	3次・4次	219		
城山遺跡	6次	2		
城山遺跡	7次	3		
城山遺跡	2006	1		
梶子遺跡	6次	7		
梶子遺跡	7次	15		1
梶子遺跡	9次	12		
梶子遺跡	10次	6		
梶子北遺跡	1次	153	2	
梶子北遺跡	三永地区	15		
中村遺跡	東伊場地区	12		
中村遺跡	南伊場地区（D工区）	46		
九反田遺跡		9		
鳥居松遺跡	2次	2		
鳥居松遺跡	4次	1		
東若林遺跡	1次	9		
東若林遺跡	2次	1		
若林村西遺跡		4		
東野宮遺跡		1		
東若林村東遺跡		1		
東前遺跡		2		
		1026	5	4

挿表9 遺跡・調査次数別出土墨書土器数一覧

土器の種類	個体数	墨書数
須恵器	582	618
土師器	127	144
灰釉陶器	314	368
山茶碗	1	1
不明	2	2
	1026	1133

挿表10 墨書土器の種類と出土個体数・墨書数

上の観察や、赤外線テレビカメラ装置による確認を併用した。なお、従来の釈文には、前後に文字の続くことが内容上推定される場合に用いる「×」の記号を付すものもまま認められる。しかし、概して墨書き土器の記載は文字数が少なく断片的であることが多い点に鑑み、今回の釈読では、「×」の記載を省略した場合が多い。また、伊場遺跡、城山遺跡など調査後長期間を経た遺跡も多く、その後の自治体史刊行などを契機とした墨書き土器の再調査・再釈読の成果も公表されている。今回の調査でも、多くの学恩を被ったが、釈文などの変遷を示すことは煩瑣にあたり、また本報告書の意図とも反すると考える。そこで、墨書き土器のデータを示す一覧表（P.112～147）に、既刊報告書および伊場遺跡群出土資料の総合的な再調査である『静岡県史』（静岡県『静岡県史』資料編4古代、1989年。同『静岡県史』資料編3考古三、1992年）の成果のみをとりあげて対照を示し、その他の市町村史などの釈読成果は割愛することとした。あらかじめ了解されたい。

(2) 墨書き土器の整理

ここでは、伊場遺跡群出土墨書き土器の、土器に関する情報を整理し、検討の素材とする。土器1点ごとの詳細なデータは、一覧表（P.112～147）に掲げた。

土器の種類と器種 墨書き土器は、土器の種類によると須恵器・土師器・灰釉陶器・山茶碗・不明に分類される（挿表10）。本報告書に収録した墨書き土器の個体数は、須恵器582個体、土師器127個体、灰釉陶器314個体、山茶碗1個体、種類の不明2個体となる。比率は、須恵器57%、土師器12%、灰釉陶器30%となり、須恵器の比率がやや高いといえるが、伊場遺跡群の出土土器全体の比率との関係に鑑みれば、むしろ灰釉陶器への墨書き率が高いことに注目する必要がある。

次に、器種との関係を整理する（挿表11）。

墨書き土器全体では、出土個体数の多い順に、碗類（碗・小碗・有台碗・糸切碗・台付碗・手づくね（碗））422個体、壺類（箱壺・有台箱壺・有台壺身・箱形壺身）342個体、皿類（皿・有台皿・台付皿）131個体、蓋類（摘蓋・平頂蓋）98個体となり、以下、盤類（盤・有台盤・高盤）11個体、壺類（壺・小型壺・小壺）7個体、高壺5個体、甕3個体、鉢2個体、稜碗・段皿・耳皿各1個体と続き、ほかに土器の種類および器種不明

	器種	合計	須恵器	土師器	灰釉陶器	山茶碗	他
碗類	碗	320	28	2	289	1	
	小碗	1			1		
	有台碗	55	43	12			
	糸切碗	43	43				
	台付碗	2		2			
	手づくね（碗）	1		1			
壺類	壺身	91	3	88			
	箱壺	176	175		1		
	有台箱壺	6	5	1			
	有台壺身	65	63	2			
皿類	鏡形壺身	4	4				
	皿	84	61	5	18		
	有台皿	45	41	4			
	台付皿	2		2			
蓋類	摘蓋	79	79				
	平頂蓋	19	19				
盤類	壺・小壺・小型壺	7	5		2		
	盤	6	6				
	有台盤	2	2				
	高盤	3		3			
	高壺	5	5				
鉢類	甕	3		3			
	鉢	2		2			
	棱碗	1			1		
	段皿	1			1		
耳皿	耳皿	1			1		
	—	2				2	
		1026	582	127	314	3	

挿表11 土器の種類と器種

のものが2個体出土している。碗類・壺類・皿類・蓋類からなる上位の4器種をみた場合、合計は993個体となり、伊場遺跡群から出土した墨書き土器全体の約97%を占めている。

土器の種類ごとに器種構成を確認する。須恵器は、

壺類（箱壺・有台箱壺・壺身・有台壺身・鉢形壺身）が250個体、約43%を占める。ついで、碗類（碗・有台碗・糸切碗）が114個体で約20%、皿類（皿・有台皿）が102個体で約18%、蓋類（摘蓋・平頂蓋）が98個体で約17%と続く。上位の4器種では564個体、約97%を占め、墨書き土器全体の傾向と近い。墨書き土器の出土個体数の少ない器種は、盤類（盤・有台盤）8個体、壺類（壺・小型壺）5個体、高壺5個体である。

土師器は、壺類（壺身・有台壺身・有台箱壺）が91個体、70%以上と目立つが、その他の器種は、さほど多くない。碗類（碗・有台碗・台付碗・手づくね（碗））17個体、皿類（皿・有台皿・台付皿）11個体、高盤3個体、壺3個体、鉢2個体である。土師器でも上位4器種の合計は、119個体で約94%となり、高い割合を占めている。

灰釉陶器は、碗類（碗・小碗）が290個体と圧倒的に多く、碗類のみで全体の90%以上を占める。他には皿が18個体とやや目立つのみで、その他の器種は壺類（壺・小壺）2個体、箱壺・稜碗・段皿・耳皿各1個体と、いずれも出土個体数は少ない。

以上からすれば、伊場遺跡群の墨書き土器は、大勢として上位の4器種、碗類・壺類・皿類・蓋類に記されたものとみることができる。このことは、碗類・壺類・皿類・蓋類の墨書きは、類型化あるいはパターン化した上での検討が有効と推測できるのに対し、それ以外の器種にみられる墨書きは、より個別具体的な、あるいはやや特殊な意味をもつ可能性を考慮しつつ、その機能を検討する必要があるといえよう。

墨書き部位　須恵器・土師器・灰釉陶器・山茶碗・土器の種類不明の各器種について、墨書きの記載部位を示した（挿表12）。墨書きの記載が2ヶ所以上におよぶ土器が92個体あり、3ヶ所以上に文字が記された土器もあるため、墨書きのある点数は出土個体数から107点増え、都合1133点の墨書きが確認できる。土器の種類ごとでは、須恵器618点、土師器144点、灰釉陶器368点となる。山茶碗1点、土器の種類・器種不明の2点の土器は、すべて1個体に1ヶ所の墨書きが認められるのみである。

墨書き部位は、土器全体でみると、底部（うち、内底1点）が783点と約7割を占め、以下、側面（側面・外面・壺外）は248点で約22%、内面（うち、口内・内底を含む）は95点で8%程度ある。やや特異な事例として、脚部（脚内・脚裏・脚底）に墨書きがあるものの5点（伊場359、梶子北113,132、中村南伊場地区18）、高台外に墨書きがあるもの1点（伊場122）も認められるほか、墨書き位置不明の土師器壺身が1点（伊場432）ある。脚部の墨書きの特殊性は、つまるところ高壺への墨書きの特殊性に基づくものといえ、高台外の墨書きについては、側面墨書きの項で後述する。

土器の種類別でみると、須恵器618点は、底部461点、側面・外面74点、内面（うち、内底1点）79点、脚部（脚内・脚裏・脚底）4点、土師器144点は、底部103点、側面・壺外28点、内面（うち、口内・脚内を含む）12点、墨書き位置不明1点、灰釉陶器368点は、底部216点、側面146点、内面5点、

墨書き部位	須恵器	土師器	灰釉陶器	山茶碗	不明	不明
底	461	103	216	1	2	783
側・外・杯外	74	28	146			248
内・内底・口内	79	11	5			95
脚内	2	1				3
脚裏	1					1
脚底	1					1
高台外			1			1
不明		1				1
	618	144	368	1	2	1133

挿表12 土器の種類と墨書き部位

	須恵器	土師器	灰釉陶器	計
個体数	53	25	139	217
墨書き点数	57	27	146	230

挿表13 側面に墨書きのある土器

	須恵器		土師器		灰釉陶器		計	
	墨書き	個体数	墨書き	個体数	墨書き	個体数	墨書き	個体数
正位	17	15	10	10	67	66	94	91
正位○	4	4	3	1	16	16	23	21
正位×	1	1	2	2	2	2	5	5
正位-	1	1	1	1			2	2
倒位	3	3	2	2	9	9	14	14
倒位○	3	3	3	3	10	10	16	16
倒位×	1	1			6	5	7	6
横位	10	9	4	4	5	5	19	18
横位○					3	2	3	2
横位×	1	1	1	1	5	1	7	3
不明	16	15	1	1	23	23	40	39
	57	53	27	25	146	139	230	217

(重複 7 個体あり)

伊場131, 210, 270, 275, 343, 416, 梓子北59

天地不詳を除く墨書き：正位124点（119個体）、倒位37点（36個体）、横位29点（23個体）、計190点（178個体）

○：《同じ方向の文字》、×：《異なる方向の文字》、-：底面の墨書きが天地不詳

挿表14 側面の墨書きと墨書き部位

（平川南「厨」墨書き土器論」「墨書き土器の研究」吉川弘文館、2000年。初出1993年）。墨書きの方向を土器の機能とのかかわりで論じられた注目すべき見解であり、側面のみに文字が記された土器を検討する際にはきわめて有効な指摘と考える。ただ、平川氏の指摘は「厨」一文字が記された土器を基礎とした立論であり、複数の部位に文字が記される墨書き土器の、側面の正位・倒位・横位の別は、別途検討の余地が残されているのではなかろうか。そこでここでは、側面に墨書きのある土器をとりあげ、若干の検討を加えておく。

伊場遺跡群において、側面に墨書きのある土器は210個体出土しており、複数ヶ所に墨書きのあるものも含め、墨書きの総数は230点におよぶ（挿表13）。土器の器種別では、須恵器53個体（57点）、土師器25個体（27点）、灰釉陶器139個体（146点）となり、個体数・点数とともに灰釉陶器の占める割合が過半を占める。側面の文字の記載方向は、正位が124点（須恵器23点、土師器16点、灰釉陶器85点）、倒位が37点（須恵器7点、土師器5点、灰釉陶器25点）、横位が29点（須恵器11点、土師器5点、灰釉陶器13点）である（挿表14）。土器の種類による文字の記載方向に大きな差違は認めがたく、須恵器・土師器・灰釉陶器のいずれにおいても、正位が優越する傾向にある。その他の40点（須恵器16点、土師器1点、灰釉陶器23点）は、側面に墨痕は認められるものの、文字の天地が不詳で、文字の方向を確定できないものである。以下、文字の天地が確定する190点の墨書きを対象に検討する。

対象となる178個体190点の墨書きのうち、69個体には、側面以外の別の部位にも墨書きが認められる。つまり、2ヶ所以上に墨書きがある土器なのである。この割合は、2ヶ所以上に墨書きのある土器92個体の75%を占めており、きわめて高い割合を示しているといえ、側面の墨書きを考える手がかりとなろう。そこで、側面の墨書きとともに、もう1ヶ所の別の部位に記される墨書きとの位置関係を検討してみる。

複数墨書きの土器92個体にはあわせて199点の墨書きが認められる。その墨書き部位は、側面に89点、底面には同数の88点と大半を占め、そのほかの部位は、内面15点、外側・高台外・坏外4点、脚部3

高台外1点に、それぞれ分類できる。なお、山茶碗と土器の種類・器種不明との都合3点の墨書き位置は、いずれも底部である。

側面の墨書きと文字の方向 ところで、墨書き部位のうち、側面に記された墨書きは、その方向、すなわち、正位・倒位・横位の別が、墨書きの機能を考える上で注目されてきた。平川南氏は、墨書き土器「厨」を対象に、墨書き土器の文字の記載方向にみえる正位・倒位・横位の別を、土器の機能との関連で論じられた。底部外面および体部外面正位の墨書きは、常態の使用時を想定して記録されたものと理解し、カマド祭祀にともなう倒位の事例などを踏まえ、墨書き土器の部位は、土器の使用目的によりその位置を決められると指摘されている

点とごく少数にとどまっている。してみれば、側面以外に記される墨書は、概ね底面であると考えてよく（挿表15・16）、側面の墨書は、底面の墨書との関係で検討するのが有効といえる。

側面と底面の墨書 側面と底面の墨書について、その記載方向を整理するならば、以下に述べるような特徴を指摘できる。まず、底面と側面との両方に文字が記されている土器は、同じ文字が記されている場合が多いことである。このことから、土器の2ヶ所に同じ文字を記す場合、それは一連の所作と考えることができる。同じ個体に記された2つの文字が、どのように記されたかを推測することが、検討の鍵となる（挿図14）。

まず、側面の文字が倒位で記される場合を考えてみる（挿図14-1）。倒位の墨書は、裏返した状態に土器を置き（あるいは持ち）、底面の文字に対して、その下方、すなわち同じ方向に文字を記した場合に生じる現象である。現状の墨書から、文字が記された順番までを推測することは困難であるが、底面、そして側面の順に続けて文字を記したとみれば、結果的に側面の文字は倒位で記されることになる。側面横位で記される文字も、上記の理解を敷衍することが可能で、底面の文字の右方ないし左方にあたる側面に文字を記せば、文字は横位となる（挿図14-2）。

逆に、側面に正位で文字が記される場合はどうか（挿図14-3, 4）。正位の文字は、倒位の場合と同じく、土器を裏返した状態に置き（あるいは持ち）、底面の文字に対して、その上方に、同じ方向に文字を記した場合に生じる。この場合、側面、底面の順で記したか、底面、側面の順で記したかはにわかには決めがたい。ここでは、側面の墨書の正位・倒位の差違は、常態の使用時を想定した文字の向きではなく、より単純に、底面の文字に対して上方に文字を記したか、それとも下方に文字を記したかという文字の書かれ方の差違に注目するのである。されば、側面の文字の正位・倒位・横位の別は、文字の書かれ方に起因するのではないか。

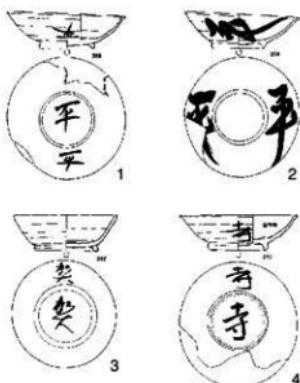
以上の理解が認められるならば、底面と側面とに記された文字は、側面の文字の天地を基準として論ずるべきではなかろう。より即物的に、土器を裏向けに置いた状態での文字の向きが問題になるのであり、その契機は、土器を裏向けに保管したと考えても充分理解できる。もちろん、通常の供膳とは異なる、祭祀などにともなう土器の利用に即したものと考えてもよいが、そうした土器の機能と関連づける前に、より単純に、（同じ方向の文字）、すなわちどの方向に文字が記されるかという視点から整理しなおさねばならないと思われる。かかる視点によると、対象となる178個体190点の墨書のうち、正位・倒位・横位を問わず側面に文字が記された土器123個体127

	須恵器	土師器	灰釉陶器	点数
個体数	34	13	45	92
重複墨書	36	17	54	107
重複合計	70	30	99	199

挿表15 複数の墨書がある土器

	須恵器	土師器	灰釉陶器	点数
側面	24	11	54	89
底面	35	13	40	88
脚部	2	1		3
内	7	4	4	15
外・高台外・杯外	2	1	1	4
	70	30	99	199

挿表16 複数の墨書がある土器の墨書部位

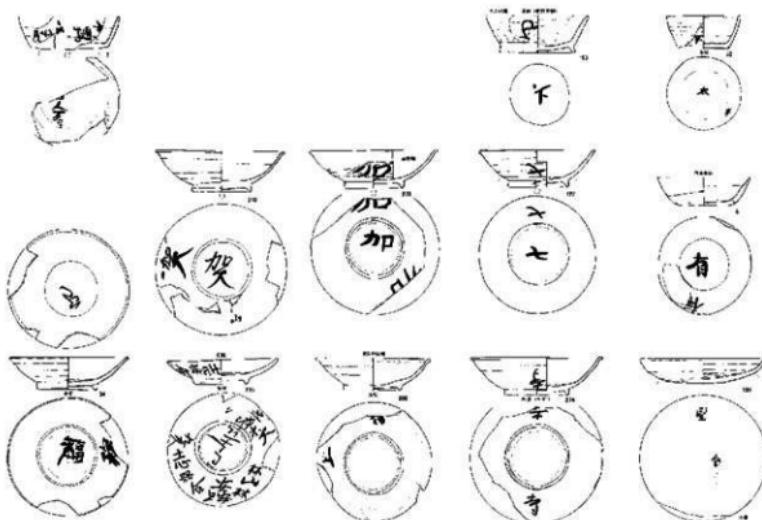


挿図14 側面に墨書のある土器の例

点、正位・倒位・横位を問わず側面と同じ方向に文字が記された39個体42点、都合162個体169点は、裏向きで記された墨書きとしてさしたる困難なく理解できるといえる。

異なる方向の文字 問題は、残りの土器である。すなわち、側面の墨書きが正位の土器で5個体5点、倒位の土器で6個体7点、横位の土器で3個体7点、都合14個体（2個体は側面の墨書きが重複するため実際の対象は12個体）19点、土器の種類別では、須恵器3個体3点、土師器3個体3点、灰釉陶器6個体13点がこれに相当し、同一個体で〈異なる方向の文字〉が記される事例といえ、墨書き土器全体のなかでも特異なものととらえられることになる。土器の種類別の比率からしても、灰釉陶器がやや高い傾向を示すとはいえるが、このタイプの土器自体の出土点数が少ないため、ここに顕著な特質を認めうるほどのデータに乏しいといわざるをえない。

以下、該当する12個体の土器について述べる（挿図15）。同じ文字が記される土器は、「望」（底面・側面正位、伊場130）「寺」（側面倒位2ヶ所、伊場274）、「太」（底面・側面倒位、城山3次62）、「有」（底面・側面正位、梶子北三永6）、「印」（底面・側面横位、伊場193）。但し、底面の文字は墨の残りがよくない、の5点である。これらは、同じ文字が記されるという点では、2ヶ所以上に墨書のある土器と共通の特徴をもつものの、同一個体で異なる方向に文字が記されるものである。なお、同じ文字が1個体の3ヶ所に記される例として、「加」（底面・側面正位2ヶ所、伊場270）、「七」（底面・側面倒位・高台外正位、伊場122）がある。前者は、側面正位の文字1点が〈異なる方向の文字〉になるのに対し、後者は、底面と側面倒位の文字は〈異なる方向の文字〉であるが、高台外正位の文



挿図15 〈異なる方向の文字〉が記される土器

字は側面の文字と同じ方向に記されており、あるいは、底面からみて正しい方向に3つ目の墨書が記されたとも推測できるのではなかろうか。

次に、異なる文字が記される事例をみる。「得／上」（側面正位、灰釉陶器碗、伊場200）、「賀／賀／山」（底面・側面正位・側面倒位、灰釉陶器碗、伊場210）は、側面正位の「賀」が底面の文字に対して90°傾いており、このような墨書は他に例をみない。ただし、この2点は常態の使用時を想定した墨書としては、理解可能である。「〔竹〕田郷□□□／□人万呂」（底面・側面横位、須恵器箱坏、城山3次3）は、郷名+人名の記される墨書土器であり内容的にも注目されるが、類例に乏しく、また訛読できない文字も多いため記載部位との関係は不詳。「福（記号）」「福、（記号）」「（記号）」（底面・側面倒位・内面、灰釉陶器碗、中村南伊場地区34）、「□□十一□□」「志器合／安安〔足〕／林山林／□□木〔文〕／□九□」（底面・側面、灰釉陶器皿、伊場275）の2点もまた、いずれも墨書の機能は不詳といわざるをえない。後者は判断としないが、何らかの呪句もしくは習書の類と理解しておく。**側面倒位の墨書** ところで、側面倒位の墨書のみがある土器は、従来の指摘通り常態の使用時を想定した墨書とは認めがたい。伊場遺跡群の墨書土器のうち、側面倒位のみに墨書がある土器は、14個体（須恵器3個体、土師器2個体、灰釉陶器9個体）である。うち、7点（須恵器1点、土師器2点、灰釉陶器4点）は、出土片が側面のみの小破片で底部が残らないため、側面倒位のみに文字が記されたか、あるいは底部にも文字が記されていたかなどはつまびらかにしえない。したがって、現状で底部に墨書が認められない7個体の土器がこの事例に該当する。「太」（須恵器糸切碗、城山3次60）、「□」（灰釉陶器皿、底部墨塗、伊場367）の2点は、底部に墨塗が認められる。「賀」（灰釉陶器皿、伊場223）、「[加]」（灰釉陶器碗、伊場425）、「子（記号）」（須恵器箱坏、城山3次151）、「有」（灰釉陶器碗、梶子北三水3）、「春」（灰釉陶器碗、中村南伊場地区15）である。

以上、本節では、底面の墨書と側面の墨書を、〈同じ方向の文字〉という原則から整理しなおした次第である。伊場遺跡群の墨書土器全体からすれば、多くの土器はこの原則で説明可能と考えるが、この原則からはずれる、〈異なる方向の文字〉が記される墨書土器もわずかながら存在しており、これらがいかなる機能により生じたのか、現段階では断案をもたない。

墨書土器の年代 本報告書では、土器の年代は、次のような時期区分と指標により設定している。

V期1段階	8世紀初頭	有台坏身・摘蓋の主体化
V期2段階	8世紀前半	
V期3段階	8世紀半ば	天平7年（735）紀年木簡
VI期1段階	8世紀後半	箱坏の主体化
VI期2段階	8世紀末から9世紀初頭まで	（800年頃）
VII期1段階	9世紀前半	平頂蓋の出現 K14
VII期2段階	9世紀後半	湖西窯終焉期 K90
VIII期1段階	10世紀前半	O53 延長2年（924）題簽木簡
VIII期2段階	10世紀後半	H72

土器全点の年代は、表に整理した（挿表17）。以下の整理では、煩瑣をさけるため大きく、V期（奈良時代前半）、VI期（奈良時代後半から平安時代初頭まで）、VII期（平安時代前期）、VIII期（平安時代中期）の区分を基本とし、より細分化された段階ごとに、墨書土器の出現期の状況など、必要に応じ触ることとする。

墨書土器は、奈良時代初頭から前半にあたるV期から出現しはじめるが、この段階には数量的にもさほど多くはなく、その盛期はさらに時代が降ることを予想させる。確實にV期1段階にさかのほる

	須恵器	土師器	灰釉陶器	その他・器種不明	
V 8C 初頭～8C 中葉	82	5			87
V・VI	10	1			11
VI 8C 後半～9C 初頭	213	20			233
VI・VII	67	4			71
VII 9C 前半～9C 後半	188	76	158	2	424
VII・VIII	3	3	15		21
VIII 10C 前半～10C 後半		1	139		140
IXC・13C			1	1	2
時期不明	19	17	1		37
	582	127	314	3	1026

挿表17 墨書土器の年代

7世紀第IV四半期にさかのぼるのと比して、墨書土器の出現が、時期的に遅れることは確実であろう。また、V期1段階もしくはV期2段階に属する土器も3個体確認されるのみである。そのうち、伊場遺跡から出土した2点（伊場438,460）は、それぞれ訛読できない文字や記号が記されるものであり、確実な文字として論じるにはやや躊躇を覚える。このように、伊場遺跡付近では、文字を記した墨書土器の出現は、今少し時期が降る可能性があるが、官衙の中心施設に近いと推測される梶子北遺跡から「[□□長殿]」（梶子北136）と記された土器が出土していることは注目される。伊場遺跡群における墨書土器が、官衙の中心近くから使用されはじめた可能性を示唆するものであろう。なお、墨書土器出現期ともいべき以上の4点の土器は、いずれも須恵器の有台坏身である。

V期2段階の墨書土器は4点確認できる。「栗原」（伊場1）は、VI期の土器にみえる「栗原驛長」からすれば、駅家にかかわる地名ないし郷名の可能性があり、「和名抄」の「駅家郷」の前身やその別名の可能性が考えられる。「竹田二百長」（伊場25）は、敷智郡における軍團の存在を窺わせる資料である。ほかに、「竹田廣足／川邊宗宜マ子物」（伊場30）、「川邊子」（伊場31）なる人名を記したものがある。いずれも須恵器有台坏身・底面に墨書がある。

V期2段階もしくはV期3段階の墨書土器は8点確認できる。やはり7点が、須恵器有台坏身である（伊場435～437,458、梶子7次8,11、九反田4）。なお、この段階に城山遺跡ではじめて墨書土器が確認され、軍團に属する官職名+尊称の殿を記した「穀殿」（城山3次15）と記される。この土器は、摘蓋の内面に墨書があるので、有台坏身以外の器種でもっとも古い時期の出土例となる。

V期3段階に属する須恵器は21点ある。須恵器では有台坏身12点、有台箱坏3点、摘蓋5点、皿1点と墨書土器の器種が多様化はじめるもの、なお高台のつく器種に墨書される割合が、高く維持されている。郡司や軍團の職名を記した「大〔領〕」（伊場106）、「少穀殿」（城山3次14）の墨書のほか、敷智郡の厨にかかわると推測される「布知厨」（伊場13）、「布智厨」（伊場14）、「下厨南」（伊場16）、「厨」（城山3次12）、浜津郷を示した可能性のある「濱〔郷〕」（伊場91）、「栗原」（伊場442）などの地名、個人名を記したものが散見する。

ほかに、V期に属する須恵器（段階は不明）は41点ある。郡司の職名を記した「大主帳」（伊場107）や、尊称ないし居所にかかわる「[□〔殿〕]」（城山3次13）の墨書が注目される。地名や人名は引き続ぎみえ、「竹田里」（城山3次2）と「中寸（村）」（伊場448）などがある。土師器は5点みられ、その器種は、台付碗2点（うち1点は刻書）、台付皿2点、碗1点である。墨書のある土師器はいまだ少数ではあるが、「上館」（伊場18）、「厨」（伊場15）など公的施設名を記すものなどがあり、注目されよう。

VI期（8世紀後半）に入り、墨書土器の個体数は増え、この時期以降、伊場遺跡群の墨書土器は盛期を迎える。VI期には233点（須恵器213点、土師器20点）、VI期またはVII期には71点（須恵器67点、

土器は1個体のみである（伊場440）。しかも、確かに墨痕は認められるが、文字か否かは確実とはいえない、筆慣らしの可能性も否定できない。伊場遺跡群における木簡が、梶子北遺跡出土の己卯年（679）の紀年銘をもつものに認められるように、

土師器 4 点) が知られる。

官職名を記したものとして、「栗原驛長」(伊場 2),「原驛長」(伊場 3) のほか、その居所を示す「驛長〔宅〕」(伊場 5), 郡雜任の一つと考えられる「郡鑑取」(伊場 8) もみえる。「料丘本寺」(伊場 20),「河良堂」(伊場 21) は、郡衙周辺に建てられた仏教施設の存在を示唆する。VI期には、V期にみられる人名・地名などの墨書が継続してみられる一方、人名を初記号で囲む「稻万呂(初記号)」など、特徴的な墨書も散見する。また、「望」(伊場 125~135, 城山 2 次 1, 東若林 1, 梶子北三永 10, 中村南伊場地区 22),「丸」(梶子北 23, 114, 中村南伊場地区 2) などの一文字のみを記した墨書土器が占める割合が高くなるのも特徴である。この時期の土師器の墨書は、人名が卓越する。

VII期(9世紀)に属する墨書土器は、424個体出土した。この時期に属する土師器は76個体あるが、この個体数は土師器の全出土個体数の約60%にあたるものであり、VII期の特徴の一つとして、墨書のある土師器の比率の高さを指摘することができそうである。VIII期のもう一つの特徴として、この時期には灰釉陶器が出現するとともに、VII期およびVIII期(9世紀から10世紀まで)に属する墨書土器のうち5割以上を占めることができられる。

VII期もしくはVIII期に属する墨書土器は21個体(須恵器 3点, 土師器 3点, 灰釉陶器 15点), VIII期に属する墨書土器は、140個体である。なお、VII期には須恵器・土師器の墨書はほとんど確認できない。土師器 1 点(伊場 203) を除く墨書土器のすべてが、灰釉陶器である。

VII期・VIII期に属する墨書土器は、合計すると 585 個体 665 点認められる。出土した墨書土器の全個体数、全文字点数の約 6 割がこの時期に属するもので墨書土器の盛期と理解できるが、一文字墨書が圧倒的に多数を占め、しかも同一の文字が多く、2 文字以上の墨書が認められるものでも、習書・吉祥句・呪句と解されるものがほとんどとなるなど、内容的に注目されるものは少ない。

(3) 墨書の内容

墨書の内容分類 伊場遺跡群の墨書土器に記された文字は、表に掲げた通りである(挿表18)。文字は177種類(他に3種類の異体字がある)、積読できた文字はあわせて1106個になる。

以下、墨書文字を推定される内容ごとに分類して掲げた上で、若干の検討を試みたい。

① 官司・官職名、施設名

大〔領〕、大主帳、郡鑑取、少穀殿、穀殿、竹田二百長、栗原驛長、原驛長、驛長〔宅〕、□〔殿〕、□□長殿、布知厨・布智厨、厨(2)、下厨南、□厨、上館、南家、料丘本寺、河良堂、寺(6)、津

② 人名・地名

郡(3)、栗原(3)、栗、竹田□、竹田郷(2)、竹田里、[竹]田郷□□□、象嶋、中寸、赤〔坂〕、赤□□□、赤□、濱〔郷〕(2)、郡邊、郷人、竹田成〔繼〕・竹田成繼(3)、竹田成(2)、竹田淨(2)、竹田〔鷗〕、□田鷗〔成〕、[田]道鷗、竹田(2)、竹田廣足、川邊廣鷗、川邊子、川邊□□、[川]邊□、川邊、川邊宗宜マ子物、山邊足人、〔邊〕廣、邊廣人、〔象〕嶋若倭部人〔足〕、〔象〕嶋若倭部人足、中寸真〔麻〕呂、岡邊子犬、〔巽〕〔邊〕子、參長マ、三使(3)、川西(2)、川缶・川〔缶〕(4)、□缶、川□(4)、龍麻呂、稻万呂(初記号)・稻万(初記号)(8)、老麻呂、里麻呂(初記号)・里麻呂(4)、安万呂(初記号)・〔安〕万呂(初記号)(2)、安万(初記号)・〔安〕(初記号)、□人万呂、人万呂、人〔万〕、加万(2)、〔賀末〕、朋万(5)、朋万/〔朋〕、□〔作万呂〕佐〔良〕、万呂・〔万呂〕(3)、〔万〕、□万□、□万□、□麻□、得鷗、嶋成(3)、廣〔成〕、国成、廣鷗、廣友、廣□(2)、人足(2)、伴足、石足・〔石足〕(2)、孫足、足

人，子足人，足□，〔田人〕(2)，人主，真木(2)，馬長，泰，竹田知刀自女，千刀自女(2)，刀自女，淨成女，□田女，長女(3)，成女，□□女，女，岡・罝(8)，神□□□，マ，川前東，里，□〔須〕□，子

③方角・数字(数量・容量)

西(6)，南，東□・〔東〕□(3)，〔一〕(2)，二・〔二〕(2)，二□，三，〔五〕，七・〔七〕(5)，八，九，十・〔十〕(13)，十口，廿，卅，九□，九十，〔仟〕，仟石・〔仟〕石(5)万・〔万〕(11)，〔二万〕，六万，十万，〔廿万〕，□万，□□十一口口

④吉祥句・呪句・習書

海マ屎子女形(初記号)，上一(3)，十万(6)，望・〔望〕(17)，太・〔太〕(68)，大・〔大〕(9)，□大，大一，富・〔富〕(3)，富，満福，□福，主・〔主〕(44)，得・〔得〕(22)，〔得〕二，得□，有・〔有〕(11)，丸〔丸〕(65)，印・〔印〕(11)，〔印上〕(2)，賀・〔賀〕(23)，加・〔加〕(11)，福・〔福〕(6)，農・〔農〕(2)，和・〔和〕(9)，秀・〔秀〕(2)，足・〔足〕(58)，足／□，吉・〔吉〕(3)，甲・〔甲〕(5)，平・〔平〕(9)，大大大，志器合／安安〔足〕／林山林／□□木〔文〕，十／十／〔十〕

⑤その他(不明)

布一酒，〔免雄負〕，六月／壳身□，女□□方□，〔王〕，〔音〕(2)，〔岩〕，居太，犬，工，好，高，高□，廣(5)，国，財□，山，山守，子，〔酒〕，宗(2)，春，助・〔助〕(3)，淨，真・〔真〕(3)，真□，人・〔人〕(4)，〔人大〕，人□，□人，仁(4)，神，岡(2)，〔井〕，生・〔生〕(7)，成(2)，勢・〔勢〕(5)，川・〔川〕(18)，善，〔地〕，智，治，池□，長(2)，珍加・〔珍〕加(2)，丁(2)，田・〔田〕(6)，田居・居／田(2)，刀(3)，嶋・〔嶋〕(2)，莫，反，夫，布，布一，〔朋〕，本，本加，木・〔木〕(3)，龍，林，芳，和，倭，〔價〕，□〔賈〕，嗣良，〔公〕，□木，又々・又(6)，〔綬(繩)〕，〔物〕人，為，□主□，□□□〔敷〕七，□〔官〕

⑥記号(47点)

初記号12，宝相華文9，丸い囲み9，X(記号もしくは又一)3，人面2，合点1，○4，不明記号7

墨書銘	点数
太	78
有(丸)(11+65)	76
足	71
万	51
主	47
川	34
田	31
十	26
得	25
人・賀	23
大	22
呂	20
竹・望	17
加	16
女	15
嶋・成・廣	14
印	13
邊・長	12
和	10
一・平・福・岡(罝)	9
西・子・福・朋	8
上・寺・麻・生・石・真・木・刀	7
郷・厨・二・七・仟・部(マ)・安・又(々=2)	6
栗・原・郡・里・布・甲・缶・勢・口	5
殿・淨・三・東・山・本・仁・自	4
驛・象・南・中・九・雞・吉・宗・倭・助・居・良・富・林・使・赤	3
穀・漬・知・智・寸・六・八・廿・千・國・物・若・龍・秀・酒・丁・珍・國・神・音・犬・高	2
領・帳・志・夫・少・正・馬・宅・鑑・館・家・料・丘・津・河・海・孫・堂・數・坂・下・五・冊・百・前・價・賈・嗣・公・器・合・好・取・作・佐・宜・伴・老・芳・參・末・雄・道・反・滿・王・井・岩・文・方・須・泰・為・地・池・友・守・形・屎・宮・財・莫・工・春・免・負・富・治・月・壳・身・善・綬(綱)	1
(記号)	47

挿表18 文字別出土点数

これらのうち、①官司・官職名、施設名、②人名・地名にかかる墨書き土器は、すでに本筋の分析であわせて論じられているので、重複をさけここでは触れない。内容が推測できる墨書き土器のうち、③方角・数字にかかる墨書き土器に含まれる、「西」と記した墨書き土器は注目されよう。方角を記した土器には、出土点数にばらつきがあり、「西」が多く認められるのに対し、「北」は1点も出土していない。推測をたくましくするならば、伊場遺跡群の西方に広がる浜名湖との関連、周辺に点在した官衙の分布範囲、あるいはこの地域の人々が有していた空間認識が窺われる資料などと理解できる可能性もあるのではないか。

また、墨書き土器の同筆・異筆関係は俄には判別しかねるが、遺跡の範囲を越えて同筆の可能性があるものも見受けられる。たとえば、墨書き土器「太」のうち、伊場遺跡から出土した2点（伊場137,138）と城山遺跡の少なくとも5点（城山3次67～70,72）の筆使いが著しく類似する。墨書き土器「勢」は、伊場遺跡（伊場282）と中村遺跡南伊場地区（中村南伊場地区39）の2点について同筆の可能性が指摘できる。同じ遺跡から出土したものについても、たとえば、城山遺跡出土の墨書き土器「太」2点は（城山3次92,94）同筆の可能性が高い。同一個体に記された墨書きでは、梶子北遺跡出土の「千刀自女」（梶子北113）は2点の墨書きが同筆の可能性がある。これに対して、伊場遺跡出土墨書き土器にみえる4つの「大」字（伊場419）は逆に異筆である可能性が高い。顕著な事例を数例示したに過ぎないが、土器の移動や墨書きの経緯の複雑さが窺われる好例として、墨書きの同筆・異筆関係は、なお追究すべき課題として残されている。

人名と初記号 伊場遺跡群から出土した人名の記された墨書き土器には、人名を初記号で囲む（あるいは合点を付す）資料が12点ある。他に人名の墨書きなし、その一部を丸く囲むものもあるが、残存率が低く、人名を初記号が囲むと確実には認定しがたいため、ここでは、確実な初記号のある墨書きのみを検討する。丸く初記号が記されている人名は、「稻万呂」8点、「安万呂」3点、「里麻呂」1点である。なお、「稻万」、「安万」は、それぞれ「稻万呂」、「安万呂」の略であろう。初記号墨書き土器全体の特徴は、①すべてVI期（VI期1段階を含む。奈良時代後半～平安時代初頭）に属すること、②すべて湖西産の須恵器であること、とともに、③器種および墨書き部位には共通性が認められないこと、があげられる。

以下、類例の少ない「安万呂」、「里麻呂」の事例から述べる。前者は、「安万呂」（城山3次22,136）と「安万」（城山3次23）とをあわせて3点出土しており、すべて城山遺跡3次調査から出土したものである。他に、「安」を○印で囲んだものが1点あり（城山3次25）、同じく初記号の可能性も残る。安万呂にかかる墨書き土器は以上の4点であるが、いずれも類似した筆致とはいえ、確実な同筆関係は実証できない。一方、後者の「里麻呂」は、確実なものが1点あるが（伊場50）、それとは別に、「里」+初記号カ（梶子6次5）を記したと思われるものが1点、都合2点出土している。ただ、後者は初記号が合点様の囲み記号か判然とせず、かつ人名以外と思われる釈読不能の墨書きも認められる点、出土地点も大きく離れる点からすれば、この墨書きは、初記号人名墨書き土器とは異なる事例と理解するべきであろう。

これらに比して、「稻万呂」は、出土点数やその分布範囲の広さから他を圧倒する。「稻万呂」（伊場41～44、梶子9次22、鳥居松3）、「稻万」（城山6次221、梶子7次13）の8点である。同筆異筆関係の認定は、困難ではあるが、いずれも類似した筆致といえ、稻万呂個人の帰属を示す可能性が高い。すでに指摘があるように、「稻万呂」墨書きが鳥居松遺跡から出土したことは、敷智郡の関連施設が、遺跡群全体の広範囲に散在していた可能性が高いこと、郡務にかかる官人の活動範囲がそれらの施設におよぶことなどを物語る資料として、貴重であろう。

一文字墨書 次に、一文字の墨書土器について検討する。Ⅶ期（9世紀）以降の墨書土器は、概して、吉祥句や一文字のみ記されたものが多いと指摘されている。Ⅶ期もしくはⅧ期に属する土器や、Ⅸ期（10世紀）に入ると、その傾向はさらに強まり、習書ないし呪句と思われる文字以外は、一文字墨書にはほぼ限定されるといえる。前述のように、Ⅶ期は伊場遺跡群全体でもっと多くの墨書土器が出土している時期であることから、結果、呪句ないし吉祥句を記した墨書土器が伊場遺跡群出土墨書土器の過半を占めるとしても過言ではあるまい。一文字の墨書土器のうち、出土点数がある程度まとまっているものは、次の通りである（一部、複数の文字を記したものも含めている）。

「太」74個体77点（伊場137～143、城山1次5,8,14,15、城山2次6～9、城山3次35～44,46～51,53～60,62～74,76～81,83～86,88,89,91～96,98,99,101,217）、「有・丸」72個体75点（伊場179～186、城山3次103,104、梶子6次1～3、梶子北3～7,10～21,23,26～32,34,35,37～40,42～44,47～52,54,114,115,117,118、梶子北三永2,3,6～9,11、中村南伊場地区1,2,4,7,21,24～26）、「足」54個体56点（伊場226～258,370,414,432,471、城山1次9、城山2次15、城山3次112,113,186、梶子7次9,14、梶子9次20,21、梶子10次33、梶子北55,57,58,120、中村南伊場地区10,43,44）、「主」44点44個体（伊場302～341、城山3次145、城山6次220、東若林2、梶子北154）、「賀」19個体22点（伊場210～213,215～220,222～224,364,447、城山3次102、村西3、九反田6,9）、「川」15個体18点（伊場33,148～151,153～158,161,379,435、城山2次13）、「望」16個体17点（伊場125～135、城山2次1、東若林1、梶子北61、梶子北三永10、中村南伊場地区22）、「得」21個体21点（伊場194～205,207,208,351,467、梶子9次19、九反田7,8、梶子北73,124）、「大」13個体13点（伊場144,145、城山1次2,3,6,7,12、城山3次100、梶子7次11、梶子北64,152,163、中村7）、「印」9個体11点（伊場187～193,474、梶子北77）。

このうち、出土遺跡や時期にある程度のまとまりが認められる一文字墨書は、「太」「大」「川」「望」「主」「印」「賀」「得」の8種類である。

墨書土器「太」は、伊場遺跡と城山遺跡にのみみられる。74個体77点出土した。うち、Ⅶ期（城山3次88）に属するものと時期不明（城山3次101）の都合2点を除き、Ⅵ期もしくはⅧ期、あるいはⅨ期に属するものであり、かなり一括性の高い資料群といえる。

墨書土器「大」は、V期からⅧ期までにみられ、分布の中心はⅧ期であるが、時期により字体に特徴が認められる。Ⅷ期の「大」は、底部外面に比較的ゆったりと文字を記し、概して肉太の筆使いである点など、前述の「太」との類似性が高い（城山1次2,3,6,7,12、城山3次100）。あるいは「太」と通用して用いられた可能性も考慮され、大勢としては、墨書土器「大」は「太」と通用するとみて大過あるまい。なお、Ⅵ期の中村7も同じ特徴がある。それに対して、伊場145、梶子7次11は、やや小振りで細い筆使いの文字を記す点でやや異質であり、とりわけ後者はさらに文字が続く可能性が高い。異なるグループとみるべきであろう。また、「賀」の足の部分の残画の可能性があるものが3点あり（伊場144、梶子北64,163）、「大」と訛読するには、やや難のあるものも含まれる（梶子北152）。転用硯が1点ある（伊場144）。

墨書土器「川」は、伊場遺跡にはほぼ集中し、例外は城山遺跡から出土した1点のみである（城山2次13）。Ⅷ期を主体とするものの、V期からⅧ期まで確認できる。「川」の3画目を右へ払うないし撥ねる特徴をもつ個体が多い。V期の2点は、いずれも高台のつく土器に記される（伊場150,435）。Ⅵ期の1点（伊場33）は破片で、さらに文字が続く可能性も否定できない。

墨書土器「望」は、概ねⅥ期に属する。Ⅵ期3段階もしくはⅧ期に属する個体が1点（梶子北61）だけ認められるが、「王」部分の一部のみ残る破片で、「望」と断言できない。その他の16点は、いず

れも「亡」部分の3画目を鋭く撥ね、「月」を省略する特徴がある。同筆異筆の判定は困難ではあるが、文字の類似性は著しく高い。

墨書土器「主」は、Ⅶ期2段階を主体としており、その多くは灰釉陶器碗の底部に墨書が認められる。肉太の筆使いで一画目の点を縦棒に続けて書く書癖が顕著である。伊場遺跡の40点と城山6次220とはきわめて似通った書体であり、同じグループにて把握すべきものといえよう。これに対し、城山3次145、東若林2、梶子北154の3点は、いずれも細い筆使いであり、前者の「主」とは書体が異なる。

墨書土器「印」は、すべてⅦ期に属する。伊場遺跡出土の8個体がすべて丸をとおした「印」の異体字を記すに対し、梶子北遺跡の1点は、角張った筆致であり、伊場遺跡出土のものとは明らかに筆が異なるものである。転用硯が1点ある（伊場187）。

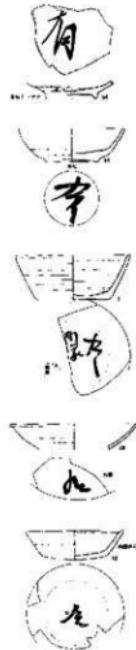
墨書土器「賀」は、Ⅶ期を主体としており、Ⅷ期に降るものは2点のみである（伊場223、村西3）。いずれも字体は異体字で「加」の下に「大」を記す。

墨書土器「得」は、21点のうちほとんどが灰釉陶器碗の側面正面に墨書が認められるものである。Ⅶ期2段階が2点（伊場198,199）あるほかは、いずれもⅧ期に属する土器で、時期も近しい。朱書で記された1点（伊場208）のほか、転用硯（伊場200）や筆慣痕、文字以外の墨が認められる個体（九反田8・梶子北124）が含まれる点は注意すべきである。

上記の一文字墨書は、時期や分布に比較的まとまった傾向をみてとれるのに対し、所属する時期や出土地点・遺構の種類などが広範にわたり、異なる性格をもつものも存在する。

墨書土器「足」は、Ⅵ期以降Ⅶ期・Ⅷ期を通じて認められる。人名と推測される「人足」などの墨書を除く「足」字のみを記した墨書土器は54個体で、うち2ヶ所以上に文字が記される土器が2点（城山3次112、梶子北120）、重書された別字のあるものが1点ある（梶子北121）。時期が長期間にわたる点では特筆されるものの、出土遺構は、大溝ないし旧河道に集中していることから、前述の一文字墨書と近い吉祥句的な性格をもつ墨書であると理解できるのではなかろうか。

墨書土器「有・丸」 最後に、墨書土器「有・丸」について検討する。この墨書土器は、土器の年代ではⅧ期からⅨ期までの長期間にわたり、出土地点は、伊場遺跡・城山遺跡に比して、梶子北遺跡や中村遺跡に多く分布する傾向がある。73個体76点のうち、2ヶ所に同じ文字を記した土器が3個体ある（「丸／丸」梶子北51、「有／□」梶子北54、「有／有」梶子北三水6）。字体に顕著な特徴が認められ、「有」の字体を記すものが10個体12点あるほか（梶子北18,54、梶子北三水2,3,6～9,11、中村南伊場地区26）、「丸」のごとく相当崩れた字体の墨書が記されるものが63個体64点出土している。「丸」の字形は、当初「九」「左」などの可能性も含め検討していたものである。整理の過程で、あらためて対象となる土器を比較してみると、草書体の「有」を記したと判断できる梶子北18や、「有」の草書体からさらに字体が崩れたものとみられる梶子北48・梶子北1の存在が注目される。すなわち、「有」（梶子北54）－草書体「有」（梶子北18）－「丸」（梶子北48,梶子北1）－「丸」（梶子北42など多数）という関係をみてとれることから（挿図16）、「丸」の字形は「有」字を著しく略した形である。



挿図16 墨書土器
「有」の例

と判断したのである。ただ、「有」の字体が記された土器は、Ⅶ期からⅩ期までにのみ認められ、むしろ時期的に早い段階から「丸」の字形が広範囲に認められる点は、単純に字形が草書体へと崩れたものとの理解を排するもので、字形の変化とその意味については、なお慎重な検討を要するものといえよう。

墨書土器「有・丸」は、時期や分布が広範囲におよぶ点、大溝、溝のみならず柱穴や包含層遺物が比較的多い点、官衙の中心に近い梶子北遺跡からの出土が卓越する点からすれば、そのほかの一文字墨書と同じく祭祀にともなう吉祥句とみるよりは、官衙に固有の意味をもつ墨書とみたほうがよいかと思われるものの、それがいかなる語句の略であるのか、断案をもたない。「丸／南家」(梶子北1)は、「丸」のほかに別内容の墨書が記される点で孤立する事例ではあるが、「有・丸」の意味とこの墨書土器が出土した梶子北遺跡の性格を考える上で、重要な手がかりといえるかもしれない。

(4)結び

1980年に刊行された『伊場遺跡遺物編2』には、412点の墨書土器が報告されている。その後の発掘調査において、墨書土器の出土が相次ぎ、点数は確実に増加していった。本報告書は、かつての報告数の2倍以上にあたる1026個体、1133点の墨書土器を対象とし、再釈読の成果を示したものである。点数は増えたものの、大方の傾向において、既報告の見解を修正するものではなく、むしろそれらの知見をあらためて追認するものとなったことを明記しておく。

本節の執筆にあたり、文字あるいは墨書内容にかたよることなく、土器そのものに即した基礎的なデータと、検討にたえうる加工前の素材とを提供することこそが報告書の責務と判断し、また担当者の浅学から、あえて論を展開することを差し控えた。もちろん、全国的な資料の増加や技術の進歩により、本報告書で提示した釈文や遺物の観察知見について、さらなる訂正を要することも予想される。遺物そのものの熟覧、検討を前提とした、調査研究の深化は大いに期待する。

なお、本節は、浜松市の鈴木敏則氏による土器そのものの観察知見のデータをもととし、墨書土器の傾向についてまとめたものである。土器については、金田明大・森川実両氏のご教示をえた。末尾ながらお礼申し上げる次第である。

第5章 時代別総括

伊場遺跡の発掘調査の総括として弥生時代と古墳時代、そして律令時代の3時代を取り上げるが、弥生時代に先行する縄文時代の遺物も多少出土しているので、まずそれを紹介しておく。

縄文時代に遡る遺構は、伊場遺跡では確認されなかったが、遺物は晩期の条痕文土器、磨製石斧、石鎌、打石錐が出土した（第9冊第72図）。伊場遺跡群全体としては、第1砂丘上の梶子北・中村遺跡において前期前半から中期前半にかけての大規模な環濠群や土壤群が発見された。また中村遺跡の東端においては住居跡の可能性が高い堅穴状遺構も確認された。さらに後期前半には土器棺墓も発見された。前期前半に遡る遺構や遺物の発見は第1砂丘までであるが、前期末には南の第2砂丘に立地する城山遺跡（7次）、第3砂丘の村西遺跡でも縄文土器が発見された。後晩期の遺物は伊場遺跡群各所で確認されているが、まとまって発見されたことは、今までではない。浜名湖から南部海岸平野の縄文遺跡については浜松市から刊行された報告書などを参照されたい（浜松市1996（村西）・2005（中村））。

第1節 弥生時代の伊場遺跡

A. 伊場遺跡の環濠と居住域

南側の一部を除く、ほぼ全域が調査された伊場遺跡では、平面形が瓢箪形をした三重の環濠が検出された。居住域は、環濠の内側で南北約120m、東西約90m、環濠の外側で南北約150m、東西約120mの広さである。環濠は、東の内側から外側へYT1、YT2、YT9、西の内側から外側へYT7、YT6、YT8と命名された。YT1は幅が約1.8m、深さが0.4～0.48m、YT2は幅が3.0～3.5m、深さが0.62～0.74m、YT9は幅が2.5～2.85m、深さが0.5～0.54m、YT8は幅が3.1～3.2m、深さが0.4～0.67m、YT6は幅が2.4～3.25m、深さが0.6～0.7m、YT7は幅が2.0～2.4m、深さが0.6m前後の規模である。3条の濠を合わせた幅は、11～14mに及ぶ。しかも濠と濠との間には土塁が存在し、その高さは濠底より1.3～1.5mと推定された。これらのことから伊場遺跡の環濠は、十分に防禦用の機能を備えていたと言える。

濠の断面形は、V字形に近い部分もあるが、U字形もしくは逆台形を呈していた。基盤層が砂丘砂層であり、V字形には掘ることができないためにU字形になったと考えられる。環濠内部には、区画溝や樋は確認されていないが、環濠自体が瓢箪形に括れ、しかもその部分には窪地があり、それを境に内部は南北に分割されていたと考えられる。窪地の南側のより高い部分には柱穴が多く分布し、北側には北別区とされた細い溝が切り合った高い空間がある。

B. 伊場遺跡の住居跡と掘立柱建物

堅穴住居跡はYDとした1軒分が括れ部にその存在が推定されたものの、明確なものは検出されなかった。しかし環濠内部の南半には、柱穴と考えられる小穴が多く検出されたことから、当然住居跡は存在したと考えられる。後世の耕作や自然の浸食により、堅穴住居の掘り方が流失したか、あるいは平地式住居の可能性が考えられる。なお、南半の最も高い中央部で遺構がほとんど検出されなかつたのは、後世の耕作や浸食によるものである。よって、この部分に関して、遺構の有無を論じることはできない。

北別区とされた環濠内の北端部と西別区とされた環濠の西側には、方形周溝墓の溝と考えられた遺

構群がある。これらの溝は、切り合いながら2～3重に存在することや、北別区においては居住域である環濠内部に存在することから、方形周溝墓ではなく、周溝をもつ周堤平地居住であった可能性が高い（鈴木2002）。東側のSB02の周溝内側には、柱穴は検出されなかったものの、焼土が一ヶ所認められた。残りの良い西側のSB01は、平面形が隅丸方形で、周溝の内側で9～10mの広さがある。溝の幅は約1m、深さは0.2～0.3mである。SB02の東側には、切り合いながらSB03が存在するし、さらに括れ部にかけて途切れ途切れの溝が確認されたことから、周堤平地居住は環濠内部北半に数軒が存在したものと考えられる（挿図18）。

西別区については、北別区のものと比べ切り合いは少なく、しかも正方形に近い溝が巡っていることから、従来の考え（浜松市1977）に対し積極的に否定することなく方形周溝墓としてきた（浜松市2004）。しかし、少ないながら溝の切り合いが確認されること、方形周溝墓とは陸橋の配し方が異なることから、北別区と同様に、周溝を伴う周堤平地居住の可能性が高いと考えるに至った。

よって、西別区には挿図18のSB05～07とした、最低でも3軒の周堤平地居住の存在を推定することができる。SB05・06は周溝の内側で、ともに8m前後の大きさである。周堤平地居住の多くは、周溝の規模から大型の建物であったと推定される。

掘立柱建物跡は、遺構幅（浜松市1977）では1棟分を掲載したが、遺物編7（浜松市1997）では8棟分を、小穴が密集する環濠内南半で推定復元した。しかし、いずれも柱穴の並びは良くなく、可能性を示しているにすぎない。なお、比較的並びの良いYB1・2は、1×3柱間の建物で、弥生時代後期としては一般的な規模・形態である。

C. 梶子遺跡

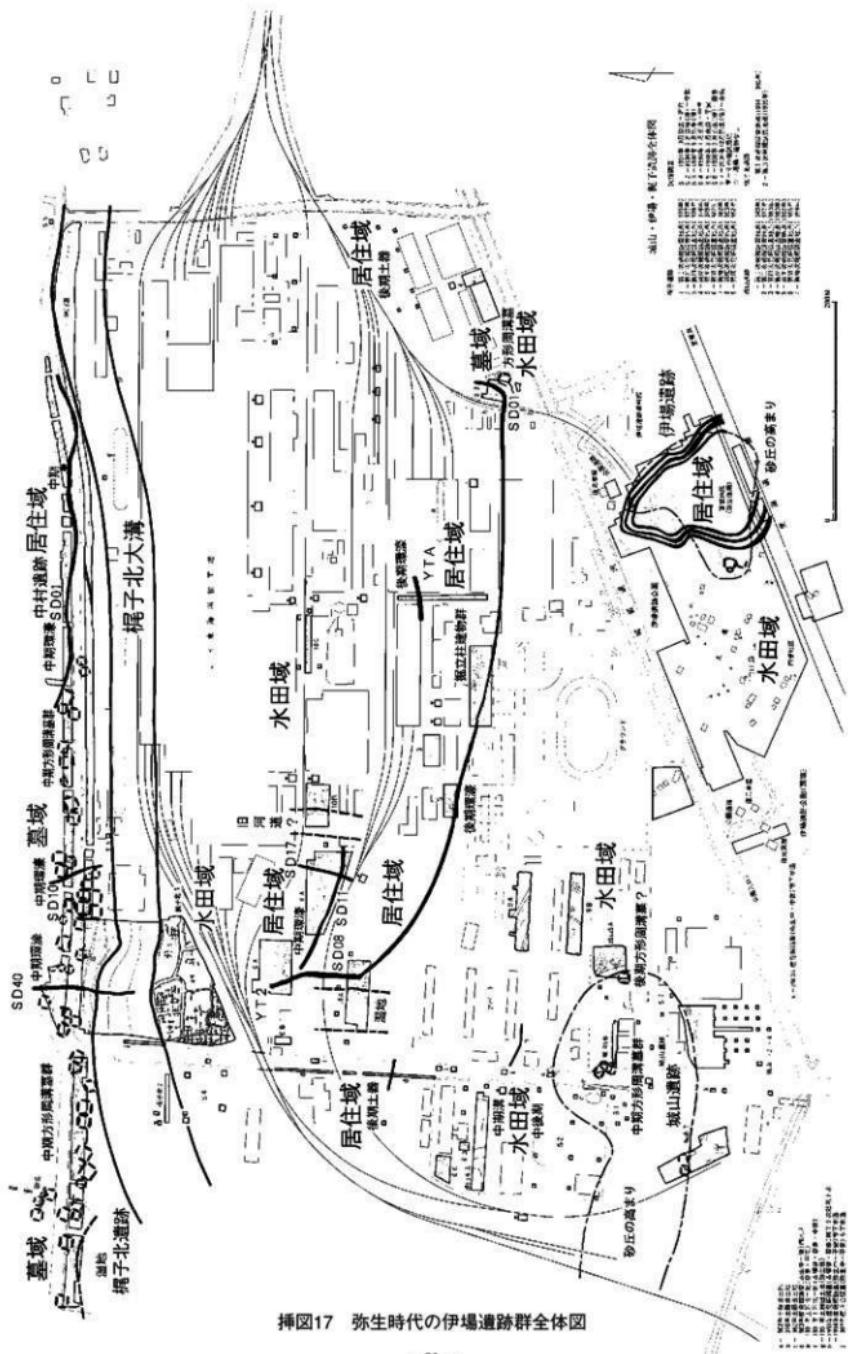
伊場遺跡の北側に展開する梶子遺跡で検出された環濠は、弥生時代中期と後期のものが存在した（挿図17）。6次調査YT2（下層）と、8次A区S D11が中期の環濠と考えられる。断面形は台形で、掘削時期は出土土器から瓜郷様式の直後、つまり中期後葉の前半期（角江I群土器並行：浜松市1998）である。この2つの濠は、位置関係から本来一続きの環濠と見られ、その長さは100mを越える。環濠はそのまま東側の旧河道部に接続し、北側の居住域を画したと推定される。

後期の環濠と考えられる幅の広い溝は、2次調査のYTA、5次のYT1、7次のYT1、8次のB区S D01、10次のA区S D08で検出された（挿図17）。いずれも出土土器から掘削は後期前半（伊場様式の段階）である。5次YT1と7次YT1はほぼ直線的であり、間違いなく1つの環濠と考えられる。8次調査のSD01は、西から延びて来て向きを北へ大きく変える、つまり集落南東部にあたる位置の環濠である。7次調査区との距離は、200m強存在する。

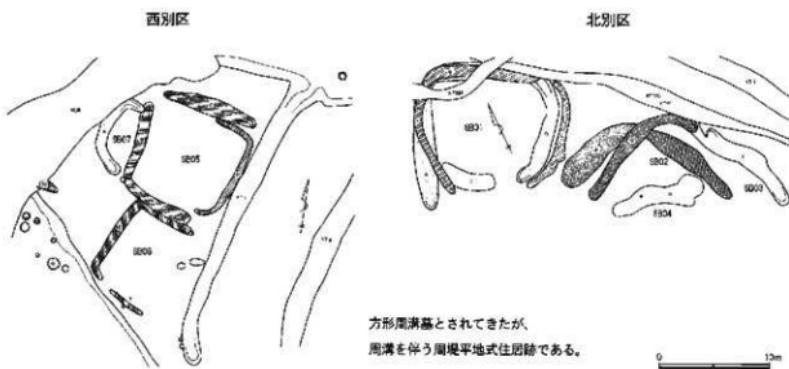
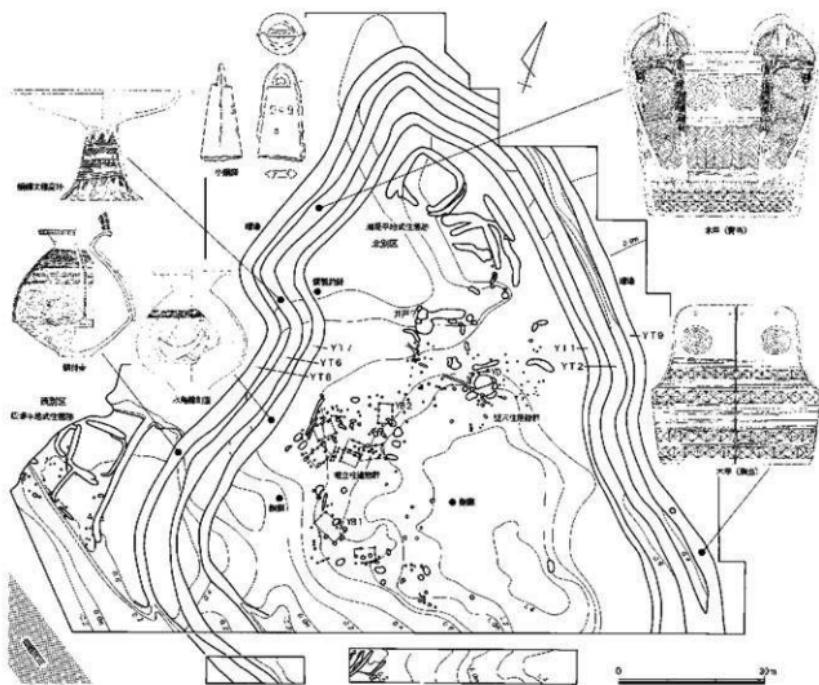
5次YT1から西へ延びた環濠は、10次調査区のSD08に続き、そこでくの字形に折れて北上し、6次YT2（上層）に続いていたようである。仮に2次YTAを環濠の北辺と考え、すべてを1つの環濠と想定すると、東西約550m、南北100m弱の長楕円形の環濠となる。なお、8次A地区と10次B地区のあたりは、後期の環濠ではなく、また旧河道らしい窪地や湿地が認められるなど、北辺の環濠についてまだはっきりしないのが実情である。

梶子遺跡における弥生時代中期の居住域は、土器の出土量から考えて6次と8次A区、市河川d区周辺の梶子遺跡北西部と推定されるが、その範囲については明確になっていない（挿図17）。

弥生時代後期では、2次YTA・5次YT1・6次YT2・7次YT2・8次B区SD01・10次A区SD08が同一の環濠であれば、それらで囲まれた空間が、遺構の頻度から考えて、居住域であったと推定される（挿図17）。



挿図17 弥生時代の伊場遺跡群全体図



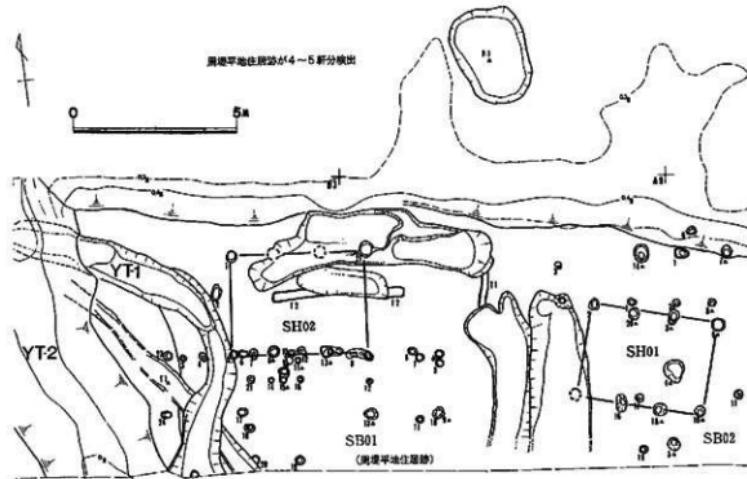
挿図18 弥生時代の伊場遺跡

また10次A区西方や4次調査区の北方も試掘調査の結果から、居住域が広がっていたことが判明した。よって居住域全体は、東西が1kmを越えていた可能性が高い。しかし居住域内全てに遺構が密集していたのではなく、環濠内といえども湿地や流路となっていた場所が存在したようである。しかし梶子遺跡においては、広域に集落を展開していたことは誤りないし、西遠江においては有力な集落であったことは、計画的に配置された掘立柱建物群（倉庫群）をもつ集落であったことからも十分に分かる（太田1990）。また、銅鐸や銅鏡といった青銅器などの出土品もそれを裏付ける（挿図20）。

梶子遺跡の竪穴住居跡について具体例をみると、5次調査と、8次調査でそれらしい方形の竪穴状遺構が検出されているにすぎない。これらはいずれも、炉跡が確認されないと不確実なものである。後世の耕作や削平により、掘り方の立ち上がりや床面がほとんど残らなかつたのだろうか。なお、8次A区では、焼土とその周辺に炭や灰が散乱する遺構が発見された。これは炉跡の可能性は高いが、上屋の存在を示す遺構ははっきりしなかつた。また6次調査区において、方形周溝墓とされたものは、周溝が浅くしかも切り合っていること、さらに炭や灰が覆土に含まれていたことから、周堤をもつ平地住居跡の可能性が高い。周溝で囲まれた内には、柱穴らしいピットも多い。平地住居跡と推定されるものは、調査区全体では4~5軒分を数えることができる。

掘立柱建物跡は、梶子遺跡では今までに28棟分が検出された。いずれも弥生時代後期前半のものである。掘立柱建物跡がまとまって検出されたのは7次調査区であり、また近接する5次調査区でも1棟分が検出された。7次調査区の掘立柱建物跡は、全て梁間1間、桁行き3間の規格的な建物で、高床式倉庫群と考えられる。このように環濠のほぼ中央部南側において、棟を揃え規則的に配置された倉庫群は、特定の個人が所有するものではなく、共同体によって管理された倉庫群と考えられる。

また7次調査区では、倉庫群の中央南側に大木を刳り抜いて枠とした井戸が発見され、その周辺には土器が広く散乱していた。井戸の内からは銅鏡が出土し、倉庫に近接する土壤からは近畿式銅鐸の飾耳が出土した。このエリアは、倉庫域であるとともに祭祀が行われた空間であったと推定される。



挿図19 梶子遺跡 6次調査区

D. 伊場遺跡と梶子遺跡

伊場遺跡と梶子遺跡について説明したが、近接した後期前半の2つの集落の関係をどのように、考えればよいのだろうか。

梶子遺跡は広域な居住域をもつ大規模な集落であり、集落中央部南には倉庫群と考えられる掘立柱建物が規則的に棟を連ねて存在した。西遠江の弥生時代後期前半における大規模な有力集落の一つと考えられる。梶子遺跡の南東には伊場遺跡があり、両遺跡の環濠間は、わずか100m足らずである。

伊場遺跡は、約10,000m²の小さな居住空間しかない集落であるにもかかわらず、三重の環濠をもつ。内部の北半には大型の周堤平地住居があり、環濠からは幾何学文様が彫刻され、赤と黒の漆が塗られた木甲など優れた遺物が出土した。木甲は、背面に翼がつけられるなど、祭祀的色彩の強いものである。司祭者が鳥装をするために身につけ、吉凶を占う模擬戦のような祭祀が行われたと想像される。その他、小銅鐸、銅鐸模様を施した高坏、水鳥を線刻した壺など、祭祀に伴う遺物も出土した。

伊場遺跡と梶子遺跡の関係を寺沢薰は、伊場遺跡を首長居館としたうえで、環濠集落（梶子遺跡）から飛び出したばかりの首長居館の事例で、両者が隣接して共存する形態とした（寺沢1998）。また石黒立人は、瓢形をした環濠の括れた部分より北側（北別区）を主郭、南半を副郭とし、主郭が首長居館と考えた（石黒1993）。

伊場遺跡は、環濠内部の面積が約10,000m²しかなく、この狭い空間に全ての集落機能が集約されていたとは考えられない。伊場遺跡は、梶子遺跡と一連の集落として機能していたはずであり、上記した寺沢・石黒両氏の考えは魅力的である。

九州の環濠集落を分析した武末純一は、A. 円形をした環濠集落の中に方形環濠が出現する段階→B. 円形をした環濠集落の外に方形環濠が造られる段階→C. 方形環濠が単独で存在する段階、と図式化できるとした（武末1990）。東海以東の東国には弥生時代の方形環濠は存在しないが、A類型とされる吉野ヶ里遺跡の内郭に相当するのが伊場遺跡と考えることは可能であり、また伊場遺跡をB類型への移行過程と見ることも可能である。

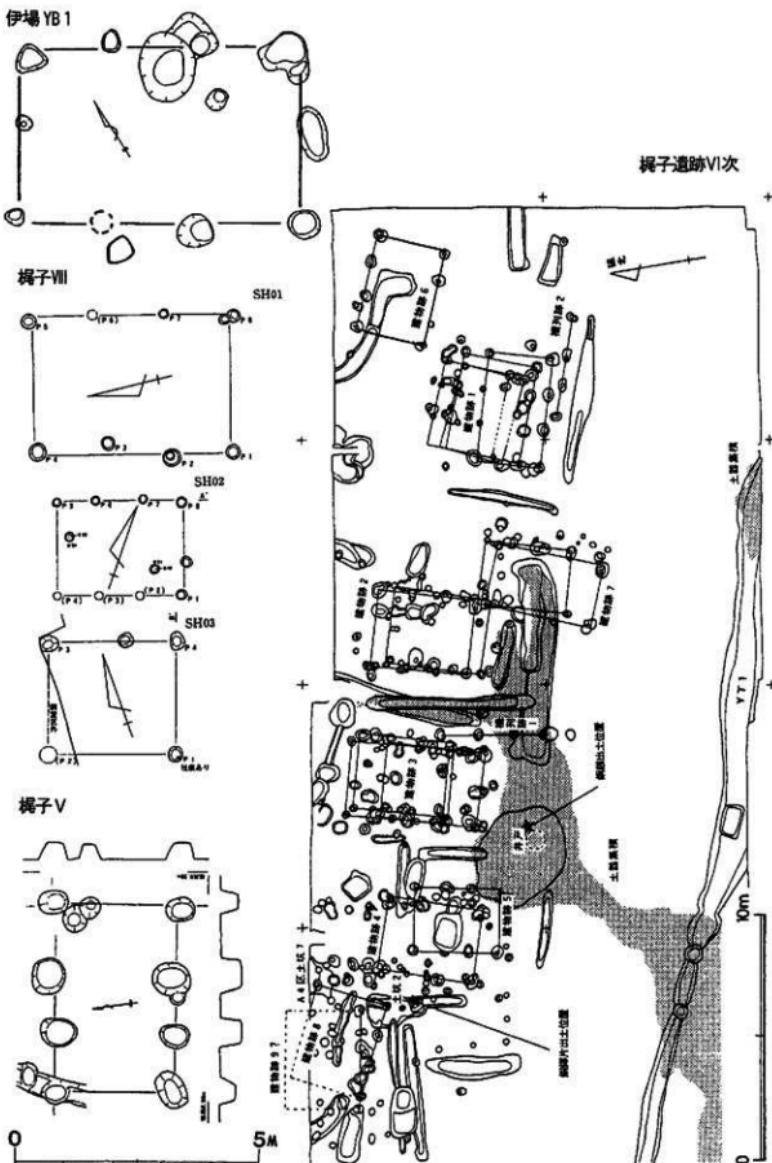
E. 伊場遺跡と大平遺跡

古墳時代前期になると伊場遺跡から西へ3kmほどの佐鳴湖西岸には大平遺跡が、さらに、神田川を挟んで西側には中平遺跡が出現する。中平遺跡は近年調査された坊ヶ跡遺跡と一連の遺跡で、合わせて300軒以上の竪穴住居跡が確認された。未調査箇所や既に消失した住居跡も存在することから、本々は400軒を越えていたと推定される。掘立柱建物跡は中平遺跡には少ないので、坊ヶ跡遺跡では50棟ほどが確認されたものの、いずれも梁間1間のタイプである。掘立柱建物跡は竪穴住居跡とともに散在し、梶子遺跡7次調査区で検出されたような棟方向を揃えて計画的に配されたものではない。中平・坊ヶ跡遺跡の集落は、数軒の竪穴住居が単位となり、それが集合している状況である。

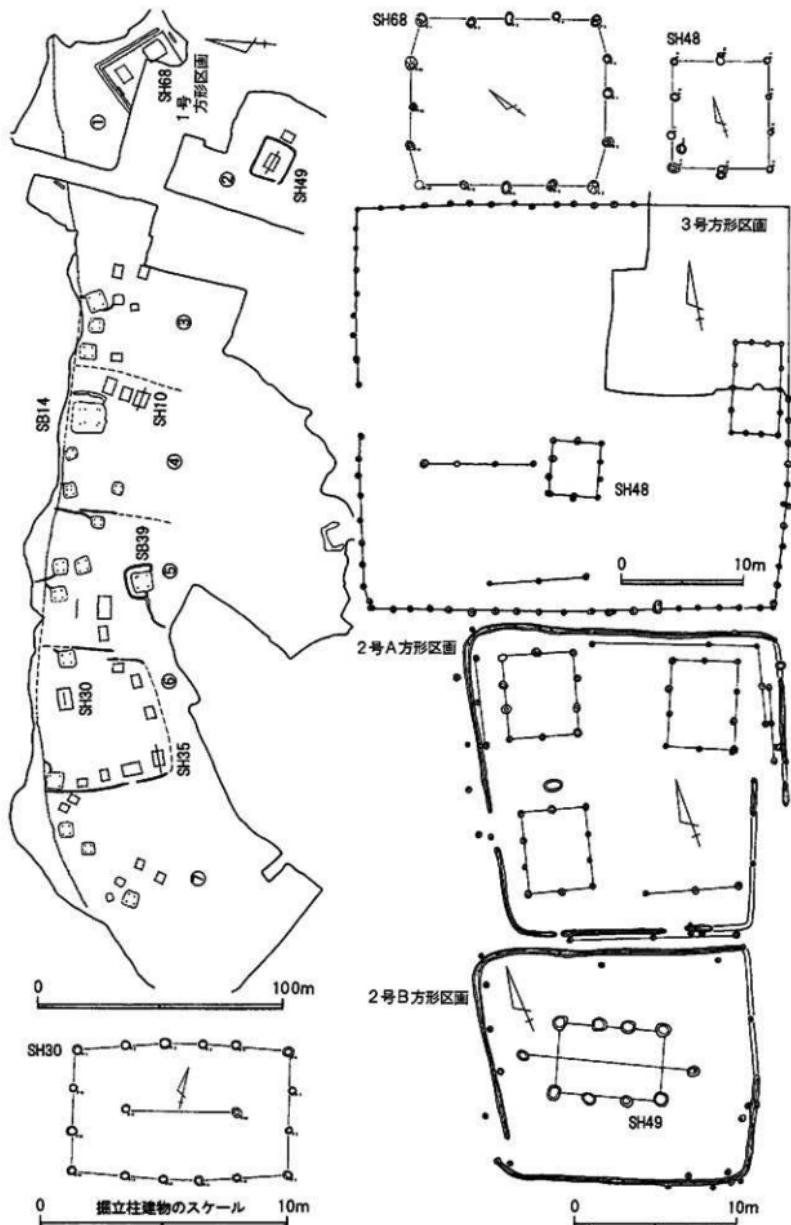
これに対し大平遺跡では、集落北側の台地縁辺に360mにわたって柵があり、集落北東部には方形区画をもつ掘立柱建物群が3つ以上存在した（挿図21①②区）。西側は竪穴住居を含む集落で、ほぼ50m四方の区画が5単位存在した（③～⑦区）。

挿図21の①区は一辺30mの方形環濠をもつもので、内側には柵が廻り、2棟の掘立柱建物が存在した。ただし、調査されたのは北側の半分だけであり、他に建物が存在した可能性もある。②区は、独立棟持柱建物を布堀溝で囲んだものである。これに伴うように、もう1棟の掘立柱建物がある。また独立棟持柱建物ではなく、3棟の2×3間の掘立柱建物で構成されていた時期がある。

③と⑦区は居住域の東西両端にあり、竪穴住居と小型の掘立柱建物が数棟ずつ存在した。⑦区内に



挿図20 桿子遺跡 7次調査区と掘立柱建物



挿図21 大平遺跡全体図と建物

ある竪穴住居は、いずれも小型である。④と⑤区は、大型竪穴住居とそれに伴う中小の竪穴住居が数軒、掘立柱建物が2～3棟で構成された区画である。④区には超大型竪穴住居のSB14があり、独立棟持柱建物を含む3棟の倉庫が伴っていた。⑤区の大型竪穴住居は、周溝を廻らしたものである。④と⑤区の間には、布堀溝が存在した。

⑥区は、北側が柵、残る3辺が布堀溝で囲まれた50×60mの方形区画であり、7棟の掘立柱建物と2軒の竪穴住居で構成されていた。独立棟持柱建物が南西角に1棟あり、それ以外の梁間1間の掘立柱建物を全て高床式倉庫とすれば、⑥の区画には高床式倉庫が5棟存在したことになる。また平屋の大型掘立柱建物が2棟あり、竪穴住居は北東と北西角に1軒ずつ存在した。中央は広場となり、東西には通路状の施設がある。なお、東の通路は鍵手状である（鈴木1993）。

谷を挟んで、西方の中平・坊ヶ跡遺跡は、数百軒に及ぶ均質的な規模の竪穴住居が密集した大集落であり、有力な集落の一つではあるが、集落内部に方形区画を計画的に造成した大平遺跡と比べると、下位の集落であることは明らかである。

大平遺跡は集落内部が7ブロックに区画されており、それぞれの空間には各々の機能・役割が存在したと見られる。①と②は政治的もしくは祭祀的な空間、④と⑤は首長一族の居住域、⑥は倉庫域、③と⑦は従者の居住域と推定される。倉庫は、⑥の倉庫群の他にも、④の首長居住域に3棟の大型倉庫がある。大平遺跡の倉庫の規模から考えて、中平遺跡をはじめ、周辺集落から集められた富が納められたと推定される。また緊急時用の武器や、生産活動に欠かせない鉄製農工具類が納められていたのかもしれない。

F. 伊場遺跡から大平遺跡へ

弥生時代後期前半の伊場遺跡と梶子遺跡について、また古墳時代前期前半の大平遺跡と中平遺跡について、前項で比較した。伊場遺跡は祭祀機能を兼ね備えた首長居館、梶子遺跡は共同体管理の倉庫群をもつ有力な大規模集落と考えた。それに対し、若干の時期を置いて出現した大平遺跡と中平遺跡の関係は、大平遺跡が首長居館、中平遺跡は有力でしかも大規模ではあるが、一般的な集落と考えた。

では伊場遺跡を弥生首長の居館とした場合、古墳時代前期の大平遺跡とはどのような違いがあるのだろうか。伊場遺跡の環濠内部は、北側に周溝をもつ周堤平地住居があり、南側には竪穴住居や平地住居を含む住居域が存在した。石黒が指摘するように、北半が首長居館（主郭）、南側が一族や従者の居住域と見ることができる。また、優れた木甲や小銅鐸の出土から、環濠内部に首長が主催する祭祀の場が設けられていた可能性が高い。大平遺跡の①②③④⑦の機能が、伊場遺跡における三重の環濠内部に集約されていたのだろうか。大きく異なるのは、大平遺跡においては機能別に方形区画を伴っていた点と、共同体により管理されてきた倉庫群が首長居館に移されたことであろう。

伊場遺跡から大平遺跡へと首長層が成長するとともに、祭政域、首長居住域、一族居住域、従者居住域、倉庫域が分化したと言える。この現象は、首長の成長、傑出化の現れで、一般集落と首長集落が明確に分離されるに至ったことを示す。反面、中平遺跡のような一般集落では、首長層や有力者層が抜けることで、集落規模は大きいものの、標準的な住居単位が密集する形態となつた。

大平遺跡は首長居館の一つの類型として、全国的に定着しつつあるようであるが、首長はせいぜい天竜川下流右岸から南部海岸にかけての地域を代表する有力者であって、遠江全域あるいは天竜川以西の西遠江全域を支配するような豪族ではない。伊場遺跡から大平遺跡の変化は、小豪族もしくは族長といった首長層クラスの成長過程を示す例である。

G. 伊場遺跡から首長居館へ

弥生時代の環濠集落の典型として、神奈川県大塚遺跡をあげる研究者が多い。大塚遺跡での単位と

なる建物群は、やや大型の竪穴住居が1軒、小型竪穴住居が数軒、掘立柱建物が1棟で構成されている。均質的な単位建物群がいくつか集まり、それらは約200×120mの不整梢円形の環濠で囲まれている（約20,000m²）。

一方、同時期の弥生時代中期には、神奈川県小田原市中里遺跡や三重県四日市市菟上遺跡など、大型独立棟柱建物を中央部に配した集落が存在する。これは複数の中核集落を代表する有力集落であった。また、大型掘立柱建物ではなく、大型竪穴住居を中心に置く例として、神奈川県横浜市三殿台遺跡や同朝光寺原遺跡、愛知県甚目寺町阿弥陀寺遺跡などがある。大型竪穴住居は、通常は共同体首長の日常生活に用いられたが、祭祀や集会所、社交の場としての機能を合わせもつ、多目的施設であった（鈴木2006）。

大型掘立柱建物を中心部にもつ後期の例は、菊川市川田東原田遺跡が知られる。後期のこのような例は少ないが、大型の掘立柱建物が担った機能は、東日本では大型竪穴住居が果たしたのかもしれない。現状では有力な首長層の住居や屋敷地ははっきりしないが、首長層は身分的に傑出した方向にあつたことは間違いないだろう。

後期の伊場遺跡について、環濠集落から外に飛び出したばかりの共同体首長の居館とする寺沢の考えを支持したとしても、北に接して伊場遺跡をはるかに凌ぐ敷地を有した一般農民が居住した梶子遺跡が存在する。伊場遺跡の首長は、まだ完全には共同体から独立できたわけではない。2遺跡は別々の集落を形成しているかに見えるが、一つの大きな集落と見た方が良い。そして共同体管理の倉庫群は、依然梶子遺跡の方に存在した。伊場遺跡の中には川田東原田遺跡のような大型掘立柱建物は検出されなかったが、首長が司る祭祀機能は存在したと見るべきだろう。

伊場・梶子遺跡と大平・中平遺跡を比較してみると、伊場遺跡が祭祀機能を伴った首長居館であつ

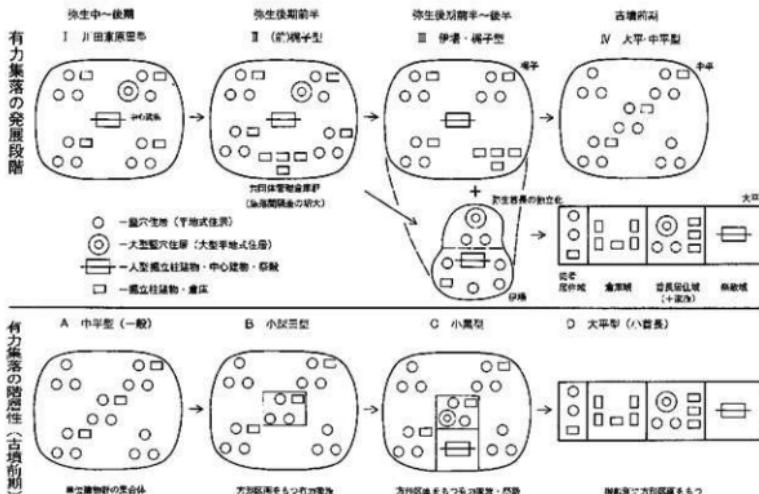


図22 有力集落の発展段階

たとすれば、三重の環濠集落が大平遺跡①②③④⑦の空間に、梶子遺跡7次調査区の倉庫群が⑥に、共同体員の居住域である梶子遺跡が中平・坊ヶ跡遺跡に、それぞれ対応させることが可能である。以上のことから、伊場遺跡の弥生集落が発展することによって、大平遺跡のような集落が成立したと見ることは可能である。

H. 古墳時代中期の首長居館

静岡県には、古墳時代中期の首長居館の例として古新田遺跡がある。古新田遺跡は、大平遺跡と同じように台地北半部に立地する。調査された東西200mの範囲には、4つの掘立柱建物群が東西方向に占地し、北縁辺部の竪穴住居群を含め、計5群の建物群が認められた。西群には屋内棟持柱建物を中心とした字形に配された建物群が2単位あり、時期差を有する。この空間は、祭祀遺物を廃棄した土壙を伴うことから主館域とされた。これは、大平遺跡の①・②の空間にあたる。調査区中央部には、屋内棟持柱建物を中心に建物群が切り合ながら密集する空間がある。建物を建て替ながら、首長が長期間生活したと考えられ、大平遺跡の④・⑤の空間に対比される。

東部には、北側と東西に総柱建物、南側に庇付建物を口の字形に配した倉庫群があり、大平遺跡の⑥の空間に相当する。北側の台地縁辺部には竪穴住居群が存在し、從者の居住域と考えられるところから、大平遺跡の③・⑦の空間となる。報告者の柴田稔は西部を主館域、中央部を居館域、東部を群倉域、北縁部を居住域と呼んだ（柴田1991）。古新田遺跡の居住域を除くと、1つの空間はおおよそ一辺50mほどの広さであって、規模的にも大平遺跡に近い。残念ながら防御用施設や柵等、区画を示すものは検出されなかったが、後世の耕作等により削平が進んでいることを考えると、何らかの区画は存在したと見るべきだろう。

大平遺跡と異なるのは、古新田遺跡の主要な建物は大型の屋内棟持柱建物であり、主要な倉庫は総柱建物と庇付建物である。総柱建物は高床式倉庫と考えられるが、総柱建物や庇付建物は東海以東では最古例である。また建物群の配置は、口の字形やコの字形に配されるなど、大平遺跡より整備されているし、より都築建物に近い。周辺には、30mクラスの同時期の前方後円墳が存在し、その被葬者は、古新田遺跡に居館を構えた首長と推定された。古新田遺跡は、まさに大平遺跡を発展させた首長集落（首長居館）と考えられる。

以上西遠江においては、弥生時代後期前半の伊場・梶子遺跡に弥生首長が成立し、古墳時代前期前半には一般集落から離れて大平遺跡に首長集落が作られた。そして、首長集落は古墳時代中期には古新田遺跡に見られるように、より整備され発展したのである。

参考文献

- 太田好治 1990 「旧国鉄工場内遺跡の弥生時代の遺構について」『浜松市博物館報Ⅱ』
柴田稔 1991 「東海の豪族居館」『季刊考古学第36号 特集古代の豪族居館』雄山閣
武末純一 1990 「集落の構造とクニ」『日本考古学協会1990年度大会発表要旨』
寺沢薰 1998 「集落から都市へ」「古代国家はこうして生まれた」角川書店
鈴木敏則 1993 「大平遺跡・古墳時代前期の豪族居館か」『浜松市博物館報V』
鈴木敏則 2006 「東海・関東における大型建物・方形区画の出現と展開」
『弥生の大型建物とその展開』サンライス出版

第2節 古墳時代

古墳時代における伊場遺跡の総括として、まず伊場遺跡及び伊場遺跡群内における主要遺構についてまとめておく。遺構の紹介にあたっては、遺構編（第2冊）や遺物編4（第6冊）での見解に原則従うが、一部修正したものもあり、その部分については、詳細を示すことにしたい。また伊場遺跡の遺構に関連して、祭祀遺構と住居形態について検討を行う。

A 伊場遺跡の古墳時代遺構

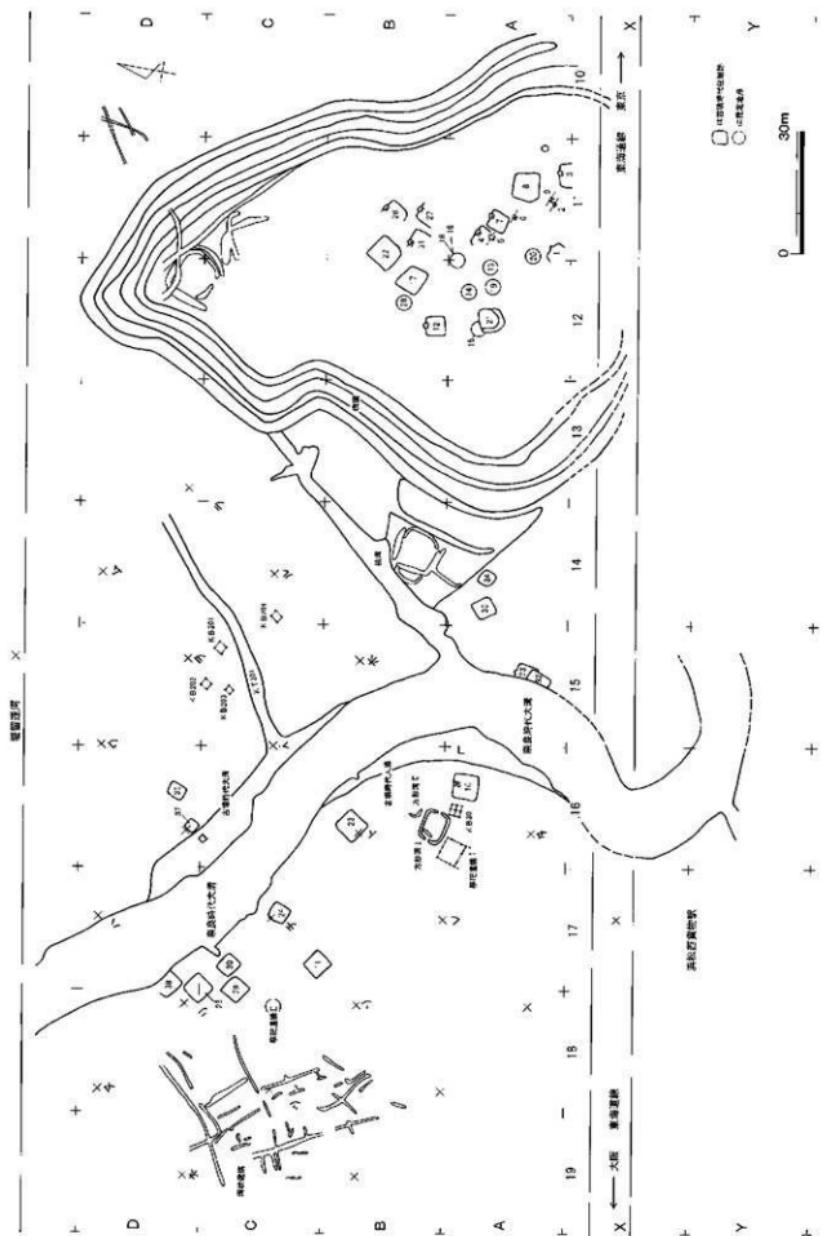
古墳時代の遺構には、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、祭祀遺構、方形溝、井戸、土壙、小穴などがある。弥生時代後期の窪地状地形が起源と考えられる古墳時代の大溝は、東海道本線より北側では、奈良時代の流路よりも弱く屈曲しながら南下し、線路南側では大きく東に向を変えている。6世紀後半には、線路北側の調査区北半では西に、南半では東に流路を移動させ、飛鳥時代以降の律令時代の流路が形成された（遺構編挿図第4・39）。5・6世紀の古墳時代大溝の覆土は、埴層と呼ぶ厚く堆積した微砂層であるが、微砂質粘土や有機質粘土、流木などの木片を含み、また偽層をなす部分もあった。埴層の堆積状況から、流路移動にともなった覆土の堆積は短期間の内になされたものと推定された。なお、この大溝内から発見された遺構には、護岸のための土留めに伴う杭列（KF2）がある。

古墳時代の遺構は、おもに5世紀後葉～6世紀のもので、大溝の東西で確認された。しかし、6世紀の遺構は東部地区の砂丘上に集中する傾向が認められた。竪穴住居跡は、KD21の1例だけが古墳時代前期で東部地区の砂丘上で発見された。他は、全て5世紀後葉～6世紀で、東部地区の砂丘上と西部地区の大溝両岸に分布が認められた。竪穴住居跡は、方形の掘り方で北側にカマドを有した4本柱の建物であり、他の遺跡で確認された住居跡と比べて、大差ない。しかし、伊場遺跡の竪穴住居跡は、5世紀後葉が遠江におけるカマドの導入期にあたるため、その初現期の例として紹介されることが多い。伊場遺跡においては、カマドは須恵器の型式でTK208段階から導入される。報告書（第4冊）で炉とか地床炉としたものは、いずれも焼土が北側掘り方壁面に接するものであり、周辺の遺跡でのカマドの調査例からしてカマド本体の粘土が崩壊した例と見られる。よって古墳時代中後期の竪穴住居跡は、炉とか地床炉ではなく、ほとんどがカマドをもつものであったと考えられる。また3つの土製支脚を用いたKD1を初期カマドの例としてきたが、年代的にも6世紀前半（MT15型式）であることから、初現例と見るには無理がある。

掘立柱建物跡は5棟が確認されているが、4棟は4本柱であり、規模から考えて掘り方だけでなく床面まで削平された竪穴住居跡であった可能性もある。これらは、大溝の東側で竪穴住居跡が見られない所に存在し、積極的に倉庫建物と推定されるものではない。残る1棟は、大溝の西側で竪穴住居跡KD10に近接して存在した。一辺が2.8mの純柱建物であり、高床式倉庫と推定される。

祭祀遺構は、大溝の西側において2箇所で発見された。祭祀遺構I（KI1）としたものは、集落の南端で土師器・須恵器・手づくり土器など47個体がひとまとまりに集積されていたものである。これを囲むようにして方形に回る柱穴が検出された。東西5.6～6.0m×南北5.2mの大きさで、柱間は4×4間であるが、南側だけは中央がやや広い3間で、添柱が伴うものもある。遺構編では掘り方の深さが15～20cmと浅いこと、柱が太くても20cm、細いもので10cmなど、柱の太さがまちまちでしかも細いものが多いことから、柵による囲いを想定した。

柱列を柵と見る考え方を否定する根拠はないが、10～20cmの太さの柱はこの時期の建物としてそれほど細いものとは言えないこと、また祭祀遺物の検出面が床面とは限らないので、柱掘り方が必ず



挿図23 古墳時代の伊場遺跡

しも浅いとは言えないことなどから、掘立柱建物を想定することも可能であろう。厳密に言えば、祭祀遺物と柱列が確実に共存したと証明できるわけではないが、柵あるいは建物により囲まれた施設内に祭祀遺構が存在したと、状況的には推定される。しかし、このような例は全国的に見て確認されていないので、今後とも検証していく必要はある。

祭祀遺物は遺構検出面で発見されているが、当時の地表面は検出面より高い位置にあったことは確実であり、祭祀遺物は浅い掘り方を有する土壤に入れられていた可能性が高い。祭祀遺物は、土師器高環16、壺身10、壺2、罐2、甕1、手づくね土器15、須恵器高環1である。

祭祀遺構はKI1の他に、施設は確認されなかったが、祭祀遺構II（KI2）とした土器集積が集落北半部の西端で発見された。土器の内訳は土師器高環7、壺身7、手づくね土器23、須恵器壺身2で、滑石製模造品の勾玉1、白玉35が伴った。

KI1と同じ集落の南端に、遺構編で方形周溝墓とした遺構がある。方形周溝墓I（KC1）とされた溝は□状に回り、大きさは外径で東西8m、南北6.4mである。溝の幅は60～70cmで、深さも浅い。遺物は周溝から5世紀末葉～6世紀前葉の土師器高環脚部が1点出土した。

遺構編では方形周溝墓としたが、古墳時代中期の周溝を有する墳墓は、現在では通常「古墳」とされる。古墳とした場合、平面形から方墳となるが、周溝の形状は隅丸でしかも辺は弧を描いている。また短辺となる東西辺が途切れ、埋葬施設とされる土壤も北東に大きく片寄るなど、方墳としては、不可解な要素が多い。さらに立地において、集落の中にある点も、古墳らしくない。古墳でないとすると、建物の雨落ち溝等が候補となるものの、建物の痕跡は確認されなかった。また祭祀の場を区画した溝とも推定することは可能であるが、祭祀遺物の出土はなかった。よって古墳ではない可能性は高いが、性格を明らかにできないため、方形溝と呼んでおく。

井戸は、大溝内から3例が確認された。2例は7世紀代で、KG1は組み合わせの井筒を伴ったもの、KG2は底に石を敷いた素掘りの井戸である。残る素掘りのKG3は、Ⅶ層下で検出された井戸で7世紀を遡る可能性が高いが、出土土器は見られなかった。

土壤と小穴は、東部地区の砂丘部で検出されたが、弥生時代の小穴群とも重なる地点である。土壤は、屋外貯蔵穴の可能性がある。

小鍛冶遺構は、堅穴住居跡KD28の下層で確認されたが、遺構の破損が著しく、焼土、鉄滓、フイゴの羽口を確認しただけである（第121図）。小鍛冶遺構の存在が推定されるが、具体的な構造は不明である。年代は、堅穴住居跡の下層にあることから5世紀後葉を下らないもので、小鍛冶としては静岡県内では最古の例である。

伊場遺跡における古墳時代の遺構は、中期後半から後期初頭の集落に関わるものである。当期の集落をほぼ全域調査した例は、県内においては少なく、貴重な調査例であることは言うまでも無い。また施設を伴う祭祀遺構の存在は珍しく、小鍛冶遺構は県内最古の例であったし、遺物においても樽形籠や手持ちヘラケズリが施された壺身など初期須恵器の存在は特記されるものである。しかし、堅穴住居跡の規模、掘立柱建物跡の規模および数、建物群の配置などから言えることは、古墳時代の伊場遺跡は、一般集落の域を出るものではない。

古墳時代中期の祭祀遺構

伊場遺跡で発見されたKI1とKI2の2つの遺構はともに、5世紀後葉の集落内の祭祀の一端を示すものであり、KI1は柵もしくは建物などの施設を伴う祭祀遺構の例として、注目される。KI1は集落の端にはあるが、前述した方形溝など特殊な遺構が存在する空間にあり、特定の家族に関わる祭

祀ではなく、集落全体の共同体に関わる祭祀が行われた場所と推定される。高坏を中心とした土師器や手づくね土器を多量に使い、少数の初期須恵器と勾玉形、剣形、双孔円盤、白玉など多くの滑石製模造品を伴った祭祀遺構は、浜松市東前遺跡、同岡の平遺跡、磐田市幕ヶ谷遺跡、沼津市丸子神社遺跡、伊豆の国市丸山遺跡、南伊豆町日詰遺跡などで確認されている。集落との関係が分かる遺跡は少ないが、5世紀中葉から後葉にかけて、一般的な集落における共同体を単位とした祭祀であったと推定される。

このように古墳時代中期になると、生活用具とは別に祭祀用に特別に作られた手づくね土器や滑石製模造品を用いた祭祀が盛んに行なわれるようになる。KI 1 もこの例であるが、山の花遺跡では滑石製模造品や手づくね土器に加えて、多量の木製品と初期須恵器を含む多量の土器を伴い、川辺で行なわれた祭祀跡が発見された。滑石製模造品には子持ち勾玉、勾玉形、剣形、双孔円盤、管玉形、白玉などがあり、木製祭祀遺物には剣形、刀形、舟形などがある。その他の木製品には蓋、漆塗りと丹塗りの大刀柄頭、タタリ（儀杖カ）、机など優品だけでなく、農工具類、機織具、容器類など多くの実用品も出土した。

優れた遺物と大量の土器や木製品が用いられた水辺での祭祀は、奈良県布留遺跡や三重県城之越・六六大A遺跡などの例のように、豪族が自ら執行した首長権の維持発展に係る祭祀だったと推定される。

滑石製模造品や木製祭祀遺物を伴わず土製品だけを用いた祭祀遺跡も、確認されている。中津坂上遺跡では、三方原台地の北側縁辺部において、裸体の男女を表現した人、犬、鏡、勾玉、弓、剣、穀、甲、盾、鏡、鎌、瓢箪、臼、杵、鉢形などの土製品がまとまって出土した。作りは素朴で、到底専門の工人により作られたものとは考えられない。これらは一般の農民により作られ、人里離れた場所で行なわれた、民衆の祭祀であった。

中津坂上遺跡と同様な遺跡は、磐田市の明ヶ島遺跡でも確認された。明ヶ島遺跡で発見された土製品は、質量共に中津坂上遺跡を凌ぐが、祭祀遺物が土製品だけで構成される点、種類も豊富であるが基本的な構成は両者において差が無いことから、祭祀の性格も同様なものであったと想像される。

古墳時代の竪穴住居とカマド

伊場遺跡および同遺跡群内では、弥生時代後期の周溝を伴う周堤平地住居が発見されたが、一般的には弥生時代から古墳時代の住居は、竪穴住居と考えて良い。弥生時代中期中葉の瓜郷式土器の段階では、平面形が尾張地方と同じ方形の掘り方を有していたと考えられる。当期の住居跡は、豊橋市西山遺跡、浜北区東原遺跡で発見されているが、残存状態はいずれも悪い。主柱穴は4本で、中央付近に炉跡をもつようである。嶺田式土器分布圏である東遠江においても、袋井市大門遺跡で検出された例のように方形であったと考えられる。ところで尾張では、方形住居が導入される以前の遠賀川式や朝日式の段階では、方形ではなく円形を基本としていた。

中期後葉になると、平面形は東西に長い楕円形もしくは隅丸長方形となる。主柱穴は4本で、炉跡は小口方向の柱穴間に設けられるものが多い。浜松市中平遺跡と伊場遺跡群内の中村遺跡および知立市西中遺跡では東側、豊橋市橋良遺跡では西側に存在する。ただし浜松市向山遺跡では炉跡の位置は統一されていない。尾張や三河では、辺が直線的な隅丸長方形であり、より長方形に近い。それに対し、東遠江以東、関東に至るまで、隅も辺も丸味をもち、楕円形を呈するものが多い。住居跡の形態においても、天竜川を境に東西の地方差が存在する。

平面形が隅丸長方形や楕円形を基調とするものは、後期初頭もしくは前半まで引き継がれる。後期前半の確実な例は、法ヶ崎遺跡、湖西市中村遺跡、雄踏町中薄遺跡がある。法ヶ崎遺跡では平面形が

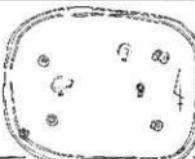
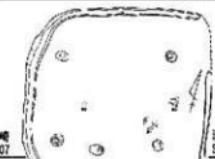
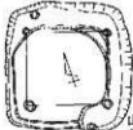
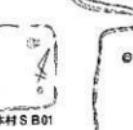
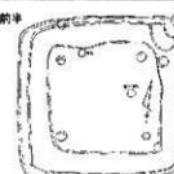
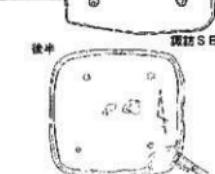
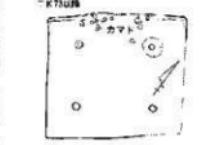
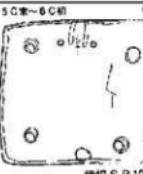
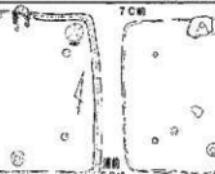
弥生中期中葉 (瓜郷式)				環濠 周溝墓
弥生中期後葉 (角江式)			回線文	
弥生後期前半 (伊場式)			山式成立	
弥生後期後半 (三和町式)			埋没	
古墳前期 (堤町式)			(豪族居館出現) (前方後円墳出現)	
古墳中期 (山ノ花式)			カマド・須恵器の出現 陪葬・庭付建物の出現	
古墳後期 (須恵器・一期以後)				

図24 竪穴住居跡の変遷図

隅丸長方形と隅丸方形の両者が存在した。一方、湖西市中村遺跡では、隅丸方形と言うよりは、2辺がやや長い隅丸長方形に近い平面形をもつ。2遺跡とも隅丸長方形から隅丸方形へ移行する過渡期の集落と見られる。これに対し、中薄遺跡のものは、前半でもやや新しい時期の土器を共伴しており、後半に引き継がれる隅丸方形を基本としていた。

後期も後半になると、都田町沢上遺跡や向山遺跡の住居跡のように、明確に隅丸方形となる。隅丸方形と言っても辺が丸味をもつもの、直線的なものなど様々である。大きな建物ほどしっかりした作りで、辺が直線化したものが多い。東遠江以東でも一般的には隅丸方形であるが、西遠江以西のものと比べると、やや辺に丸味をもつ傾向が強い。

隅丸方形は北区細江町川久保遺跡に見られるように、古墳時代中期中葉までは明らかに存在する。しかし5世紀も後半になると、隅が直角に折れる正方形のプランが出現し、一般化する。西区迎平遺跡では、掘り方の北側に土製支脚とやや内側に焼土が検出されたことから、カマドを有した住居跡と考えられる。伊場遺跡でも、前述したように5世紀後葉（TK208型式）にはカマドが出現したと考えられる。東遠江以東でもこの段階には、掛川市六ノ坪遺跡や富士市沢東A遺跡でもカマドをもつ竪穴住居跡が発見されている。なお、未報告ではあるが、静岡市下タ村遺跡では中期中葉に遡る例も確認されている。

カマドの成立と正方形プランは、ほぼ同時に採用された可能性が高い。カマドは5世紀中葉～後半に出現するとともに普及し、6世紀中葉以降はほぼ例外なく存在する。竪穴住居の平面形は、5世紀以降、竪穴住居が消滅する8世紀末葉もしくは9世紀初頭まで正方形である。

竪穴住居の平面形を、弥生～古墳時代の例について見てきたが、画期と呼べるものは、①弥生時代中期中葉から後葉の方形→隅丸長方形・楕円形への変化、②後期前半の隅丸長方形・楕円形→隅丸方形への変化、さらに③5世紀の隅丸方形→方形への変化の3つである。

①は、弥生土器において凹線文や多様な櫛描文の普及期で、また外来系の土器も多く見られる時期である。土器だけではなく、人の移動も活発だったと考えられる。

②は西遠江を含め、伊勢湾沿岸地域といった広域分布圏をもった土器様式（中山様式）の成立期にあたる。また方形周溝墓においては、4隅に陸橋をもつ方形周溝墓が姿を消し、2隅もしくは1隅だけに陸橋をもつものが出現する時期である。

③は、須恵器の流通等に見られる物流機構および海上と陸上交通路の整備が全国的に行われたと考えられる時期である。そうした経済的・政治的背景で、カマドも導入され普及したと考えられる。さらに遠江においては総柱建物や廂付建物が出現するなど、掘立柱建物においても画期が認められる。

伊場遺跡は、古代に東海道が通った地域で、また浜津と言われるように港湾が近くに存在したと考えられるなど、交通の要衝にあり、③の画期に合わせるかのように成立した集落遺跡である。

第3節 奈良・平安時代

伊場遺跡群出土木簡は、地名表記などから①-7世紀代、②-里制下(701~717年)、③-郷里制下(717~740年)、④-郷制下(740年~)、⑤-9世紀以降に分けられるが、③については、郷里の表記がない限り④との区分はむつかしい。そこで、木簡では③と④を合わせ郷里制以降の木簡とし、4分類にされている(本書第4章第1節)。

土器の年代観については、遠江では7世紀から9世紀前半までは須恵器、9世紀から11世紀までは灰釉陶器の型式変化を拠所としている。須恵器では、古墳時代からの系譜を引く环Hが残存する段階を7世紀(IV期)、大型化した返蓋と有台环身(环B身)がセットとなった段階を7世紀末から8世紀初頭(V-1期)、返蓋が消滅し摘蓋と有台环身がセットとなった段階を8世紀前葉(V-2期)、箱形环身が出現した段階を8世紀中葉(V-3期)、箱形环身が圧倒的に多数を占めるに至った段階を8世紀後半(VI期)、摘まみのない平頂蓋が出現した段階を9世紀前半(VII期)と編年している。須恵器の最終段階(VII期)には灰釉陶器K14窯式が伴うようになり、統く灰釉陶器K90窯式の段階には須恵器はほとんど見られなくなる。その時期は、9世紀後半と考えられている(浜松市2004・2005)。

古代における伊場遺跡群の総括にあたり、7世紀後半~8世紀初頭(①~②=IV期、V-1期)、8世紀前半(②~③=V-2・3)、8世紀後半(④=VI期)、9世紀(⑤=VII期)に時期区分をし、伊場遺跡群における郡(評)衙の動向を確認したい。

1. 7世紀後半の伊場遺跡群

伊場遺跡群で年号が書かれた木簡は、以下の18点である。

1. [己卯] 年七月七日 [記]	(679年) 梶子12号	10. [養] 老五年□大豆四斗徵者	(721年) 伊場37号
2. 辛巳年正月生十日柴江五十戸人	(681年) 伊場3号	11. 右件人……神龟四年十一月十四日	(727年) 伊場85号
3. 乙未年二月□□	(685年) 伊場84号	12. (神龟六年具注曆木簡)	(729年) 城山27号
4. 己丑年八月放×(放生木簡)	(689年) 伊場4号	13. [平] 四[年]三月二日	(732年) 城山10号
5. 辛卯年十二月新井里人	(691年) 伊場7号	14. 天平五年	(733年) 城山30号
6. 乙未年十月□	(695年) 伊場8号	15. 入[野]中[臣]マ龍万昌天平七年	(735年) 伊場32号
7. 乙未年入野里人	(695年) 伊場9号	16. 島文戸主刑部石	
8. 己亥年[三]月十九日調評竹田里人	(699年) 伊場108号	・天平七年	(735年) 伊場31号
9. 中寸里人……		17. □伊福マ[直]天平[七]	(735年) 伊場33号
・和銅八年□月廿七日	(717年) 中村1号	18. 延長二年	(924年) 伊場77号

記年名をもつ18点の木簡の内、7世紀代が8点、郷里制下(717~740年)が9点、10世紀が1点であり、年代的には7世紀後葉から8世紀前半に限られる傾向にある。しかし地名表記や書式などを含め年代を検討すると、7世紀の木簡は13点、里制下(701~717年)の木簡は19点、郷里制以降(717年~)の木簡は69点、9世紀以降の木簡は10点となる(本書第4章第1節)。以上のように木簡については、7世紀から8世紀代にかけては、満遍なく一定数量が存在したように見える。

伊場遺跡の建物群

伊場遺跡群から出土した木簡からは、すでに7世紀段階、670年代後半の天武朝には少なくとも伊場遺跡群内において、中央の律令政府による地方支配の拠点である役所官衙が機能していたはずである。では、伊場遺跡群内のこの時期の遺構はどうか、少し検討してみたい。

伊場遺跡の掘立柱建物跡は48棟が確認され、西部地区の建物32棟については、棟方向から7群に分

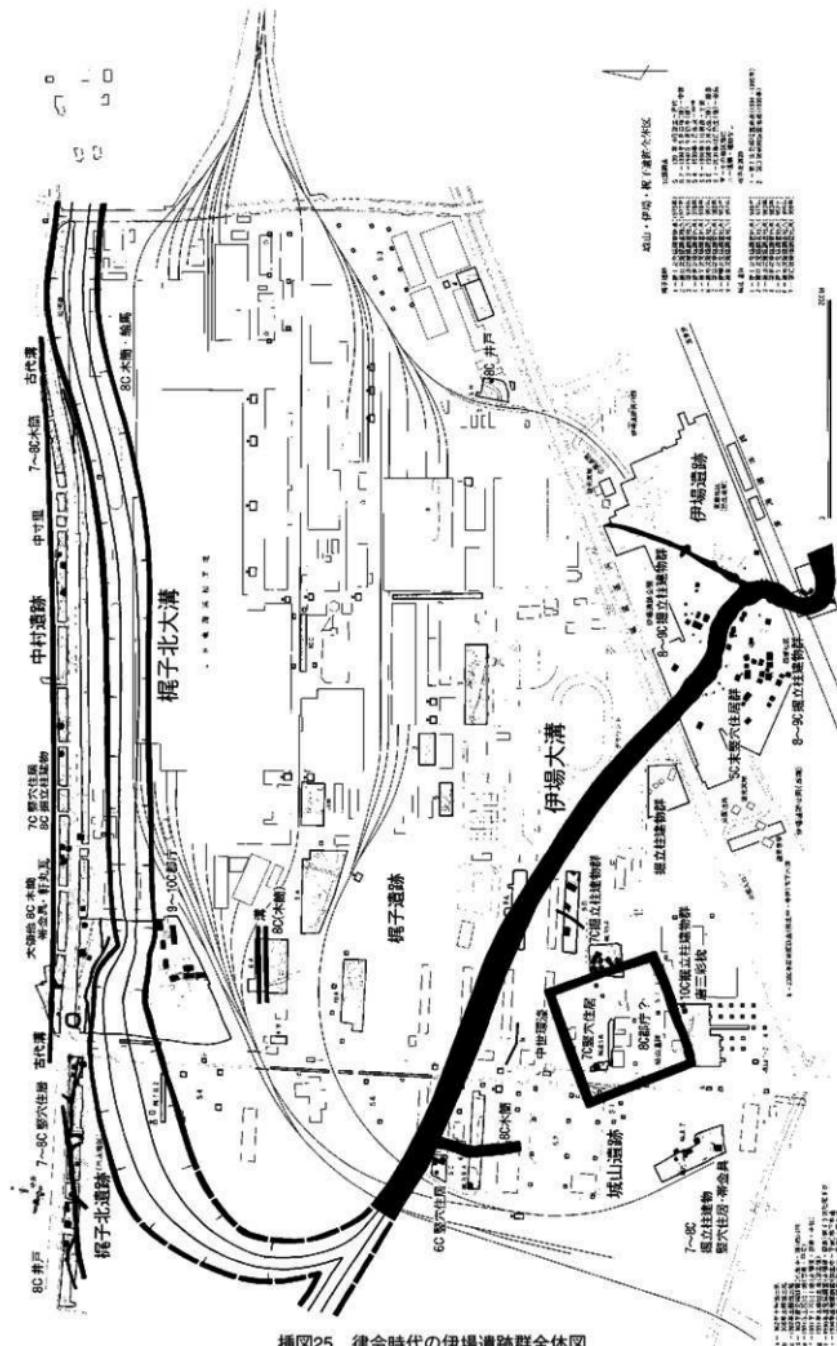


図25 律令時代の伊場遺跡群全体図

けられ、4期にわたる変遷が考えられている。年代を決めるのは、柱掘り方から出土した土器であるが、地鎮祭など故意に入れたものは無く、いずれの場合も細片であった。よって出土土器は必ずしも建物の年代を示すものではなく、年代の上限を示しているにすぎない。そのため、年代は7世紀末から10世紀前葉と、漠然と推測されたにすぎない。

建物配置についても、棟を揃え、左右対称にコの字とかロの字状に配されてはいない。建物群は計画的と言うよりは、大溝に沿うように建てられたと考えられる。また建物規模についても、桁行が8mを超えるやや大型のものが4棟、7m代はなし、6m代が3棟であり、5m以下のどちらかと言えば小型の建物が主体となっている。柱掘り方は、NB325やNB329など平面形がやや大型で四角いものも存在するが、多くは直径が50cm以下の丸いものである。柱痕は20cmを超えるものは総柱建物のNB303・NB329とNB301の他には無く、これらでもせいぜい20cmを少し超える程度である。柱の太さは、確認されたもので平均14cmと一般的に細く、材もヒノキだけではなくクリ、イヌマキなども用いられていた。

以上、伊場遺跡における建物群は、年代は7世紀末から10世紀前葉としても、建物の規模や配置などから、郡（評）の中心的な施設であったとは考えられない。そのため遺構編では、郡に併設された栗原駅に係る建物群、もしくは敷智郡衙の雜舎や厨闌連施設を想定した。

測評の中枢部

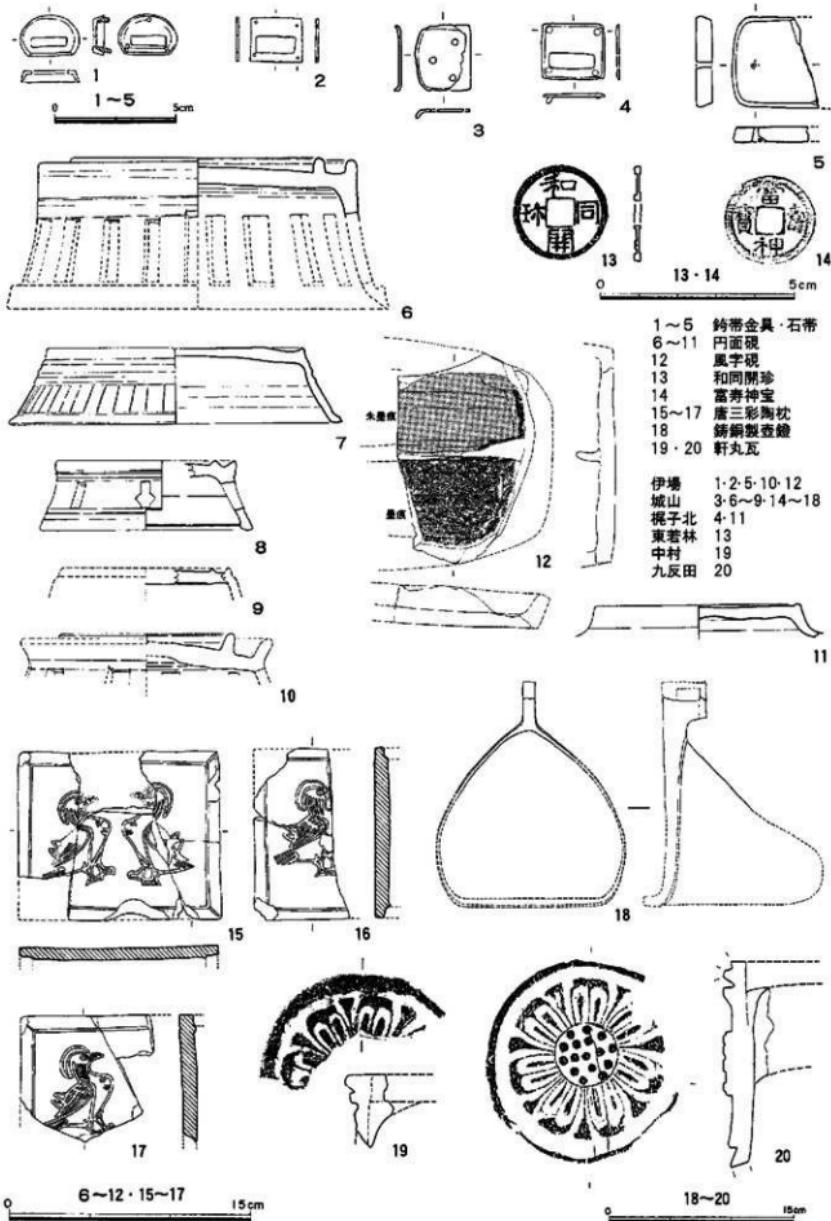
7世紀後葉、評段階の中心的建物群は、残念ながら、現段階では不明と言わざるを得ない。ただし伊場遺跡の西方にある城山遺跡の北側（5次調査区）から梶子遺跡9次調査区にかけては、7世紀代の掘立柱建物群が確認されている。規模は8mを超えるものも存在するが、伊場遺跡と同様に全般的には小型でしかも、棟を揃えるなど計画的に立てられた建物群ではない。しかしこれらの建物群のすぐ北側で検出された伊場大溝の中からは、小貝塚が2地点で検出されたし、伊場遺跡群では最古の記年名木簡（梶子12号己卯年=679年）も出土した。城山遺跡の周辺に7世紀段階の測評に関わる中心部分があった可能性は高い。

城山遺跡では3次調査において、整地のための造成が南側湿地部で確認され、そこに建物跡も検出された。この整地層は報告書では、7世紀末に遡る可能性が指摘されている。3次調査区の北側には、旧砂丘の高まりがあり、そこに評もしくは後の郡中枢部の存在が想定されるものの、後世の削平や搅乱が進み、現在、建物群を確認するまでには至っていない。

なお城山遺跡の西側に位置する7次調査区では、7世紀末葉から8世紀代後半にかけての堅穴住居跡が、同5次B調査区では7世紀前半の堅穴住居跡が確認された。城山遺跡の西方に位置する東野宮遺跡や、北方の梶子北遺跡三永地区、中村遺跡では7世紀代の堅穴住居跡は各所で検出された。後の郡衙を担う、または郡衙を支えた有力な村が、この時期に成立していたのは事実として認められよう。

測評の区画溝

評段階の役所に係る遺構が、全く確認されていないかと言うとそうでもない。注目されるのは、中村遺跡における大規模な区画溝と考えられる遺構である。溝は、ほぼ直線で東西600m以上にわたり検出されており、幅は4mで、法面には砂の崩落を防ぐため、杭が等間隔に打たれ、また粘土が張られていた。区画溝とすれば、現状では北辺の1辺が確認されただけで、残る3辺は未確認のままと言うことになる。溝の掘削年代は、出土遺物から古墳時代タイプの坏Hがまだ主体的に残存する7世紀第3四半期頃と考えられる。溝からは、和銅8年銘（717）を含む里制段階の木簡や墨書き土器も出土した。この溝の埋没は、10世紀始めて、灰釉陶器が上層から出土した。



挿図26 郡衙関連遺物実測図

2. 奈良時代前半の伊場遺跡群

8世紀になると、須恵器では摘まみ付きの蓋を伴う有台坏身（坏B）が主体を占め、中葉になると箱形坏身も出現する。8世紀前半の記年名木簡は8点で、7世紀から引き続き多く、また大溝内に形成された貝塚は、今までに発見されている29貝塚のうち17例がこの段階のものである（補遺編）。

敷智郡衙の盛行

8世紀前半代は、木簡の数や内容、また形成された貝塚の数から、敷智郡の郡衙機能は充実していると考えられる。伊場遺跡においては、大溝の西側にある掘立柱建物群は当期には存在し、これらの施設において郡衙に関わる作業が活発に行われていたことは確実である。その証拠として、近接する大溝内に貝塚が存在し、周辺からは多くの土器類や木製品の他、硯（転用硯）や木簡等を削るためにの刀子などが出土した。しかし前述したとおり、建物は小型でしかも計画的に配されたものでなく、郡衙の中心的な建物とは到底みなしがたいのである。

当時の郡衙正庁などの郡中枢部は、地盤が高く安定した城山遺跡3次調査区北側にその存在が推定される。3次調査で発掘した南側の湿地部からは、天平4年、同5年、神亀6年（具注暦木簡）など年号を伴う木簡をはじめとした多くの木簡、またはその削り屑、「小穀殿」等の多くの墨書き土器、3個体の唐三彩（陶枕）、鋳銅製鏡など優れた遺物が出土した。しかし、7世紀と同様に、郡衙正庁などの郡中枢部の建物群と推定しうる具体的な遺構は、今までの発掘調査では確認されていない。

伊場遺跡群内のほかの遺跡に目を転じると、7世紀に掘削されたと推定した中村遺跡の区画溝からは、和銅8年の記年銘や小文里と記した里制段階の木簡が発見されており、当期にも区画溝として機能していたことは明らかである。しかし主要遺構は、区画溝だけであり、周辺には竪穴住居跡、小型の掘立柱建物跡、柵、井戸が点在する程度であった。

瓦葺礎石建物

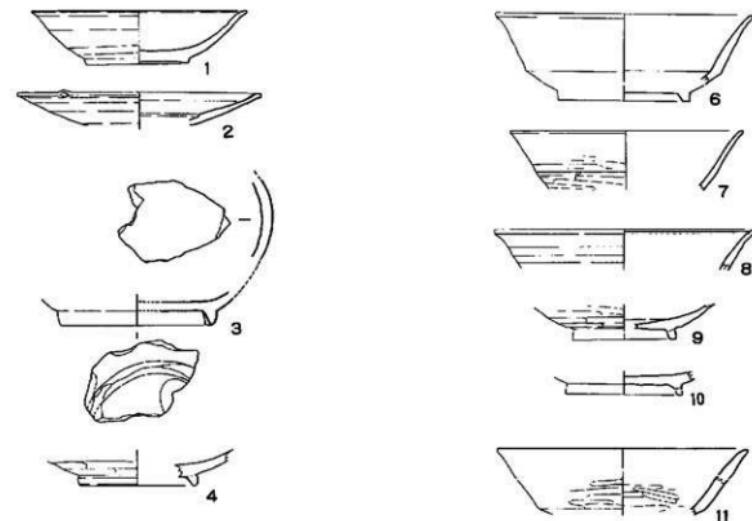
九反田遺跡では、白鳳系の軒丸瓦や多くの布目瓦が、大きな角礎とともに確認された。伊場遺跡の南東400~500mの地点に瓦葺きの礎石建物の存在が推定されるに至った。同范の軒丸瓦は、梶子北遺跡の北側にあたる中村遺跡の西端からも出土した。伊場遺跡群における軒丸瓦の出土はこの2例のみである。九反田遺跡における調査はその後進んでおらず、建物の具体的な構造や性格については不明のままだが、郡寺の存在を推定する根拠の一つにはなろう。

3. 奈良時代後半の伊場遺跡群

8世紀後半になると須恵器の坏身は、箱形坏身が主体を占め、有台坏身の数は僅かとなる。坏蓋は摘み蓋であるが、摘みは直径が小さくなり、形は高い宝珠形となる。この時期の墨書き土器は、飛躍的に増加し200点を越えるが、記年銘木簡は全く確認されていない。しかし、郷里制以降の木簡は伊場遺跡だけでも70点近く存在することから、この中には郷制段階に降るものも含まれる可能性が高い。

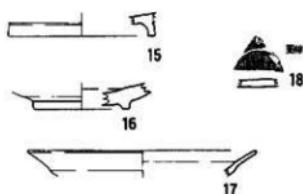
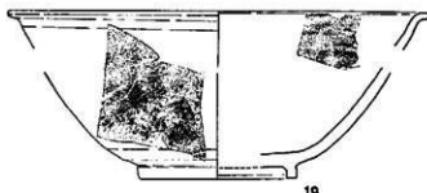
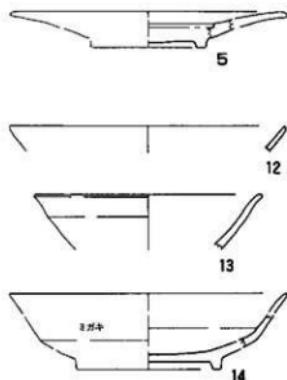
墨書き土器の中には、郡名である布知（13）、布智（14）や郡内の郷名のほか、役職名の郡鑑取（8）、駅関係の駅長（5）などがある。伊場遺跡における大溝内の貝塚は、5ヶ所で確認されているが、8世紀前半代と比べると減少しており、伊場遺跡での活動は停滞したかのように見られる。しかし貝塚SW・SXからの出土遺物に見られるように転用硯の増加や墨書き土器の増加、さらに一般的な土器類の多さから見て、郡衙は引き続き栄えていたと推定される。

郡衙の中枢部が存在したと推定される城山遺跡においては、出土土器は依然多く、また墨書き土器も増加するが、郡衙の活動状況を具体的に示す資料は発見されていない。中村遺跡では、区画溝からの出土土器は多く、また梶子北遺跡三永地区を含め、竪穴住居跡、小型の掘立柱建物跡、柵、井戸が点



綠釉陶器 1~3 城山3次
4 城山7次
5 中村南伊場
6~10 梶子北
11 梶子北三永
12~17 東若林

灰釉陶器（陰刻花文）
19 城山3次
20 梶子北



0 15cm

挿図27 伊場遺跡群出土綠釉陶器等実測図

在する。城山遺跡7次調査区でも当期の竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されている。注目されるのは梶子北遺跡三永地区で発見された準構造船の本体を輪切りにして枠とした井戸の発見と、そこから「岡部子犬」と書かれた墨書き土器が出土したことくらいである。しかし、後述するとおり、遺跡群全体としては活発な状況が続いている。

郡衙域の拡大と郡衙の最盛期

伊場遺跡群の外周にある若林村西遺跡・東若林遺跡などの若林・東若林の遺跡群、鳥居松遺跡、九反田遺跡においては、当期の竪穴住居跡や多くの土器などが発見されるに至った。墨書き土器や転用硯も各所で出土しているし、東若林遺跡では和同開珎も出土した。鳥居松遺跡の3次調査では8世紀中葉に遡る大型の厚い板材を用いた井桁組の立派な井戸が確認された。8世紀後半になると、郡衙に係る遺跡は「稻万呂」墨書きの分布に見られるように広域にしかも活発化する。郡衙は、8世紀後半において最盛期を迎えたのである。

4. 平安時代の伊場遺跡群

9世紀になると、前半期にはまだ須恵器は主体を占めるが、後半期には減少し消滅する。灰釉陶器は9世紀中葉近くの前半にK14窯式が出現し、後半にはK90窯式に型式変化して、須恵器や土師器に取って代わり供器具の主体となる。

伊場遺跡では、大溝の中に形成された貝塚数は前半期に1、後半期に2ヶ所と減少し、それに呼応するかのように大溝出土の遺物も激減する。郡衙機能は継続するのかも知れないが、その衰退は著しいものがある。木簡は内容から確実に9世紀代に限定できるものは、認められない。

伊場遺跡の状況に反して城山遺跡では、9世紀前半の出土土器は多く、また墨書き土器も多く検出された。出土土器数に加え、富寿神宝、緑釉陶器の出土から、依然、城山遺跡に郡衙中枢部の存在を推定することは可能であるものの、9世紀後半には遺物は激減し、伊場遺跡群における中心的な地位は失われたと推定される。

平安時代の郡衙正庁（館）

梶子北遺跡では、9世紀になると庇を持った建物や長屋風の建物など大型建物跡が、L字形に棟を揃え計画的に配置されるに至る。柱の掘り方は方形に近く、大きさも長軸で1mを超えるものがみられるなど、郡衙の主要建物群であったことが判明した。周辺からは、「丸」「南家」「匁厨」などの墨書き土器が出土し、「丸」については伊場遺跡群の中で最も多い。「丸」は、建物や施設を示すものと期待したが、文字資料の再検討では、明確な解釈はできなかった。梶子北遺跡の建物群は、配置や規模から、郡衙正庁もしくは館の可能性が考えられるもので、10世紀始めまでは機能した。

敷智郡衙の終焉

10世紀においては伊場遺跡では、貝塚が3ヶ所、記年名木簡が1点検出され、郡衙機能は継続していたと推定される。しかし、この期を最後に、遺物はほとんど見られなくなり、伊場遺跡だけではなく遺跡群全体において、郡衙に関わる活動は終息したものと推定される。

参考文献

浜松市教育委員会2004『有吉古窯』

財團法人 浜松市文化振興財團『東若林遺跡』

第4節 出土文字資料からみた伊場遺跡群

1. 伊場遺跡群出土文字資料の歴史的価値

伊場遺跡群から出土した木簡は、189点（うち古代のものは177点）、墨書き土器は1024点を数える。このうち木簡は、これまでに全国1000ヶ所を超える遺跡から34万点余りが出土しているが、飛鳥京から平安京に至る都城遺跡を除くと、現在のところ下野国府跡、大宰府跡、長登銅山跡、多賀城跡、秋田城跡に次ぐ点数を誇る。現在では100点を越える木簡が出土した古代地方官衙遺跡（大宰府・多賀城などの広域支配拠点・城柵官衙を含む）は10指に余るようになったが、古代の国府・郡家クラスの遺跡で、最初に100点を超える木簡が出土したのは伊場遺跡であった。また、7世紀の木簡がこれだけまとまって出土した地方官衙の遺跡も伊場が最初であった。伊場遺跡出土木簡だけをとっても、まさに全国有数といってよい。それは地方官衙の木簡の研究において不動の歴史的位置付けをもつばかりでなく、他に類例のない画期的な内容の木簡を多数含み、今なお木簡研究の牽引車としての役割を果たしているのである（竹内理三編『伊場木簡の研究』のような、木簡を素材にした論文集が編まれた地方官衙遺跡は伊場遺跡だけである）。伊場遺跡出土木簡は、いわば地方出土木簡のバイオニアと言っても過言ではないだろう。

その後、城山遺跡、梶子遺跡、梶子北遺跡、中村遺跡から木簡の出土が相次ぎ、伊場遺跡群出土木簡として一体として捉え得ることが次第に明らかになってきた今日、その史料的価値は益々高まっている。遺跡群出土木簡として総体として捉えることができるようになった結果、伊場遺跡出土木簡のいわば相対的評価が可能になり、その真の価値がより明確になるとともに、伊場遺跡群として一回り大きな史料群としての把握が可能になってきたのである。古代地方官衙の木簡は、伊場遺跡群出土木簡を抜きにしてはもはや語ることはできなくなっているといつても過言ではない。

伊場遺跡群を構成する木簡出土遺跡のうち、城山遺跡は木簡の出土が比較的古いので、伊場遺跡と一緒にして捉える認識は共有されていると思うが、梶子遺跡、梶子北遺跡、中村遺跡については、伊場遺跡・城山遺跡との一体性という点では、まだなお充分周知されているとは言えない状況であろう。そこで、伊場遺跡群総括編の刊行にあたり、伊場遺跡群出土木簡としてみた場合その資料的な意義はどこにあるのか、簡単にまとめておきたいと思う。なお、個々の木簡のもつ史料的価値にはなお無限の広がりの可能性があり、ここでは敢えて言及しない。

a、7世紀の評における行政運営の実態に迫る資料であること。全体の点数からいえば、けっして7世紀の木簡の占める割合は高くないが、7世紀の評の役所で作成・使用され、かつ現地で出土した木簡の実例として貴重である。類例には、徳島県觀音寺遺跡（阿波國板野評）、長野県屋代遺跡群（信濃國科野評？）、滋賀県西河原遺跡群（近江國野洲評？）などの木簡があるに過ぎず、行政運営の実態に迫るまとまった木簡は、伊場遺跡群を置いてほかにない。

b、8世紀の郡家における行政運営の実態を示す資料であること。郡内の多数のサトに関わる木簡を含み、郡家がサトの結節点としての役割を果たしていたことが具体的に示される貴重な資料である。8世紀に郡家の木簡として点数的にまとまったものには、新潟県八幡林遺跡・下ノ西遺跡（越後國高志郡家）、兵庫県衿狭遺跡群（但馬國出石郡家）、徳島県觀音寺遺跡（阿波國板野郡家）。遺跡としては阿波國府関連だが、板野郡家に関わる木簡も含まれるなどの木簡があるが、出舉を初め、租、庸、調などさまざまな負担に関する資料を含み、郡家による広域支配の実態を様々な側面から明らかにする資料は伊場遺跡群出土木簡以外にはない。

c、7・8世紀だけでなく、9・10世紀の木簡を含み、足かけ4世紀にわたって地方支配の拠点で

あり続けた状況を連続して示す木簡群であること。律令制形成期から衰退期まで、古代国家の地方支配の推移をひとつの郡において継続して示す、類例のない時間的な広がりをもつ木簡群といえる。

d、一つの遺跡で単独に木簡が出土しているのではなく、隣接する複数の遺跡から関連する木簡が出土し、遺跡としての一体性を広がりをもって把握できる木簡群であること。しかも、郡家だけではなく、駅家に関する資料も含み、郡家を拠点とする地方支配のあり方を空間的な広がりをもって、しかも具体的な遺跡を伴って把握できる。類例としては、他に兵庫県袴狭遺跡群、福島県根岸遺跡・荒田目条里遺跡などが挙げられる程度である。

e、木簡だけでなく、多量の墨書き土器が共伴し、遺跡群全体の出土文字資料を相対化して捉えることができる木簡群であること。遺跡群全体の構造は残念ながら部分的にしか明らかにされていないが、出土状況が明確に記録されていて、本書で述べたように廃棄状況を再現できるとともに、遺跡とのつながりを再現することができる。伊場遺跡群出土木簡以上に、出土文字資料から遺跡を総合的に考察できる木簡群はないだろう。静岡県では、御子ヶ谷遺跡、郡遺跡、坂尻遺跡などからも多数の墨書き土器が出土し、前二者からは木簡も出土しているが、墨書き土器に比べて、木簡のもつ情報がやや少なく、両者がこれほどバランスよく出土している遺跡は稀有といえる。

f、全点の科学的保存処理が終了し、しかもカラー、モノクロ、赤外線デジタル写真が完備していること。遺物として万全の保存状態にあり、地方官衙出土木簡として単独の報告書を刊行できた数少ない木簡群の一つということができる。

このように、伊場遺跡群出土木簡は、空間的にも時間的にも大きな広がりをもつ稀有の木簡群として、墨書き土器群とともに今後も木簡研究にまた歴史研究に常に参照されるべき資料となるだろう。

2. 伊場遺跡群の遺跡としての性格

伊場遺跡群の遺跡としての性格をどのように捉えるべきかについて、今回の再評議の成果に基づいて簡単に見通しを述べておきたい。

別に考察したように、a 郡符とこれに準じる木簡の出土、b 郡内各郷にかかる木簡や墨書き土器の出土、c 出撃を初め租・調・庸などさまざまな租税徵収に関する木簡の出土、d 7世紀の評段階からの行政機構の連続性が明らかになったこと、などから考えて、伊場遺跡群は遠江国敷智郡の郡家の所在地であることはまず断言してよい。それは伊場遺跡群以後に木簡が出土して郡家と推定されるようになった各遺跡、例えば静岡県御子ヶ谷遺跡、同郡遺跡、新潟県八幡林遺跡、兵庫県袴狭遺跡、福島県根岸遺跡などと比べた場合、点数的にも内容的にも、伊場遺跡群ほど郡家機能を示す木簡がまとまって出土している遺跡はない。こうした郡家遺跡の発掘調査と出土木簡のデータの蓄積によって、伊場遺跡群が基本的に遠江国敷智郡の郡家の遺跡であることは動かしがたい事実となったといってよいだろう。

一方、これまで伊場遺跡群のうち、特に伊場遺跡の出土文字資料によって、強く打ち出されてきたものに、栗原駅家説がある。その根据とされたのは、駅に関わる木簡・墨書き土器の存在である。しかし、出土文字資料全体としてみた場合、駅に関わりがあるとみられるものはけっして多くない。しかも駅家、栗原の墨書きは、駅家郷、あるいはその別名と考えられる栗原郷の郷名であって、他の敷智郡内の郷名の一括出土の中で捉えるべきである。したがって、これをもって伊場遺跡群に駅家があった根拠にならないことが明らかになったのである。また、駅長の墨書き土器も駅長宅であることが判明し、必ずしも駅で使用されたことを意味するわけではなくなつた。また、馬長の墨書き土器も、これを駅長と解釈するのは難しく、職名である保証はない。単なる人名ウマオサの可能性も否定できないだろう。

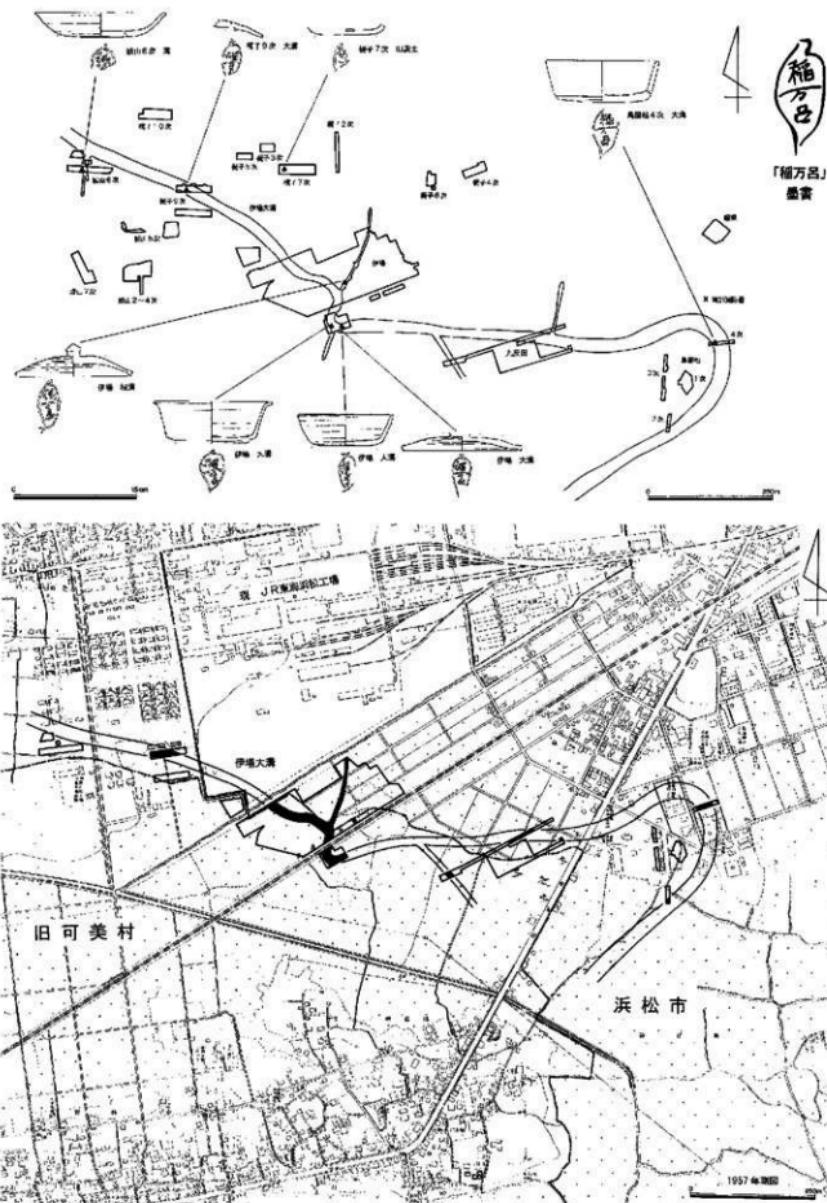
さらに、富裕者に駅馬の飼養を割り当てたことを示すとされる伊場遺跡第52号木簡は、別の解釈が可能になった。というのは、伊場遺跡群全体に占める出拳に関わる木簡の比重がこれまで考えられてきた以上に高いことや、再訳説によって卅五足代黒毛牡馬、すなわち額稻卅五束の分として馬を差し出した記録と読める部分があることがわかったことによって、既に小林昌二氏の指摘（「伊場遺跡出土の第五十二号木簡について」『伊場木簡の研究』所収）があるように、第52号木簡も正税出拳に関わる記録の可能性が高くなった。第30号木簡に駅名が列挙されていることも、過所の発給は郡家の職務の一部であるのは明らかであるから、必ずしも駅家の存在を証明するものとはならないのである。

このように栗原駅家の存在を示す証拠として積極的に理解してきた資料は、今日の理解からはいざれも明確な証拠とはならないことが明らかになった。しかしながら、そのことは伊場遺跡群の地における駅家の存在を否定するものではけってない。郡家である確実性が高まった分、駅家の位置付けが相対的に低下したというが正しく、栗原駅家の活動を窺わしめる資料が含まれている点はなお積極的に評価しなくてはならない。その意味でいうと、従来から指摘のあることだが、少穀殿や竹田二百長などの存在は、軍團の活動を示唆する。点数こそ少ないが、これらの資料の伊場遺跡群の出土文字資料に占める位置付けは、基本的に栗原駅家関係資料と同等の比重といってよいのである。

もう一つ従来指摘のあるのは、津ではないかとする説である。しかし、津の存在の裏付けたり得る出土文字資料は、津と書かれた大溝出土の墨書き土器1点があるだけだろう。津の存在を否定する材料はなく、郡家周辺にそうした機能を想定することは充分可能だが、大溝が自然流路と考えられるにすれば、津の存在はあくまで可能性の域を出ないことになろう。

さて、以上のように考えるならば、伊場遺跡群は基本的な性格としては敷智郡家の遺跡であると理解するのが穩当であろう。そして、木簡・墨書き土器などの出土文字資料からは、駅家と軍團の活動も窺えるので、伊場遺跡群の広がりを考えた場合、政庁・厨・正倉院からなると考えられる敷智郡家の周辺に、栗原駅家や軍團の施設が配されていた可能性が高いとみられる。伊場遺跡群全体が、いわば郡家を中心とした敷智郡の総合中核施設を構成していたと理解できるだろう。しかも、評段階から足かけ4世紀にわたる連続した行政拠点機能をトレースできる点は全くほかの遺跡に例を見ないことであり、伊場遺跡群のもつ歴史的な価値をさらに高いものにしている。

こうして、これまでの地道な調査成果の積み重ねによって、伊場遺跡群のかけがえのない価値が解明してきた。ここに至る道はけって平坦ではなかったが、発掘調査や遺跡の保存にかけた多くの先人たちの労苦のたまものである。ただ、残念ながら敷智郡の総合中核施設の実態の解明は、まだ面的な広がりとして解明されている部分は多くなく、点と線をつなぐ状況に過ぎない。遺跡群としての空間的な広がりと時間的広がりの中でその内実をどれだけさらに寛容させることができるかが、なお今後に残された課題といってよい。今回の報告書の刊行による総括によって、伊場遺跡群の解明は、今新たなスタート地点に立ったといってよいであろう。



插図28 素晝土器「稻万呂」分布図

伊場遺跡群発掘調査一覧表

遺構名	調査名称	調査期間	調査面積	原因	調査主体
城山遺跡	(発見)	1948年 8月		ボーリングによる探査	國學院大學
	1次	1949年12月 1日～10日		試掘調査	國學院大學
	2次	1977年11月18日～12月26日	400m ²	埋立工事に先立つ範囲確認調査	可美村教育委員会
	3次	1980年1月 8日～3月30日	1,000m ²	埋立工事	可美村教育委員会
	4次	1980年7月21日～9月23日	700m ²	埋立工事	可美村教育委員会
	5次	1992年4月～6月・11月	800m ²	遊戯場建設工事	(財)浜松市文化協会
	6次	1995年8月 1日～11月30日	1,400m ²	社員寮建設工事	(財)浜松市文化協会
	7次	1999年1月20日～3月25日	1,340m ²	JR東海新幹線検修庫新設工事	(財)浜松市文化協会
	市下水	2000年12月 4日～8日	88m ²	浜松市下水道工事	浜松市教育委員会
	2004	2004年7月 20・21日	125m ²	JR東海検修庫・検修庫内ヒット新設工事	(財)浜松市文化協会
桝子遺跡	2005	2004年12月 9日・2005年2月 2日	82m ²	社員寮建設工事	浜松市教育委員会
	2005 b	2005年8月 8日～12日	45m ²	JR東海下水道油シック取替工事	(財)浜松市文化振興財團
	2006	2006年3月13日・4月 7日	110m ²	バシシコ店舗新築工事	浜松市教育委員会
	(発見の発端)	1962年		土器が発見され博物館へ持ち込まれる	
	(伊場遺跡)	1968年～1981年(13回)		伊場遺跡の調査開始	浜松市教育委員会
	(調査要因)	1970年～		工場内建物の建替増加	
	(事前協議)	1976年		国政との理文取扱協議が合意	
桝子北遺跡	第1次	1976年12月	40m ²	職員便所建設工事	浜松市教育委員会
	第2次	1977年1月～5月	200m ²	配水管理設工事	浜松市教育委員会
	第3次	1978年2月～3月	288m ²	変圧器工場建設工事	浜松市教育委員会
	第4次	1978年12月～1979年 2月	520m ²	主要工具保管庫建設工事	浜松市教育委員会
	第5次	1979年10月～12月	360m ²	新幹線電車検修部員教育設備新設工事	浜松市道路調査会
	第6次	1982年5月～12月	1,747m ²	更衣室浴場及び守衛室本部建設工事	浜松市道路調査会
	第7次	1982年10月～1983年 3月	1,401m ²	工機作業場新設工事	浜松市道路調査会
	市河川 I	1983年11月～1984年 2月	233m ²	浜松市水路改修工事	浜松市教育委員会
	第8次	1990年8月～12月	2,493m ²	社員食堂及び汚物タンク作業場建設工事	(財)浜松市文化協会
	第9次	1992年7月～12月	2,000m ²	社宅新築工事	(財)浜松市文化協会
中村遺跡	第9次付随	1993年3月～4月	40m ²	南伊場社宅新築に伴う排水設備埋設工事	浜松市教育委員会
	市下水 2	1994年12月～1995年 1月	31m ²	浜松市下水道工事	浜松市教育委員会
	第10次 A	2002年5月～2002年 8月	1,193m ²	支障移転に伴う管理権建設工事	(財)浜松市文化協会
	第10次 B	2001年10月～2001年12月	797m ²	支障移転に伴う第1回同棲建設工事	(財)浜松市文化協会
九反田遺跡	第10次 C	2002年 2月	262m ²	支障移転に伴う第2回同棲建設工事	(財)浜松市文化協会
	1次	1994年 2月～1995年 7月	13,200m ²	雄踏街道拡幅及び代替地造成工事	(財)浜松市文化協会
	2次	1999年10月	150m ²	町営住宅の建設工事	(財)浜松市文化協会
	3次	2006年 9月	213m ²	宅地造成(公道整備)	(財)浜松市文化振興財團
	三永	1999年11月～2002年 8月	4,542m ²	雄踏街道拡幅工事	(財)浜松市文化振興財團
東野宮遺跡	(伊場)	1991年11月～2003年 8月	4,106m ²	雄踏街道拡幅工事	(財)浜松市文化振興財團
	(南伊場)	2002年8月～2003年 3月	5,185m ²	雄踏街道拡幅工事	(財)浜松市文化振興財團
鳥居松遺跡	1996年 5月 7日～8月 9日	4,000m ²	逆戻堤防建設	(財)浜松市文化協会	
東若林遺跡	1次	1995年12月18日～1996年 2月21日	700m ²	社員寮建設	(財)浜松市文化協会
	2次	2000年4月 3日～4月 4日	35m ²	宅地造成	(財)浜松市文化協会
	3次	2002年1月 8日～1月17日	172m ²	宅地造成	(財)浜松市文化協会
	4次	2003年6月 2日～6月 4日	122m ²	宅地造成	(財)浜松市文化協会
若林村西遺跡	1次	2005年7月11日～27日	415m ²	集合住宅建築工事	(財)浜松市文化振興財團
	2次	2005年6月 4日～6日	207m ²	集合住宅建築工事	(財)浜松市文化振興財團
若林村東遺跡	1994年8月11日～12月 6日	3,000m ²	宅地造成工事	(財)浜松市文化協会	
	1997年10月 1日～10月 4日	300m ²	浜松市道路建設工事	(財)浜松市文化協会	
東野宮遺跡	A地区	1998年6月 1日～7月31日	1,300m ²	宅地造成工事	(財)浜松市文化協会
	B地区	1998年7月 6日～7日	360m ²	宅地造成工事	(財)浜松市文化協会
東前遺跡	2次	2006年5月16日～2007年3月26日	4,700m ²	宅地造成工事	(財)浜松市文化振興財團
大浦村東 I 遺跡	2004年1月20日～3月10日	1,462m ²	宅地造成工事	(財)浜松市文化協会	

伊場遺跡群発掘調査報告書一覧(伊場遺跡を除く)

遺跡名	調査名称	発行者	発行年・月	報告書名
城山遺跡	1次	浜松市役所	1953.9	「伊場遺跡-西遠地方に於ける低地性遺跡の研究-」
	2次	可美村教育委員会	1978	「浜名郡可美村城山遺跡範囲確認調査概報」
	3・4次	可美村教育委員会	1981.3	「城山遺跡発掘調査報告書」
	5次	(財)浜松市文化協会	1993.12	「城山遺跡V」
	6次	(財)浜松市文化協会	1997.3	「城山遺跡VI」
	7次	(財)浜松市文化協会	2000.3	「城山遺跡VII」
	市下水	浜松市教育委員会	2001.3	「城山遺跡(市下水)」
	2004	(財)浜松市文化協会	2004.9	「城山遺跡2004」
	2005	浜松市教育委員会	2005.3	「城山遺跡(2005)」
	2005 b	(財)浜松市文化振興財团	2005.12	「城山遺跡(2005b)」
	2006	浜松市教育委員会	2006.5	「城山遺跡(2006)」
				国鉄浜松工場内遺跡発掘調査略報 (正式刊行物ではない)
幌子遺跡	1次	浜松市教育委員会	1976	国鉄浜松工場内遺跡発掘調査略報Ⅰ
	2次	浜松市遺跡調査会	1977.6	国鉄浜松工場内遺跡発掘調査略報Ⅱ
	3次	浜松市教育委員会	1978.3.25	国鉄浜松工場内遺跡発掘調査概報Ⅲ
	4次	浜松市教育委員会	1979.9	国鉄浜松工場内遺跡発掘調査概報Ⅳ
	5次	浜松市遺跡調査会	1980.1	国鉄浜松工場内遺跡発掘調査報告書V
	6次	浜松市遺跡調査会	1983.5.25	国鉄浜松工場内(幌子)遺跡第VI次発掘調査概報
	7次	浜松市遺跡調査会	1983.12.15	国鉄浜松工場内遺跡第VII次発掘調査概報
	市その1	浜松市教育委員会	1984.3.25	幌子遺跡発掘調査概要(その1)とする
	8次	(財)浜松市文化協会	1991.12	幌子遺跡Ⅸ
	9次	(財)浜松市文化協会	1994.3	幌子遺跡IX付録
	9次付隨	浜松市教育委員会	1994.5	幌子遺跡IX付録
	市その2	浜松市教育委員会	1997.5	幌子遺跡(その2)
幌子北遺跡	10次	(財)浜松市文化協会	2004.2.28	幌子遺跡X
	1次	(財)浜松市文化協会	1997.3	幌子北遺跡(遺構編)
	2次	(財)浜松市文化協会	1998.3	幌子北遺跡(遺物編)
	3次	(財)浜松市文化振興財团	1999.12.10	幌子北遺跡Ⅱ
	三永	(財)浜松市文化協会	2007.3.23	幌子北遺跡Ⅲ
		(財)浜松市文化協会	2001.3.26	幌子北遺跡(三永地区)-遺構写真図版編-
		(財)浜松市文化協会	2002.3.25	幌子北遺跡(三永地区)-遺構実測図版編-
		(財)浜松市文化協会	2005.3.15	幌子北遺跡(三永地区)-遺構本文編-
		(財)浜松市文化振興財团	2006.3.15	幌子北遺跡(三永地区)-古墳・奈良時代編-
		(財)浜松市文化振興財团	2006.3.15	幌子北遺跡(三永地区)-中世編-
中村遺跡			2001.3.26	中村遺跡-遺構写真図版編-
		(財)浜松市文化協会	2002.3.25	中村遺跡-遺構実測図版編-
		(財)浜松市文化振興財团	2005.3.15	中村遺跡-遺構本文編-
		(財)浜松市文化振興財团	2006.3.15	中村遺跡-古墳・奈良時代編-
幌子北・中村遺跡		(財)浜松市文化協会	2006.3.15	中村遺跡-中世編-
		(財)浜松市文化協会	2002.3.25	幌子北(三永)・中村遺跡-井戸・木製品編-
中村遺跡		(財)浜松市文化協会	2005.3.15	幌子北(三永)・中村遺跡-弥生時代編-
		(南伊場)D工区	2003.10.30	中村遺跡(南伊場地区)-遺構写真図版編-
		(財)浜松市文化協会	2003.12.25	中村遺跡(南伊場地区)-遺構実測図版編-
		(財)浜松市文化協会	2004.3.15	中村遺跡(南伊場地区)-井戸・木製品編-
		(財)浜松市文化協会	2004.3.15	中村遺跡(南伊場地区)-本文編-
		(財)浜松市文化協会	2004.3.15	中村遺跡(南伊場地区)-本文編版-
九反田遺跡		(財)浜松市文化協会	1997.9.30	「九反田遺跡」
鳥居松遺跡	1次	(財)浜松市文化協会	1997.3.20	「鳥居松遺跡」
	2次	(財)浜松市文化協会	2000.6.12	「鳥居松遺跡2」
	3次	(財)浜松市文化協会	2002.1.30	「鳥居松遺跡3次調査」
	4次	(財)浜松市文化協会	2003.7.31	「鳥居松遺跡4次調査」
東若林遺跡	1次	(財)浜松市文化振興財团	2005.12	「東若林遺跡」
	2次	(財)浜松市文化振興財团	2007.8	「東若林遺跡-2次調査-」
若林村西遺跡		(財)浜松市文化協会	1996.3	「若林村西遺跡」
		(財)浜松市文化協会	1998.3	「若林村東遺跡」
若林村東遺跡	A区	(財)浜松市文化協会	1999.5	「東野宮遺跡A」
	B区	(財)浜松市文化協会	1998.10	「東野宮遺跡B」
東前遺跡	2次	(財)浜松市文化振興財团	2008.3.25	「東前遺跡II」
		(財)浜松市文化協会	2004.12.17	「大蒲村東I・II遺跡」

伊場遺跡群発掘調査成果一覧表（伊場遺跡を除く）

遺跡調査次	年代	遺構	遺物
城山 1・2	試掘のみ		富寿神宝、灰軸陶器、須恵器、土師器、墨書き土器
	古墳後期	溝状遺構、土壙、小穴	須恵器、土師器
城山 3・4	奈良～平安	木杭列、掘立柱建物跡 2、井戸 1、 土壙、溝状遺構、小穴群	木簡、唐三彩陶枕、綠釉陶器、灰軸陶器、須恵器、 墨書き土器、鏡、銅製鏡、土・木製祭祀具
	中世(15c)	大溝（方形環濠）	木簡、漆器、中世陶器・土師器、各種木製品
城山 5A	弥生後期	方形周溝墓、土壙、小穴	弥生土器、管玉 2、ガラス小玉 217
	古墳前期 (7c)	なし	古式土師器、鉄鏃 1
	奈良・平安	掘立柱建物跡 12、土壙 3、畝状溝	須恵器、土師器、砥石、フイゴ羽口、鉄滓、軽石、 土製支脚、凹石、編鍤他木製品
	中世(15c)	溝（平安）	須恵器、土師器、円面鏡 2、墨書き土器 1
	大溝（方形環濠）		中世陶器・土師器、漆器他各種木製品
城山 5B	弥生中期	方形周溝墓、土壙	弥生土器
	古墳前期	なし	古式土師器
	古墳後期	堅穴住居跡 1	須恵器、土師器、土製支脚
	奈良～中世	掘立柱建物跡 1（中世）、土壙 3（中世）	須恵器、灰軸陶器、中世土師器、陶器
	弥生中～後期	水田、掘立柱建物跡、溝、自然流路	弥生土器、磨製石鐵、磨製尖頭器、繪形木製品、網檣
城山 6	古墳～奈良	掘立柱建物跡 3、堅穴住居跡 3、伊場 大溝、伊場大溝につながる枝溝？、溝	須恵器、土師器、木簡、灰軸陶器、砥石、土馬、 墨書き土器、鐵製鋸鍤車、砥石、馬骨、馬齒
	繩文前～中期	包含層	繩文土器、石罐、石錐
	弥生中～後期	土壙、包含層	弥生土器
	古墳前～中期	溝、包含層	古式土師器、土師器、双孔円盤、紡錘車
	古墳後期(7c) ～奈良	堅穴住居跡 5、掘立柱建物跡 5、土壙、 井戸、溝	鉛垂金具、墨書き土器、須恵器、土師器、手づくね、 陶馬、革袋形土製品、砥石、叩石
	平安～室町	水田、土壙	綠釉陶器、灰軸陶器、山茶碗、内耳鉢
城山 (下水)	弥生中期	方形周溝墓溝	中期弥生土器壺
	古墳後期(7c) ～室町	溝、包含層	須恵器、土師器、カワラケ、擂鉢
城山2004	古墳後期(7c) ～奈良	樋、土壙	須恵器、土師器、土馬、砥石
城山2005	古墳後期(7c) ～平安	包含層	須恵器、土師器、灰軸陶器
	室町	土器集中遺構	カワラケ、内耳鉢
城山 2005b	弥生中期	水田、包含層	中期弥生土器
	古墳後期～ 奈良	小穴・溝・土壙	須恵器
城山2006	飛鳥・奈良 平安(10c)	掘立柱建物？ 1、土壙、溝 井戸 1	須恵器、土師器、土製支脚、土馬 灰軸陶器、墨書き「和」
	繩文前～後期	なし	繩文土器、石罐、打斧
	古墳	なし	須恵器、土師器、勾玉、管玉
若林村西	奈良～平安	堅穴住居跡 22、掘立柱建物跡 3、 井戸跡 9、溝、樋列	須恵器、土師器、灰軸陶器、土製祭祀具、墨書き土器
	鎌倉～室町	掘立柱建物跡 3、井戸跡 5、溝、樋列	山茶碗、山皿、墨書き土器、中世陶器・土師器、曲物
	奈良	堅穴住居跡 1、溝、小穴	須恵器、土師器
若林村東	平安	なし	須恵器、土師器、灰軸陶器
	室町	溝、小穴	土師器、中世陶器
	古墳後期(7c)	なし	須恵器、土師器（繩文？の石錐、凹石）
東野宮 A	奈良	土壙、溝	須恵器、土師器、墨書き土器、手づくね
	室町～江戸	井戸、溝、土壙、小穴	山茶碗、中世陶器、土師器、土錐、瓦、青磁
東野宮 B	奈良 中世	堅穴住居跡 1、掘立柱建物跡 3、土壙 溝	須恵器、土師器 山皿、中世陶器・土師器
	奈良	堅穴住居跡 10、掘立柱建物跡 1、 区画溝、畝状溝、土壙、小穴	須恵器、土師器、和同開跡、鉄鏃、刀子、陶馬、 手づくね、墨書き土器
東若林1次	平安	包含層	灰軸陶器、綠釉陶器
	鎌倉	井戸、土壙、小穴	山茶碗、山皿、青磁、中世土師器、墨書き土器
	室町以降	大型土壙	陶器、中近世土師器、牛馬骨
東若林2次	奈良～平安	溝、畝状溝、土壙、小穴	須恵器、土師器、灰軸土器、手づくね
	鎌倉～戦国	井戸、土壙、小穴	山茶碗、山皿、中世土師器

伊場遺跡群発掘調査成果一覧表（伊場遺跡を除く）

遺跡調査次	年 代	遺 構	遺 物
梶子1次	弥生後期	水田層？、包含層	弥生土器
	弥生後期	環濠、溝、土壙、小穴	弥生土器、叩石、砥石、舟形木製品、小玉
梶子2次	古墳前期	なし	古式土師器片
	奈良	小穴	須恵器、土師器片
梶子3次	弥生後期	溝、土壙、小穴	弥生土器、叩石、鉢石
	古墳前期	凹地状遺構	古式土師器
	奈良～平安	なし	須恵器、灰釉陶器
梶子4次	弥生後期	溝	弥生土器、砥石、鉢石
	弥生後期	環濠、掘立柱建物跡1、溝、土壙、小穴	弥生土器、叩石、砥石、鉢石
梶子5次	古墳前期～平安	なし	須恵器、灰釉陶器他
梶子6次	弥生中期 (瓜部式)	環濠、溝、包含層	弥生土器、木製農耕具、舟材、建築部材、石鎚、石斧、石錘、叩石、管玉1、砥石他
	弥生後期	周堤平地式住居跡4、掘立柱建物跡2、方形周溝墓1、溝、土壙、小穴	弥生土器、石鎚、砥石、磨石、叩石
	古墳後期	なし	須恵器他
	奈良	溝	須恵器、土師器、墨書き土器、陶馬1、木簡3、木製農耕具、曲物
梶子7次	平安・中世	なし	灰釉陶器、陶器類他
	弥生後期	環濠、掘立柱建物跡16、井戸、溝、土壙	弥生土器、銅鏡1、銅鐸耳1、石斧2、叩石、砥石、鉛石、堅杵1、紡錘車3
	古墳前期	土壙、土器集積	古式土師器
	奈良	溝、土壙	須恵器、土師器、墨書き土器
梶子8次A	平安	なし	灰釉陶器他
	弥生中期	環濠、溝	弥生土器、砥石、叩石、鐵、建築部材
	弥生後期	掘立柱建物跡3、井戸、溝、土壙、小穴	弥生土器、鐵他木製品、鐵、砥石、叩石、鉛石
	古墳前・中期	土器集積	古式土師器、土師器、砥石
梶子8次B	古墳後期～平安	なし	須恵器、土師器、灰釉陶器
	弥生後期	環濠、井戸1、土壙、水田(畦畔)、方形周溝墓1	弥生土器、石斧1、紡錘車1、梯子1、朱塗木製品1
	古墳後期・平安	なし	須恵器、灰釉陶器、陶器
	奈良	井戸1	須恵器、土師器
梶子9次A	古墳前期	大溝Ⅸ層	古式土師器、銅鏡1
	古墳中期	大溝Ⅹ層	須恵器、土師器
	古墳後期	大溝Ⅶ層、貝塚、杭列、溝	須恵器、土師器、耳環3、管玉1、紡錘車1、土錐、フイゴ羽口1、砥石他石製品、鐵、槽、舟形他木製品
	奈良	大溝V層、貝塚、やな、井戸	須恵器、土師器、木簡、釣針1、鐵鏡1、砥石他石製品、木製農耕具、祭祀具、槽、曲物、機織具等
	平安初(9C初)	大溝IV層	須恵器、土師器、木簡、墨書き土器、鏡1、フイゴ羽口1、木製農耕具、祭祀具、曲物、機織具等
	平安(10C～)	大溝III層、畦畔	灰釉陶器、陶器、墨書き土器、曲物(箱物)
梶子9次B	古墳後期(7C)	掘立柱建物跡7、溝、畝状溝、土器集積	須恵器、土師器、砥石、土錐、石錐、曲物、木錐他木製品
梶子10次A	弥生後期	掘立柱建物跡6、環濠、陸橋、井戸、溝、土壙、水田	弥生土器、鏡形土製品、砥石、叩石
	古墳中期～平安	包含層	土師器、須恵器、灰釉陶器、墨書き土器、土馬脚
梶子10次B	縄文後期	自然流路	縄文土器(浅鉢)
	弥生中期	自然流路、包含層	弥生土器、石鎚、木製品(弓、有頭棒、建築部材)
	弥生後期～古墳前期	水田、畦畔、溝、包含層	弥生土器、古式土師器、砥石、叩石
	古墳後期(7C)～奈良	包含層	須恵器、土師器、砥石
梶子10次C	平安	土壙、溝	灰釉陶器、墨書き土器
	弥生中期～古墳前期	水田、溝	弥生土器、古式土師器、矢板
	古墳時代(7C)～奈良	包含層	須恵器、土師器
	平安	包含層	石劍、磨石斧
九反田	弥生時代中期	包含層	須恵器、土師器
	古墳時代	包含層	須恵器、土師器
	奈良時代	大溝(伊場大溝)、貝塚、掘立柱建物1、瓦葺礎石建物?	須恵器、土師器、墨書き土器、棟丸瓦、木製系縄
	平安	大溝、枝講	灰釉陶器、土師器、墨書き土器

伊場遺跡群発掘調査成果一覧表（伊場遺跡を除く）

遺跡調査次	年代	遺構	遺物
梶子北1次	縄文前～中期	躰群 6, 土壙, 焼土面	縄文土器, 石鎌, 石匙, 石錐, スクレイバー, 石鍤, 石皿
	弥生中期	環濠, 方形周溝墓 2, 土壙, 旧河道包含層	中期弥生土器, 脣部穿孔壺, 壺形土製品, 蒼鍤車, 石鎌, 石錐, 磨斧, 打斧, 石劍, 刺片石器, 凹石, 叩石, 有頭石器, 木製農耕具, 弓, 横, 絆, 卷, 梯子, 舟形, 火鑽白他, 管玉
	古墳前期	方墳 1, 溝, 土壙, 旧河道包含層	古式土師器, 木鍬, 土製品, 砥石, 水晶製勾玉
	古墳後期(7C)	溝, 井戸, 旧河道包含層	須恵器, 土師器, 土製支脚, 木槽
	奈良・平安 (8~10C)	掘立柱建物 3, 溝, 井戸, 土壙, 旧河道包含層	須恵器, 土師器, 墨書き土器, 木簡, 木簡材, 絵馬, 祭祀遺物(土製・木製), 木製農耕具, 木製容器, ねずみ返し, 建築部材, 下駄等, 銅製鎗金具, 軒丸瓦
	弥生後期(前半)	土壙群(300基以上)	後期弥生土器
	弥生後～古墳前	水田(6500m ²), 大畦畔	後期弥生土器～古式土師器
梶子北2次	平安(9~10C)	官衙関係建物(掘立柱建物14, 方形堀 1, 棚 3), 井戸 1, 土壙 2, 溝, 包含層	須恵器, 灰釉陶器, 緑釉陶器, 土師器, 墨書き土器, ガラス小玉, 柱根, 磁板, ねずみ返し
	弥生後～古墳前	土壙 3, 水田(大畦畔)	なし
	奈良～鎌倉	(包含層)	須恵器, 土師器, 灰釉陶器, 山茶碗, 青磁碗, 板材
梶子北3次	弥生後	旧河道, 土壙	中期弥生土器, 古式土師器, 須恵器, 土師器, 灰釉陶器
	古墳～鎌倉	包含層	山茶碗
	弥生中期	方形周溝墓20以上?, 土壙	中期弥生土器, 石斧
梶子北(三永)	弥生後期	堅穴住居跡 3?	後期弥生土器, 蒼鍤車
	古墳～奈良 (7~8C)	堅穴住居跡11, 掘立柱建物跡 3?, 井戸 1, 溝	須恵器, 土師器, 手づくね, 墨書き土器, 木鍬, 下駄, 木鍬, 舟形他木製品
	平安	溝	灰釉陶器, 土師器, 墨書き土器
	中世	掘立柱建物跡 3 以上, 井戸多, 地境溝	山茶碗, 山皿, 緑釉皿, 宋青磁, 内耳鍋, 羽釜, 撥鉢, 天目茶碗, 志野丸皿, 漆器椀, 曲物
	中村	環濠, 堅穴住居跡 2, 土器棺 2, 方形周溝墓25以上, 土壙, 溝	中～後期弥生土器, 石鎌, 石斧, 石鍤
中村 (南伊場)	古墳～奈良 (7~8C)	堅穴住居跡12, 掘立柱建物 1, 溝	須恵器, 土師器, 陶馬, 軒丸瓦, 土馬他土製品, 墨書き土器, 木簡, 鍬, 下駄, 曲物, 他木製品
	平安	溝	灰釉陶器, 緑釉陶器
	中世	掘立柱建物跡 5, 井戸多, 地境溝	山茶碗, 山皿, 瓢, 壺, 陶磁器碗, 同皿, 青磁碗, 内耳鍋, 羽釜, 撥鉢, 天目茶碗, 志野丸皿, 緑釉皿, 木碗, 署, 曲物, 折敷, 火鑽臼, 約文字, 木杓, 木簡, 下駄, 櫛, 楠
	縄文前～中期	躰群, 堅穴状遺構, 土壙, 焼土面	縄文土器(前・中期), 石鎌, 石錐, 石鍤, 土器片鍤
中村 (南伊場)	縄文後期	土器棺 1	縄文土器(後期)
	弥生中期	方形周溝墓, 環濠, 溝, 土壙	中期弥生土器, 石斧, 田下駄
	古墳前期	堅穴住居跡 1, 溝	古式土師器
	奈良	掘立柱建物跡 1, 棚 1, 井戸 1, 溝, 畵状跡, 土壙, 旧河道	須恵器, 土師器, 陶馬, 土馬他土製品, 木簡, 田下駄, 曲物他木製品
	中世	掘立柱建物跡 ?, 井戸多, 柱穴, 区画溝, 地境溝, 旧河道	山茶碗, 山皿, 混美壺, 緑釉皿, 宋青磁, 内耳鍋, 羽釜, 撥鉢, 天目茶碗, 志野丸皿, 木簡, 漆器椀, 曲物, 楠, 木偶, 署, 約文字他木製品
	近世	道, 井戸, 土壙, 溝	陶器
	弥生時代後期	環濠, 掘立柱建物跡, 土壙幕, 土器集積	後期弥生土器, 砥石
鳥居松1次	古墳時代中期～奈良時代	包含層	須恵器, 土師器
	平安時代	井戸	灰釉陶器, 木球
鳥居松2次	中世	包含層	山茶碗, 陶器, 曲物
	弥生時代後期	溝(環濠?), 小穴	後期弥生土器, 軽石, 砥石
鳥居松3次	奈良時代～平安時代	大溝(伊場大溝), 貝塚	須恵器, 土師器, 墨書き土器, 灰釉陶器
	弥生時代後期	大畦畔, 水田, 溝, 井戸, 土壙, 小穴	家形土器, 後期弥生土器, 砥石, 叩石, 橫槌
	7世紀	包含層	須恵器, 土師器
鳥居松4次	奈良時代	井桁組井戸	須恵器, 土師器, ひょうたん柄杓
	平安時代～中世	包含層	常滑窯
	弥生時代後期	小穴, 包含層	後期弥生土器
鳥居松4次	古墳時代後期～奈良時代	大溝(伊場大溝)	須恵器, 土師器, 墨書き土器, 木製人形, 木鍬, 曲物底板

伊場遺跡群出土墨書土器一覽表 1

No	類文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
伊場								
1	栗原	県史伊場35・県史考古三681-1 墨色薄い。県史伊場36・県史考古三681-3		底	頬忠器	有台环身	V-2	4-727
2	栗原驛長	県史伊場37・遺物編「×(原)驛長」		底	頬忠器	有台箱环	VI	11-297
3	原驛長	県史伊場38・遺物編「栗(長)」、遺物編「栗・(兵)」		底	頬忠器	有台箱环	VI	9-306
4	栗	転用鏡(底面に墨字)。県史伊場15 「驛長(壹)」、遺物編「驛長壹」		底	頬忠器	有台环身	V-3	9-238
5	驛長〔宅〕	口縁折返部に墨痕。県史伊場16・ 県史考古三683-2		内	頬忠器	横蓋	VI-1	7-1998
6	馬長	県史伊場1		底	土師器	环身	VI	4-580
7	部	県史伊場14・県史考古三683-1		内	頬忠器	横蓋	VI-1	9-174-1
8	部隸取	県史伊場27・県史考古三683-6 「竹田○」		底	頬忠器	輪形环身	VI-1	4-947
9	□□□	県史伊場27・「竹竹○」、県史考古三683-6「なし」、遺物編「竹竹竹□○(竹)」		底	頬忠器	輪形环身	VI-1	4-947
	竹田□	県史伊場27・県史考古三683-6・遺物 編「竹田那」。人名△		底				
10	竹田那	県史伊場26		底	頬忠器	有台环身	VI-1	4-903
11	象嶺	県史伊場21・県史考古三682-8		底	頬忠器	箱环	VI-1	9-50
12	得鷗	県史伊場25・「鷗」、遺物編「〔象〕 鷗」		底	頬忠器	箱环	VI-1	4-592
13	布知厨	県史伊場2・県史考古三682-1		底	頬忠器	有台箱环	V-3	3-801
14	布智厨	県史伊場3		底	頬忠器	皿	V-3	4-760
15	厨	県史伊場5・県史考古三681-5		底	土師器	台付碗	V	4-288
16	下厨兩	県史伊場4・県史考古三682-2		底	頬忠器	有台环身	V-3	6-3094
17	南	県史伊場178		底	頬忠器	箱环	VI	4-642
18	上箭	県史伊場6・県史考古三681-6		底	土師器	碗	V	3-738
19	田居	「田」不明瞭。縣史伊場70		底	頬忠器	有台碗	VI	6-3031
	□	県史伊場70		底	頬忠器	皿	VI-1	6-710
20	料丘本寺	県史伊場8・「料」丘「本寺」、遺物編 「[料]丘本寺」		底	頬忠器	箱环	VI	4-740
21	河良堂	県史伊場9・「河良堂」、県史考古三 683-3・遺物編「河良堂」		底	頬忠器	箱环	VI	9-153-240
22	竹田成〔雞〕	県史伊場30		底	頬忠器	条切碗	VI・VII	9-129-361
23	竹田成雞	県史伊場29・県史考古三684-4		内	頬忠器	横蓋	VI	7-2964
24	竹田成雞	県史伊場4・縣史考古三682-2		底	頬忠器	皿	VI	11-317
25	竹田二百長	県史伊場28・縣史考古三681-4		底	頬忠器	有台环身	V-2	9-109
26	竹田淨	県史伊場32		底	頬忠器	条切碗	VI・VII	9-131
27	竹田	県史伊場33・遺物編「竹田×」		底	頬忠器	箱环	VI-1	6-3706-1
28	□〔作万昌〕佐〔良〕	県史伊場152・□□佐□、遺物編 「竹□佐□」		底	土師器	台付皿	V	9-125
29	川邊廣鷗	県史伊場40		底	土師器	有台环身	VI	4-759
30	竹田廣足	竹田の後に川邊、竹田…は薄い。 県史伊場31・縣史考古三681-2		底	頬忠器	有台环身	V-2	4-1083
	川邊宗宜マ子物	県史伊場31・縣史考古三681-2 子は薄い。縣史伊場35・縣史 考古三680-6・川邊寸×、遺物編 「川邊・寸×」		底	頬忠器	有台环身	VI	9-179
31	川邊子	県史伊場41・「川邊〔廣〕」、縣史考古 三682-5・川邊〔廣〕×、遺物編「川 邊×」		底	頬忠器	有台环身	V-2	4-905
32	川邊□□	県史伊場79・「川」、遺物編「川×」		底	頬忠器	箱环	VI-1	9-233
33	川	県史伊場49		底	頬忠器	箱环	VI	9-159
34	山邊足人	県史伊場45・「〔邊廣〕□」、縣史考 古三682-3・「〔邊廣〕人」、遺物編 「〔邊廣〕人」		内	頬忠器	横蓋	VI-1	9-372
35	〔邊〕廣	県史伊場44・「〔邊廣〕人」、遺物編 「〔邊廣〕人」		内	頬忠器	横蓋	VI	9-161
36	邊廣人	縣史伊場44・「〔邊廣〕人」、遺物編 「〔邊廣〕人」		内	頬忠器	横蓋	VI	4-905
37	海マ屋子女形*	人面墨画。縣史伊場53・海マ屋子女 形*「人」(人面墨画)、縣史考古 三684-9・海マ屋子女形*		内	土師器	环身	VII	4-861
38	〔象〕嶋若倭部人〔足〕	縣史伊場23・「〔象〕嶋若倭部人」、縣 史考古三682-4・「象嶋若倭部人□」、 遺物編「〔象〕嶋若倭□人□」		底	頬忠器	箱环	VI	12-100
39	〔象〕嶋若倭部人足	縣史伊場22・「〔象〕嶋若倭部人足」、 遺物編「〔象〕嶋若倭部人足」、 遺物編「〔象〕嶋若倭人足」		底	頬忠器	箱环	VI-1	9-234-235
40	龍麻呂	縣史伊場60。		底	頬忠器	有台环身	V	9-27
41	輪万呂*	稱記号。縣史伊場61・縣史考古三 684-2		底	頬忠器	輪形环身	VI	9-100
42	輪万呂*	稱記号。		内	頬忠器	横蓋	VI	9-27
43	輪万呂*	稱記号。縣史伊場62〔輪〕万呂		内	頬忠器	箱环	VI	9-17-388
44	輪万呂*	稱記号。縣史考古三684-1		内	頬忠器	横蓋	VI	4-1082

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
ホ6-V3,OD	14.8	3.5		10.8		60	明灰色	湖西産	汚れ(内面)
D17h-Nc1,OM				11.0		50(底部)	灰色	湖西産	同心円印目(内面)
Y16f-SW,OJ				11.6		30(底部)	暗灰色	湖西産	使用擦れ(内面)、系切痕(底中央)、汚れ
X16g-V1,OJ				10.3		40(底部)	灰色	湖西産	同心円印目(内面)、やや瓦質
X16d-V2,OJ	18.0	2.6		8.4		70	暗灰色	湖西産	汚れ(全面)
枝II-V1,枝2		3.1	15.6		摘要2.4摘要1.1	40	灰色	湖西産	瓦質(天井部)
イ5-6,OA	12.2	3.3		5.1		60	肌色	在地産	赤彩(色は薄い)
Y16f-V1SW,OJ				18.3	天井部高3.2	70	やや灰青	湖西産	小型摘、摘み欠損、逆位焼成、重焼痕
イ4E-V2N,OD	16.4	5.5		9.0		90	灰青色	湖西産	糸切り(底中央)、使用擦れ、焼きぶくれ
イ4-V3,OA				9.0		90(底部)	暗灰色	湖西産	使用擦れ
Y15i-V1,OL	12.6	3.7		10.0		60	明灰色	湖西産	胎土緻密、使用擦れ、汚れ
口4W-V1,OA				12.7		40(底部)	灰色	湖西産	薄い同心円印目(内面)
B16-SB F,OA				11.6		30	灰色	湖西産	しつかりした高台
A15i-V2,OC	24.0	3.7				30	灰色	湖西産	
イ6-V,OA	19.1	7.7		13.1	台高1.9	90	肌色	在地産	赤彩(全面)、暗文、ミガキ
ハ5E-N,OI				8.6		40	明灰青色	湖西産	小型
A15i-N,OC	11.4	3.4		8.0		70	明灰色	湖西産	瓦質(口縁)、ケズリ(側面)
B16c-CVI,OA	14.6	4.1				98	肌色	在地産	筆状の物で内面をナデている、一部焦げ
ハ2E-SU,OH	13.4	3.8		7.2		80	暗灰色	猿投窓カ	自然釉、角高台、コテナデ
A15d-V,OF	17.2	2.4				40	灰色	湖西産	口唇部端面、やや瓦質(口縁)
イ5-V,OA	16.2	5.5		13.1		完形	暗灰色	湖西産	口唇部内頬面、汚れ
X16d-g-V1,OJ				5.4		90(底部)	灰色	湖西産	糸切り、使用擦れ、汚れ(内面)
X16g-V,OJ		2.5	12.7		摘要1.6摘要0.9	60	灰色	湖西産	黒色(口唇部)
D11b-B(2件北)				9.4		50	灰青色	湖西産	火襷
D17e-V1,OM	14.6	4.0		10.5		90	暗灰青色	湖西産	高い高台
X16g-V,OJ				4.8		30	灰色	湖西産	糸切り、汚れ
X16g-V,OJ	12.0	4.9		8.4		30	灰青色	湖西産	口唇部内頬面、銀色(外面)
A15S-V4,OC						60(底部)	淡褐色	在地産	暗文風ミガキ(外面)、赤彩なし
e18a-Nc,OM				11.8		45(底部)	淡褐色	在地産	赤彩(全面)
A15f-V2,OC	13.5	3.9		9.2		70	暗灰青色	湖西産	
A15i-SJF,OC	13.4	4.2		9.0		50	灰色	湖西産	銀色(外面)、瓦質、汚れ(内面)
X16d-V1SW,OJ	13.6	3.5		11.4		50	灰色	湖西産	ケズリ二段底
Y16f-V1,OJ				12.0		10(底部)	灰色	湖西産	使用擦れ、二段底
X16d-V1SX,OJ				11.0		30	灰色	猿投窓カ	
X16g-V1,OJ			16.0	天井部高2.3		10	灰色	湖西産	逆位焼成
Y16f-V1,OJ						10	—	—	所在不明
ホ9-V3N,OC	13.4	3.8				40	肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部内頬面
X16hs-V,OJ	13.4	3.9		10.4		50	灰色	湖西産	口唇部内頬面、汚れ(少し)
X16d-V1SW,OJ				10.4		40(底部)	灰色	湖西産	汚れ(少し)
イ4E-V2N,OD				9.1		90(底部)	暗灰色	湖西産	
X16d-V1,OJ	14.5	5.1		9.2		70	灰色	湖西産	高台端面は凹、黒い吹出物
Y15h-V1,OK			14.6	天井部高1.7		80	明灰色	湖西産	摘み欠損
Y15h-V,OK	11.4	3.8		9.2		80	灰青色	湖西産	糸切り(底中央)、ケズリ2回転、二段底
ホ2-V,講枝1		3.8	14.2	摘要1.8摘要1.5		60	灰青色	湖西産	逆位焼成

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表2

No.	類文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
45	老麻呂	県史伊場63・遺物編「老麻呂」		内	須恵器	擂蓋	VI-1	9-175
46	鷗成	県史伊場19〔鷗・成〕		底	須恵器	箱环	VI-1	11-124-130
47	鷗成	県史伊場18		底	須恵器	箱环	VI-2	9-318
48	成	県史伊場20・遺物編「成」		底	須恵器	箱环	VI	9-229-2
49	鷗成	内側ではほとんど見えない		底	須恵器	箱环	VI	12-54
50	里麻呂*	県史伊場64〔口〕賀・、遺物編「里麻呂」		底	須恵器	皿	VI	9-229-3
51	里麻呂	県史伊場59・「里麻呂」、県史考古三 684-5・遺物編「里麿」		内	須恵器	擂蓋	VI-2	9-52
52	里麻呂	内側ではほとんど見えない。県史伊場 58〔里麿〕、遺物編「里麿」		内	須恵器	擂蓋	VI-2	12-12
53	子足人	県史伊場51		底	須恵器	箱环	VI	11-114
54	子	県史伊場66〔子〔女〕〕、遺物編 〔子〕〔足〕人		底	須恵器	有台盤	VI	9-80
		別筆、墨色薄い		底				
55	廣(成)	県史伊場46〔廣□〕、遺物編「廣 〔鷗〕」		底	須恵器	箱环	VI	9-253
56	廣嶼	県史伊場42		外	須恵器	擂蓋	VI-1	11-129-169
57	人足	県史伊場24・県史考古三683-7		底	須恵器	錐形环身	VI	9-54
58	人足	県史考古三683-4		底	須恵器	箱环	VI	12-59
59	伴足	朱書。県史伊場55・県史考古三 680-7		底	須恵器	有台环身	V	3-848
60	石足	県史伊場56		底	土師器	有台皿	VI	11-137
61	足人	県史伊場50		内	須恵器	擂蓋	VI	9-81
62	足□	墨痕。(転用便ではない)。県史伊場 52		底	須恵器	箱环	VI	4-800
63	長女	県史伊場65		底	須恵器	箱环	VI・VII	12-81
64	国成	県史伊場57		側	須恵器	皿	VI-1	12-71
65	中寸真〔麻〕呂	県史伊場17〔中〔寸〕真〔口〕呂〕、遺物 編「中寸真未呂」		内	須恵器	擂蓋	VI-1	9-167
66	〔鷗〕			内	須恵器	擂蓋	VI	4-1767
67	鷗	県史伊場43〔鷗〕、遺物編「鷗」		底	土師器	有台箱环	VI	4-524
68	廣			底	須恵器	甕	VIカ	4-550
69	廣	県史伊場48・県史考古三680-8		底	須恵器	甕	VIカ	4-170
70	廣□	2文字目は〔麻〕もしくは〔成〕の可能 性もある。内側に墨痕		底	須恵器	皿	VI	9-256
71	廣			底	須恵器	箱环	VI	9-236
72	□	〔山〕または〔土〕の可能性がある。県 史伊場153〔山口〕〔墨痕〕		底	須恵器	有台环身	V-3	9-368
73	倭	県史伊場68		底	須恵器	有台皿	VII	11-362
74	宗	県史伊場155		内	須恵器	擂蓋	VI	9-182
75	長			内	須恵器	擂蓋	VI	9-180
76	長女			底	須恵器	有台皿	VI	9-227-2
77	川西	県史伊場75〔川□〕、県史考古三 680-5・遺物編「川西」		底	須恵器	有台环身	V	9-93
78	川西			底	須恵器	有台环身	V	9-51
79	川〔缶〕	缶の異体字か。県史伊場74「用釜」 2文字目は〔缶〕の可能性もある。県 史伊場72〔川口〕、遺物編「川〔缶〕」		底	須恵器	箱环	VI	9-254
80	川□	缶の異体字か。県史伊場72〔川口〕、 遺物編「川〔缶〕」		外	須恵器	擂蓋	VI	9-239
81	川□	缶の異体字か。県史伊場71「用釜」、 遺物編「用釜」		外	須恵器	擂蓋	VI	9-291
82	川缶	缶の異体字か。県史伊場71「用釜」、 数字の丸。県史伊場71〔丸〕、遺 物編「丸」		底	須恵器	箱环	VI	12-69
83	川缶	缶の異体字か。県史伊場73 〔口〕〔ま〕、遺物編「川〔缶〕」		底	土師器	环身カ	VIカ	9-360
84	□缶	缶の異体字か。遺物編「〔用〕缶」		底	土師器	环身カ	—	9-374
85	〔川〕缶	缶の異体字か。遺物編「〔川〕缶」		底	須恵器	皿	VI	9-237
86	正八*	朱墨転用便。意も含み。県史伊場88 〔正八〕、遺物編「正八」		底	須恵器	有台甕	VII	6-3005
87	參長マ	県史伊場54・県史考古三684-8		底	須恵器	箱环	VII	4-317
88	三使	県史伊場67・県史考古三684-3		底	須恵器	箱环	VI-2	9-286
89	〔田人〕	県史伊場69〔田人〕、遺物編「田 人」		外	須恵器	擂蓋	VI	9-164
90	〔田人〕	県史考古三684-6・遺物編「田人」		外	須恵器	擂蓋	VI	9-150
91	漬〔鰯〕	遺物編「漬〔鰯〕」		底	須恵器	有台箱环	V-3	4-757
92	漬〔鰯〕	県史伊場34〔漬鰯〕、遺物編「漬〔鰯〕」		底	須恵器	箱环	VI	4-750
93	川□	県史伊場151〔小口〕、県史考古三 680-3・遺物編「小田」		内	須恵器	擂蓋	V-3	6-883
94	眞木	内側に馬の絵。県史伊場80		底	須恵器	甕	VII	11-293
95	眞木			側	須恵器	箱环	VI	9-331
96	眞	遺物編「眞×」		底	須恵器	箱环	VI	11-87
97	眞□	県史伊場81〔口〕〔木〕、遺物編 〔眞〕〔木〕		底	須恵器	甕	VII	11-104
98	眞□	県史伊場82〔眞〕、遺物編「眞×」		底	須恵器	箱环	VI	9-178
		布・酒		底	須恵器	箱环	VI	4-758

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
Y16f-V1SW,OJ			17.0			10	灰色	湖西産	瓦質(口縁)、重焼痕
E18a-N,C,OM	12.0	4.1		10.0		70	灰色	湖西産	肉厚(底部)、二段底、汚れ(内面)
X16d-SX,OJ	10.3	4.0		9.0		30	灰色	湖西産	二段底
X16g-V1,OJ					8.6	30	暗灰色	湖西産	
X16h-N,OJ	11.4	3.8		9.0		50	灰色	湖西産	弱いノタメ、口唇部沈線状、使用擦れ
X16g-V1,OJ						60(底部)	灰色	湖西産	
X16a-V1,OL		2.3	13.0		摘要1.7 摄高0.8	完形	灰色	湖西産	天井部外面に指痕(4方向)
X16e-II,OJ		2.4	12.8		摘要1.1 摄高0.6	50	灰色	湖西産	極小の摘み
E18a-N,C,OM				11.2		85(底部)	灰色	湖西産	瓦質
Y15h-V2,OK	18.0	2.5		8.8		70	灰色	猿投産カ	白色自然軸、高い高台
Y16f-V1,OJ				9.0		30(底部)	灰色	湖西産	
E18a-N,C,V,OM			15.0		天井部高1.9	60	灰色	湖西産	摘み欠損
Y15i-V1,OL	17.0	6.1		9.6		70	灰色	湖西産	銀色(外面)、しっかりした高台
X16h-N,OJ	13.4	4.8		10.8		60	灰色	湖西産	口唇部内傾面、汚れ
B16c-SC,F,OA	15.4	3.9		12.8		60	灰褐色	湖西産	同心円凹凸
D17i-N,C,OM				15.1		60(底部)	淡褐色	在地産	赤彩(内面)、焦げ(高台)
Y15h-V2,OK	3.0	14.8		摘要1.8 摄高0.8		40	灰青色	湖西産	汚れ(内面)
イ4-V2S,OD					95(底部)	灰青色	湖西産	ヘラ記号(／)	
X16e-V1,OJ				11.0		40(底部)	淡灰青色	湖西産	焼垂、二段底
X16hN-N,OJ	15.2	2.7				80	明灰色	湖西産	使用擦れ
Y16f-V-SW,OJ			15.4		天井部高2.1	30	灰色	湖西産	自然軸、摘み欠損、同心円凹凸
3区北堀留土堤探集						5	灰色	湖西産	焦げ
□4-V,OA	16.5	6.0		11.3		60	淡肌色	在地産	赤彩(全面)、鏡形
□4-V,OA				16.8		5(底部)	灰色	湖西産	鉢カ、同心円凹凸(内面)
イ6-V,OA	13.8	5.0		8.2		80	灰青色	湖西産	黒変(口縁)
Y16f-V1,OJ	16.0	2.1		12.7		40	暗灰色	湖西産	汚れ(内面)
X16d-V1SX,OJ				8.4		30	暗灰色	湖西産	ヘラ記号(／)、汚れ(内面)、第4巻のSYは誤記
Y16f-SW,OJ	13.4	3.8		9.5		50	灰色	湖西産	使用擦れ、汚れ
D17e-N/C,2OH	14.2	2.8		7.5		70	淡灰茶色	猿投産	
X16d-V1SX,OJ			14.0		天井部高2.3	30	灰色	湖西産	黒変(口縁)、第4巻のSYは誤記
X16d-V1SX,OJ					摘要1.9 摄高1.3	30	暗灰色	湖西産	宝珠形彫
X16g-V1,OJ				9.0		40(底部)	灰色	湖西産カ	使用擦れ
Y16f-V,OL	13.8	4.2		9.8		90	灰黑色	湖西産	著しい汚れ
Y15i-V1,OL					9.5	30	灰色	湖西産カ	
Y16f-V1,OJ	11.2	3.8		8.8		完形	灰色	湖西産	
X16g-V1,OJ			14.8		天井部高2.4	70	明灰色	湖西産カ	黒変(口縁)、摘み欠損
X16g-V1SX,OJ						30	灰色	湖西産	焦げ、擦れ(摘み欠損後)、汚れ
X16hN-N,OJ	11.8	4.3		10.1		80	暗灰色	湖西産	ケズリ(側面)、3回転ケズリ(底部)
X16g-V1,OJ						70(底部)	薄肌色	在地産	赤彩(全面)
X16g-V1,OJ						底部片	赤黄色	在地産	赤彩(内面)、ミガキ
X16d-V1,OJ						30(底部)	灰色	湖西産	
八2W-N,OH				8.2		100(底部)	暗灰色	猿投産カ	
□6-V,OB	12.2	3.7		7.4		95	灰白色	湖西産カ	火神、ケズリ(舞面)
X16d-V1SX,OJ	9.8	3.5		7.7		60	暗灰色	湖西産	汚れ
Y16f-V1,OJ			14.4		天井部高1.8	95	灰色	湖西産	摘み欠損、やや暗灰色(口縁)
Y16f-V1,OJ	2.3	14.8			摘要2.4 摄高0.9	40	灰色	湖西産	ヘラ記号(／)
A15i-V2,OC				10.2		30	灰色	湖西産	皿カ
A15i-V,OC	17.2	5.4		13.6		80	灰色	湖西産	
A15g-SS,OG		3.6	16.4		摘要2.8 摄高1.0	70	にぶい灰色	湖西産	自然軸
D17e-Nc,2OI	13.6	4.4		7.4		70	明灰色	湖西産カ	ケズリ(側面)
X16d-V1SW,OJ						25(底部)	灰色	湖西産	汚れ(内面)
E18a-N or V,OM			13.2		7.0		20	灰白色	県指定では2個体として登録。同一個体
Y16f-V1SW,OJ				8.2		70(底部)	灰色	湖西産	煤付着
A15h-V,OC				10.4		15(底部)	明灰色	湖西産	

伊場遺跡群出土墨書土器一覽表 3

No.	類文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
99	布	県史伊場86、遺物編「布×」	底	須恵器	高环	VI	12-107
100	布一	遺物編「布一」	底	須恵器	有台环身	VI-1	9-154
101	芳	県史伊場110「芳」、遺物編「芳×」	側	須恵器	盤	VI	9-317・321
102	仟石	県史伊場109	内	須恵器	搞蓋	VI	9-176
103	仟石	文字かずれ(外面)。県史伊場108 「[仟石]」、遺物編「仟石」	内	須恵器	箱环	VII	11-139
	仟石	県史伊場108「[仟石]」、遺物編「仟石」	側				
104	上一	転用環(内面に墨)△。県史伊場89・ 県史考古三682-6	外	須恵器	搞蓋	VI	6-2980
105	上一	県史考古三682-7	底	須恵器	箱环	VI	4-666
106	大〔領〕	県史伊場12「大〔領〕」、遺物編「大 戸」	底	須恵器	有台环身	V-3	9-307・320
107	大主帳	県史伊場13「大主帳」、遺物編「大 正帳」	底	須恵器	有台环身	V	6-855
108	十口	県史伊場122	底	須恵器	有台环身	V	11-58
109	十万		内	土師器	环身	VI	4-336
110	十万	県史伊場121	底	須恵器	皿	VI・VII	6-3047
111	十万		底	灰釉陶器	碗	VII	4-525
112	十万	県史伊場120	底	土師器	环身	VII	4-335
113	十万	県史考古三685-7	底	土師器	环身	VII	6-2943
114	[十]		底	灰釉陶器	碗	VII-1	4-29
115	十	県史伊場116「十」	底	土師器	环身	VII	6-3028
	□	重書△。県史伊場116「[十]」	内				
116	十	県史伊場117	側	須恵器	碗	VII・VIII	11-71
117	十	遺物編「十×」	底	灰釉陶器	皿	VII-2	6-3561
118	八	県史伊場114	底	須恵器	碗	V・VII	4-56
119	[七]	県史伊場113「[七]」、遺物編「七」。 県史考古三680-4「十」	底	須恵器	有台环身	V	4-871
120	十	遺物編「七」	底	須恵器	皿	VII	9-329
121	七	県史伊場111	底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-135
122	七	県史伊場112「[七]□」、遺物編「七」 県史伊場112「[七]」、遺物編「七」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	6-2926
123	万	墨(底部・墨書き)。県史伊場123	高台外				
124	□万	1文字目は、「三」「玉」「五」の可能性 がある。遺物編「五万」	底	灰釉陶器	碗	VII-1	6-703
125	望		底	須恵器	箱环	VII-2	9-114
126	望	県史考古三683-5	内	須恵器	搞蓋	VI	9-314
127	望		底	須恵器	箱环	VI	9-130
128	望		底	須恵器	箱环	VII-2	9-287
129	望		底	須恵器	小型壺	VI	9-371
130	望	県史伊場100「□」、遺物編「望」 県史伊場100「[望]」、遺物編「望」	底	須恵器	皿	VII	9-82
	望	「望」の墨は薄い、底部外側に墨痕。 県史伊場99「望□、□、□、□」、 遺物編「望」	底				
131	[万呂]	遺物編「□□」	側	須恵器	盤	VI	9-249～251
	()		側				
	()		側				
132	[望]		底	須恵器	皿	VII	9-112
133	望		底	須恵器	箱环	VII-2	9-113
134	望	県史伊場101	底	須恵器	箱环	VI	9-227-3
135	望	内腹では見えない	底	須恵器	盤	VI	9-128
136	□	遺物編「[望]」	底	須恵器	箱环	VII	9-362
137	太	城山遺跡の「太」の字と同筆の可能 性がある。県史考古三685-4	底	須恵器	有台皿	VII-1	4-499
138	太	城山遺跡の「太」の字と同筆の可能 性がある。県史考古三685-2	底	須恵器	有台碗	VII-1	4-1065
139	太	県史伊場92	側	須恵器	碗	VII・VIII	4-1145
140	[太]	県史伊場94「[太]」、遺物編「太」	底	土師器	有台碗	VII	9-241
141	太		側	須恵器	箱环	VII・VIII	9-313
142	太		底	須恵器	箱环	VII・VIII	4-543
143	[太]	県史伊場93	底	須恵器	皿	VII・VIII	9-16
144	大	転用環、剪痕銀著	側	須恵器	壹	VII・VIII	9-255
145	大	県史伊場91	底	須恵器	碗	VII・VIII	4-350-2
147	大一	県史伊場90	側	須恵器	箱环	VII-2	9-246
148	川		底	須恵器	有台碗	VII-1	4-602
149	川	県史考古三683-5	側	須恵器	有台皿	VII-1	4-498
150	川	記号の可能性もある	底	土師器	台付皿	V	7-1999
151	川		底	須恵器	有台碗	VII-1	4-575

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考	
X16h-S-N,OJ					脚径12.2脚高9.3	70(底部)	灰色	湖西産	自然釉	
Y16f-V1,OJ				9.6		30(底部)	灰色	湖西産		
X16d-SX,OJ	15.2	2.7				50	暗灰色	湖西産	使用擦れ(底部)、汚れ(内面)	
X16f-V1SW,OJ		3.2	13.4		摘径1.8摘高1.1	60	灰色	湖西産	やや暗灰色(口縁)、汚れ	
E17g-Wc,ON	12.8	3.9		9.0		60	明灰色	湖西産	汚れ(内面)	
八SE-W,OJ			13.8		天井部高3.0	80	灰色	湖西産	摘み欠損、黒変(口縁)	
ホ-E-V,OD	12.0	3.7		8.8		完形	灰黑色	湖西産		
Y16f-V1SW,OJ				9.2		30	灰色	湖西産	同心円凹凸、汚れ	
A15n-V2W,OF				10.0		100(底部)	明灰色	湖西産	瓦質、汚れ	
D17a-Y,OH				8.6		40	暗灰色	湖西産		
□6-Nb,OB	11.8	2.9		8.2		70	肌色	在地産	赤彩(内面)、使用擦れ	
八4E-N1,OH	14.6	2.0			完形	灰青色	湖西産	使用擦れ、汚れ		
イ5-IIb,OA	14.6	4.4		6.6		完形	明灰色	狼投産カ	糸切り、自然釉、重焼痕、O53	
□6-N,OB	11.0	3.6		7.6		40	肌色	在地産	赤彩(内面)、煤付着	
八4E-Nb,OH	12.4	4.1		7.3		60	にぶい肌色	在地産	赤彩(内面)	
イ6-N,OA	13.9	4.1		7.1		50	灰色	狼投産	刷毛塗り灰釉(内面)、トチ痕、K14	
八2E-SU,OH	11.2	3.7		6.4		20	肌色	在地産	赤彩なし	
D17i-N,OM				5.4		20	明灰色	湖西産	火襷、黒変(口縁)	
八5E-N,OJ	15.6	3.2		7.0		30	明灰色	狼投産	重焼痕、K90	
イ6-N,OA				6.9		100(底部)	灰色	湖西産	未調整(板目)、自然釉、汚れ	
イ4E-V3S,OD	15.0	4.3		10.0		40	灰色	湖西産	汚れ(内面)	
X16d-V1SX,OJ				10.0		70(底部)	灰色	湖西産	汚れ	
Y16f-N,OJ	14.1	4.3		7.0		90	暗灰色	二川産	K90	
八4E-N,OH	14.2	4.5		7.5		完形	にぶい灰色	二川産	糸切り→ケズリ、K90	
B16c-W,OA	14.5	4.0		7.5		80	にぶい灰色	二川産	汚れ、K90	
A15d-N,OF	10.9	3.6		5.7		80	明灰色	狼投産	小型碗、K14	
X16g-V,OJ	9.6	4.1		7.4		60	青灰色	湖西産		
X16d-SX,OJ	3.7	13.9			摘径2.0摘高1.3	70	灰色	湖西産	逆位焼成	
X16g-V,OJ						40(底部)	白灰色	湖西産		
X16d-V1SX,OJ						6.2	30	青灰色	湖西産	ヘラ記号「×」
X16g-V1,OJ	6.8	5.9	7.2	4.6			30	灰色	湖西産	糸切り、自然釉、壺E
Y15h-V2,OK	15.5	3.1				95	暗灰色	湖西産	火襷	
Y16f-V1,OJ	17.1	2.5				70	灰茶色	湖西産	口唇部端面、汚れ	
X16g-V,OJ	15.7	2.5				90	暗青灰色	湖西産	火襷(内面)、使用擦れ、汚れ	
X16g-V,OJ	9.9	4.0		7.0		60	暗灰茶色	湖西産	口唇部沈澱状、黒い吹出物	
X16g-V1,OJ				10.0		20(底部)	灰黑色	湖西産	やや瓦質	
X16g-V,OJ	17.2	2.8				80	灰茶色	湖西産	糸切り、使用擦れ、汚れ	
X16g-V1,OJ	13.2	5.3		9.1		40	青灰色	湖西産	焼成、汚れ	
□1-Nb,OE	15.1	2.4		8.3		98	灰茶色	狼投産	白・灰色チャート粒	
□6-V1,OB	13.4	4.4		7.6		90	暗青灰色	狼投産	コテナダ、焦げ	
ホ2-VN,枝2	14.6	5.0		6.7		70	明灰白色	湖西産	薄い同心円凹凸、瓦質、黒変(口縁)	
X16g-V1,OJ	13.8	5.1		8.6		60	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、口唇部沈澱状、コテナダ(内面)、煤付着(外側)	
X16d-SX,OJ				8.3		30	白灰色	湖西産	少し瓦質	
□4E-Nb,OA				8.0		100(底部)	明灰色	湖西産	ヘラ記号(丶)、同心円凹凸、汚れ	
Y15h-V2,OK						30	にぶい灰色	湖西産		
Y16f-V1,OJ				15.0		10	暗灰色	狼投産	平底	
□9-V,OB				7.8		60(底部)	灰色	湖西産	ヘラ記号(丶)、汚れ	
Y16f-NV1,OJ	13.2	5.5		10.2		30	灰色	湖西産	焦げ(内面)、汚れ	
□4W-V2,OA				8.3		100(底部)	明灰青色	狼投産カ	糸切り、コテナダ、赤色砂粒	
□1-Nb,OE	15.6	2.6		8.0		50	肌色	狼投産	コテナダ	
枝2-V2,枝2	17.6	4.5		11.6	台高2.5	40	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、暗文(格子・滴文)、ミガキ	
イ5-6,OA				8.4		30	にぶい灰色	狼投産	コテナダ、重焼痕	

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表4

No	転文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
153 用			底	須恵器	糸切腕	VII	4-1547
154 用	記号の可能性もある。県史伊場77		底	須恵器	有台腕	VII-1	4-1128
155 用	記号の可能性もある		側 底	須恵器	有台腕	VII-1	4-185
156 用	県史伊場78		側	須恵器	有台腕	VII-1	11-86-119
157 用			底	須恵器	有台腕	VII-1	4-545
158 用			底	灰釉陶器	皿	VII	6-3095
159 □	繪または記号の可能性がある		側	須恵器	箱环	VII	4-334
160 □	〔用〕ではない		側	灰釉陶器	碗	VII	4-646
161 〔用〕			側	須恵器	有台腕	VII-1	4-577
162 買			底	土師器	环身	VII	4-625
163 買	県史伊場137		底	土師器	有台皿	VII-VIII	4-188
164 丁	県史伊場160-県史考古三680-1		底	須恵器	箱环	VII	9-155-316
165 夫	県史伊場162		外	須恵器	搞蓋	V	9-338
166 □万	異体字か。〔朋万〕の可能性がある。 県史伊場140「男」、県史考古三685-3「得万」、遺物編「□」		底	灰釉陶器	碗	VII-1	11-136
167 □	異体字か		底	土師器	环身	VII-1	4-30
168 成	遺物編「或」		底	土師器	皿	VII	4-515
169 □	渦文状の記号の可能性がある		底 底 底	須恵器	搞蓋	VII	9-245
170 「價」			内	須恵器	搞蓋	VII-3-VIII	9-74
171 瞬	県史伊場179		底	須恵器	糸切腕	VII-VIII	4-316
172 良	県史伊場159「〔良〕」、遺物編「良」		底	須恵器	箱环	VII	9-108
173 智	県史伊場156「〔智〕」、遺物編「智」		底	須恵器	箱环	VII	12-99-2
174 □〔質〕			底	須恵器	有台环身	V	4-900
175 「公」			底	須恵器	箱环	VII	4-547-2
176 刀	県史伊場129		内	須恵器	平頂蓋	VII-1	5-98
177 刀			側	土師器	环身	VII	6-3098
178 刀			側	土師器	环身	VII	4-576
179 兒			底	須恵器	有台腕	VII-1	4-337-997
180 児			底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-888
181 児			底	土師器	有台腕	VII	6-3030
182 児			底	須恵器	箱环	VII	11-95-312
183 児			底	須恵器	糸切腕	VII	6-2974
184 児			底	土師器	环身	VII-VIII	4-154-2
185 児	県史伊場115「〔児〕」、遺物編「児」		底	須恵器	皿	VII	6-3046
186 児			底	須恵器	有台皿	VII-1	11-303
187 印	転用印〔内面墨痕〕、県史伊場95「印」、遺物編「印」		外	須恵器	平頂蓋	VII-1	11-292
188 印	県史考古三685-5「〔部〕」、遺物編「印」		底	須恵器	有台皿	VII-1	11-105
189 印	県史伊場98「〔印〕」、遺物編「印」		底	須恵器	有台腕	VII-1	4-551
190 印	〔印〕の可能性がある。県史伊場98「□」、遺物編「印」		側	土師器	环身	VII	4-902
191 印	遺物編「印」		底	土師器	环身	VII	11-107
192 印	県史伊場97「〔印〕」、遺物編「印」		底	土師器	环身	VII	11-113
193 印	県史伊場97「印」、遺物編「印」		底	土師器	有台腕	VII-1	4-546-F
194 得	県史伊場96「印」、遺物編「印」		側	灰釉陶器	碗	VII	9-183
195 得			側	灰釉陶器	碗	VII	4-1066
196 得			側	灰釉陶器	碗	VII	4-643
197 得	県史考古三685-6		底	灰釉陶器	碗	VII	4-661
198 得			側	灰釉陶器	碗	VII-2	4-949
199 得			側	灰釉陶器	碗	VII-2	4-707
200 得	底部に墨痕(転用褪)。県史伊場130		側	灰釉陶器	碗	VII	9-274-1
201 得	遺物編「得」		側	灰釉陶器	碗	VII	4-659
202 得	県史伊場132-遺物編「得」		側	灰釉陶器	碗	VII	4-816
203 得	遺物編「得」		側	土師器	鉢	VII-1	11-140-2
204 得			側	灰釉陶器	碗	VII	4-950
205 得	遺物編「得」		側	灰釉陶器	碗	VII	7-1650-2
206 □	「得」の可能性がある(残欠少ない)。 遺物編「得」		側	灰釉陶器	碗	VII	4-1032
207 得			側	灰釉陶器	碗	VII	4-815
208 得	朱書。県史伊場131		側	灰釉陶器	碗	VII	7-1604
209 買	県史伊場102		底	灰釉陶器	碗	VII	4-993
210 買	県史伊場102□」、遺物編「買」		側	灰釉陶器	碗	VII-2	6-616
	山	県史伊場102	側	灰釉陶器	碗		

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	産地	備考
□6,OB	11.7	3.8		6.4		90	灰色	湖西産	条切り、黒変(口縁)
ホ6-V3,OD				7.2		50	灰黄色	猿投産	コテナデ、重焼痕
イ3-Nb,OE				9.5		60(底部)	灰色	猿投産	大碗か、No161と同一個体
E18a-N For V,OM	17.0	5.2		9.2		70	明灰色	猿投産	汚れ
□4E-Nb,OA	15.4	4.5		8.6		98	青灰褐色	猿投産	使用擦れ、汚れ
△5E-Nb,OI	14.6	2.5		6.5		50	灰色	二川産	糸切り、自然釉、O53
□6-V,OB	13.2	4.4		7.3		90	灰色	湖西産か	黒変(口縁)、汚れ
A15-N,OF				6.6		30	薄肌色	吉名産	糸切り、生焼、汚れ、O53~H72
△5-6,OA							体部片	灰色	猿投産
□5E-V2,OB	12.8	4.2		6.7		80	明肌色	在地産	赤彩(全面)、口唇部沈継状
△3-Nb,OE	14.6	3.0		6.6		60	肌色	在地産	赤彩なし、口唇部沈継状、使用擦れ、汚れ
X16d-SW,OI				9.7		50(底部)	灰色	湖西産	
Y16f-V2,OI		3.3	14.8		摘要3.0摘高1.0	50	灰色	湖西産	汚れ
E17g-Nc,ON	17.5	5.2		7.7		80	明灰色	猿投産	三叉トチン柄、汚れ、K14
△3S-N,OE				6.4		30(底部)	にぶい肌色	在地産	赤彩(内面)
□4-V,OA	18.6	2.1		15.3		50	淡茶色	在地産	赤彩(全面)、汚れ(内面)
Y16f-N-V,OI			14.4		天井部高1.2	90	青灰色	湖西産	摘み欠損
Y15e-V2,OK					摘径2.5摘高0.7	40	灰青色	湖西産	
□6-N,OB	14.2	4.6		6.0		完形	にぶい肌色	猿投産か	糸切り、漆付着(内面)、使用擦れ
X16g-V,OI	11.9	3.8		10.0		20	にぶい灰色	湖西産	使用擦れ、汚れ
X16h-N,OI	16.5	5.4		12.0		90	灰色	湖西産	使用擦れ、汚れ
△6-V3,OD				13.3		25(底部)	灰色	湖西産	汚れ
□4E-Nb,OA	12.1	3.3		7.8		98	黒灰色	湖西産	糸切り、煤付着(全面)、使用擦れ
BII下(3K北)						5	明灰色	湖西産	皿
△2-5W-N,OI	12.0				15(口縁)	明肌色	在地産	赤彩なし、口唇部沈継状、汚れ	
△5-6,OA	14.0				15(口縁)	明肌色	在地産	赤彩(全面)、口唇部沈継状	
△6-V3N,OD				7.8		70(底部)	灰色	猿投産	汚れ
△6-V2N,OD	16.3	5.1		7.8		60	灰色	猿投産	緑色灰釉、使用擦れ、K90
△2E-SU,OH	13.8	5.2		7.9		70	明肌色	在地産	赤彩なし、コテナデ、汚れ
D17f-V,OH	13.0	4.8		8.0		70	暗灰色	湖西産	焼走
△4W-V1,OI	13.6	4.1		5.8		70	灰青色	湖西産か	糸切り、チャート・石英粒含、汚れ
△3-N,OE	12.1	2.8		5.7		30	明肌色	在地産	赤彩なし、浅い作り
△4E-N,OH	16.0	2.6				98	にぶい灰褐色	湖西産	平頭蓋か、瓦質(口縁)、汚れ
D17f-Nc2,OH	14.3	2.6		7.4		完形	灰黄色	猿投産	
D17e-Nb,OH		3.0	16.8			80	暗灰色	湖西産	黒変(口縁)
E18a-Nc,OM	15.6	2.3		6.8		80	灰褐色	猿投産	コテナデ、使用擦れ、汚れ
□4E-Nb,OA	14.8	4.3		7.8		70	灰褐色	猿投産	汚れ
△6-SE上,OD	13.4	3.6		7.8		80	暗肌色	在地産	赤彩(内面)、網毛塗り痕明瞭
D17i-Na,OM	13.0	3.6		9.6		30	肌色	在地産	赤彩(内面)
E18a-Nc,OM	14.4	4.5		7.2		40	灰色	猿投産	網毛塗り灰釉、重焼痕、汚れ、K90
□4E-Nb,OA	12.4	4.5		9.2		完形	肌色	在地産	赤彩(範囲不明)、焦げ(外面)
Y16e-N,OI	13.2	3.8		6.8		完形	灰黄色	吉名産	糸切り、焼成や不良、H72
△2-5枝溝V,枝1	13.6	4.6		6.6		30	灰色	二川産	糸切り、O53
A15f-N,OF	12.9	3.9		6.3		完形	灰色	吉名産	糸切り、自然釉、重焼痕、H72
A15f-N,OF	14.0	4.0		7.2		60	灰色	二川産	漬掛け灰釉、糸切り、汚れ、O53
A15f-SN上,OF	14.0					15(口縁)	灰茶色	二川産か	刷毛塗り灰釉、汚れ、K90#
A15f-N,OF	16.0					15(口縁)	灰茶色	二川産か	刷毛塗り灰釉、汚れ、K90
Y16f-N,OI	14.2	3.9		7.2		90	灰茶色	吉名産か	漬掛け灰釉、糸切り、H72
A15f-N,OF	13.4	3.5		6.5		80	灰褐色	吉名産	漬掛け灰釉、糸切り、ノタメ、汚れ、H72
A15f-V1,OF	16.2				10(口縁)	灰褐色	吉名産	漬掛け灰釉、糸切り、ノタメ、汚れ、O53#	
E17g-Nc,ON	20.0				10(口縁)	肌色	在地産	环身か、汚れ	
A15f-SN上,OF	13.0				10(口縁)	灰色	二川産か	汚れ、O53#	
A15abc-A14hi BC,枝1				6.4		98(底部)	灰色	吉名産	糸切り、H72
△2-5枝溝 II,枝1				6.4		30	灰褐色	吉名産	糸切り、焦げ、H72
A15f-V1,OF	13.4	4.4		7.2		60	灰色	二川産	糸切り、コテナデ、汚れ、O53
A15f-V3(N),OF	12.6	3.6		6.3		60	にぶい明灰色	吉名産	糸切り、煤付着、二次的に焼成、H72、2点接合
A15e-III,OF	15.8	4.9		7.2		90	暗灰色	二川産	自然釉、須恵器風焼成、重焼痕、粗い胎土、K90

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表5

No.	軒文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
211	質		底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-19-2
212	質	県史伊場103 〔質〕 県史伊場103-遺物編「質」	底	須恵器	有台碗	VII-1	4-332
213	質		側	土師器	有台碗	VII	11-938
214	加万	遺物編「質」	底	土師器	有台碗	VII	12-35
215	〔質〕	県史伊場104〔口〕、遺物編「質」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	9-257
216	質	県史考古三686-4	側	灰釉陶器	碗	VII-2	11-53
217	質		底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-153
218	質		側	灰釉陶器	碗	VII-2	3-769-2
219	質		側	土師器	杯身	VII	6-2973
220	〔質〕	遺物編「質」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	3-674
221	〔質末〕	県史伊場163〔化〕(側外)、□□(底外)、遺物編「質末」	底	須恵器	皿	VII・Ⅷ	9-241
222	質		底	灰釉陶器	碗	VII-2	6-2972
223	質		側	灰釉陶器	皿	VII	4-526
224	質	県史伊場105	底	土師器	杯身	VII	6-3027
225	加万	遺物編「質」	底	灰釉陶器	碗	VII	6-2925
226	足		底	灰釉陶器	皿	VII-2	4-283
227	足		底	土師器	有台皿	VII・Ⅸ	3-767
228	足		側	土師器	杯身	VII	4-894
229	足		底	土師器	杯身	—	3-765
230	足	県史伊場106 県史伊場106	底	土師器	杯身	VII-2	11-309-325
231	足		側	土師器	杯身	VII-2	6-3006
232	足		底	土師器	杯身	VII-2	4-320
233	足	県史考古三685-6	底	土師器	杯身	VII	4-775
234	足		側	土師器	杯身	VII	4-893
235	足		底	土師器	有台碗	VII	11-134
236	足		底	土師器	杯身	VII	4-57
237	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	3-660
238	足		底	灰釉陶器	碗	VII	7-1959
239	足	県史伊場107-県史考古三685-1	底	灰釉陶器	箱坏	VII	4-667
240	足	県史考古三686-7	底	須恵器	条切碗	VII・Ⅸ	6-732
241	足		側	灰釉陶器	碗	VII-2・Ⅸ	6-988
242	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-178
243	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	11-29
244	足		底	灰釉陶器	碗	VII	4-574
245	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	11-353
246	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	11-102
247	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	3-676
248	足	朱墨転用視(底部)。県史考古三686-5	底	灰釉陶器	碗	VII-2	11-106
249	足	県史考古三686-1	底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-369
250	足	墨痕	側	灰釉陶器	碗	VII	4-460
251	足		底	土師器	杯身	VII-2	11-313
252	〔足〕	遺物編「足」	底	土師器	杯身	VII-2	6-3029
253	〔足〕	遺物編「足」	底	須恵器	条切碗	VII・Ⅸ	9-89-2
254	足		底	灰釉陶器	碗	VII-2	3-777
255	足	墨痕(側面3ヶ所)	底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-184
256	足		底	灰釉陶器	皿	VII	11-112-2
257	足		底	灰釉陶器	碗	VII	11-121
258	足		側	灰釉陶器	碗	VII	9-134-3
259	吉	土ではなく土と表記。県史伊場124	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-1064
260	吉	土ではなく土と表記。県史伊場125	底	灰釉陶器	碗	VII	4-738
261	甲	県史伊場135	底	土師器	杯身	VII・Ⅸ	11-103
262	〔甲〕	県史考古三680-2-遺物編「甲」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	5-175
263	甲		内	須恵器	横蓋	VII	4-482
264	平	県史伊場143	側	灰釉陶器	碗	VII	11-62
265	平	県史伊場144	底	灰釉陶器	碗	VII	11-354
266	平	県史伊場142	底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-185
267	平	遺物編「〔平〕」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	11-126-135
268	口	「灘」の可能性もあるが筆画を追いかけて、「灘」。県史伊場177-遺物編「灘」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	11-11
269	跡加	内腹ではほとんど見えない。県史伊場138「跡加」、遺物編「跡加」	底	灰釉陶器	碗	VII	4-644
	〔跡〕加	県史伊場138「〔跡〕」、遺物編「〔跡〕加」	側	灰釉陶器	碗	VII	—

出土地點・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
イ3S-N.OE	16.6	5.1		7.7		98	灰色	二川産	糸切り、自然釉、焼きぶくれ、K90~O53
ロ6-N.b,OB	12.6	4.3		7.8		完形	暗青灰色	猿投産	使用擦れ、コチナデ、汚れ
ホ6-V2N,OD	17.8	5.1		7.3		50	明肌色	在地産	赤彩(内面)、焦げ(外側面)
X16h-W,OJ				8.4		100(底部)	明肌色	在地産	赤彩なし
Y16f-W,OJ	14.8	4.1		7.1		60	灰色	二川産	重焼痕、汚れ、K90
D17f-W,OH	14.6	4.4		7.3		80	灰色	吉名産カ	粗い胎土、汚れ、K90~O53
イ3-N.OE				7.0		40	明灰色	二川産	糸切り、無釉、重焼痕、K90
B16c-W,OA	15.8					10(11縫)	灰色	二川産カ	汚れ、K90~O53
ハ4W-N,OI	14.0					10(11縫)	明肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部沈線状
B16e-W,OA						体部片	明灰色	二川産	K90~O53
X16g-V1,OJ	16.4	2.8				80	暗灰色	湖西産	汚れ
ハ4W-N,OI	17.2	5.1		8.6		70	灰色	二川産	自然釉、重焼痕、汚れ、K90
イ5-N.OA	13.4	2.7		7.0		80	明灰色	吉名産	重焼痕、H72
ハ2E-SU,OH	12.2	3.5		7.4		40	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、焦げ
ハ4E-B,OH	14.6	4.4		7.2		完形	明灰青色	二川産	糸切り→ケズリ、須恵器風焼成、焦げ、O53
ロ6-N.b,OB	14.3	3.0		6.8		95	灰褐色	二川産	自然釉、重焼痕、汚れ、K90
B16c-W,OA	14.5	2.9		7.4		80	明肌色	在地産	赤彩(内面)
A15c-V3N,OF	12.6	3.6		6.7		80	明肌色	在地産	赤彩(内面)
B16c-W,OA						底部片	明肌色	在地産	赤彩なし、黒色(内面)
D17e-Vc2,OH	13.2	3.5		8.1		80	肌色	在地産	赤彩(底部除く)
D17e-V1,OH						80	肌色	在地産	赤彩(内面)、粗轍な作り
ハ5W-N,OI	13.5	3.6		8.4		90	肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部沈線状
ロ9E-N.b,OB	12.6	3.1		8.0		60	明肌色	在地産	赤彩(内面)、吉名産
イ4-Y1N,OD	12.2	3.4		6.9		90	明肌色	在地産	赤彩なし
A15f-V3,O	12.8	4.1		7.4		98	肌色	在地産	赤彩(内面)
E18g-Wc,OM				9.2		60(底部)	肌色	在地産	赤彩なし、汚れ
イ6-V,OA	14.2	4.2		7.5		70	肌色	在地産	赤台漬れ、やや生焼、重焼痕、K90
B16b-dII,OA				7.9		40	灰色	二川産	高台漬れ、重焼痕、K90
枝2-III,枝2				7.6		30	明灰色	二川産	糸切り、やや生焼、重焼痕、O53
ホ6-N,OD	12.8	4.0		6.4		完形	青灰色	湖西産カ	糸切り
A15d-V,OF	14.0	3.6		5.2		80	暗青灰色	二川産	糸切り、須恵器風焼成、重焼痕、O53
A15f-3',OF	17.0					15(11縫)	明灰色	二川産カ	汚れ
イ3-N.b,OE				7.0		60(底部)	明青灰色	二川産カ	須恵器風焼成、汚れ、K90(新)
E17g-II,ON				6.2		80(底部)	灰色	二川産	K90
イ5-6,OA				6.7		40	灰色	二川産	糸切り、自然釉、汚れ、O53
E18a-N,OM				7.4		30	灰褐色	二川産	須恵器風焼成、K90
E18a-Wc,OM	16.4	5.0		8.2		70	灰色	二川産	糸切り→ケズリ、一部生焼、K90
C16aa-V,OE	14.8	4.0		7.1		80	にぶい灰色	二川産	汚れ、K90
E18a-Wc,OM	14.6	4.0		7.1		60	灰色	二川産	自然釉、須恵器風焼成、重焼痕、K90
X16g-V1,OJ	15.2	4.6		7.4		50	灰色	二川産	糸切り→ケズリ、自然釉、重焼痕、K90
A15e-N,ON,OF	12.5	3.5		6.4		50	灰褐色	吉名産	清掛け灰釉、糸切り、使用擦れ、重焼痕、 二次的に火を受けている、H72
D17e-Vc2,OH	12.6	3.5		7.6		40	肌色	在地産	赤彩(内面)、使用擦れ
ハ2E-SU,OH	12.7	3.3		8.1		60	肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部沈線状
Y16b-c-V2,OK				6.0		15(底部)	灰白色	湖西産カ	糸切り
B16-SC-I,OA	14.4	4.1		7.1		60	灰色	二川産	重焼痕、使用擦れ、汚れ、K90
Y16f-W,OJ	14.8	4.1		6.6		95	青灰色	二川産	使用擦れ、K90
E18a-Wc,OM				6.9		30	灰色	二川産	糸切り→ケズリ、自然釉、重焼痕、O53(古)
E18a-Wc,OM	14.3	3.9		6.7		70	暗灰色	吉名産カ	糸切り、汚れ、O53(古)
Y16f-W,OJ	14.0					10(11縫)	白灰色	二川産カ	生焼、O53
イ3-V3N,OE				7.4		50	灰色	二川産	自然釉、重焼痕、K90
イ2-N,OE	13.2	4.2		6.6		60	灰黒褐色	吉名産	重焼痕、O53
E18a-N,OM						60(底部)	明肌色	在地産	赤彩なし
3区北号-N				8.0		20	灰色	二川産	須恵器風焼成、高い高台、K90
A15h-SU,F,OC		15.4			天井部高2.1	20	灰色	湖西産	
D17i-N,OM	14.0	4.2		6.6		90	灰色	吉名産	口唇部補修(製作時)、O53(古)
E18a-N,OM	14.0	4.0		6.2		70	灰茶色	吉名産	重焼痕、焼窓、亀裂、O53(古)
Y16f-W,OJ	14.6	4.3		6.8		90	灰色	二川産	自然釉、焼窓、K90(新)
E18a-Wc,OM	15.2	4.3		6.6		60	明灰色	二川産	K90(新)
E17g-W,ON	15.5	4.8		6.8		95	灰褐色	二川産	施釉、重焼痕、K90(新)
A15f-N,OF	14.4	4.5		7.4		40	灰色	二川産	清掛け灰釉、糸切り、汚れ、O53

伊場遺跡群出土墨書き器一覧表 6

No.	転文	文字関係 備考	墨書き部位	種別	器種	年代観	取上番号
270 加	内顎ではほとんど見えない。県史伊場139「[加]」、遺物編「加」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	11-2-100	
加	県史伊場139	側					
加	県史伊場139「ナシ」、遺物編「加」	側					
271 圓	県史伊場174「圓」、遺物編「圓」	底	灰釉陶器	碗	VII	11-90	
圓	県史伊場174「圓」、遺物編「圓」	側					
272 津	県史伊場147	側	灰釉陶器	碗	VII	4-658	
寺	県史伊場10-県史考古3-686-3	底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-373	
寺	墨書き(底部) 県史伊場11	側	灰釉陶器	碗	VII	4-624	
274 寺	県史伊場11	側					
□□十一□□							
2文字目は「人」の可能性もある。6文字目は、側面に有り、県史伊場181「[人]□□」、遺物編「[共]」							
志器合							
275 安安(足)	県史伊場181「志[質]合」、遺物編「[志器合]」	側	灰釉陶器	皿	VII	3-516	
2文字目の「安」は「足」の左側に並置。県史伊場181「[安]□」、遺物編「[安安]」							
林山林	県史伊場181「林山林」、遺物編「林林林」	側					
□□木〔文〕							
1文字目・2文字目の「□」「□」は並置・天地不詳。県史伊場181「□」							
□	県史伊場181「□」	側					
九□	晋書の墨書き器。県史伊場181	側					
276 仁	県史伊場180	側	灰釉陶器	碗	VII-2	3-768	
277 神	県史伊場171	内	須恵器	搞蓋	V・VI	4-481	
278 又	記号の可能性もある。県史伊場145	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-600	
279 又々	県史伊場146「又レ」、遺物編「子」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-184	
280 置	岡の異体字。墨書き(内部)。県史伊場148	底	灰釉陶器	碗	VII	4-814	
281 置	岡の異体字	底	灰釉陶器	碗	VII	4-940	
中村(南伊場)No.39と同筆の可能性がある。県史伊場170							
282 等	県史考古3-684-7	側	土師器	环身	VII	4-347	
283 マ	県史伊場173「 マ 」	底	須恵器	箱环	VII-2	9-333-2	
284 [羽]	県史伊場173「 羽 」、遺物編「温□」	底	土師器	环身	VII-2	9-319	
285 豊	県史伊場172	底	灰釉陶器	碗	VII-2	5-128	
286 和	県史伊場126	底	灰釉陶器	碗	VII-2	5-124	
287 和		底	灰釉陶器	碗	VII	5-201	
288 和		底	土師器	环身	VII	11-122	
289 和	内面に墨痕(転用復刻)	底	灰釉陶器	碗	VII-2	11-116	
290 和	内顎ではほとんど見えない。県史伊場127「□」、遺物編「和」	底	灰釉陶器	碗	VII	4-1080	
和	県史伊場127-遺物編「[和]」	底					
291 秀	遺物編「秀」	底	灰釉陶器	碗	VII	6-3026	
292 「秀」	県史伊場128「秀」、遺物編「秀」	側	灰釉陶器	碗	VII	6-2899	
293 □	県史伊場161	底	灰釉陶器	碗	VII	5-192	
294 九十	県史伊場176-遺物編「辛」	側	灰釉陶器	碗	VII	7-757	
西	転用便(内面に墨)。県史伊場150	底	灰釉陶器	碗	VII	12-8	
295 西	県史伊場150	側	灰釉陶器	碗	VII	12-7	
296 西	転用便。県史伊場149「西、□足」、遺物編「西」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	12-7	
297 反	県史伊場167	内	土師器	高盤	V・VI	12-101	
298 本加	県史伊場87「布加」	側	灰釉陶器	碗	VII	4-656	
299 長	県史伊場84	底	灰釉陶器	碗	VII-2	12-70	
300 □□	遺物編「則」	側	須恵器	箱环	VII-2	9-106	
301 □□	天地不詳。遺物編「×□×」	側	土師器	环身	VI	11-161	
302 主	県史伊場83	底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-15-2	
303 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-29	
304 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-39	
305 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-186	
306 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-187	
307 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-188	
308 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-189	
309 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-190	
310 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-191	
311 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-192	
312 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-193	
313 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-194	
314 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-195	
315 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-197	
316 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-198	
317 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-199	
318 主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-200	

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
E18a-N V,OM	15.8	4.6		7.6		60	灰色	二川産	自然釉、重焼痕、汚れ、K90
E18a-17g 墓IV,ON	14.5	4.1		6.2		90	灰褐色	吉名産	糸切り、自然釉、重焼痕、O53
E17g									
A15c-N,OF	14.8	4.2		8.0			完形	褐灰色	吉名産 余切り、重焼痕、亀裂(底部)、O53
X16g-V 1.OJ	14.5	4.3		7.4		80	灰色	二川産	自然釉、白色砂粒含、重焼痕、K90
□5e-V 2. OB	16.2	4.6		7.9		70	暗灰色	二川産	糸切り→ケズリ、重焼痕、汚れ、O53(古)
□3-N									
C16a-III,OE	13.6	3.0		6.6		90	明灰色	吉名産	糸切り、施釉、重焼痕、O53
B16c-VI,OA	14.6	4.5		7.7		80	灰色	吉名産	焼ムラ、K90
A15e-V,OF						5	明灰青色	湖西産	
□2-W,OE	16.6	4.1		8.0		60	暗灰色	二川産	糸切り、自然釉、重焼痕、使用擦れ、K90
□3-Nb,OE				7.4		30	暗灰色	二川産カ	自然釉、重焼痕、K90
A15f-V 1,OF	14.4	4.3		7.5		90	灰色	二川産	漬掛け灰釉、糸切り、汚れ、O53
A15f-SN上,OF				7.6		10	灰色	二川産	糸切り、汚れ、O53
□6-V,OA	12.2					20	肌色	在地産	赤彩なし
X16d-V 1SX,OJ	8.8	4.2		5.8		70	灰青色	湖西産	
X16d-V 1SW,OJ					25(底部)		肌色	在地産	赤彩(内面)
E20d-III (3[北])				7.4	95(底部)		明灰色	二川産	糸切り、重焼痕、K90+
E20d-III (3[北])				6.3		20	明灰色	二川産	自然釉、K90
E18a-B'c,OM				7.0		20	明灰色	二川産	糸切り、重焼痕、O53
E18a-B'c,OM	13.4	3.6		8.2		50	にぶい、肌色	在地産	焦げ、汚れ
E18a-B'c,OM	16.0	4.6		7.4		70	灰色	二川産	重焼痕、使用擦れ、K90
ホ2-5-N溝、枝I	14.6	3.2		6.2		60	灰色	二川産	漬掛け灰釉、糸切り、汚れ、O53
△2E-SU,OH				7.4	60(底部)		灰色	二川産	糸切り、汚れ、O53
△7-N,OH	14.0	4.4		6.4		90	明灰色	二川産	漬掛け灰釉、糸切り、O53
E20d-V (3[北])				6.0		30	明灰色	二川産	糸切り、自然釉、重焼痕、O53
A15(N)-N,OF	14.2	4.1		6.8		40	灰黄色	吉名産	糸切り、生焼、重焼痕、O53
X16h-N,OJ	16.0	5.1		7.2		60	灰色	二川産	糸切り、使用擦れ、O53(古)
X16h-N,OJ	14.0	4.0		6.8			完形	吉名産	自然釉、K90
X16hs-V,OJ					脚径15.0		脚部片	肌色	在地産
A15c-N,OF	16.2	5.0		7.5		30	灰色	二川産	赤彩(外面)
X16hN,OJ	18.2	5.3		8.8		60	灰色	二川産	漬掛け灰釉、糸切り、O53(古)
Y16d-V 1,OK				8.7		5	灰系色	湖西産	自然釉、重焼痕、K90
E18a-V,OM	12.0	3.5		8.0		50	肌色	在地産	赤彩(内面)
Y16c-N,OJ	15.8	4.6		8.2		80	灰白色	吉名産	K90
Y16c-N,OJ	15.3	4.6		7.8		90	灰白色	吉名産	糸切り→ケズリ、一部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	15.2	4.7		7.6		80	灰白色	吉名産	やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	14.4	4.5		7.2		90	明灰色	吉名産	高台流れ、K90
Y16c-N,OJ	15.2	4.5		7.5		50	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	14.7	4.3		7.6		90	灰白色	吉名産	部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	15.0	5.2		7.6			完形	吉名産	焼垂、一部やや生焼、重焼痕、K90
Y16c-N,OJ	14.9	5.0		7.6		98	灰白色	吉名産	降灰付着、一部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	15.0	4.7		7.7		60	灰白色	吉名産	やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	15.4	4.4		7.3		60	灰白色	吉名産	糸切り→ケズリ、K90+
Y16c-N,OJ	15.1	4.8		7.4		60	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	14.6	4.7		7.2		50	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	15.3	4.9		7.3		50	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90
Y16c-N,OJ	15.0	4.4		7.0		70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、重焼痕、K90
Y16c-N,OJ	15.4	4.8		7.7		90	灰白色	吉名産	一部やや生焼、降灰付着、K90
Y16c-N,OJ	15.2	4.7		7.5		70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90
Y16f-N,OJ	14.2	4.5		7.0		40	灰白色	吉名産	やや生焼、K90

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表7

No.	転文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
319	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-201
320	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-202
321	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-203
322	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-204
323	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-205
324	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-206
325	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-207
326	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-208
327	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-209
328	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-210
329	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-211
330	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-258
331	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-258
332	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-259
333	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-260
334	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-261
335	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-262
336	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-263
337	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-264
338	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-265
339	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-273
340	主		底	灰釉陶器	碗	VII-2	9-340
341	〔主〕	遺物編「主」	底	灰釉陶器	碗	VII	11-142
342	□	残画からは「縛」ではない。県史伊場169「縛」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-741
田	伊場182		底				
〔田〕	伊場182「田田田田×」		側				
田	伊場182		側				
田	伊場182		側				
〔田〕	伊場182		側				
344	龍	県史伊場168「龍」、遺物編「龍」	底	須恵器	条切碗	VII・VIII	12-55
345	満福	県史伊場133	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-333
346	□福		底	灰釉陶器	碗	VII	4-992
347	朋万	墨痕(底部)。県史伊場141「朋、□(底外)」、遺物編「□」	側	灰釉陶器	碗	VII	11-120
348	□	天地不詳	底	灰釉陶器	碗	VII	10-30
349	林	内眼では見えない。県史伊場164「林」	内	土師器	坏身	VII	12-76
350	□	県史伊場157「〔為〕」、遺物編「□」	側	灰釉陶器	碗	VII	11-123
351	得	県史伊場165「佑」、遺物編「□」	側	灰釉陶器	碗	VII	4-657
352	□	県史伊場175-遺物編「徑」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	4-459
353	〔音〕	墨書き(墨書き後)。県史伊場166「音」、遺物編「高」	底	灰釉陶器	碗	VII	4-704
	〔音〕	県史伊場166「音」、遺物編「高」	側				
354	〔 〕〔王〕	〔 〕は詰もしには符跡の可能性がある。県史伊場158「□□〔主〕」、遺物編「□□〔主〕」	側	須恵器	皿	VII	9-107
355	□	内面墨刷(転用視)。県史伊場118-遺物編「十」	底	須恵器	鏡形坏身	VII	6-760
356	仁	遺物編「□」	底	土師器	有台碗	VII	6-2991
357	〔人大〕	県史伊場154「〔八大〕」、遺物編「〔人大〕」	底	須恵器	箱环	VII	9-315
	□	(二)の可能性もある	底				
358	□		内	須恵器	搞蓋	V	9-304
359	口口	(口)並置、「口」の字状の記号の可能性もある	脚裏	須恵器	高环	VII	4-753-2
	口	「口」の字状(环部底)。遺物編「ナシ」	脚底				
364	質	カは明瞭、ヒは薄い。遺物編「□」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-19-1
366	□	刻畫「來」の可能性もある	底	灰釉陶器	碗	VII-2	3-677
367	□	旁は「今」。墨痕(底部)	側	灰釉陶器	皿	VII-2	4-761
368	四	四または「阿」の可能性がある	底	灰釉陶器	碗	VII	4-31
369	三使	他字と類き異なる。県史伊場47「ナシ」、遺物編「ナシ」	底				
	□口女	「三使」と重なる。県史伊場47「ナシ」、遺物編「ナシ」	底	須恵器	箱环	VII-1	9-110-111
	□	「邊」の左側。県史伊場47「□(邊)」、遺物編「ナシ」	底				
	川邊	県史伊場47「□(邊)」、遺物編「用邊×」	底				
370	〔足〕	遺物編「□」	底	須恵器	箱环	VII-1	9-332
371	□	四または「脚」の可能性がある	側	土師器	鉢	—	9-244
372	□		底	須恵器	箱环	VII	9-227-4
373	〔 〕	天地不詳	底	須恵器	箱环	VII	9-104
374	東□	2文字目は「殿」の可能性もある。県史伊場7「東□」、遺物編「東(鉢)」	底	須恵器	箱环	VII	9-279

出土地點・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考	
Y16f-N.OJ	17.0	5.7	8.4			70	灰白色	吉名産	糸切り、焼直、一部やや生焼、K90(新)	
Y16f-N.OJ	15.0	4.2	7.2			40	灰白色	吉名産	糸切り→ケズリ、一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	17.7	5.6	8.0			70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	14.6	4.5	7.4			70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	14.7	4.8	6.8			70	灰白色	吉名産	爪往直、やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	15.3	4.2	7.3			50	明灰色	吉名産	K90	
Y16f-N.OJ	15.4	4.2	7.2			98	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	15.6	4.1	7.4			80	灰白色	吉名産	糸切り、重焼直、K90(新)	
Y16f-N.OJ	14.8	4.3	7.4			70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	14.8	4.9	7.4			50	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	15.1	4.6	7.9			90	灰白色	吉名産	一部やや生焼、燒直、K90	
Y16f-N.OJ	15.0	4.4	7.3			90	灰色	吉名産	須恵器風焼成、降灰付着、K90	
Y16f-N.OJ	16.2	5.7	8.0			70	灰白色	吉名産	糸切り→ケズリ、一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	16.4	5.0	8.0			40	灰白色	吉名産	糸切り→ケズリ、一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	15.2	4.6	7.5			70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、焦げ(内面)、K90	
Y16f-N.OJ	15.0	4.8	7.5			90	灰白色	吉名産	一部やや生焼、K90	
Y16f-N.OJ	15.0	4.5	7.2			90	灰白色	吉名産	一部やや生焼、重焼直、K90	
Y16f-N.OJ	14.7	4.8	7.2			70	灰白色	吉名産	一部やや生焼、焦げ(内面)、K90	
Y16f-N.OJ	16.2	5.3	7.9			80	灰白色	吉名産	一部やや生焼、重焼直、K90	
Y16f-N.OJ	14.8	4.5	7.5			70	明灰色	吉名産	糸切り→ケズリ、須恵器風焼成、K90	
Y16f-N.OJ	15.0	4.8	7.7			90	灰白色	吉名産	糸切り→ケズリ、一部やや生焼、焦げ(内面)、K90	
Y16f-N.OJ						90(底部)	灰色	吉名産	須恵器風焼成、重焼直、K90	
D17f-Nc-tr,OH	16.0	4.5		7.8			完形	灰色	二川産	糸切り、自然軸、重焼直、O53
12-3-Nb,OE					6.7		80(底部)	灰色	猿投産カ	ヘラ記号(V)、自然軸、使用擦れ、K90
A15d-V,OF	13.0	4.4		8.2			70	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、使用擦れ
X16h-N,OJ	12.0	3.7	5.0			60	明灰色	非瀬西	糸切り、汚れ	
□6-Nb,OB	14.9	4.6	7.2			80	明灰色	猿投産カ	自然軸、重焼直、K90	
A15f-N,OF				6.4			40	灰色	二川産	清掛け灰軸、汚れ、O53
E18a-Nc,OM	13.6	4.3	6.7				完形	灰褐色	吉名産	糸切り、使用擦れ、O53
E20d-II 3(北)				6.6			98(底部)	灰白色	产地不明	糸切り、自然軸、焼直、H72
X16h-W,OJ	13.3	3.8	7.8				98	にぶい肌色	在地産	赤彩(全面×)、煤付着(全面)、使用擦れ
E18a-Nc,OM	14.3	3.7	6.6				90	にぶい肌色	二川産	清掛け灰軸、糸切り、重焼直、O53
A15f-N,OF	13.2	3.5	7.7				完形	薄茶色	吉名産	糸切り、難作り、使用擦れ、汚れ、H72
A15e-N,B,OF	16.1	4.8	7.7				70	灰青色	二川産カ	糸切り→ケズリ、須恵器風焼成、重焼直、K90(新)
ホ5-N,OF	13.6	3.6		7.1			完形	灰茶色	吉名産	清掛け灰軸、糸切り→ケズリ、焼直、降灰付着、側面に糸ずれ、H72
X16d-V,OJ	17.0	3.4		7.5			40	灰色	湖西産カ	砂粒多、瓦質、使用擦れ
A15a-V1,OF	16.1	5.1		9.2			40	灰青色	湖西産	自然軸
△5E-N,OB	14.1	5.5		7.1			60	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、口唇部沈線状
X16-SX,OJ	12.2	4.1		10.0			40	灰青色	湖西産	汚れ
X13d-V3,OJ					摘径3.4摘高0.6		40	灰色	湖西産	大型摘み
△5-V1,OA	15.6	9.0			坏部高1.4脚径9.8		50	灰青色	湖西産	自然軸、使用擦れ
△3S-N,OE	14.2	4.1		7.6			80	灰色	二川産カ	自然軸、重焼直、K90
C16aa-V,OE	14.9	4.8		7.9			50	灰色	二川産	清掛け灰軸、煤付着(全面)、使用擦れ、K90
△6-Nb北縁,OA	14.6	3.0		6.6			完形	明灰色	猿投産	自然軸、重焼直、K90(新)
△3W-N,OE	16.1	5.0		7.2			60	明灰色	猿投産	糸切り、重焼直、O53
X16g-V,OJ	12.9	3.2		11.0			50	灰青色	湖西産	
Y16f-V1SW,OJ				8.4			20(底部)	灰青色	湖西産	
X16g-V1,OJ							体部片	にぶい肌色	在地産	
X16g-V1,OJ							15(底部)	青灰色	湖西産	
Y16f,OJ	13.5	3.2		11.2			40	青灰色	湖西産	汚れ
Y16f-V1,OJ				10.5			50(底部)	灰色	湖西産	汚れ

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表8

No	転文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
375 □	草冠の文字であろう	底	須恵器	箱环	VI-2	10-12-3	
376 □		底	須恵器	箱环	VII	9-12-4	
377 □		底	須恵器	箱环	VII	9-370	
378 □人	赤外線に無反応。遺物編「□」	底	須恵器	有台盤	VI	6-1037	
379 [川]	遺物編「□」	底	須恵器	有台碗	VII-1	6-3007	
380 □		底	土師器	环身	—	6-3097	
381 □		側	灰釉陶器	碗	VII	4-645	
382 人□		底	須恵器	皿	VI	12-57	
383 □		底	須恵器	箱环	VI	9-181	
384 □		側	灰釉陶器	碗	VII-2	3-769-2	
385 □		側	灰釉陶器	碗	VII	4-578	
386 □		底	須恵器	皿	VII-2	9-40	
387 □	天地不詳。遺物編「□」	底	土師器	环身	—	6-2979	
388 □	網の可能性もある	底	須恵器	皿	VII-2	9-170	
389 載	県史伊塙136「富」	底	須恵器	碗	VII-2	11-97	
390 □	2文字となる可能性もある	底	須恵器	皿	VI・VII	11-91-1	
391 □		底	須恵器	箱环	VI-1・VII	11-91-2	
392 (愚なし)	遺物編「□」	底	須恵器	箱环	VI-1	9-64	
393 □	「坐」の可能性もある	側	灰釉陶器	碗	VII	12-33	
394 (人)	遺物編「□」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	12-68	
395 *	記号	側	灰釉陶器	碗	VII	11-133	
396 □	「一」の可能性もある。遺物編「(一)」	底	須恵器	箱环	VI・VII	6-628	
397 □	天地不詳	底	灰釉陶器	碗	VII-2	7-1687	
398 □	記号の可能性もある	内	須恵器	摘要	VII-2	9-243	
399 □	天地不詳	底	須恵器	有台环身	V	6-972	
400 □		底	土師器	环身	—	3-769-2	
401 □	「一」または線の可能性がある	底	須恵器	有台环身	V	6-868	
402 □	天地不詳。遺物編「(足)」	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-858	
403 □		底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-579	
404 東□	遺物編「□」	底	須恵器	箱环	VI-1	12-56	
405 刀自女	遺物編「□」	底	須恵器	箱环	VI-1	9-177	
406 □		内	須恵器	摘要	VII	9-355・359-2	
407 []	記号の可能性もある。No455と接合。 遺物編「□」	底	須恵器	碗	V・VI	4-1126	
455	No407と接合	底	須恵器	碗	V・VI	4-878	
408 □		側	灰釉陶器	碗	VII	4-1035	
409 □		底	須恵器	箱环	VI-2	9-169	
410 □		内	須恵器	摘要	V	11-310	
411 □		側	灰釉陶器	碗	VII-2・VIII	6-3096	
412 □□	1文字目「八」字状の文字。遺物編 「□」	内	土師器	高盤	VII	4-762	

伊場遺跡遺物編6(第8冊)

413 和		底	灰釉陶器	碗	VII-2	13-315
414 足	「足」の可能性もある	底	灰釉陶器	碗	VII	13-174
415 (平)		側	灰釉陶器	碗	VII-2・VIII	13-113
416 □		側	灰釉陶器	碗	VII-2	4-581
417 □		底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-1051-1
418 (二万)		側	灰釉陶器	碗	VII-2	4-1041-1
419 大	別筆、転用現	内	須恵器	摘要	VI-1	3-750
420 大大		内	須恵器	摘要	VI-1	3-750
420 *	人画の可能性がある	内	灰釉陶器	碗	VII	12-9-1
421 二	刻書き(焼成前)	底	灰釉陶器	碗	VII	4-634-2
422 □	「物」または「坂」の可能性がある	底	灰釉陶器	碗	VII-2	4-222
423 (二)		底	須恵器	小型壺	—	3-745
424 (罫)		側	灰釉陶器	碗	VII-2	6-3029
425 (加)	口は欠損	側	灰釉陶器	碗	VII	3-708
426 □	転用現。筆慣らしの可能性がある	底	須恵器	箱环	VI-1	—
427 □	筆慣らしの可能性がある	側	灰釉陶器	碗	VII-1	11-298
428 (罫)	「物」の可能性もある	底	灰釉陶器	碗	VII	11-302
429 □		底	灰釉陶器	碗	VII	4-711
430 □	墨ではなく、焼ムラ	側	須恵器	有台箱环	V-3	4-711
431 □		底	土師器	环身	—	4-714-2
432 (足)		側	土師器	环身	VII	4-705
433 (得)二		側	灰釉陶器	碗	VII	4-626
434 (升万)		底	灰釉陶器	碗	VII-2	6-3042-2
435 用		側	須恵器	有台环身	V-2・3	6-2937
436 □		底	須恵器	有台环身	V-2・3	4-765-3
437 □		底	須恵器	有台环身	V-2・3	4-870-4
438 □		底	須恵器	有台环身	V-1・2	4-836-4

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
E20ad-B(3区北)	8.2	3.3		6.6		30	灰色	湖西産	
X16g-W_OJ				10.2		20(底部)	灰青色	湖西産	
X16g-V1,OJ	13.7	5.1		8.3		20	灰青色	湖西産	
A15c-W_OF						15(底部)	淡灰青色	湖西産	
八2W-N_OH				8.6		30	灰色	猿投産カ	汚れ
八2-5W-N_OH						底部片	肌色	在地産	赤彩(内面)、煤付着(内面)
A15c-W_OF	13.1	3.5		7.0		60	灰褐色	吉名産	漆掛け灰釉、余切り、使用擦れ、H72
X16h-W_OJ	16.8	2.8		9.8		60	灰青色	湖西産	使用擦れ、汚れ
X16d-V1,OJ				9.4		40(底部)	白灰色	湖西産カ	
B16c-W_OA				7.6		50	灰色	二川産	系切り、自然釉、重焼痕、K90(新)
八5-6.OA				7.3		50	灰色	二川産	系切り→ナマ、煤付着、使用擦れ、O53
Y15h-V_OK				11.6		20(底部)	灰色	湖西産	赤彩(内面)
八4W-N_F_OF						底部片	にふい肌色	在地産	
Y16d-V1,OK						20(底部)	灰青色	湖西産	
E18a-W_緑,OM				8.0		25(底部)	明灰色	湖西産	
D17i-D18c-N_OM				12.0		25	灰色	湖西産	
D17i-D18e-N_OM						底部片	灰色	湖西産	
Y16b-V1,OK	13.2	3.6		10.8		40	灰青色	湖西産	
X16h-W_OJ	14.4	4.3		6.5		60	灰色	二川産	系切り、煤付着(内外面)、重焼痕、O53
X16h-N_OJ				7.4		80	灰色	二川産	爪形高台、煤付着(内外面)、汚れ、K90(新)
E18a-W_c,OM	15.0	4.4		7.0		60	明灰色	二川産	系切り、自然釉、重焼痕、使用擦れ、O53
A15c-W_OF						底部片	灰色	非瀬内	粗い砂粒
枝1-V				6.8		15	灰色	吉名産	須恵器風焼成、K90(新)
X16g-V1,OJ						30	灰青色	湖西産	重焼痕
A15e-V2,OF		10.1	9.2	天井部高0.7	50(底部)	50(底部)	灰白色	湖西産	汚れ
B16c-W_OA				6.0		20	肌色	在地産	赤彩(内面)、黒斑
A15a-V_OF				9.0		40	灰色	湖西産	汚れ(内面)
A15c-SK上,OF				7.0		40	灰褐色	吉名産カ	やや生焼、K90
八5-6.OA				7.0		20	灰色	二川産カ	須恵器風、重焼痕、汚れ、K90(新)
X16h-N_OJ	12.4	3.7		10.6		40	灰色	湖西産	大型砂粒、二段底
Y16c-V1(SW),OJ	13.6	4.0		10.4		40	灰色	湖西産	薄い同心円即日目、汚れ
X16g-Y4,OJ						30	灰色	湖西産	瓦質(口縁)、重焼痕
ホ6-V3,OD	14.0	3.2	14.9	8.0	天井部高1.9	30	灰色	湖西産	未調整、火拂
ホ6-V3SE周辺,OD					底部片				
A15f-SN,OF				6.6		60	灰褐色	二川産	系切り、汚れ、O53
X16d-V1SX周辺,OJ	11.3	4.0		7.9		20	灰色	湖西産	使用擦れ
D17e-Wc2,OH						20	青白色	湖西産	
八5-E_N_OH	16.8				摘拌2.7摘高1.2	40	灰白色	二川産カ	焼成やや不良、K90~O53
イ4-V1,OA		23.9				20	肌色	在地産	赤彩(全面)、环部片

F19g-SP50覆土上部(13次)	14.0	4.3		6.5		60	明灰色	二川産	自然釉、建物柱穴内、K90
F19g-SP09(13次)				7.2		30	明灰色	二川産	系切り、自然釉、重焼痕、建物柱穴内、O53
F20g-I(13次)						体部片	淡灰色	二川産	K90~O53
八5-6層位不明,OA				8.0		30	暗灰色	二川産	須恵器風、K90(新)
八5-VN縁上,OA	17.0	4.8		7.7		30	灰色	二川産	自然釉、重焼痕、汚れ、K90
八3-VN,OE	15.5	4.5		7.8		30	灰色	二川産カ	自然釉、重焼痕、汚れ、K90(新)
B15-140V1,OD						30	灰色	湖西産	瓦質(口縁)
X16h-W大溝西縁,OJ	15.0	4.4	15.8	6.6		70	灰褐色	吉名産	糸切り、自然釉、使用擦れ、焦げ、O53
A15c-W_OF	15.1	4.2		7.2		—	—	—	糸切り、所在不明
八3-Nc,OE	16.4	5.1		7.6		40	灰白色	二川産	自然釉、糸形高台、重焼痕、K90
B16c-W1,OA						5.1	20	灰色	湖西産
八2E-SU,OH,N	14.4					10	灰白色	猿投産	施釉、K90
B16c-W_OA	16.0	4.4		7.0		50	灰黄色	二川産	糸切り、やや生焼、煤付着、重焼痕、O53
—	13.0	3.1		10.8		95	暗灰色	二川産	使用擦れ、汚れ
D17e-Wb(c1-2合),OH	15.5	5.1		8.5		50	灰白色	猿投産	刷毛塗り灰釉、K14
D17e-Wc2,OH	16.4	4.3		7.5		90	青灰色	二川産カ	糸切り、自然釉、須恵器風、重焼痕、O53
A15c-W枝溝,枝1	14.4	3.7		7.0		40	灰色	吉名産	灯明皿カ、糸切り、施釉、煤付着、重焼痕、汚れ、O53
A15c-W枝溝,枝1	16.0	6.4		10.5		30	灰色	湖西産	汚れ
八5Ebs-V3,OE						底部片	にふい肌色	在地産	赤彩なし、汚れ
八5Ebs-V2,OE	12.6	3.9		6.3		—	—	—	赤彩(刷毛塗り)、口唇部沈線状、所在不明
ホ6-Na,OD	13.9	4.5		6.6		—	—	—	重焼痕、所在不明
八4E-SG中,OB,V	15.7	5.2		8.4		—	—	—	所在不明
八7E-V1,OB	14.8	4.0		10.8		—	—	—	煤付着、使用擦れ、所在不明
A15c-V2,OC	15.2	3.7		10.4		60	灰色	湖西産	煤付着(底部)、使用擦れ、汚れ
八4E-V3,SD	14.0	3.7		10.1		60	暗灰色	湖西産	ハラ記号、使用擦れ、汚れ
八4E-V2N,OD	15.0	3.4		9.8		70	灰色	湖西産カ	汚れ(底部)

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表 9

No	転文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
439 *		記号		側	須恵器	碗	V	4-836-3
440 □		單體らし		底	須恵器	有台环身	VI-1	6-1073-1
441 「石足」				底	須恵器	箱环	VI-1	4-899-1
442 葉原				内	須恵器	搞蓋	V-3	4-951-1
443 □				底	須恵器	有台环身	V-3	9-19
444 □				底	土師器	环身	Ⅳ	
445 「井」		刻書(焼成後)		底	土師器	台付碗カ	V	4-889-3
446 □				底	灰釉陶器	碗	Ⅳ	6-1028-4
447 賀				底	灰釉陶器	碗	VI-2	3-778
448 中寸				底	須恵器	有台环身	V	4-873-3
449 十				底	須恵器	碗	V	4-928-1
450 十				底	須恵器	有台环身	V	4-824-3
451 「得」				底	灰釉陶器	碗	Ⅳ	4-926-1
452 □				底	須恵器	碗	VI-Ⅳ	4-770-1
453 □				側	須恵器カ	碗	—	4-991-4
454 加		墨書きではなく焼ムラカ		底	須恵器	有台环身	V-3	4-929-5
456 竹田輝				底	須恵器	箱环	VI	4-796-2
457 「一」				底	須恵器	碗	V・VI	4-344-1
458 □				底	須恵器	有台环身	V-2-3	6-807-4
459 □				底	須恵器	有台环身	V-3	4-343-4
460 *		記号○		側	須恵器	有台环身	V-1-2	4-352-1
461 □				底	須恵器	簋	VI	6-621
462 「岩」				底	須恵器	箱环	VI	4-1535-2
463 □*		天地不詳		底	須恵器	有台环身	V	7-1849-1
464 「物」人				底	須恵器	箱环	VI	6-784
465 □				底	須恵器	箱环	VI	9-288

伊場遺跡(第11巻)

466 □	「第11巻」のNo67	側	灰釉陶器	碗	Ⅳ-2-Ⅴ	3-778
467 「得」	「第11巻」のNo190	側	灰釉陶器	碗	Ⅳ	4-852
468 □	「第11巻」のNo188	側	灰釉陶器	碗	Ⅳ	4-850
469 □□	「第11巻」のNo189	底	灰釉陶器	碗	Ⅳ	4-852
470 □	「寸」の可能性もある。墨(底部)、「第11巻」のNo193	側	須恵器	碗	V	4-473
471 足	「第11巻」のNo270	側	灰釉陶器	碗	Ⅳ-2-Ⅴ	4-1027
472 □	「万」または「力」の可能性がある。「第11巻」のNo278	側	須恵器	环身カ	Vカ	6-885
473 □	「第11巻」のNo433	底	須恵器	箱环	VI	9-79
474 印	「第11巻」のNo567	底	土師器	环身	Ⅳ	9-357
475 万昌		底	須恵器	皿	VI	9-249
476 康		底	須恵器	皿	VI	9-83
477 □		底	須恵器	皿	VI	12-58

城山1次

1 □	一部いたずら書き(出土後)	底	土師器	环身	Ⅳ	207
2 大		底	土師器	环身	Ⅳ	208
3 大		底	土師器	环身	Ⅳ	209
4 女	県史城山67(伊場遺跡・番号なし)	底	土師器	环身	VI	210#
5 太		底	土師器	环身	Ⅳ	211
6 大		底	土師器	有台皿	Ⅳ	214
7 大		底	土師器	有台碗	Ⅳ	215
8 太		底	土師器	有台碗	Ⅳ	216
9 足		底	須恵器	系切碗	Ⅳ	255
10 三	県史城山43(伊場遺跡257)	底	灰釉陶器	碗	Ⅳ	257
11 又	県史城山52(伊場遺跡259)	底	灰釉陶器	碗	VI-2	
12 大		底	須恵器	有台皿	VI-1	266
13 □	天地不詳	側	灰釉陶器	碗	VI-2	
14 太	墨痕(底部「太」の下)。県史城山75(伊場遺跡302)	側	灰釉陶器	碗	VI-1	302
15 太		底	灰釉陶器	碗	VI-1	303
16 「宝相草文」	所在不明	底	灰釉陶器	—	—	国大報告261
17 「宝相草文」	所在不明	底	灰釉陶器	—	—	国大報告262

城山2次

1 望	県史城山34	内	須恵器	搞蓋	VI-2	3-2-P26
2 丁	県史城山32	底	須恵器	箱环	VI	2×3-2-P38
3 □□	天地不詳	底	須恵器	箱环	VI	3-2-P127
4 「田」道嶋	県史城山18「×[田]道嶋」、遺物編「[田]道嶋」	底	須恵器	有台皿	VI	3-2-P130
5 □		底	須恵器	系切碗	VI	3-2-P86-1
6 太		底	須恵器	有台皿	VI-1	3-2-P83
7 太	煤付着	底	須恵器	有台皿	VI-1	注記なし
8 太		底	土師器	环身	VI-1	3-2-P90
9 太		底	須恵器	有台皿	VI-1	3-2-P94
10 □	「太」または「大」の可能性がある	底	須恵器	有台环身	VI-1	3-2-P125
11 仁		底	灰釉陶器	碗	VI	3-2-P37
12 明月	県史城山62「明」	底	灰釉陶器	碗	VI-2	3-2-P109
	県史城山62「明」	側				

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
イ4E-V2N,OD				7.8		40	灰白色	湖西産	未調整(板目)、瓦質(口縁)
A15g-V,OG	15.0	4.7		10.8		50	にいの灰色	湖西産	使用擦れ、汚れ
ホ6-V3SE,横,OD	13.4	3.3		10.6		—	—	湖西産	使用擦れ、所在不明
ホ6-SE中,OD,V	3.9	17.8			摘拌2.7換高1.1	30	暗灰青色	湖西産	自然釉
Y16c-V,OL				10.5		—	—	—	所在不明(刷毛痕の跡)内
	13.1	3.4		6.4		—	—	—	赤彩(刷毛痕), 煙付着、所在不明
A15f-W-Vエリ付近,OF	15.4	4.7		10.6		—	—	—	赤彩か、所在不明
B16-SC上,OA,W	16.6	4.4		7.8		50	灰茶色	二川産	施釉、汚れ、K90
ホ6-V3,OD				12.0		20(底部)	灰青色	湖西産	汚れ(内面)
ホ6-V3NSE周辺,OD	14.7	4.1		6.4		30	灰色	湖西産	強いノタメ、使用擦れ、汚れ
イ4E-V2NSE上,OD				10.5		30(底部)	灰色	湖西産	薄い同心円叩印、使用擦れ、汚れ
ホ6-V3NS周辺,OD	13.0	3.9		7.2		30	明灰色	狼投産	漬掛け灰釉、系切り、H55-H72
イ4N-V1,OD	13.0	4.1		7.4		70	暗灰黄色	湖西産	火薙、内当具痕
ホ6-V,OD				12.0		10(1縁)	灰黄色	狼投産	汚れ(全面)
ホ6-V2N,OD				9.4		50(底部)	暗灰黄色	湖西産	
イ4-V2中央,OD						底部片	暗灰黄色	湖西産	
ロ9-V溝隠窓地,OB	14.0	4.2		6.0		30	灰色	湖西産	
A15g-V,OG	14.1	4.3		9.3		—	—	—	使用擦れ、所在不明
ロ9W-V溝西,OB	12.6	4.4		10.3		—	—	—	所在不明
ロ9-V,OB	15.2	4.6		10.5		60	灰色	湖西産	煤付着(底部)、汚れ
A15e-V,OF	18.4				盤高1.9	20	暗灰黄色	湖西産	
イ7-V3,OC						底部片	灰色	湖西産	
枝4-V上				9.8		10(底部)	灰色	湖西産	
A15e-V SQ中,OF						底部片	灰色	湖西産	
X16d-V1SX,OJ	11.6	3.7		8.0		40	灰色	湖西産	系切り、口唇部沈線状
B16CS上	16.0					20(1縁)	灰色	二川産	汚れ、K90-O53
A15f-V-SK上	12.8					10(1縁)	灰黄色	吉名産	やや生焼、O53-H72
A15f-V-SK上				6.2		80	灰黄色	吉名産	系切り、高台潰れ、汚れ、H72
A15f-V-SK上				6.6		50(底部)	明灰色	二川産	漬掛け灰釉、汚れ、O53
A15e-SK						底部片	灰色	湖西産	未調整、使用擦れ、汚れ
A15f-SN中	14.9					15(1縁)	明灰色	二川産	汚れ、K90-O53
SS	15.0					10(1縁)	灰色	湖西産	汚れ
SX						底部片	灰色	湖西産	
E18aV2-SX1上	12.2	3.4				60	肌色	在地産	赤彩(丹を刷毛塗り・底部除く)
Y16f-V-V1	14.4	2.5				30	灰色	湖西産	やや瓦質、黒変(口縁)
Y15h-V2						40	灰色	湖西産	黒変(口縁)
X16d-B'						25(底部)	灰色	湖西産	汚れ
	12.3	3.6		7.3		60	にいの肌色	在地産	赤彩(底部除く)
10	12.7	3.7		7.3		70	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、焼垂、口唇部沈線状
6	13.0	3.2		8.1		40	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、板目(底部)、口唇部沈線状
12-4 BW	12.4	3.5		8.7		40	にいの肌色	在地産	赤彩(底部除く)、口唇部沈線状
	11.9	3.8		7.3		完形	にいの肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部沈線状
55	14.4	1.9		6.9		50	灰褐色	在地産	赤彩(内面)、角高台模様*
29	16.7	5.8		8.4		60	肌色	在地産	赤彩(全面)、口唇部沈線状
72				8.6		60(底部)	肌色	在地産	赤彩(底部除く)
	13.4	4.2		6.9		60	灰色	狼投産	系切り、ノタメ(内面)、使用擦れ
				6.6		80	明灰色	狼投産	自然釉、輕日高台、重燒痕
				6.8		60(底部)	灰色	狼投産	重燒痕、K90(新)、二川産
	14.3	2.5		8.2		40	灰色	狼投産	角高台、焦げ、使用擦れ
				7.2		50(底部)	灰色	二川産	無釉か、K90(新)
74						70	灰色	狼投産	刷毛塗り灰釉、自然釉、K14
78	17.3	4.8		8.0		80	灰色	狼投産	自然釉、角高台、K14
87	14.9	4.6		7.9		底部片	—	—	報告書再トレース
						底部片	—	—	報告書再トレース
坪10-V層		3.1	11.6		摘拌1.6換高1.2	70	灰色	湖西産	瓦質(口縁)、逆位焼成、重燒痕
坪31第IV層	11.8	2.9		8.7		40	灰白色	湖西産	使用擦れ
ホレ I-IV層						30(底部)	灰色	湖西産	大型箱坏、焦げ
拉張区A-IV層				15.0		5	灰色	湖西産	
拉張区A-IV層	14.1	4.3		7.1		50	黄赤色	湖西産	系切り、燒成不良
坪17-V層				8.3		60	黄褐色	狼投産	使用擦れ
拉張区A-IV層				8.0		60	黄褐色	狼投産	赤彩(口縁)
拉張区A-IV層	12.2	3.7		8.0		40	肌色	在地産	ざらつき
拉張区A-IV層	15.1	2.3		8.1		60	灰青色	狼投産	やや生焼
坪20-II層	14.1	4.1		8.6		40(底部)	明黄灰色	狼投産	漬掛け灰釉、系切り、重燒痕、O53
拉張区C-III層				8.0		80	灰白色	吉名産	深碗か、自然釉、重燒痕、K90

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表10

No	転文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
13 用	県史城山46			底	灰釉陶器	皿	VII-2	#110
14 仁	県史城山51			底	灰釉陶器	碗	VII-2	#123
15 「足」				底	灰釉陶器	碗	VII-2	#124
16 □	「鶴」の可能性もある			底	土師器	环身	VII	#129
17 女□	「鶴」の可能性もある			底	土師器	环身	VII	#122
18 □	転用鏡。県史城山66			底	須恵器	箱环	VII	#121
19 □	転用鏡			底	須恵器	皿	VII	#128
城山3次								
1 葉原	県史城山19・県史考古三677-3			底	須恵器	有台环身	VII-1	#104
2 竹田里	県史城山10・県史考古三676-4			底	須恵器	有台环身	V	#147
3 (竹)田郷□□□	県史城山17「(竹)田郷」、報告書「(竹)田郷」	内	報告書「(竹)田郷」	側	須恵器	箱环	VII-1	#141
3 □人万呂	県史城山17「□大〔万呂〕」、報告書「□大〔万呂〕」	底			須恵器	箱环	VII-1	#141
4 竹田(鶴)	県史城山11・遺物編「竹田□」	内	須恵器	掩盖	VII-1	#98		
5 竹田	県史考古三676-1	外	須恵器	掩盖	VII-1	#170		
6 □田鶴(成)	県史城山5・県史城山6・報告書「(鶴)田鶴成」、県史考古三676-8 「(鶴)田鶴成」	底	須恵器	有台环身	V-3	— 2次調査分		
7 □	4本羅。筆慣らしの可能性もある	底	須恵器	有台环身	V	#149		
8 居	県史城山63	側	須恵器	系切腕	VII・VIII	#28		
9 居太	県史城山50「[太]」、報告書「居太」	底	須恵器	系切腕	VII・VIII	#47		
10 □(田)	転用鏡(内底)。県史城山64・報告書「□田」	底	須恵器	皿	VII	#65		
11 □本	県史城山56	底	土師器	环身	—	#136		
12 刈	県史城山1・県史考古三677-1	内	須恵器	掩盖	V-3	#123		
13 □(殿)	県史考古三676-6×「(殿)」	底	須恵器	有台环身	V	#124		
14 少穀殿	県史城山3「少穀殿」□(爆痕)」、 県史考古三676-7・報告書「少穀殿」	底	須恵器	有台环身	V-3	#118		
15 穀殿	県史城山4・報告書「□穀殿」	内	須恵器	掩盖	V-2・3	#158		
16 竹田淨	県史城山13・県史考古三677-9	底	須恵器	皿	VII	#125		
17 竹田知刀自女	県史城山12「(諺)伊場道路17」・県 史考古三677-4	底	須恵器	有台环身	V-3	#93		
18 淨成女	県史城山14「(淨)成女」、県史考古 三677-6・報告書「竹田成女」	底	須恵器	箱环	VII-1	#8		
19 □田女	「手」または「手」の可能性がある。 県史城山20「手田女」、報告書「刀」 「田女」	底	須恵器	有台环身	V-3	#132		
20 竹田成	県史城山16	底	須恵器	碗	VII-1	#48		
21 成女	県史城山15「×(成)女」、報告書 「成女」	底	須恵器	系切腕	VII・VIII	#86		
22 安万呂*	県史城山22「□万呂*」、報告書 「安万呂*」	底	須恵器	皿	VII	#159		
23 □□	天地逆。県史城山24「□□」、報告書 「安」	側	須恵器	高环	VII	#144		
24 赤(坂)	県史城山7「赤□」、報告書「安□」	内	須恵器	掩盖	V・VII	#227		
25 「安」*	県史城山23「×(安)*」、報告書 「安」*	底	須恵器	箱环	VII	#145		
26 万呂	県史城山21	底	須恵器	有台皿	VII	#228		
27 □万□	3文字目は「呂」の可能性もある。 県史城山27	底	須恵器	箱环カ	VII	#216		
28 □麻	県史城山28	底	須恵器	箱环	VII	#90		
29 □方	報告書「□鶴」	内	須恵器	掩盖	VII	#108		
30 (川)邊□	県史城山26「(川)邊」、報告書「□ (鶴)」	底	須恵器	箱环	VII	#109		
31 神□□□	2文字目の偏は「子」。転用鏡#(内 面)、県史城山25「神(孫萬呂)」、 報告書「神□□□」	底	須恵器	有台皿	VII	#235		
32 □(須)□*	1文字目は「花」の可能性がある。 県史城山57「住□□*」、報告書 「住□*」	底	須恵器	箱环	VII	#86		
33 赤□□□	県史城山8・報告書「赤□□」	内	須恵器	掩盖	V-3	#252		
34 人	墨(削口・内面)。県史城山29「人」、 報告書「□人」	底	須恵器	有台环身	V・VII	#164		
35 太		外	須恵器	平頂蓋	VII	#58		
36 太	転用鏡#(内面・墨わざか)	外	須恵器	平頂蓋	VII-1	#55		
37 太	転用鏡(内面)	底	須恵器	皿	VII	#50		
38 太		底	須恵器	箱环カ	VII	#247		
39 「太」		底	須恵器	箱环	VII	#1		
40 太	県史考古三677-8	底	須恵器	箱环	VII	#49-85		
41 太		底	須恵器	箱环	VII	#51		
42 太		底	須恵器	箱环	VII	#81		
43 太		底	須恵器	皿	VII	#226		
44 太		底	須恵器	皿	VII	#11		

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
拡張区C第Ⅲ層	14.8	3.3		7.0		60	灰色	吉名産	重焼痕、K90(新)
拡張区C-Ⅲ層				7.9		90(底部)	灰色	吉名産	糸切り、重焼痕、O53
拡張区C-Ⅲ層				7.1		30(底部)	灰黄色	吉名産	K90
拡張区C-Ⅲ層	11.8	3.1		6.3		70	明肌色	在地産	赤彩なし
トランクI-N層						30(底部)	灰青色	湖西産	ヘラ記号(／)内面、No.19と同一個体
トランクI-溝内	11.6	3.3		8.1		25	灰青色	湖西産	
坪31-Ⅲ層									No.17と同一個体、接点なし
A10B40-IVa					7.7	40(底部)	暗灰色	湖西産	使用擦れ、汚れ(内面)
A20B30-IVa					9.3	40(底部)	灰色	湖西産	瓦質(少し)、薙付着(内面)、汚れ
A20B10-IVa	12.3	3.9		9.5		40	灰色	湖西産	汚れ(全体)
A20B50-IV				13.6		10	灰色	湖西産	逆位焼成、自然釉
A10B30-IVa				18.7		20	灰色	湖西産	
拡張区A第Ⅳ層	13.7	3.7		10.1		60	灰色	湖西産	重焼痕
A10B30-IVa				9.6		30(底部)	灰色	湖西産	瓦質
A20B40-III				6.9		40	灰褐色	猿投産カ	糸切り、やや軟質
A10B30-III				6.0		80(底部)	灰黄色	猿投産カ	糸切り、焼成や不良
A20B50-IIIb	15.2	3.0		8.5		20	灰青色	湖西産	汚れ
A10B30-IVa						底部片	明肌色	在地産	赤彩(全面)
A10B30-IVa	3.8	16.0				70	明灰色	湖西産	緑色自然釉
A10B30-IVa				10.8		50(底部)	灰色	湖西産	汚れ(内面)
A10B30-IVa	14.4	3.8		10.4		70	にぶい灰色	湖西産	薄い器壁、汚れ(内面)
A10B30-IVa				19.0		5	灰色	湖西産	自然釉
A10B30-IVa	16.0	1.6				80	青灰色	湖西産	未調整、静止ナマ(内面)
A20B50-IV				9.4		50	灰色	湖西産	使用擦れ、汚れ(漆)
A0B10-中世講	12.5	3.8		10.5		30	明灰色	湖西産	瓦質(口縁部外)、口唇部内傾面
A10B30-IVa				10.4		40(底部)	青灰色	湖西産カ	硬質(須器質)
A10B40-IIIb				7.9		80(底部)	灰色	猿投産カ	ヘラ記号(／)
A0B0-III				8.0		20	白灰色	在地産カ	糸切り
A10B20-IVa						20(底部)	灰色	湖西産	
A20B40-IVb						50(脚部)	灰色	湖西産	盤形坏部
A10B30-IVa						天井部片	灰色	湖西産	
A10B30-IVa				9.2		10(底部)	白灰色	湖西産カ	
A10B30-IVa				15.4		5(底端)	灰白色	湖西産	
A20B40-III						底部片	灰白色	湖西産	
A10B40-III						20(底部)	灰青色	湖西産	ヘラ記号(／)
A10B40-IVb						15	明灰色	湖西産	自然釉、暗灰色(内面)
A10B40-IVa						底部片	灰色	湖西産	
A10B30-IVa				9.9		80(底部)	白灰色	猿投産カ	生焼
A0B0-III				8.0		40(底部)	灰白色	湖西産	汚れ(内面)
A10B30-IVa				18.0		5	灰白色	湖西産	自然釉
A20B30-IVb?					7.7	40(底部)	灰青色	湖西産	ヘラ記号(／)、同心円凹凸(内面)、高台欠損
A10B30-IIIa	2.2	13.6				98	白灰色	湖西産	重焼痕、黒変(口縁)
A10B50-IIIa	2.1	12.8				60	灰色	湖西産	
A10B40-IIIb						40(底部)	灰色	湖西産	
A10B50-II						20(底部)	灰色	湖西産	
A10B40-II	12.2	3.4		9.3		40	灰色	湖西産	
A10B40-IIIb	12.1	4.1		7.8		95	灰白色	湖西産	瓦質、黒変(口縁部外)
A10B40-IIIb				8.8		50(底部)	白灰色	湖西産	
A10B30-III				7.9		80(底部)	青灰色	湖西産	
A10B50-IIIb	15.2	2.6		10.1		40	灰色	湖西産	火葬、口唇部玉環状、使用擦れ、汚れ
A10B30-IIIa						50(底部)	灰白色	湖西産	薙付着

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表11

No	撰文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
45 □		「太」または「大」の可能性がある。 報告書「[太]」	底	頃忠器	箱环	VII	ギ45
46 太	県史城山78		底	頃忠器	箱环	VII	ギ154
47 太			底	頃忠器	有台环身	VII-1	ギ41
48 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ97
49 太	県史考古三678-1		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ10
50 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ33
51 [太]	墨が薄い		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ5
52 □		「太」または「大」の可能性がある。 県史城山76「□」あるいは大か太か」、 報告書「[太]」	底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ16
53 太	報告書「(なし)」		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ156
54 太	転用硯(内面)		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ64
55 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ30
56 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ128
57 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ72
58 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ54
59 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ59
60 太	底部を墨塗り。県史考古三679-1		側	頃忠器	系切碗	VII	ギ38
61 □		「太」または「大」の可能性がある。 県史考古三678-2・報告書「[太]」	底	頃忠器	箱环	VII	ギ173
62 太	県史城山77「□」、県史考古三678-2 ・報告書「太」		側	頃忠器	箱环	VII-2・VIII	ギ157
62 太	県史城山77、県史考古三678-2「な し」		底	頃忠器	箱环	VII-2・VIII	ギ157
63 太			底	頃忠器	系切碗	VII	ギ103
64 太			底	頃忠器	系切碗	VII	城4-ギ4
65 太			底	頃忠器	系切碗	VII	城4-ギ6
66 太	県史考古三679-2		底	頃忠器	系切碗	VII	ギ75
67 太	No67-70・72同筆		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ22
68 太	県史考古三679-5		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ26
69 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ36
70 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ71
71 太	県史城山49「佐〔太〕」、報告書「太」		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ82
72 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ172
73 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ174
74 太	報告書「[太]」		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ240
75 □	「太」の可能性もある。報告書「[太]」		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ53-60
76 [太]			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ165
77 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ2
78 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ238
79 太	転用硯(内面)		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ70
80 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ14
81 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ177
82 □	「太」の可能性もある。報告書「[太]」		側	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ13
83 太			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ211
84 [太]	「大」の可能性もある。報告書「[太]」		底	灰釉陶器	碗	VII-1	ギ76
85 太			底	灰釉陶器	碗	VII-1	ギ210
86 太			底	灰釉陶器	碗	VII-1	ギ245
87 泰	報告書「太」		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ213
88 太	報告書「[太]」		底	灰釉陶器	皿	VII	ギ67
89 太			底	灰釉陶器	碗	VII-2	ギ135
90 □	「太」の可能性もある。報告書「[太]」		底	灰釉陶器	碗	VII	ギ21
91 太			土師器	环身	VII	ギ40	
92 太	No94と同筆。県史考古三678-8		土師器	环身	VII	ギ117	
93 太			土師器	环身	VII	ギ99	
94 太	県史考古三678-7		土師器	环身	VII	ギ57	
95 太	県史考古三678-6		土師器	环身	VII	ギ61	
96 太			土师器	环身	VII	ギ218	
97 □	報告書「太」		土师器	有台碗	VII	ギ113	
98 太	報告書「大」		土师器	环身	VII-2	ギ18	
99 太	「大」の中点がかすれ。報告書「大」		土师器	有台碗	VII	ギ42	
100 大	県史城山74		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ46
101 [太]	「大」の可能性もある。		底	土师器	皿	—	ギ102
102 貞	県史城山47・県史考古三679-3		側	頃忠器	系切碗	VII	ギ29
103 丸	県史城山44「丸」、報告書「有」		底	頃忠器	有台碗	VII-1	ギ105
104 丸	県史城山35「有」、報告書「有」		底	頃忠器	箱环	VII-2	ギ19
105 [魯]	県史城山55		底	灰釉陶器	皿	VII-2	ギ129
106 []			側	灰釉陶器	碗	VII	ギ83
107 []	「屋」または「戸主」の可能性がある。 県史城山54「[為]」、報告書「主」		底	頃忠器	箱环	VII・VIII	ギ161
108 □	「望」または「戸主」の可能性がある。 県史城山58「[主]」、報告書「[住]」		底	頃忠器	有台碗	VII	ギ130
108 □	県史城山71「□」(あるいは山か)」、 報告書「[専]」		底	頃忠器	有台碗	VII	ギ130

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考	
A10B30-III					8.3	20(底部)	灰青色	湖西産		
A20F30-III b					8.4	20(底部)	灰青色	湖西産		
A20B40-III a	14.6	4.2			8.4	40	灰色	猿投産	有白綿カ、コテナデ(内底)	
A20B50-III b	13.6	5.0			7.6	60	灰茶色	猿投産	重焼痕、使用擦れ	
	14.2	4.2			8.7	60	灰褐色	猿投産	コテナデ	
A20B50-III a					8.4	70	灰褐色	猿投産	コテナデ、重焼痕	
A20B40-II					8.6	50	灰色	猿投産	コテナデ、重焼痕	
A20B0-III a					8.0	40(底部)	灰色	猿投産		
A20B30-IV a					8.5	60(底部)	灰色	猿投産		
A20B50-III b					8.4	100(底部)	灰褐色	猿投産		
A20B50-III a					7.5	90(底部)	青灰褐色	猿投産	コテナデ	
A20B30-III b					8.0	95(底部)	灰黄色	猿投産	コテナデ、煤付着(外面)	
A20B40-III b					8.4	95(底部)	灰色	猿投産	コテナデ、煤付着(高台)、重焼痕	
A20B50-III					8.0	80(底部)	灰色	猿投産	コテナデ	
A20B50-III					7.8	80(底部)	暗青灰褐色	猿投産	高台別色	
A20B40-III a	12.2	3.2			5.8	70	灰褐色	猿投産	糸切り	
A10B30-III b	12.1	3.7			8.0	40	灰白色	湖西産	瓦質(口縁部外面)	
A20B30-IV a		9.0	4.0		6.0	60	暗灰褐色	湖西産	糸切り、口唇部内傾面	
A20B40-IV a					6.6	20(底部)	灰白色	湖西産カ	糸切り、瓦質(口縁部外面)	
A20B40-III a					6.2	60	灰褐色	猿投産カ	糸切り、煤付着	
A30B30-III					6.3	90(底部)	灰黄色	猿投産カ	糸切り、燒成不良	
A20B40-III a	13.3	4.5			5.6	40	灰青色	湖西産カ	糸切り、自然軸(口唇部)	
A20B30-II	14.6	2.4			8.0	95	灰褐色	猿投産	重焼痕、使用擦れ	
A20B40-III a	14.7	2.5			8.1	80	黄褐色	猿投産	糸切り、燒成不良	
A20B40-III b	15.2	2.6			8.6	70	黄褐色	猿投産	糸切り、燒成不良	
A20B40-III b	14.7	2.5			7.8	70	灰褐色	猿投産	糸切り、燒成不良	
A20B30-III	15.1	2.3			7.7	60	黄褐色	猿投産	糸切り、燒成不良	
A10B20-IV a	14.6	2.5			8.5	50	黄褐色	猿投産	糸切り、汚れ	
A10B30-III b	15.2	2.3			7.6	80	黄褐色	猿投産	糸切り、使用擦れ、汚れ	
A20B50-IV a					7.5	30	暗青灰褐色	猿投産	高台別色(Ng59と類似)	
A10B50-III a					7.6	60(底部)	黄褐色	猿投産	糸切り、重焼痕	
A20B30-III b					7.6	50(底部)	灰褐色	猿投産	糸切り	
A10B40-III					7.8	80	灰褐色	猿投産	糸切り、煤付着(全面)	
A20B30-IV a	12.6	2.3			8.0	70	暗灰青色	猿投産	糸切り、高台別色	
A20B40-III b					8.0	80	黄褐色	猿投産		
A20B40-III					8.3	50(底部)	灰褐色	猿投産		
A10B30-IV a					8.1	70	灰黄色	猿投産	糸ナデ	
A20B30-III					8.2	20(休部)	灰黄色	猿投産	糸ナデ	
A10B30-II					8.2	30(底部)	灰色	猿投産	高台変形	
A20B40-III b					7.0	25(底部)	白灰色	猿投産カ	自然軸、K14、二川産カ	
A10B30-II					6.6	25(底部)	明灰色	猿投産	施釉、K14	
A10B40-II					7.8	15(底部)	明灰色	猿投産	自然軸、K14	
A10B50-II					6.8	80(底部)	明茶色	猿投産	ノタメ、K14	
A20B50-III b					6.4	40	灰色	二川産カ	糸切り、瓦形高台、重焼痕、O53	
A20B50-III b					8.3	60	褐灰色	猿投産カ	糸切り→ケズリ、自然軸、重焼痕、K90	
A20B40-III					6.4	10(底部)	灰白色	猿投産カ	糸切り、瓦形高台、重焼痕、O53	
A10B30-III b					12.5	3.7	6.0	70	にぶい乳色 在地産	
A10B30-IV a					12.4	3.4	6.7	85	明乳色 在地産	
A20B40-III					12.3	3.3	8.0	40	肌色 在地産	
A10B30-III					11.9	3.2	7.0	完形 在地産	淡肌色 在地産	
A10B50-III b					13.0	3.3	8.4	60	暗肌色 在地産	
A10B30-III					11.7	3.5	6.0	25	暗肌色 在地産	
A20B30-III b						8.1	80(底部)	白肌色 在地産	赤彩(内面)	
A10B50-III a							底部片	赤肌色 在地産	赤彩カ(内面)	
A20B40-III a							95(底部)	暗肌色 在地産	黒斑、使用擦れ	
A10B30-III							8.2	50	灰褐色 猿投産	糸ナデ、重焼痕
A10B50-IV a							15(底部)	肌色 在地産	赤彩(底部除く) 黒斑	
A20B40-III a	13.1	4.5			6.3	70	灰色	猿投産カ	糸切り、使用擦れ	
A20B40-III b					8.6	50(底部)	灰色	猿投産		
A10B10-III a						30(底部)	明灰色	湖西産		
A20B30-III b					6.8	70	灰白色	猿投産	糸切り→ケズリ、重焼痕、K90	
A20B30-III					6.7	100(底部)	明灰色	吉名産	糸切り→ケズリ、O53	
A10B30-IV a							底部部	灰色		
A20B0-IV b					9.0	95(底部)	灰白色	湖西産カ		

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表12

No.	転文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
109 □ 為	県史城山53「〔為〕」、報告書「□」	側 底	灰釉陶器	碗	VII-2	ボ4	
110 木 木	県史城山59	側 底	灰釉陶器	碗	VII-2	ボ160	
111 □ 足	県史城山38・報告書「〔術〕」	底	須恵器	箱坏	VII-2・III	ボ62	
112 足	県史城山60・県史考古三678-10	側 底	須恵器	有台皿	VII-1	ボ73	
113 足	県史城山61	底	須恵器	碗	VII-2	ボ95	
114 西	県史城山48	底	須恵器	有台碗	VII-1	ボ31	
115 十	県史城山45・県史考古三676-3・報告書「〔十〕」	内	須恵器	搞蓋	V	ボ106	
116 田	県史城山65・報告書「〔田〕」	外 底	須恵器 須恵器	搞蓋 箱坏	V・VI VII	ボ175 ボ69	
117 (宝相草文)	県史考古三678-5	底	須恵器	系切碗	VII	ボ63	
118 (宝相草文)	県史考古三678-5	底	須恵器	有台皿	VII-1	ボ34	
119 (宝相草文)	県史考古三678-4	底	須恵器	有台碗	VII-1	ボ15	
120 (宝相草文)	県史考古三678-4	底	須恵器	有台碗	VII-1	ボ87	
122 (宝相草文)	県史考古三678-4	底	須恵器	碗	VII-2	ボ214	
123 (宝相草文)	県史考古三678-4	底	須恵器	有台皿	VII-1	ボ222	
124 (罫) (邊) 子	県史城山33・県史考古三676-2「置 〔字〕」、報告書「置字」	底	須恵器	有台环身	V	ボ146	
125 □	絵の可能性もある。報告書「□ (輪)	底	須恵器	箱坏	VII	ボ37	
126 □	絵の可能性もある。県史考古三679-4 「□」、報告書「□(輪)	側 底	灰釉陶器	碗	VII	ボ94	
127 □ □	報告書「□□□□□」	底	土師器	环身	—	ボ23・168	
128 □ 万 * *	報告書「□□□」	内	須恵器	搞蓋	VI	ボ32	
129 □ □	報告書「□□」	底	須恵器	有台环身	V	ボ127	
130 □ 主 □	県史城山2(□主(輪))、報告書 「□□」	内	須恵器	搞蓋	V	ボ215	
131 □	報告書「□□」	底	須恵器	碗	—	ボ221	
132 □	天地不詳。報告書「□□」	内	須恵器	搞蓋	VII-1	ボ231	
133 □	絵の可能性もある。報告書「□□」	側 底	灰釉陶器 須恵器	段皿 箱坏	VII-1・VII VI・VII	ボ66 ボ223	
134 □	報告書「□□」	底	須恵器	箱坏	VI・VII	ボ223	
135 □	報告書「□□」	底	須恵器	箱坏	VII	ボ68	
136 (安) 万 吕 *	軸用規(内面)。報告書「□□」	底	須恵器	盤	VII-1	ボ56	
137 □ 大	報告書「□□」	底	須恵器	皿	VII-2	ボ92	
138 □	報告書「□□」	内	須恵器	搞蓋	V	ボ151	
139 □	「方」または「万」の可能性がある	内	須恵器	搞蓋	V	ボ162	
140 置	「正」の可能性もある。報告書「□」	内	須恵器	搞蓋	V	ボ4243	
141 赤 □	報告書「□」	底	須恵器	有台环身	V-3・VII	ボ224	
142 □	報告書「□」	底	須恵器	有台环身	V	ボ163	
143 (五)	報告書「□」	底	須恵器	有台环身	V-3	ボ233	
144 □	報告書「□」	底	須恵器	有台环身	V	ボ150	
145 (主)	県史城山9「赤」、報告書「□」	底	須恵器	有台环身	V	ボ249	
146 □	「大」または「太」の可能性がある	底	須恵器	皿	VII	ボ96	
147 □	報告書「□」	内	須恵器	搞蓋	V	ボ166	
148 *	三菱状の記号の可能性がある。県史 考古三677-2	内	須恵器	搞蓋	V	ボ236	
149 (地)	県史城山37「池」、報告書「□」	外	須恵器	搞蓋	VI	ボ148	
150 (升)	報告書「□」	外	須恵器	平頂蓋	VII-1	ボ17	
151 子 *	子を丸く開く。県史考古三677-7・報 告書「□」	側	須恵器	箱坏	VII	ボ80	
152 池 □	県史城山36「池□」、県史考古三 677-5・報告書「□」	底	須恵器	箱坏	VI	ボ131	
153 □	天地不詳。県史考古三676-5	底	須恵器	碗	VII	ボ237	
154 □	報告書「□」	外	須恵器	搞蓋	VII-1	ボ25	
155 □	報告書「□」	底	須恵器	皿	VII	ボ52	
156 人 (万)	県史城山31「人□」、報告書「□」	底	須恵器	皿	VII-2	ボ137	
157 □	天地不詳	底	須恵器	箱坏	VII	ボ77	
158 □	天地不詳	底	須恵器	箱坏	VII	ボ84	
159 □	偏は「木」・「利」・「才」の可能性が ある	底	須恵器	箱坏	VII	ボ88	
160 □	底	須恵器	系切碗	VII	ボ89		
161 □ □ *	県史城山69「□(あるいは少カ)」、 報告書「□」	側	須恵器	皿	VII・VIII	ボ101	
162 □	報告書「□」	底	須恵器	箱坏	VII・VIII	ボ140	
163 □	報告書「□」	底	須恵器	皿	—	32ボ169	
164 □	「大」または「太」の可能性がある	底	須恵器	皿	—	32ボ116	
165 □	報告書「□」	底	須恵器	皿	—	ボ176	
166 □	報告書「□」	底	須恵器	皿	—	ボ225	
167 (助)	報告書「□」	底	須恵器	箱坏	—	ボ232	
168 □	「缶」の可能性もある	底	須恵器	箱坏	—	ボ246	
169 □	「太」の可能性もある	底	須恵器	有台碗	VII-1	ボ27	
170 □	「太」の可能性もある	底	須恵器	有台碗	VII-1	威4・ボ5	
171 □	「太」の可能性もある	底	須恵器	有台碗	VII-1	ボ43	
172 □	「太」の可能性もある	底	須恵器	有台碗	VII-1	ボ9	

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
A30B30-IVa					7.6	80(底部)	灰白色	狼投産カ	自然釉、重焼痕、K90
A10B10-IVa					8.0	40	灰褐色	狼投産カ	自然釉、重焼痕、K90
A20B50-IIIb					7.0	80(底部)	灰白色	湖西産カ	瓦質(口縁部外面)、胎土緻密
A20B40-IIIb	14.8	2.7			7.8	定形	灰青色	狼投産	重焼痕、汚れ(内面)
A20B50-IVa					6.0	30(底部)	灰青色	湖西産	未調整
A20B50-IIIa					7.8	95(底部)	灰茶色	狼投産	コテナデ(ケズリ状)
A10B40-IIIb			16.3			10	灰色	湖西産	
A0B0-IIIa						10	灰白色	湖西南	摘み欠損
A20B40-IIIb					7.6	30(底部)	灰白色	湖西南カ	瓦質(口縁部外面)、胎土緻密 系切り
A20B50-IIIb					6.7	80	灰黃色	狼投産カ	コテナデ、重焼痕
A20B50-IIIa	14.9	2.7			8.2	80	暗灰青色	狼投産カ	コテナデ、重焼痕
A20B50-IIIa					7.8	25(底部)	灰青色	狼投産カ	
A20B40-IIIb					6.0	60(底部)	灰色	狼投産	コテナデカ、K14類似の高台
A20B40-IIIa					6.2	20(底部)	灰褐色	狼投産	未調整
A10B0-III					6.4	30(底部)	灰黃色	狼投産	
A10B0-IVa	16.2	4.4			11.1	60	暗灰色	湖西南	やや瓦質
A20B30-III	12.3	4.0			7.7	45	灰色	湖西南	糸切り、焦げ、汚れ(内面)
A20B50-III	14.2	4.0			6.2	70	暗灰色	二川産カ	糸切り→ナデ、須恵器風焼成、粗い胎土、重焼痕、O53
A10B30-IVa					7.5	30(底部)	明肌色	在地産	赤彩(底部を除く)、黒庶(内面)
A20B50-IIIa						10	灰色	湖西南	摘み欠損
A10B30-IVa					10.2	50(底部)	灰色	湖西南	
A10B30-III						20	明灰色	湖西南	自然釉
A10B0-III						30(底部)	灰白色	湖西南	
A10B30-IVa			14.5			10	灰青色	湖西南	
A20B50-IIIb	14.4					15	明灰色	狼投産	K14カ
A10B40-IIIb					6.8	20(底部)	白灰色	湖西南	やや生焼
A20B50-IIIb	14.0	4.9			9.4	25	暗青灰色	湖西南	
A10B30-IIIa	16.2	2.3			7.3	15	青灰色	湖西南	黒変(口縁)、使用擦れ
A10B0-III						20(底部)	灰色	湖西南	板目(底部)
A20B0-IVa						50	灰色	湖西南	
A20B10-IVa						30(底部)	灰白色	湖西南	
A10B20-IVa			16.3			10	灰青色	湖西南	自然釉
A10B30-IIIa						15	明灰色	狼投産	白色自然釉
A10B20-IVa						25	明灰色	湖西南	焦げ
A10B30-IVb					13.0	30(底部)	灰色	湖西南	
A10B20-IVa					11.1	25(底部)	灰色	湖西南	
A10B30-IVa					10.8	15(底部)	暗灰色	湖西南	汚れ(内面)
A10B30-IVa					9.1	20(底部)	灰色	湖西南	汚れ(内面)
A10B30-IVa					11.2	20(底部)	灰色	湖西南	やや生焼
A20B50-IVa					8.0	40(底部)	白灰色	湖西南	緑色自然釉
A20B30-IVa					17.8	20	灰色	湖西南	
A10B0-IVa	3.5	14.9				40	灰青色	湖西南	
A10B20-IVa	2.8	14.2				25	灰色	湖西南	黒変(口縁)、透焼焼成
A10B50-IIIa	2.1	14.2				30	白灰色	湖西南カ	糸切り、胎土良質、やや生焼
A20B30-III	14.4	4.5			8.6	20	青灰色	湖西南	
A10B30-IVa	12.6	3.7			10.7	25	暗灰色	湖西南	黒変(側面)、汚れ
A10B0-IV	15.9	4.6			6.0	25	灰白色	湖西南	黒変(口縁)、瓦質)、やや生焼
A10B30-IIIa			13.8			15	灰白色	湖西南カ	平頭壺カ、黒変(口縁)
A10B50-IIIa	16.6	2.3			11.2	30	灰色	湖西南	火搾痕
A10B30-IVa					7.9	40(底部)	暗灰色	湖西南	汚れ
A20B40-IIIa					6.6	30(底部)	灰色	湖西南	
A10B50-IV					8.0	20	灰白色	湖西南	瓦質(口縁部外面)、胎土緻密
A10B30-IIIb					5.1	15	灰色	湖西南カ	極小箱坏
A20B40-IIIb					6.7	30(底部)	灰白色	湖西南	糸切り、ヘラ記跡(/)、瓦質(外側)
A20B40-IIIb						25(底部)	灰色	湖西南	火搾(内面)
A10B0-IVa					11.0	20(底部)	明灰色	湖西南	焦げ、汚れ
A10B0-IVa						40(底部)	灰白色	湖西南	追加分
A20B30-IIIb						25(底部)	灰茶色	狼投産カ	追加分、煙(内面)
A10B30-IIIb						25(底部)	灰青色	狼投産カ	
A10B40-IIIb						20(底部)	青灰色	狼投産カ	汚れカ
A10B30-IVa						底部片	暗灰色	湖西南	
A10B50-中世溝					8.7	20(底部)	青灰色	狼投産カ	茶色(中心)
A20B0-IIIa	15.2	5.2			8.4	40	灰色	狼投産	焦げ、重焼痕
A30B40	14.8	4.3			8.4	30	灰色	狼投産	コテナデ(ケズリ状)、汚れ(全面)
A20B40-IIIa					8.0	20(底部)	灰黄色	狼投産	やや生焼
A20B50-II					8.0	30(底部)	灰褐色	狼投産	コテナデ

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表13

No.	撰文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
173 □				底	頃忠器	碗	VII	ボ217
174 □	天地不詳			底	頃忠器	系切碗	VII	ボ39
175 □				底	頃忠器	系切碗	VII	ボ177
176 □ □	報告書「□」			底	頃忠器	系切碗	VII	ボ110
177 □	「太」の可能性もある			底	頃忠器	系切碗	VII	ボ112
178 □				内	頃忠器	系切碗	VII	ボ119
179 □				底	頃忠器	有台碗	VII-1	ボ100
180 □	「太」の可能性もある			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ボ78
181 部	県史城山40「腰」、報告書「□」			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ボ121
182 □	「大」の可能性もある			底	頃忠器	系切碗	VII	ボ24
183 □	「太」の可能性もある			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ボ44
184 □	「太」または「大」の可能性がある			底	頃忠器	系切碗	VII	ボ79
185 □				底	頃忠器	系切碗	VII	ボ114
186 (足)	報告書「□」			底	頃忠器	稍坏	VII	ボ167
187 □				底	頃忠器	系切碗	VII	ボ209
188 万	底部に墨(転用硯)。報告書「□」			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ボ234
189 □	天地不詳			底	頃忠器	系切碗	VII	ボ248
190 □	報告書「□」			底	頃忠器	碗	—	ボ251
191 □	天地不詳。県史考古3-678-9			底	灰釉陶器	碗	VII-1	ボ3
192 □	「万」の可能性もある			底	灰釉陶器	皿	VII-1	ボ12
193 □	天地不詳			底	灰釉陶器	小壺	VII-2	ボ143
194 □	「一」の可能性もある			底	灰釉陶器	皿	VII-2	ボ35
195 □	構は「門」			底	灰釉陶器	碗	VII	ボ152
196 □	「加」の可能性もある			側	灰釉陶器	碗	VII	ボ212
197 [加]	県史城山70「□(あるいは松)」、報告書「□」			底	灰釉陶器	碗	VII	城4-ボ1
198 □	「万」の可能性もある			側	灰釉陶器	碗	VII-2	城4-ボ9
199 □				底	灰釉陶器	碗	VII-2	城4-ボ3
200 □	底部に墨(転用硯)			底	灰釉陶器	碗	VII-2	ボ171
201 □	天地不詳、底部に墨(転用硯)			底	灰釉陶器	碗	VII-2	ボ229
202 □				底	灰釉陶器	碗	VII	ボ244
203 □	偏は「イ」			側	灰釉陶器	碗	VII-2・皿	ボ250
204 □	「一」の可能性もある			底	灰釉陶器	壺	—	ボ7
205 □	偏は「イ」			底	灰釉陶器	碗	VII-2・皿	ボ155
206 □				底	頃忠器	皿	VII・VIII	ボ219
207 □	偏は「イ」。県史城山30「入」、報告書「□」			底	頃忠器	有台碗	VII-1	ボ220
□	県史城山30「入」、報告書「□」			内				
208 □	203-205-207と同一字の可能性がある			側	灰釉陶器	碗	VII-2・皿	城4-ボ2
209 □	「助」の可能性ある			側	頃忠器	碗	—	ボ8
210 □	「太」の可能性ある			底	土師器	环身	VII-2	ボ239
211 □	「二」または「仁」の可能性がある。県史城山42「二」、報告書「□」			底	土師器	环身	VII	ボ111
212 □				底	土師器	环身	VII-2	ボ133
213 □				底	土師器	环身	VII	ボ134
214 □				側	土師器	环身	VII	ボ46
215 [加]	報告書「□」			底	土師器	环身	VII	ボ241
216 □	「足」の可能性ある			底	土師器	皿	—	ボ138
217 太				底	灰釉陶器	碗	VII-1	城3-特21-1
218 本	朱書き。報告書「□」			底	頃忠器	皿	VII	城3-特19
219 □				外	頃忠器	平頂蓋	VII-1	3次注記ナシ(34)
城山6次								
220 丰				底	灰釉陶器	碗	VII	403 (80)
221 稲万*	秒記号			側	頃忠器	皿	VII	412 (81)
城山7次								
222 廣□				底	頃忠器	稍坏	VII-1	113 (435)
223 □ □ (教)七				底	頃忠器	稍坏	VII-1	301 (436)
224 朋万	報告書「なし」			側	灰釉陶器	碗	VII	13 (437)
城山2006 (旧ハマニ)								
225 和				側	灰釉陶器	碗	—	
靴子6次								
1 先	県史靴子7「先」、報告書「先」			底	頃忠器	稍坏	VII-1	54
2 先				底	頃忠器	有台碗	VII-1	55
3 先				底	頃忠器	皿	VII-2	56
4 □				底	頃忠器	稍坏	VII	57
5 里＊, □	県史靴子8「豫」、報告書「里＊, □」			底	頃忠器	系切碗	VII	58
6 □	転用硯(破線は墨痕)、記号の可能性ある			底	灰釉陶器	碗	VII	59
7 □	記号の可能性ある			内				
7 □	「先」の可能性ある。報告書「□」			底	頃忠器	碗	VII・VIII	図版14a
靴子7次								
8 人主	人名。県史靴子1			底	頃忠器	有台环身	VII-2・3	56
9 (足)				底	灰釉陶器	碗	VII	150

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考	
A20B40-III	12.2	4.0		6.1		60	青灰色	猿投産		
A20B40-III	12.5	3.7		6.6		30	灰白色	湖西産	系切り、口唇部内傾曲	
A20F30-III b				6.0		50(底部)	灰褐色	猿投産	系切り、やや生焼	
A20B40-III				6.6		30(底部)	明灰青色	湖西産	系切り	
A20B40-III				8.0		30(底部)	灰青色	湖西産	系切り	
A20B30-III b				6.7		90(底部)	灰青色	湖西産	系切り	
A20F40-IV a	15.2	2.2		8.7		30	灰白色	猿投産		
A20B30-III	15.1	2.2		7.3		30	青灰色	猿投産	コテナデ、重焼痕	
A10B30-III b				7.8		40(底部)	灰青色	猿投産	コテナデ	
A10B30-III a				4.9		25(底部)	黄灰色	猿投産	系切り、やや生焼	
A20B40-III a				7.9		20(底部)	黄灰色	猿投産		
A10B20-III						20(底部)	灰白色	湖西産	系切り	
A20F30-III b				7.5		10(底部)	黄灰	猿投産	系切り、生焼	
A20B30-IV a				6.7		40(底部)	灰白色	湖西産	系切り	
A20H40-II				6.4		20(底部)	白灰色	湖西産	系切り	
A10B10-IV a				7.8		50	明黄灰色	猿投産	コテナデ、やや生焼	
A0B0				7.0		25(底部)	白灰色	湖西産	系切り、生焼	
A20B10				5.7		100(底部)	灰白色	煤台着		
A10H40-III a	16.8	4.5		8.1		50	明灰色	猿投産	自然釉、K14	
A20B50-III a	14.7	2.5		7.4		45	明灰色	猿投産	K14	
A20F40-IV a				4.4		30	明灰色	猿投産	自然釉、K14	
A20B50-III a	16.2	3.3		7.0		30	明灰色	猿投産	自然釉、K90	
A20B10-IV a	15.0	3.5		7.1		30	灰白色	二川産	系切り、焼きくずれ、O53	
A20B10-II						7.0	灰青色	吉名産	系切り、やや須恵器、O53	
A60B10-III					6.9		60	灰青色	吉名産	
A30B10-III	14.0	4.1		6.7		70	灰青色	二川産	系切り→ケズリ、重焼痕、K90(新)	
A30B10-III				6.9		30(底部)	灰青色	二川産	やや生焼、重焼痕、K90	
A10B0-III				7.0		20	灰白色	二川産	K90	
A20B0-III				7.0		10(底部)	灰白色	二川産	K90、No.200と同一個体	
A10B0-III				6.8		30(底部)	灰白色	二川産	系切り、自然釉、重焼痕、O53	
A10B20-II	15.0				5(口縁)	灰黄色	二川産			
A10B40-中世溝					7.0	30(底部)	灰青色	二川産	系切り→板ナサ状ケズリ、自然釉	
A20B30-IV a	15.0				10(口縁)	灰白色	二川産			
A10B40-III					10(底部)	白灰色	湖西産			
A20B40-III					20(底部)	灰褐色	猿投産			
A60B10	14.0				10(口縁)	灰白色	二川産			
A10B0	15.6				5(口縁)	灰青色	湖西産			
A10B30-IV	12.7	3.6		7.0	50	にぶい、黒色	在施産	赤彩(底部除く)、口唇部沈線狀		
A20B40-III	11.7	3.6		6.7		25	明肌色	在地産	赤彩(全面)	
A10B30-IV	11.8	3.3		7.6		40	明肌色	在地産	赤彩(底部除く)	
A10B30-IV	12.0	3.5		6.6		60	にぶい、黒色	在施産	赤彩(内面)	
A10B40-中世溝	12.2				20(口縁)	肌色	在地産	赤彩(全面)		
A20B40-III	10.8	3.7		6.5		30	にぶい、黒色	在地産	赤彩なし	
A10B30-IV	—	6.5		7.1		30(底部)	明肌色	在地産	赤彩(内面)	
—					12.0		98	明灰青色	猿投産	自然釉(内面)、K14.1次301と接合
—						30	灰青色	湖西産		
—				1.4	13.0		50	灰白色	湖西産	系切り→ケズリ
A地I(KSD10	14.4	4.1		7.6		40	灰色	二川産	系切り、汚れ著しい、O53	
A地I(KSD10	15.9	3.0				15	灰色	湖西産	瓦質(口縁部)	
包含層	12.9	3.4		10.8		50	明灰青色	湖西産	口唇部内傾面	
B5区包含層					11.7	15	明灰青色	湖西産		
遺構検出面					6.5	60(底部)	灰茶色	吉名産	系切り、高白ヒビ割れ、H72	
SE01	13.5				30(口縁)	灰色	吉名産	重焼痕、汚れ、O53		
II層				6.5		30	灰褐色	猿投産	二段底	
溝NT I 下層				7.6		30	灰青色	猿投産		
II層上面					80(底部)	明灰青色	湖西産			
溝NT I 上層	14.0	3.5		10.4		40	青灰色	湖西産	汚れ(内面)	
II層上面	12.5	4.1		6.8		60	明灰青色	湖西産	系切り	
III層上面					7.8		30	灰白色	二川産	系切り、O53
B1区II層					8.0	10(底部)	淡灰白色	湖西産	系切り	
B5区表土					10.0	25(底部)	灰色	湖西産		
B6区表土					6.8	20(底部)	明灰青色	二川産	O53	

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表14

No	転文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
10 □		「足」または「土」の可能性がある	底	灰釉陶器	碗	VII-2	159-160	
11 大	県史稿子5「大」、報告書「大」		底	須恵器	有台环身	V-2・3	187	
12 勢	県史稿子4・報告書「勢」		底	灰釉陶器	碗	VII-2	193-1	
13 稲万*	稲記号の可能性がある。県史稿子3「(稲万)」、報告書「稲万*」		底	須恵器	箱环	VI	193-2	
14 [足]			底	須恵器	系切碗	VII・Ⅷ	193-3	
15 □	既報の195-1は誤記		内	須恵器	搞蓋	V・VI	194-1	
16 []			底	山茶碗	碗	13C	195-4	
17 寺	県史稿子2		底	灰釉陶器	碗	VII-2	197	
靴子9次								
18 脚友			底	須恵器	箱环	VI-2	439	
19 得			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	457	
20 足			側	土師器	环身	VII	463	
21 足			底	土師器	环身	VII	464	
22 稲万昌*			内	須恵器	搞蓋	VI	475	
23 人万昌			内	須恵器	搞蓋	VII-2	486	
24 □□	他に「人」状の記号(2ヶ所)		側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	500	
25 和			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	505	
26 万			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	506	
27 万			底	灰釉陶器	碗	VII-2	509	
28 人			底	須恵器	系切碗	VII・Ⅷ	510	
靴子10次								
29 □	「安」の可能性もある		底	須恵器	箱环	VI	335	
30 □			底	須恵器	箱环	VI	336-337	
31 □			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	339	
32 [加]			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	377	
33 星			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	378	
34 [和]			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	379	
靴子9次追加								
35 □			底	須恵器	有台环身	V	418	
東若林								
1 望			底	須恵器	盤	VI	496	
2 主			内	須恵器	搞蓋	VI	497	
3 山守			底	須恵器	箱环	VI	498	
4 井			底	須恵器	盤	VI	499	
5 □			底	須恵器	箱环	VI	500	
6 □			底	土師器	环身	—	501	
7 □			内	須恵器	盤	—	502	
8 □			内	土師器	环身	—	503	
9 □	「一」または横棒の可能性がある 「足」の可能性もある。残画は[口]のみ		側	土師器	盤	—	504	
10 □			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	2次10	
若林村西								
1 任石	合成文字の可能性がある。報告書「倭又は若」		底	須恵器	箱环	VII-2	69	
2 雜人			底	須恵器	系切碗	Ⅷ	152	
3 賀			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	171	
4 天	報告書「なし」		底	須恵器	有台环身	VI	212	
九反田								
1 十			内	須恵器	搞蓋	V-3	8-20	
2 西*			底	須恵器	箱环	VII-1	8-21	
3 郡邊			内	須恵器	搞蓋	VII-2	8-22	
4 十	報告書「なし」		側	須恵器	有台环身	V-2-3	29-6	
5 高			側	須恵器	箱环	VII-1	35-9	
6 賀	転用器(底部墨)		側	須恵器	碗	VII-1	36-14	
7 股			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	36-15	
8 股	筆慣模(内面)		側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	36-16	
9 [賀]			側	須恵器	碗	Ⅷ	36-17	
靴子北								
1 南家	別筆、薄い墨		底	須恵器	箱环	Ⅷ	8-237	
2 □	「丸」の可能性もある		底	須恵器	箱环	Ⅷ	3-76	
3 丸			底	須恵器	箱环	VII-2・Ⅷ	(619)	
4-5 丸			底	須恵器	箱环	Ⅷ	6-193-190	
6 [丸]			底	須恵器	箱环	Ⅷカ	(140-2)	
7 [丸]			底	須恵器	箱环	Ⅷカ	10-292	
8 □	報告書「丸」		底	須恵器	箱环	Ⅷカ	(632)	
9 □	報告書「丸」		底	須恵器	箱环	Ⅷカ	3-78	
10 [丸]			底	須恵器	箱环	Ⅷカ	3-64	
11 [丸]			底	須恵器	箱环	—	4-107	
12 [丸]			底	須恵器	箱环	Ⅷカ	3-77	
13 [丸]			底	須恵器	箱环	—	3-78	
14 丸			底	須恵器	系切碗	VII-2・Ⅷ	10-299	
15 丸			底	須恵器	系切碗	Ⅷ	(231)	
16 丸			底	須恵器	系切碗	VII-2・Ⅷ	4-109	

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
A8・B7区表土				8.0		60(底部)	灰白色	二川産	K90
B6区表土下部				11.0		20(底部)	明灰色	湖西産	
A7区表土				7.2		20(底部)	明灰色	二川産	K90
A7区表土				8.0		20(底部)	灰色	湖西産	
A7区表土				7.0		20(底部)	灰白色	湖西産	糸切り
A6区表土					摘要片	明青灰色	湖西産		
B4区表土				7.6		30	明灰色	湖西産	糸切り、砂高台
A7区表土				7.3		100(底部)	灰色	二川産	焦げ、K90

A地区大溝Ⅳ層C区	9.4	3.3		7.0		50	明灰色	湖西産	糸切り→ケズリ
A地区大溝Ⅳ層上層C-D-E区	15.8	4.7		8.1		70	灰黄色	吉名産	糸切り、施釉、O53(古)
A地区大溝Ⅳ層上層D-E区	13.2	3.4		8.1		40	肌色	在地産	赤彩(底部除く)
A地区大溝Ⅳ層上層D-E区	13.2	4.3		7.6		完形	明肌色	在地産	赤彩(内面・口縁)
A地区大溝Ⅳ層F区						10	青灰色	湖西産	摘み欠損、逆位焼成
A地区大溝Ⅳ層G-H区		2.5	11.4		摘要1.8摘高1.3	完形	灰青色	湖西産	
A地区大溝Ⅳ層上層G-H区	13.6	3.8		7.6		70	明灰色	二川産	糸切り、重焼痕、O53
A地区大溝Ⅲ層	14.5	4.0		6.3		50	にぶい灰色	二川産	糸切り、自然釉、重焼痕、O53
A地区大溝Ⅲ層	14.0	5.0		6.6		50	明灰色	二川産カ	糸切り→ナゲ、重焼痕、O53
A地区大溝Ⅲ層				7.8		95(底部)	明灰色	二川産	爪形高台、使用把A、K90
A地区大溝Ⅲ層	12.1	4.5		5.5		90	灰色	湖西産	糸切り、瓦質(口縁部)

A地区包含層				10.1		15(底部)	灰褐色	湖西産	
A地区包含層				9.0		30(底部)	灰色	湖西産	
A地区包含層						20(底部)	明灰色	二川産カ	糸切り、O53
A地区包含層				6.4		30	淡灰青色	二川産	重焼痕、O53
A地区包含層				7.0		40	灰白色	二川産	糸切り、O53
A地区包含層	12.3					10(口縁)	淡灰青色	二川産カ	O53カ

A区包含層				10.2		60(底部)	灰色	湖西産	同心円凹凸(内面)、ヘラ記号(/)
-------	--	--	--	------	--	--------	----	-----	-------------------

AKSB01				18.0		20(底部)	灰青色	湖西産	
試掘21レ						5(口縁)	灰青色	湖西産	
AKSB04				10.4		20(底部)	にぶい灰色	湖西産	
AKSK05				9.4		20(底部)	灰青色	湖西産	
AKSK05				9.0		25(底部)	灰白色	湖西産カ	
AKS包含層						40(底部)	灰白色	在地産	赤彩(内面)
試掘トレス						体部片	灰褐色	猪投産	
AKSB03						底部片	赤肌色	在地産	赤彩(内面)
AKSK04						体部片	黄褐色	在地産	タテハケ
2次調査区				6.8		50(底部)	灰黄色	二川産	底部ケズリ→ナゲ、O53(古)

SB27・30	10.2	3.5		8.1		70	灰色	湖西産	
SX01				6.8		100(底部)	灰褐色	猪投産カ	糸切り
SX03				6.3		60(底部)	灰褐色	二川産	糸切り、焦げ、O53
包含層						9.6	60(底部)	灰青色	湖西産 角高台

Nトレ大溝西脇Ⅱ層		3.6	16.2		摘要2.4摘高0.9	50	暗灰色	湖西産	同心円凹凸(内面)
Nトレ大溝西脇Ⅱ層	12.0	3.3		10.0		70	灰色	湖西産	口唇内側面
Nトレ大溝西脇Ⅱ層				12.0	天井部高2.0	50	灰青色	湖西産	摘み欠損、逆位焼成
東地区複合3	15.0	4.0		10.5		80	明灰色	湖西産	一部瓦質
西地区SD101Ⅲ層	14.7	5.3		9.9		30	灰白色	湖西産	胎土緻密
西地区SD101Ⅲ層	16.5	4.5		8.5		80	灰青色	猪投産	自然釉(少し)、ノタメ(内面)
西地区SD101Ⅲ層	14.1	4.6		6.7		95	淡灰黃色	二川産	糸切り、施釉、やや生焼、O53
西地区SD101Ⅲ層	14.1	4.6		6.7		90	淡灰黃色	二川産	糸切り、施釉、やや生焼、O53
西地区SD101Ⅲ層	12.4	3.7		6.0		60	暗灰青色	猪投産	糸切り

SD62	14.0	5.4		8.6		30	灰青色	湖西産	
SH03P7				10.0		20	灰青色	湖西産	
SX06旧河道堆積	11.0	3.3		7.0		90	灰青色	湖西産	口唇部内側面、汚れ(内外)
SP156-159	12.0	3.9		6.4		40	灰青色	湖西産	口唇部内側面
SD04						40(底部)	灰白色	湖西産	
南微高地包含層						15(底部)	灰青色	湖西産	
旧河道Ⅱ層				7.0		50(底部)	灰黄色	湖西産	やや生焼
SH03P7				10.2		10(底部)	灰色	湖西産	
SH03P1				7.6		20(底部)	灰色	湖西産	
SH04P17						10(底部)	灰色	湖西産	
SH03P7						10(底部)	灰色	湖西産	
SH03P7						底部片	灰色	湖西産	
南微高地包含層	11.6	4.0		6.4		50	灰色	湖西産	糸切り、口唇部内側面
北砂丘部包含層	12.3	4.1		6.1		60	灰色	湖西産	糸切り、口唇部端面
SH04P20				6.1		50(底部)	明灰色	湖西産	糸切り

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表15

No.	転文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
17	危			底	須恵器	箱环	VII (491)	
18	〔有〕	報告書「有」		底	須恵器	系切碗	VII 9-278	
19	危			底	須恵器	系切碗	VII (347)	
20	危			底	須恵器	箱环	VII 9-277	
21	危			底	須恵器	箱环	VII 6-188	
22	□	報告書「〔危〕」		底	須恵器	箱环	VII-2・III	3-80
23	危	報告書「〔危〕」		内	須恵器	搞蓋	VII-2 (697)	
24	□	報告書「〔危〕」		内	須恵器	搞蓋	VII-2 (7-214)	
25	□	報告書「〔危〕」		内	須恵器	搞蓋	VII-2・III	2-54
26	危			内	須恵器	搞蓋	VII-2・III (807)	
27	〔危〕			内	須恵器	搞蓋	VII-2・III (767)	
28	〔危〕			内	須恵器	搞蓋	VII-2・III (7218)	
29	〔危〕			底	須恵器	平頂蓋	VII-1 (10-301)	
30	危			底	須恵器	皿	VII-2・III 2-44	
31	危			底	須恵器	平頂蓋	VII-2 (9-282)	
32	〔危〕			底	須恵器	平頂蓋	VII-2 (10-303)	
33	□	報告書「〔危〕」		底	須恵器	平頂蓋	VII 9-281	
34	〔危〕			底	須恵器	皿	VII-2・III 3-91	
35	危			底	須恵器	皿	VII-2・III 8-251	
36	□	報告書「〔危〕」		底	須恵器	平頂蓋	VII-2・III 10-304	
37	危			底	須恵器	皿	VII-2 (415)	
38	〔危〕			底	須恵器	箱环カ	— 4-131	
39	〔危〕			底	須恵器	皿カ	— 2-55	
40	危	報告書「〔危〕」		底	須恵器	皿カ	— (7)	
41	□	報告書「〔危〕」		底	須恵器	皿	— (680)	
42	危			底	土師器	环身	VII (904)	
43	〔危〕			底	土師器	环身	VII (466)	
44	〔危〕			底	土師器	环身	VII (425)	
45	□	報告書「〔危〕」		底	土師器	环身	— (728)	
46	□	報告書「〔危〕」		底	土師器	环身	— (471)	
47	危			底	土師器	皿	VII (491)	
48	危			側	灰釉陶器	碗	VII-2 (615)	
49	危			底	灰釉陶器	碗	VII-2 (10-317)	
50	危			底	灰釉陶器	皿	VII-2 (6-194)	
51	危			側	灰釉陶器	皿	VII 5-154	
52	危			底	灰釉陶器	耳皿	VII 1-29	
53	□	「危」の可能性もある。報告書「〔危〕」		底	灰釉陶器	碗	VII (757)	
54	有			内	灰釉陶器	碗	VII (618-27)	
55	□	報告書「なし」		側	灰釉陶器	碗	VII (626)	
56	足			□	灰釉陶器	碗	VII (226)	
57	足	報告書「〔足〕」		側	土師器	环身	VII 4-127	
58	〔足〕			底	土師器	环身	VII (466)	
59	〔朋〕	報告書「□」		側	灰釉陶器	碗	VII-2 (6-195)	
59	□	報告書「〔朋〕」		底	灰釉陶器	碗	VII-2 (6-195)	
60	朋万			側	灰釉陶器	碗	VII (600)	
61	〔望〕			底	須恵器	箱环カ	VII-3・III 10-297	
62	〔口厨〕			底	須恵器	皿カ	VII-2・III (4-101)	
63	女□			底	須恵器	平頂蓋	VII-1 (7-217)	
64	〔大〕			側	須恵器	箱环	VII-2・III (1-28)	
65	□〔宮〕			底	須恵器	箱环	VII-1 (351)	
66	〔富〕			底	灰釉陶器	碗	VII-2 (10-318)	
67	財□			側	須恵器	条切碗カ	VII (352)	
68	生			底	灰釉陶器	碗	VII (538)	
69	〔生〕			底	灰釉陶器	碗	VII (438-6)	
70	十万			底	灰釉陶器	碗	VII (184)	
71	万			側	灰釉陶器	碗	VII (356-4)	
72	□	報告書「〔万〕」		側	灰釉陶器	碗	VII (790)	
73	得			側	灰釉陶器	碗	VII (225)	
74	加			側	灰釉陶器	碗	VII (486-6)	
75	□	「財」「見」「貝」などの可能性がある。 報告書「〔見〕」		底	灰釉陶器	碗	VII (512)	
76	□	報告書「〔寺〕」		底	灰釉陶器	碗	VII (343)	
77	(印)			底	灰釉陶器	碗	VII-2 (791)	
78	☒	記号もしくは「又」の可能性がある。 記号。報告書「〔の〕」		底	灰釉陶器	碗	VII-2 (351)	
84	□			底	灰釉陶器	碗	VII (486-3)	
85	□			内	須恵器	平頂蓋	VII-1 (758)	
86	□			内	須恵器	搞蓋	VII 6-198	
87	□			内	須恵器	搞蓋	VII 10-289	
88	□			内	須恵器	搞蓋	VII (4-110)	

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
旧河道Ⅳ層	12.6	4.3		7.0		60	暗青灰色	湖西産	糸切り
SK181				6.6		40	灰黄色	狼投産カ	糸切り
旧河道Ⅳ層				6.3		60	灰色	湖西産	糸切り、底部突出
SK181				6.0		60	灰黄色	狼投産カ	糸切り
SP145				6.6		50(底部)	灰白色	湖西産	糸切り、胎土緻密
SH03P7				6.2		25(底部)	灰青色	湖西産	糸切り、無小箱坏
北跡丘部包含層	3.1	13.5			摘拌2.0換高0.6	60	灰青色	湖西産	
SD61				10.6		天井部高1.8	25	灰青色	湖西産 逆位焼成
SH02P6						15	灰色	湖西産	小型摘み欠損
南斎高地包含層						20	灰青色	湖西産	
旧河道Ⅳ層						15	明灰青色	湖西産	
SD61						10	灰青色	湖西産	
南斎高地包含層	14.0	1.6				40	黄褐色	湖西産	箱坏との重焼痕、口唇部端面、やや生焼
SH02P1	14.8	2.6				80	灰色	火拂、口唇部玉縁	
SK181	16.2	1.9		5.7		50	灰青色	湖西産	
南斎高地包含層				8.2		20	黄褐色	湖西産	箱坏との重焼痕
SK181				8.7		25(底部)	灰紫色	湖西産	箱坏との重焼痕
SH05P7						25(底部)	灰色	湖西産	
SD64						50(底部)	灰青色	湖西産	煤(墨か・内面)
南斎高地包含層						25(底部)	灰青色	湖西産	箱坏との重焼痕
旧河道Ⅳ層						50(底部)	灰青色	湖西産	
SH12P2						10(底部)	灰青色	湖西産	糸切りカ
SH02P6				8.9		20(底部)	灰青色	湖西産	
南斎高地包含層				9.0		20(底部)	灰紫色	湖西産カ	漆付着
旧河道Ⅳ層						10(底部)	灰色	湖西産	
旧河道Ⅳ層	12.0	3.5	8.0			70	肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部内傾面
旧河道Ⅳ層	12.8	3.3	6.5			30	明肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部内傾面
旧河道Ⅳ層						20(底部)	肌色	在地産	赤彩(内面)
旧河道Ⅳ層						15(底部)	肌色	在地産	赤彩(内面)
旧河道Ⅳ層						20(底部)	肌色	在地産	赤彩不明
旧河道Ⅳ層	15.2	1.2				75	にぶい肌色	在地産	ミガキ(内面)、口唇部内傾面、赤彩なし
旧河道Ⅳ層	16.0					25(11縁)	灰色	二川産	K90カ
南斎高地包含層				8.0		50(底部)	灰白色	二川産	爪形高台、重焼痕、K90~O53
櫻2SP176=SH13P4				7.6		25	灰白色	狼投産カ	角高台、重焼痕、K90
SH13P11						90	にぶい灰紫色	二川産	糸切り、自然軸、重焼痕、O53
SH01P12			10.8	5.3		80	灰青色	二川産カ	自然軸、須恵器質、K14+
旧河道Ⅳ層				6.0		15	明灰色	二川産	糸切り、焦げ、O53
SH10P12				6.4		100(底部)	灰色	吉名産	糸切りカーナデ、O53
旧河道Ⅳ層SX06									
旧河道Ⅳ層	13.3					15(口縁)	灰白色	狼投産	O53カ
檢出品						15(体部)	灰褐色	二川産	O53カ
SH10P12	13.8	3.5	8.0			30	肌色	在地産	赤彩(内面)、口唇部内傾面
旧河道Ⅳ層				6.5		10	明肌色	在地産	赤彩(内面)
櫻2SP176						7.8		二川産	須恵器質、K90
旧河道Ⅳ層				7.0		30	灰青色		
南斎高地包含層							30	灰色	二川産
SH04P10						5(底部)	灰色	湖西産	
SD61	12.6	1.9	6.0			底部片	明灰色	湖西産	
SH01P12						30	明灰褐色	湖西産	糸切り、瓦質(口縁部外側)
旧河道Ⅳ層						10(坏部)	灰青色	湖西産	
南斎高地包含層						25(底部)	灰白色	二川産	重焼痕、爪形高台、K90
旧河道Ⅳ層	13.2					7.7	灰色	二川産	灰釉陶器質、コテナデ(内面)
SK32	12.6	4.2	6.8			25(底部)	青灰褐色	二川産カ	糸切り、重焼痕、燒毛、ガラス質の吹出物、H72
SK19				7.5		95	灰褐色	吉名産	
旧河道Ⅳ層				6.5		30	にぶい灰紫色	吉名産	深碗、濱掛け灰釉、糸切り、重焼痕、H72
旧河道Ⅳ層						100(底部)	灰色	二川産	
SH10P12						30	にぶい灰紫色	吉名産	糸切り、H72
旧河道Ⅳ層						100(底部)	灰色	二川産	
旧河道Ⅳ層			7.4			20(底部)	灰色	二川産	深碗、糸切り、重焼痕、H72
旧河道D層混入物			7.0			20(底部)	灰色	二川産	糸切りカーナデ、須恵器質、O53
SK31	14.3					20(口縁)	灰黄色	二川産カ	汚れ、O53カ
旧河道Ⅳ層	16.0	5.0	6.8			40	灰黄色	二川産	濱掛け灰釉、糸切り、O53
SK31						8.4	20(底部)	灰色	二川産
旧河道Ⅳ層						6.5	60(底部)	灰白色	二川産
旧河道Ⅳ層						7.8	60(底部)	灰色	二川産
旧河道Ⅳ層						7.0	50(底部)	にぶい灰紫色	二川産
旧河道Ⅳ層	14.4	4.6	7.3			70	灰白色	狼投産カ	濱掛け灰釉、糸切り、重焼痕、O53
旧河道Ⅳ層以上			12.9			天井部高1.8	40	灰白色	湖西産
櫻2SP205						摘拌1.7換高0.6	100(底部)	灰青色	湖西産
南斎高地包含層			14.6				5	灰色	湖西産
SH04P22							10	灰白色	湖西産
								平頭蓋カ、やや生焼	

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表16

No.	転文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
89 □				内	須恵器	搞蓋々	VI・Ⅴ	1-37
90 □				底	須恵器	皿	VII・Ⅷ	6-196
91 □				底	須恵器	皿	VII・Ⅷ	2-56
92 □				底	須恵器	皿	VII・Ⅷ	61-180
93 □				側	須恵器	系切輪	Ⅶ・Ⅷ	(431)
94 □	墨痕			底	須恵器	箱环	Ⅷ	(502)
95 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ	(345)
96 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ	(345)
97 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ	(792)
98 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ	9-278
99 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ	2-59
100 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ	(726)
101 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ	(792)
102 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ	10-296
103 □				底	須恵器	箱环	Ⅷ・Ⅸ	(866)
104 □				底	灰釉陶器	碗	Ⅷ・Ⅸ	5-153
105 □				側	灰釉陶器	棱碗	Ⅷ・Ⅸ	5-164
106 □				側	灰釉陶器	碗	Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ	4-96
107 □				側	灰釉陶器	碗	Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ	(758)
108 +	愚(高台内側)			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(741)
109 □	墨痕(高台内側・2ヶ所)			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(558)
110 □				側	灰釉陶器	碗	Ⅷ・Ⅸ	(425)
112 □	朱書			底	須恵器	有台环身	Ⅴ	(491)
113 千刀自女	同筆の可能性がある			脚外				
114 千刀自女				脚内	土師器	高盤	VI-1	86-320
115 丸				内	須恵器	搞蓋	Ⅵ	(1499)
116 丸		「丸」の可能性もある。報告書「丸」		底	須恵器	有台环身	V	(1732)
117 丸	報告書「丸」			底	須恵器	平頂蓋	Ⅷ-2	(1702-1726)
118 丸				底	須恵器	有台盤	Ⅷ-1	(2217)
119 □	「丸」の可能性もある。煤付着(文字周辺)。報告書「丸」			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(1653)
120 足				側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(2192)
121 足、□	報告書「足」			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(2327-2331)
122 莫	足と別字が重書。報告書「足」			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ-2・Ⅸ	(2359)
123 勢				底	須恵器	箱环	VI-1	(1633)
124 得	愚(文字周辺)			底	須恵器	箱环	VI	(1672)
125 清				側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(2338)
126 明万				底	須恵器	有台环身	VI-1	(1499)
127 又				底	灰釉陶器	碗	Ⅷ-2	87-324
128 又				底	須恵器	平頂蓋	Ⅷ-1	(1983)
129 又	記号。報告書「又」			底	土師器	环身	Ⅷ・Ⅸ	(1701)
130 又	記号、一部重書。報告書「又」			底	灰釉陶器	皿	Ⅷ	(2162)
131 +, +, + (十)	報告書「+, +, +」			脚内	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(2021)
132 +, +, + (十)	報告書「+, +, +」			底	須恵器	高环	VI	(2469)
133 万				底	須恵器	箱环	VI	86-311
135 六万				側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(1565-1670)
136 (□)長般				底	須恵器	有台环身	V-1・2	(1671)
137 三使				底	須恵器	箱环	VI-2	11-328
138 □	平			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(1665)
139 国	報告書「〔国〕」			側	須恵器	有台环身	V	(1586)
140 (印上)	報告書「〔印-〕」			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ-2	(2020)
141 □	報告書「木」			底	須恵器	箱环	VI・Ⅷ	(1514)
142 木	報告書「木か木か」			底	須恵器	箱环	VI・Ⅷ	(1603)
143 + (十)	朱書。報告書「大か十か木か」			底	須恵器	有台环身	V	90-440
147 人、□				底	須恵器	有台环身	V	(1598)
148 工	報告書「〔工〕」			底	須恵器	箱环	VI	(1598-1632)
149 一		1文字目のみは「イ」。		底	須恵器	箱环	VI	(1776)
150 □□□	報告書「□」			底	須恵器	箱环	VI	(1833)
151 □	内画墨痕(転用視せ)			底	須恵器	箱环カ	VI・Ⅷ	(1776)
152 大				底	須恵器	平頂蓋	Ⅷ-2	(1496)
153 □	報告書「〔国〕」			底	須恵器	皿	VI・Ⅷ	(1587)
154 (主)				内	須恵器	平頂蓋	Ⅷ	89-408
155 (生)	報告書「〔主〕」			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ-2・Ⅸ	(2481)
156 □	内画墨痕(転用視せ)			底	須恵器	箱环	VI・Ⅷ	(1630)
157 □				側	須恵器	碗カ	—	(1657)
158 □	「大」の可能性もある			底	土師器	碗カ	—	87-330
159 □				底	灰釉陶器	碗	Ⅷ-2	11-345
160 □	「大」の可能性もある			底	灰釉陶器	皿	Ⅷ-2	(1565)
161 (勢)	報告書「□」			底	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(1463)
162 □	文字数不明(2~4文字)			側	灰釉陶器	碗	Ⅷ	(1701)

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	産地	備考
SH01P15						5	灰青色	湖西産	
櫻SP195				7.0	20(底部)	灰黑色	湖西産	系切り、やや生焼	
SH02P6				9.4	20(底部)	淡灰青色	湖西産		
櫻P3					15(底部)	灰白色	湖西産		
旧河道C層	13.8	4.1	5.5			20	暗灰青色	二川産	灰釉陶器か、系切り
旧河道吉層	14.4	4.8	9.0			50	暗灰色	湖西産	
旧河道吉層				8.0		10	灰青色	湖西産	
旧河道吉層			12.4	9.0		10	灰青色	湖西産	
旧河道C層以上				8.9	20(底部)	灰白色	湖西産	やや生焼	
SK181				7.3		20	灰青色	湖西産	
SH02P7				7.6	25(底部)	灰白色	湖西産		
SD50上				7.7	15(底部)	灰青色	湖西産	系切り→ケズリ	
旧河道C層以上					5(底部)	灰白色	湖西産		
南畿高地包含層					5(底部)	淡灰色	湖西産	系切りか	
SP107					底部片	淡灰色	湖西産		
SH13P10	14.9					25	灰色	二川産	重焼痕、K90(新)
SP87				8.2	10(底部)	灰青色	二川産	須恵器質、重焼痕、K90	
SH04P1	14.0				10(口縁)	白灰色	二川産	やや生焼、K90~O53	
旧河道C層以上	16.0				10(口縁)	淡灰青色	二川産	K90~O53	
旧河道層位不明				6.5		25	灰色	二川産	系切り、重焼痕、汚れ、O53
旧河道N層				6.8		30	灰青色	二川産	系切り、O53
旧河道N層					体部片	灰褐色	二川産か	汚れ、K90~O53	
旧河道吉層				9.5	50(底部)	灰青色	湖西産		
SE10	24.6	8.8			脚径12.7脚高6.6	60	肌色	在地産	赤彩(全面)、脚部13面取り
旧河道Ⅲ-N層・H2区						10	白灰色	湖西産	
旧河道N層・K3区	14.6	4.5	10.4			40	にふい灰	湖西産	汚れ
旧河道N層・H4区	14.0	2.1				40	灰青色	湖西産	黒変(口縁)
南畿高地B-O層・J2区				7.7	25(底部)	灰青色	須投窯か		
旧河道吉層・J3区				8.3	50(底部)	灰青色	須投窯		
旧河道吉層・L7.8区				6.3	30(底部)	淡灰色	二川産	系切りか、O53	
南畿高地検出面・L9.10区				6.6	70(底部)	灰黄色	二川産	系切り、重焼痕、やや生焼、O53	
南畿高地I層・M11区	14.0				10(口縁)	白灰色	二川産	やや生焼、K90~O53	
旧河道吉層・K4区	12.8	3.7	10.2			60	茶色	湖西産か	口唇部沈穫状
旧河道吉層・K4区					15(底部)	青灰色	湖西産		
南畿高地O-I層・L12区	14.0				10(口縁)	灰白色	二川産	O53	
旧河道N層・H2区				9.4	40(底部)	灰青色	湖西産	系切り、煤(内面)	
SE12	16.4	6.4	8.4			90	暗灰色	二川産	口唇部沈線状、高台生焼、K90
SD86-H2区	12.8	1.8	5.7			60	灰色	湖西産	系切り
旧河道吉層・H3区					20(底部)	肌色	在地産	赤彩なし、黒変(器壁内)	
旧河道吉層・J3~5区	15.5	3.0	6.9			40	にふい灰	二川産	系切り→ケズリ、自然釉、重焼痕、O53(古)
旧河道吉層・J5区			7.1			30	灰黄色	二川産	系切り、爪彫高台、汚れ、O53
旧河道(木簡周辺)N-C層					脚径13.0	70(脚部)	灰色	湖西産	
SE10	12.0	3.5	7.5			50	暗灰青色	湖西産か	二段底
旧河道吉層・J4.1区	14.0	4.6	7.6			30	明灰色	二川産	清掛け灰釉、系切り、重焼痕、O53
旧河道吉層・J4区				10.6	50(底部)	灰色	湖西産		
SD110				6.3		40	灰色	湖西産	
旧河道吉層・J4区				7.0		30	にふい灰	二川産	系切り→ナマ、重焼痕、汚れ、O53
旧河道吉層・J4区				10.5	100(底部)	灰色	湖西産	やや瓦質、汚れ(底部)	
旧河道吉層・J5区				8.3		30	灰色	二川産	須恵器質、重焼痕、K90
旧河道吉層・K2区				9.9	25(底部)	灰青色	湖西産		
旧河道吉層・L2区					10(底部)	明灰色	湖西産か	汚れ(内面)	
SX09旧河道吉層				10.0	50(底部)	灰色	湖西産	薄い同心円叩目	
旧河道吉層・C-K3区				9.8	50(底部)	灰色	湖西産	黒灰色(蓋表面)	
旧河道吉層・H3-K5区	17.3	5.8	13.8			30	灰色	湖西産	瓦質(口縁部外面)、口唇部内側面
旧河道吉層・K4区				12.6	30(底部)	灰青色	湖西産	焼垂	
旧河道吉層・K3区	10.6	2.9	7.6			50	暗灰青色	湖西産か	未調整→ナマ、汚れ(全体)
旧河道C層・K4区	14.6		9.7		10(底部)	灰青色	湖西産		
旧河道吉層					15(口縁)	灰色	湖西産	黒変(口縁部)	
旧河道(トレンチ)・J5区					20(底部)	灰青色	湖西産		
SK194						10	灰青色	湖西産	
大蛙群					体部片	灰白色	二川産	須恵器質、汚れ(外面)、K90~O53	
旧河道吉層・J3区				8.0	10(底部)	青灰色	湖西産		
旧河道吉層・K4区					环部片	灰青色	湖西産か	ノタメ、なめらかな器面	
SE12					5(底部)	肌色	在地産	赤彩なし、汚れ	
SD119				7.2	40(底部)	灰黄色	二川産	K90	
旧河道墻土直下・J4区				7.0	25(底部)	明灰色	須投窯か	爪形高台、K90	
北紗丘部検出面・H2区			7.5		50(底部)	明灰色	東濃窯	系切り、自然釉、重焼痕、O53	
旧河道吉層・H3区				6.2	100(底部)	にふい灰	二川産	系切り、重焼痕、O53	

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表17

No	転文	文字関係	備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
163〔大〕		報告書「〔〕」		底	灰釉陶器	碗	VII	(2221)
164□				側	灰釉陶器	碗	VII・Ⅷ	(2046)
165□				側	灰釉陶器	碗	VII・Ⅷ	(2335)
糸子北(三木地区)								
1 中		報告書「〔中〕」		底	須恵器	箱环	VI	427
2 有				底	灰釉陶器	碗	VII-2	458
3 有				側	灰釉陶器	碗	VII-2	459
4 平				底	灰釉陶器	碗	VII-2	460
5 「生」		報告書「生」		側	灰釉陶器	碗	VII	461
6 生				底	土師器	环身	VII	489
7 有				底	土師器	环身	VII	490
8 有				底	土師器	环身	VII	491
9 有				底	灰釉陶器	碗	VII	515
10 望				底	須恵器	箱环	VII-2	544
11 有				底	灰釉陶器	碗	VII	549
12 「良」				内	須恵器	搞蓋	VI	592
13 両邊子大				内	須恵器	搞蓋	VII-1	616
14 □□		3文字目の偏は「禾」		側	土師器	类	VII・VIII	776
15 「加」				内	須恵器	搞蓋	VII	846
中村								
1 〔万〕				底	須恵器	环身	VI・VII	25
2 高□		2文字目の冠は「ウ」		底	須恵器	箱环	VII-1	26
3 □□		1文字目は、「秦」「春」「春」、2文字目は「通」「邊」の可能性がある。報告書「〔邊〕」		底	須恵器	皿	VII-1	27
4 □		「鬼」の可能性もある		底	須恵器	箱环	VII	178
5 □				底	灰釉陶器	碗	VII	206
6 「生」		報告書「□」		底	灰釉陶器	碗	VII	269
7 大				底	須恵器	箱环	VII-1	369
8 □, □□		絵の可能性もある。報告書「□□十〔絵〕」		底	須恵器	有台盤	VII-1	373
9 又々		合成文字の可能性がある		底	灰釉陶器	碗	VII	404
10 守				側	須恵器	皿	VII-1	448
11 □		偏は「木」。「福」の可能性もある		底	土師器	环身	VII	571
12 □		「福」の可能性もある		底	土師器	环身	VII	572
中村南伊場(D工区)								
1 児				底	須恵器	平頂蓋	VII-1	46
2 「允」		墨手痕		内	須恵器	搞蓋	VII	151
3 □*		墨み記号。報告書「*」		内	須恵器	搞蓋	VII	152
4 児				底	須恵器	有台碗	VII-1	153
5 □		「允」の可能性もある。報告書「允」		底	須恵器	系足碗	VII・VIII	154
6 □		「一」の可能性もある。報告書「允」		底	須恵器	皿	VII・VIII	155
7 児				底	須恵器	有台皿	VII-1	156
8 〔万〕*		墨み記号。報告書「分又は記号」		側	土師器	环身	VII	157
9 □		報告書「〔不明記号〕」		側	土師器	手づくね(碗)	VII	158
10 足				底	灰釉陶器	碗	VII-2	159
11 □		「金」または「入正」の可能性がある		側	灰釉陶器	碗	VII	160
12 助				底	灰釉陶器	碗	VII	161
13 「万」		報告書「福」		側	灰釉陶器	碗	VII	162
14 □		報告書「〔力〕」		側	灰釉陶器	碗	VII	163
15 春		報告書「□〔不明〕」		側	灰釉陶器	碗	VII-2	164
16 平				底	灰釉陶器	小碗	11C	165
17 网		報告書「□〔不明〕」		底	土師器	环身	VII	218
18 *.*		○印が2ヶ所。報告書「(記号)」		脚内	須恵器	高环	VII	262
19 西		報告書「□〔不明〕」		底	灰釉陶器	碗	VII-2	270
20 □□		1文字目は記号の可能性がある。報告書「宝相華文+□〔不明〕」		底	須恵器	箱环	VII-2	399
21 児				底	須恵器	箱环	VII-1	400
22 望		報告書「聖又は望」		底	須恵器	箱环	VII	401
23 □, □□		報告書「□内に白+ヶ条」		内	須恵器	搞蓋	V	402
24 児				底	須恵器	平頂蓋	VII-2	403
25 児		内面墨(転用墨)		底	須恵器	皿	VII	404
26 有				底	土師器	环身	VII	406
27 福				底	土師器	环身	VII	407
28 福				底	土師器	环身	VII	408
29 「免進負」				側	土師器	环身	VII	409
30 宗				底	土師器	皿	VII	410
31 □				底	土师器	环身	VII	411
32 □				底	土师器	环身	VII	412
33 *		報告書「□〔不明〕」		底	土师器	有台环身	VII・VIII	413

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	产地	備考
南畠高地B・O層・K12区				6.4		25(底部)	明灰青色	二川産	条切り、系形高台、O53
旧河道層・K5区						体部片	にい・肌色	二川産	K90～O53
南畠高地検出面・M10区						体部片	灰白色	猪股窯	K90～O53

d1[SD204]	14.0	3.4		11.0		25	灰色	湖西産	汚れ(内面)
d1[SD208]	17.0	5.0		7.1		90	灰褐色	二川産	重焼痕、K90
d1[SD208]	18.3	5.0		8.0		60	灰白色	二川産	焼成不良、焼、K90～O53(古)
d1[SD208]	16.4	4.8		7.4		50	灰色	二川産	自然釉、重焼痕、K90(新)
d1[SD208]					7.8		30	灰黄色	二川産
d1[SD208]	11.3	3.4		6.0		98	明肌色	在地産	赤彩(内面)、黒斑(外面)
d1[SD208]	13.0	3.8		6.5		完形	赤肌色	在地産	赤彩(底部除く)、歪
d1[SD208]	12.5	3.2		7.2		50	肌色	在地産	赤彩なし
d1[SK208]				7.1		30(底部)	灰色	二川産	条切り、O53、二川産
e1[SD208]	8.8	3.9		6.0		80	灰青色	湖西産	瓦質(口縁部外側)
e1[SD208]	16.2	4.9		6.7		99	明灰色	二川産	重焼痕、O53
白区					摘径2.5摘高1.0	30	茶色	湖西産	カ
g2[KSE305]		2.8	14.3		摘径2.4摘高1.2		暗灰色	湖西産	箱環の重焼痕
g2[K]					完形		在地産	タテハケ	
k2[KSD01]					体部片	にい・肌色			
					摘径2.4摘高0.7	100(摘部)	明灰色	湖西産	

a3[KS01]						底部片	暗灰色	湖西産	
a3[KS01]	14.5	5.4		11.7		60	灰色	湖西産	口唇部内傾面、汚れ
a3[KS01]	16.9	2.2				80	暗灰色	湖西産	汚れ
e4[KSD13]				7.0		25(底部)	明灰色	湖西産	条切り、H72
g4[KSD05]				7.3		40(底部)	灰白色	二川産	H72
i1[SK10]				9.0		25(底部)	灰色	二川産	口唇部内傾面
m3[KS02]	11.6	3.6		7.8		80	灰色	湖西産	
m3[KS02]	16.5	2.0		9.7		50	明灰青色	湖西産	
m3[KS02]	16.8	5.0		8.5		60	明灰色	二川産	条切り、系形高台、O53
n1[KS02]	15.8	2.2		10.8		50	灰色	湖西産	瓦質(口縁部外側)
a0[KS01]	11.1	3.0		6.6		40	肌色	在地産	赤彩(内面)
a0[KS01]						20(底部)	肌色	在地産	赤彩(内面)、黒斑(底部)

Db1[SK03]	12.0	1.9		5.8		90	灰色	湖西産	条切り、瓦質(口脛部)
Db1[旧河道]			16.4		天井部高2.6	30	暗灰色	湖西産	自然釉、透焼成、重焼痕
Db1[旧河道]			13.5			15	灰白色	湖西産	やや生焼
Db1[旧河道]	13.6	4.0		7.6		60	灰褐色	猪股窯	角高台
Db1[旧河道]				5.2		30	灰白色	湖西産	条切り、やや生焼
Db1[旧河道]				7.0		30(底部)	灰白色	湖西産	やや生焼
Db1[旧河道]	14.6	2.1		7.2		80	灰青色	猪股窯	角高台
Db1[旧河道]	14.0	3.0		7.6		20	肌色	在地産	赤彩(内面)、口脛部沈線状
Db1[旧河道]	10.0				20(11縁)	にい・肌色	在地産		
Db1[旧河道]				7.3		50(底部)	にい・灰白色	二川産	K90(新)
Db1[旧河道]	13.7	4.1		7.1		50	暗灰色	吉名産	条切り、H72
Db1[旧河道]	14.1	4.3		7.4		90	灰色	二川産	条切り、自然釉、高台生焼、O53
Db1[旧河道]	14.8	4.1		6.5		60	にい・肌色	吉名産	漬掛け灰釉、条切り、O53
Db1[旧河道]				7.0		60(底部)	黄褐色	吉名産	条切り、やや生焼、H72
Db1[旧河道]	18.6	6.3		9.5		80(底部)	灰白色	二川産	大碗、輪花、刷毛塗り、重焼痕、K90
Db1[旧河道]	9.4	3.2		4.8		90	灰色	二川産	漬掛け灰釉、条切り
Dc1[SK06]	12.3	3.5		7.3		80	肌色	在地産	赤彩(底部除く)、口脣部沈線状
Dc1[SD02上層]					接合部詳3.5	50(脚部)	灰色	湖西産	
Dc1[SD02上層]				7.6		100(底部)	暗灰色	二川産	自然釉、K90
Dc1[旧河道]	10.0	4.0		8.2		50	灰色	湖西産	口唇部内傾面
Dc1[旧河道]	13.5	4.3		9.0		50	灰青色	湖西産	使用擦れ
Dc1[旧河道]				8.8		30(底部)	灰青色	湖西産	正位焼成
Dc1[旧河道]						30	灰青色	湖西産	瓦質(口脣部)
Dc1[旧河道]	13.7	2.2				70	灰白色	湖西産	
Dc1[旧河道]				8.0		40(底部)	淡灰青色	湖西産	
Dc1[旧河道]	12.8	3.8		7.0		70	肌色	在地産	赤彩(内面)、口脣部沈線状
Dc1[旧河道]	13.3	3.3		6.9		20	にい・肌色	在地産	赤彩(内面)、No.29同一個体
Dc1[旧河道]	13.4	3.0		6.1		20	にい・肌色	在地産	赤彩(内面)、口脣部内面沈線状
Dc1[旧河道]	12.1	3.1		6.6		80	暗肌色	在地産	赤彩なし
Dc1[旧河道]	15.0	2.7		11.6		60	肌色	在地産	赤彩(底部除く)
Dc1[旧河道]	10.9	3.7		5.8		25	肌色	在地産	赤彩(内面)、器壁内黒色
Dc1[旧河道]					25(底部)	にい・肌色	在地産	赤彩(内面)カ	
Dc1[旧河道]				8.7		50(底部)	肌色	在地産	赤彩(底部除く)

伊場遺跡群出土墨書土器一覧表18

No	転文	文字関係 備考	墨書部位	種別	器種	年代観	取上番号
34	福、*	記号を重書。報告書「福」	底	灰釉陶器	碗	VII	414
	福、*	記号を重書。報告書「なし」	側				
	*	記号。報告書「なし」	内				
35	福		側	灰釉陶器	碗	VII-2	415
36	福		側	灰釉陶器	碗	VII-2	416
37 (福)		報告書「福」	側	灰釉陶器	碗	VII	417
38 □			側	灰釉陶器	碗	VII-2	418
39 勢		伊場No282と同筆の可能性がある	底	灰釉陶器	皿	VII-2	439
40 得□			底	灰釉陶器	皿	VII-2	501
41 □			底	灰釉陶器	碗	VII-2	502
42 圆			底	灰釉陶器	碗	VII-2	503
43 足			底	灰釉陶器	碗	VII	504
44 足			底	灰釉陶器	碗	VII	505
45 富		報告書「福又は高」	側	灰釉陶器	碗	VII-2	506
46 治			底	須恵器	有台皿	VII-1	560
東野宮	1 六月、旁身□		口内	土師器	甕	VII	113
鳥居松	1 川前東	報告書「(川前)東」	底	須恵器	箱坏	VI-1	2次7
	2 「東」□	報告書「(東)」	底	須恵器	坏身	VI-1カ	2次8
	3 1種万昌*		底	須恵器	箱坏	VI-1	4次53
瓦子7次(追加)	36 善	刻書、未報告	底	須恵器	箱坏カ	VI	84-134
	37 上一	未報告	底	須恵器	箱坏カ	VI	91-108
	38 加	未報告	内	須恵器	摘蓋カ	VIIカ	189-86
	39 □□	底面に墨カ。未報告	内底	須恵器	箱坏カ	VIIカ	189-87
	40 □	未報告	底	須恵器	有台碗	VII-1	47-2
東若林村東	1 「酒」		底	土師器	坏身	VII-VIII	
東前	1 孫足	太い文字、本體と共に伴	底	須恵器	箱坏	VI	2626
	2 長女	細い文字	底	須恵器	箱坏	VI	2626

* = 記号、繪

□ = 推定できる文字を示す。遺物図2の○カに準拠。

期	段階	実年代観	指標等
V	1	8C初頭	有台坏身・摘蓋の主体化
	2	8C前葉	
	3	8C中葉	
VI	1	8C後半	箱坏の主体化
	2	8C末~9C初頭	
VII	1	9C前半	平頂蓋の出現 K14
	2	9C後半	
VIII	1	10C前半	湖西窯終焉期 K90 (900年頃)
	2	10C後半	
	1		O53 (延長2=924年を含む)
	2		H72

出土地点・層位	口径	器高	器径	底径	その他の法量	残存率	色調	産地	備考
Dc1区旧河道	14.7	4.0		7.5		80	灰褐色	二川產	糸切り、自然釉、O53
Dc1区旧河道					10(体部)	灰白色	二川產	ケズリ、K90	
Dc1区旧河道					10(体部)	灰色	二川產	重焼痕、O53a	
Dc1区旧河道				6.8		10	灰色	二川產	O53
Dc1区旧河道					体部片	灰黄色	二川產カ	焼成不良カ	
Dd1区SS02				6.2		80	灰黄色	二川產カ	重焼痕、K90~O53(古)
Dd1区旧河道	14.8	2.9		7.5		40	暗灰色	二川產	重焼痕、K90
Dd1区旧河道					7.0	50	灰色	二川產	K90(新)
Dd1区旧河道					7.4	40	灰色	二川產	ヘラ描圓範文、糸切り→ケズリ、K90
Dd1区旧河道					6.8	100(底部)	灰色	二川產	やや須恵器質、O53
Dd1区旧河道				7.0		100(底部)	灰黄色	二川產	糸切りカ、やや焼成不良、焦げ、O53
Dd1区旧河道				14.9		10(口縁)	灰色	二川產	O53カ
Dg1区包含層	15.0	2.2		8.0		60	灰色	猿投產	焼きぶくれ
A地区X含層	24.3				頭径22.3	10	帆色	在地產	
試掘坑2大溝貝塚	13.6	4.0		9.0		80	暗灰色	湖西產	二段底風、ヘラ記号(/)、汚れ
試掘坑2大溝貝塚					体部片	灰色	湖西產		
大溝IV・V層				10.7		70(底部)	灰色	湖西產	肉厚な底部
B2区表土						15(底部)	灰色	湖西產	
B3区表土						15(底部)	灰青色	湖西產	
A7区表土						5	明灰色	湖西產	
A7区表土						10(底部)	灰青色	湖西產	使用擦れ
A1区表土				8.3		95(底部)	灰色	猿投產	コテナダ、焦げ
表採・個人藏						底部片			
Aa1区SD28	11.6	3.5		11.6		70	灰白色	湖西產	汚れ、使用擦れ
Aa3区C層No.1156	12.6	3.5		11.0		60	灰色	湖西產	口唇部に内側面

産地

須恵器 — 湖西、猿投、その他

灰釉陶器 — 吉名、二川、猿投、その他

吉名は二川と識別できるもののみ

二川には吉名の良品を含む、またザラつく猿投を含む

猿投は二川と識別ができるもののみ

土師器 — 在地産、その他

伊場遺跡群出土木簡関係文献目録

山本 崇 編

【凡例】

- ・この目録は、伊場遺跡群出土木簡の報告文献と木簡に關する論考を管見の限り集成したものである。2006年までに公刊されたものを対象としたが、可能な限りそれ以後のものも収載した。
- ・この目録は、「1 報告書など」、「2 伊場遺跡群の木簡に關する論考」、「3 木簡別引用文献索引」からなる。「3 木簡別引用文献索引」は、どの木簡が「2 伊場遺跡群の木簡に關する論考」に掲げたどの論考で扱われているのかを示したものである。
- ・この目録の作成に際して、向坂鋼二・山中敏史両氏のご教示を得た。文献の収集、データの整理は、山本が担当し、平安女学院大学の毛利憲一、立命館大学大学院の中川佳律・吉岡直人、奈良大学大学院の有田洋子各氏のご協力を得た。記して謝意を表したい。

1 報告書など

【伊場遺跡】

1. 国学院大学伊場遺跡調査隊編1953 「伊場遺跡—西遠方に於ける低地性遺跡の研究」(浜松市伊場遺跡保存会)
2. 浜松市教育委員会編、浜松市遺跡調査会1971 「伊場遺跡 第3次発掘調査概報」
3. 伊場遺跡調査団編、浜松市遺跡調査会1971 「伊場遺跡出土文字集成（概報）」
4. 伊場遺跡調査団編、浜松市遺跡調査会1972 「伊場」第4次発掘調査月報合本
5. 伊場遺跡調査団編、浜松市遺跡調査会1972 「伊場遺跡第4次発掘調査の成果」
6. 浜松市教育委員会編、浜松市遺跡調査会1973 「伊場遺跡第5次発掘調査概報」
7. 浜松市教育委員会編、浜松市遺跡調査会1973 「伊場遺跡出土文字集成（概報）二」
8. 浜松市教育委員会編、浜松市遺跡調査会1975 「伊場遺跡 第6・7次発掘調査概報」
9. 浜松市立郷土博物館編、浜松市教育委員会1975 「伊場遺跡出土品の解説目録」
10. 浜松市立郷土博物館編、浜松市教育委員会1976 「伊場木簡」(伊場遺跡発掘調査報告書第1冊)
11. 東野治之1976 「伊場遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所『第1回木簡研究集会記録』)
12. 浜松市立郷土博物館編、浜松市教育委員会1977 「伊場遺跡 遺構編」(伊場遺跡発掘調査報告書第2冊)
13. 浜松市立郷土博物館編、浜松市教育委員会1978 「伊場遺跡 遺物編1」(伊場遺跡発掘調査報告書第3冊)
14. 浜松市立郷土博物館編、浜松市教育委員会1979 「国鉄東海道線路敷地内埋蔵文化財発掘調査報告書—伊場遺跡第12次の1期調査概報」
15. 川江秀孝1979 「静岡・伊場遺跡」(『木簡研究』1)
16. 浜松市博物館編、浜松市教育委員会1980 「伊場遺跡 遺物編2」(伊場遺跡発掘調査報告書第4冊)
17. 浜松市教育委員会1981 「伊場遺跡第8～13次発掘調査概報」
18. 浜松市博物館編、浜松市教育委員会1994 「伊場遺跡 遺物編6」(伊場遺跡発掘調査報告書第8冊)
19. 静岡県教育委員会1998 「伊場遺跡」(『静岡県の重要遺跡—静岡県内重要遺跡詳細分布調査報告書』(静岡県文化財調査報告書52))
20. 浜松市博物館編、浜松市教育委員会2002 「伊場遺跡遺物編8 (木製品Ⅱ・金属製品・骨角器)」(伊場遺跡発掘調査報告書第10冊)
21. 浜松市博物館2003 「静岡県指定文化財 伊場遺跡出土古代文字資料 地中から現れた古代の文字」(博物館資料集12)
22. 浜松市教育委員会編、浜松市教育委員会2007 「伊場遺跡補遺編 (第8～13次調査遺構・自然遺物)」(伊場遺跡発掘調査報告書第11冊)

【城山遺跡】

23. 可美村教育委員会1978 「浜名郡可美村 城山遺跡範囲確認調査概報」
24. 川江秀孝1979 「静岡・城山遺跡」(「木簡研究」1)
25. 辰巳均 1980 「静岡・城山遺跡」(「木簡研究」2)
26. 浜松市博物館編, 可美村教育委員会1981 「静岡県浜名郡可美村 城山遺跡調査報告書」
27. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1997 「城山遺跡VI」

【梶子遺跡】

28. 浜松市博物館編, 浜松市遺跡調査会1983 「国鉄浜松工場内(梶子) 遺跡第VI次発掘調査概報」
29. 漆畠敏1983 「静岡・梶子遺跡」(「木簡研究」5)
30. 鈴木敏則・鬼頭清明1993 「静岡・梶子遺跡」(「木簡研究」15)
31. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1994 「梶子遺跡Ⅳ」
32. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1998 「梶子北遺跡(遺物編本文)」

【梶子北遺跡】

33. 鈴木敏則1995 「静岡・梶子北遺跡」(「木簡研究」17)
34. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1997 「梶子北遺跡(遺構編)」
35. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1997 「梶子北遺跡(木器編)」
36. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1997 「梶子北遺跡(遺構編写真図版)」
37. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1998 「梶子北遺跡(遺物編図版)」
38. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会1998 「梶子北遺跡(遺物編本文)」

【中村遺跡】

39. 鈴木敏則2000 「静岡・中村遺跡」(「木簡研究」22)
40. 鈴木敏則2001 「静岡・中村遺跡」(「木簡研究」23)
41. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2002 「梶子北(三永)・中村遺跡(井戸・木製品編)」
42. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2002 「中村遺跡(遺構実測図版編)」
43. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2001 「中村遺跡(遺構写真図版編)」
44. 鈴木敏則2003 「静岡・中村遺跡」(「木簡研究」25)
45. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2003 「中村遺跡(南伊場地区) 遺構写真図版編」
46. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2003 「中村遺跡(南伊場地区) 遺構実測図版編」
47. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2004 「中村遺跡(南伊場地区) 井戸・木製品編」
48. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2005 「中村遺跡(南伊場地区) 本文編」
49. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2005 「中村遺跡(南伊場地区) 本文編図版」
50. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2005 「中村遺跡 遺構本文編」
51. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化振興財團2006 「中村遺跡 古墳・奈良時代編」
52. 浜松市教育委員会編, (財)浜松市文化振興財團2006 「中村遺跡 中世編」

【大蒲村東I遺跡】

53. 浜松市博物館編, (財)浜松市文化協会2004 「大蒲村東I・II遺跡」
54. 鈴木敏則2005 「静岡・大蒲村東I遺跡」(「木簡研究」27)

【全体にかかわるもの】

55. 静岡県1989 「静岡県史 資料編4 古代」
56. 原秀三郎・山中敏史1990 「静岡県古代史料 追補1」(「静岡県史研究」6)
57. 静岡県1992 「静岡県史 資料編3 考古三」(木簡・墨書き器実測図)
58. 原秀三郎・山中敏史・仁藤敦史1994 「静岡県古代史料 追補2」(「静岡県史研究」10)

2 伊場遺跡群の木簡に関する論考

- 1.相沢央1999 「律令郡制の成立過程」(『新潟史学』433)
- 2.明石一紀1981 「調庸の人身別輪納と合成輪納—木簡の書式と和銅六年格一」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
- 3.甘粕健1977 「民衆と古代国家の接点—浜松市伊場の地方官衙遺跡の発見」(『埋蔵文化財のはなし』(三省堂選書) 三省堂出版)
- 4.新井喜久夫1978 「[「固問の国」の律令制支配」(浅香年木編『古代の地方史4 東海・東山・北陸編』朝倉書店)
- 5.荒木志伸1998 「墨書き器から見た郡家遺跡—その成立、展開と変容—」(『史学研究集録』23)
- 6.荒木敏夫1977 「木簡と官衙遺跡について」(『文化財を守るために』17・18)
- 7.荒木敏夫1978 「東海の富豪と交通路」(『地方文化の日本史』2 古代文化と地方、文一総合出版)
- 8.荒木敏夫1981 「伊場の祭祀と木簡・木製品—国家的祭祀の成立に関連させて」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
- 9.荒木敏夫1998 「静岡の夜明けと律令体制の成立」(『静岡県の歴史』山川出版社)
- 10.荒木敏夫2006 「日本古代の大后と皇后—三后論と関連させて—」(『日本古代王権の研究』吉川弘文館)
- 11.石上英一2001 「駿河国の役所と伊場遺跡」(平野邦雄・鈴木靖民編『木簡が語る古代史 下 国家の支配としきみ』吉川弘文館)
- 12.石田実洋2004 「行政命令・伝達」(平川南・沖森卓也・柴原永遠男・山中章編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館)
- 13.市大樹2004 「明日香村石神遺跡 最古の歴」(『考古学ジャーナル』513)
- 14.井上光貞1972 「伊場遺跡の魅力」(『読売新聞』1972年2月19日付。『井上光貞著作集』11, 岩波書店, 1986年所収)
- 15.井上光貞1975 「伊場と木簡」(『学士会会報』726。『井上光貞著作集』6, 岩波書店, 1985年所収)
- 16.井上光貞1978 「その後の木簡」(『東大三十年』私家版。『井上光貞著作集』6, 岩波書店, 1985年所収)
- 17.今泉隆雄1987 「文字資料研究の現状 木簡」(『季刊考古学』18。(改題)『木簡研究の成果と課題』『古代木簡の研究』吉川弘文館, 1998年所収)
- 18.今泉隆雄1998 「門勝制・門籍制と木簡一本簡のライフサイクル」(『古代木簡の研究』吉川弘文館)
- 19.瀬永貞三・土田直鎮1976 「古代史料論」(『岩波講座日本歴史』25 別巻2, 岩波書店)
- 20.岩宮隆司1999 「律令里制の歴史的前提—五十戸編成の成立と展開—」(『ヒストリア』169)
- 21.上田正昭1993 「道教とその文化的流伝」(『日本人と日本文化の形成』朝倉書店。『上田正昭著作集第2巻 古代国家と東アジア』角川書店, 1998年所収)
- 22.上田正昭1991 「神話と歴史」(『日本の神話を考える』小学館。『上田正昭著作集第4巻 日本神話論』角川書店, 1998年所収)
- 23.上田正昭1977 「語部と伝承」(『講座日本文学』神話・上, 至文堂。『上田正昭著作集第5巻 東アジアと海上の道』角川書店, 1998年所収)
- 24.上田正昭1993 「沖縄文化の原像と変容」(『日中文化研究』5。『上田正昭著作集第6巻 人権文化の創造』角川書店, 1998年所収)
- 25.植松章八1995 「静岡県内文字資料にみる古代の地名」(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所『(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所設立10周年記念論集』
- 26.梅村喬1991 「いわゆる私出禁禁止令の理解について」(『続日本紀研究』275)
- 27.榎村寛之2005 「祝詞の世界」(平川南・沖森卓也・柴原永遠男・山中章編『文字と古代日本4 神仏と文字』吉川弘文館)
- 28.大津透1993 「日唐律令地方財政管見」(『日本律令制論集』上, 吉川弘文館。『日唐律令制の財政構造』岩波書店, 2006年所収)
- 29.大山誠一1975 「大化前代遠江国浜名郡の史的展開」(『日本歴史』321。『日本古代の外交と地方行政』吉川弘文館, 1999年所収)
- 30.沖森卓也1991 「宣命体の成立」(『立教大学日本文学』64。(加筆修正)『日本古代の表記と文体』吉川弘文館, 2000年所収)

31. 沖森卓也1994 「木簡に現れた古代日本語」(『上代木簡資料集成』おうふう)
32. 沖森卓也2006 「漢文の受容と調談」(平川南・沖森卓也・柴原永遠男・山中章編『文字と古代日本5 文字表現の獲得』吉川弘文館)
33. 奥野義雄1994 「いまに息づく呪符・形代の習俗—遺物・記録が語るまじない習俗文化史—」(『木簡研究』16)
34. 小野眞一1994 「木簡等に見える遠賀郡郷里制の研究」(上) (『富士フェニックス論叢』2)
35. 加藤謙吉1983 「蘇我氏と大和王權」(吉川弘文館)
36. 加藤友康1993 「国・郡の行政と木簡—『国府跡』出土木簡の検討を中心として—」(『木簡研究』15)
37. 加藤友康2005 「八・九世紀における在地秩序の再検討」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』堺書房)
38. 門脇慎二1981 「『大化改新』から壬申の乱へ」(『東アジア世界における日本古代史講座5 隋唐帝国の出現と日本』, 学生社)
39. 門脇慎二1991 「『大化の改新』から壬申の乱へ」(『大化の改新』史論, 下, 思文閣出版)
40. 鐘江宏之1998 「七世紀の地方木簡」(『木簡研究』20)
41. 鐘江宏之2002 「木簡・呪符・人形」(林淳・小池淳一編『陰陽道の講義』嵯峨野書店)
42. 鐘江宏之2002 「七世紀の地方社会と木簡」(森公章編『日本の時代史3 僕國から日本へ』, 吉川弘文館)
43. 金子裕之1987 「都人の精神生活」(『日本の古代9都城の生態』, 中央公論社)
44. 金子裕之1996 「暦の世紀」「歴史発掘12木簡は語る」(講談社)
45. 狩野久1971 「木簡」(岡崎敬・平野邦雄編『古代の日本9研究資料』, 角川書店。『日本古代の国家と都城』東京大学出版会, 1990年所収)
46. 狩野久1975 「伊場遺跡出土木簡」(『書の日本史1飛鳥・奈良』, 平凡社)
47. 狩野久1976 「律令財政の機構」(『岩波講座日本歴史3古代3』, 岩波書店)
48. 狩野久1979 「日本の美術160 木簡」(至文堂)
49. 狩野久1983 「部民再考—若僕部に関する憶説—」(奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』同朋舎。『日本古代の国家と都城』東京大学出版会, 1990年所収)
50. 狩野久1984 「律令国家の形成」(『講座日本歴史1原始・古代』, 東京大学出版会。『日本古代の国家と都城』東京大学出版会, 1990年所収)
51. 狩野久1990 「律令国家の形成」(篠弘道編『古文書の語る日本史I 飛鳥・奈良』筑摩書房)
52. 錄田元一1977 「評の成立と国造」(『日本史研究』176。『律令公民制の研究』堺書房, 2001年所収)
53. 錄田元一1982 「那須国造碑文の「國家」」(文部省科学研究費補助金報告書『朝鮮をめぐる中国と日本、その三國間の語学・文学の相互交渉に関する総合的研究』。『律令公民制の研究』堺書房, 2001年所収)
54. 錄田元一1994 「日本古代の官印—八世紀の諸国印を中心として」(上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版。『律令公民制の研究』堺書房, 2001年所収)
55. 錄田元一1994 「7世紀の日本列島」(『岩波講座日本通史3古代2』, 岩波書店。『律令公民制の研究』堺書房, 2001年所収)
56. 錄田元一2006 「暦と時間」(『列島の古代史7信仰と世界観』, 岩波書店)
57. 亀谷弘明1997 「古代の封戸と交通—「長屋王家木簡」の分析から—」(『古代交通研究』6)
58. 川江秀孝1971 「伊場遺跡」(『考古学ジャーナル』64)
59. 川尻秋生2002 「古代東国における交通の特質—東海道・東山道の実態—」(『古代交通研究』11)
60. 菊地康明1973 「地方の古代史解明の宝庫」(『朝日ジャーナル』15・34, 通巻756 (1973年8月31日号))
61. 菊地康明1975 「伊場遺跡の現代的意義」(『岩波講座日本歴史月報』6)
62. 菊地康明1979 「古代の海上交通路と伊場遺跡」(『文化財を守るために』20)
63. 菊地康明1981 「伊場と津」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
64. 岸後男1978 「白髮部五十戸」の貢進物付札(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻, 吉川弘文館。『日本古代文物の研究』堺書房, 1988年所収。吉村武彦・小笠原好彦編『展望日本歴史5 飛鳥の朝廷』東京堂出版, 2001年再取)
65. 岸後男1980 「木簡と大宝令」(『木簡研究』2。『日本古代文物の研究』堺書房, 1988年所収)
66. 北村俊季2007 「長岡平安遷都の歴史的背景」(『国立歴史民俗博物館研究報告』134 共同研究「律令国家転換期の王權と都市」[論考編])
67. 鬼頭清明1984 「各地の木簡から—伊場木簡」(『木簡の社会史—天平人の日常生活』河出書房新社。講談社学術文庫, 2004年復刊)

- 68.鬼頭清明1995 「古代における津の都市的様相」(『国立歴史民俗博物館研究報告』63 共同研究「都市空間の形成過程についての研究」)
- 69.木下正史1998 「木簡と漆紙文書」(大塚初重・白石太一郎・西谷正・町田章編『考古学による日本歴史 12 藝術・学芸とあそび』、雄山閣)
- 70.木下良1995 「古代の交通体系」(『岩波講座日本通史 5 古代4』、岩波書店)
- 71.工藤雅樹1990 「地方官衙と辺境」(熊弘道編『古文書の語る日本史 I 飛鳥・奈良』筑摩書房)
- 72.小谷博泰1997 「国語史から見た古事記の成立」(『古事記研究体系』I、高科書店。『上代文学と木簡研究』和泉書院、1999年所収)
- 73.小谷博泰1998 「文章史から見た古事記の成立と日本書紀」(『古事記年報』。(改題)「古事記の成立と日本書紀」『上代文学と木簡研究』和泉書院、1999年所収)
- 74.小谷博泰1996 「古事記と木簡」(『古事記研究体系』II、高科書店。『上代文学と木簡研究』和泉書院、1999年所収)
- 75.小谷博泰1999 「飛鳥藤原時代木簡の表記法をめぐって」(『上代文学と木簡研究』和泉書院)
- 76.小林昌二1981 「伊場遺跡出土の第五十二号木簡について」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版。『日本古代の村落と農民支配』堀書房、2000年所収)。
- 77.小林芳規1983 「字調史資料としての平城宮木簡—古事記の用字法との比較を方法として—」(『木簡研究』5)
- 78.坂本太郎1975 「伊場遺跡雑考」(浜松市教育委員会編、浜松市遺跡調査会『伊場遺跡第6・7次発掘調査概報』)
- 79.佐々木慶一1973 「伊場遺跡と古代交通路」(『日本史研究』136。(改題)「古代の郡家と交通—遠江国伊場遺跡を中心に」『古代東国社会と交通』校倉書房、1995年所収)
- 80.佐々木慶一1974 「伊場木簡とその性格」(『歴史手帖』2-4)
- 81.佐々木慶一1980 「伊場遺跡研究の現状」(『歴史学研究月報』243)
- 82.佐々木慶一1981 「伊場遺跡と馬—「馬主」木簡の意義」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版。(改題)「古代の交通と馬の利用」『古代東国社会と交通』校倉書房、1995年所収)
- 83.佐藤達雄1994 「ムラのまつり、クニのまつり」(『静岡県史』通史編Ⅰ 原始・古代)
- 84.佐藤信1977 「『過所木簡』寸考」(『風俗』16・1。(改題)「過所木簡考」「日本古代の宮都と木簡」吉川弘文館、1997年所収)
- 85.佐藤信1996 「郡符木簡にみる在地支配の様相」(佐藤信・五味文彦編『土地と在地の世界をさぐる』山川出版社。『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、1999年所収)
- 86.佐藤信1999 「遺跡から出土した古代の暦—古代国家と時の支配」(『こよみ 東京大学公開講座70』東京大学出版会、1999年。(改題)「出土した暦」「出土史料の古代史」東京大学出版会、2002年所収)
- 87.佐藤信2001 「木簡にみる古代における漢字文化受容」(『国語と国文学』78-11。「古代における漢字受容」「出土史料の古代史」東京大学出版会、2002年所収)
- 88.芝田文雄1973 「伊場遺跡出土の「百怪咒符」木簡」(『日本の考古学付録』6)
- 89.芝田文雄1981 「百怪呪符」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
- 90.柴田稔2002 「大化前後の須恵器」「東海の路」
- 91.神野清一1993 「天武十年紀の「載柱奴婢」と戸座」(『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会)
- 92.神野清一1996 「御野国戸籍と身分制」(梅村喬編『古代王権と交流 4 伊勢湾と古代の東海』、名著出版)
- 93.杉村俊男1980 「上代史跡より出土せる木簡の国語研究資料としての調査報告」(『共立女子短期大学 文科紀要』23)
- 94.杉村俊男1982 「上代木簡における国語表記のさまざまな方法について(付)『上代木簡に表記された国語語彙の検討』補遺」(『共立女子短期大学 文科 紀要』25)
- 95.杉本一樹1987 「戸籍制度と家族」(『日本の古代 11 ウジヒイエ』、中央公論社。『日本古代文書の研究』吉川弘文館、2001年所収)
- 96.千田稔1987 「都城遺地の景観を観る」(『日本の古代 9 都城の生態』、中央公論社)
- 97.高島英之1991 「地方出土の古代木簡について」(『(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』8。(改題)「地方出土木簡」「古代出土文字資料の研究」東京堂出版、2000年所収)
- 98.高島英之1992 「染谷川河川敷部出土の刻書土器について」((財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『上野国分僧寺・尼寺中間地域(八)一閔越自動車道(新潟線)地域埋蔵文化財発掘調査報告書四一集』。(改題)「群馬県群馬町上野国分僧寺・尼寺中間地域出土の刻書土器」「古代出土文字資料の研究」東京堂出版、2000年所収)

- 99.高島英之1997 「富岡市下高瀬上之原遺跡出土の刻書土器をめぐって」(『財』群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』14。(改題)「群馬県吉井町矢田遺跡・多胡蛇黒遺跡出土の文字資料」「古代出土文字資料の研究」東京堂出版, 2000年所収)
- 100.高島英之2004 「題籠輪」(平川南・沖森卓也, 「文字と古代日本 1 支配と文字」, 吉川弘文館)
- 101.竹内理三1974 「伊場遺跡の歴史的価値」(『静岡県考古学会連絡誌』11)
- 102.竹内理三1977 「難波朝前後の伊場遺跡一大溝の形成」(難波宮址を守る会編『難波宮と日本古代国家』塙書房。『竹内理三著作集 8 古代中世の課題』, 角川書店, 2000年所収)
- 103.竹内理三1981 「灘評と浜津郷」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
- 104.竹内亮2004 「木に記された暦」(『木簡研究』26)
- 105.辰巳和弘1994 「古代地域王権と水の祭儀」(辰巳和弘『地域王権の古代学』白水社)
- 106.館野和己1980 「律令制下の交通と人民支配」(『日本史研究』211。館野和己『日本古代の交通と社会』塙書房, 1998年所収)
- 107.館野和己1993 「コラム『不破闇』」(小林達雄・原秀三郎『新版古代の日本⑦ 中部』角川書店)
- 108.館野和己1998 「律令制の成立と木簡」(『木簡研究』20)
- 109.田中弘志2005 「「都寺」と都衙一閑市弥勒寺遺跡群の調査からー」(奈良文化財研究所『地方官衙と寺院—都衙周辺寺院を中心としてー』)
- 110.東野治之1973 「天智晄にみえる『月生』の語について」(『万葉』81。『正倉院文書と木簡の研究』塙書房, 1977年所収)
- 111.東野治之1977 「藤原宮木簡の書風について」(『ミュージアム』314。『日本古代木簡の研究』塙書房, 1983年所収)
- 112.東野治之1978 「平城京出土資料よりみた難波津の歌」(『万葉』98。『日本古代木簡の研究』塙書房, 1983年所収)
- 113.東野治之1980 「古代税制と荷札木簡」(『ヒストリア』86。『日本古代木簡の研究』塙書房, 1983年所収)
- 114.東野治之1980 「正倉院武器中の下野国箭削銘について—評制下における貢進物の一史料ー」(『続日本紀研究』208。『日本古代木簡の研究』塙書房, 1983年所収)
- 115.東野治之1981 「伊場遺跡出土己亥年銘木簡と評の官制」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版。『長屋王家木簡の研究』塙書房, 2000年所収)
- 116.東野治之1982 「木簡の周辺」(2) (『出版ダイジェスト』1017)
- 117.東野治之1983 「漢字の伝来と受容」(『日本古代木簡の研究』塙書房)
- 118.東野治之1983 「具注曆と木簡」(『日本古代木簡の研究』塙書房)
- 119.東野治之1983 「國家の仕事、皇室の仕事」(『木簡が語る日本の古代』岩波書店。岩波同時ライブラリー版で復刊, 1997年)
- 120.東野治之1996 「長屋王家木簡の文体と用語」(『長屋王家木簡の研究』塙書房)
- 121.東野治之1996 「日本語論」(『長屋王家木簡の研究』塙書房)
- 122.東野治之1996 「『萬葉集』と木簡」(『長屋王家木簡の研究』塙書房)
- 123.東野治之2001 「長屋王家木簡管見」(奈良国立文化財研究所『長屋王家・二条大路木簡を読む』(奈良国立文化財研究所学報61)。『日本古代史科学』岩波書店, 2005年所収)
- 124.東野治之1979 「飛鳥・白鳳の造像銘」(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎。『日本古代金石文の研究』岩波書店, 2004年所収)
- 125.直木孝次郎1981 「五十戸造」と五十戸一里制」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版。『飛鳥奈良時代の考察』高科書店, 1996年所収)
- 126.直木孝次郎1987 「山陰道の成立について」(田村円澄先生古希記念会編『東アジアと日本 歴史編』吉川弘文館。『飛鳥奈良時代の考察』高科書店, 1996年所収)
- 127.中大輔2004 「日本古代の駅家と地域社会—越後国三崎駅の事例を中心にー」(『古代交通研究』13)
- 128.永田英明2004 「古代駅家の成立」(『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館)
- 129.永田英明2005 「過所」(平川南・沖森卓也・柴原永道・山中章編『文字と古代日本3 流通と文字』吉川弘文館)
- 130.夏目忠夫1976 「万葉集「二見の道」新考—「宮地駅家」の墨書のある伊場木簡の出土に関連して」(『同朋国文』9)
- 131.仁藤敦史1994 「調・庸の貢進と地方財政」(『静岡県史』通史編1 原始・古代)

- 132.仁藤敦史2005 「益頃郡周辺の古代氏族」『焼津市史研究』6
- 133.野尻靖1985 「律令制支配と放生・殺生禁斷」(『続日本紀研究』240)
- 134.八賀晋1986 「駅家の姿—伊場遺跡・城山遺跡」(『図説 発掘が語る日本史』第3巻, 新人物往来社)
- 135.橋本繁2004 「金海出土「論語」木簡と新羅社会」(『朝鮮学報』19)
- 136.羽床正明2000 「郡司と祭祀—伊場出土百怪呪符木簡を中心にして」(『地方史静岡』28)
- 137.馬場基1996 「駅と伝と伝馬の構造」(『史学雑誌』105・3)
- 138.早川庄八1974 「國々の状態」(『日本の歴史 第4巻 律令国家』, 小学館)
- 139.早川庄八1975 「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史 2 古代2』, 岩波書店)。『天皇と古代国家』講談社, 2000年所収)
- 140.早川万年1999 「丁丑年三野国木簡についての覚書」(『岐阜史学』96)
- 141.原秀三郎1981 「静岡県城山遺跡出土の具注呪木簡について」(『木簡研究』3)
- 142.原秀三郎1986 「倉札・札家考」(『木簡研究』8)
- 143.原秀三郎1995 「木簡と墨書き土器」(『岩波講座日本通史 5 古代4』, 岩波書店)
- 144.原秀三郎1994 「遠江・駿河・伊豆三国の成立」(『静岡県史』通史編1 原始・古代。『地域と王権の古代史学』, 塙書房, 2002年所収)
- 145.原秀三郎1986 「静岡県伊豆長岡町大北横穴群出土の若舎人銘について」(『静岡県史研究』2。『地域と王権の古代史学』, 塙書房, 2002年所収)
- 146.原秀三郎1986 「古代国家形成期の東海地域と大和王権—持統天皇の伊勢・參河行幸を中心に—」(昭和60年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書「東海地方の前近代的交通形態と地域構造の特質に関する研究」。『地域と王権の古代史学』, 塙書房, 2002年所収)
- 147.原秀三郎1980 「古代駿河遠江両国の東海道」(静岡県教育委員会「静岡県歴史の道調査報告書—東海道—」(静岡県文化財調査報告書第20集)。『地域と王権の古代史学』, 塙書房, 2002年所収)
- 148.原秀三郎1984 「郡家小考—交通機能を中心として—」(岸俊男教授退官記念会編「日本政治社会史研究」中, 塙書房。(改題)「郡家の構成と交通機能」『地域と王権の古代史学』, 塙書房, 2002年所収)
- 149.原秀三郎1987 「伊場木簡が語るもの」(永原慶二・海野福寿責任編集「図説静岡県の歴史」河出書房新社)
- 150.樋口州男1981 「古代における馬信仰に関するノート—研究史整理の中から」(竹内理三編「伊場木簡の研究」東京堂出版)
- 151.平川南1982 「胆沢城跡新発見の漆紙文書および木簡」(水沢市教育委員会「胆沢城跡一昭和五十六年度発掘調査報告」。(改題)「延暦二十二・二十三年具注曆一胆沢城跡第三号文書」『漆紙文書の研究』吉川弘文館, 1989年所収)
- 152.平川南1982 「下野国府跡出土の木簡について」(栃木県教育委員会「下野国府跡IV—昭和五十六年度発掘調査概報」。(改題)「返抄」木簡一下野国府跡第2号木簡—『漆紙文書の研究』吉川弘文館, 1989年所収)
- 153.平川南1984 「秋田城跡第二号・第三号漆紙文書について」(秋田市教育委員会「秋田城文字資料集I」。(改題)「出張帳様文—秋田城跡第二号文書」『漆紙文書の研究』吉川弘文館, 1989年所収)
- 154.平川南1985 「漆紙文書に関する基礎的研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』6。『漆紙文書の研究』吉川弘文館, 1989年所収)
- 155.平川南1990 「地方の木簡」(川崎市市民ミュージアム「木簡—古代からのメッセージ 木簡展解説図録」。(改題)「地方木簡概観」「古代地方木簡の研究」吉川弘文館, 2003年所収)
- 156.平川南1993 「地方の木簡」(川崎市市民ミュージアム編「古代東国と木簡」雄山閣出版)
- 157.平川南1993 「地下から発見された文字」(『新版古代の日本 10 古代史料研究の方法』, 角川書店)。『墨書き土器の研究』吉川弘文館, 2000年所収)
- 158.平川南1996 「郡符木簡」(尾尾俊哉編「律令国家の地方支配」吉川弘文館)。『古代地方木簡の研究』吉川弘文館, 2003年所収)
- 159.平川南2000 「出土文字資料の研究方法」(『墨書き土器の研究』吉川弘文館)
- 160.平川南・清武雄二・三上喜孝・田中史生2000 「井上薬師堂遺跡出土木簡の再検討」(小郡市教育委員会「上岩田遺跡調査概報」(小都市文化財調査報告書142)。(改題・一部)平川「令制成立期前後の出舉木簡」「古代地方木簡の研究」吉川弘文館, 2003年所収)
- 161.平川南2000 「群馬県富岡市内匠日向周辺遺跡の木簡」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「内匠日向周辺遺跡・下高瀬寺山遺跡・下高瀬前田遺跡」(群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告188)。(改題・一部)「呪符木簡 (1)「龍王」呪符」「古代地方木簡の研究」吉川弘文館, 2003年所収)

- 162.平川南2003 「過所木簡」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館)
- 163.平田耿二1962 「庚寅の編籍について」(『史学雑誌』71・7。『日本古代籍帳制度論』吉川弘文館, 1986年)
- 164.平田耿二1980 「庚午年籍と庚寅年籍」(『歴史公論』6・9。(改題)「大化大宝年間の編戸と造籍」『日本古代籍帳制度論』吉川弘文館, 1986年所収)
- 165.平野邦雄1993 「古代の木簡」(川崎市市民ミュージアム編『古代東国と木簡』雄山閣出版)
- 166.福島正樹1999 「屋代遺跡群出土の国符木簡をめぐって—信濃國における広域行政ブロッカー—」(『信濃』51・3)
- 167.藤井一二1998 「古代の農事と季節構造」(吉田晶編『日本古代の国家と村落』培書房)
- 168.本位田菊士1978 「古代国家の形成と地方制度」(『日本古代国家形成過程の研究』名著出版)
- 169.細井浩志2002 「奈良時代の暦に関する覚書」(『朱』45)
- 170.前川明久1983 「大化改新と律令制の発足」(『歴史公論』9・6。『日本古代政治の展開』法政大学出版局, 1991年所収)
- 171.前之園亮一1987 「ウジとカバネ」(『日本の古代 11 ウジとイエ』, 中央公論社)
- 172.増尾伸一郎1984 「(天罪)呪符の成立—日本古代における北辰・北斗信仰の受容過程をめぐって—」(『信濃』36・12)
- 173.増尾伸一郎1986 「日本古代の呪符木簡, 墓書土器と疑偽經典—『仏説七千仏神符經』もしくは『仏説益算經』の受容—」(『東洋の思想と宗教』13)
- 174.増尾伸一郎2001 「日本古代の宗教文化と道教」(遊佐昇ら編『講座道教 第六巻 アジア諸地域と道教』雄山閣出版)
- 175.増尾伸一郎2003 「陰陽寮と陰陽道」(『季刊 第二次悠久』95)
- 176.松尾光1992 「呪いと祈りの世界」(『産経新聞』1992年12月9日夕刊。『天平の木簡と文化』笠間書院, 1994年所収)
- 177.松原弘宜1979 「律令制下における津の管理について」(『愛媛大学教養部紀要』12。『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館, 1985年所収)
- 178.松原弘宜1981 「伊場遺跡とその成立過程について」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版。(改題)「伊場遺跡とその成立過程」『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館, 1985年所収)
- 179.松原弘宜2002 「水上交通の検査システムについて」(『続日本紀研究』337)
- 180.松原弘宜2002 「地方官の交通と伝馬制」(『古代交通研究』11)
- 181.三上喜孝1999 「文書木簡と文書行政—地方出土木簡を例として」(石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論—正倉院文書と木簡・漆紙文書』東京大学出版会)
- 182.三上喜孝2001 「古代地方社会における暦—その受容と活用をめぐって」(『日本歴史』633)
- 183.水野正好1977 「伊場放生木簡の顯現」(『三浦古文化』21)
- 184.濱敏郎1989 「姓の成立より見た律令的編戸および里制について」(『姓と古代国家』吉川弘文館)
- 185.三保忠夫2002 「古代木簡資料における助数詞(その1)」(『鳥根大学教育学部紀要(人文・社会科学編)』36。(改題)「古代木簡資料における助数詞」「木簡と正倉院文書における助数詞の研究」風間書房, 2004年所収)
- 186.三保忠夫2004 「研究資料」(『木簡と正倉院文書における助数詞の研究』風間書房)
- 187.宮本教1980 「大宝二年の御野国戸籍」(『岐阜市史』通史編 原始・古代・中世。『日本古代の家族と村落』吉川弘文館, 2006年所収)
- 188.宮本教1981 「伊場木簡と里制の成立」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
- 189.向坂鋼二1971 「静岡県伊場遺跡の奈良時代遺物」(『考古学雑誌』56・3)
- 190.向坂鋼二1973 「伊場木簡にみえる地名について」(『会員だより』2)
- 191.向坂鋼二1974 「『辛卯』の年紀をもつ木簡」(『図説日本の歴史 3 古代国家の繁栄』, 講談社)
- 192.向坂鋼二1974 「呪符木簡」(『図説日本の歴史 3 古代国家の繁栄』, 講談社)
- 193.向坂鋼二1975 「伊場木簡にみえる人名について」(『はぎ原』7)
- 194.向坂鋼二1976 「伊場木簡にみる駅制関係資料について」(『はぎ原』8)
- 195.向坂鋼二1976 「伊場遺跡における律令時代構造の性格をめぐって」(『遠江』1)
- 196.向坂鋼二1979 「伊場遺跡」(『仏教芸術』124 地方官衙の遺跡, 每日新聞社)
- 197.向坂鋼二1979 「伊場遺跡発見干支銘木簡」(『地誌と歴史』22)
- 198.向坂鋼二1981 「具注暦木簡と『少殺殿』墨書土器」(『地誌と歴史』27・28)

- 199.向坂鋼二1983 「木簡一覧」(児玉幸多・小西四郎・竹内理三監修『日本史総覧 I 考古・古代1』、新人物往来社)
- 200.向坂鋼二1985 「古代における貢納織布生産の一形態」(論集日本原史刊行会編『論集日本原史』吉川弘文館)
- 201.向坂鋼二1996 「解説 伊場・城山遺跡の古代文字資料」(『遠江』19)
- 202.森公章2006 「七世紀の荷札木簡と税制」(『木簡研究』28)
- 203.森公章1987 「評の成立と評造—評制下の地方支配に関する一考察—」(『日本史研究』299)。「古代郡制度の研究」吉川弘文館、2000年所収)
- 204.森公章2007 「評制と交通制度」(『東洋大学文学部紀要』第60集史学科篇32号)
- 205.八木充1984 「律令制民衆支配の成立過程」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、吉川弘文館)。『日本古代政治社会の研究』塙書房、1984年所収)
- 206.八木充1995 「出舉木簡書」(門脇慎二編『日本古代国家の展開』下、思文閣出版)
- 207.矢野建一2000 「梶子遺跡出土の祝詞木簡と「伎人之堤」」(『専修考古学』8)
- 208.山尾幸久1990 「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」(『木簡研究』12)
- 209.山尾幸久1993 「大化年間の国司・郡司—改新詔の検討 その2—」(『立命館文学』530)
- 210.山尾幸久1994 「大化年間の防弊・通信体制—改新詔の検討 その3—」(『立命館文学』533)
- 211.山尾幸久1994 「里制に関する予備的考察—改新詔の検討 その4—」(『立命館文学』535)
- 212.山尾幸久1995 「676年の櫻の木簡」(財滋賀県文化財保護協会『湯ノ部遺跡発掘調査報告書—県道荒見上野近江八幡線改良工事に伴う中主町内遺跡(Ⅱ)』)
- 213.山尾幸久1995 「律令国家の里制の成立」(門脇慎二編『日本古代国家の展開』上、思文閣出版)
- 214.山尾幸久1998 「庚午年藉の検討」「カバネの成立と天皇」(『古代史研究選書』吉川弘文館)
- 215.山尾幸久1998 「飛鳥池遺跡出土木簡の考察」(『東アジアの古代文化』97)
- 216.山里純一2005 「呪符の機能」(平川南・沖森卓也・柴原永遠男・山中章編『文字と古代日本4 神仏と文字』吉川弘文館)
- 217.山中敏史1983 「評・評術の成立とその意義」(『文化財論叢』同朋舎)。「古代地方官衙遺跡の研究」第3章第1節、塙書房、1994年所収)
- 218.山中敏史1984 「遺跡から見た都衙の構造」(狩野久編『日本古代の都城と国家』塙書房。(加筆修正)「館・厨家の構造と機能」「古代地方官衙遺跡の研究」第1章第3節、塙書房、1994年所収)
- 219.山中敏史1985 「遺跡における摸索—伊場遺跡の場合」(山中敏史・佐藤興治『古代の役所』(古代日本を発掘する5) 岩波書店)
- 220.山中敏史1991 「古代の倉庫群の特徴と性格」(直木孝次郎・笠原好彦編『クラと古代王権』ミネルヴァ書房。(加筆修正)「館・厨家の構造と機能」「古代地方官衙遺跡の研究」第1章第3節、塙書房、1994年所収)
- 221.山中敏史2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題—氏寺論の再検討—」(奈良文化財研究所『地方官衙と寺院—都衙周辺寺院を中心として—』)
- 222.山中敏史2001 「評制の成立過程と領域区分」(『考古学の学際的研究』昭和堂)
- 223.山本崇・高橋学2005 「蕨果町湖桃館遺跡出土の木簡」(『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』19)
- 224.横田拓実・鬼頭清明1979 「古代史演習 木簡」吉川弘文館
- 225.吉田晶1973 「評制の成立過程」(『日本古代国家成立史論』東京大学出版会)
- 226.吉田晶1977 「伊場遺跡の歴史的意義」(『文化財を守るために』17・18)
- 227.吉田孝1983 「イヒトヤケ」(『律令国家と古代の社会』岩波書店)
- 228.米田雄介1973 「伊場遺跡と大溝」(『古代史講座月報』(再刊)12)
- 229.米田雄介1973 「伊場木簡について」(『文化財を守るために』9・10)
- 230.米田雄介1979 「伊場木簡について—古代地方行政機構と関連して」(『文化財を守るために』20)
- 231.米田雄介1981 「律令国家成立期の遠江国」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版)
- 232.和田翠・千田稔1979 「幹線七道と古代の港」(『図説日本文化の歴史』3、小学館)
- 233.和田翠1982 「呪符木簡の系譜」(『木簡研究』4)。『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中、塙書房、1995年所収)
- 234.和田翠2006 「道術・道家医方と神仙思想」(『列島の古代史7 信仰と世界觀』岩波書店)
- 235.(財)徳島県埋蔵文化財センター2002 「観音寺遺跡 I (観音寺遺跡木簡篇) ——般国道192号徳島南環状道路改築に伴う埋蔵文化財発掘調査』60号本簡解説
- 236.(財)長野県埋蔵文化財センター1996 「長野県屋代遺跡群出土木簡 上信越自動車道改築調査報告

書23—更埴市内 その2』第5章

- 237.奈良県立橿原考古学研究所1996 「明日香村 飛鳥京跡第131~134次、第131次出土木簡概報」(『奈良県遺跡調査概報 1995年度 (第2分冊)』)
- 238.奈文研1981 「藤原宮木簡二」(奈良国立文化財研究所史料18) 序言、626号木簡解説
- 239.奈文研2007 「飛鳥藤原京木簡一」(奈良文化財研究所史料79) 31号木簡解説、1315号木簡解説
- 240.奈文研2006 「飛鳥木簡集成」(奈良文化財研究所史料76) 59号木簡 (伊場木簡7号) 解説、60号木簡 (伊場木簡9号) 解説
- 241.沖森卓也・佐藤信編1994 「上代木簡資料集成」おうふう
- 242.木簡学会編1990 「日本古代木簡選」岩波書店
- 243.木簡学会編2003 「日本古代木簡集成」東京大学出版会

3 木簡別引用文献索引 (『2 伊場遺跡群の木簡に関わる論考』の論文番号に対応)

※文献241~243掲載の木簡については、各文献における木簡番号を()に併記した。

- 【伊場遺跡 1号木簡】 90
- 【伊場遺跡 2号木簡】 25, 34, 79, 80, 90, 103, 178, 193, 201, 230
- 【伊場遺跡 3号木簡】 1, 2, 3, 4, 7, 11, 15, 16, 20, 25, 31, 34, 38, 39, 40, 42, 45, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 55, 56, 64, 65, 67, 71, 79, 90, 91, 92, 97, 103, 107, 108, 110, 112, 122, 124, 125, 128, 137, 139, 149, 163, 164, 168, 170, 178, 184, 185, 187, 188, 193, 196, 197, 199, 201, 204, 205, 208, 211, 213, 230, 231, 235, 236, 237, 238, 241(169号), 242(385号)
- 【伊場遺跡 4号木簡】 8, 9, 10, 11, 65, 79, 80, 110, 133, 144, 149, 150, 183, 190, 195, 196, 197, 201, 221, 225, 228, 229, 230, 231, 240, 242(387号)
- 【伊場遺跡 6号木簡】 2, 11, 20, 25, 34, 51, 64, 71, 79, 92, 103, 125, 149, 178, 188, 190, 195, 201, 204, 205, 211, 229
- 【伊場遺跡 7号木簡】 2, 14, 25, 34, 35, 45, 46, 48, 60, 65, 68, 78, 79, 80, 81, 89, 97, 101, 102, 103, 105, 138, 146, 168, 171, 178, 188, 190, 191, 193, 196, 197, 199, 201, 219, 224, 225, 226, 228, 229, 230, 231, 238, 240
- 【伊場遺跡 8号木簡】 11, 58, 60, 65, 79, 80, 97, 138, 196, 197, 201, 219, 229, 230, 231, 242(389号)
- 【伊場遺跡 9号木簡】 2, 25, 34, 65, 79, 80, 90, 97, 102, 103, 105, 168, 188, 193, 196, 201, 225, 226, 230, 231, 240, 242(388号)
- 【伊場遺跡 10号木簡】 25, 34, 78, 79, 80, 97, 103, 178, 190, 195, 201, 229, 230,
- 【伊場遺跡 11号木簡】 35, 62, 102, 105, 193
- 【伊場遺跡 12号木簡】 49, 102, 105, 125, 171, 193, 230
- 【伊場遺跡 13号木簡】 80, 201, 237
- 【伊場遺跡 14号木簡】 11, 25, 34, 79, 89, 102, 103, 105, 142, 178, 193, 201, 229, 230, 240
- 【伊場遺跡 17号木簡】 11, 25, 34, 78, 79, 80, 97, 103, 178, 190, 229, 230
- 【伊場遺跡 18号木簡】 11, 12, 25, 34, 35, 78, 79, 80, 85, 87, 103, 109, 152, 158, 166, 178, 181, 190, 195, 201, 226, 229, 230, 231, 236
- 【伊場遺跡 19号木簡】 3, 25, 34, 62, 63, 78, 79, 80, 103, 178, 190, 195, 201, 219, 229, 230
- 【伊場遺跡 21号木簡】 2, 3, 7, 9, 11, 17, 20, 23, 25, 28, 35, 40, 42, 45, 46, 48, 49, 50, 51, 55, 64, 68, 70, 78, 79, 80, 82, 97, 102, 103, 105, 111, 114, 117, 125, 127, 128, 135, 137, 140, 142, 143, 144, 145, 147, 148, 155, 156, 160, 170, 171, 178, 188, 193, 194, 195, 196, 199, 201, 204, 205, 209, 210, 211, 215, 219, 222, 224, 227, 229, 230, 239, 240
- 【伊場遺跡 27号木簡】 6, 7, 11, 25, 34, 67, 79, 80, 82, 101, 102, 103, 105, 127, 128, 137, 147, 178, 193, 194, 195, 201, 217, 230
- 【伊場遺跡 30号木簡】 6, 7, 11, 25, 34, 54, 59, 62, 63, 66, 67, 68, 71, 78, 82, 84, 97, 103, 107, 126, 129, 130, 134, 137, 147, 162, 178, 179, 180, 193, 194, 195, 196, 199, 201, 219, 230, 232, 242(391号)

- 【伊場遺跡】31号木簡】25, 34, 79, 80, 97, 102, 103, 105, 190, 193, 196, 201, 229, 230
【伊場遺跡】32号木簡】25, 34, 97, 103, 196, 201, 230
【伊場遺跡】33号木簡】58, 79, 80, 102, 105, 125, 189, 193, 196, 201, 219, 229, 230
【伊場遺跡】34号木簡】58, 79, 80, 189, 201, 219, 230
【伊場遺跡】35号木簡】58, 185, 189
【伊場遺跡】37号木簡】80, 201, 230
【伊場遺跡】39号木簡】3, 8, 11, 19, 21, 22, 24, 31, 33, 41, 45, 48, 60, 61, 62, 63, 69, 78, 80, 83, 88, 89, 96, 98, 99, 101, 136, 155, 156, 161, 172, 173, 174, 176, 192, 199, 201, 216, 219, 225, 226, 229, 230, 233, 238, 241(233号)
【伊場遺跡】40号木簡】7, 11, 14, 48, 49, 76, 79, 80, 97, 102, 105, 113, 131, 177, 178, 193, 195, 199, 200, 201, 219, 220, 226, 229, 230
【伊場遺跡】41号木簡】49, 102, 105, 193
【伊場遺跡】42号木簡】48, 49, 102, 105, 193, 195, 201
【伊場遺跡】43号木簡】25, 34, 47, 102, 105, 193
【伊場遺跡】44号木簡】37
【伊場遺跡】45号木簡】201
【伊場遺跡】46号木簡】25, 34, 201
【伊場遺跡】47号木簡】25, 34, 78, 79, 80, 103, 144, 190, 201
【伊場遺跡】50号木簡】25, 34, 78, 79, 80, 178, 190, 201
【伊場遺跡】52号木簡】7, 11, 26, 49, 67, 68, 76, 78, 79, 80, 82, 102, 103, 105, 137, 147, 148, 154, 171, 178, 185, 193, 194, 195, 201, 206, 219, 223, 224, 229, 230, 240
【伊場遺跡】53号木簡】102, 105, 193, 201
【伊場遺跡】54号木簡】25, 34, 78, 80, 97, 102, 105, 190, 193, 201, 219
【伊場遺跡】55号木簡】201
【伊場遺跡】56号木簡】7, 25, 34, 79, 80, 82, 97, 102, 103, 105, 128, 147, 178, 190, 193, 194, 195, 201, 230
【伊場遺跡】61号木簡】8, 43, 44, 48, 49, 69, 77, 83, 93, 173, 193, 201, 216, 219, 225, 233, 234
【伊場遺跡】64号木簡】18, 49, 102, 105, 193, 201
【伊場遺跡】65号木簡】49, 105, 193, 230
【伊場遺跡】67号木簡】25, 29, 34, 35, 79, 80, 97, 102, 103, 105, 178, 193, 201, 229
【伊場遺跡】68号木簡】212
【伊場遺跡】70号木簡】25, 34, 79, 80, 97, 102, 103, 105, 178, 193, 201
【伊場遺跡】73号木簡】25, 34, 80, 178, 188, 201, 230
【伊場遺跡】77号木簡】6, 11, 45, 48, 79, 80, 81, 100, 101, 153, 196, 201, 229, 230
【伊場遺跡】78号木簡】25, 34, 63, 103, 178, 195, 201
【伊場遺跡】79号木簡】201
【伊場遺跡】82号木簡】34, 68, 102, 201
【伊場遺跡】83号木簡】201
【伊場遺跡】84号木簡】11, 30, 32, 40, 65, 72, 73, 75, 120, 121, 123, 128, 144, 201, 202, 241(68号), 242(386号)
【伊場遺跡】85号木簡】68, 79, 94, 199, 201, 241(10号)
【伊場遺跡】86号木簡】76, 95, 201
【伊場遺跡】87号木簡】208
【伊場遺跡】88号木簡】49, 76, 201, 206
【伊場遺跡】94号木簡】11, 25, 34, 79, 103, 158, 178, 201
【伊場遺跡】95号木簡】11, 49, 102, 171, 178, 201, 240
【伊場遺跡】97号木簡】25, 34, 82, 97, 102, 103, 128, 201
【伊場遺跡】99号木簡】25, 34, 97, 103, 178, 201
【伊場遺跡】105号木簡】142
【伊場遺跡】108号木簡】2, 5, 8, 9, 11, 25, 34, 35, 42, 49, 62, 65, 79, 82, 92, 97, 102, 103, 106, 115, 119, 128, 132, 144, 149, 178, 188, 196, 199, 201, 203, 204, 208, 209, 214, 230, 231, 238, 240, 241(173号), 242(390号)

- 【伊場遺跡 109号木簡】80
【城山遺跡 1号木簡】201
【城山遺跡 6号木簡】11, 25, 34, 158, 201, 242(381号)
【城山遺跡 10号木簡】201
【城山遺跡 11号木簡】11, 25, 57, 158, 201
【城山遺跡 12号木簡】34
【城山遺跡 14号木簡】31, 201
【城山遺跡 20号木簡】31
【城山遺跡 21号木簡】25
【城山遺跡 22号木簡】11, 201
【城山遺跡 23号木簡】11
【城山遺跡 24号木簡】11, 201
【城山遺跡 27号木簡】5, 11, 13, 17, 36, 56, 69, 86, 97, 104, 116, 118, 134, 141, 143, 144, 151, 156, 157, 159, 165, 167, 168, 175, 182, 186, 198, 199, 201, 218, 219, 220, 242(384号)
【城山遺跡 28号木簡】201
【城山遺跡 30号木簡】201
【城山遺跡 32号木簡】201, 242(380号)
【城山遺跡 33号木簡】25, 34, 201
【城山遺跡 34号木簡】11, 25, 34, 158, 201
【城山遺跡 37号木簡】201, 242(382号)
【城山遺跡 39号木簡】25, 34, 158, 201
【幌子遺跡 1号木簡】201, 207, 243(407号)
【幌子遺跡 2号木簡】201
【幌子遺跡 3号木簡】25, 34, 201
【幌子遺跡 4号木簡】27, 73, 74, 185, 201, 240
【幌子遺跡 5号木簡】25
【幌子遺跡 6号木簡】25, 201
【幌子遺跡 7号木簡】201
【幌子遺跡 10号木簡】201
【幌子遺跡 12号木簡】9, 144, 201
【幌子遺跡 13号木簡】201
【幌子遺跡 14号木簡】201
【幌子遺跡 15号木簡】201
【幌子北遺跡 1号木簡】9, 201
【幌子北遺跡 2号木簡】201, 240
【幌子北遺跡 3号木簡】201, 240
【幌子北遺跡 4号木簡】201
【幌子北遺跡 5号木簡】201
【幌子北遺跡 6号木簡】201
【幌子北遺跡 8号木簡】240
【中村遺跡 1号木簡】240
【中村遺跡 3号木簡】243(421号)
【中村遺跡 12号木簡】41

伊場遺跡群木簡釈文

凡例

- 一、木簡は、伊場遺跡、城山遺跡、梶子遺跡、梶子北遺跡、中村遺跡の順に掲載し、伊場遺跡群には含まれないが、東前遺跡と大瀬戸東一遺跡の釈文も附載した。木簡番号は、原則として既報各の報告書において付与した番号を踏襲し、その前に掲載した。変更がある場合は、釈文下段末尾に併記した。
- 二、木簡の釈文は木目方向を縱として組むのを原則とし、木簡学会編『木簡研究』の方式に従って表記した。
- 三、釈文の漢字は現行常用字体に改め、異体字は「マ」などについてのみ用いた。
- 四、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向・幅厚さ）を示す（単位は■）。
- 五、欠損している場合の法量は括弧で示した。これに続く三桁の数字は型式番号である。その下には、出土遺物や層位を註記した。「静岡県史」資料編古代に掲載されているものについては、同書における遺跡名との木簡番号を、「県史■」のように、末尾に併記した。
- 六、釈文は、二〇〇四年度から二〇〇六年度まで、三カ年にわたって奈良文化財研究所が浜松市教育委員会の依頼を受けて実施した受託研究「伊場遺跡出土木簡等再解説」の成果による。釈説は、同研究所都城発掘調査部史料研究室（二〇〇五年度までは平城宮跡発掘調査部史料研究室・飛鳥墓原跡発掘調査部史料研究室）の渡辺晃宏・馬場基・市大樹・山本崇・浅野勝介が担当した。
- 七、從來の報告書の釈文との異動を釈文の後に、左記の要領で註記した。

なお、再釈説の基本方針の詳細については、「伊場遺跡群出土木簡の概要」の「1 伊場遺跡群出土木簡の再釈説について」を参照されたい。

七、從來の報告書の釈文との異動を釈文の後に、左記の要領で註記した。

表一 1～3 「若狭」 「マカ」 — 猛物編・県史 「若」 ■

— 表面第一行第1～3文字の「若狭」 「マカ」 — 猛物編・県史 「若」 ■ — あるのが、從來の報告書『伊場遺跡 遺物編』と『静岡県史』資料編古代においては、「若」 ■ であったことを示す。

※

註記は、具体的な文字に関わる場合について行うにとどめ、□や〔〕の変更など軽微なものについては、かえって煩雑になるため註記を省略された。

た。從來の釈文との異動の詳細については、各報告書と対照の上確認されたい。

※行数は、双行など一行に數え、右端からの單純な順番による。また、各行の字数には、〔〕の部分は含めないものとする。

※報告書などは左記の略号によって表記した。

伊場木簡……浜松市教育委員会『伊場木簡』（伊場遺跡発掘調査報告書第一冊、一九七六年）

遺物編……浜松市教育委員会『伊場遺跡遺物編2』（伊場遺跡発掘調査報告書第四冊、一九八〇年）

城山遺跡……可美村教育委員会『静岡県浜名郡可美村城山遺跡調査報告書』（一九八一年）

城山遺跡VI～VII（財）浜松市文化協会『城山遺跡VI～VII』（一九九七年）

梶子遺跡VI～VII（財）浜松市遺跡調査会『国鉄浜松工場内（梶子）遺跡VI次発掘調査概報』（伊場遺跡発掘調査報告書第四冊、一九八三年）

梶子遺跡IX～X（財）浜松市文化協会『梶子遺跡IX～X』（一九九四年）

梶子北遺跡（財）浜松市文化協会『梶子北遺跡』木器編（一九九七年）

- a 従来の釈説に導く代案を提示できる場合。
- b 従来の釈説できていなかった文字が釈説できる場合。
- したがって、從来の釈文に疑問があつてもこれに替わる釈説を提示できない場合には、從来の釈説のままとした。また、科学的保存処理を経ているため、從来の水滸け状態に従来の釈説のままとした。

中村遺跡……財・浜松市文化協会 桜子北（三木・中村遺跡）井戸・木

製品編（二〇〇一年）

県史……静岡県『静岡県史』資料編 古代（一九八九年）

※伊場木簡で報告された伊場遺跡出土木簡第一～七号のうち、遺物編において既に軽説の訂正がなされているものについては、原則として從來の最新の軽文である遺物編との異動を註記するなどめた。

八、軽文に加えた符号は次の通りである。

「」木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

■■■

□□□ 抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

□□

○ 穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

○

抹消により判読困難なもの。

□□□

欠損文字のうち字数の推定できるもの。

□□

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

×

前後に文字の統ることが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

『』

異筆、追筆。

』

合点。

…

木目と直交する方向の刻線を示す。

◆◆◆

木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

〔〕

校訂に関する註で、本文に書き換わるべき文字を含むもの。

()

以外の校訂註、及び説明註。

カ

編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、

文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

…

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字

が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行頭に付けたもの。

九、型式番号は木簡の形態を示すもので、左記の『木簡研究』の方式に従つたが、実測図や報告書の記述によつて、型式番号を訂正した場合がある。

011 型式 短冊型。

015 型式 長方形で、側面に孔を穿つたもの。

019 型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

031 型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいためたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

032 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいためたもの。

033 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

039 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041 型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

043 型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいためたもの。

059 型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

051 型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

061 型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

065 型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

081 型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

101 型式 刃削

一〇、軽文の次行に、木簡の欠損状況についての必要最小限の註記を加え、また軽文や木簡の内容に関する簡略な所見を記した。

▼伊場遺跡出土木簡

一 「□□□□」 己皮□
井□ 皮□□

〔皮
カ〕

己皮□
皮□□

(154) × 32 × 4 0:9 O H · O I V 県史■

表一「皮」—遺物編・県史「欠」。二「井」—遺物編・県史「半」。二「□〔皮カ〕」—遺物編「□」、県史「□〔欠カ〕」。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。二「4」は「荒」などの可能性がある。「皮」とした三文字は、従来「欠」と誤認してきたが、旁は「人」ではなく「又」の

字形を作り、飛鳥池遺跡や石神遺跡など事例の増加した七世紀の木簡に特徴的な「皮」の字形と判断した。

二 「□□□□□□□□」
東文里百十

〔斯
カ〕

□上□□□（刻書）

表一「3」「□」—伊場木簡「〔里カ〕」、県史「□」。表一「3」「里」—伊場木簡「里」、県史「□」、裏面伊場木簡・県史ナシ。

上端折れ。左辺削り。右辺二次的削り。下端は左辺裏面から削つて尖頭状に加工する。「東文里」は「和名抄」に見える遠江国敷智郡の小文郷または雄踏郷にあるか。「小文」は先にも見える。二「3」「里」はかなり崩れた字形であるが、字形・筆順などに矛盾はない。但し、一「3」は残画が少なく、二一行めとの対比から「里」の可能性はあるが、誤認は困難。

〔マカ〕

三 「辛巳年正月生十日柴江五十戸人 若倭□○」

「□□□三百卅束若倭マ□□□○」

284×29×3 0:11 大溝東縁A15ds区Vより下 県史■

表一「1～3」「若倭カ」「マ」—遺物編・県史「若□」。表一「1～5」「辛巳年正月」—遺物編「□」〔辛巳カ〕年□〔正カ〕月、県史「□〔辛カ〕日年正月」、裏一「8～10」「若倭部」—遺

物編「□」〔若倭カ〕「マ」。県史「若□〔倭カ〕マ」。
上下両端切削。左右両辺削り。完形の文書木簡。穿孔は下端右寄りにある。裏一「1」は「物」「雀」、同2は「マ」、同3は「支」の可能性もあるが、表面下部から統く人名の可能性がある。人」とに頗るの数量を列記したものである。辛巳年は天武一〇年(六八一)。

・「己丑年八月放×

・「一万千三百廿□

上端切断。下端折れ。左辺削り。右辺削れ。大振りの文字で書かれた文書木簡の断片。己丑年は持統三年（六八九）。この年八月には、摂津國の武庫海一千歩、紀伊國阿提郡の那善野二万頃、伊賀國伊賀郡の身野二万頃における禁漁区の設定（『日本書紀』持統三年八月丙申条）や、讃岐國御城郡で捉えた白鯨の放養（同辛丑条）などが行われている。この木簡もこれらとの関連が考えられ、「放×」は「放生」、裏面はその結果放たれた生き物の数を表す可能性がある（水野正好「伊場放生木簡の顕現」『三浦古文化』一一、一九七七年）。

〔毗カ〕

「物マ□□夫百七十六東代又江田□

— 155 「物マ□〔毗カ〕□夫」— 通物編「□□□□〔天カ〕 異史 □□〔マタ〕 □× ×□□」。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。中間の一部を欠き直接は接続しないが、木目の状況から欠損は僅かとみられる。また、上部断片下端の文字（一三）は「毗」の可能性があり、下部断片上端のは文字（一四・五）は「□夫」と訛読できることから、欠損部分を挟んで「ヒラフ」という名になると判断した。従つて、欠損部分には「□〔毗カ〕」の下半と「□」（「フ」に相当）の大半が書かれており、全く墨痕を留めない文字はないことになる。「東代」は、町代制の田積の単位か。「代」の本義に基づく表記で、讃岐国山田郡田園など、八世紀の事例も知られる。物部ヒラフほかの田積を人」と的に列記した木簡とみられるが、江田姓は未見。また、田積とした場合に〇五一型式の付札状の形態をとる木簡としての機能も不詳とせざるを得ず、「東代」でその面積の田から収穫した額稲の数量そのものを意味する可能性も考慮する必要があるかも知れない。反対面は、現状では墨痕を確認できない。

竹田五十戸人□

〔日佐カ〕〔又カ〕

□□□□□□□□□□□□

裏 1・2・3 「□〔日佐カ〕」— 遺物編・異史 「□□」 異史は表裏逆。

上端と左右両辺は削り。下端は斜めに左右から削って尖らせる。一次的整形か。表面の「竹田」の上部には、現状では墨痕は残らないが、削り取られている可能性がある。裏面の「□□□〔日佐カ〕」は姓とみられるが、一三は「秦」ではない。「竹田五十戸」は、『和名抄』に見える遠江国敷智郡竹田郷にあたる。「サト」を「五十戸」とする表記は、都城出土の荷札木簡では、天武一二年（六八三）頃から「里」に移行し、現在のところ最も降るのは持統元年（六八七）であるが、荷札木簡以外の史料ではその後もこの表記が残存する。

(119) × (29) × 5 019 大溝西線V下位 (OG南端) 異史 ■

(4)

274×29×5 051 OA2V中層 異史 ■

七 「辛卯年十二月新井里人宗我マ□」
〔稻カ〕

—14— □〔稻カ〕—伊場木簡「□」、典史「□」。

上端と左右両辺は削り。下端は折れて、表面が一部剥離する。墨痕は全く残らず、墨痕のあった部分が白く浮き出て文字を確認できる。辛卯年は持統五年（六九一）。新井里は『和名抄』には見えないが、天平十二年遼江国浜名郡輪租帳浜名郡の項に見える新居郷（『大日本古文書』編年文書二、二六二）にあたるか。「某里人」の表記は七世紀の荷札に類例が多く、また八世紀初頭の荷札にも和銅年間頃まではなおその遺制がみられる。現状では裏面に明確な墨痕は確認できない。

八 「乙未年十月□」

—4—「十」—典史脱（或城か）。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。左辺から刃物を入れて切断している可能性もある。乙未年は持統九年（六九五）。〔乙〕は「未」の右上に乗るように記される。

九 「乙未年入野里人君子マ□」

—10—「マ」—伊場木簡・典史〔邑〕。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。下部の「子」の文字辺りより下は、左右から削り出して幅を細めている痕跡があり。○五一型式と判断される。明確に一次的整形といえる状況ではなく、原形を保っている可能性がある。乙未年は持統九年（六九五）。「入野里」は『和名抄』には見えないが、浜松市に入野町の地名が残る。ほかに伊場遺跡三や城山遺跡■にもみえ、少なくとも評制下から天平年間まで、敷智郡（評）に入野郷（里）が存在したとみられる。「里人」表記については解説を参照。

一〇 「竹田郷□江里□主」
〔戸カ〕

—3—「哥」—遺物編・典史〔口〕。

—4—「江」—伊場木簡「□江」、遺物編・典史「□□」。

—5—「主」—伊場木簡「□主」、遺物編・典史「□□」。

上端は山形に整形。左右両辺削り。下端は左右から削って尖頭状に尖らせるが、一次的整形とみられ、原型は不詳。里名の二文字目（—5）は『伊場木簡』のように「江」と読んで差し支えないといふられるが、『伊場遺跡・遺物編2』以降は「□」とされてきた。また、『伊場木簡』は「郷」（—3）「戸主」（—7・8）と読むのに慎重な立場をとるが、訛説して差し支えなかろう。前者はあるいは三文字の里名である可能性を考慮したためか。

(330) × 29 × 8 019 O E V 下層 県史 ■

(63) × 25 × 5 019 O A 貝塚 県史 ■

175×16×3 051 O A 2 V 中層 県史 ■

〔大伴　万呂カ〕

〔マ廣〕

〔六〕

〔神麻績マ真虫女〕

〔物カ〕

〔又〕

〔十四カ〕

〔五十五〕

〔蝮部鳴カ〕

〔石カ〕
(右側面)

(589) × (33) × (26) 981 O F V 最下層 県史三

表一 6・7 「□□〔万呂カ〕」—遺物編「□□」、県史「□□〔万呂カ〕」。表一 9 「六」—遺物編「△△」、県史「六」。表一 4・6 「□□□〔越前福井カ〕」—遺物編「△△△」、県史「△△△〔越前福井カ〕」。表三一 「□」—遺物編「△△」、県史「△」。表三四 「□〔物カ〕」—遺物編「△△」、県史「△」。右側面一 1 「□」—遺物編「△△」、県史「△」。右側面一 6・10 「□□〔十四カ〕」—遺物編「□□」、県史「十四カ」。右側面一 4・5 「□□〔七十カ〕」—遺物編「□□」、県史「七十」。右側面一 8・14 「六十人五石八斗」—遺物編「□○人五石八斗〔二行目の「五十五」の上に配罫〕」、県史「六十人五石八斗」。県史は表裏連

上下両端折れ。左辺削り。角材状の木簡の断片。右辺は二次的整形の可能性があり、その場合は、右側面の墨書は二次的なものとなる。しかもそれも二次的に整形されているらしく、文字の右端を欠いている。表面は、縦横の刻線をもち人名を列記する籍帳様の歴名木簡。少なくとも三段にわたって記されている。人名はいずれも六本の横界線の下に書かれ、その上にも墨痕を確認できるが、判読できるのは「神麻績マ真虫女」の上の「六」のみである。正倉院文書として伝わる奈良時代の籍帳様（歴名）では、上部に均等の界線をもつものとしては天平四年の山背国愛宕郡郷里未詳計帳やいわゆる隼人計帳の四本が最大である（統修一〇九一三）。阿波国大帳は六本の均等の界線をもつが歴名様の文書ではない。上部にこうした均等の界線をもつのはむしろ正税帳類に近い書式で、六本の界線をもつものとしては、天平一〇年淡路國正稅帳がある（正集三七）。この木簡もあるいは正稅出舉に關わるものかも知れない。右側面には人數と斗量がメモ的に列記されており、表面とは別の用途であろう。

〔奉カ〕

〔口〕

〔□□〕 □奉奉奉奉「□□」 我 我 我 我 神 人 部 若 倭

□若倭部龍草良臣大初

〔□□〕 大 奉 □和」

〔□□〕 豊忍 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□□□□□□□男〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕 〔□□〕

(589) × 59 × 8
101 O F V 最下層 県史三

三三 「□〔奉カ〕」—遺物編「若倭」、県史「若□〔倭カ〕」。三一〇・一一 「若倭」—遺物編「若倭マ」、県史「若倭」。三二〇 「□○」—遺物編、県史「□○」。

上端折れ。下端と左右両辺は削り。下部は左右から羽子板状に削る。右辺には五カ所に二次的と思われる切り込みがある。意味的なまとまりをもつものとし

ては人名の列記があり、その余白を埋めるように「奉」「我」などが習書され、さらに「」を付した墨色の薄い習書が書き込まれている（現状ではいずれもほとんど訛り難い）。異筆部分のうち、最下部の二行は天地逆に記されており、これらの習書とは別の墨書で、意味のある記載の可能性があるが、墨書の前後関係は不詳。

三 「山代国連町馬食」（刻書）

・「□申」

（刻書）

四周削り。「山代」は「山背」の古い表記の可能性があり、ウジ名としては多く「山代」が用いられる。しかし、国名に「山代」を用いたものとしては、平城宮出土木簡に一例あるのみである（平城宮東面大垣外側の溝）東一坊大路西側溝 S.D 四九五一出土。「山代国相乘□：□□（泉カ）□」。表面「連」は「□廿」や、「廿町」となる可能性もあるか。裏面一文字目は、「患」の縦画を省いた字形で（県史は作字）、既に「急」「患」の可能性の指摘がある。

四 □三使部□麻呂

敷智郡□宗可□ 天□□

〔里カ〕

(1465) × (69) × 13 081 O C + O E V 層中位 県史三

— 9 — 15 「大大大大大大大」—遺物編「大大大大大大大」、県史「大大大大大大大」。— 2 • 3 「菅郡」—遺物編「菅郡」、県史「□□（菅原カ）」。— 7 「□（里カ）」—遺物編「□（里カ）」。

上下両端折れ。左右両辺二次的整形か。右辺には上部に約一四〇間隔で六カ所の抉りが施されている。木簡を編み台に二次的に整形したものか。「宗可□〔里カ〕」は敷智郡の郷名として記されていると考えられるが、「和名抄」には見えない。

五 □□□

上端折れ。左右両辺は一次的整形で、下端は左辺から削つて尖らせる。三文字目は「寺」の可能性があるが、偏が付く可能性が高い。

〔召カ〕

▽□□……万口

— 1 「□〔召カ〕」—伊場木簡「□」、県史「□〔召カ〕」。— 3 • 4 「万口」—伊場木簡、県史「□」。

上下両端折れ。右辺、及び左辺の一部は削りの原型を留める。右辺上端に切り込みの痕跡が残り、また下端は羽子板状に細く削り出している。また、裏面は割つたままで未調整であり、下端のさざくれ状の折れの状況からも、封緘木簡の断片の可能性が高い。このため、型式番号を○五一型式から○四三型式に改めた。

(64-77) × 20 × 2 081 O C 県史四

□田里 □□ □□□ □□□ 竹田里

□□□

中□□

□□□

表 1-5 「中□□」—伊豫木簡「中□□」。典史「中□〔ねそ〕□」。

上下両端折れ。左右両辺割れ。表裏とも数段にわたりて記された紙薄状の木簡。表面では里名を記す段は里名のみ左行に残り、裏面では逆に一行のみの段は右行にのみ墨が残る。従って、里名を記す行を木簡の中心とみれば、表からみて左行に本来少なくとももう一行あったと考えられ、里」とに少なくとも三行の何らかの内訳を書き上げていたと見られる。冒頭の里名の残画は「蛭田」とみて矛盾はない。

〔符カ〕

□竹田郷長里正等大郡×

— 1 「□〔符カ〕」—伊豫木簡・典史「□□〔竹田カ〕」。典史「竹田」。

大型の郡符木簡の上半の断片。上端は丸く山形に削り出されており、同様の形態をとる郡符の事例（北九州市長野角屋敷遺跡（旧上長野A遺跡）出土木簡）が知られることから、一文字目は「符」の可能性が高く、また上端は原形を保つとみてよい。一方下端は、廃棄に伴つて刃物を入れて切断されている。左右両辺は削り。「田」はかなり独特な字形であるが、字画の部品は揃つておらず、「田」と判読して問題はなかろう。

〔諸 古万呂カ〕

□浜津郷□石マ□□□

— 4-9 「□〔諸カ〕石マ□□□〔古万呂カ〕」—遺物編・典史「□□□〔子ス〕二八」。

上端と左右両辺は削り。下端は僅かに折れて欠損。字形はかなり整わないが、「サト名十人名」のみが記された木簡の事例であることが明らかになった。「浜津郷」は「和名抄」に見える遠江国敷智郡浜津郷にある。人名部分はかなり判読しづらいが、從来「子」と誤説してきた部分は、上半が「マ」で、下半は從來「二」と誤説してきた部分の最初の画と一体とみて「古」と誤説できる。また、從来の「二」の二画目と「人」は一体で「万」であり、それに統べ薄い墨痕を「四」と判断した。「諸石臣」については、「新撰姓氏錄」山城國皇別の「日佐」の註に、譯氏の男として「諸石臣」が見えるのが参考になる。近江国野洲郡日佐・山代国相樂郡山村日佐・大和国新上郡日佐等祖とある。なお、「サト名十人名」の木簡については三解説を参照。

(282) × 49 × 10 0.19 桂満 1 区 V
 (401) × (16) × 6 0.81 ○ ○ V 下半 県史 ■
 (138) × (17) × 25 0.65 OG V 最下位 典史 ■

上下両端折れ。左右両辺は一次的整形か。標柱状の丸太を二次的に加工したもの断片か。表面に一部木の皮の残る部分がある。一文字目は「主」、二文字目は「郷」の可能性がある。

□□

三

・

□一

□□棕一□双□

委尔マ足結屋一

若倭マ小人屋一

語マ□支□屋一

肥人マ牛麻呂棕一

若倭マ八百棕一

同小麻呂棕一屋一

委尔マ長棕二

五十戸造麻久□棕二

委尔マ干支鶴棕一

□部衣□屋〔縫カ〕

語マ山麻呂棕一

宗尔マ□□屋一

委尔マ酒人棕一屋一

駅評人

軽マ軽マ足石棕一屋一

蘇可マ虎男棕一屋一

○

語マ三山棕一

加□〔毛江カ〕

語マ小衣屋一棕一

○

人語マ比古棕一

加□〔五十戸人

語マ小君棕一

○

□男棕二□□

□屋〔カ〕

□〔人マ棕カ〕

宗可マ□棕一

○

□豆棕一今〔作カ〕

同マ□□屋

日下マ部□木棕二今作

○

□豆棕一今〔作カ〕

同マ□□屋

宗何マ□□棕一

○

□豆棕一今〔作カ〕

同マ□□屋

宗何マ□□棕一

○

□豆棕一今〔作カ〕

同マ□□屋

宗何マ□□棕一

○

同□棕一
宗何マ□□棕一
敢石部角棕一

宗□□□□□棕一

○

□豆棕一今〔作カ〕

同マ□□屋

宗何マ□□棕一

○

□豆棕一今〔作カ〕

同マ□□屋

宗何マ□□棕一

○

神人□□□

宗何マ伊□□棕

○

□木マ□棕一

加毛□□棕一

○

□部衣□屋〔縫カ〕

○

○

表 1・2 「□」—遺物編・典史「人」。表 25 「記」—遺物編「□〔記〕」。典史「記」。表 40 「虎」—遺物編・典史「□」。表 1~3 「様」□—伊勢木簡「様」□〔同様〕。—遺物編・典史「様」。表 15 「百」—遺物編・典史「石」。表 24~6 「人」□〔人〕—遺物編「人」□〔人〕原」。典史「□〔人〕原」。—遺物編・典史と行間に重複。「部マ三山」「諸マ比古」いずれにかかるか明確にしていない。表 29~30 「比古」—遺物編・典史「□〔比古〕」。表 33~35 「加□」〔毛江カ〕—遺物編・典史「加□」〔江カ〕。表 44 「□〔鑑カ〕」—遺物編・典史「□」。表 2~6 「□□□」〔人々々〕□〔様カ〕—遺物編・典史「□□□」。表 42~31 「加毛」—遺物編「加□」。典史「□□」。表 42~33 「様」—遺物編「様」。典史「□〔様〕」。裏 1~3 「裏」□〔加毛〕—遺物編「加□」。典史「□□」。裏 2~3 「裏」□〔様〕—遺物編「様」。典史「□〔様〕」。裏 3~9 「裏」□〔石カ〕—遺物編・典史「□」。裏 19~21 「宗何マ」—遺物編「宗荷部」。典史「神□〔人カ〕マ」。裏 26~27 「神人」—遺物編「神人」。典史「□」。裏 37 「様」—遺物編「様」。典史「様」。裏 43~25 「大カ」—遺物編・典史「□」。裏 23~25 「□木マ」—遺物編「□木マ」。典史「□□マ」。裏 5~7 「宗何マ」—遺物編「宗可留□様」。典史「宗宜マ□様」。裏 20 「□〔屋カ〕」—伊勢木簡「□〔屋カ〕」。遺物編「□〔屋カ〕」。典史「□〔□〕」。

※「マ」とした文字は、いずれも遺物編では「部」、典史では「マ」ではなく「部」に作り、遺物編・典史の「マ」部。

上端折れ。下端削り。左右両邊二次的削り。木簡を編み台に二次的に整形したもの。左右両邊にはほぼ等間隔に切り込みが入れられている。

〔謹カ〕

—1 「□〔謹カ〕—伊勢木簡「□」

上端は原形を留める。下端は斜めに刃物を入れて二次的に切断か。右辺削り。左辺は割れ。言偏に相当する画は全く残らない。

〔□□□了□□〕

〔御カ〕

上端と左辺は削り。下端折れ。右辺削れ。左行は一文字目を「御」、三文字目を「了」と訛読するならば、文字のバランスがかなり悪く、それぞれ別字の可能性も否定できない。あるいは行の筋が二行とも下で左に寄っている可能性もある。なお、二文字目と四文字目と五文字目の間に横方向の墨線がある可能性がある。

〔半カ〕

右辺は原形を留めるか。厚手の削屑の可能性がある。二文字目は縱画が通らず、文字にやや不安が残る。

(91) × (22) × 5 081 OGV 最下位 典史

62 × (25) × 3 081 O G

〔馬カ〕



・ □ □ □

従来の解説は天地逆。表一・2 「□〔馬カ〕」—伊藤木簡「□」、裏一・2 「□□」—伊藤木簡ナシ

充分には証明できないが、従来とは天地逆の向きの方が字形が自然である。裏面にも墨痕を確認した。上端は焼痕の可能性があるが、赤外線には反応しない。

△



裏面—伊藤木簡ナシ。

上下両端折れ。左右両辺割れ。

△



〔稼万カ〕

△

—6 「稼カ」—伊藤木簡・県史「穀」

上端と左右両辺は割れ。上端はやや破をもつ円形に整形している。下端は廻葉に伴う一次的切断で、残存部分も切断された二片が接続。「駄家」は『名抄』に見える遠江国敷智郡駄家郷にあたると考えられ、「サト名十人名」の木簡の事例と考えられる。なお、「サト名十人名」の木簡については三解説を参照。

△



○七月

上端と右辺は削り。下端切断。左辺割れか。穿孔は現在の幅の中央の位置にあり、一次的切断後のものか。左行は大振りの太い筆画の文字。

△



〔善カ〕



表一・3・4 「□〔善カ〕心」—伊藤木簡「□」、県史「善」。表一・4 「名」—伊藤木簡・県史「□」。

上下両端二次的切断。左右両辺削り。

198×59×8 081 O C V 下部 県史

(77) × (19) × 1 081 O G V 最下位

(20) × (9) × 3 081 O G V 最下位

(99) × 238 × 2, 5 019 O H 県史

〔事カ〕

□□□美濃関向京於佐々□□
□□□置染部カ人

□□□置染部カ人

・×駅家 宮地駅家 山豆奈駅家

鳥取駅家

表二三 □〔事カ〕—遺物編「面」、県史「ア」。

上端折れ。下端と左右両辺は削り。表面割書左行の「浜津郷」と誤認していた部分は「置染部」の可能性があり、直上の人名に関する本質地などの註記ではなく、割書一行が人名の連記である可能性が考えられるようになった。

三 「烏文戸主刑部石 ・「天平七年」

表一六 「郡」—遺物編「面」、県史「ア」。

上端削り。下端折れ。左右両辺は削つたままだが、側面の割れ面に墨痕が回っており、原形を留めるとみられる。「和名抄」には遠江国敷智郡に小文郷と雄路郷が見える。両者の關係は不詳だが、浜松市に雄路町宇布見の地名が残り、「烏文郷」の故地にあたるか。伊場木簡には、他に「小文郷」(丸)と「袁文里」(1)も見える。「サト名」「(里)」や「郷」を省略する場合も「十人名」「戸主」を含まない方が一般的)の木簡としては、ほかに10(竹田郷□江里)、11(浜津郷)、12(駅家)、13(入□野カ)、14(赤坂□郷カ)、15(大・名)(栗原)、16(内カ郷)、17(上里)。但しこザトカ)、18(蛭田郷)、19(小文郷)、城山遺跡1(入野)、梶子遺跡1(竹田)、梶子遺跡2(赤坂)、梶子遺跡2(中寸)、梶子北遺跡1(中寸)、梶子北遺跡2(赤坂郷)、中村遺跡1(小文里)、中村遺跡2(赤坂)がある。また、欠損などにより人名を欠く2(赤坂郷)、3(柴江里)、4(浜津□里カ)、同じく郷名を欠く5も同類とみられ、5も末尾に「十六□東カ」の文字が続くが、類例であろう。この他、人名のみが残り上端が欠損する6(面)、梶子2も類例の可能性がある。これらのうち年紀のあるのは、11・13・14の天平七年のみである。なお、干支年を冒頭にもつ(入野里)も同類の可能性があり、そうであればこれも年紀をもつ一群に数え得る。これらは切り込みをもつものは一つもなく、現状では○五〇、あるいは○一九型式で(城山1は○一型だが、下端は二次的切断)、原型はいずれも○五一型式とみられる。

三 「野 臣カ」 「入□中□マ龍万呂天平七年」

263×28×2 0.9 O O 桦渕2区 県史三

—1～4 「入□〔野カ〕」—□□□〔入野中カ〕□□、県史「□□□□〔入野中臣カ〕」、12「年」—伊場木簡「年」、県史「□〔年カ〕」。
四周削り。但し、左右両辺とも欠損部分が多い。入野里については、伊場遺跡の解説を参照。

三 □伊福マ□天平□ [直七カ]

一 8 「□〔セキ〕」—伊福木簡「□〔セキ〕」、典史「□〔六カ〕」。

上下両端折れ。三と同様の「サト名十人名十年纪」の書かれた〇五一型式の木簡の断片であろう。

〔付カ〕

〔御使進上〕

上端折れ。下端切断。左辺割れ。右辺削り。文書木簡の右下隅部分であろう。

三

□□竹子……木九枚木字子□

一 1・2 「竹子」—伊福木簡「□□」、典史「□□〔子カ〕」。一 4 「九」—伊福木簡「□」、典史「□〔九カ〕」。

上下両端折れ。左右両辺削り。中間欠。約六〇の等間隔で孔が開けられており、欠損部分も同様であるとするならば、欠損は約二・四四分となる。

三

「▽□□」

下端折れ。

〔養カ〕

・ □老五年□大豆四斗徵者司商量不令□莫」

三

□

表一 1～4 「□〔養カ〕老五年」—伊福木簡・典史「□□」、表一 10～14 「徵者司商量」—伊福木簡「□□□□□〔此カ〕□」、典史「□□□□□□〔此カ〕□」、表一 17・18 「□〔取カ〕莫」—伊福

木簡「□□〔莫カ〕」、典史「□莫」裏、典史は「□〔去カ〕」を一字置く。伊福木簡・典史は表裏逆。

上端折れ。下端と左右両辺は削り。長大な文書木簡の下部の断片。年纪は文章中の記載とみられるため、便宜文字の解説できる面を表としたが、本来の表裏は確定できない。「大豆」の上の文字は、上半が傷により筆画不詳のため解説できない。大豆の種類を示す文字には適当な文字はみあたらない。裏面は複数行の記載がある可能性もあるが、削り取られており解説できない。末尾四文字は語順が整わないが、「取らしめざるなれ」（取らせないという）とがいよう」と読むか。

(90)×24×5 081 OA 貝層B 上層 県史表

(94)×(17)×3 081 OA 県史表

(110+135)×20×5 081 OA 貝層B 上層 県史表

(54)×19×3 039 OA

(388)×52×9 019 OA2 V 最上層 県史表

三

「▽□□」

122×22×5 032 OB 大溝中央部

四周削り、下端は棱をもつ円形を呈する。あるいは二次的整形の可能性もある。墨痕は片面のみ切り込みの位置に認められるが、紐の部分が白く抜けるような状況ではない。

・「**百恵咒符**百々恵宣受不解和西恵 宣天罡直符佐无当不佐急々如律令」
〔三カ〕〔宣カ〕

宣天罡直符佐无当不佐急々如律令

弓

龍神〔三カ〕

(龍の絵)

人山

龍□急急如律令

・「**▽**

戊戌蛇子口口口

急々如律令

」

322×67×4 032 OEV中位 県史叢

表一2・7・14〔左〕—伊勢木簡「恵」、県史「恵」。表一16〔右〕〔三カ〕—伊勢木簡「口」〔二カ〕、県史「口」。表一3〔左〕—伊勢木簡、県史「口」。表一11〔右〕〔三カ〕—伊勢木簡「口」〔二カ〕、県史「口」。

「蛇」の字体は「蛇」。「恵」、「罡」は異体字のままとした。表裏にある「弓」、裏面の「口」「口」「口」「口」は符箋の一部。表面一行目15・16の「□□」、二行目11の「□□」の字体は「蛇」。

「□」は、それぞれ意味的に「書」、「三」がよいとされる（芝田文雄「百怪呪符『伊勢木簡』の研究」所収）が、一行目15の残画は「書」と読むのは難しい。

また、「三」はいずれも「亡」の異体字にも読める字形。「百恵」の見える呪符には、多賀城跡南面築地外側西半の南北大溝出土の「百恵平安符未申立符」と書かれたものがある。符箋と同じく「戊」が見えるのも注目される。但し、一〇世紀から一世紀に降る遺物である（宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八〇』一九八一年）。

四〇・「**若倭マ五百国布二**」

・「**▽** 丈八尺縹」

左上部、右下部を大きく欠損するが、右上と左下はそれぞれ辛うじて原形を留める。縹色の布二丈八尺の付札。布二丈八尺は、養老元年（七一七）の制度改定以後の正丁一人分の調に相当する。織維製品の租税には通常は荷札木簡を用いずに物品に直接負担者や数量を明記することになつておる（賦役令調皆隨近条）、正倉院に残る貢進された布・綾などの実例でも実物に直接記入されており、木簡の出土事例は全く知られていない。このような木簡が郡家閑連遺跡出土することは、調庸の調整段階では木簡が用いられていた場合があつたことを示すとともに、調庸墨書銘がこうした木簡に基づいて貢進の最終段階で記入されたことを窺わせる。

91×20×3.5 032 OEV上層 県史叢

〔マカ〕 ・ □廣万呂田租二石一斗 若倭部豊

□□ □□□□

表一・2 「□〔マカ〕」表一・3 「マカ」—遺物編・県史「マカ」、表一・3・4 「万呂」—遺物編「□」、県史「□〔万カ〕」、表一・5・10 「田租」表一・2「〔一カ〕斗」遺物編「田□□□」、県史「田□□」。

上下両端は二次的切断。左右両辺は原形を留める。なお、上端の左端は、二次的切断の際の刃物の辺りとは別に加工が施されており、切り込みの痕跡の可能性がある。表面文字目は名の前であるから「マ」で何ら矛盾はないが、下から二文字目の「部」とした文字（横画から書き出さず、一画目にひつかかりがあるため、「部」を意識した字形とみて、「マ」とはしなかった）とはかなり字形が異なり、やや不安が残る。二石一斗は稲穀の形状であるとする、顯稿二二東に相当する。これは一人分の田租の負担量三束からみるとかなり過大な数量である。あるいは、戸主としてその戸の負担する田租を合計した数字であろうか。いずれにしてもこの木簡は複数の田租負担者と負担料を書き上げたものであり、単純な田租の荷札とはみなしがたいことになる。

〔若倭マ廣万呂〕

上端と左右両辺削り。上端は山形に整形する。下端折れ。現状では人名のみしか確認できない。

〔東カ〕

□田刑部字例志十六 □

一4 「那」—伊勢木簡「那」、県史「マ」、10 「□〔東カ〕」—伊勢木簡・県史「□」。

上下両端折れ。左右両辺削り。類例からみて、「刑部」の上は郷名の「竹田」または「蛭田」が書かれていたとみられ、「サト名十人名」の木簡の類例と考えられるが、残画からは「竹」「蛭」の可能性を指摘することはできない。末尾の文字は、単位とするならば、字形や「十六」に統くことからみて「東」「斤」、あるいは「年」の可能性が考えられるが、年紀に年号を省くのはやや不自然で、字形や内容からみて「東」の略体とみるのが最も穏当だろう。東前遺跡一はこの木簡の類例とみられる。

・ □□□□ 海 □

□保長神

表一・3 「□」—伊勢木簡「□」、県史「マ」、表一・5 「海」—伊勢木簡・県史「□」。

上下両端折れ。左右両辺削り。「保長」は五保の責任者の意か。木簡では平城京跡東三坊大路（「保長葛木」）『平城宮發掘調査出土木簡概報』七、六頁（下段）

(188) × 32 × 6 019 O O D 枕列中貝層上層部以下 県史表

(123) × 22 × 6 019 O O D 枕列中貝層上層部以下 県史表

(137) × 24 × 4 081 O O G 上半 県史表

(73) × 24 × 3 081 大溝西縁O F V上位 県史表

と、石川県加茂遺跡（保長羽佐）『木簡研究』(1-11)にいづれも九世紀の事例がある。

■ 「充カ」 「者山カ」
・「□□□□故思食□□在」

「 □ 」 「 □ 」 「 □ 」

表一2 「□—遺物編・典史「署」」表一4 「□「充カ」」—遺物編「□「充カ」」・典史「□」・表一6 「思」—遺物編・典史「□「魚カ」」・表一8~10 「□□「者山カ」在」—遺物編・典史「□□斗壳」。

四周削り。但し。上半は現状では墨痕を確認できない。表面二文字目はこれまで「要」と訛説してきたが、「菓」や「糞」などの可能性も考えられる。また、三文字目は「物」の可能性があるか。全体として大振りの文字で書かれた文書木簡だが、文意は取れない。

哭
・「部カ」 「戸カ」

「 □ 」 「 □ 」 「 □ 」

表一1 「□「部カ」」—遺物編「竹田」・典史「竹」・表一2~5 「裏麻呂□「戸カ」」—遺物編「裏麻呂□」・典史「□麻呂□「万カ」呂」・表一6 「里カ」—遺物編「□「里カ」」・典史「里」。

上端二次的切断。下端と左右両辺は削り。表面一文字目は「竹田」と訛説するにはバランスが悪く、一文字とみるべきであろう。「麻呂□「戸カ」」とした部分は、県史は「麻□「万カ」呂」とする。いずれにしても、人名に続くことからみて、表面末尾の「里」は里制のサトではあり得ず、「戸主姓名十戸」に続く名の一部であろう。なお、裏面は横材としての使用で、文字は裏面右辺を天として書かれている。

哭
〔故 長カ〕

「 □ 」 「 □ 」

(173)×32×4 019 OFV 典史「K」
表一3 「田」—遺物編「田」・典史「□「田カ」」表一4 「□「故カ」」—遺物編「□「故カ」」・典史「政」・表一7 「□」—遺物編・典史ナシ。裏遺物編・典史ナシ。

四周原形を留める用途不詳の小型の角柱状木簡。「和治」は『和名抄』に見える遠江国敷智郡和治郷にあるか。伊勢遺跡出土木簡には「サト名十人名」の書式の木簡の類例が多いが、「和治」に続く部分を人名と解釈するのは困難である。形状が他に例をみないこととともに、その用途はなお検討を要する。

哭
「 □ 」 「 □ 」

四周二次的整形。文字は左端部分が僅かに残るだけで、訛説できない。

100×15×3 011 OFV

307×53×4 011 OFV 典史「K」

・「□」
・「□□」

112×12×3 051 O F V

右辺は二次的整形。それ以外は木簡の原形を留めるとみられるが、下端を尖頭状にする加工が二次的であれば、四周とも一次的な形状の可能性もある。裏面の墨痕は現状では確認できない。

◎

「赤坂郷

上端と左右両辺は削り。下端折れ。「赤坂郷」は、「和名抄」に見える遠江国敷智郡赤坂郷にある。郷名から始まる木簡の可能性が高いが、それらに比べるとやや幅が広く文字も大振りである。

〔部カ〕

〔家カ〕

□□□□□

□□

〔部カ〕

□□□□□

(499) × 67 × 12 019 O F 2 頁層上面

1-3 「□〔部カ〕」—遺物編ナン。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。

三

廣麻呂九束 戸主若倭マ石山六

戸主若倭マ足嶋九束

□知麻呂卅束

戸主□〔丸カ〕マ刀良

マ飯依

馬主戸口同マ色夫知四束

〔卅カ〕

得万呂 合□五東代

馬主戸口同マ吉麻呂廿束

〔鳥廿四カ〕

戸主若倭マ足嶋□

得万呂

戸主若倭マ足嶋□

馬

主戸主宗宜マ□依□□束

〔歯カ〕

233×102×13 011 大溝中央部V中位 県史**KO**

1-7 「三」—遺物編「□〔部カ〕」、県史「三」、110「井」—遺物編「井」、県史「井」、3-9 「□〔丸カ〕」—遺物編、県史「□〔巻カ〕」、4-3 「姿」—遺物編「姿」、県史「姿」(姿)、4-6~8 「□□□〔和カ〕」、遺物編「□□」、県史「□〔黒カ〕□□」、5-13~17 「合□〔卅カ〕五東代」—遺物編「□□□〔今カ〕□一東」、県史「□□□〔東代〕」、5-18 「黒」—遺物編、県史「□

〔黒カ〕・六・2「得万」—遺物編「□〔麻さ〕」、典史「□万」・六11・13「□〔鳥さ〕」依「〔サカ〕」—遺物編「□□〔鳥麻さ〕」、典史「尾使」・七6・7「足使」—遺物編「足□〔橋カ〕」□「」、典史「足□□〔廿束カ〕」。遺物編は「マ」をいずれも「部」とすが、典史はいずれも「マ」。

四周二次的整形か。四隅に孔が穿たれているのは、「二次的整形に伴うもの」であろう。出挙稿の返納に關わる木簡か。五行目の「卅五束代」は、返納すべき額の合計で、これに統く馬の記載はその代物である。代物として差し出した馬の所有者が馬主とみられる。なお、二段目の馬主の「主」の文字付近と、戸主・戸口の「戸」の文字にかかる位置に、横方向の刻線がある。やや右下がりなのは不審であるが、記載位置を明確にするためのあたりの可能性がある。

三 「四大伴マ小歳

—4「マ」—伊湯木簡・典史一部・—5・6「小歳」—伊湯木簡・典史「□□」。

上端削り。下端は二次的整形で、文字が切れていることからみて少なくとも右辺も下端の整形と伴う二次的削り。また、左辺もその可能性が高い。「四」は何らかの順序や番を示すものと考えられるが詳細は不明。

〔郷カ〕 「歳」〔呂カ〕

「赤坂□戸主刑部□□□」

—7「部」—遺物編「部」、典史「マ」・—8・10「□〔謹カ〕□□〔呂カ〕」—遺物編「謹麻」「呂カ」□、典史「謹麻□〔呂カ〕」□□○。

四周原形を留める。下端は先端部のみを左右から削って尖らせる。「サト名十人名」の記された木簡。○五一型式の木簡としては異例に長大だが、「サト名十人名」の木簡には、三・四・森・梶子北などのように、二五〇■を越える○五一型式の木簡としては大型のものが多いという特徴がある。マロは「麻呂」か「万呂」か判断がつかない。

四 「郷カ」 「子美女」

—5「美」—伊湯木簡「美」、典史「□〔羊カ〕」。

上端は折れ。左右両辺と下端は欠損部分が大きいが原形を留める。人名記載が木簡の下端に寄っているが、「サト名十人名」の木簡の断片の可能性がある。

五 「栗原若日下マ五百鷗

上下両端と左辺は削れ。「栗原」の事例は「也」にもある。延喜兵部式に遠江国駅名とし栗原駅がみえ、伊湯遺跡出土墨書き土器にも「栗原」「栗原駅長」などが見えるが、「和名抄」の郷名に栗原郷はなく、また「郷」と明記した事例もない。しかし、「栗や也」は「サト名十人名」の木簡の一例とみられるので、「栗原」は敷智郡の郷名の可能性が高い。栗原駅家が存在することからすれば、あるいは「駅家郷」の別名の可能性もある。

130×12×9 051 大溝中央部V中位 典史▲

337×20×9 051 大溝中央部V中位 県史七
274×(20)×2 051 OG V中位 県史▲

(144)×33×2 059 大溝西縁OG V中位 典史▲

五

五

五

モ・「□□□申」

・「□□」

227×35×6 011 OGV中位 県史

227×35×6 011 OGV中位 県史

上下両端は切断。左右両辺は削り。上下両端は一次的な切断の可能性もある。また、上端はいぐ一部が切断の原型を留めるに過ぎない。表面上部には文字にはならない大きな墨痕がある。

モ・「□□」

・「□□」

(77) × 23 × 4 019 OGV中位 県史

上端折れ。下端折れ。左右両辺削り。縦に数断片に割けており、現状では左辺を欠損する。「一文字とも「敷」と訛読したが、「畠」の部分の字形はやや異なる。

モ・「敷敷」

(66) × 29 × 2 019 OGV上部 県史

上端折れ。下端折れ。左右両辺削り。縦に数断片に割けており、現状では左辺を欠損する。「一文字とも「敷」と訛読したが、「畠」の部分の字形はやや異なる。

モ



母 米カ

(264) × 33 × 4 019 OGV上部 県史

三三五 「□〔母カ〕 □□〔米カ〕」—伊場木簡はこの行に五文字分の□を書き、三文字目を「□〔夷キ〕」とする(県史は□五文字のもの)が、現状との文字に対応するか不詳。なお伊

番木簡・県史は一行目上部を「□〔酒カ〕 □」と表記するが、残画をこのように解説するのは困難である。

上端は折れ、下端は二次的の切断。左右両辺は二次的削り。文字は全体としてかなり大振りに記されている。中央右端に、半月形の小孔が穿たれている。何らかの木製品としての用途に伴うものかも知れない。

六 「若倭マ小刀自女病有依 (符籙)

(170) × 37 × 3 061 枝構2区 県史

上端と左右両辺は原形を留める。下端は折れているが、左右両辺から削って尖頭状に加工していた痕跡がある。また、左右両辺上部には上から切り込み(削りかけ)が入る。上端が方頭を呈するのはやや異例だが、形状的としては斎串(C型)式。奈良国立文化財研究所『木器集成図 近畿古代篇』に墨書きしたものといえよう。末尾は「ヨ」「ミ」「ル」「田」「口」「弓」などを含む符籙を一文字分に記す。若倭部小刀自女の病氣平癒を祈る形代としての用途をもつものか。

大 「大『□』大天」(刻書)

・「大天」(刻書)

・「

170×37×3 011 枝津2区 県史六

(20)

表一2 「□」—伊場木簡・県史二。裏一2 「天」—伊場木簡「天」、県史「(天) □」。四周原形を留める。左辺中央部に大きく切り込みが入り、一部に焼痕がある。また、右辺にも一部は欠損がある。文字は裏面の「大」を除き、文字の輪郭を一重線で刻書し、間を彫り込んで陰刻状にする。但し、表面の下の二文字がほぼ完成しているだけで、表面第一文字「大」の第二画、裏面の「天」の第一画と最終画は、輪郭のみで彫り込んでおらず未完。また、裏面の「大」は刻線のみ。

大 「大『□』大天」(刻書)
・「大天」(刻書)

門田二□百八十步
〔段カ〕

□□□□□□□□

□□□□□□□□上中

(338)×(26)×8 061 枝津3区 県史六

表一4～10 「田」□「段々」百八十步—遺物編「田□□□〔百々〕□□」、県史「□□□百□□」。裏一～六 「□□□□上中」—伊場木簡「□□□〔若倭部々〕□」。

上端と右辺は削り。下端は折れ、左辺は削れ。

大 「若倭マ佐々万呂

(121)×20×5 019 枝津2区 県史六

上端と左右両辺は削り。下端は折れ。上端は右上から左下に向けて斜めに切り落とされており、裏面には端部から数mm離れてこれと平行に刃物の痕跡が残る。

大 「若倭マ佐々万呂

上端と左右両辺は削り。下端は折れ。上端は右上から左下に向けて斜めに切り落とされており、裏面には端部から数mm離れてこれと平行に刃物の痕跡が残る。

大 「若倭マ佐々万呂

90×16×2 019 枝津3区 県史六

上端と左右両辺は削り。下端は折れ。上端は右上から左下に向けて斜めに切り落とされており、裏面には端部から数mm離れてこれと平行に刃物の痕跡が残る。

大 「若倭マ佐々万呂

上端と左右両辺は削り。下端は折れ。上端は右上から左下に向けて斜めに切り落とされており、裏面には端部から数mm離れてこれと平行に刃物の痕跡が残る。

表一3 「□」—伊場木簡「□(木々)」。

上端折れ。左右両辺削り。但し、右辺上部は斜めに二次的に削る。三文字目は「郷」または「郡」ともみられ、そうであれば、三・語・天・郷・梶子北二などのように、二五〇mmを超える大型の○五一型式の木簡の類例か。郷名は、残画からみると、「浜津郷」の可能性がある。

卷
「○□□郷戸主石部

1-2 □〔内カ〕—伊藤木簡 □〔内カ〕、県史 □〔〕。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。右辺上部に欠損がある。二文字目は「間」の略体の可能性もあり、その場合『和名抄』に見える敷智郡尾間郷にある可能性がある。上端の穿孔は文字とは無関係にあけられている。木簡の機能に伴うものかどうかは不詳。

充 都奴我

(169)×35×8 019 O A V 上平 県史

上端折れ。下端と左右両辺は削り。「都」の邑は縦画に相当する残画しか拾えない。「文字目と二文字目の間には若干余白があり、邑を拾つて「都」といて「ツヌガ」と読むよりは、「者」とみて「……者、奴我」のように、「者」を「てへり」、「奴」を卑称とみる方がよいかも知れない。

充 大□□□□

125×15×4 011 O I IV 県史

・「□□□□□」

表一2・3 □〔口〕—遺物編「貝毛」、県史 □〔買カ〕□。裏一4 □〔日カ〕—遺物編、県史 □〔〕。遺物編・県史は表裏逆。

上端切断。下端は二次的に薄く削り出している。右辺は削り。左辺は二次的削りか。表面二文字目は「貝」「買」とともに、「買」の可能性もあり、断定できない。なお、裏面は日付の可能性が考えられるので、従来とは表裏を入れ替えた。

充 上里戸主海部曾

(85)×15×6 019 O I V 上層 県史

—6 「部」—伊藤木簡「部」、県史「ア」。

上端は切断。下端折れ。左右両辺削り。裏面下部は剥離。上端は二次的切断の可能性が高く、「上」は地名の一部とみられるが、遠江国敷智郡に該当する郷名は知らない。隣郡の浜名郡には坂上里があるが、郷里制以降の時期の遺物なので、敷智郡某郷のヨザトとみるのが穏当か。

七
秦マ秋主□□

〔請カ〕 〔願カ〕

此□□□□□

記願為白

〔物カ〕

(58)×53×8 019 O I 県史

表一五八「兼マ秋主」—伊場木簡・県史「□」。裏一五「比」—伊場木簡・県史「□」。裏一六「□」—伊場木簡・県史「□」。裏一七「□」—伊場木簡・県史「□」。裏一八「□」—伊場木簡・県史「□」。裏一九「□」—伊場木簡・県史「□」。

簡「□記□□□」、県史「□〔馬々〕乾願為白」。邊幅、県史は表裏逆。

表裏二行ずつ記された文書木簡。上端折れ、下端と左右両辺は削り。表面一・二字目は「誰上」の可能性がある。裏面一・二字目は「徳」または「穗」の可能性がある。裏面二字目は「徳」または「穗」の可能性がある。従来は、釈読できていた現在の裏面を表面としてきたが、反対面も釈読が進んだため、書き止め文言とみられる「記願為白」を含む面を裏面とし、表裏を改めた。

三 「子□

三片接続。上端・左右両辺は削り、下端折れ。一文字目も「子」の可能性がある。

四 「柴江里人

一四「里人」—伊場木簡・県史「郷一人」。

四周削り。下端は左右両辺から削つて尖頭状を呈する。表面下部、及び裏面には現状では墨痕は認められないが、類例から判断すると、何らかの形で人名が記されていた可能性がある。柴江里人は『和名抄』に見える遠江国敷智郡柴江郷にある。

五 「□□□ □□□

一四「里人」—伊場木簡・県史「郷一人」。

上端折れ。その他の部分は二次的整形。上部は現状の中央部付近から細く削り出し、下端は尖らせている。文字の位置からみて、下端も二次的整形であろう。

六 「□□

一四「里人」—伊場木簡・県史「郷一人」。

四周削り。裏面は調整が粗い。墨痕は上端の切り込み部分に残るが、文字としては釈読できない。大きさ、形状、木目などからみて、ひとと墨痕がなく調整の粗い裏面どうしが合わさって一对になると考えられる。二枚剥ぎにした上で、それぞれ調整を加えている。

七 「上カ」

一四「□〔上カ〕」—伊場木簡「□」。

三片接続。上端折れ。左右両辺は削りで、下端は左右両辺から削つて尖らせる。

(182) × 14 × 4.5 O C 059

113 × 27 × 10 032 O F 捕魚施設下

157 × 29 × 3 019 O I V 層上位 県史
(126) × 29 × 4 051 O I V 層上位 県史

「延長二年」

245×18×7 061 O F IV 県史四

四周削り。題簽軸状を呈するが、題簽部分は明瞭な造り出しをもたず、軸部に向かって斜めに削るだけの形状を呈する。しかし、軸部は面取りを施すなど逆に丁寧な作りとなつてゐる。上端は山形に整形、下端は細く削り出されている。簡易な整形の題簽軸か。なお、軸部と下端の加工については一次的整形の可能性もあるか。延長二年は九一四年。

丸 「浜津□□□」
〔里カ〕

— 1・2 「浜津□〔里カ〕」— 遺物編「浜津路」、県史「浜津□」。

上端と左右両辺は削り。下端は細く尖らせるが尖端部分は欠損。「サト名十人名」の木簡であるとすれば、本来はもう少し長大な木簡で、下端は一次的整形の可能性もある。

丸 「一人」(刻書)

— 1・2 「一人」— 遺物編「一人」、県史「□□〔人カ〕」。

上端折れ。左右両辺は削り。下端は左右両辺から緩やかに削って尖らせる。

八 「□」

四周削り。裏面は調整が粗い。大きさ、形状、木目などからみて、墨と墨痕がなく調整の粗い裏面どうしが合わさって一对になると考へられる。一枚剥ぎにしてした上で、それぞれ調整を加えている。

八 「□」

上端折れ。左右両辺は削り。下端は左右両辺から緩やかに削って尖らせる。

八 「召竹 郷長里カ」
今急□□田□□□□語マ□□□□|

— 1・3～8 「□□〔召竹カ〕」— 遺物編「□□田□□□□」、県史「□□〔召竹カ〕田□□□」、— 3 「□」— 遺物編「□」、県史「召」。

四周削り。但し、中央部より上部と下端部分は左辺から削り出されていて若干細く、上部の文字の位置からみても、左辺から二次的な整形を被っているとみ

(156) × 19.5 × 5.4 059 O J 奈良上位 県史三

545×37.4×5.4 011 O K 奈良中位 県史四

114×22.5×6.7 032 O

(263) × 18 × 6 059 O J 奈良上位

られる。墨痕はほとんど残っておらず、墨痕のあった部分の浮き上がりによって辛うじて読めるに止まる。竹田郷の郷長・里正らを召し出す敷智郡司の召文である。人名「語マ」某の一人分しか確認できないが、二行割書で複数人が列記されていたものと思われる。

△ 「檜前入 児末呂 分田井 田口 〇」
〔刀カ〕

—7 「分」—遺物編「今」、真史「□〔分カ〕」、—10 「□〔刀カ〕」—遺物編「□〔刀カ〕」、真史「□〔刀カ〕」。

四周削り。下端に焼痕あり。下端の穿孔が木簡の用途に伴うものか否かは不詳。「入」と「兒」の間に若干空白がある。「呂」と「分」の間は一文字分の空白があるが、現状では墨痕を確認できない。「檜」は木偏に「色」に作る異体字。長大な木簡であるが、内容が充分に把握できず、用途不詳とせざるを得ない。

「乙未年二月□□□父丈マ御佐久□沽故買□□物□」
〔何カ〕〔支カ〕
〔以カ〕
〔御調矣本為而種々政負故沽支然者□〕
〔末呂カ〕

】

368×210×9 011 OKV中位 真史

—1～8 「乙未年二月□□□〔何カ〕」—遺物編「□〔西カ〕」年二月十六日、真史「乙酉年二月□〔刀カ〕□□」。—9～15 「父丈マ御佐久□〔何カ〕」—遺物編「□〔刀カ〕」、真史「□〔父カ〕□□第□九付」。—16～21 「沽故買□〔支カ〕」—遺物編「□〔支カ〕」、真史「沽故買□〔支カ〕□□」。—21～7 「□〔以カ〕御調矣本為而□」—遺物編「□〔以カ〕御調矣本為而□」—遺物編「□〔以カ〕御調矣本為而□」。—8～14 「種々政負故沽支」—遺物編「知く故負□□□〔故沽支カ〕」、真史「私マ政負故沽支」。—15～16 「□□〔然者カ〕」—遺物編「□〔然者カ〕」、真史「□〔者カ〕」。—1～4 「□大□□〔末呂カ〕」—遺物編「□〔大カ〕」、真史「□〔者カ〕天□□」。三8～11 「不患止白」—遺物編「□□□□」、真史「不患上白」。
上端切断。他邊削り。表面上端の刻象上のものは、文字の書き出しの位置を示すものではなく、上端を切断する際のあたりとして加えられた刃物の跡であろう。各行の文字はこの刃物痕より上から書き出されている。一行目のこの刃物痕より上の文字を読んでいないが、「乙」を確認でき、「二字目」の十二支は「酉」ではなく「未」と解釈できる。乙未年は六九五年にある。一行目「二月」の次を遺物編では日付に駄讀するが、最初の文字は「下」(真史)ないし「尔」、その次の文字は字形は「宮」だが「宮」と読み、俗称の「下官」となる可能性がある。「父」の上の文字は「何」の可能性が高く、「久」の次の文字もこれに類似するが、「向」の可能性もある。「何」と見た場合、いずれも格助詞「が」で文意は通じる。「丈マ御佐久」はこの木簡の筆者の父の名ということになる。二行目末尾から三行目にかけてが充分駄讀できないため、肝心の部分でこの木簡作成の意図を正確には把握できないが、三行目冒頭の大□□「末呂カ」が、御佐久の子にあたるこの木簡の筆者であろう。三行目の「患」は、「悉」とみる案もあるが、字体は明らかに「患」。末尾は「上白」と読む案もある(真史)が類例がなく、また「上」ではなく「止」とみられ、「ともうす」と読むべきであろう。全体として、「乙未年二月に父御佐久が死ったために買った物は、御調をはじめとする種々のまつり」と(差科負担)を負つたために買ったのである。従つて、(私)大末呂は(その問題を特に)気にかけてはいない。

と申し上げる。」という内容と解されるが、文意はなお明瞭でない部分がある。

・「右件人今時過不□來」 神龜四年十一月十四日 □□□□
〔田郷夫力〕 □ □ 龍 □ □

〔参考〕

表一 「龍」二一三 「□□□（田郷夫力）—遺物編・県史」「□□」裏一五「呉」—遺物編「時」、県史「得」。裏一〇・一一「神龜」—遺物編「神龜」、県史「□（神カ）鬼」。

二片接続。四周削り。墨痕はほとんど残っておらず、墨痕のあつた部分の浮き上がりによって辛うじて読めるに止まる。「□田郷」（敷智郡では、蛭田郷・竹田郷が該当する）から召し出した複数人の夫婦のうち、期日までに来なかつた人の目録か。あるいは彼らを再度召し出す召文の可能性もある。「参來」とあるだけで、参向場所は特定されていないが、敷智郡家とみてよからう。神龜四年は七二七年。

・四... 戸人□ □□

...人□□□□

十 戸人□麻呂八

...人□□六

戸人九人

戸人三□呂十

...人□□六

戸人宇□呂八

戸人□ □

戸人西万

戸人□ □

戸人忍勝

戸人...万呂

戸人西...戸人

戸人...首子

戸主語部金□

戸人...奴須真□

□□ (裏面刻書)

表一五 「人」—遺物編・県史「□」。表二二五六「戸人□麻呂」—遺物編・県史「□□□□」。表二一〇・一三「□呂十」—遺物編・県史「□□□」。表二一四・一五「人□□六」—遺物編

「□□□（六カ）」、県史「人□□□（六カ）」。表三一三五「戸人九人十」—遺物編「□□人○人○人○十」。表三一六七「□□」—遺物編・県史「□□」。表三一七・一八「戸人宇□（六カ）」—遺物編「□□□十□」、県史「路マ□□□」。表三一三・一四「戸人忍勝」—遺物編「□□○六」—遺物編ナシ。県史「六」。表四三・四六「宇□呂八」—遺物編「□□」、県史「□□」。表四七・八九「戸人西万十」—遺物編「□○人カ」□□□□十□六」（但し、「□六」は三行目末尾にあるべきもの）

469×27.4×8 011 O J 貝塚下部 県史

誤植か)・県史「戸口〔首々〕十」・表五456「西万四」・遺物編「西方□」・県史「西万□」・表五9511「忍勝六」・遺物編「忍勝六」・県史「忍勝□六」・表五12516「戸主万呂四」・遺物編「戸人万呂□」・県史「戸人万呂□〔四カ〕」・表六565「戸主諸部金□」・遺物編「戸主諸部金□」・県史「戸主諸部□二口」・表六752「戸主敗石マ麻」・遺物編「敗石マ麻」・県史「戸主敗石マ麻」・表六15520「戸人奴須真」・遺物編・県史「戸人〔人カ〕□□□」・裏遺物編・県史ナシ。

上端一次的切断。下端と左辺は削りか。右辺は二次的削り。戸主と戸口を書き上げた木簡。現状では四段分(一段目は下端のみ)が残る。戸主は姓名を記すが、戸口については「戸人」とした上で、姓を省略して名のみ記す。名の下に書かれている数字としては、「四」「六」「八」「十」が見える。十以下の偶数のみで、年令としては不自然だが、単位は省略されている。裏面の刻書は天地逆に施されている。一段目と三段目上部の刻線は水平に引かれており、戸主の場合は刻線の位置から書き出すなど書き出し位置の指標として用いられているが、その他の刻線はいずれもかなり右上がりに比較的粗く引かれており、四段目はこの刻線とは無関係に戸主も戸人も同じ高さから書き出している。

・坐□□易遠慰慰□

〔易カ〕

小齊漏
〔余カ〕

表一3・4 □「易カ」易 - 遺物編「□」・県史「□〔易カ〕易」・裏一2「齊」- 遺物編「齊」・県史「□□」・裏一3「漏」- 遺物編「漏」・県史「□」・裏一5「余カ」- 遺物編

・県史「□」
・異史「□」
二片接続。上下両端折れ。左右両辺削り。裏面二文字目は、遺物編は「文」+「田」を作るが、「文」+「日」と誤読でき、「齊」の異体字とみられる。出典のある語句の可能性があるが、詳細不詳。

〔倭カ〕

・×□マ金手十八束同マ□長女四束

〔語カ〕

□部布知万呂十束□□

表一1 □「倭カ」- 遺物編「□〔倭カ〕」・県史「□」・表一3・4「金手」- 遺物編・県史「金□」・表一8・9「同マ」- 遺物編「同マ」・県史「□□〔同マカ〕」・裏一5・6「□〔諸カ〕部布知万呂」- 遺物編「□□□〔諸カ〕部布知万呂」・県史「□□□〔諸カ〕部布知万呂」・裏一7・8「十束」- 遺物編「十束」・県史「□□〔十カ〕束」・裏一9・10「□□〔五巴カ〕」- 遺物編「□□〔五巴カ〕」・県史「□□〔五巴カ〕」・表一15・16「同マ」- 遺物編「同マ」・県史「□□〔同マカ〕」・裏一5・6「□〔諸カ〕部布知万呂」- 遺物編「□□□〔諸カ〕部布知万呂」・県史「□□□〔諸カ〕部布知万呂」・裏一7・8「十束」- 遺物編「十束」・県史「□□〔十カ〕束」・裏一9・10「□□〔五巴カ〕」- 遺物編「□□〔五巴カ〕」・県史「□□〔五巴カ〕」

上下両端折れ。左右両辺削り。下部は左右から細く削り出されているが、字配りから考えてこれは原形を留めているとみられる。

・ ×帝百鬼神南方赤帝百万神
×帝百万鬼神北方黑帝百万神 天×

×帝百万□神急々如律令

・ □□□□□□□□□□□□龍

表一 1～11 「帝百鬼神南方赤帝百万神」—遺物編「□□□□□」 二、 県史「□□（白々）□□□□□□□」。表二 1～13 「帝百鬼神北方黑帝百万神 天」—遺物編「□□□□□」 三、 県史「□□□□□□□□□□□□（善 天 カ）」。表三 1～10 「帝百万□神急々如律令」—遺物編「□□□」。

(148) × 25 × 3.8 091 O J 奈良上位 県史文
(148) × 25 × 3.8 091 O J 奈良上位 県史文

上二下兩端折れ。左右両辺削り。從來はとんど訛説できなかつたが、保存処理の結果墨痕が比較的鮮明になり、これまで木簡としては類例が少ない五行思想に基づく龍神呪符であることが明らかになつた。從來「白」と読んでいた文字は「百」、「市」と読んでいた文字は「帝」だつたのである。出典は特定できないが、『孔雀神呪經』(大正新修大藏經九八八)に「東方青帝大神龍王各領八萬四千鬼持於東方。南方赤帝大神龍王各領八萬四千鬼持於南方。西方白帝大神龍王各領八萬四千鬼持於西方。北方黑帝大神龍王各領八萬四千鬼持於中方」とあるのに關係するか。東方—青(蒼)帝、南方—赤帝、中央—黃帝、西方—白帝、北方—黑帝と対応することから、一行目は、「東方青(または蒼)」—蒼(帝百鬼神)、二行目は「(西方白)帝百万鬼神 北方黑帝百万神」、三行目は「(中央黃)帝百万□神 急々如律令」とあつたのである。「百万鬼神」「百鬼神」「百万神」などヴァリエーションが豊かなのは、單なる誤記か意識的なものかは不詳。これらに続く二行目末尾の「天」は、これら三行割書の呪句とは別に一行書きで書かれており、筆致は裏面と共通する。裏面に統く記載の冒頭にあたるとみられよう。裏面は墨痕はかなり明瞭になつたものの、類例の少ない資料のこととて、残念ながら現状でも充分には釈説できない。六文字めは「善」または「善」、七文字めは「伽」または「知」、八文字めは「隨」、「施」または「她」、九文字めは「沙」の可能性がある。これらの釈説の判断については、後考を俟たい。なお、五行思想に基づく呪符としては、藤原京跡右京九条四坊の西四坊坊間路東側溝出土のものが著名で、『孔雀王呪經』に基づく水除けの呪符とみられている。八号木簡も同様の機能をもつ呪符の可能性が考えられよう。

□□

上端折れ。下端二次的切断か。左右両辺削り。断面半円形に整形されており、平滑な方の面ではなく、曲面の方の上端に文字の痕跡が残るのみである。

上端削り。下端折れ。左右両辺削り。出典のありそうな語句であるが、詳細未詳。

「蓋聞駕羽乗」□

(266) × 29 × 7.3 019 O M IV b 県史文
(266) × 29 × 7.3 019 O J 奈良上位 県史文

〔見面カ〕

・ □□□□□ (天地逆)

表一2 「天」—遺物編「天」、県史「□」。表一4 「□(面カ)」—遺物編「西」、県史「□」。

上下両端折れ。左辺削れ。右辺削り。表面三文字めも「面」の可能性がある。また、裏面の文字方向二文字めは「不」または「万」の可能性がある。

・ □西天□

表一3 「天」—遺物編「天」、県史「□」。

上下両端折れ。左右両辺削り。一文字めは「得」の可能性がある。

〔忍海カ〕

「蛭田郷□□マ多志」

表一4・5 「□□(忍海カ)」—遺物編「□□(忍海カ)」、県史「正石」。

四周削り。「蛭田」は『和名抄』に見える遠江国敷智郡蛭田郷にあたる。長大な木簡であるが、名の下に文字は続かない。「サト名十人名」のみの木簡の一例。

〔石カ〕

・ 敢石マ寅 若倭マ□□一斤

五百鷗一斤

石道一斤

麻呂一斤

又庸分

□□□□□麻呂一斤

丸尔マ首麻呂一斤

若倭マ□□一斤

百足一斤

廣麻呂一斤

知麻呂一斤

石麻呂一斤

・ 若麻呂一斤

・ 石麻呂一斤

〔石カ〕

・ 敢石マ寅 若倭マ□□一斤

五百鷗一斤

石道一斤

麻呂一斤

又庸分

□□□□□麻呂一斤

丸尔マ首麻呂一斤

若倭マ□□一斤

百足一斤

廣麻呂一斤

知麻呂一斤

石麻呂一斤

・ □

・ □□五戸丁分

・ □□マ□嶋

・ □□マ呂一斤

宗宜マ三□一斤

・ □□知麻呂一斤

・ □□麻呂一斤

又庸分

・ □□廣麻呂一斤

・ □□百足一斤

・ □□丸尔マ首麻呂一斤

・ □□若麻呂一斤

・ □□石麻呂一斤

」

324×24.2×5 051 ○ N 奈良後半 県史■

(77) ×25×4.1 061 ○ N 奈良後半 県史■

403×40×5.2 061 ○ N 奈良下位 県史■

表一5～4 「敢石マ寅」—遺物編「敢□□」、県史「敢石マ寅」。表一5～10 「若倭マ□(石カ) □□」—遺物編「□□(若倭マ□□)」、県史「若倭マ□□□(石麻呂キ)」。表一13～15 「五百鷗一斤」—遺物編「五百鷗」、県史「五百鷗」。表一5～6 「丁分」—遺物編「□□(丁分)」、県史「□□(十カ)人」。表一5～9 「又庸分」—遺物編「又庸□」、県史「又庸□(分カ)」。表一14～17 「麻呂一斤」—遺物編「(忍)」、県史「麻呂一斤」。表三1～5 「□□マ□嶋」—遺物編「△」、県史「□□(マ)嶋」。表三6～12 「宗宜マ三□一斤」—遺物編「宗宜マ□□□(500)」。表三13～17 「□麻呂一斤」—遺物編「□□(麻呂)斤」、県史「□□(麻呂)斤」。表三2～3 「庸分」—遺物編「庸□」、県史「庸□(分カ)」。表三13～14 「百足」—県史「(百足)」。表三13～17 「□麻呂一斤」—遺物編「□□(麻呂)斤」、県史「□□(麻呂)斤」。表三2～3 「庸分」—遺物編「庸□」、県史「庸□(分カ)」。表三13～14 「百足」—県史「(百足)」。

一遺物編「百舌」(國城か)・異史「百舌」・裏〔17・18〕「□□(心向カ)」—遺物編「□(心向)」・異史「乞□」・裏〔19・20〕「石麻呂」—遺物編「□(白舌)」・異史「□(石舌)

麻呂」・裏〔21・22〕「丸尔マ首麻呂」—遺物編「□□□(道カ) 麻呂」・異史「□尔マ□(道カ) 麻呂」

上下両端削り、左右両辺も削りか。二片接続。●は合点の類か。裏面の●は刻書。「丁分」「庸分」として、人名を列記した木簡で、「庸分」については、人名+「一斤」の記載を基本とし、一部に照合の記号が附されている。庸として一人当たり一斤の物品を徵収したことを示すのである。丁分の二人に「一斤」の記載がないのは、文字通り丁としての労働とは、五戸から二人というのはやや異例ではあるが、仕丁としての労働を指すと考えられる(歳役の徵發事例はこれまで全く知られていない)。とすれば、この木簡は、出土層位や「五戸」とあることから、仕丁の庸が歳役の庸に移行した大宝令制以降の時期のものとみられるが、この時期にも庸が仕丁の庸としての性格を色濃く残していたことを示す貴重な事例とみることができよう。ちなみに、調の場合、布二丈六尺は綿では一斤、糸では八両に相当するから、庸一斤は、綿であれば正丁一人の負担に相当する。但し、「延喜主計式」では遠江国の庸は糸または韓縫で納めることになっていた。なお、表面冒頭の二字は、五戸の固有名と考えられるが假説できない。五戸の固有名としては、若狭国遠敷郡の賛の荷札に見られる冰曳などの事例が知られる。いずれにせよ、庸の徵集の実態に迫る、まことに貴重な史料である。

○ 五十年代

上端切断。一部に削りがみられる。原形であろう。下端は二次的削り。左辺削れ。右辺削り。「五」は現状では木簡の下端に残っており、これより上の部分は表面が二次的に削られていて、墨痕が残らない。

「栗原玉作マ真×

— 6 「真」—遺物編「真」・異史「□(真カ)」。

上端と左右両辺は削り。下端は折れ。「サト名十人名」の木簡の断片であろう。「栗原」については、異の解説を参照。

「〇□□」

四周削り。比較的大振りの文字が五、六文字程度書かれているが、墨痕が薄く読みきれない。側面下部の三カ所に刻線があり、さらに墨が付けられている。

「小文郷□□□万呂」

— 4 ~ 8 「□□(マキ) □万呂」—遺物編「□□□□」・異史「□□□□×」。

上端と左右両辺は削り。下端は折れ。「小文郷」は、「和名抄」に見える遠江国敷智郡小文郷にあたる。「サト名十人名」の木簡の断片だが、比較的小振りな

(105.5) × 29 × 3 019 O H 奈良中位 異史

241 × 43 × 8.6 011 O H 奈良下位 異史

木簡。姓は「詰マ」の可能性がある。

□□□□□

183×(46)×4.6 081 O M奈良下位 県史▲

表一六 「口」—遺物編・県史「亥」。

上下両端は切断。左辺は一部削りの原形を留める。右辺割れ。四文字めと五文字めは重なっている。なお、県史では、四・五文字目に相当する文字について「辛」の可能性を指摘する。

101 「夫カ」
・「□□□□霜卓

□□

138×(50)×6 081 O M奈平安中位 県史▲

表一4 「口〔夫カ〕」—遺物編「口〔夫カ〕」、県史「口」。表一5・6 「霜卓」—遺物編「□□」、県史「□□〔霜卓カ〕」。

上端と右辺は削り。下端切断。左辺削れ。裏面は大振りな文字で、表面とは別筆の可能性がある。

101 「口」
「天翌天翌

—1～4 「天翌天翌」—遺物編「□□天口」、県史「□□天口」。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。中央と下部の右寄りに穿孔があるが、木簡の用途に伴うものではなかろう。

〔謹カ〕

□□□

(213)×17×8 019 O H奈良上位 県史▲

—1～3 「□□□〔謹カ〕」—遺物編「□□□〔片カ〕」、県史「□□□」。

上下両端折れ。左右両辺は割れ。三片のうち一片は接続不詳。從來の釈読は天地逆。

〔秋カ〕

□□□

(328)×16×4 019 O I奈良下位

—1～8 「□□□〔秋カ〕」—遺物編「□□□」。

上端折れ。下端と左右両辺は削り。下部の文字は墨痕のあつた部分の浮き上がりによって辛うじて判読できる。本来は長大な文書木簡であったか。

101

□ □

□ □ □ □ □ □ □

□ □

□十九

＝

□

・「不得」
□ □ □ □

〔符カ〕
〔領カ〕

大 □ □ □ □ □

」

表裏両面とも遺物編では「□□」。

上端折れ。下端削り。左右両邊割れ。郡符木簡であろう。裏面の「大領」の次には大領の姓ないし姓名が続ぎ、さらに、主政または主帳とその姓ないし姓名が書かれていたのである。

102
〔塩カ〕
□ □ □ □ 人
八 □ □

(84) × (26) × 3 081 O J 奈良上位 異史

「1～4 □〔塩カ〕 □ □ 人」—遺物編「□□□ 人」、異史「□〔塩カ〕 □ □ 人」、「5～8 「八□〔木カ〕 □」—遺物編・異史「八年十」。

上下両端折れ。左右両邊割れ。從来「八年十」と読んでいた末尾の三文字（左に寄せてやや小さく書かれている）を日付とみるのはやや疑問。最後の文字は「女」の可能性もある。

103
□

上下両端折れ。左邊削り。右邊割れ。

104
・「▽己亥年 □月十九日測評竹田里人若倭マ連老末呂上為く
〔三カ〕

〔小稻カ〕
〔施カ〕
・「▽持物者馬 □ □ □ □ 人 □ □ 史 □ 評史川前連 □

▽

(40) × (11) × 2 081 O J 奈良中位

305×39×4 081 D12 異史

表一4 □〔三カ〕—遺物編・異史「□〔五カ〕」、表一9「老」—遺物編・異史「□〔老カ〕」、裏「5～9 □□□〔小稻カ〕 □ 人」—遺物編・異史「□□□□□〔五カ〕 □」。
上端と左右両邊は削り。下端は切断で原形を留めるか。下端の切り込みは右邊下部にのみある。裏面の「馬」の次の文字は「定」または「走」、「人」の上の文字は「平」または「辛」の可能性がある。「□□〔小稻カ〕」については、「文字で「督」の可能性もある（東野治之「伊場遺跡出土己亥年銘木簡と評の官

(723) × (27) × 7 081 O J 奈良上位 奈良

制」『伊場木簡の研究』所収)が、「小稱」と読めるとすれば、「馬□□□□人□□」は運搬者の人名の列記、「史□評史川前連」はこの木簡を作成した責任者名と考えができる。また、「史」の次の文字は「從」または「役」の可能性もある。「史□(他々)評」は、後の駿河国志太郡にあたるか。己亥年は六九九年。

〔10〕・「(人面墨書)

・「
敷□

(8.6)×2.3×1.5 061 ○○▽層中位 県史六

上端と左右両辺は削り。下端折れ。人形の裏面に墨書きがある。二文字めは「可」の可能性がある。

〔10〕〔足力〕

曲物の底板に焼火箸で記したと思われる文字がみられる。

〔11〕〔太】

〔梅〕

曲物の底板に焼火箸で記したと思われる「太」の文字と、線刻の「梅」の文字がみられる。

(参考)

〔□〕(焼書)

円形曲物の底板外面に、焼け火箸状のものによる刻書がある。

〔千〕(焼書)

円形曲物の底板外面に、焼け火箸状のものによる刻書がある。

〔□〕(焼書)

円形曲物の底板外面に、焼け火箸状のものによる刻書がある。「子」の下半のような字形であるが、横画が先に記されており、「千」「字」などの可能性が考えられる。

径123×高35×厚7 061 A15 g区V層 重物編八一一〇六

径123×高35×厚7 061 H6E区IV層 重物編八一一七四一

径182×厚9 061 D17-i区V層 重物編八一一七四二

内径15.5×外径17.9×厚8 061 OEV層 県史六
径12.1～12.6×厚8 061 OEV層 県史六
内径15.5×外径17.9×厚* 061 OCV層 県史六
内径15.5×外径17.9×厚8 061 OCV層 県史六

▼城山遺跡出土木簡

一 「□マ刀自女」
海マ□□

125 「マ刀自女」—城山遺跡「□□□〔刀キ〕女」、典史「□□□〔マ刀自キ〕女」。134 「□□」—城山遺跡「□□」、典史「□〔女キ〕」。

上端切断。下端折れ。墨痕は薄れているが、文字のあった部分が浮き上がりによりて観察できる。一行めの一文字めは「物」の可能性がある。二行めの三文字めは旁の「又」のみ見える。また、四文字めは「人」の可能性がある。

二 「大日如來

上端は右端のみ原形を留める。左右両辺は削り。下端は折れ。一部切断、下端折れ。筆塔婆の断片。上部の欠損部分には、第2号木簡と同様に本来梵字

「セ」(パン)が書かれていたとみられる。

(パン)
「セ大日如來

上端は山形に削り。左右両辺も削り。下端折れ。右端のみ原形を留める。左右両辺は削り。下端は折れ。別に相互に接続不詳の断片が一片ある。

・「黒□
□□

・「□□

上端削り。下端折れ。左右両辺は削れ。

三 「▽ 多祢」
「▽ □□□□□」

裏城山遺跡ナン。

上端削り。下端折れ。左右両辺は削れ。裏面末尾の文字は、「也」「せ」「や」などの可能性がある。

(132) × (23.5) × 8.5 081 A20820区田か下層なゝしIV a上層 県史(4)

(193.5) × 17 × 6.8 081 A10840区 中世漢南縁

(155) × 19 × 6.8 019 A10840区 中世漢南縁

(45) × (15) × 3.5 081 A10820区Ⅳ層下位 県史(4)

109.5 × 28.5 × 2.8 032 A10840区 中世漢南縁

六 「五十カ」

・「京田□□

□

上端と左辺は削り。下端折れ。右辺削れ。「京田」『和名抄』に見える遠江国引佐郡京田郷にある。「□□〔五十カ〕」は字配りから考えて、一文字の可能性も否定はできない。なお、京田郷と考えられる地名が三にも見える。

〔行カ〕

□□

上下両端切断。左右両辺削り。

〔行カ〕

□□

上下両端折れ。左右両辺削り。表面上部に刻線一本あり。

九 「▽（符 篆）…… □ 大 鬼 鬼
（符 篆）（顔の絵） □ □」

上下両端と右辺は削り。左辺削れ。中間の一部を欠く。

〔平 年カ〕

10 「□四□三月一二日

—4「三」—城山遺跡・県史「六」。

上下両端折れ。左右両辺削り。一文字めは現状では積極的に「平」とは読みがたい。

二 「中寸輕マ大知

上端と左右両辺は削り。下端は一次的の切断か。伊場遺跡群の木簡の類例からみて、「サト名十人名」の木簡の可能性が高いが、「中寸（村）」郷は、『和名抄』には遠江國の郷名に見えない。一方、平城宮跡出土木簡に遠江国敷智郡蛭田郷中寸里が見え（平城宮木簡三一一八九八）、郷里制下に蛭田郷のコサトとして中寸里が存在したことが知られる。「中寸」は城山遺跡・梶子遺跡・梶子北遺跡・のほか、伊場遺跡出土墨書き土器にも見え、また中村遺跡に「中寸里人」が見える。「里人」の表記は八世紀初頭の和銅年間くらいうまでに特徴的な表記で、この頃には中寸里が独立して存在しており、後に蛭田郷にコサトとして

(106) × (28) × 5 011 A10830区 奈良包含層 県史(六)

(140 + 99) × (37) × 3 032 A10850区 中世溝

(200) × 36 × 3 061 A10850区 中世溝

63 × 26 × 5 011 A10840区 奈良包含層 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 奈良包含層 県史(六)

(174) × 24 × 8 081 A10850区 IV層下位 県史(六)

(140 + 99) × (37) × 3 032 A10850区 中世溝

(200) × 36 × 3 061 A10850区 中世溝

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

63 × 26 × 5 011 A10850区 IV層下位 県史(六)

取り込まれた可能性が考えられよう。「サト名十人名」の木簡の一例である」とからすれば、この木簡は「中村里（郷）」が独立していた時期のものとみられる。

三 □□□□□□□□□□

〔廣力〕

—3 「衣」—城山遺跡「□（衣カ）」、県史「□」。—5 「□（廣カ）」—城山遺跡「□（廣カ）」、県史「□」。

上下両端折れ。左右両辺割れ。裏面末尾の文字は「席」などの可能性もある。

三 □□□□□□□□□□

〔廣力〕

上端は二次的削りか。下端は二次的切断。左辺の下半部と右辺は二次的削り。中央付近にあく孔は草の根によるものであろう。

四 □□□□□□□□□□

〔論語カ〕

削屑。一文字目の偏は墨痕が僅かに残るだけで、「輪」「倫」「縁」などの可能性が全く排除できるわけではない。「一文字目の残画があつて初めて「論」の可能性が高くなるわけであり、厳密に言えば、□□〔論語カ〕とすべきであろう。

五 □□□□□□□□□□

(22)×(8)×0.5 091 A10B30区 整地層南側IV層 県史三

削屑。但し、保存処理後の現状では、四断片に分離した状態で原形を留めておらず、文字を確認することはできない。

六 □□□□□□□□□□

〔繪〕 □□□□□□□□□□

(23)×(10)×0.5 091 A10B30区 整地層南側IV層

〔天カ〕 □□□□□□□□□□

(41)×26×2 019 A10B30区 IV層上位 県史三

〔天カ〕

〔天カ〕—城山遺跡・県史「□」。裏—1 □〔天カ〕—城山遺跡・県史「□」。

裏—1 □〔天カ〕—城山遺跡・県史「□」。裏—1 □〔天カ〕—城山遺跡・県史「□」。上下両端は削り。下端は折れ。呪符木簡か。表面上部と下部には顔のような絵が描かれ、その間は二行削書の文字とみたが、符籚の可能性もある。

「□□□」

(90) × 25.5 × 2 019 A10830区 IV層上位

上端と左右両辺は削り。下端折れ。

〔月カ〕

「□□□□□□□」

(215) × 19 × 5 019 A080区 土坑N H1 県史Ⅲ

上端と左右両辺は削り。下端折れ。「月カ」とした文字は、「日」などの可能性もある。

〔加郷カ〕

「□□□□□□□」

(120) × 20 × 2.5 081 A1080区 整地層東南端木杭群西端 IV層下位 県史Ⅳ

1-1-4 「召嶋□□」—第三層「□〔召カ〕□□□」、歴史「召嶋□□」
上下両端折れ。左右両辺削り。嶋□郷のしかるべき人物を召喚する召文であろう。郷名の二文字めは、「和」の可能性もあるが、いずれにせよ『和名抄』には遠江国に該当する郷名は見えない（「嶋」を含むのは敷智郡象嶋郷のみ）。四文字目は「郷」の可能性が高く、敷智郡の新出の郷名とみるのが最も自然か。

○(1) 尚 尚尚書□

□□

(184) × (49) × 8 081 A1080区 整地層東南端木杭群南端 IV層下位 県史Ⅲ(1)

(2)
御 尚
尚 尚

□
〔尚カ〕

(232) × (64) × 8 081 A1080区 整地層東南端木杭群南端 IV層下位 県史Ⅲ(2)

上下両端折れ。左右両辺削れ。(1)(2)は同一木杭の断片で、左右に接続する可能性が高いが、接続箇所の特定は困難があるので、別個に訛文を立てる。

〔郡カ〕

・ □ 京 □□
・ □ 五 月

(105) × 39 × 3 081 A10830区 IV層 県史K

表-1 「□〔郡カ〕」—城山遺跡「□〔郡カ〕」、歴史「□〔郡カ〕」。
上下両端折れ。左右両辺削り。「和名抄」に見える遠江国引佐郡京田郷の」とであろう。

・「東廿二東又廿二東乎太」〔利廿二東下廿力〕〔稻廿四東力〕

卷之三

卷之三

卷之三

卷二

上端と左辺は削り。下端折れ。右辺割れ。裏面の墨痕は現状ではほとんど確認できないが、従来の証文のままでした。

三十三

東又下か 東代か 東か 東十か 東又十か

〔又下廿東乎太稻廿四東又下力〕

東入廿二東乎太

卷之三

〔調査〕

•

四

(583) × (21) × 2 081 A10B30■ 杭列NF-1と杭列NF-2の間 IV層下位 県史二十三

表一四「入」—城山遺跡、県史「又」。表一八「爭」—城山遺跡「爭」、県史「口」「爭力」。表一二「」—「」。

□〔又下甘東カ〕□□□□□□□〔又カ〕□、県史「又□〔下カ〕甘□□□□〔東乎太種カ〕□□□□□〔東又下カ〕」。

だつた部分の裏面には墨痕は確認できない。

三一四号は同一木簡の断片。縱割きにしたもので、三号は上端が、三十一四号は下端が原形を留めるが、側面での直接の接続を確認できる部分はない。また、墨痕は表裏にあるので、表裏の連続関係も明確ではない。なお、三号の右辺と三十一四号の左右両辺が割れており、また四号が左右二片からなることからすれば、原本簡は少なくとも縱に五分割以上に割裂されていることになる。

(315) × (13) × 2 081 A10B30区 東洋N.F.1と東洋N.E.2の間
IV層下位 県史一一

卷下位

三
・
□
□

上下両端折れ。左辺削り。右辺割れ。

云
□
□

上下両端折れ。左右両辺削れ。

弔

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

[五カ]

七月 □ 九月 大 十一月 □

[大 在カ]
□ □ □ □ □ □

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

[在 壱] 質 在 甲

[道カ]
□ □ □ □ □ □

天 □ □ □

丁癸

||

太陰在卯 大將 [軍卯歲カ]

人道 □ 乙辛
〔在カ〕

□ 驚 共 月 □ □ 犬 雷 千 醒 □ 犬 雷
〔矢 弓〕

驚 驚 天 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷
〔矢 弓〕

犬 日 月 金 錦 錦 錦 錦 錦 錦 錦
〔矢 弓〕

『□□雷』 早華 露 露 露 露 露 露 露 露 露 露
〔矢 弓〕

雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷 雷
〔矢 弓〕

裏 5 「己」—城山遺跡・県史「乙」裏 8 「危」—城山遺跡「免(危カ)」、県史「危」。

上下両端と右辺は削り。左辺も削りの原形を留めるが、上部四分の一と下部二分の一は割れて欠損している。表裏の墨書きは互いに天地逆に書かれている。表面は神龜六年（＝天平元年。七二九）具注暦の歳首部分、裏面は同年正月の記載である。現状では訛説の困難な部分が多く、訛文は原則として保存処理前のままとしたが、裏面一行目「十八日」の干支は、「己酉」と読んで何ら支障ない。

〔得カ〕

六

上端と左右両辺削り。下端折れ。「得」は「鳩」の可能性もある。

元

〔□□□□□〕
『□』寺寺□

—3 「□」—城山遺跡「□」、県史「□（寺カ）」。なお、城山遺跡・県史とも異筆・追筆註記なし。

上下両端折れ。左右両辺は一次的削りか。別筆部分は天地逆に記されている可能性がある。

10

天平五年

上下両端折れ。左右両辺削り。下端は細く削り出されている。天平五年は七三三年。

三

「須留壳 須

上端と左右両辺は削り。下端折れ。「須留壳」は、奈良県下田東遺跡出土木簡『木簡研究』一八）に「小須留女」という稲の品種名とみられる。

三

「月生一日家度稻冊□……□度□□

—9 「□」—城山遺跡「□」、県史「八」。—10-11 「□度□□」—城山遺跡「□□（度得カ）」、県史「□（東カ）度」。

四周削り。但し、中間部で一片に折れて欠損しており、直接は接続しないか。

三

〔敷カ〕 「郷 敷智 敷敷カ」
〔□智郡敷智□□□□□□□〕

276×38×6 043 A10810区

杭列N.F.1と杭列N.F.2の交差する付近の南側 IV層 県史二

上端と左右両辺は削り。下端は一部原形を留めるか。中間部分から下部を羽子板状に削り出し、切り込みを一对設けている。従来はこの整形を二次的なものと判断していたが、羽子板状の形状や、裏面が割つたままで削り調整を施していないとみられる」とから、封緘の可能性があり、原形を留めているとみてよい。その場合、封緘使用時の墨書きと、その後の習書に区別できる可能性があるが、墨痕の残りが悪く、そこまで判断できる状況ではない。

(103) × 24 × 4 019 A10830区 杭列N.F.1南側 IV層 県史二

(74) × (17) × 7 061 A10820区

(77) × 23 × 8 059 A10820区 杭列N.F.1付近 IV層 下位 県史二

(124) × 22 × 5 019 A10830区 杭列N.F.1の木杭の間 IV層 県史二

(77) × 23 × 8 059 A10820区

杭列N.F.1付近 IV層 下位 県史二

〔宜カ〕

(82+76) × 21 × 4 051 A10830区 案列NF1南 IV層 県史■

—1・2 「中寸」—城山遺跡・県史「中□〔ナミ〕」—4 □〔宜カ〕—城山遺跡「□」、県史「□〔中・ナミ〕」。

上端と左右両辺は削り。中間に若干欠があり、直接は接続しないか。「サト名十人名」の木簡とみられ、「中寸」は遠江国敷智郡中寸里（郷）か。「三□〔宜カ〕」は姓の一部とみられるが、該当する姓は知らない。二文字目は字形としては「宜」が一番近いが、從来示されている「中」のほか、「宅」などの可能性もあるか。

・ □ □ □ □ □ □

・ □ □ □ □ □

」

表(1)～(3) 「□□□」—城山遺跡・県史「可□□〔西田カ〕」。

上端折れ、左右両辺は削り。下端は丸く整形するが右端を欠く。表面二行めの最初の文字は、「可」または「川」か。

□

上端にわずかに墨痕が残る削屑。

毛 若倭マ石乎七十文乞」

表(1)～(3) 「乞」—城山遺跡「□〔乞カ〕」、県史「乞」。

下端と左右両辺は削り。上端も一部原形を留めている可能性があるが、右辺を欠いており断定できない。

□ 七束

顯稱の数量を記す削屑。

〔事カ〕

贊代□□

元

・ 「□□□□□□□」

〔田カ〕

・ 「□□□□□□□」

□

180×43×5 065 A10810区 案列NF1と案列NF2の交差する付近の南側 IV層 県史■

(13) × (24) × 3 081 A10810区 案列NF1と案列NF2の交差する付近の南側 IV層 県史■

(46) × (12) × (1) 091 A10820区 案列NF2の木杭の間 県史■

(193) × 22 × 6 019 A10820区 案列NF2の木杭の間 県史■

(49) × (16) × (1) 091 A10830区 IVa層 県史■

元

□

IVa層 県史■

表一 1～5 「□□□□□（事カ）」—城山遺跡「□□□」、県史「□（九カ）□□□」。

四周削り。杓子状の木製品に転用した木筒。上から三文字め付近に穿孔がある。「費代」は「和名抄」に見える遠江国浜名郡費代郷にあるか。

□費□〔費カ〕

0

□費□〔費カ〕

(176) ×40×9 081 A10803 横地層東南端の木杭群の中の杭の一つ 県史

— 1～3 「□費□〔費カ〕」—城山遺跡「□□□□」、県史「□□□□〔費カ〕」。

上下両端折れ、左右両辺削り。一文字目も下半に「貝」をもつ文字で「費」の可能性があるが、残画が少なく決めがたい。

入野宗宜マツ×

—

入野宗宜マツ×

235×22×4 051 溝状遺構1中SD30

— 1～2 「入野」—城山遺跡VI「□縦」、—6「ツ」—城山遺跡VI「□」。

第六次調査出土分。四周原形を留めるが、数片に分離しており、一部中間断片を欠く。「サト名十人名」の木筒。「入野」については、伊場遺跡丸解説を参照。

上端は左右から削っているが、これは切り込みの痕跡ではなく山形の整形の一部。

▼梶子遺跡出土木筒

— 「□万呂 五□□□」

—

「□万呂 五□□□」

150×19×5 011 溝NT1最下層 県史

— 1～3 「□万呂」—梶子遺跡VI「□」、県史「□□〔万呂〕」、—4～7「五□□□」—梶子遺跡VI「□ □」、県史「五□□□」。

四周削り。但し左辺上部を欠く。保存処理後の現状では、墨痕は全く確認することができない。

—(1) □

—

—(1) □

(46) ×27×6 081 溝NT1

(182) ×25×6 081 溝NT1 県史

(2) □〔宜部カ〕

•

□〔宜部カ〕

(182) ×25×6 081 溝NT1 県史

表一 1～3 「□□□〔宜部カ〕」—梶子遺跡VI「□□」、県史「□□〔宜部カ〕□」。表一 7～9 「戸口人」—梶子遺跡VI「□□〔戸口人〕□」、県史「戸口人」裏—1—梶子遺跡VIナシ。県史「□」。

同一木簡の断片とみられるが、厳密には接続関係が不詳であるため一個体として扱う。(1)は上端折れ、下端一次的切断。左右両辺削り。(2)は上端折れ、下端四周削り。側面は一部腐蝕して原形を留めない。なお、両断片とも、保存処理後の現状では墨痕は全く確認することができない。

「竹田宗我マ薬師」

— 1・2 「竹田」— 梓子遺跡VI 「□〔竹カ〕田」、県史「竹田」。— 5 「ア」— 梓子遺跡VI 「鹿」、県史「ア」。

四周削り。但し左辺上部を若干欠く。「サト名+人名」の木簡。地名「竹田」(郷)と姓「宗我マ」に比べると、名の「薬師」はかなり大振りな文字で記されている。別筆なし後筆の可能性もあるか。

〔命カ〕 〔命カ〕

□□坐大神□□……□又荒別□□命奴良支□荒別御

□□次□□魂命□□六柱神乃御□呼而白□

〔事開カ〕 〔名カ〕 〔奉カ〕

〔木カ〕

□平命□□荒……□幡比女命尔千幡男□□□□□

尔支□留荒別御……魂命 次生魂□次□足□命 右□柱□□

〔命カ〕 〔魂カ〕 [六 神カ]

表一25-6 「大神□〔命カ〕□□」— 梓子遺跡VI 「□〔大カ〕神分□〔命カ〕成」。表一9・10 「荒別□□」— 梓子遺跡VI 「□〔荒カ〕□□」。表一1-7 「□□次□□〔事開カ〕魂命與

子遺跡VI 「□□次邪間紙命」。表一2-6 「平命□□荒」— 梓子遺跡VI 「平命行荒」。表一1-4 「尔支□留」— 梓子遺跡VI 「尔支留□」。表一5・9 「魂命」— 梓子遺跡VI 「□〔魂カ〕命」。表一11-13 「生魂□〔命カ〕」— 梓子遺跡VI 「生□」。表一15-18 「□足□〔魂カ〕命」— 梓子遺跡VI 「□□足□命」。表一19-22 「右□〔六カ〕柱□〔神カ〕□」— 梓子遺跡VI 「□□□□□□」。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。本来中間を欠く数段に分離していたが、保存処理後に欠損部分を補填して復原する。表裏いずれにも六柱の神名が書かれ、それぞれ片面で完結していた可能性があるため、厳密には表裏は決定しがたい。從来「紙」と訛説してきた文字はいずれも「魂」と読むべきであろう。

「長カ」

□□□□□□

— 1-5 「□□□□□〔長カ〕」— 梓子遺跡VI 「□□□□□〔長カ〕」。

上端折れ。下端と左右両辺は削り。從来とは天地逆にみた方が文字の落ち着きがよく、訛説を全面的に改めた。

(140)×41×4 019 H-1区大溝Ⅳ層

173×20×6 051 溝N-T-1 県史

六 「赤坂□□マ□□五斗」

— 1～3 「赤坂□□マ」 — 梓子遺跡区「赤坂□〔第〕□記」。— 5・6 「□□五斗」 — 梓子遺跡区 □「主カ」 □「万呂」。

四周削り。下端のみでなく、上端も尖頭状に加工されている。「赤坂」は、「和名抄」に見える遠江国敷智郡赤坂郷にある。「赤坂」に続く「□□」部分の右半は表面剥離。「赤坂郷」と統く可能性もあるが、残画からは推定困難。「□□マ□□」は人名で、米の荷札であろう。

七 若万呂

上端折れ。下部は右邊から細く削り出しているが、尖端を欠く。

八 □裝□長撰

上下両端折れ。左右両邊削り。2・5文字目も「長」の可能性がある。これらとは別に墨色の薄い重ね書きがある。

九 □

上下両端折れ。左右両邊削れ。数文字分の文字一行が半存する。厳密には天地も特定できない。

十 □又一人□□死□□□勿□□

・ □□□記□□□伝□□□□

上下両端と右邊削り。左邊削れ。墨痕が流れ文字の痕跡が浮き上がった状態で残っている部分があるが充分には判読できない。

一一 公 □ □ □

上端折れ、下端と右邊は削り。左邊削れ。中間部分にも文字が残る可能性がある。

一二 「己卯カ」 「□□年七月七日 □記カ」

・ 「坐 □□□記

198×25×5 051 H 1区大溝IV層下部

(278)×(40)×6 061 G 1区大溝IV・V層発

(85)×15×4 059 H 1区大溝V層上部

(127)×35×4 061 E 1区大溝IV・V層発

(326)×31×8 061 E 1区大溝IV層下部

(278)×(25)×12 081 D 1区大溝IV層下部

(135)×20×2 081 E 2区大溝V層下部

表-2 □「人カ」—梶子遺跡区「□〔人カ〕」。

上端と右辺は削り。下端折れ、左右割れ。「己卯年」は六七九年にあたる。裏面一文字めは「生」の可能性もある。二文字目めは、右払いの明瞭な残画がなため、「入」よりは「人」の方が妥当か。

三 「召 □□□」

上端と左辺は削り。下端は一次的切断か。右辺は削れ。「召」に続く文字は人名とみられ、末尾は「万品」の可能性が高い。姓は「宗我マ」とみるのも一案。

四 「竹田刑マ君」

1・2 「竹田」—梶子遺跡区「□〔竹カ〕□」。3・4 「刑マ」—梶子遺跡区「□乃」。

四周削り。下端は両側面から削って尖らせる。「サト名十人名」の木簡。「君」の下には文字が続かず、「君」は姓ではなく名であろう。

五 「中寸宗宜部□□」

1・5 「中村宗宜部」—梶子遺跡区「□〔中カ〕□」。6 「□〔国カ〕」—梶子遺跡区「□」。

四周削り。下端は両側面から削って尖らせる。従来は冒頭を「□己年」と訛説し、癸巳年（六九三年）または辛巳年（六八一）を想定していたが、「サト名十人名」の一例であることが明らかになった。出土層位による年代観も八世紀末から九世紀初めまであり、矛盾なく理解できるようになった。

六 「足」（焼書）

円形曲物の底板外面に、焼け火箸状のものによる刻書がある。伊場遺跡の大溝を中心に、「足」の墨書きある土器がまとまって出土しており、関連するものとみられる。

206×15×3 061 D 1区大溝IV層北肩
195×20×4 051 C 2区大溝IV層北斜面
195×20×4 051 C 2区大溝IV層北肩
173×15×3 061 D 2区大溝V層川底部

▼梶子北遺跡出土木簡

- 「依調借子入□□□□里□□物部三□」
（浜津郷鴨マ 戸主カ）（狩カ）
- ・ 「大領『石山』」

表一 5～7 「□□□〔浜津郷カ〕」—梶子北遺跡「□□□」。表一 10 「□〔マサ〕」—梶子北遺跡「□〔留カ〕」。表一 12・13 「□□〔戸主カ〕」—梶子北遺跡「□□」。表一 14～17 「物語」

(群カ) —梶子北遺跡「物□三□〔群カ〕」。

上端と左右両辺は削り。下端折れ。「浜津郷」は、「和名抄」に見える遠江国敷智郡浜津郷にある。伊場遺跡二・大にも見える。

二 「中寸宗宜部里秦」

四周削り。「中寸」は中村郷(里)であろう。伊場遺跡一、梶子遺跡三、梶子北遺跡四にも見える。伊場遺跡一解説を参照。「サト名十人名」の木簡の一例。

三 「中寸宗宜部里秦」

上端と左右両辺は削り。下端折れ。「寸」と「宗」の間付近に穿孔があり、棒紐が残る。これは木簡に転用する以前の曲物などに伴うものか。「中寸」は中村郷(里)であろう。城山遺跡二、梶子遺跡三、梶子北遺跡四にも見える。城山遺跡二解説を参照。「サト名十人名」の木簡の一例。二と同筆か。



上下両端折れ。左辺削り。右辺削れ。

五 「赤坂郷忍海部古□」

上端と左右両辺は削り。下端折れ。「赤坂郷」は、「和名抄」に見える遠江国敷智郡赤坂郷にある。「サト名十人名」の木簡の一例で、赤坂郷のものとしては、他に伊場遺跡一・五、梶子遺跡六がある。

六 「馬カ」 賴左後足

上下両端折れ。左右両辺削り。下端は刃物を入れて切断している可能性もある。馬の特徴を記す。「馬」は年令で七歳、「高」は身長で「四尺……」と続くのである。また、「駒」はその他の身体的特徴をいい、左の後ろ足に何らかの特記すべき特徴があつたことを示す。このような馬の特徴の註記の一例としては、平城京東三坊大路東側溝、東堀河、平城宮跡若大義門前の二条大路北側溝などから出土した告知札の事例が知られる(順に『木簡研究』一六、『同』二八、『同』四)が、それ以外の場面での記載も充分想定できる。例えば伊場遺跡三の頸輪の束数を書き上げる帳簿には、馬の毛色・性別・年令の記載を確認できるし、福島県荒田目条里遺跡の馬の賣上に伴う木簡(財)いわき市教育文化事業団「荒田目条里遺跡」、第六号木簡)の事例もある。この木簡の場合、やや幅が

(75)×24×3 091 旧河道北岸遺物包含層下部

(101)×17×5 019 旧河道北岸遺物包含層下部

281×18×3 051 SK189

狭く厚さも薄いので、告知札の可能性はやや考えにくいかも知れない。

七 「□□□□□□□」

・「□鄉」「百力」

表 2・3 「郷」〔百力〕—梶子北遺跡「□」。

上端切断。下端と右辺は削り。左辺割れ。裏面は現状では墨痕を確認できる程度で訛読できない。

八 「宗宜部

・「□□」

上端と右辺削り、下端折れ。左辺割れ。

九 「〔刻書〕
「〔金〕
「〔有〕
(焼書)」

円形曲物の底板外面に、刻書と焼書(焼け火箸状のものによる刻書)がある。梶子北遺跡からは「有」の墨書のある土器がまとまって出土しており、関連するものとみられる。

▼中村遺跡出土木簡

一 中寸里人宗我マ□志麻呂 又貸給」

和銅八年 □月廿七日 」

表 8・1 「□〔元〕 梶子北遺跡「□〔古〕 梶子北」。表 1・9 「和銅八年□月廿七日」—中村遺跡「□」。

一片に分離。上端折れ。左右両辺削り。「中寸里」については、城山遺跡二解説を参照。和銅八年は七一五年で、九月一日に龜に改元されているので、「□月」は八月以前とみられる。「和銅八年」の年紀は表面の「里」の表記とも整合する。表面末尾に「貸給」の記載があることからすれば、出舉閑

(102) × (24) × 4 061 旧河道北岸遺物包含層

(102) × (24) × 4 061 旧河道北岸遺物包含層

(102) × (24) × 4 061 旧河道北岸遺物包含層

係の機能をもつ木簡と考えられる。「里名十人名」の記載は「サト名十人名」の木簡を想起させ、その機能を推定する手懸かりになる可能性がある。

二 「小文里語マ□人」 〔海力〕

二片に分離。上端削れ。下端折れ。但し、左辺下端は斜めに削られており、切り込みまたは尖頭状整形の痕跡とみられる。原形は○五一型式または○三三型式であろう。「小文里」は『和名抄』に見える遠江国敷智郡小文郷にあたる。伊場遺跡研究にも「小文郷」が見える。



上下両端削り。左辺削り。右辺削れ。



上下両端折れ。左右両辺二次的削り。横材木簡の可能性がある。



五 「赤カ」 〔赤カ〕

— 1 ～ 5 「□〔赤カ〕板若倭マ」—中村遺跡「□〔赤カ〕義マ」。

四周削り。左辺上部に欠損がある。「□〔赤カ〕□」は、『和名抄』に見える遠江国敷智郡の郷名「赤坂」とみて残画に矛盾はない。「サト名十人名」の木簡の一例であろう。

六 「丈マ□塩」 〔廣力〕

— 3 ～ 4 「□〔廣力〕塩」—中村遺跡「尻塩」。

四周削り。人名のみ記される。

七 「赤坂」 〔赤坂〕

— 3 「□」—中村遺跡「□〔赤坂〕」。

上端と左右両辺削り。下端折れ。「赤坂」は、『和名抄』に見える遠江国敷智郡赤坂郷にあたるか。「サト名十人名」の木簡とみられ、三文字目は人名の一文字目ともみられるため、「郷」ではない可能性がある。

(147) × 19 × 4 019 a 区 S D 0 1

59 × (9) × 1 081 a 区 S D 0 1 旧番号

196 × 23 × 2 051 n 区 S D 0 2 旧二号

155 × 23 × 2 051 n 区 S D 0 2 旧二号

155 × 23 × 3 081 a 区 S D 0 1 旧番号

155 × 23 × 3 081 a 区 S D 0 1 旧番号

155 × 23 × 3 081 a 区 S D 0 1 旧番号

155 × 23 × 3 081 a 区 S D 0 1 旧番号

上下両端折れ。左右両辺削れ。

(参考)

「▽蘇民将来子孫家也」

下端は両角を斜めに切り落とした後、水平に削っている。整形は粗いが、内容からみて原形を留めているとみられる。中世の溝SDO一の遺物。

「▽蘇民将来子孫也」

— 1—7 「蘇民将来子孫也」—中村遺跡は文字不明とする。

上下両端と左辺削り。右辺削れ。左辺下端は角を斜めに切り落とす。加工の精粗は異なるが、旧溝号と同様の形態の蘇民将来れとみられる。中世の溝SDO一の遺物。

▼東前遺跡出土木簡

〔中寸カ〕

〔東カ〕

〔□□若日下マ足石十九□〕

左辺上部を欠損するが、ほぼ原形を留める。「若日下マ足石」は人名で、その上の二文字は「中寸」と読める可能性が高く、伊場遺跡群に集中して含まれる「サト名十人名」の木簡の類例である。末尾の文字は単位とみられ、簡略化された字形だが、「東」の可能性が高い。「十六□〔東カ〕」を末尾に記す伊場遺跡群の類例とみられる。東前遺跡が所在する志都呂町は、伊場遺跡群の西方約五畳に位置する敷智郡小文郷推定地である。そこから、伊場遺跡群に頗る著な「サト名十人名」の木簡、しかも「中寸」のサト名をもつ木簡が出土したことは、敷智郡の広域行政を考える上で注目される。

▼大蒲村東I 遺跡出土木簡

— 「大稅給春耳十束夏耳四束」

「戸主物部〔水カ〕〔麻呂之名附十束夏六束」

四周削り。大税を給するところあるが、春・夏の区別があるので、賑給ではなく公出舉の貸し付けに關わるものと考えられる。「耳」は助詞の「に」で、春に東、夏に西を支給したと解される。「大税」の表記から、木簡の年代は天平六年（七三四）の官稻混合以前の八世紀前半と推定される。裏面は、戸主である物部水麻呂の名義で、（春に）十束、夏に六束を支給するの意味で、これも表面と同様に出舉の貸付に關わるものと考えられるが、表裏の関係は明らかでない。大税と書かれた面を表としたが、個人の札であることを重視するならば、あるいは表裏を逆に理解した方がよいかも知れない、「名附」は名義と解したが、用例は現在知らない。

二・「駅下稻十五束」

・「合百〇束カ」

□

上端は丸く削り出す。左右両辺削り、下端折れ。上半は薄く削られ、上端は厚さが僅か一寸しかない。下半の文字は墨が薄く残るだけ、削り残しの可能性が高い。「駅下稻」は、駅の運営財源としての正税の下給の意味か。駅の運営財源としての駅起稻は、天平六年正月の官稻混合の対象から除外され独自に運用されたが、天平十一年六月に正税に混合された（いずれも『続日本紀』）。裏面下半には削り残しと考えられる墨痕があるが、文字としては認識できない。なお、長田郡内には駅は存在せず、大瀬村東一遺跡は、西の栗原駅（伊場遺跡周辺）、東の□摩駅（国府周辺）のほぼ中間地点であり、天竜川の渡河点にある。

「□□□十二月廿二日記大□□十五束」

□□定田□

上端と左右両辺は削り。下端折れ。中央部で折れて二片に分かれている。裏面も丁寧に加工されている。文字が残る表面はひび割れて劣化が著しく、墨も完全に流れ落ちており、文字はその白く抜けた痕跡が浮きあがつた状態で辛うじて確認できるに過ぎない。日付+「記」で始まるのは、大宝令施行以前にみられる書式で、「十二月」の上の文字が「年」であるとすれば、その上は干支が書かれていたとみられる。「大□□」は、「大税」あるいは人名の一部の可能性があるが確定できない。「十五束」は稻十五束のことか。「定田」下の文字は数字もしくは「事」の可能性がある。他の木簡とともに、古代長田評（郡）の官衙に關わる木簡で、七世紀末葉から八世紀前葉にかけて、稻の管理を繩統的に行っていた証拠となる。

「寺」（刻書）

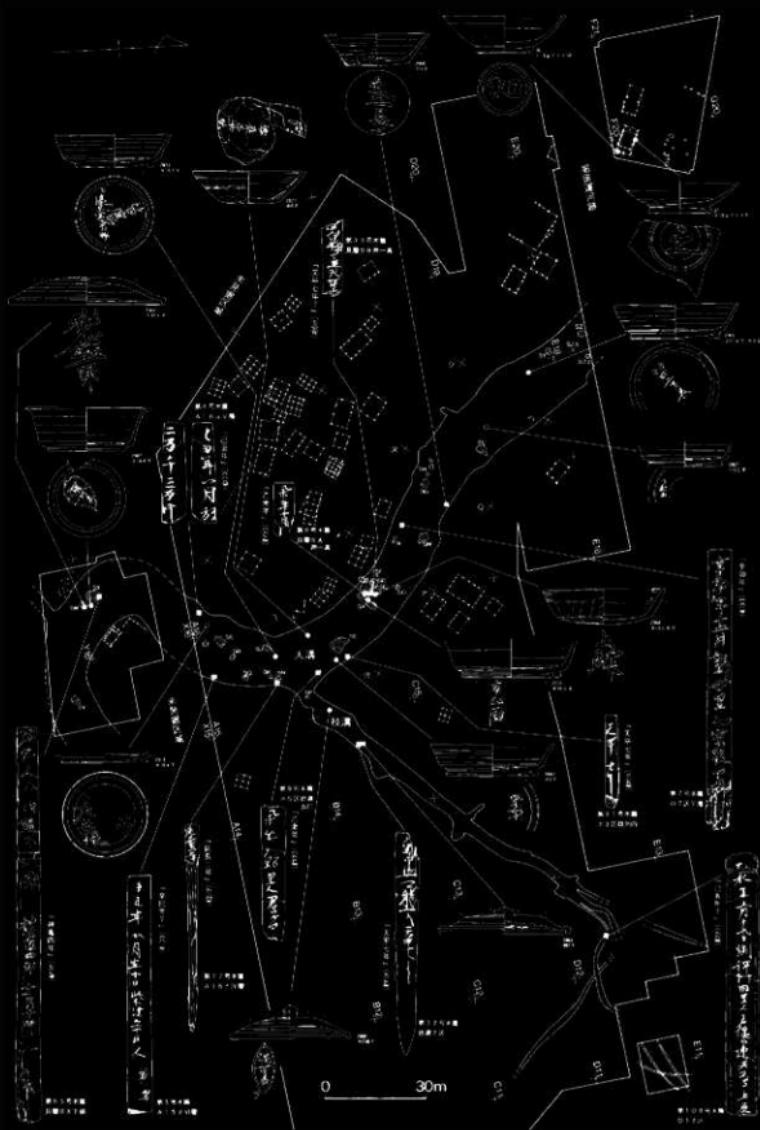
円形曲物の底板外面に線刻がある。

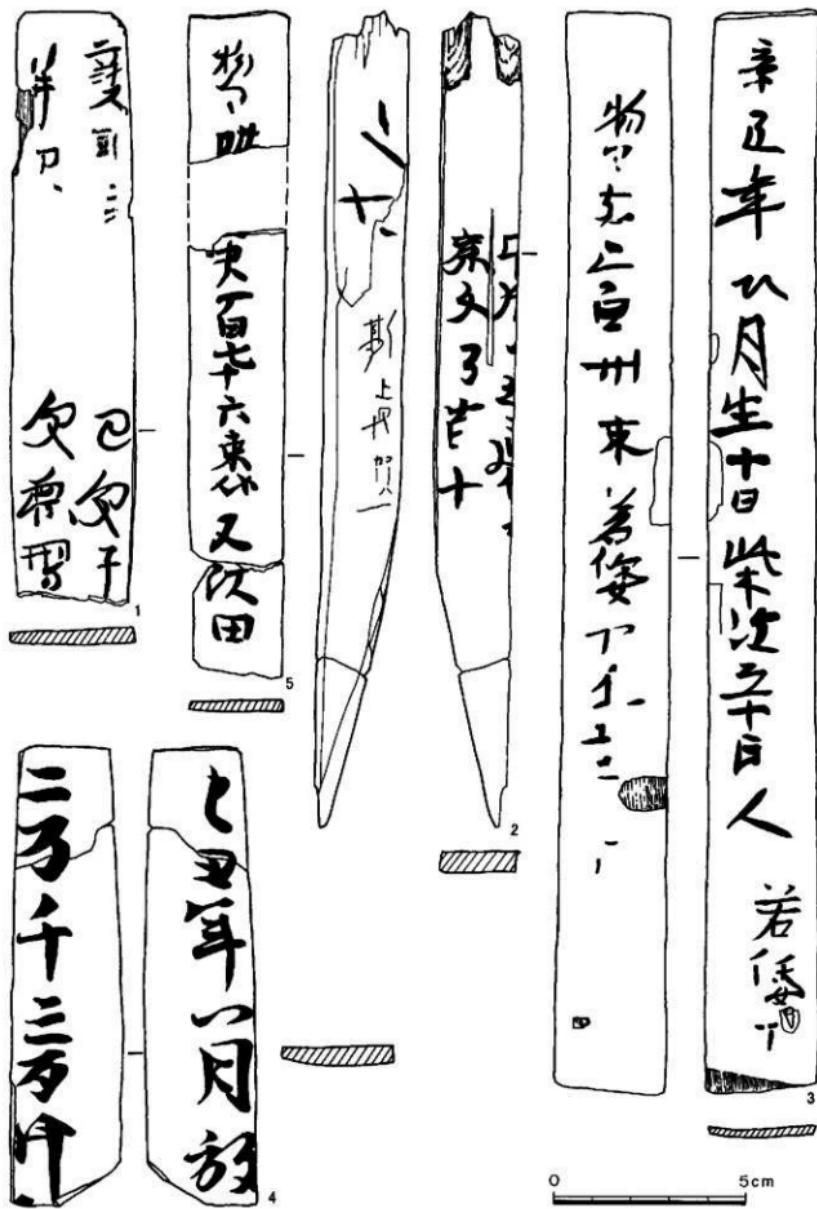
154×229×3 019 自然流路

(446) × 34 × 8 019 自然流路

径187×厚8 061 自然流路

実測図版

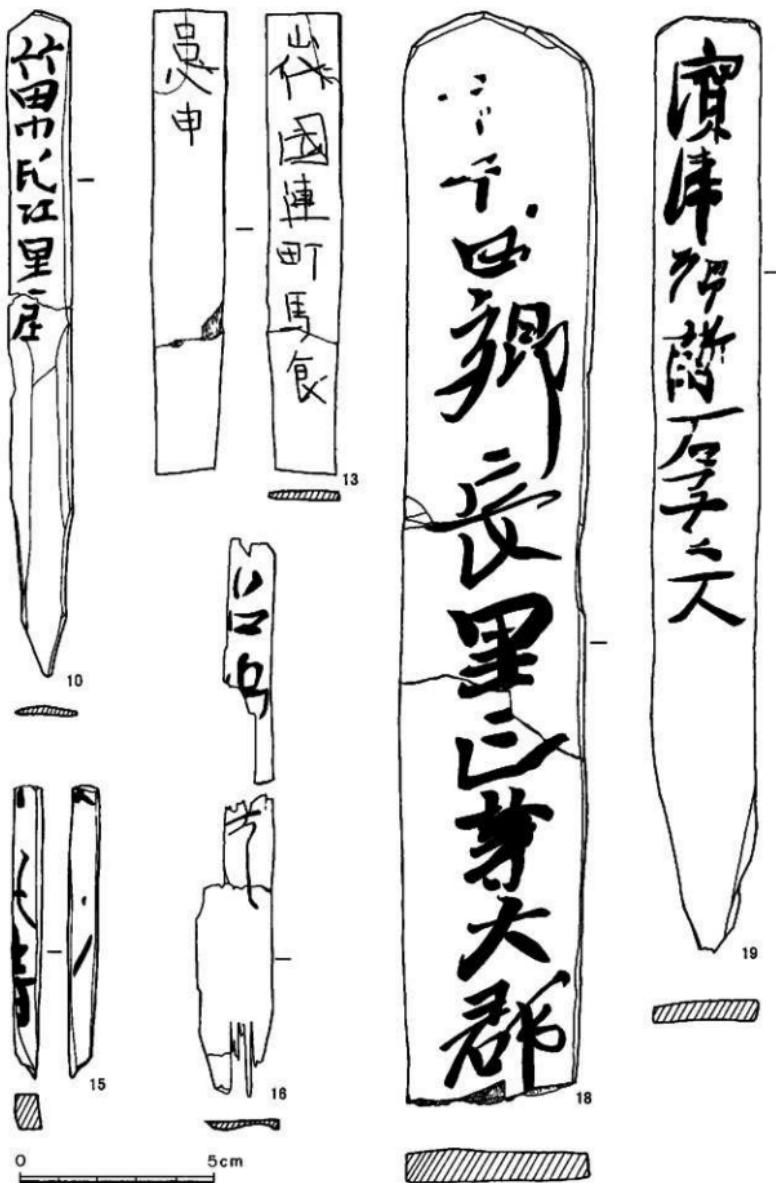




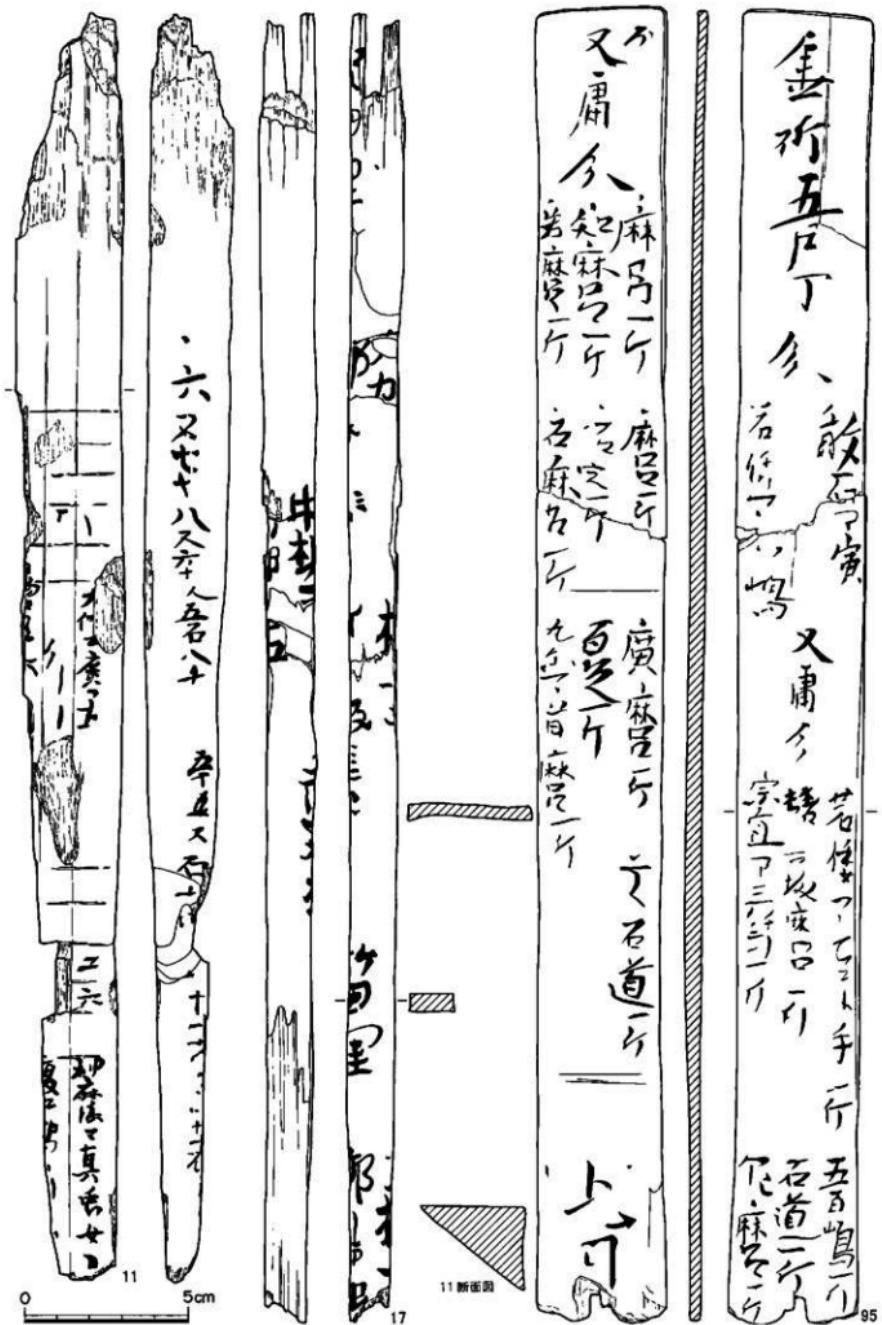
第1図 伊場遺跡木簡実測図1 (1~5)



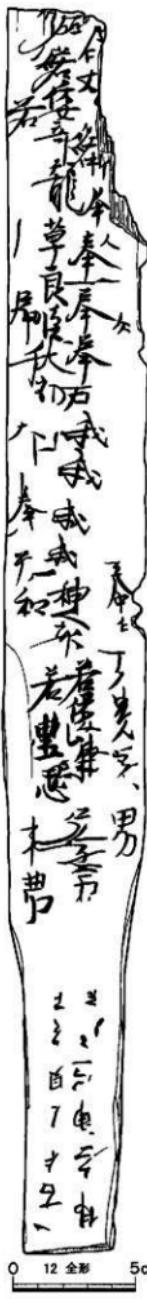
第2図 伊場遺跡木簡実測図2 (6~9)



第3図 伊場遺跡木簡実測図3 (10・13・15・16・18・19)



第4図 伊場遺跡木簡実測図 4 (11-17-95)



第5図 伊場遺跡木簡実測図5 (12)

天
神
御
一
走
麻
之

歎
矢
口
君

14

天
大
大
大
大
大
大
東
口
里
天
天
大
大



14 全形
0 10cm

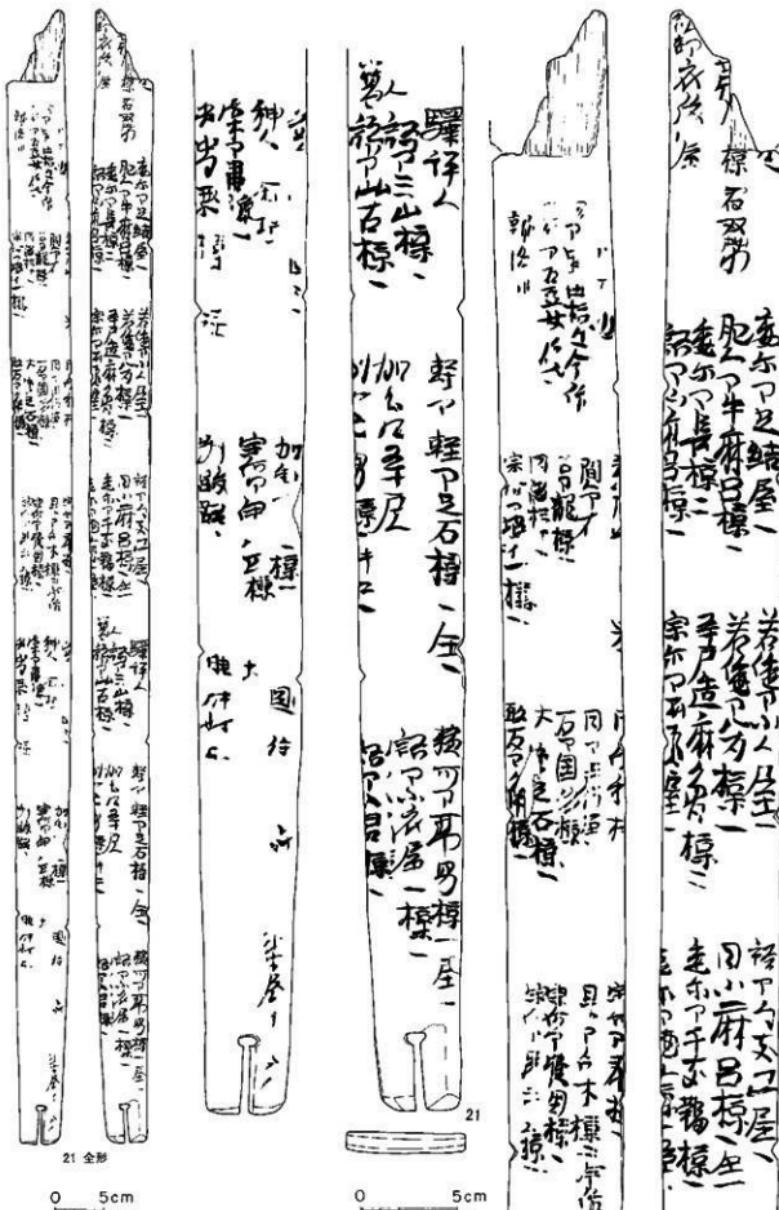


0 5cm

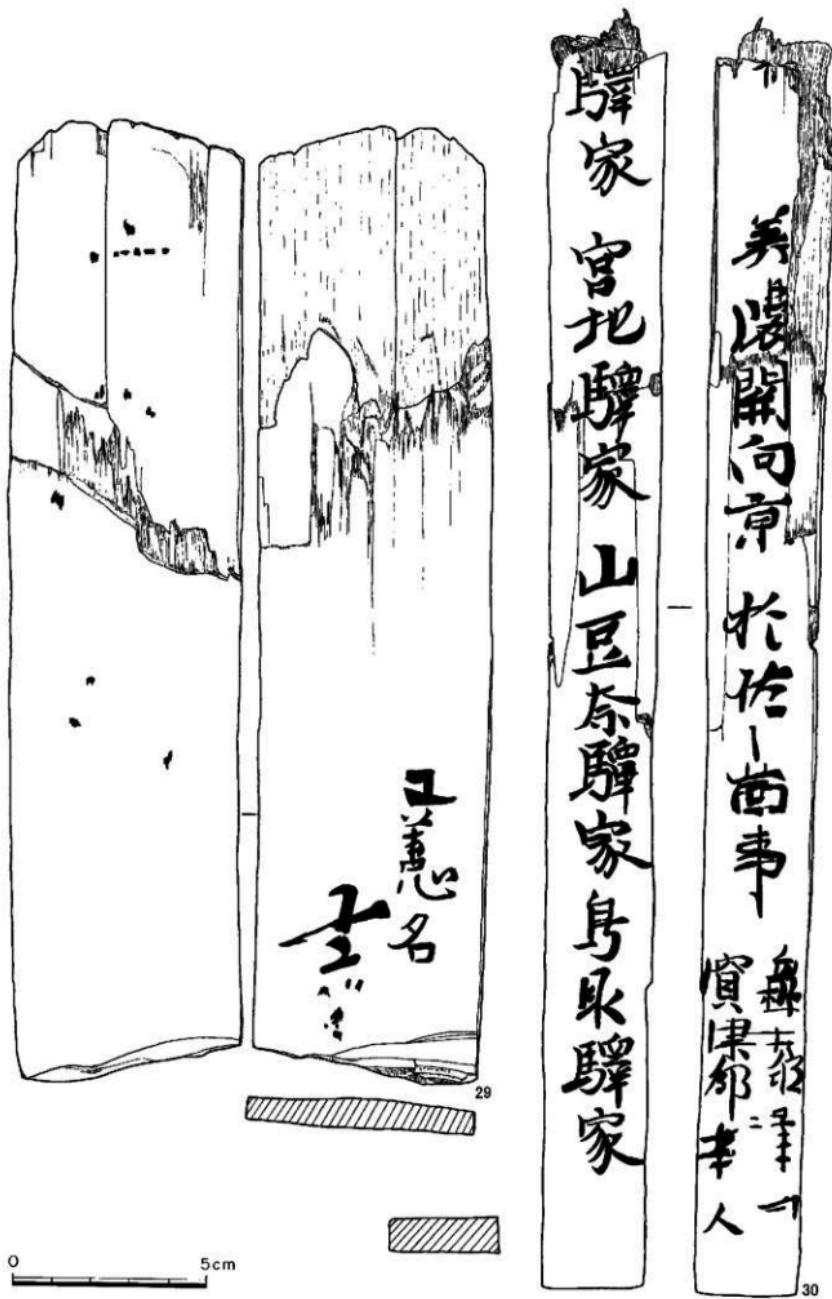
第6図 伊場遺跡木簡実測図6 (14)



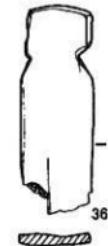
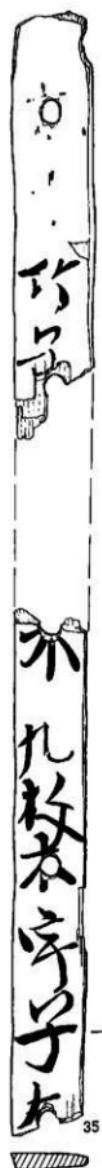
第7図 伊場遺跡木簡実測図7 (20-22~28)



第8図 伊場遺跡木簡実測図8 (21)

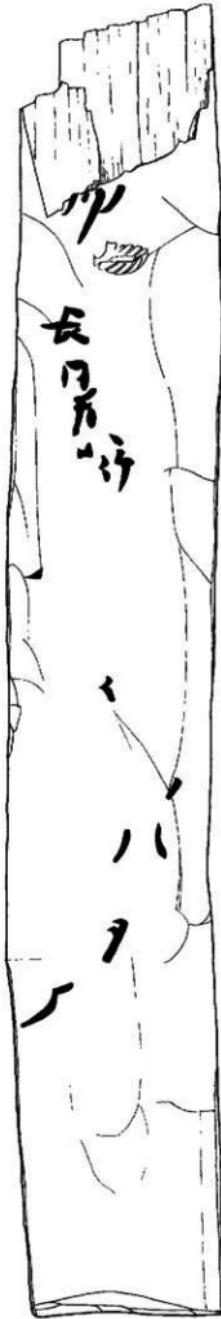


第9図 伊場遺跡木簡実測図9 (29-30)



0 5cm

第10図 伊場遺跡木簡実測図10 (31~36)

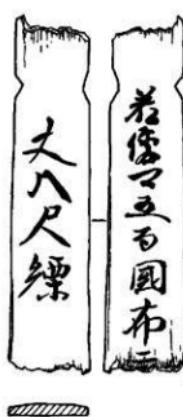


37

0

5cm

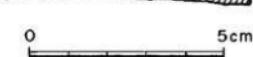
第11図 伊場遺跡木簡実測図11 (37-38)



40



42

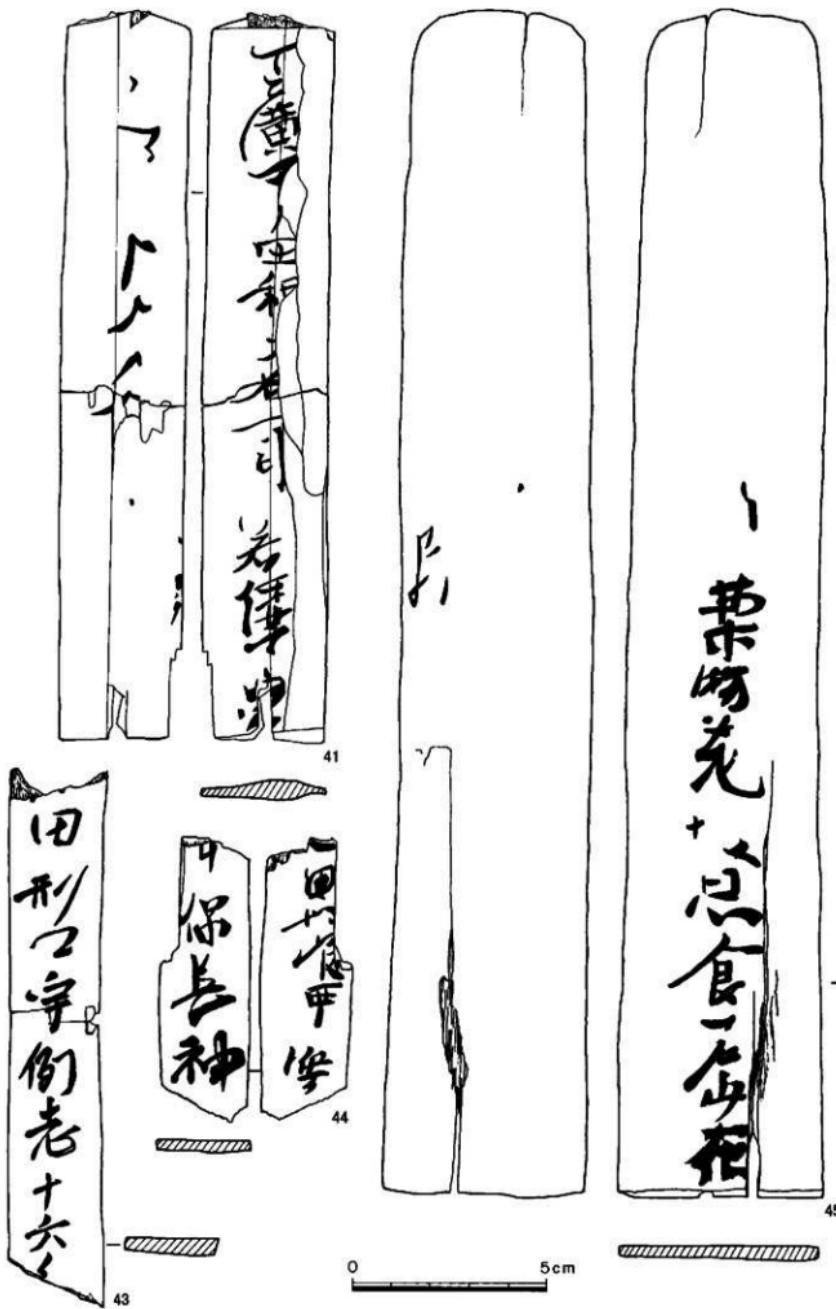


第12図 伊場遺跡木簡実測図12 (39・40・42)

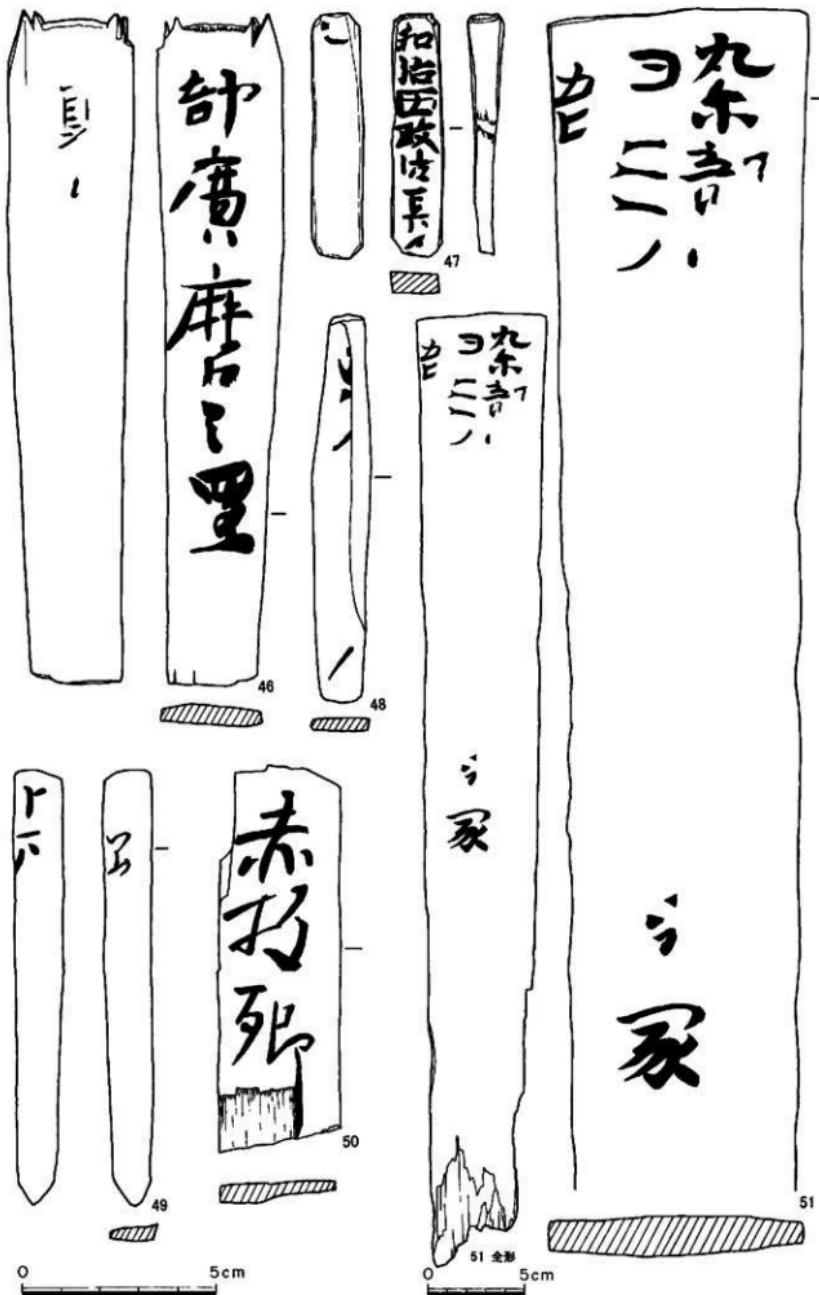
39

0

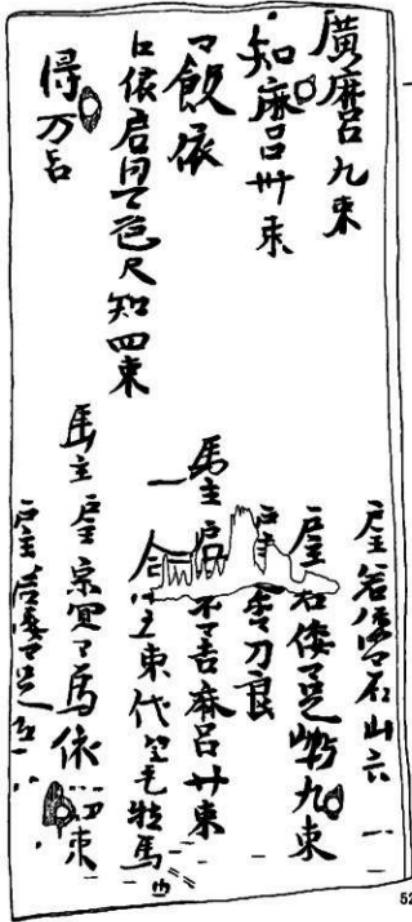
5cm



第13図 伊場遺跡木簡実測図13 (41・43~45)



第14図 伊場遺跡木簡実測図14 (46~51)



0 5cm

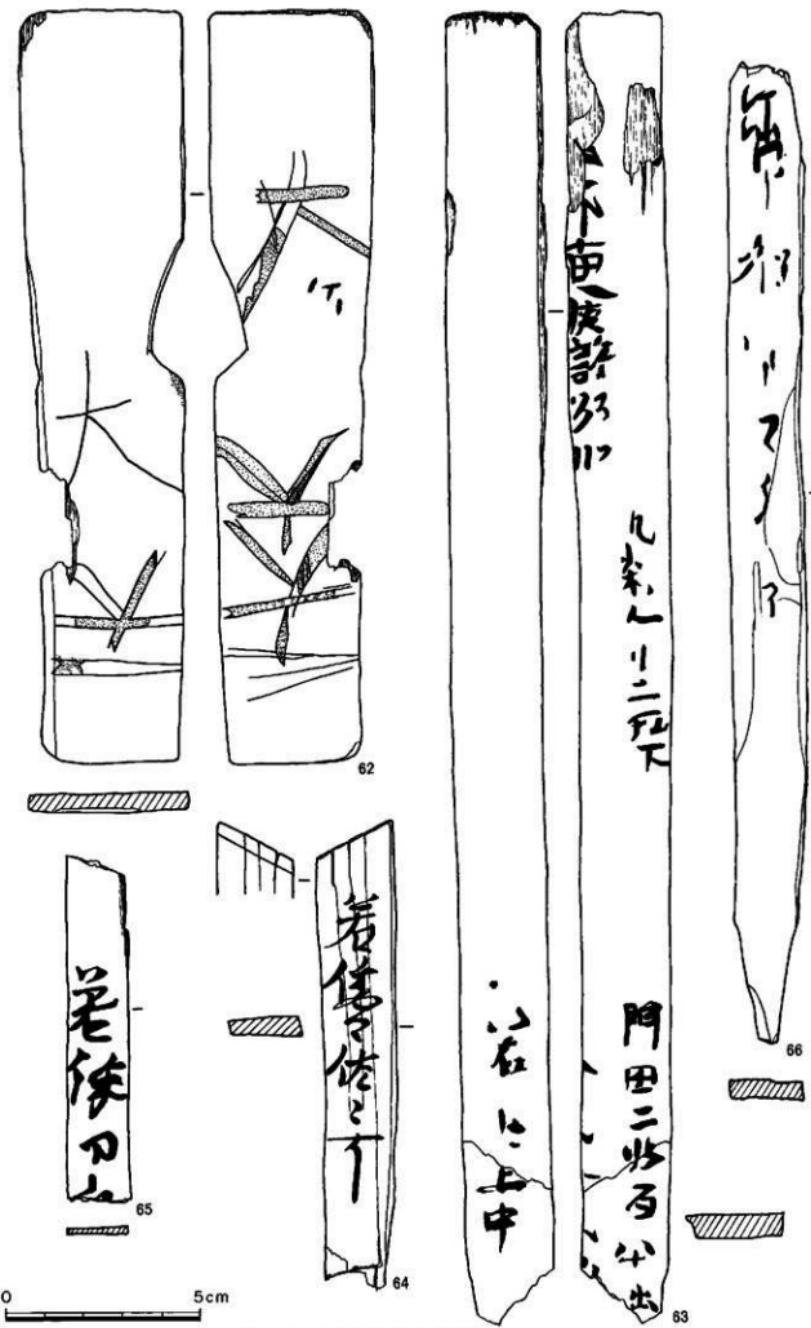


第15図 伊場遺跡木簡実測図15 (52~56)

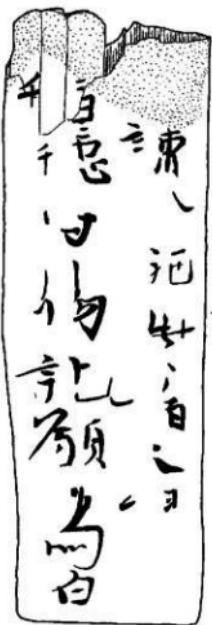


0 5cm

第16図 伊場遺跡木簡実測図16 (57~61)



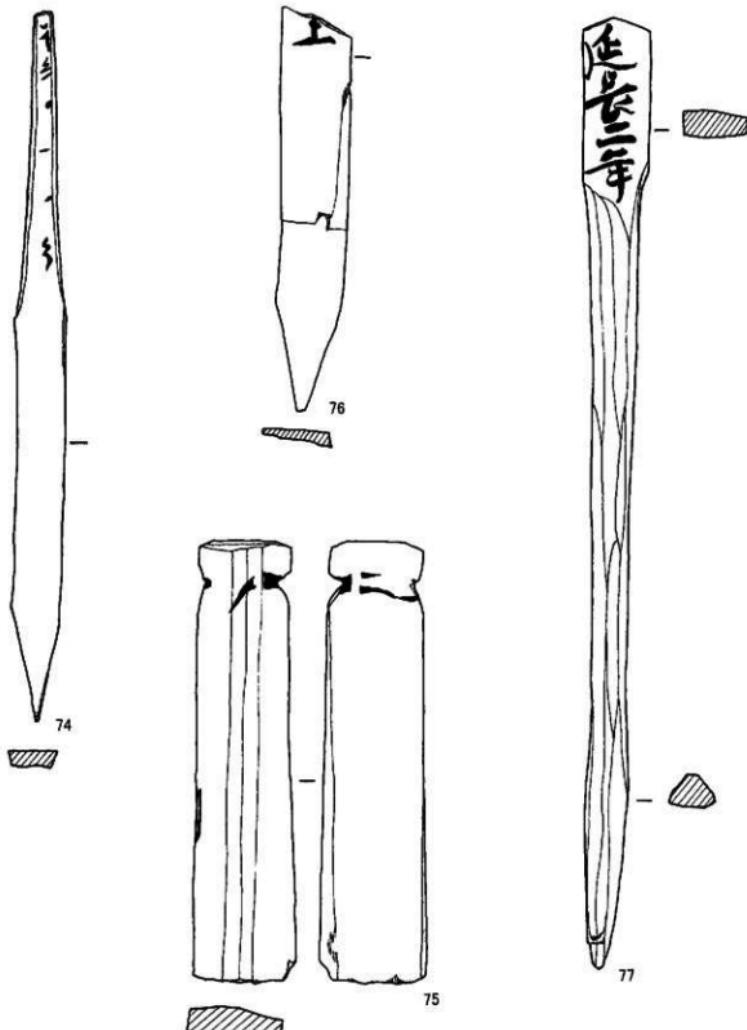
第17図 伊場遺跡木簡実測図17 (62~66)



0

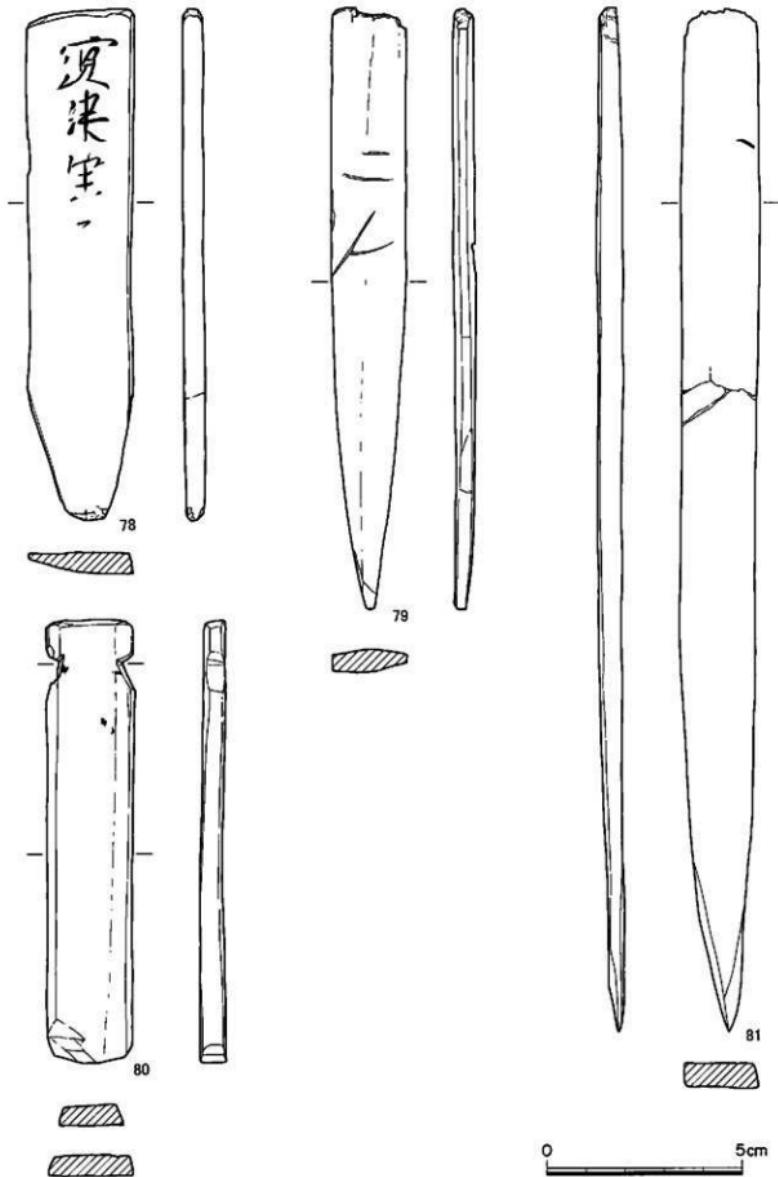
5cm

第18図 伊場遺跡木簡実測図18 (67~73)

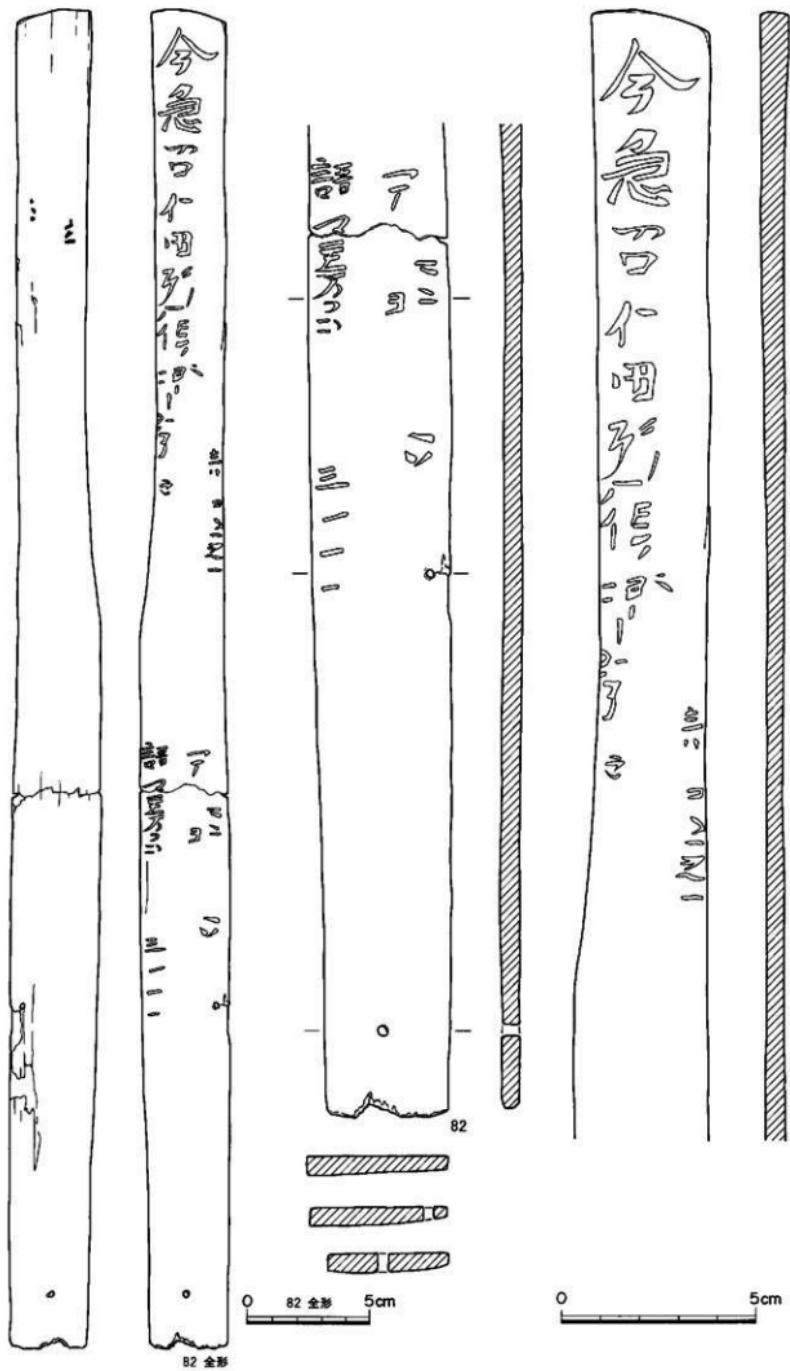


0 5cm

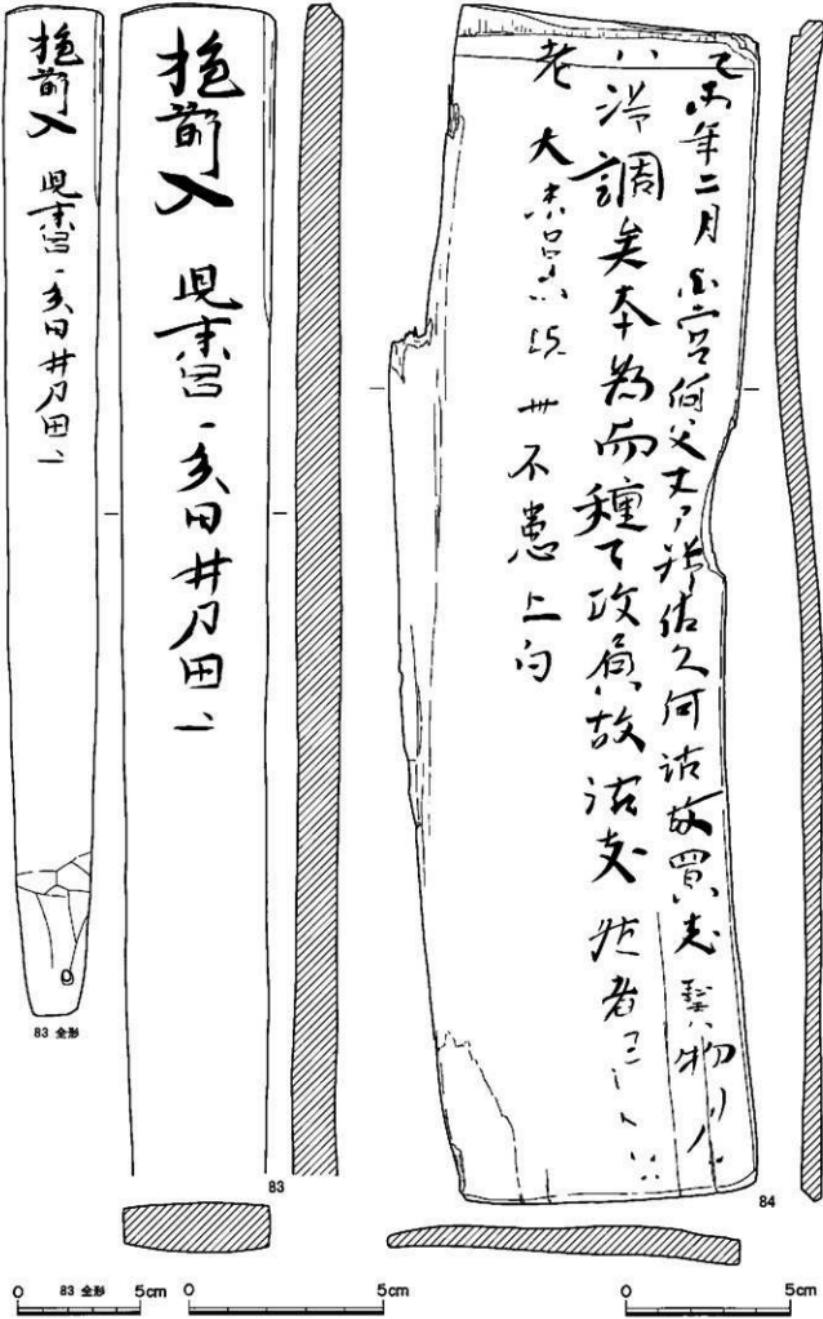
第19図 伊場遺跡木簡実測図19 (74~77)



第20図 伊場遺跡木簡実測図20 (78~81)



第21図 伊場遺跡木簡実測図21 (82)



第22図 伊場遺跡木簡実測図22 (83・84)

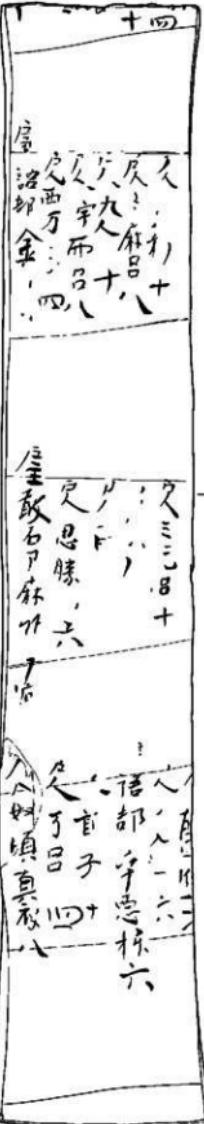
古井人今時過不令來
神龜四年十一月十四日竹子
正

乞人衣

木
田
鉢
夫

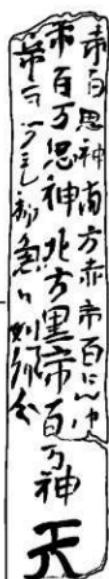
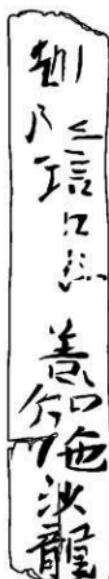
二
龍

85



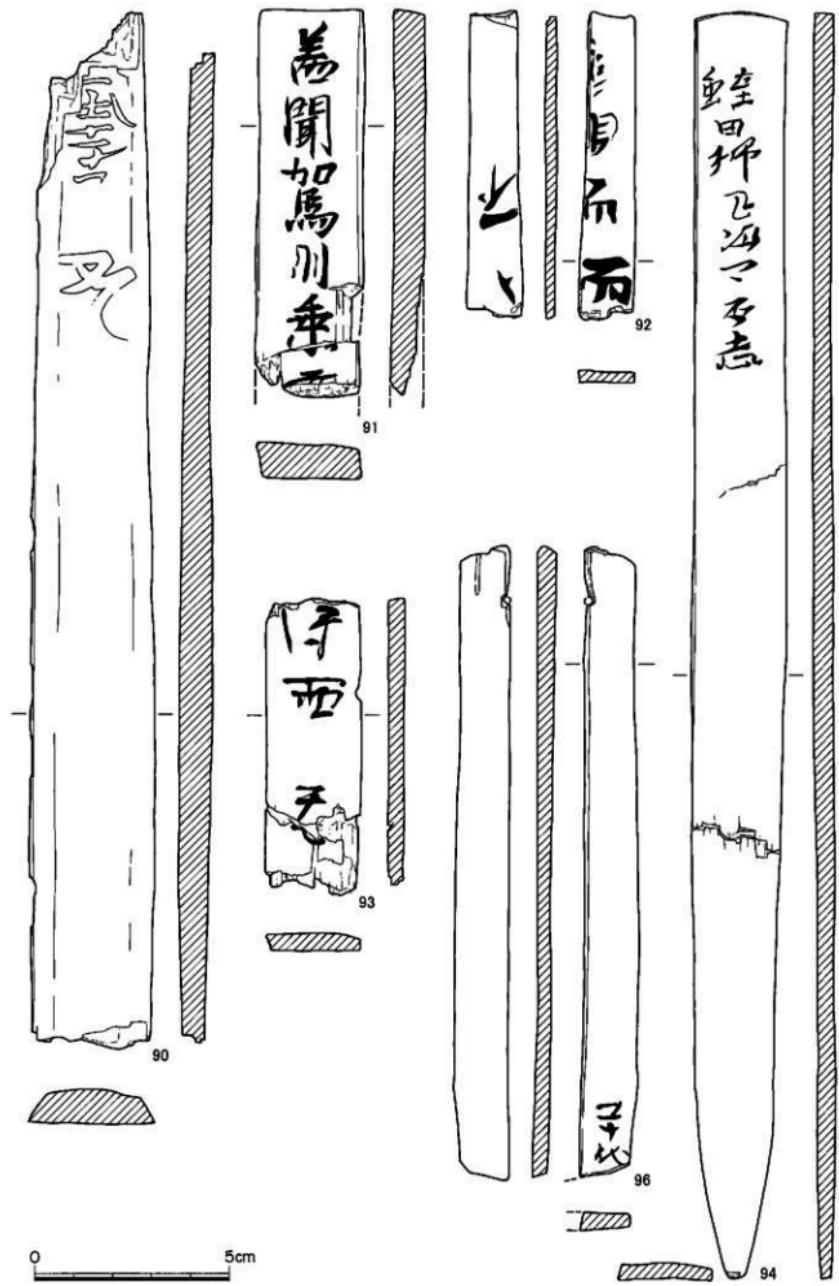
86

第23図 伊場遺跡木簡実測図23 (85·86)

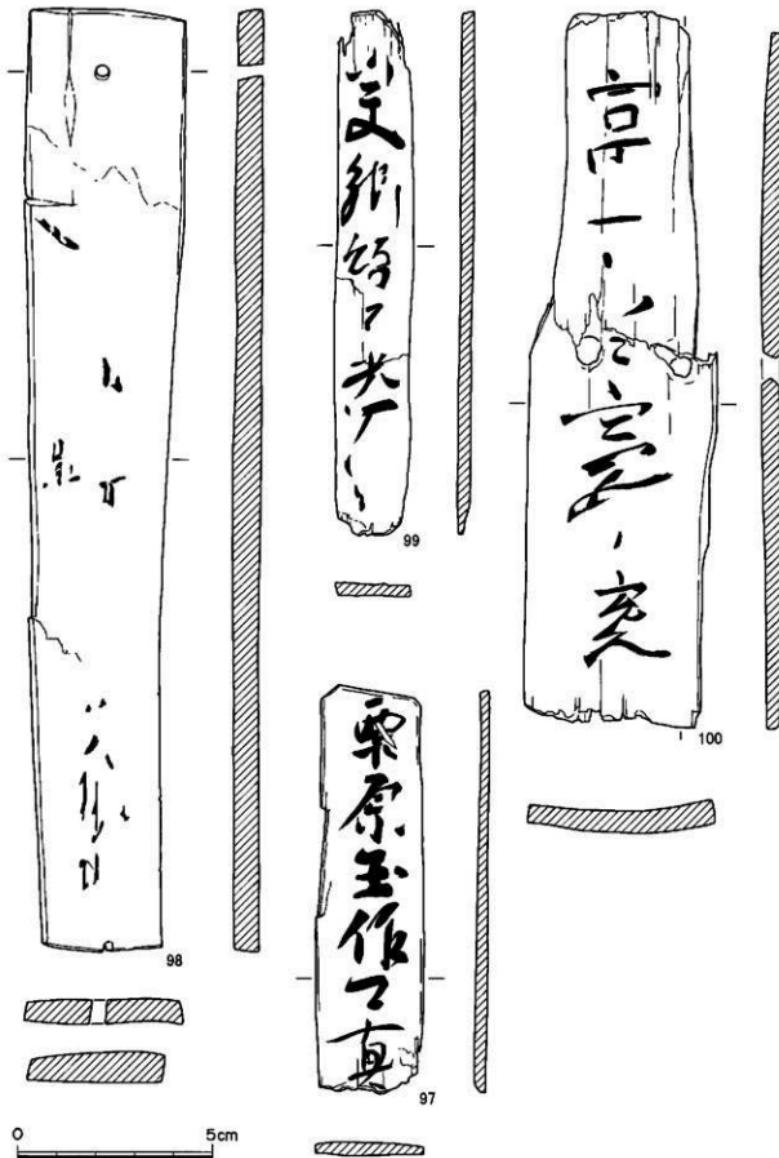


0 5cm

第24図 伊場遺跡木簡実測図24 (87~89)



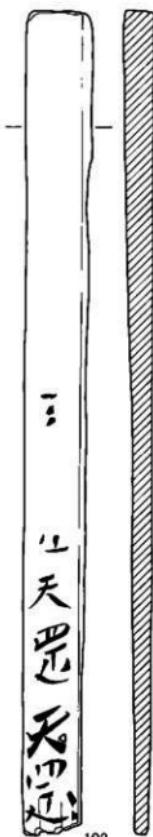
第25図 伊場遺跡木簡実測図25 (90~94・96)



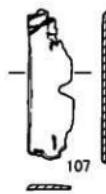
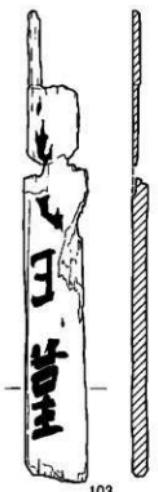
第26図 伊場遺跡木簡実測図26 (97~100)



101



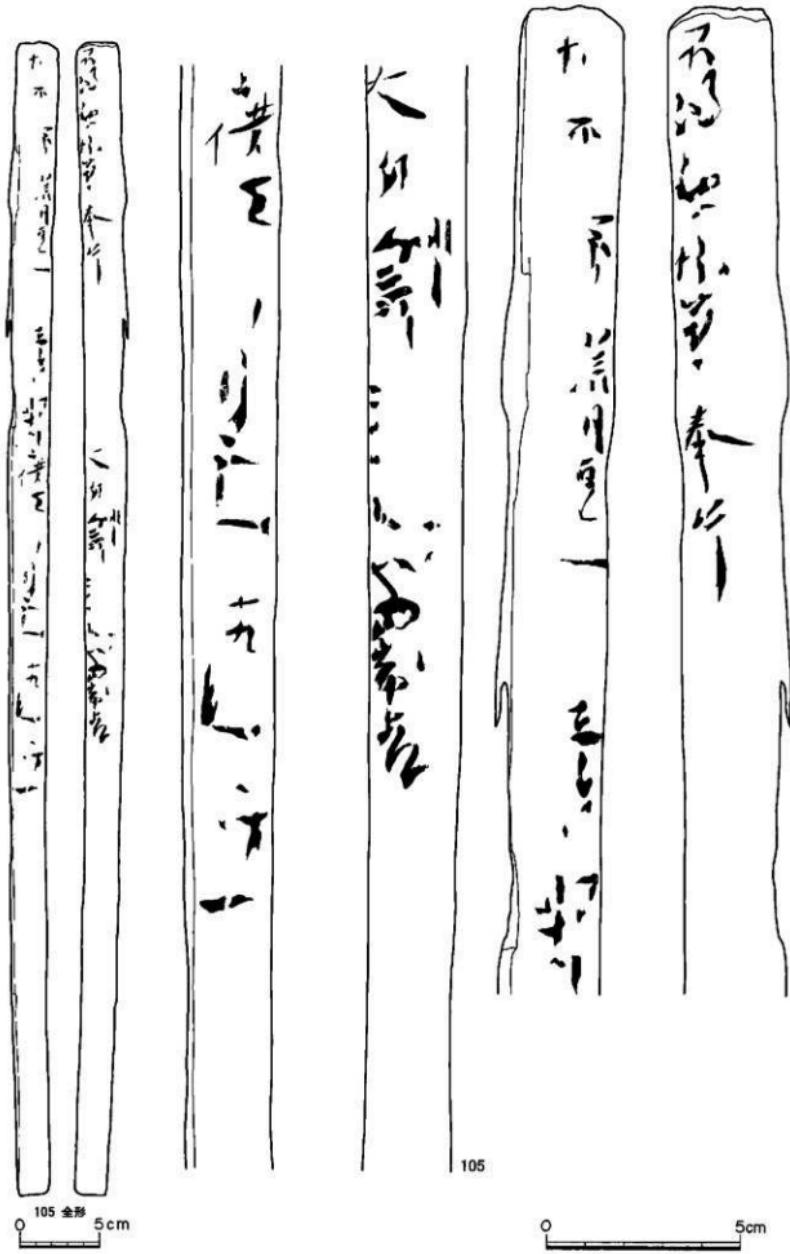
102



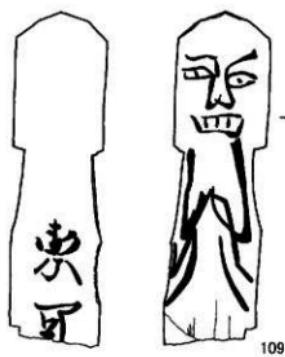
第27図 伊場遺跡木簡実測図27 (101~103・106・107)



第28図 伊場遺跡木簡実測図28 (104-108)



第29図 伊場遺跡木簡実測図29 (105)



109

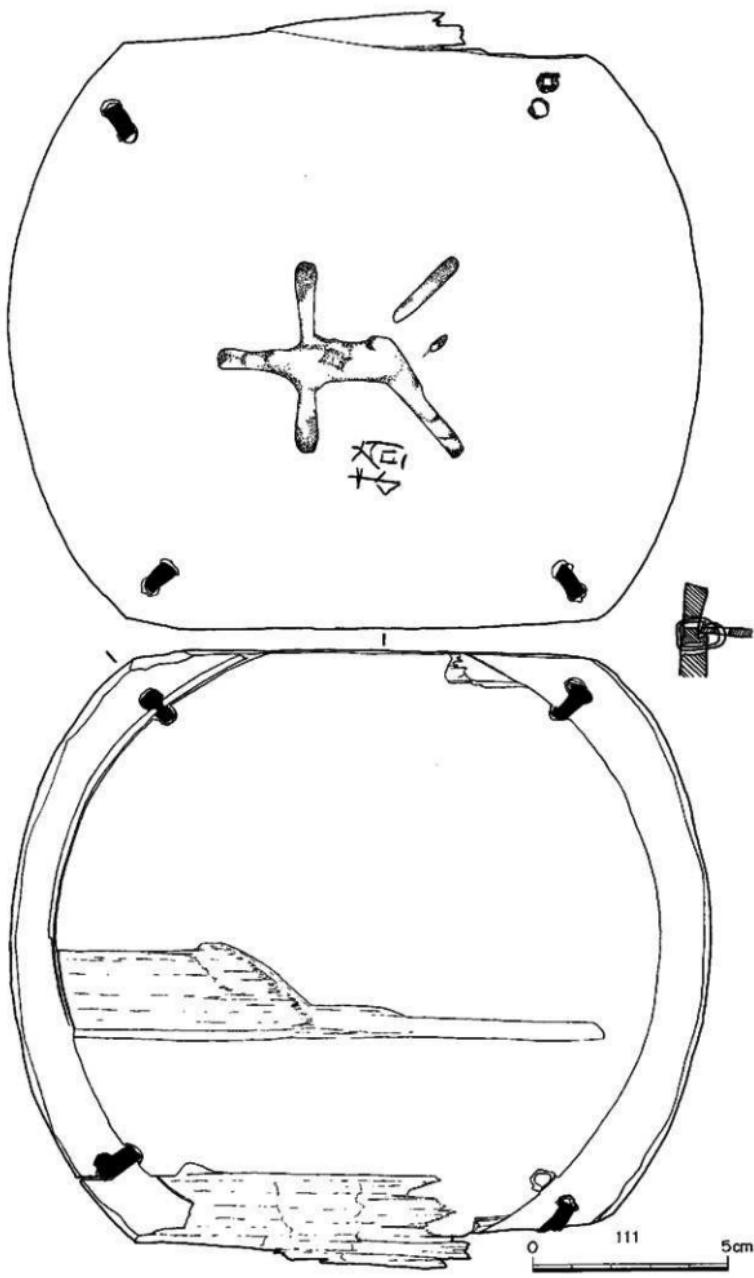
人形



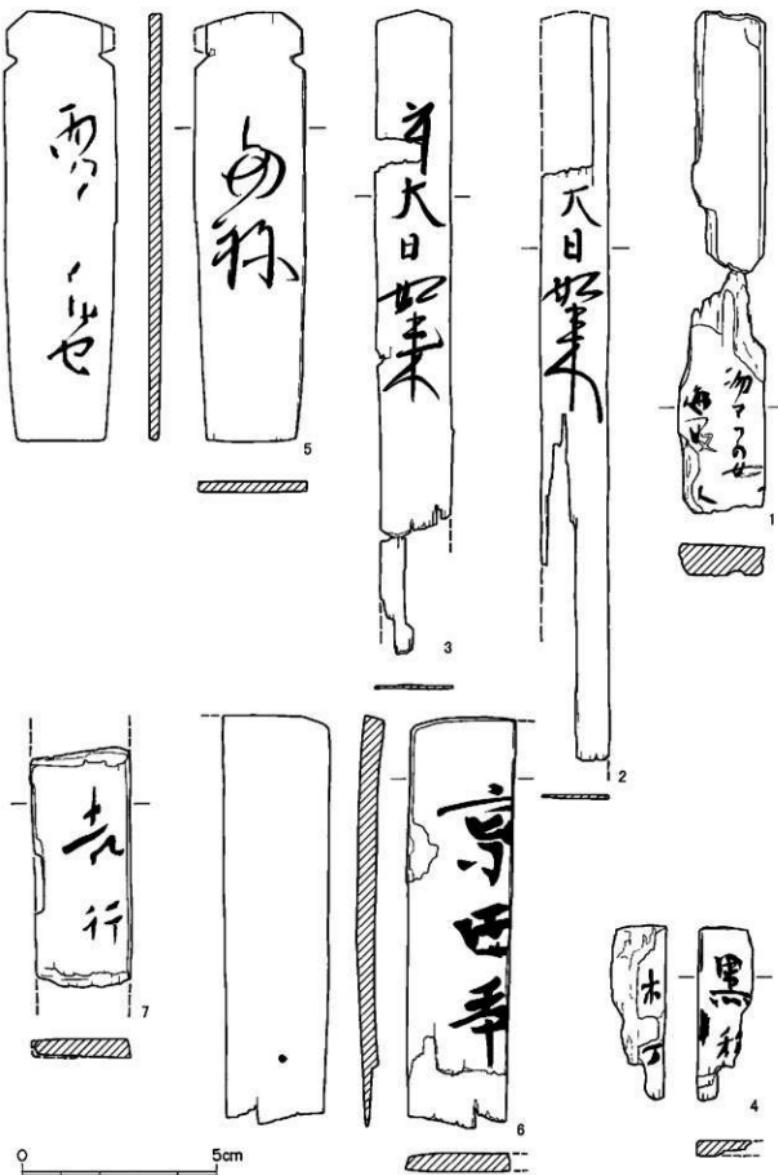
曲物底板 110



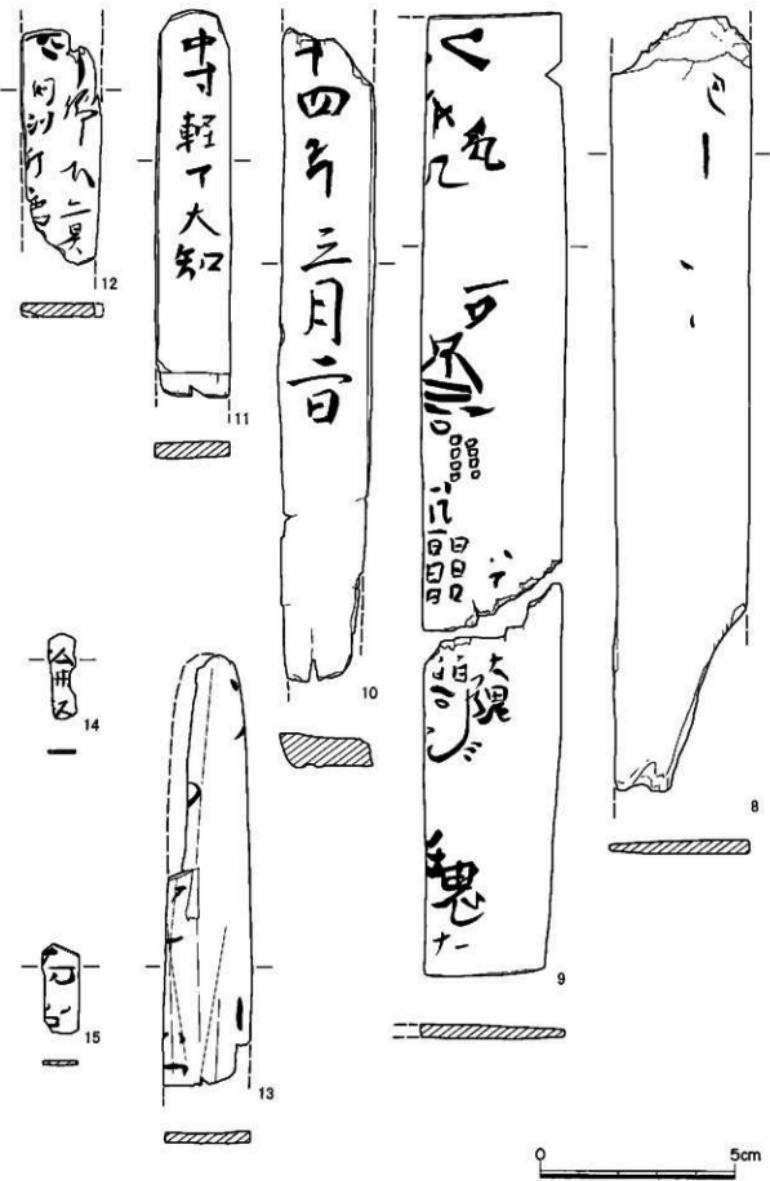
第30図 伊場遺跡人形・曲物実測図30 (109-110)



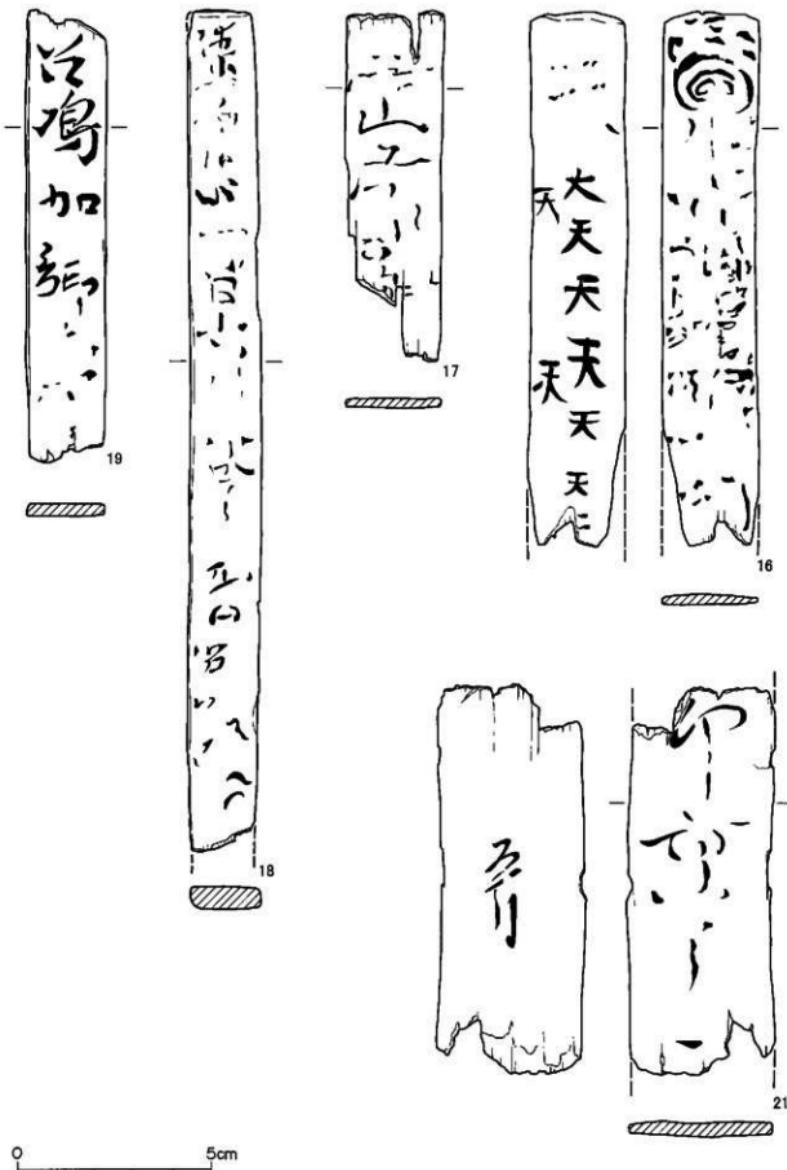
第31図 伊場遺跡曲物実測図31 (111)



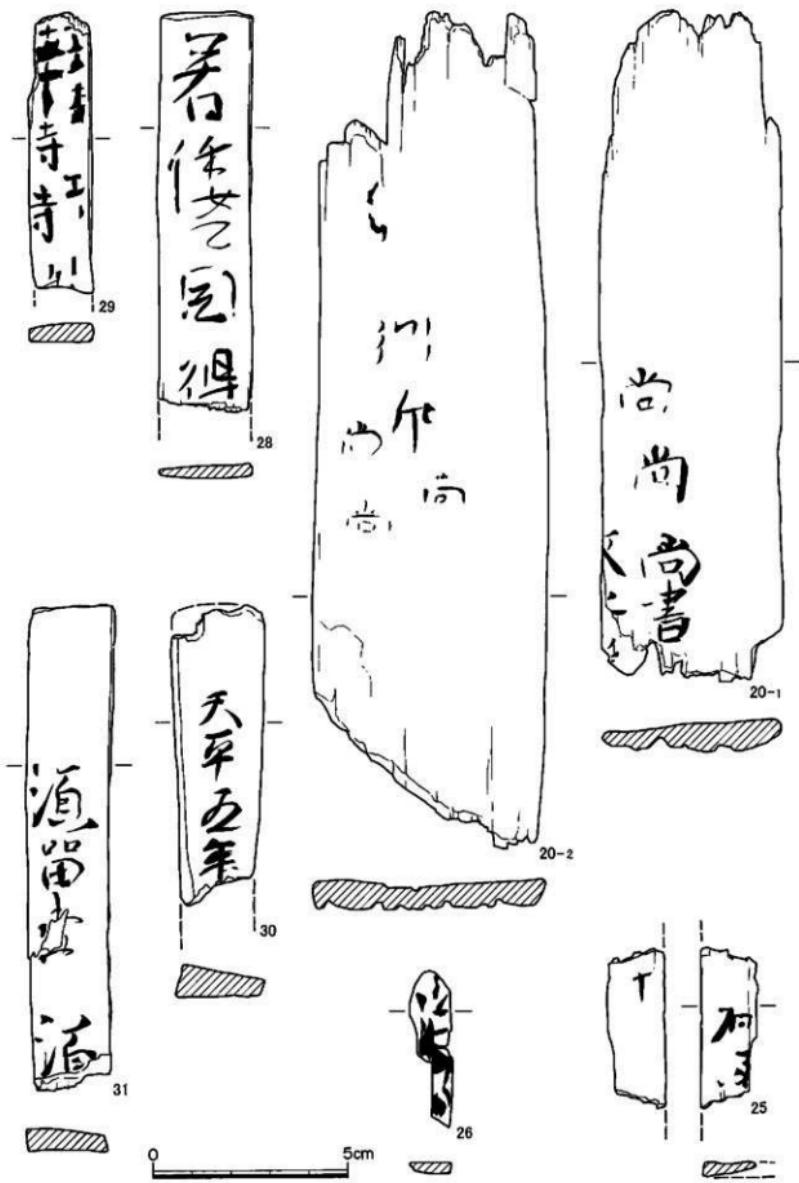
第32図 城山遺跡木簡実測図 1 (1~7)



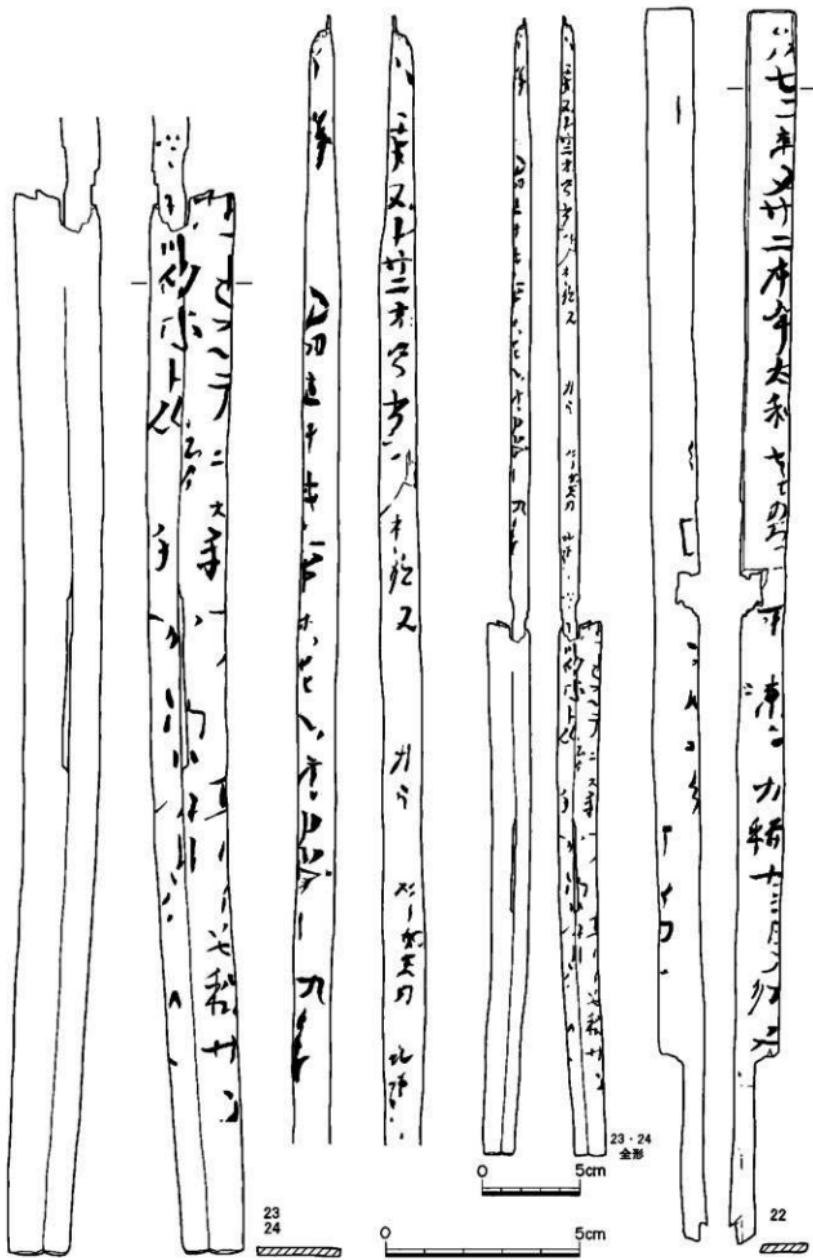
第33図 城山遺跡木簡実測図2 (8~15)



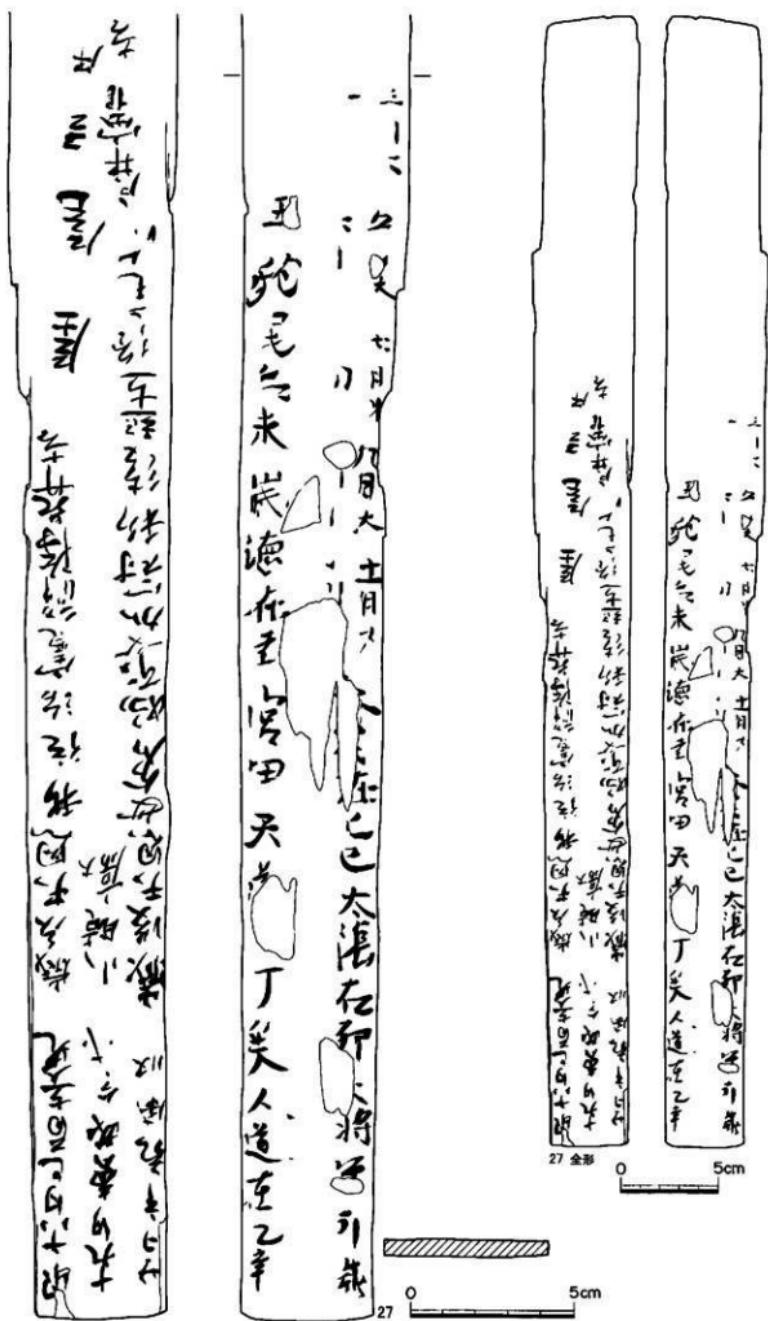
第34図 城山遺跡木簡実測図3 (16~19・21)



第35図 城山遺跡木簡実測図4 (20-25・26・28~31)



第36図 城山遺跡木簡実測図 5 (22~24)



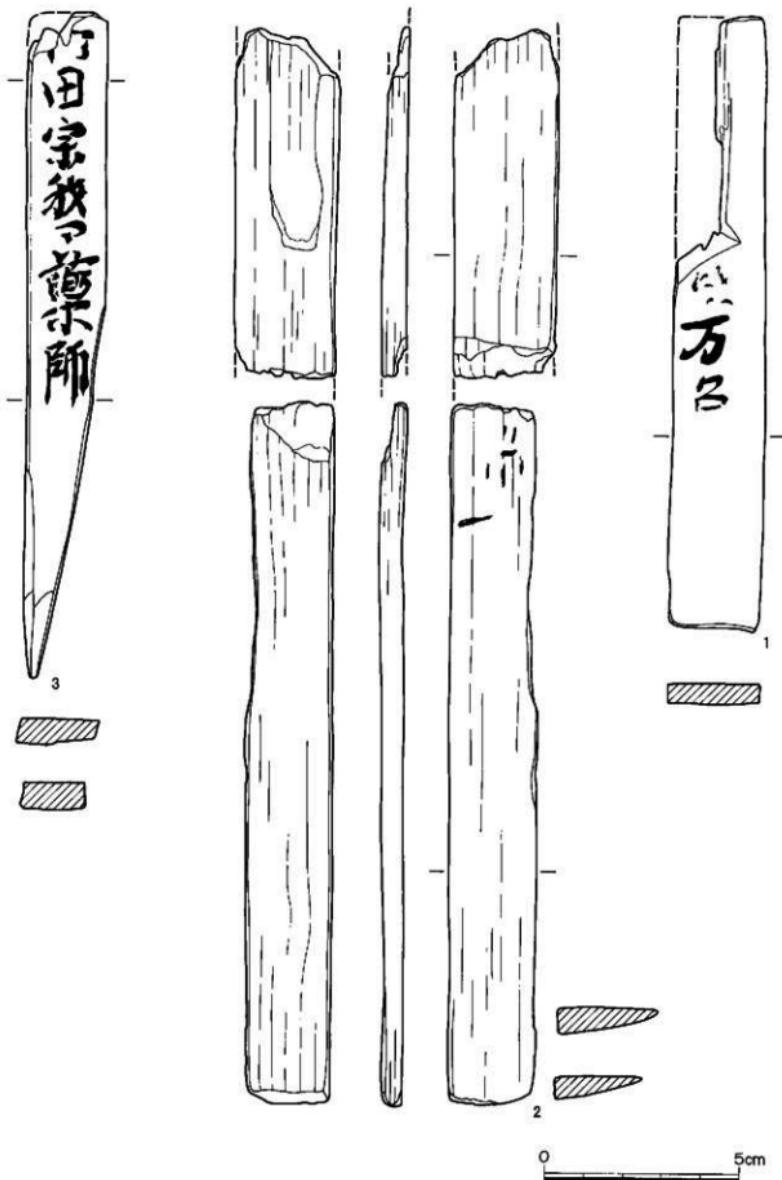
第37図 城山遺跡木簡実測図 6 (27)



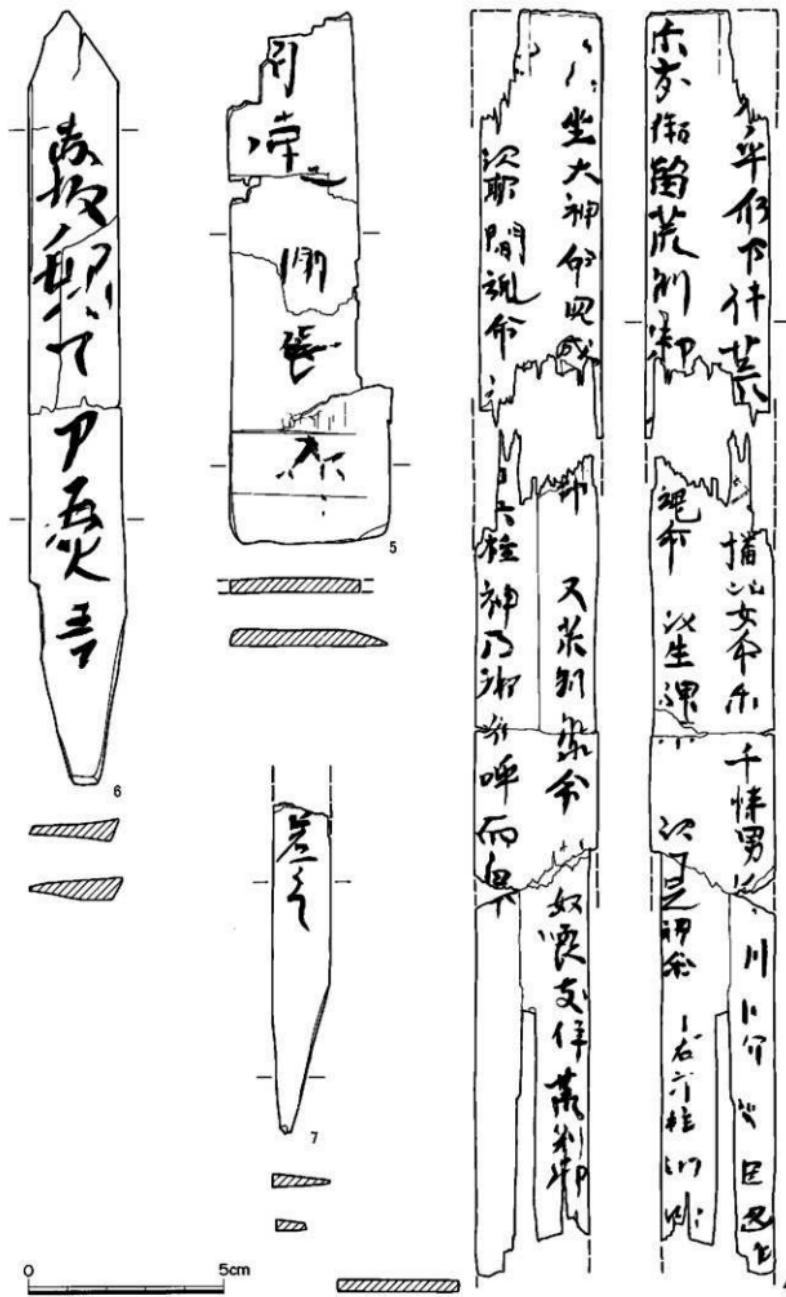
第38図 城山遺跡木簡実測図7 (32~36)



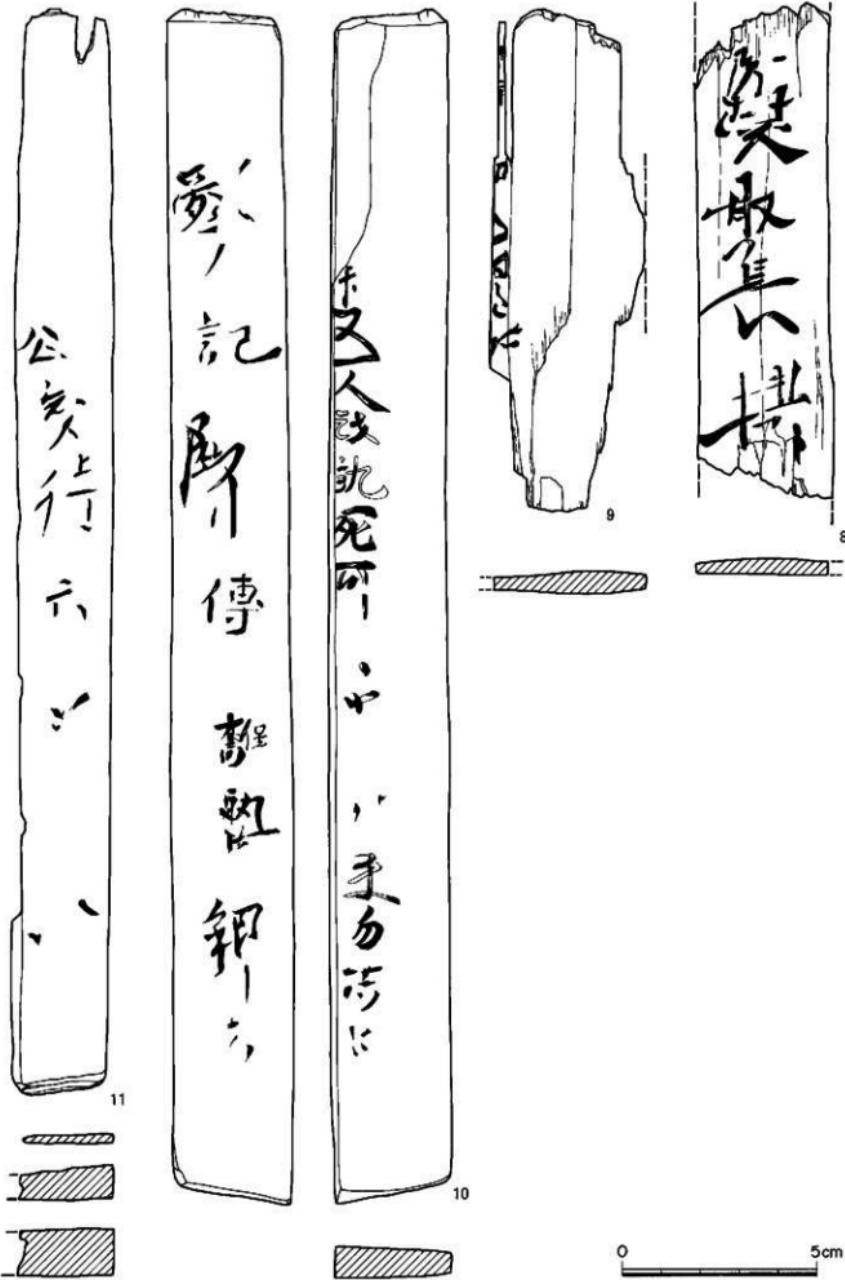
第39図 城山遺跡木簡実測図 8 (37~41)



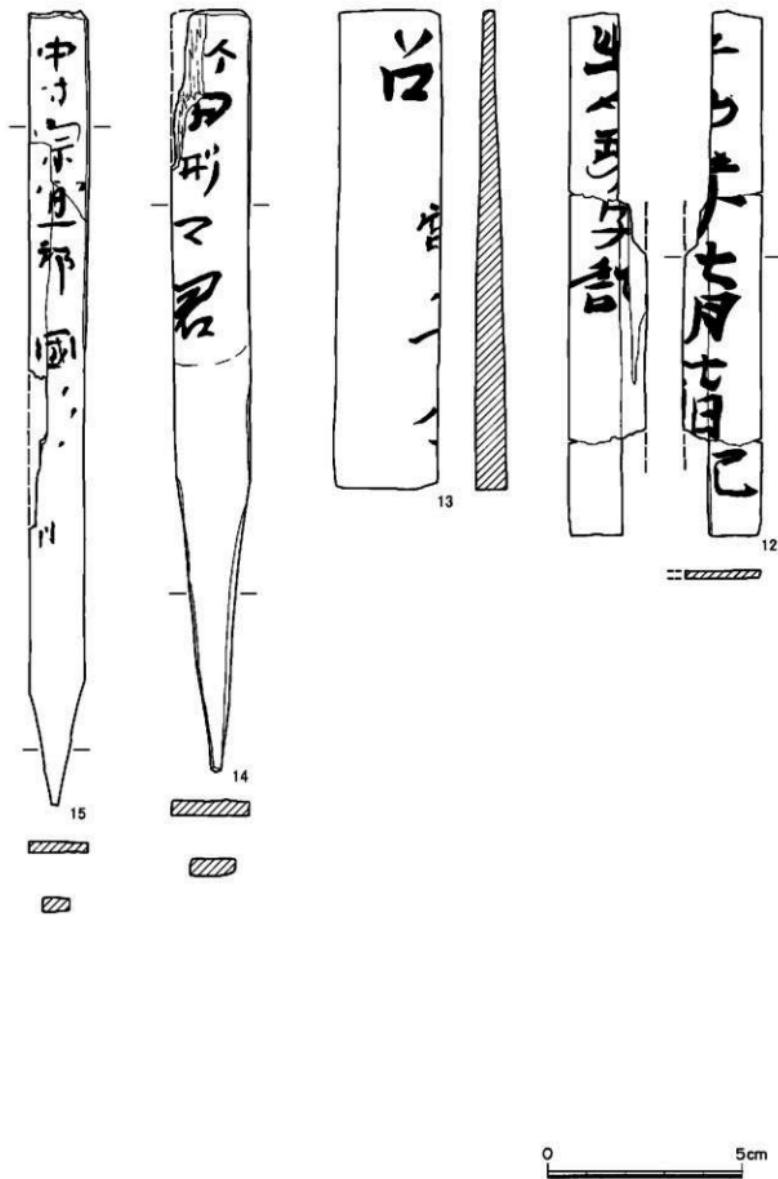
第40図 梶子遺跡木簡実測図 1 (1~3)



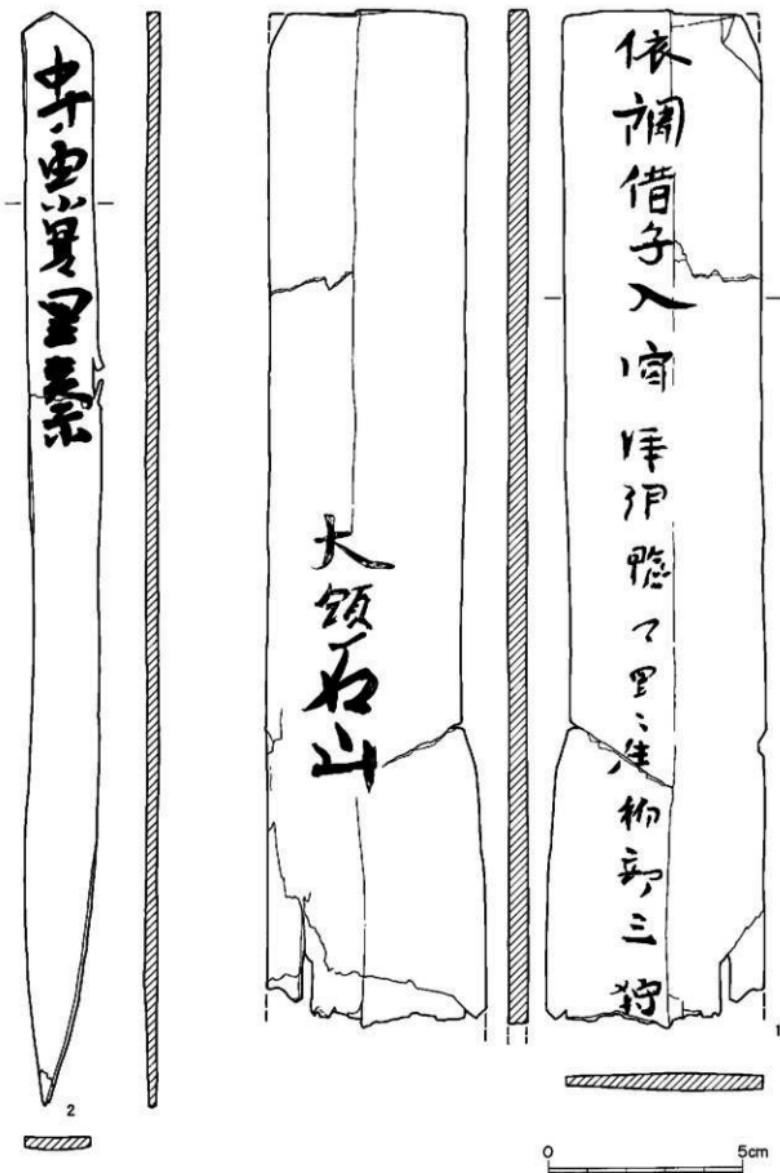
第41図 梶子遺跡木簡実測図2 (4~7)



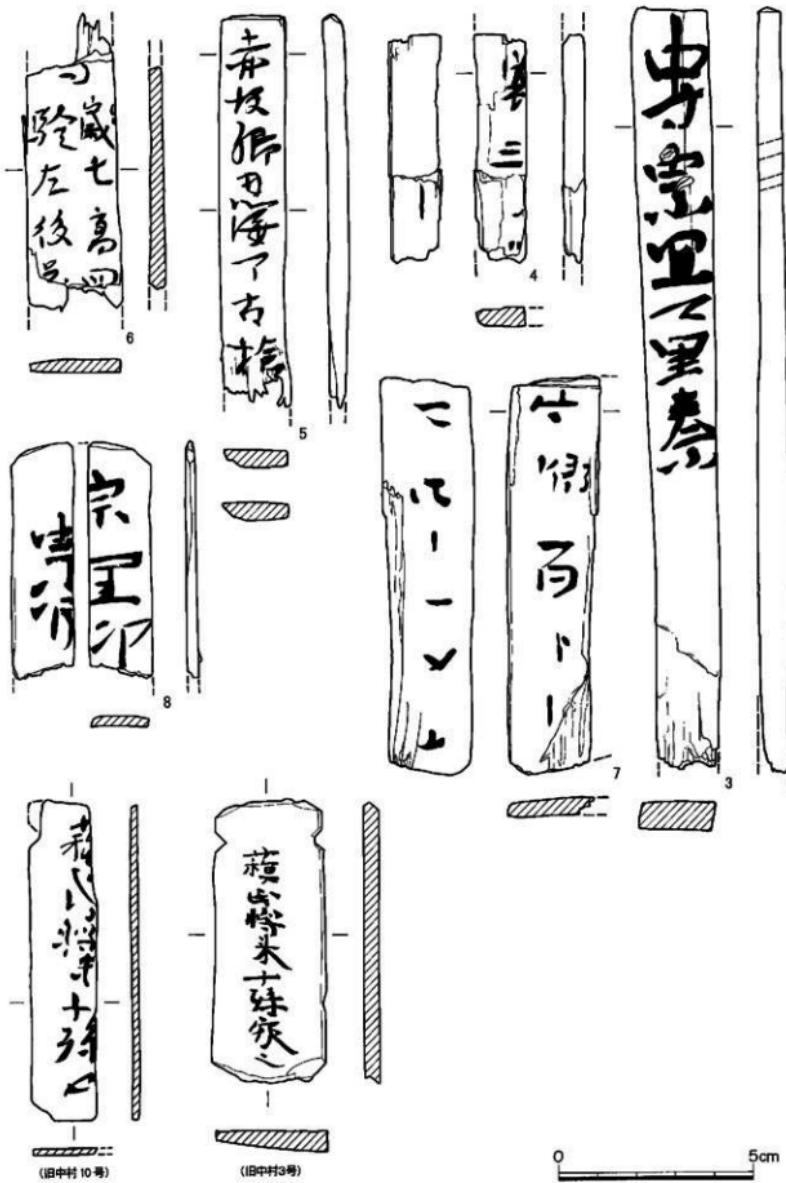
第42図 梶子遺跡木簡実測図3 (8~11)



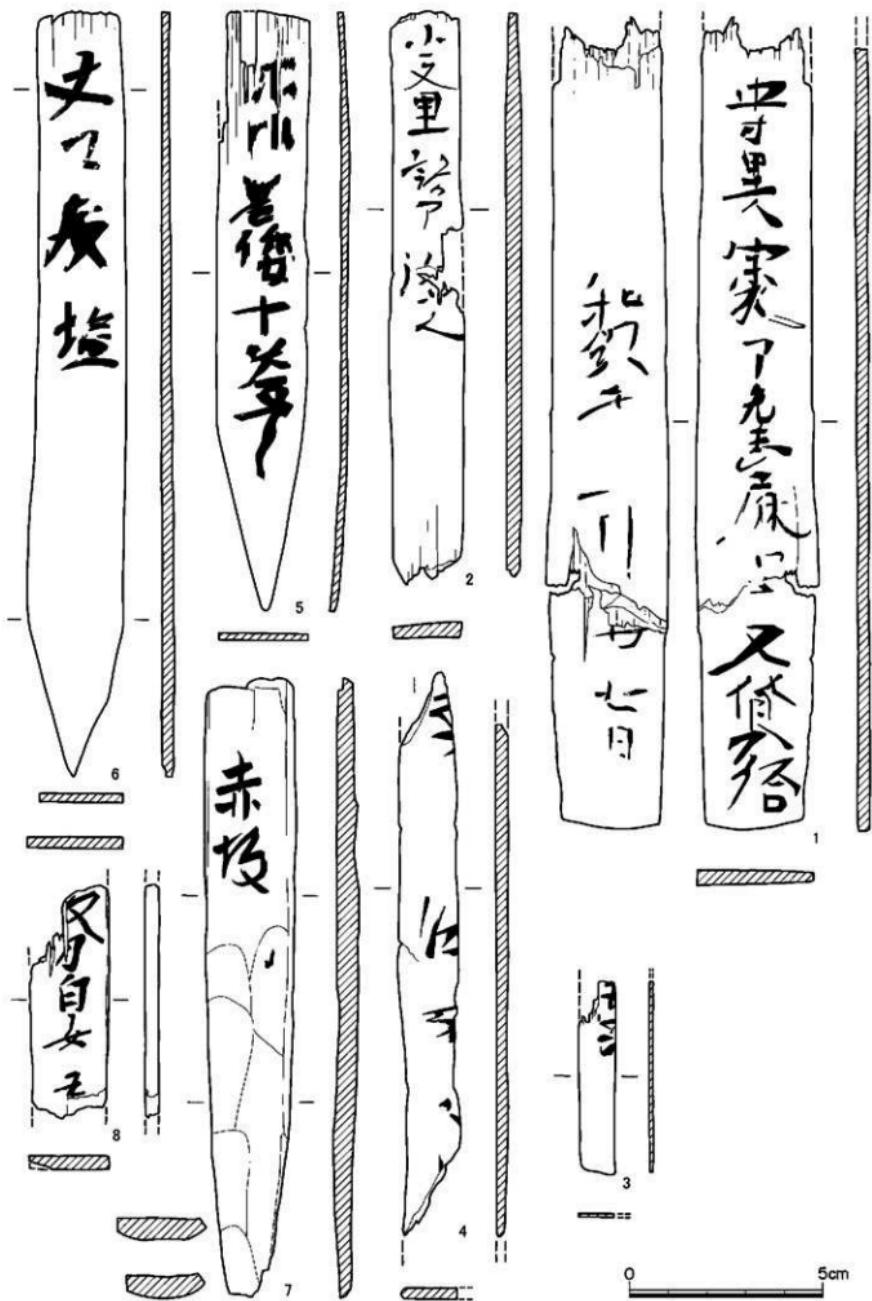
第43図 梶子遺跡木簡実測図 4 (12~15)



第44図 梶子北遺跡木簡実測図 1 (1~2)



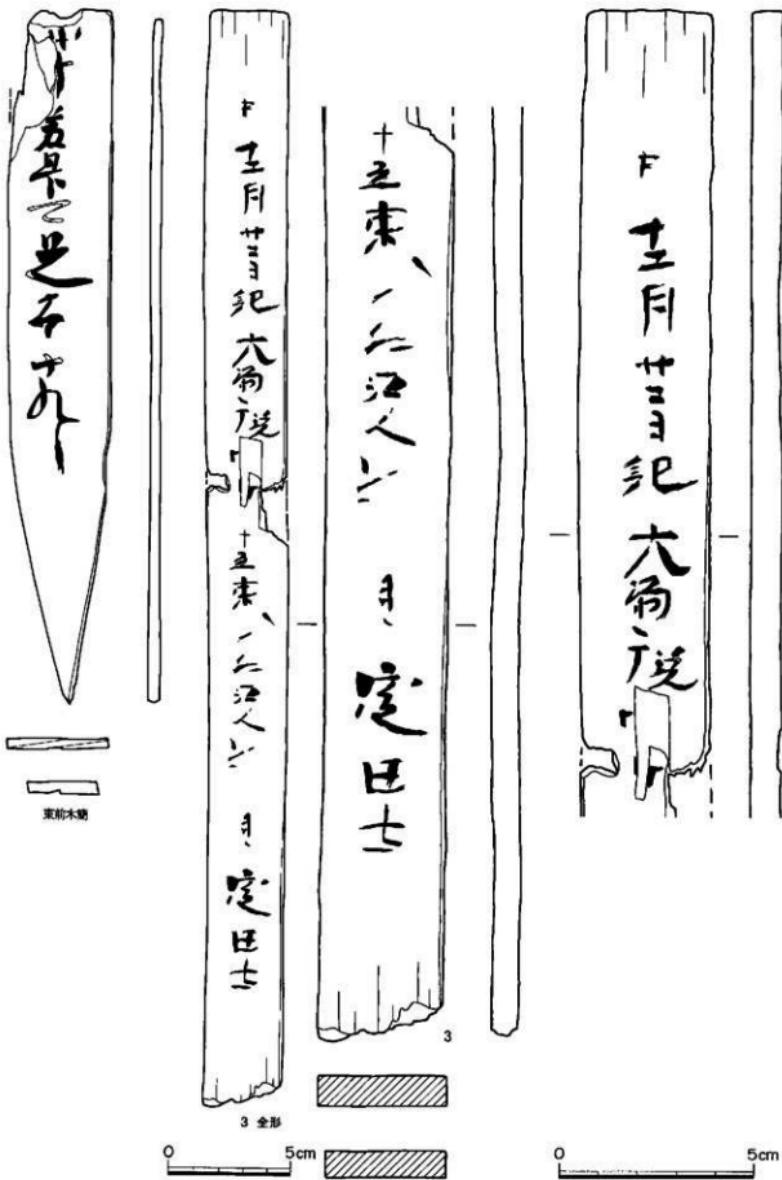
第45図 梶子北遺跡他木簡実測図 2 (3~8、中村「蘇民将来符」)



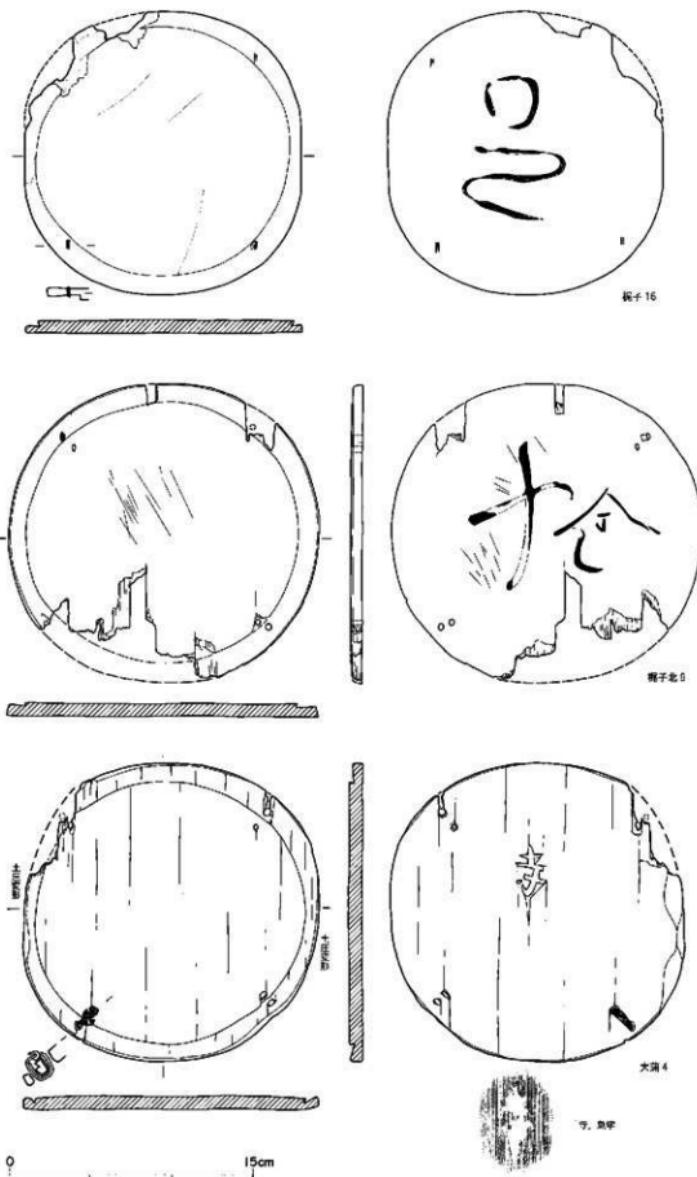
第46図 中村遺跡木簡実測図 (1~8)



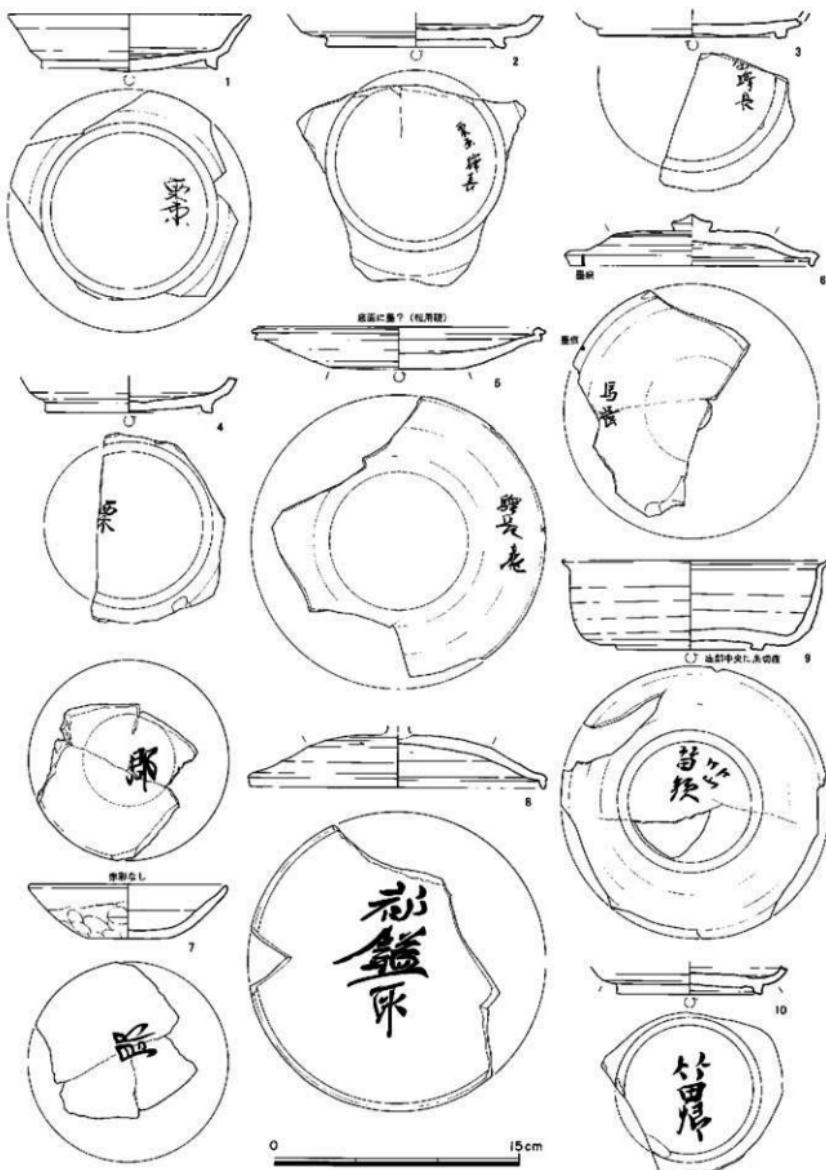
第47図 大蒲村東遺跡木簡実測図 1 (1・2)



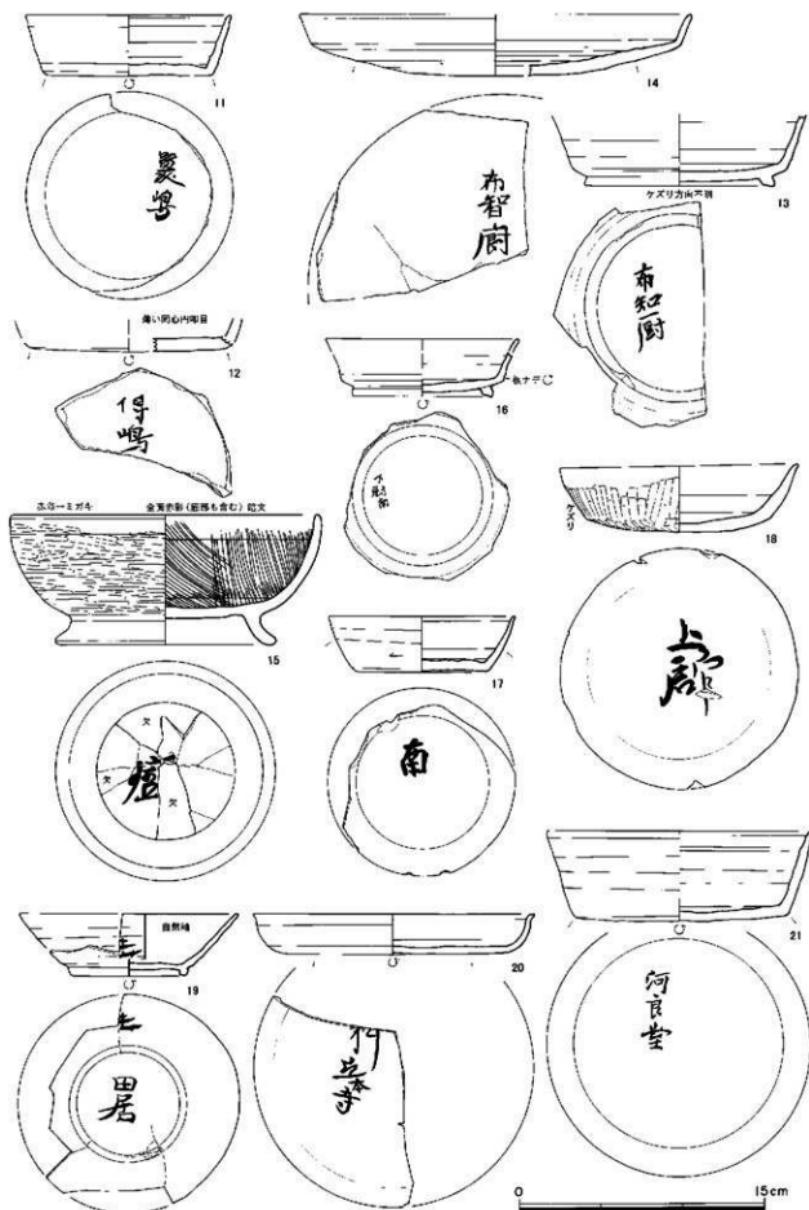
第48図 大蒲村東・東前遺跡木簡実測図2 (大蒲3、東前)



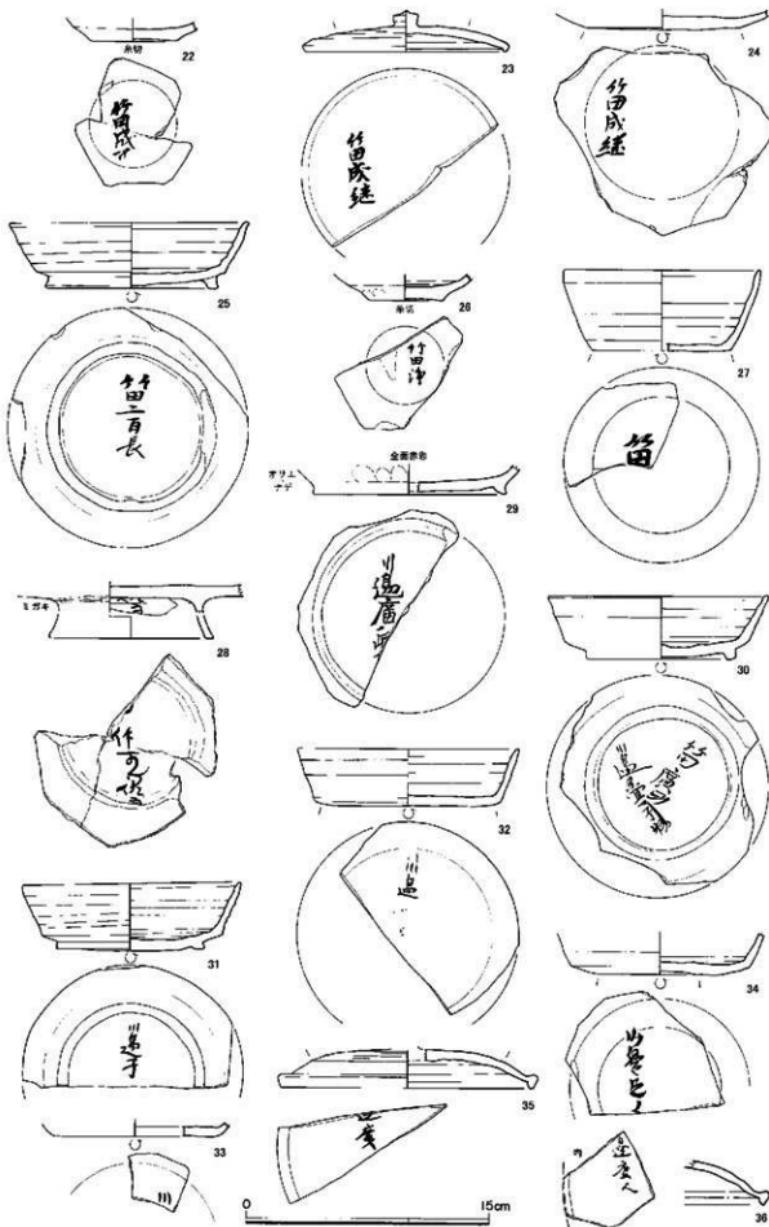
第49図 各遺跡曲物実測図（梶子16、梶子北9、大蒲4）



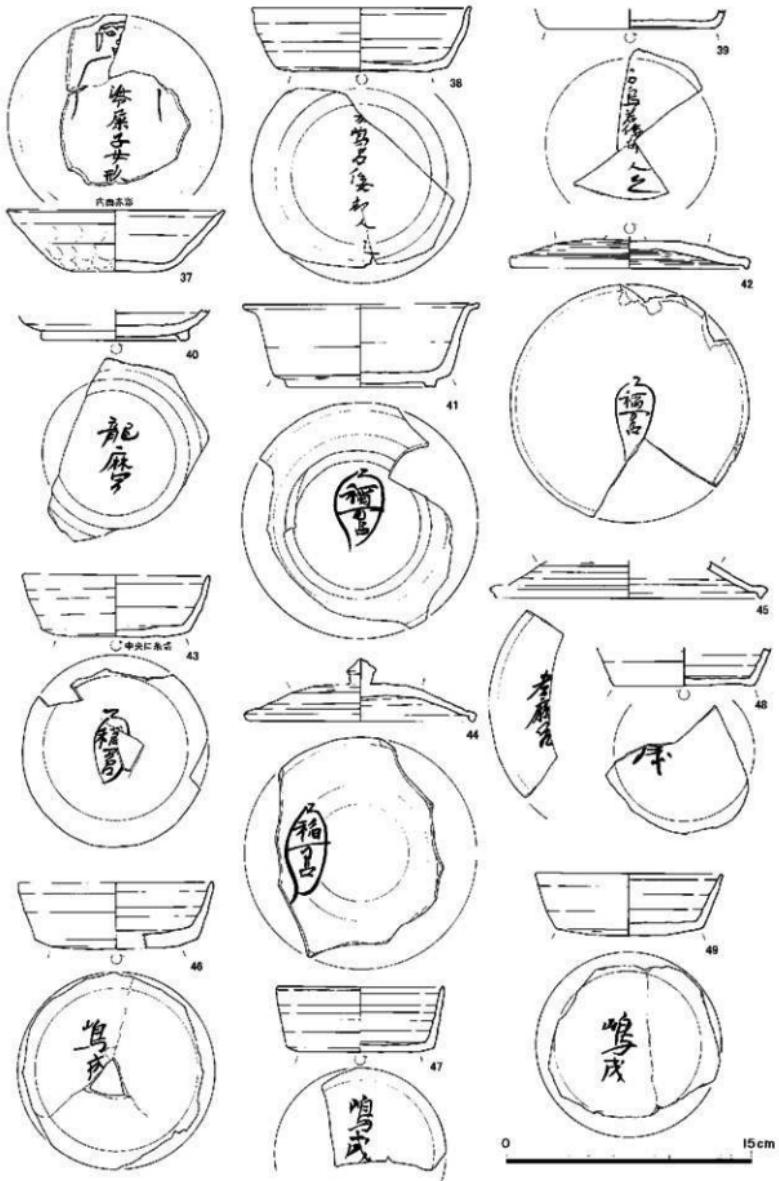
第50図 伊場遺跡墨書土器実測図 1 (1~10)



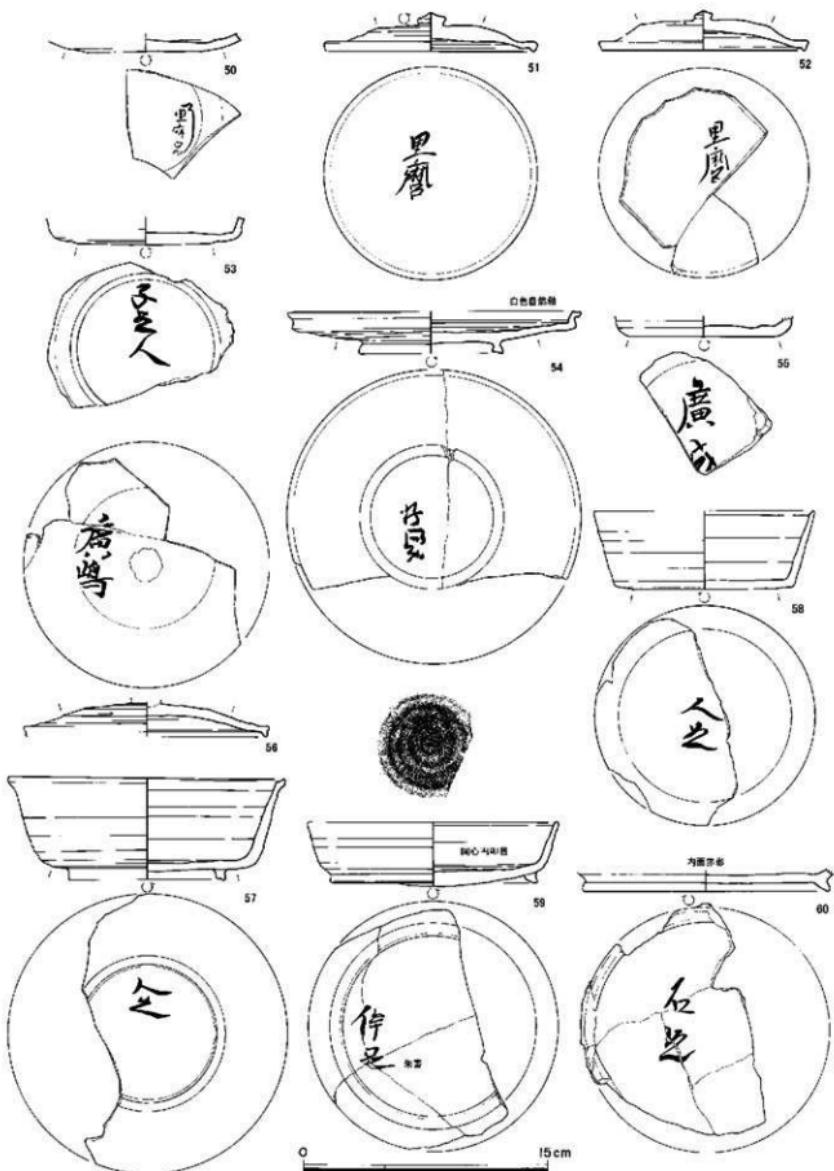
第51図 伊場遺跡墨書き土器実測図2 (11~21)



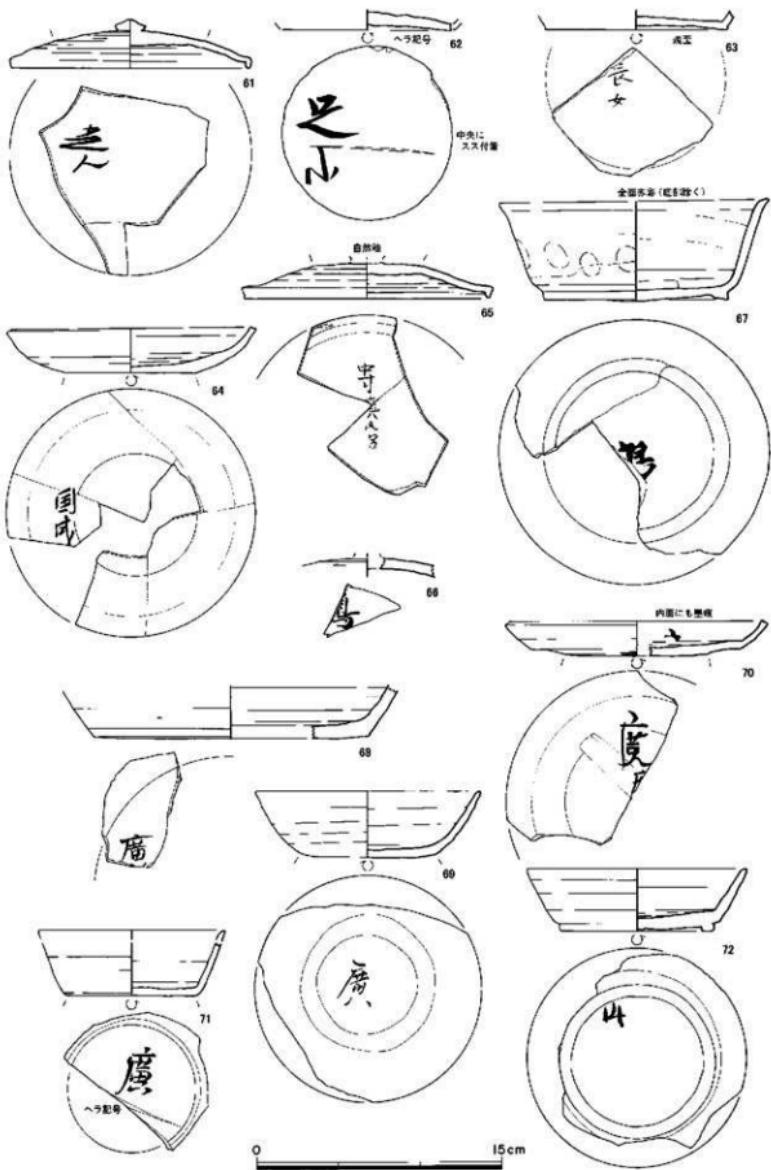
第52図 伊場遺跡墨書土器実測図 3 (22~36)



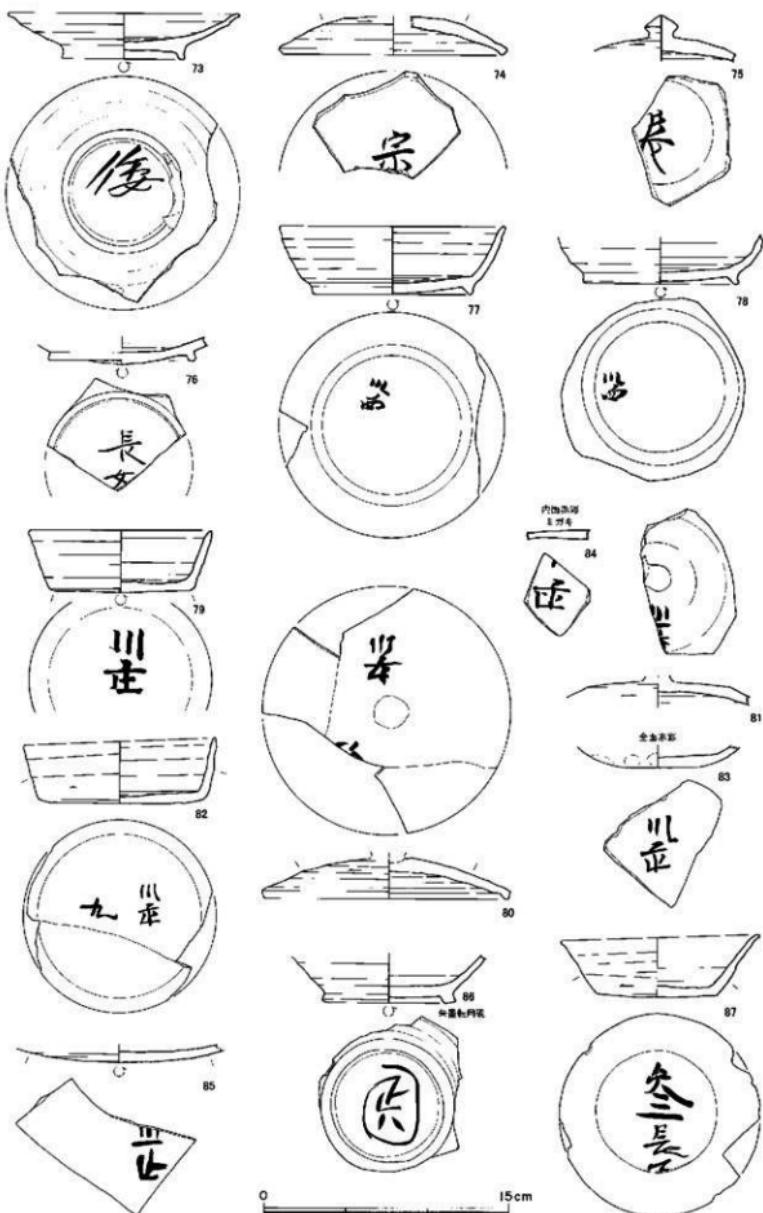
第53図 伊場遺跡墨書き土器実測図4 (37~49)



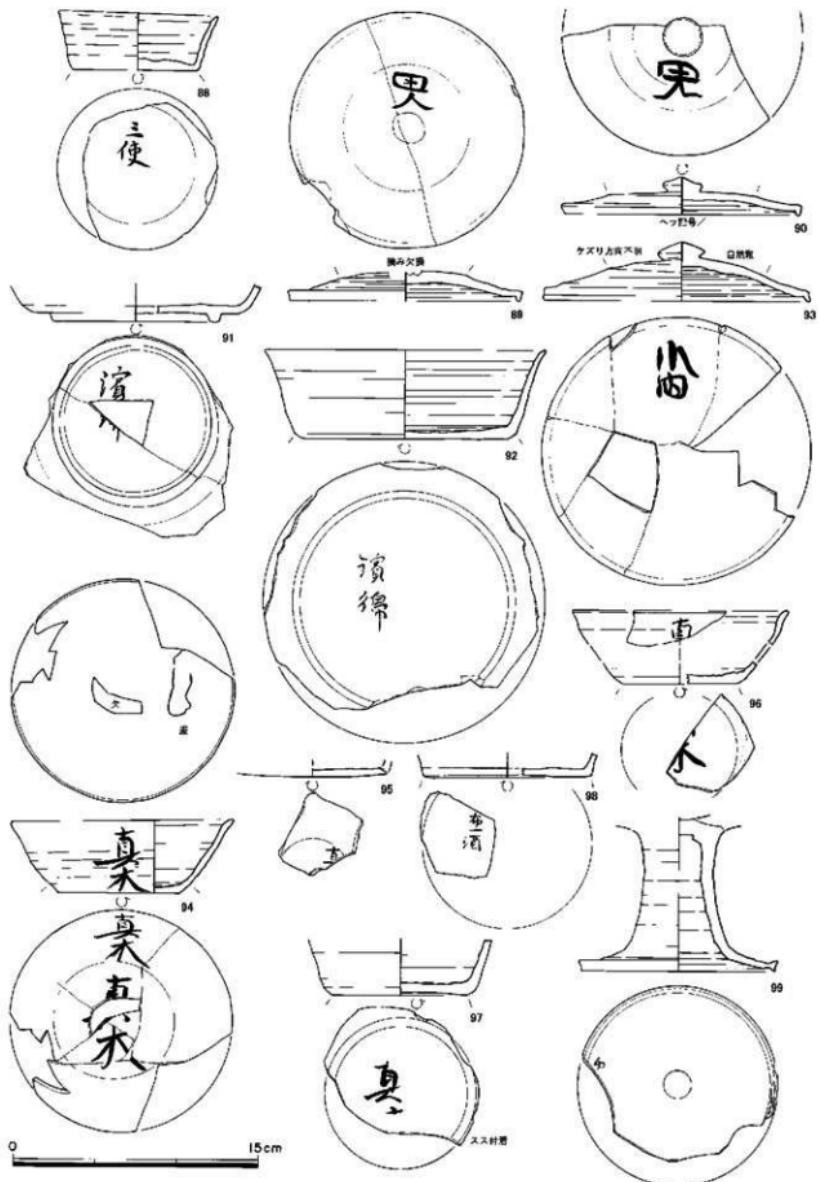
第54図 伊場遺跡墨書土器実測図 5 (50~60)



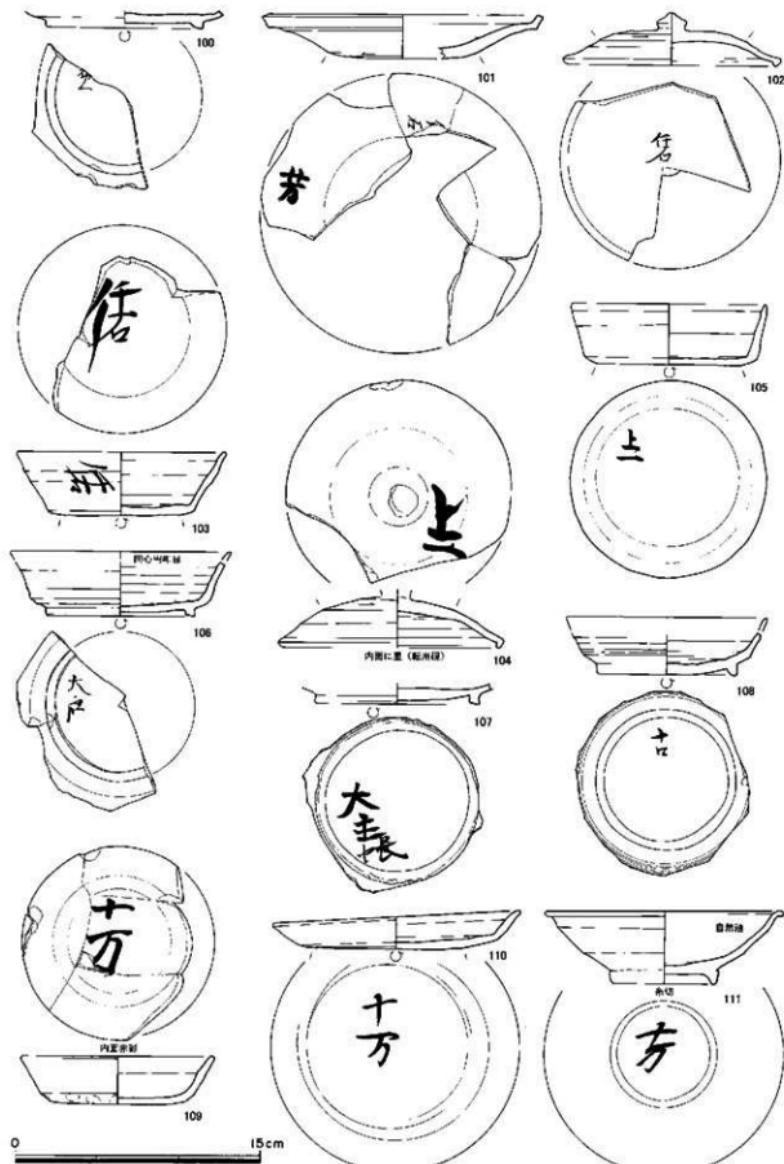
第55図 伊場遺跡墨書き土器実測図 6 (61~72)



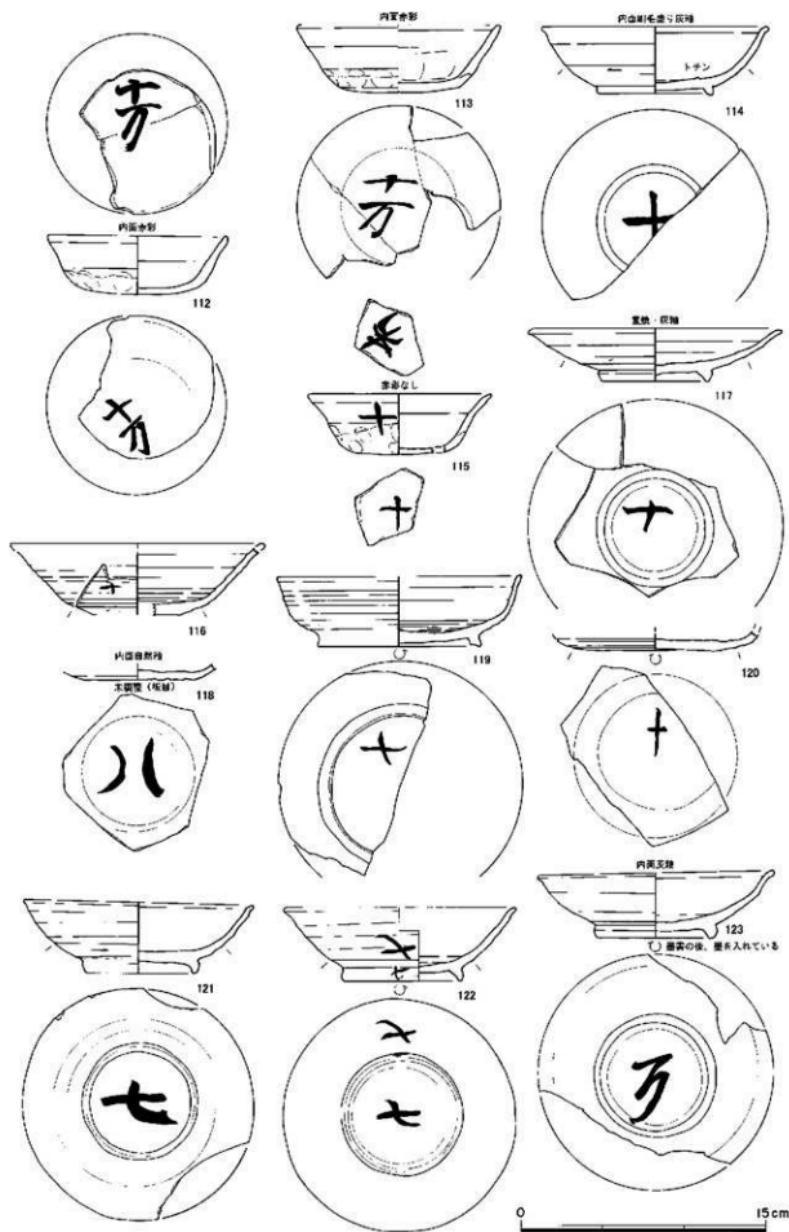
第56図 伊場遺跡墨書土器実測図 7 (73~87)



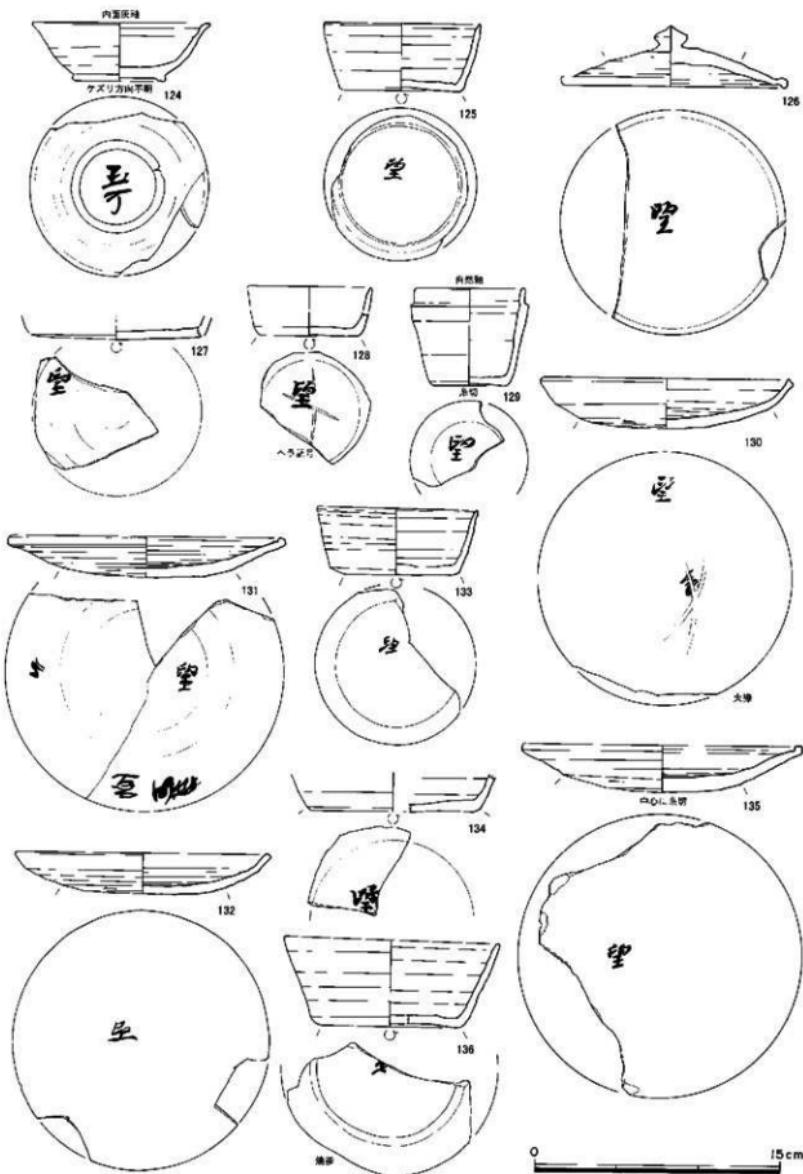
第57図 伊場遺跡墨書き土器実測図 8 (88~99)



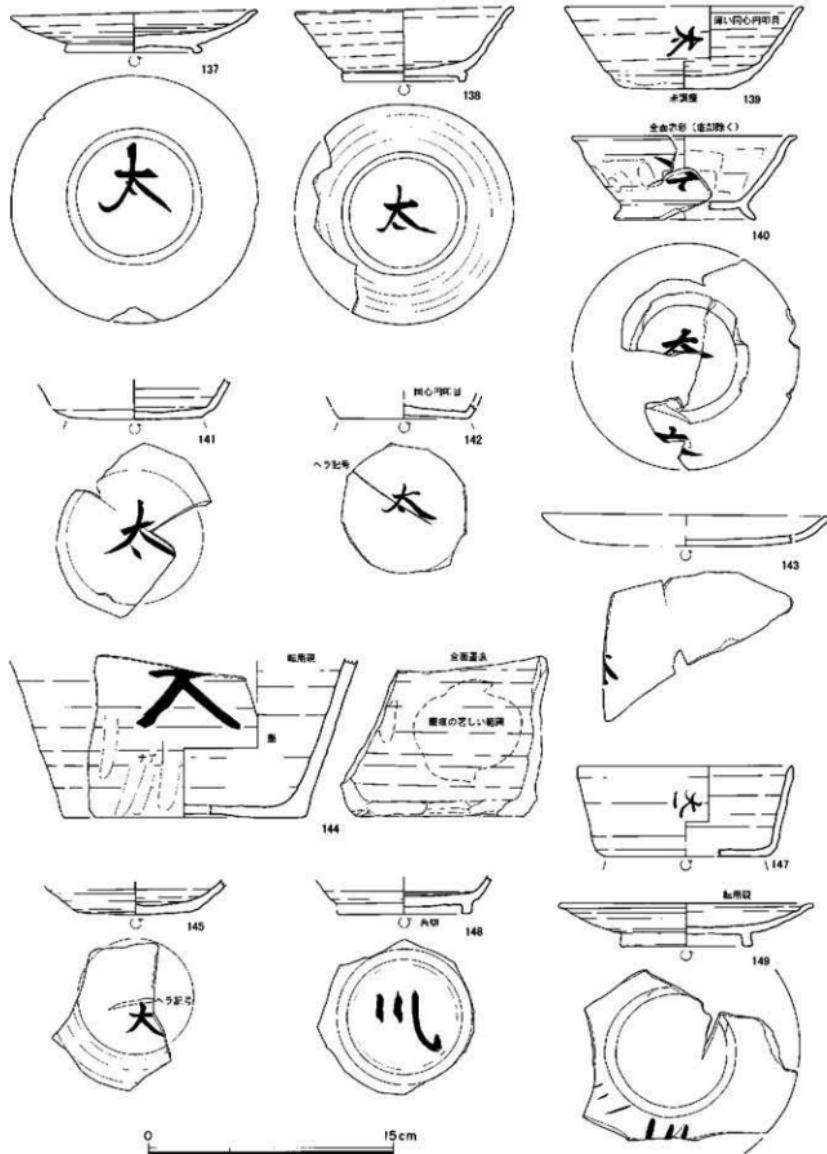
第58図 伊場遺跡墨書土器実測図 9 (100~111)



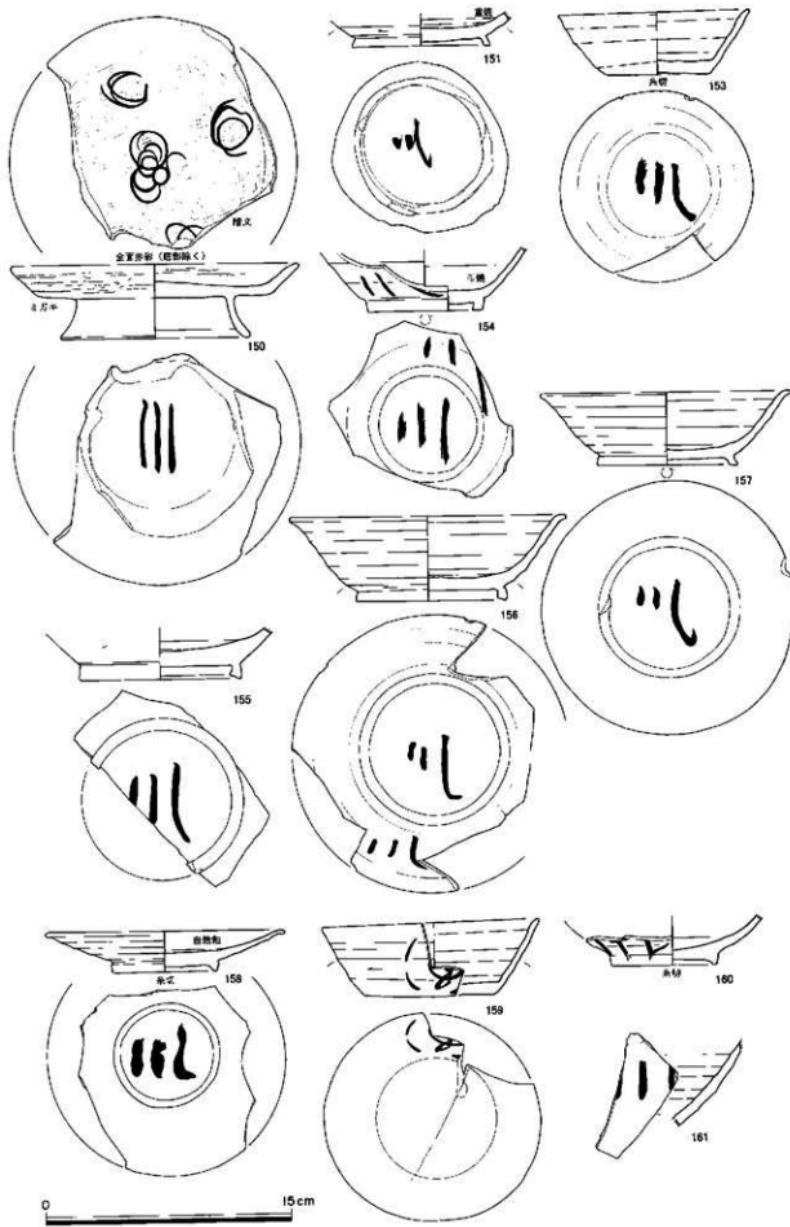
第59図 伊場遺跡墨書き土器実測図10 (112~123)



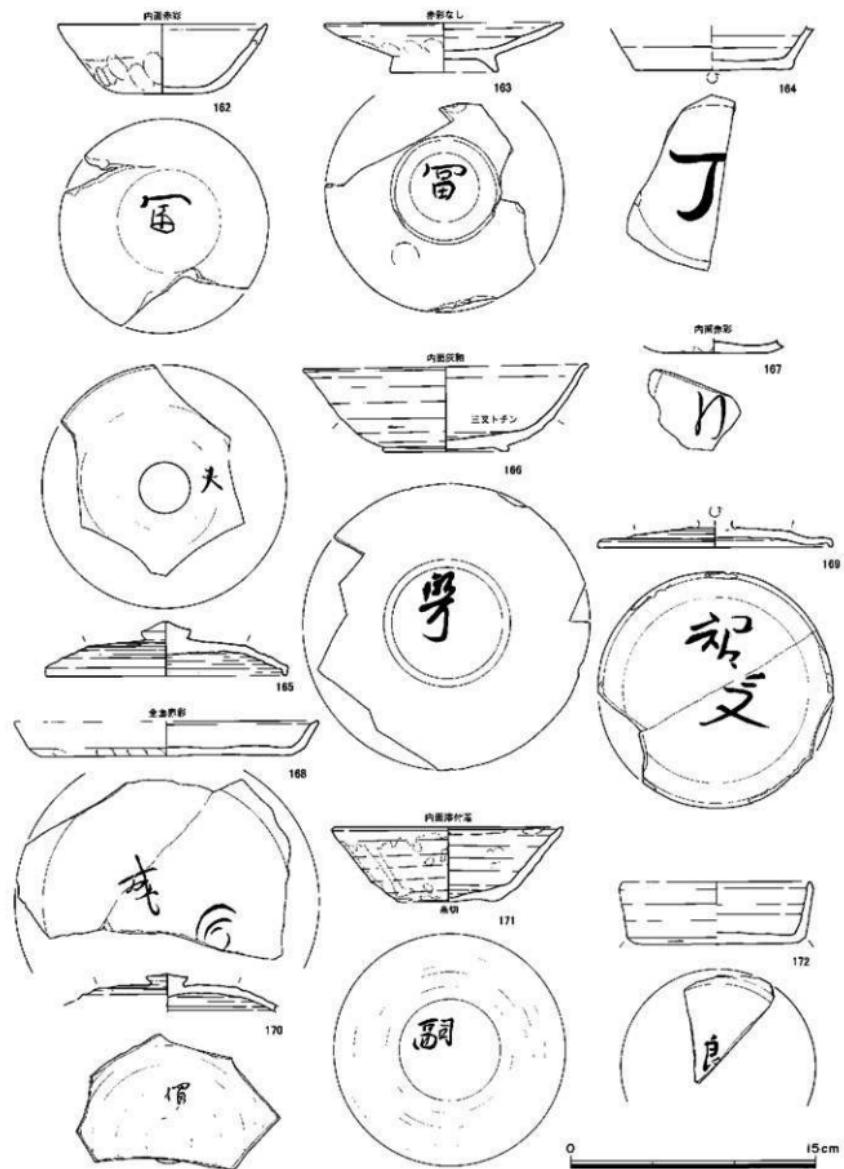
第60図 伊場遺跡墨書土器実測図11 (124~136)



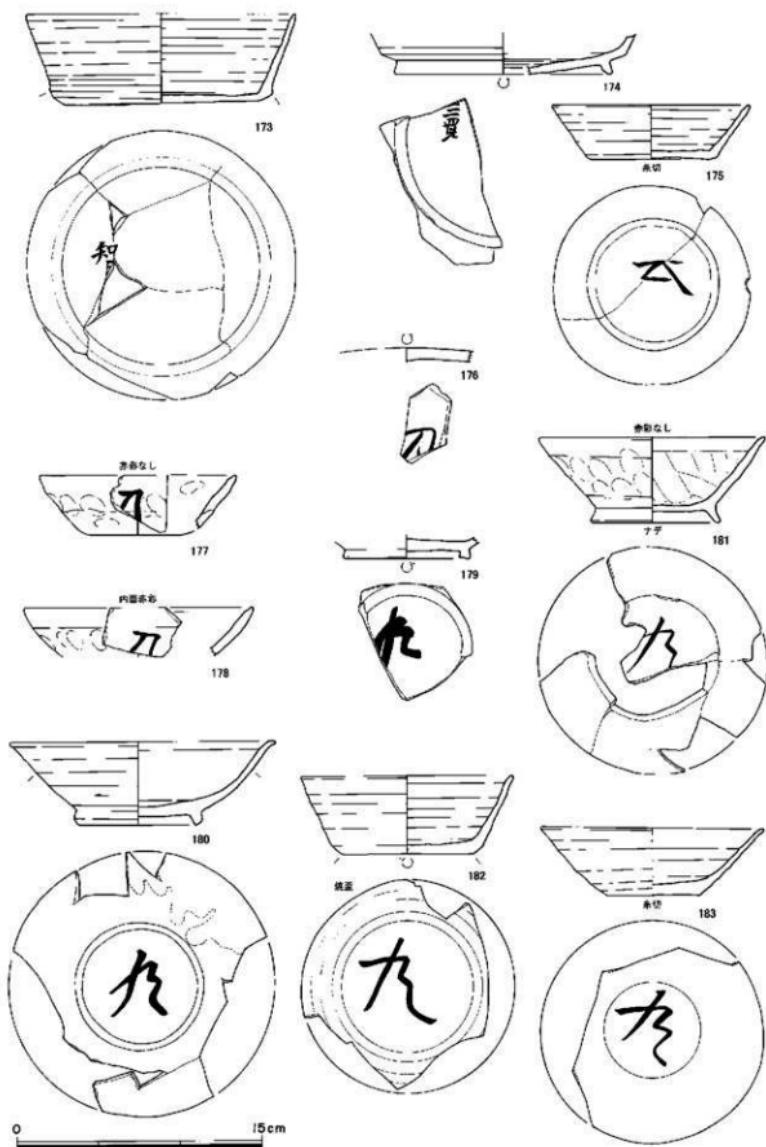
第61図 伊場遺跡墨書き器実測図12 (137~149)



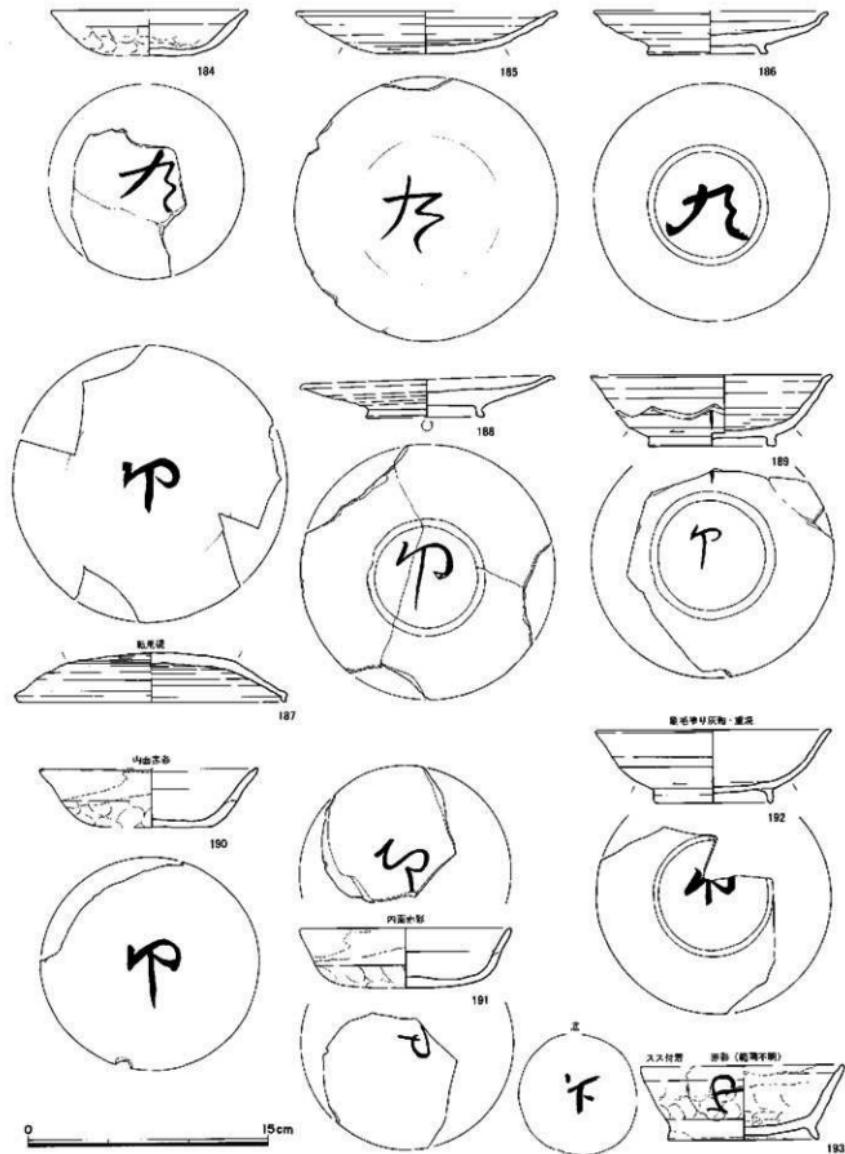
第62図 伊場遺跡墨書き土器実測図13 (150~161)



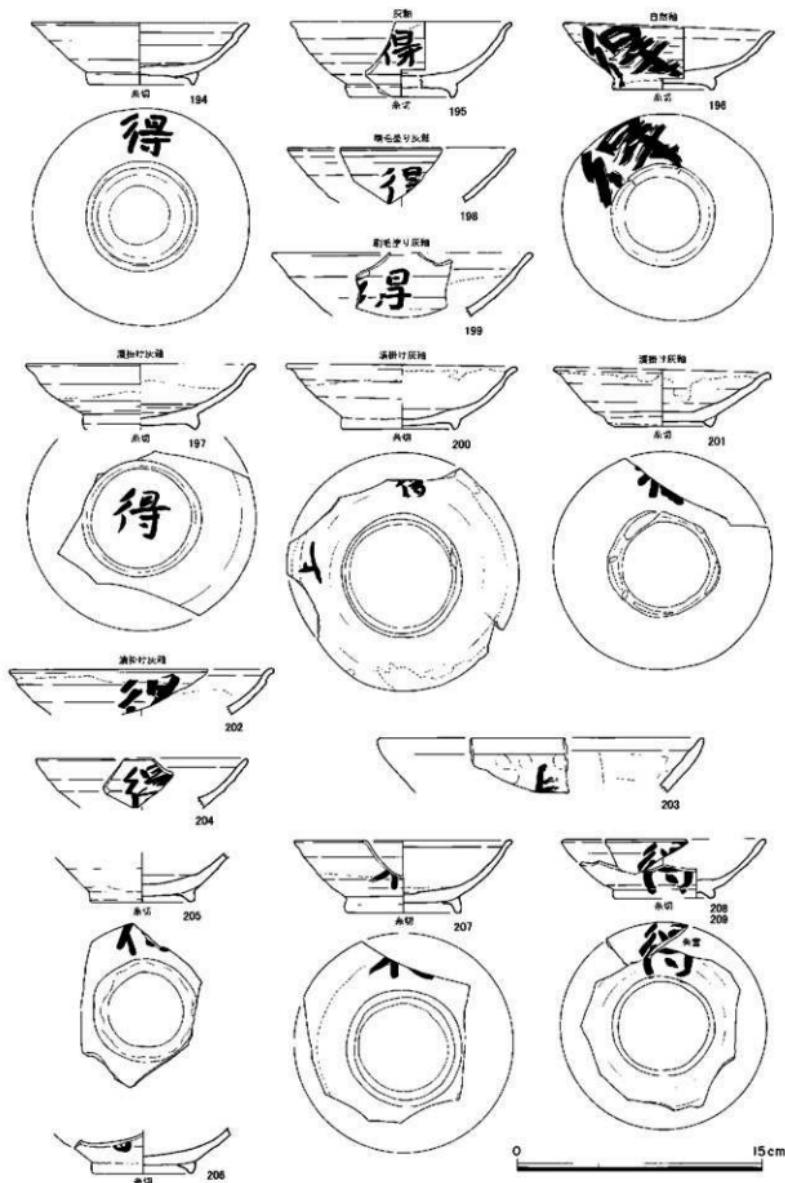
第63図 伊場遺跡墨書き土器実測図14 (162~172)



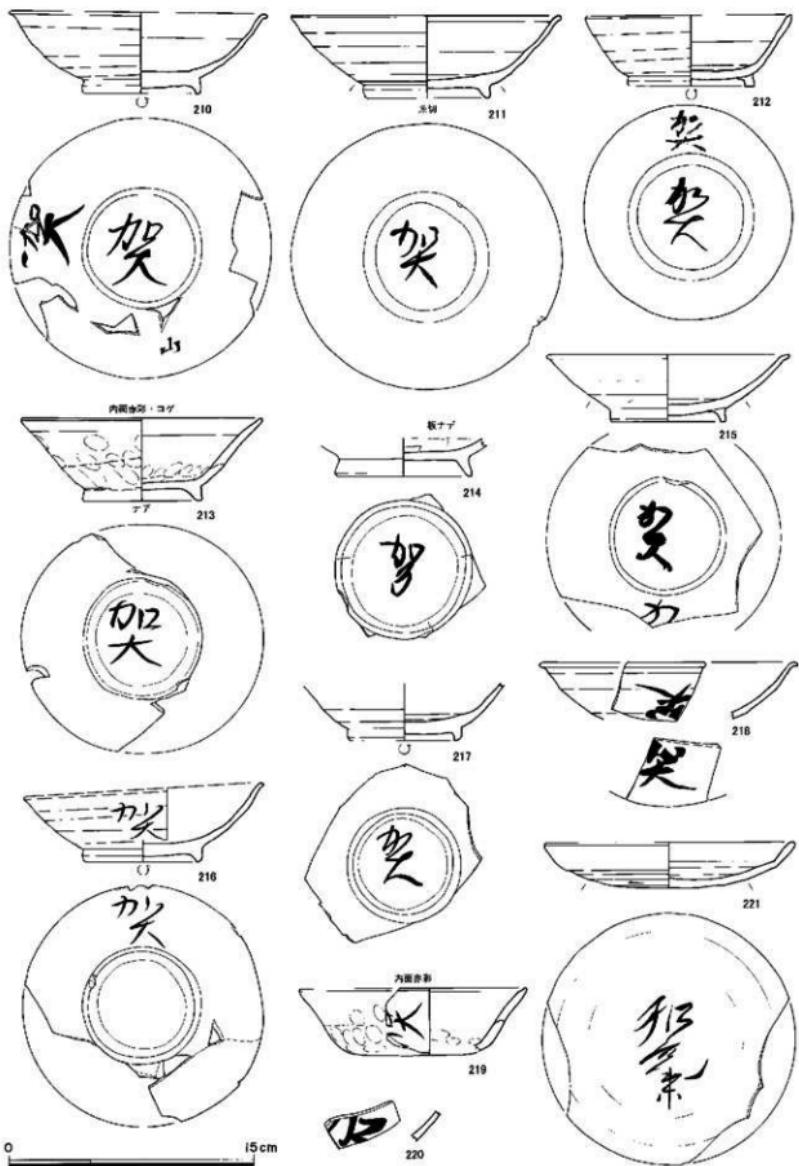
第64図 伊場遺跡墨書き土器実測図15 (173~183)



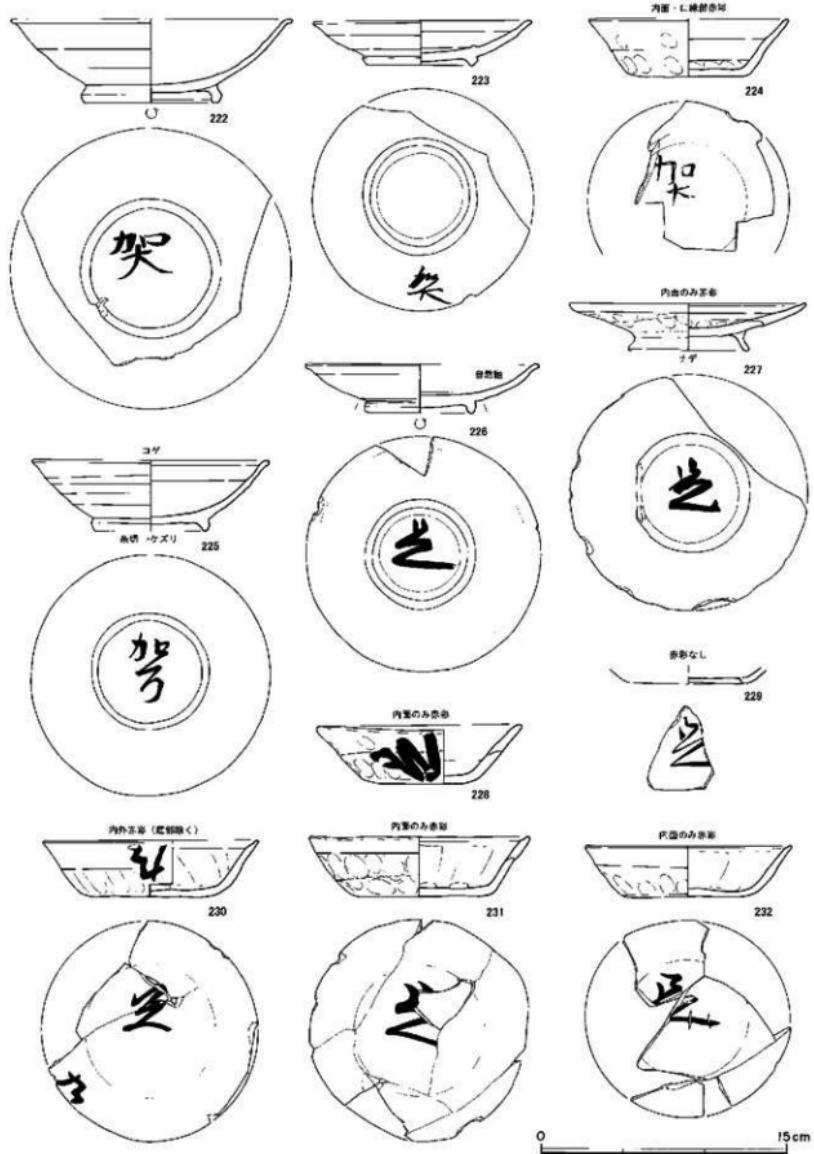
第65図 伊場遺跡墨書き土器実測図16 (184~193)



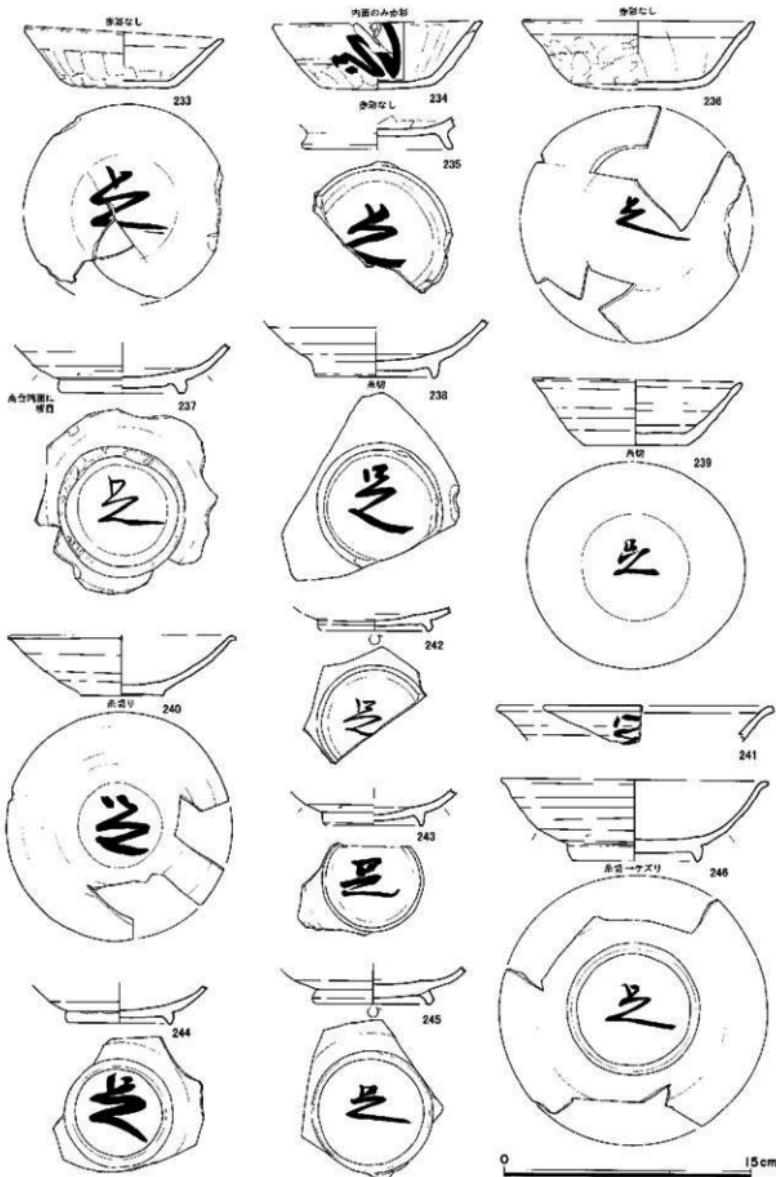
第66図 伊場遺跡墨書土器実測図17 (194~209)



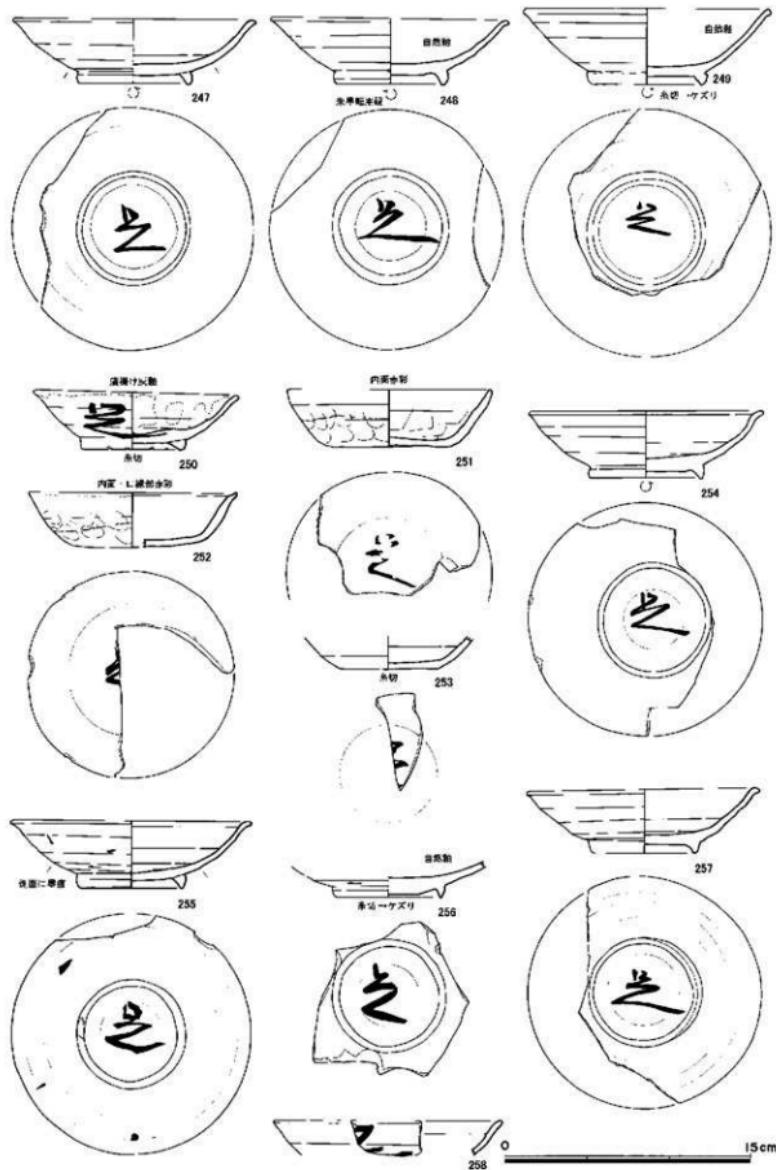
第67図 伊場遺跡墨書土器実測図18 (210~221)



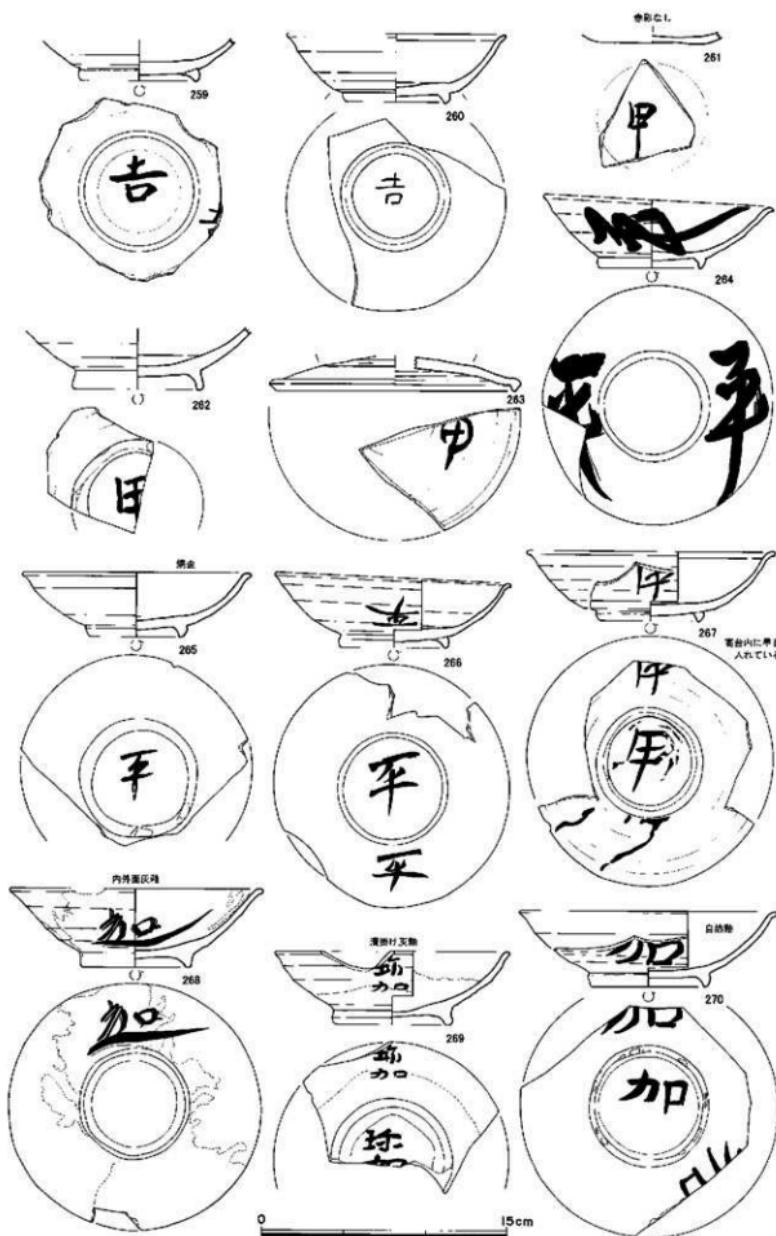
第68図 伊場遺跡墨書土器実測図19 (222~232)



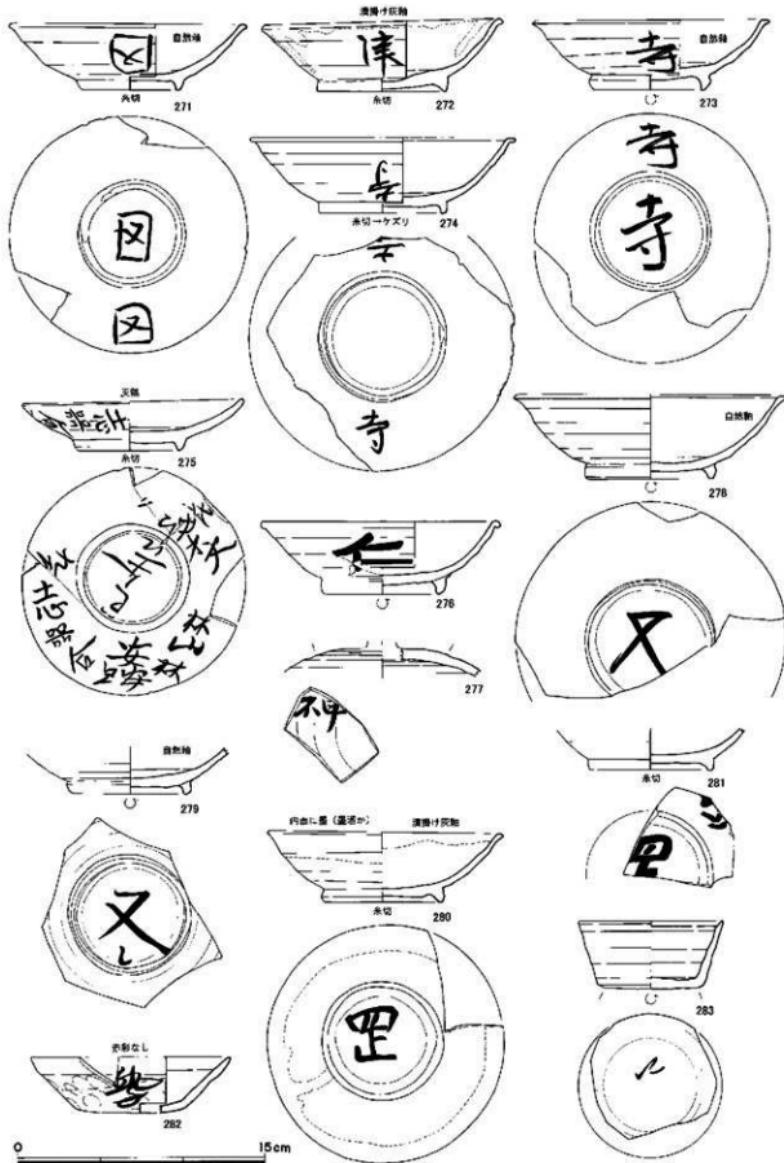
第69図 伊場遺跡墨書き土器実測図20 (233~246)



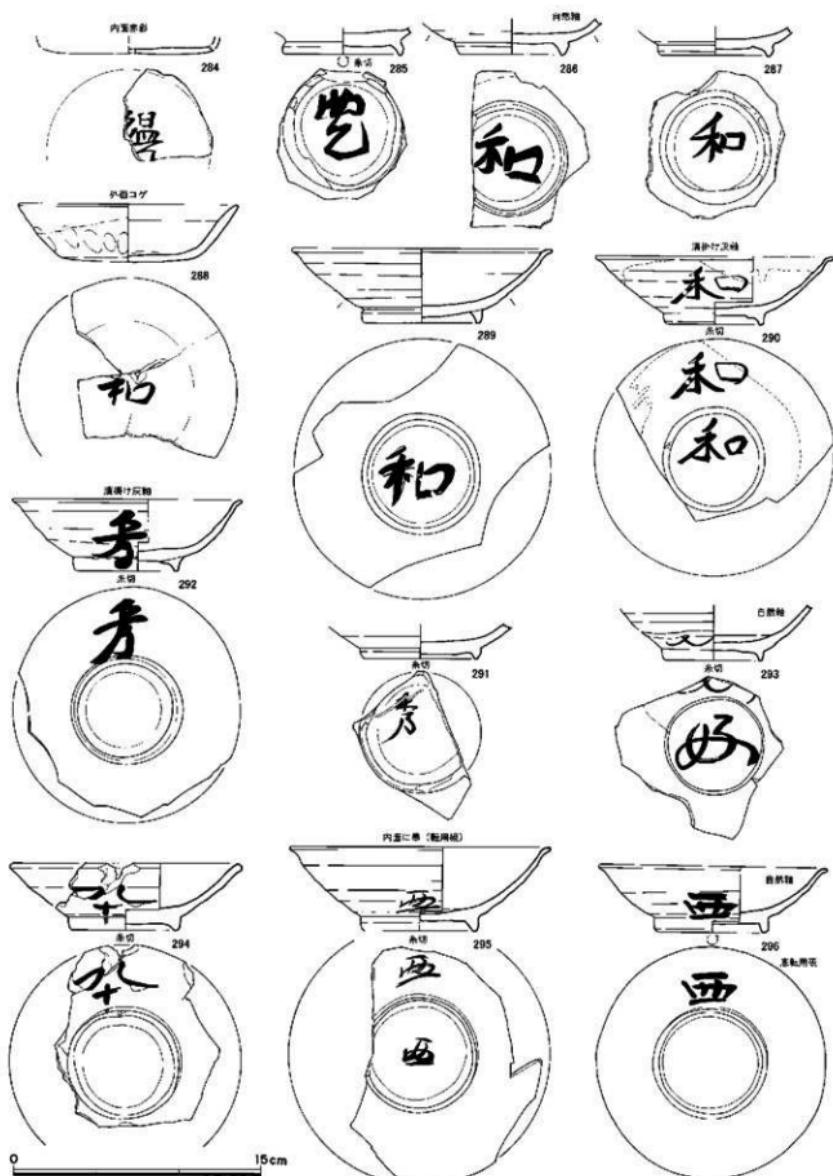
第70図 伊場遺跡墨書土器実測図21 (247~258)



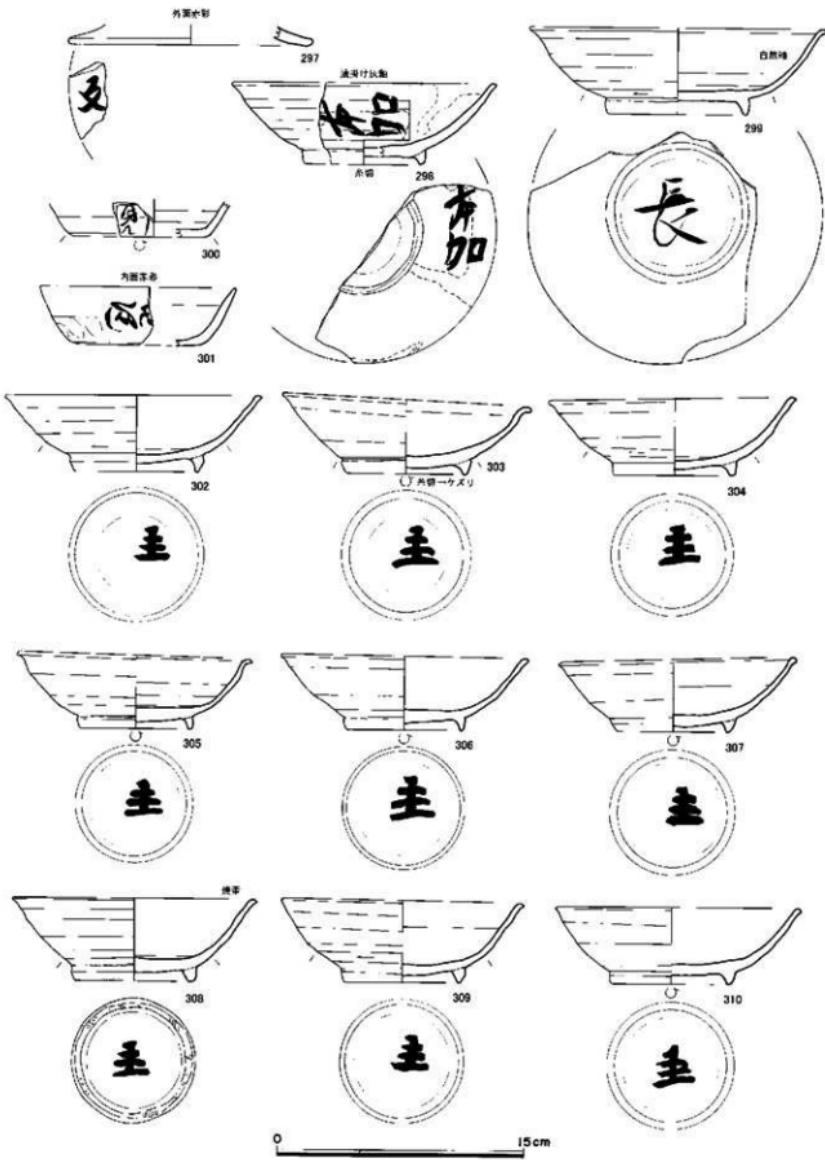
第71図 伊場遺跡墨書き土器実測図22 (259~270)



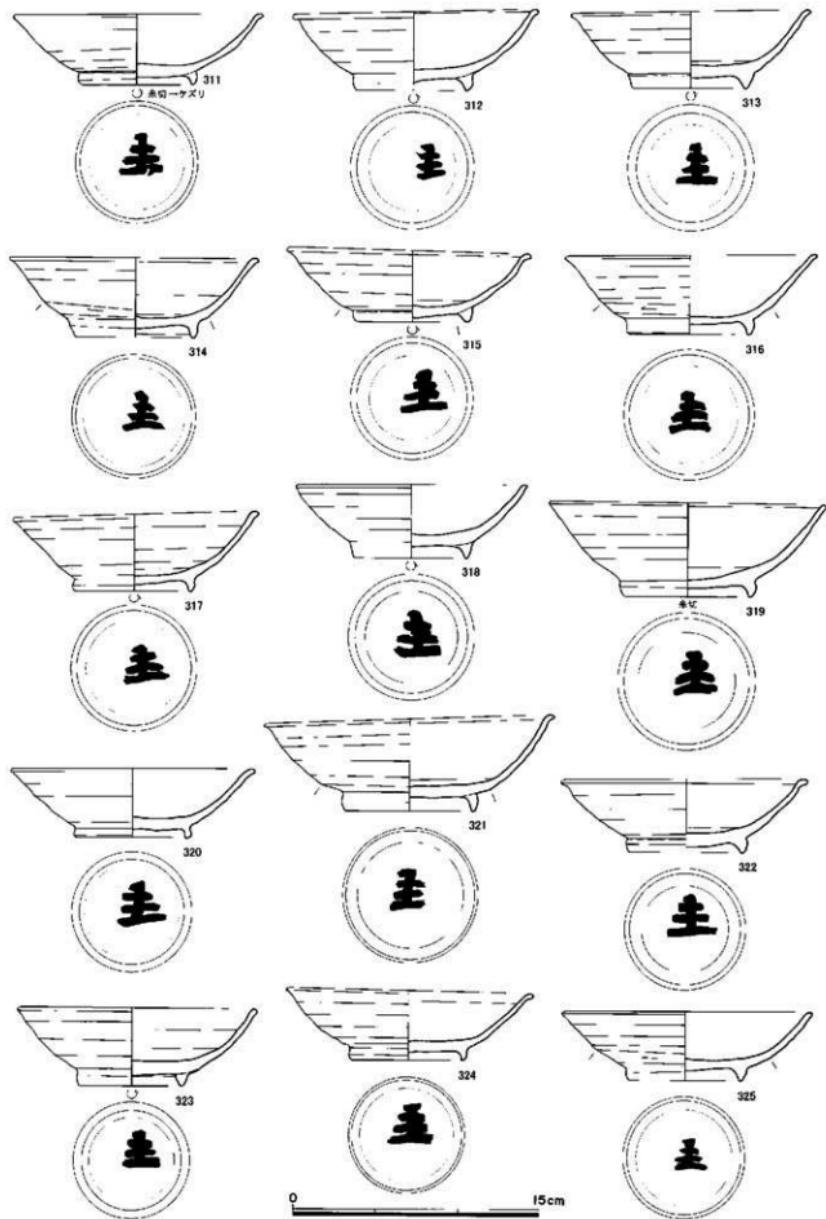
第72図 伊場遺跡墨書土器実測図23 (271~283)



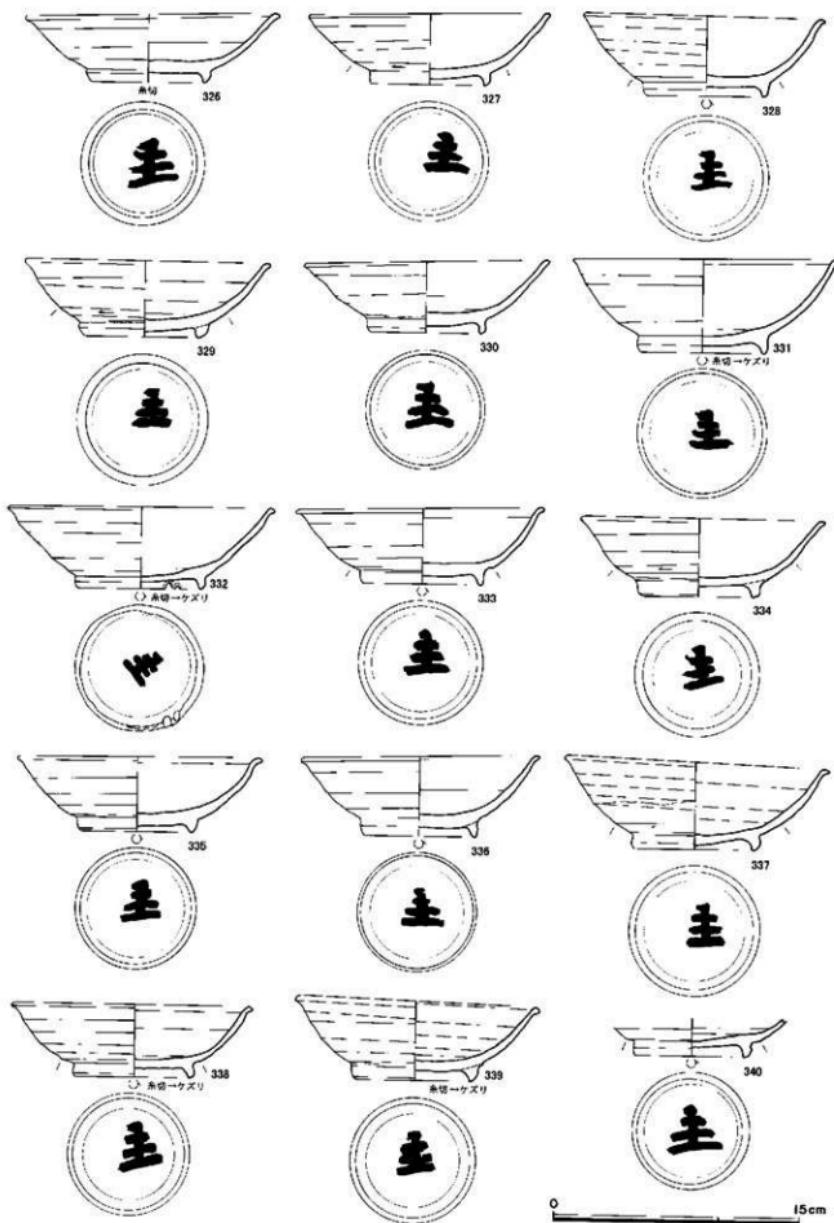
第73図 伊場遺跡墨書き土器実測図24 (284~296)



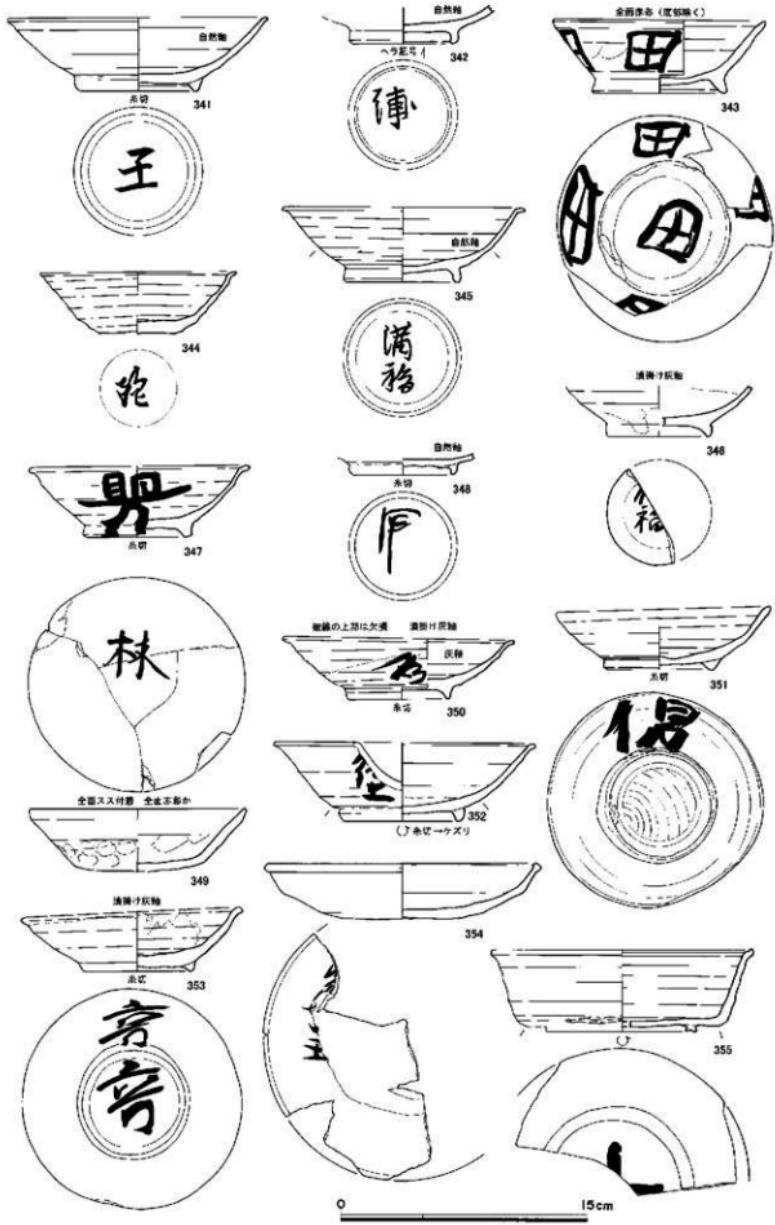
第74図 伊場遺跡墨書き土器実測図25 (297~310)



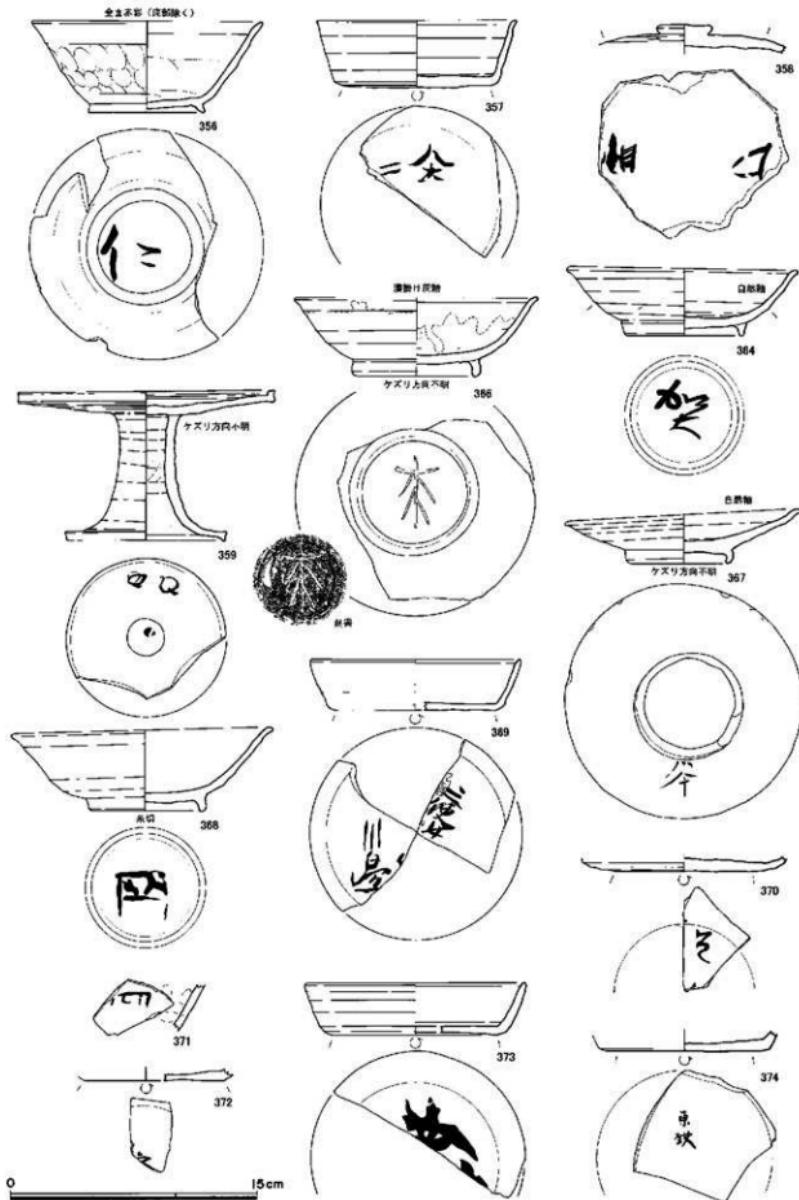
第75図 伊場遺跡墨書土器実測図26 (311~325)



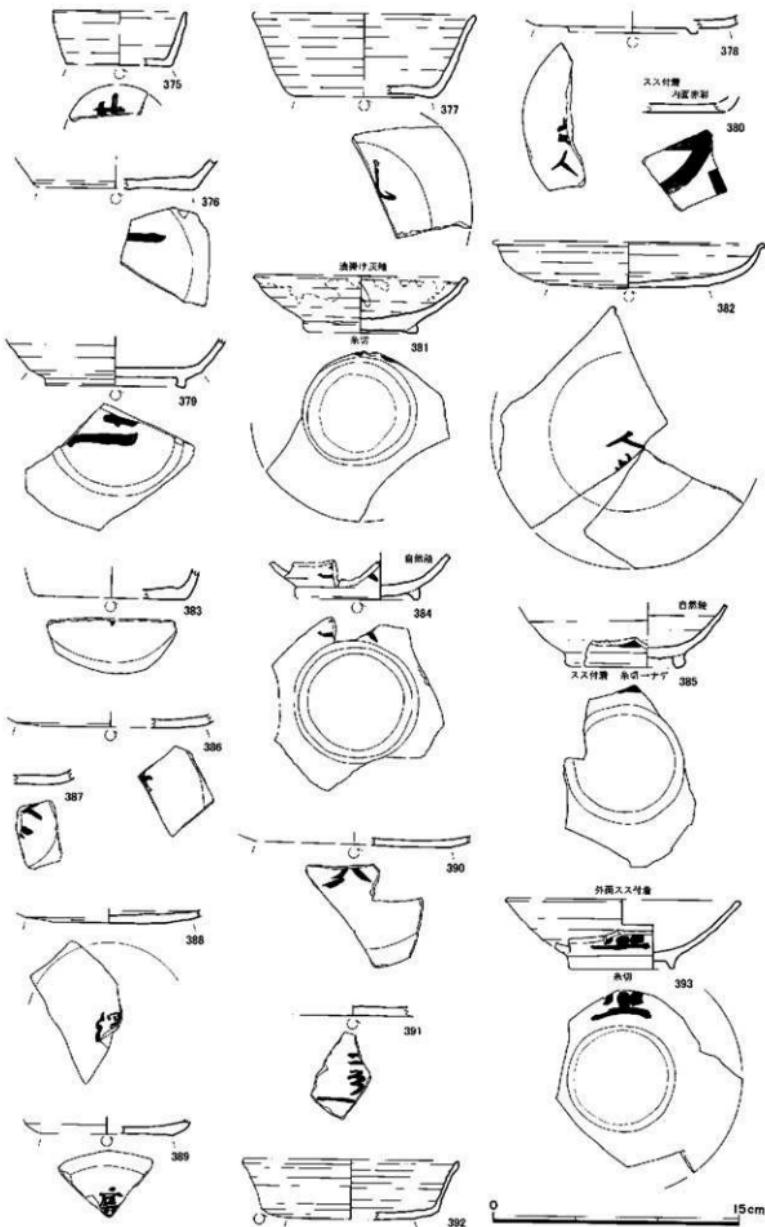
第76図 伊場遺跡墨書き土器実測図27 (326~340)



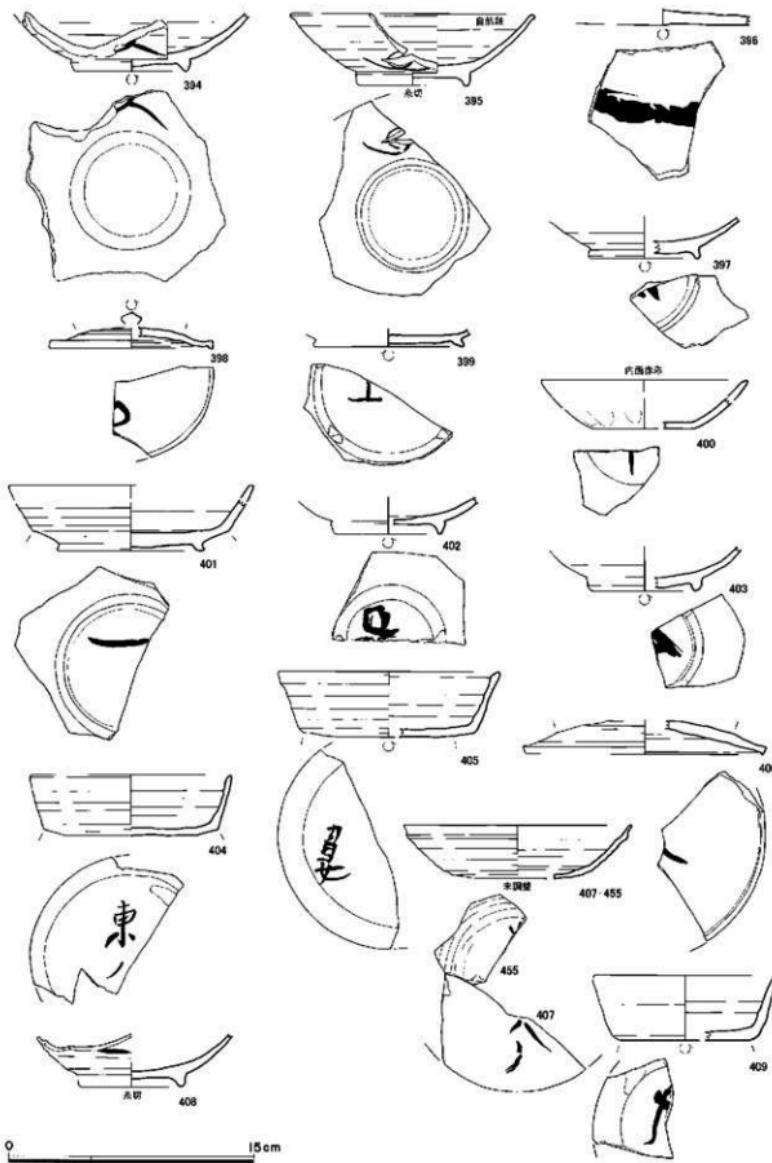
第77図 伊場遺跡墨書土器実測図28 (341~355)



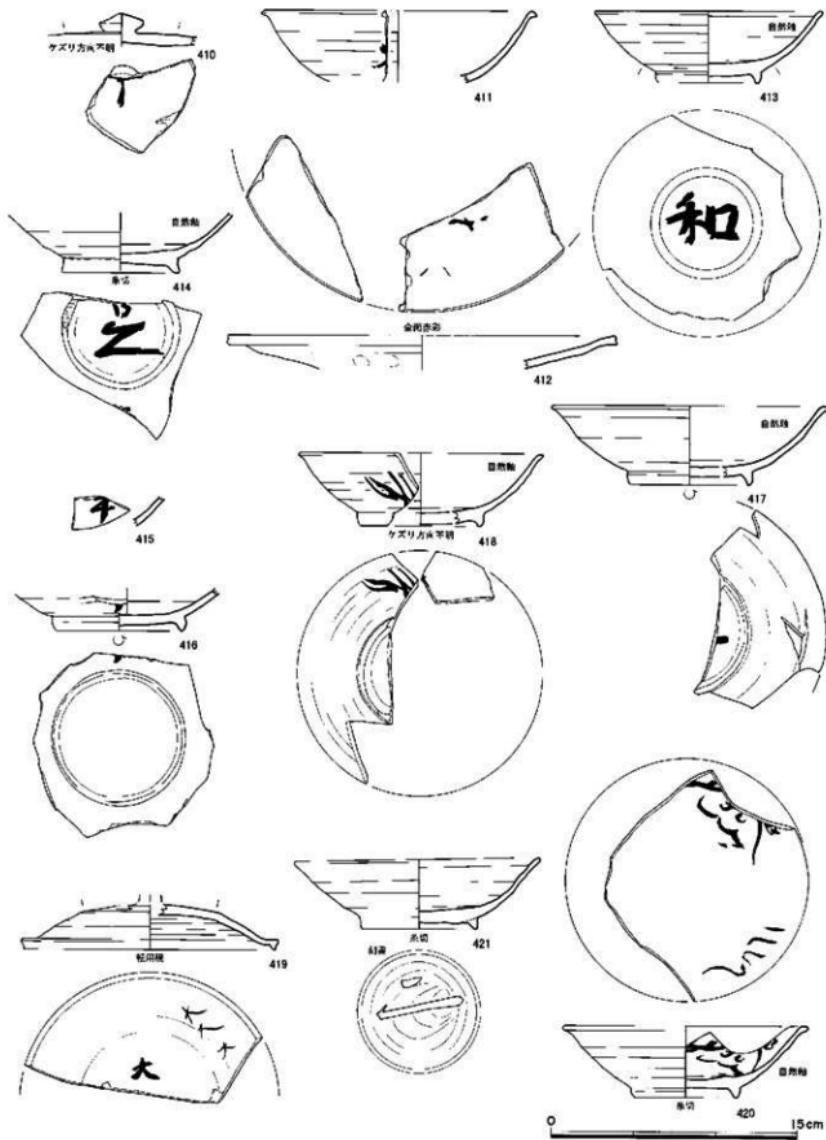
第78図 伊場遺跡墨書き土器実測図29 (356~374)



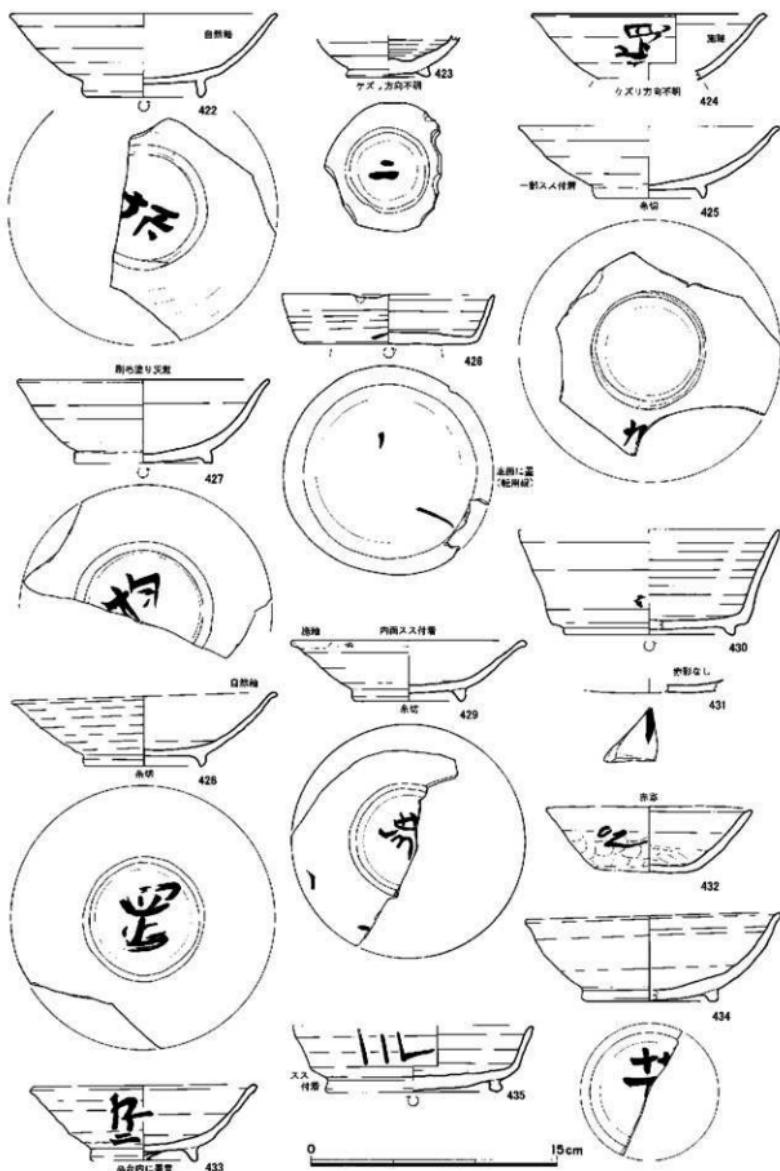
第79図 伊場遺跡墨書き土器実測図30 (375~393)



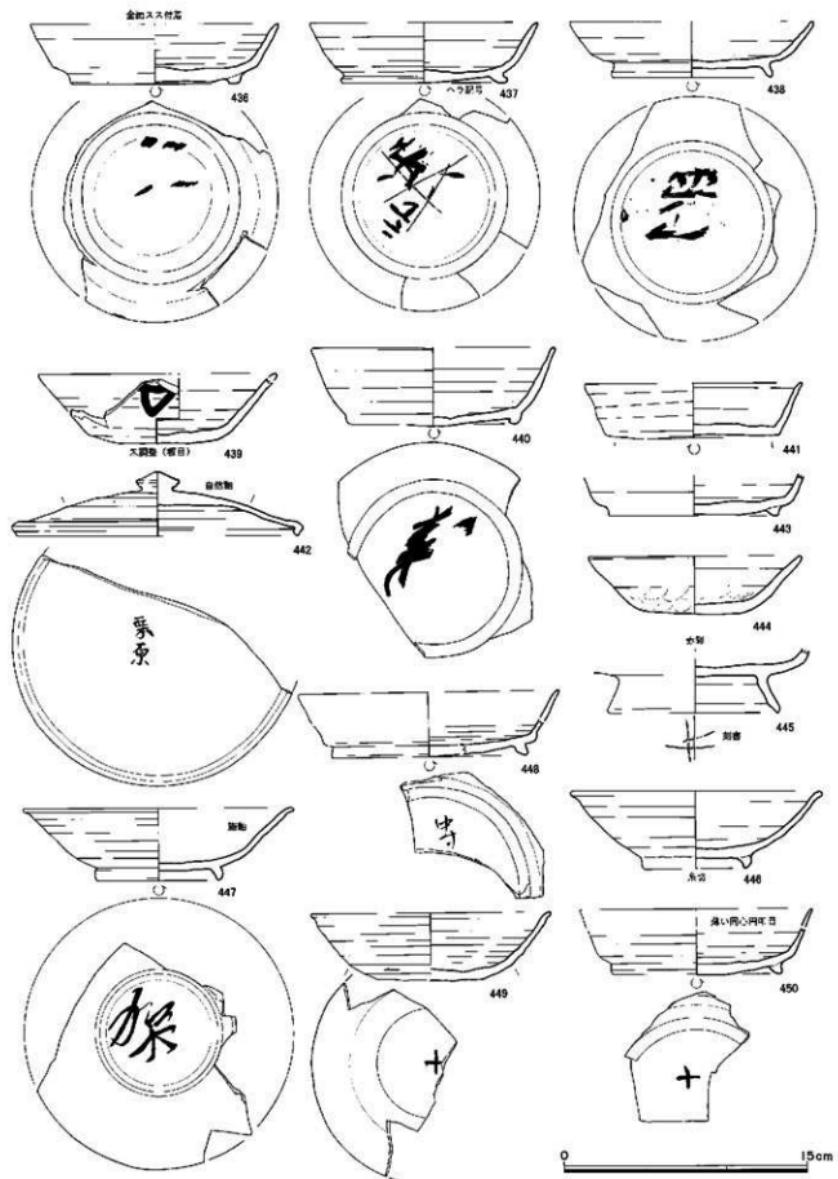
第80図 伊場遺跡墨書土器実測図31 (394~409)



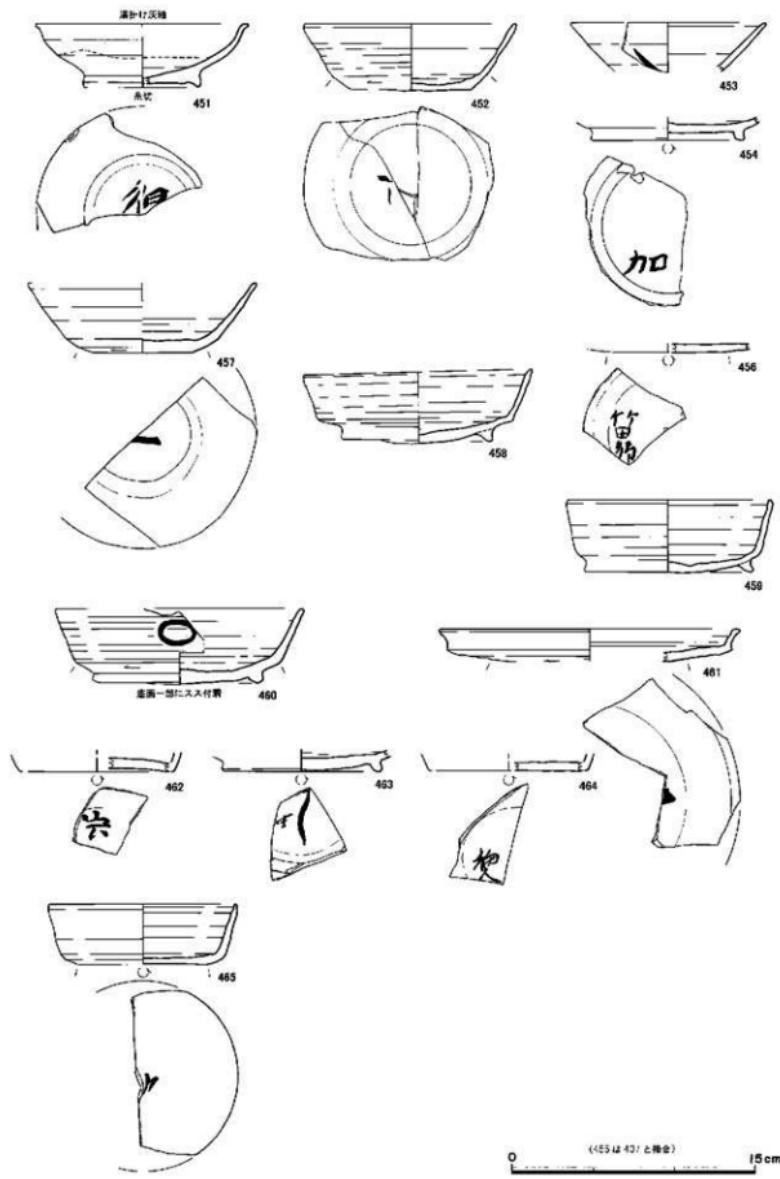
第81図 伊場遺跡墨書き土器実測図32 (410~421)



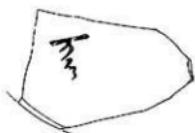
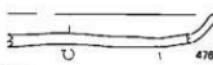
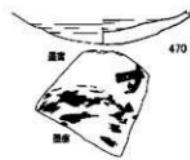
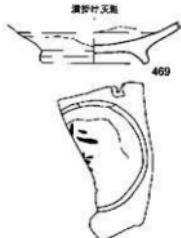
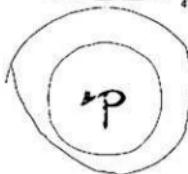
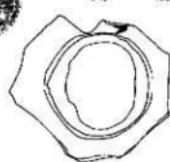
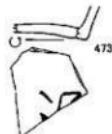
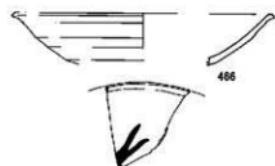
第82図 伊場遺跡墨書土器実測図33 (422~435)



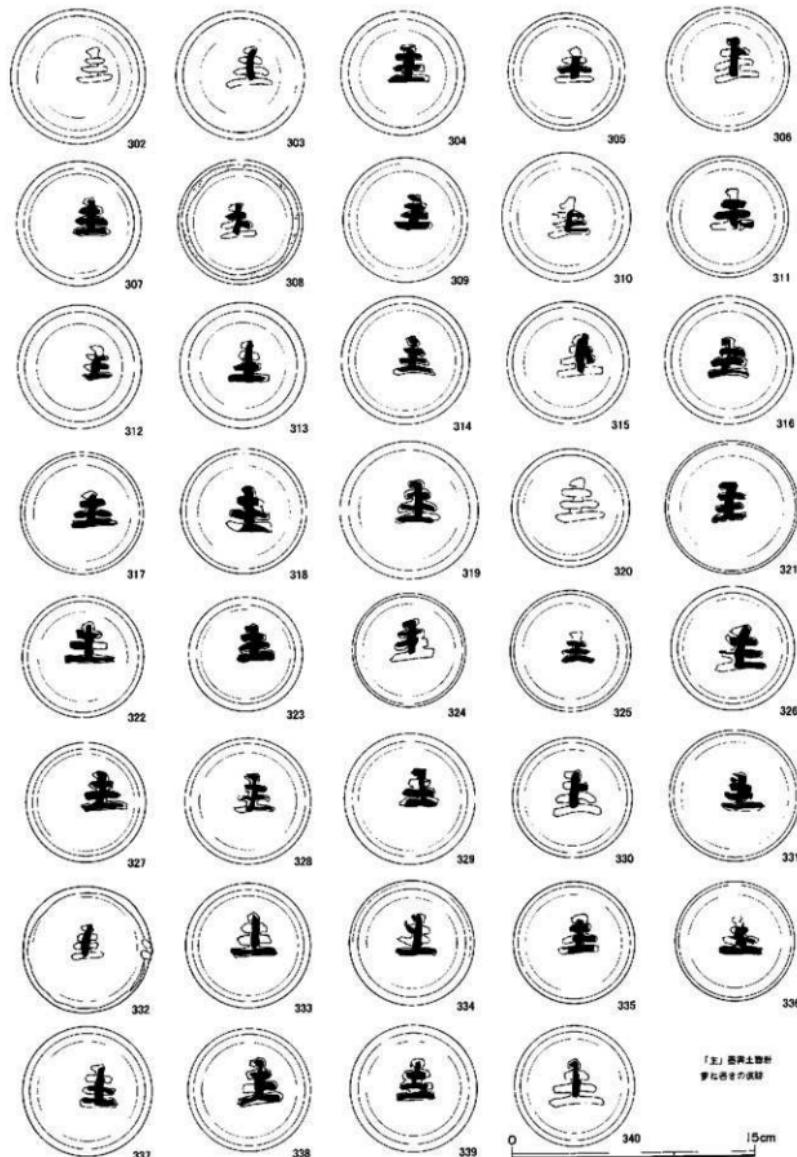
第83図 伊場遺跡墨書き土器実測図34 (436~450)



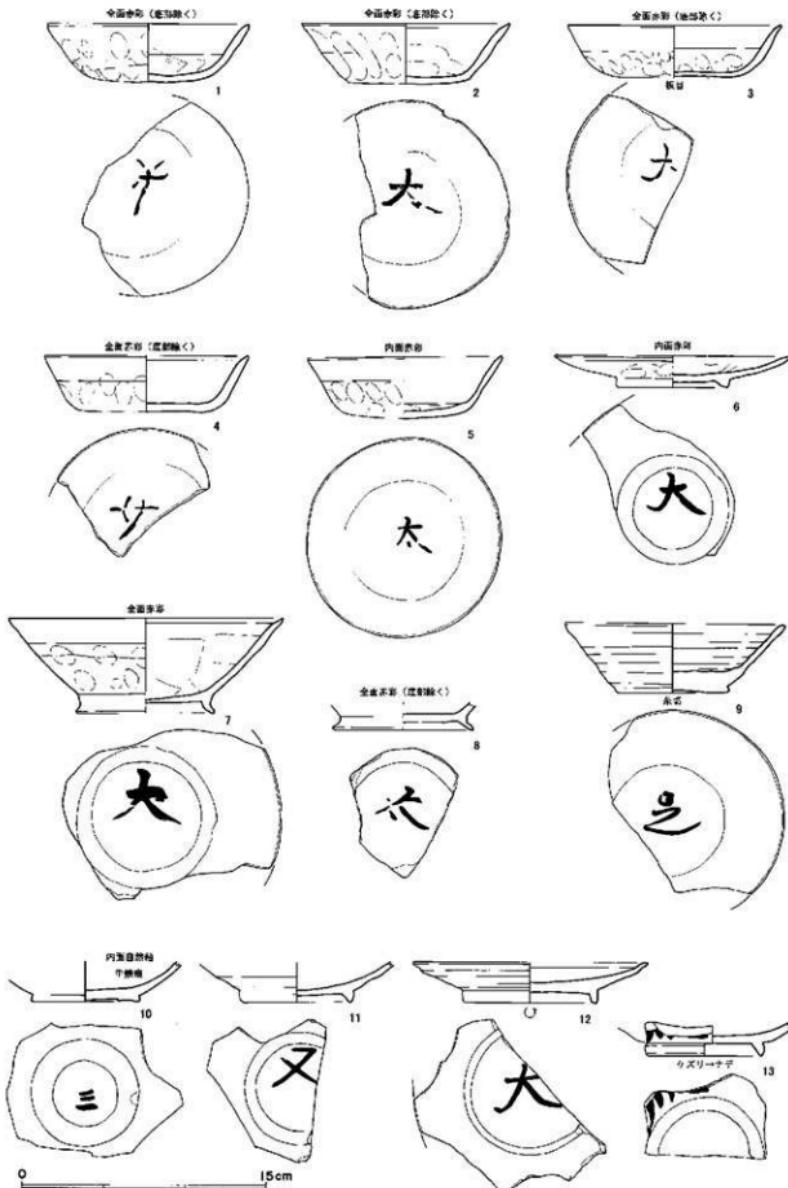
第84図 伊場遺跡墨書き土器実測図35 (451~465)



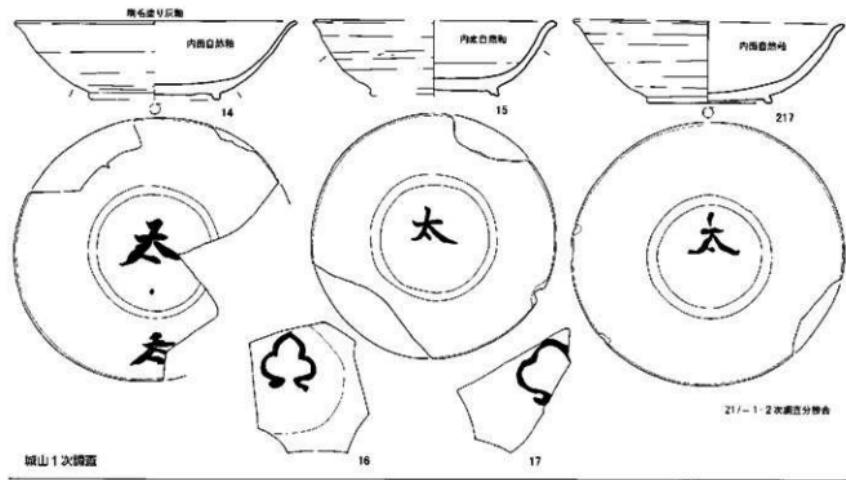
第85図 伊場遺跡墨書き器実測図36 (466~477)



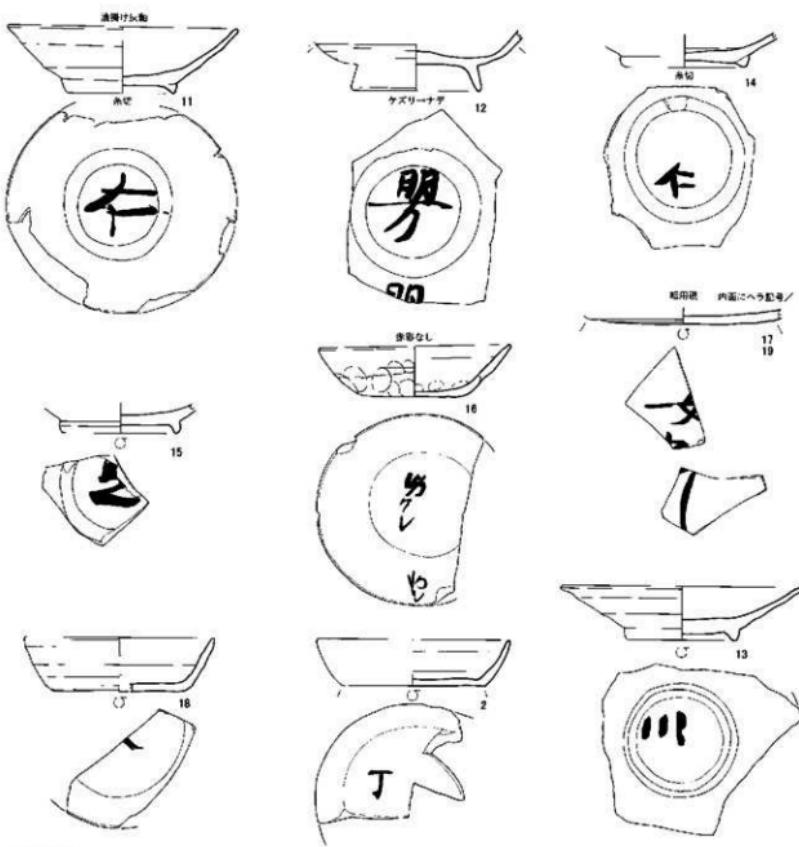
第86図 伊場遺跡墨書き器実測図37 「主」 302~340)



第87図 城山遺跡墨書土器実測図1 (1次1~13)



第88図 城山遺跡墨書き土器実測図2 (1次14~17・217, 2次1~10)

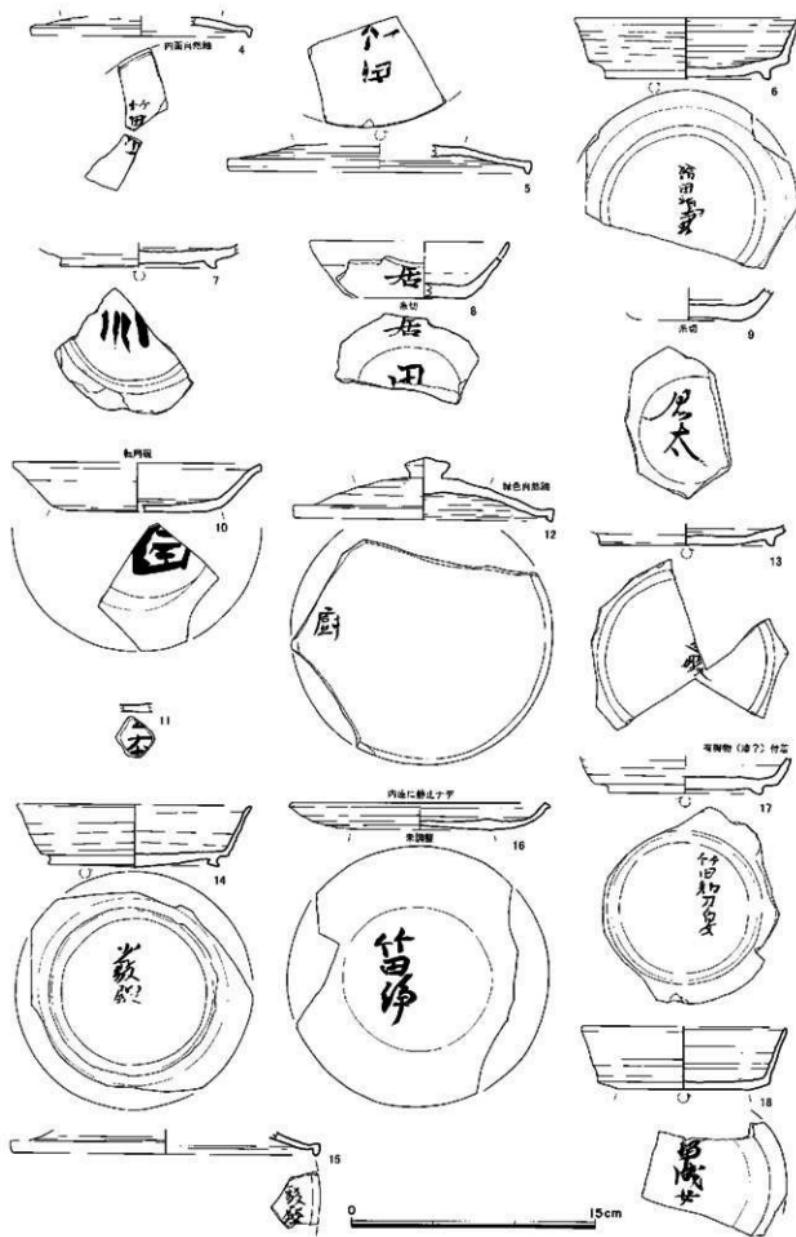


城山2次調査

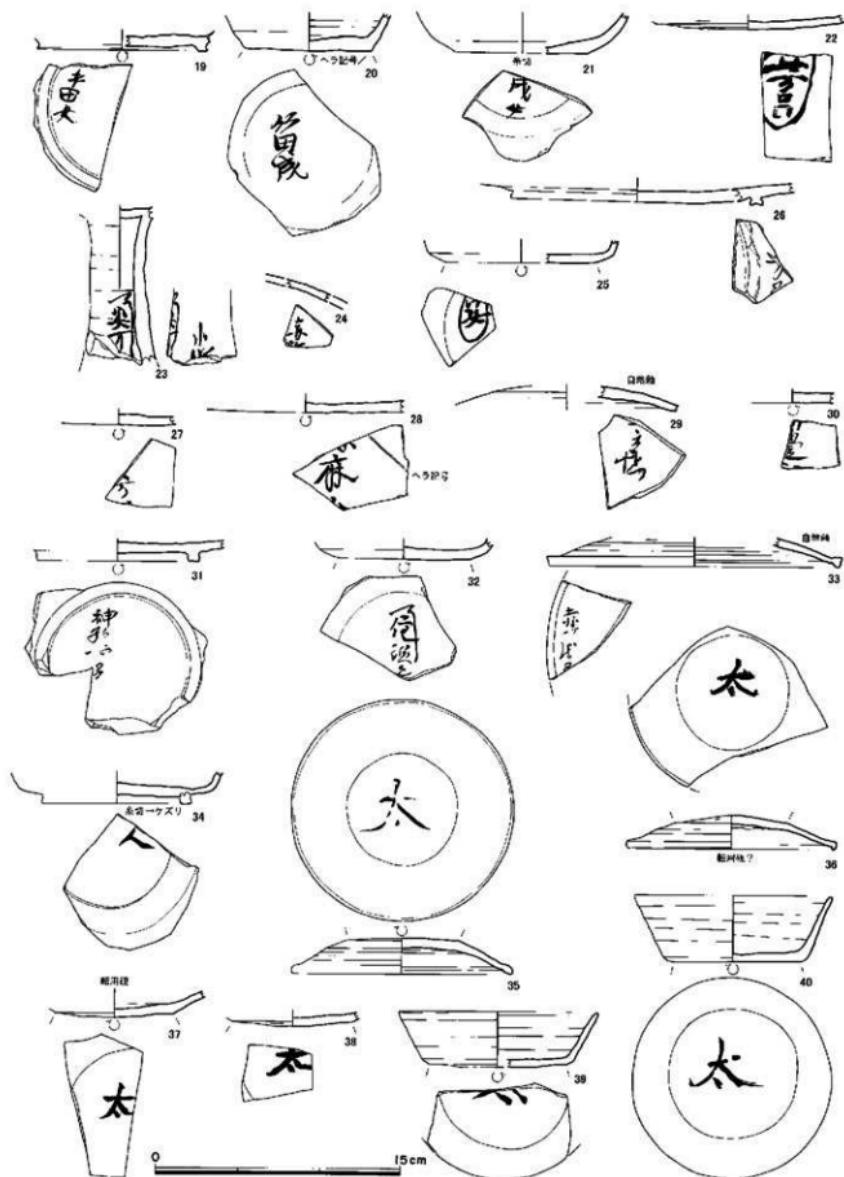
城山3次調査



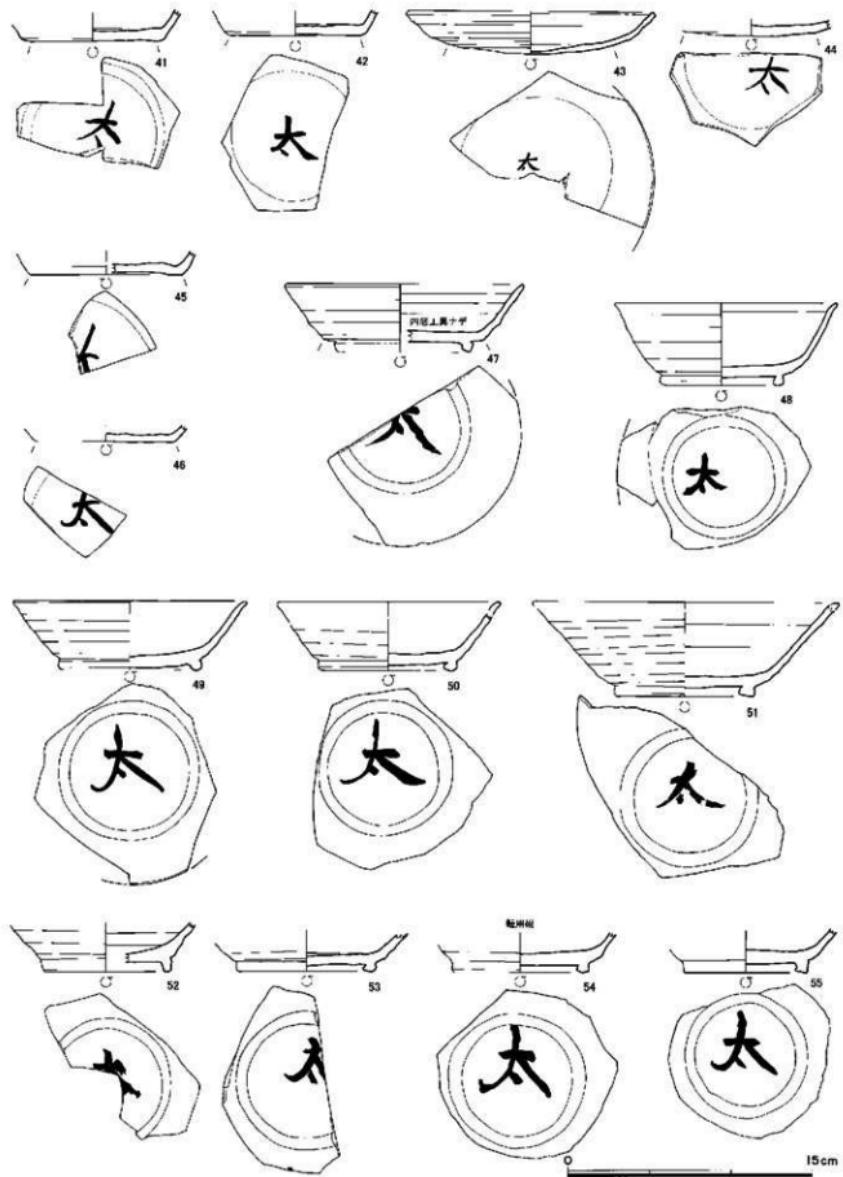
第89図 城山遺跡墨書土器実測図3 (2次11~19, 3次1~3)



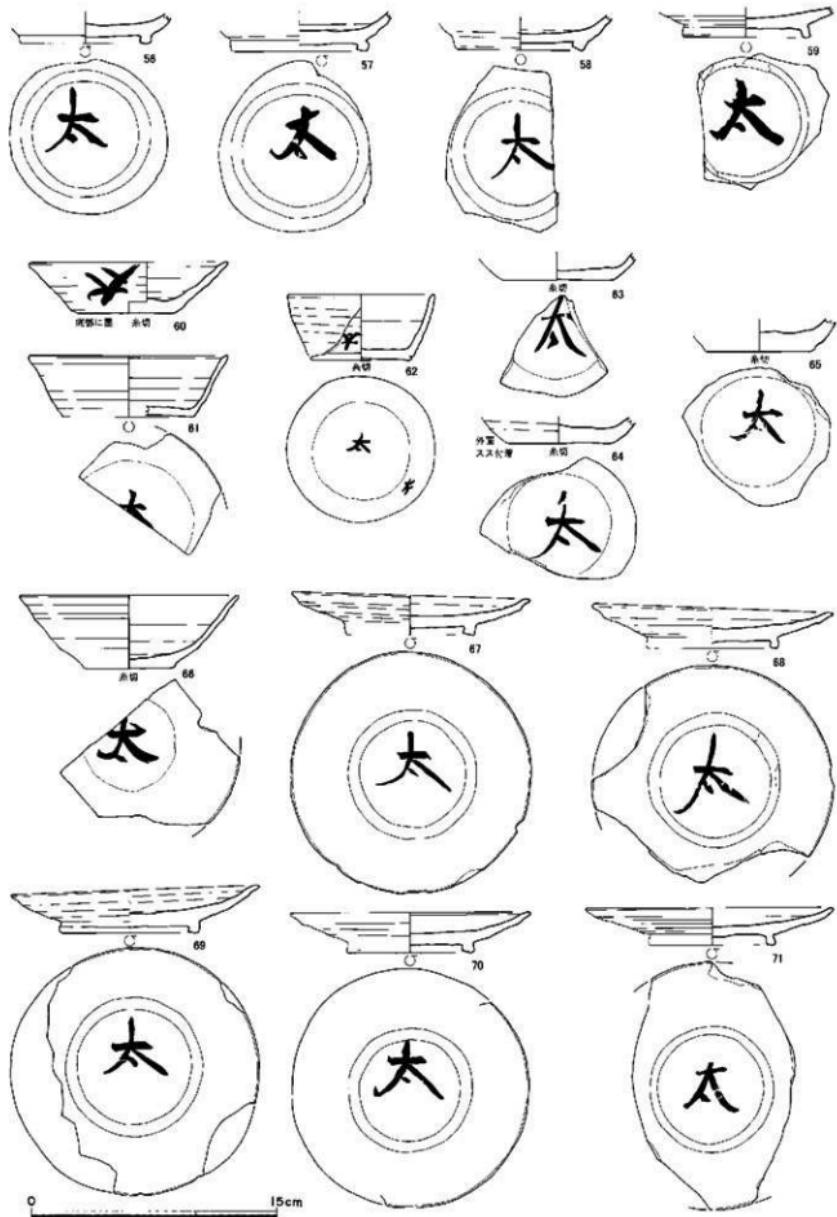
第90図 城山遺跡墨書き土器実測図4 (3次4~18)



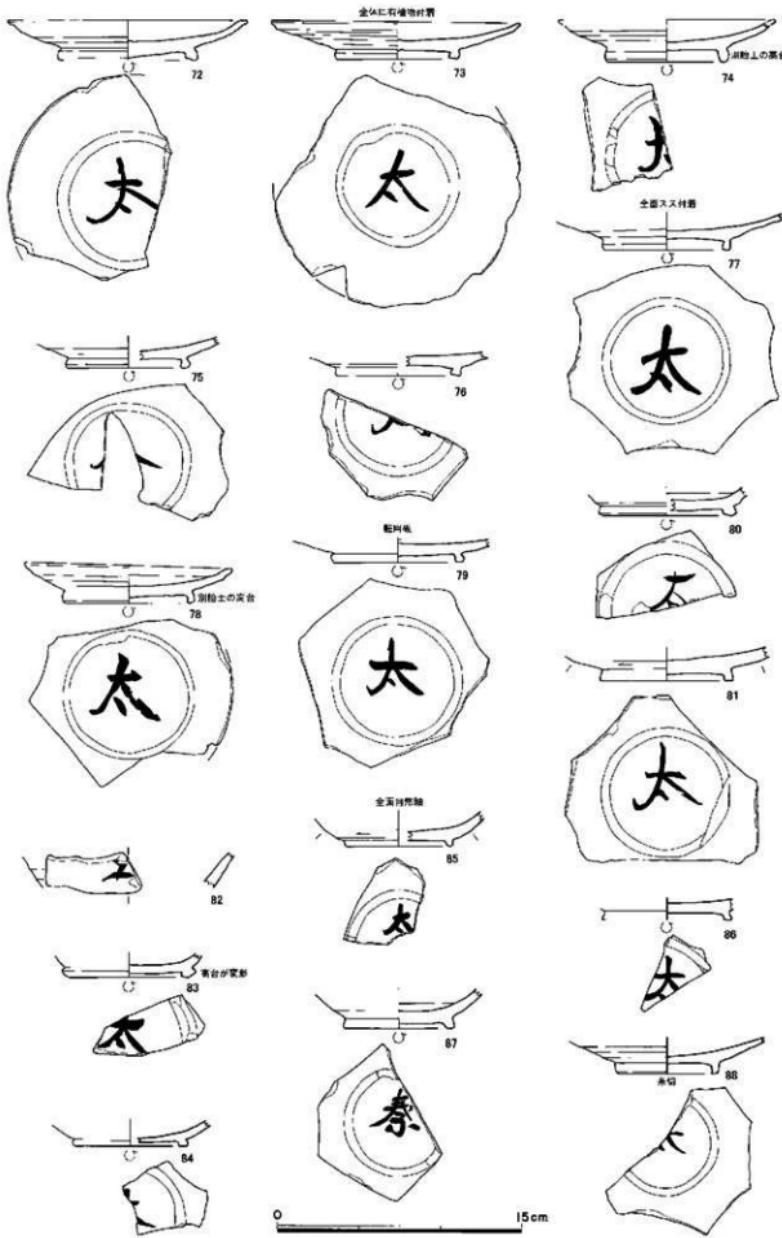
第91図 城山遺跡墨書き土器実測図 5 (3次19~40)



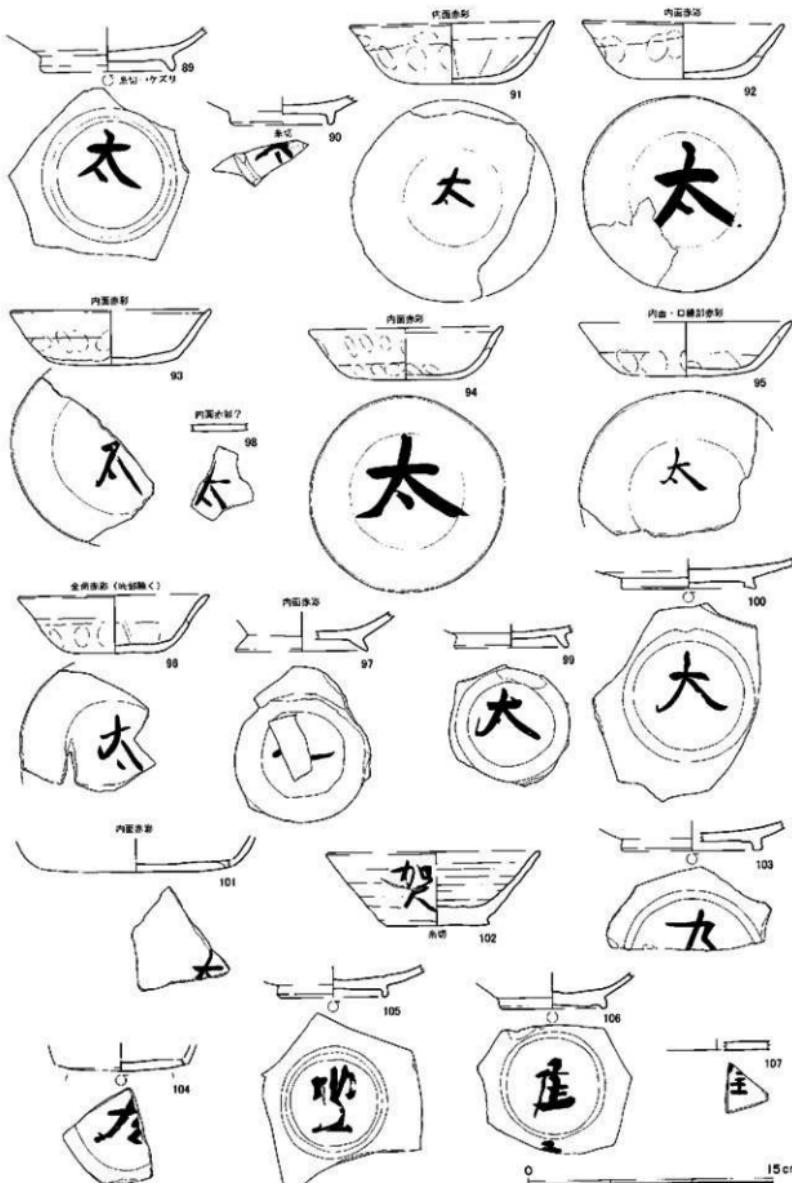
第92図 城山遺跡墨書土器実測図 6 (3次41~55)



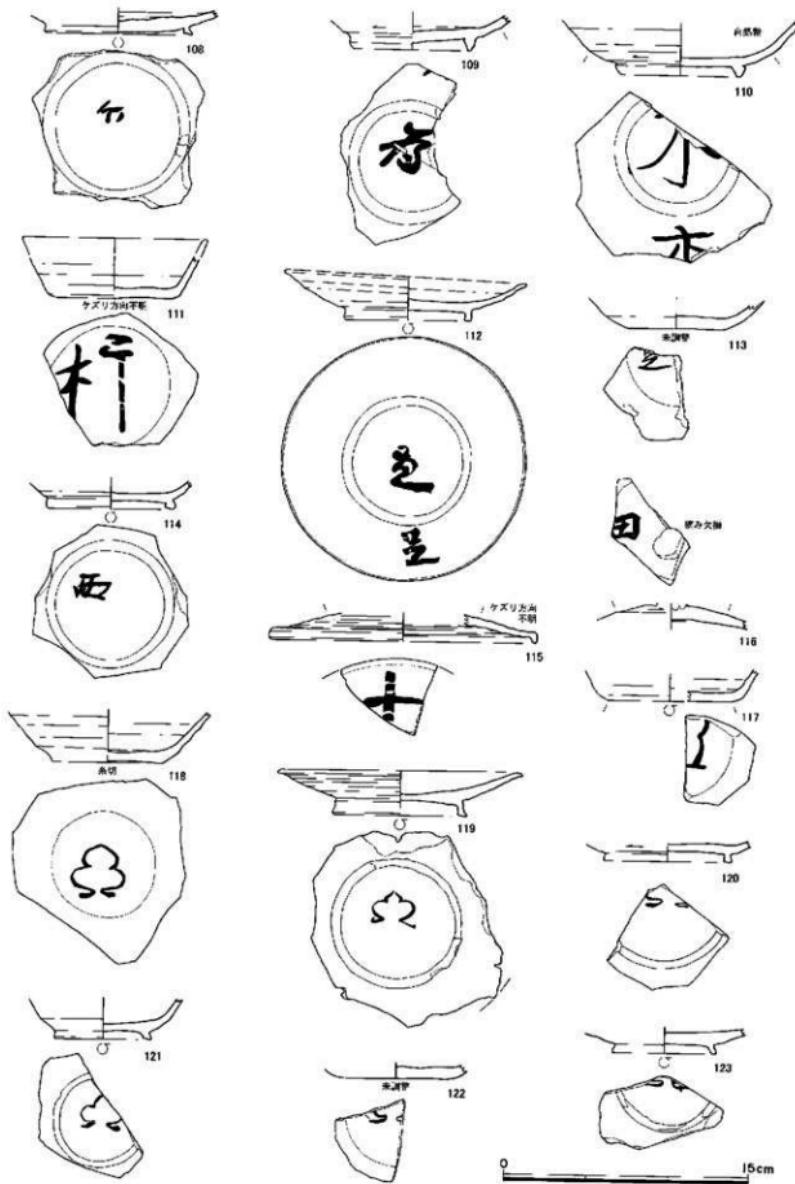
第93図 城山遺跡墨書土器実測図7 (3次56~71)



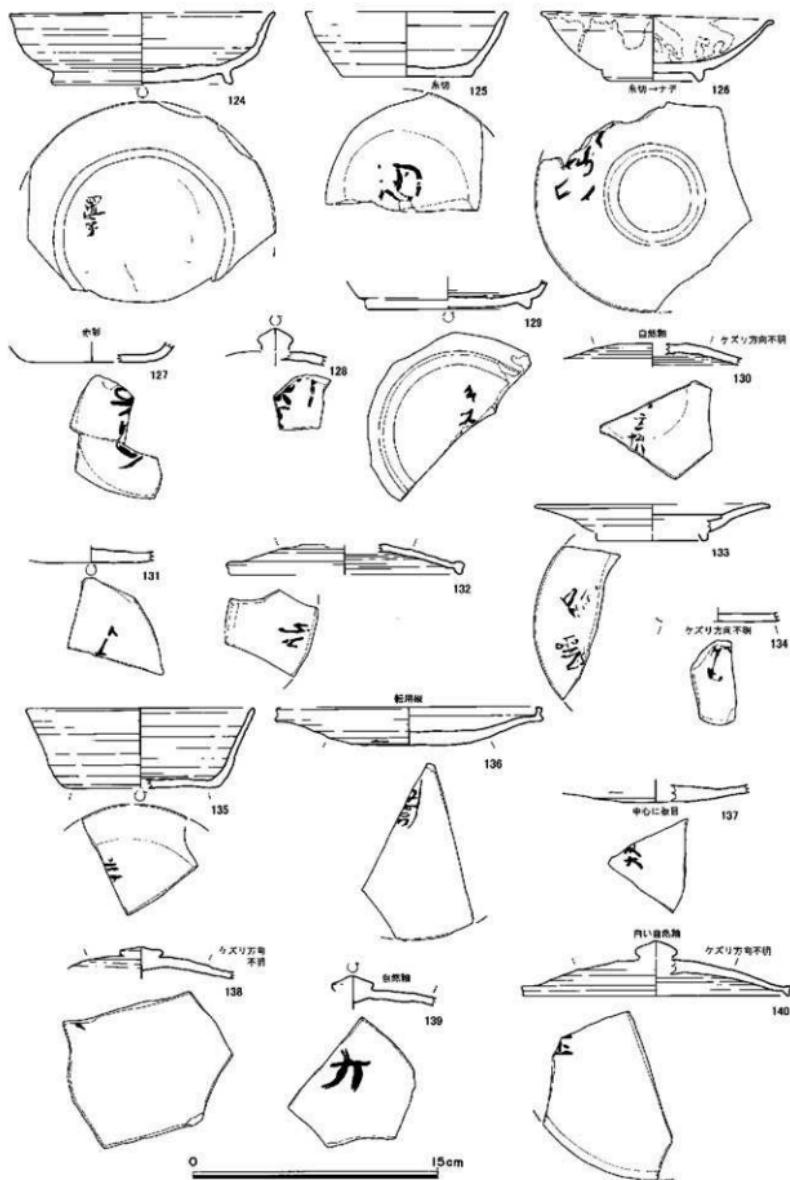
第94図 城山遺跡墨書き土器実測図 8 (3次72~88)



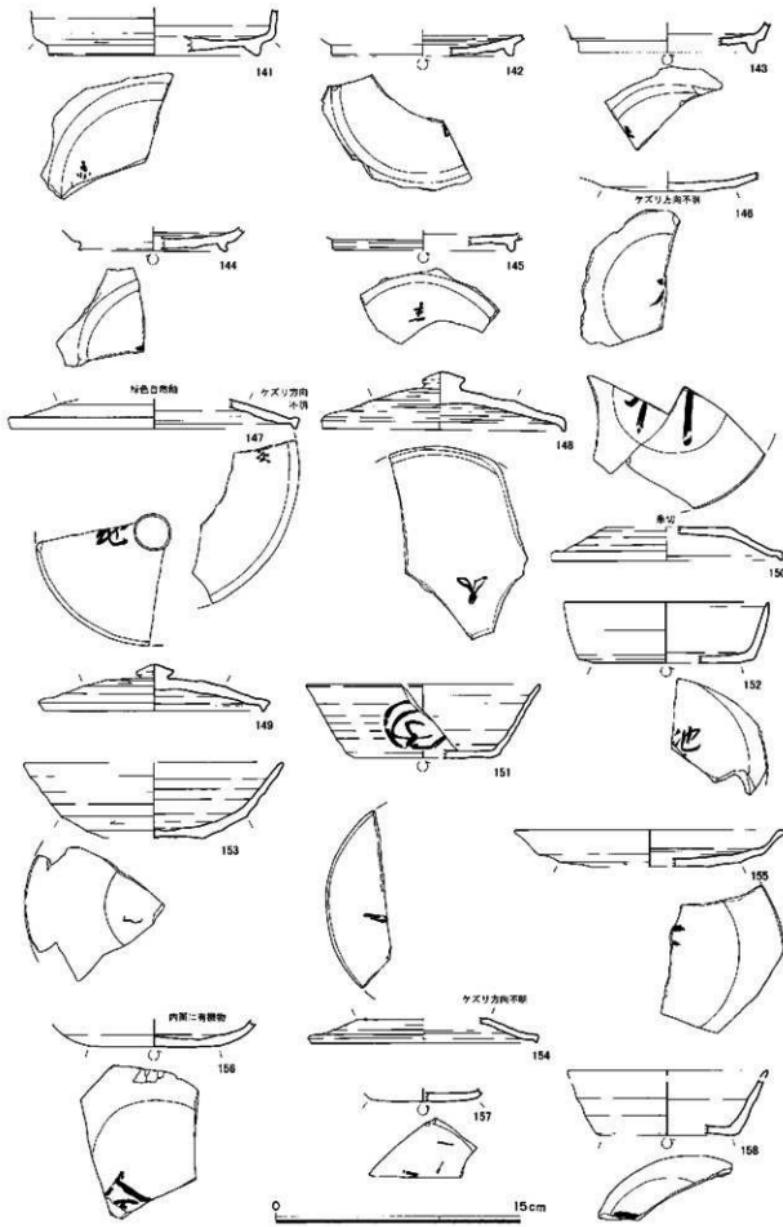
第95図 城山遺跡墨書土器実測図9 (3次89~107)



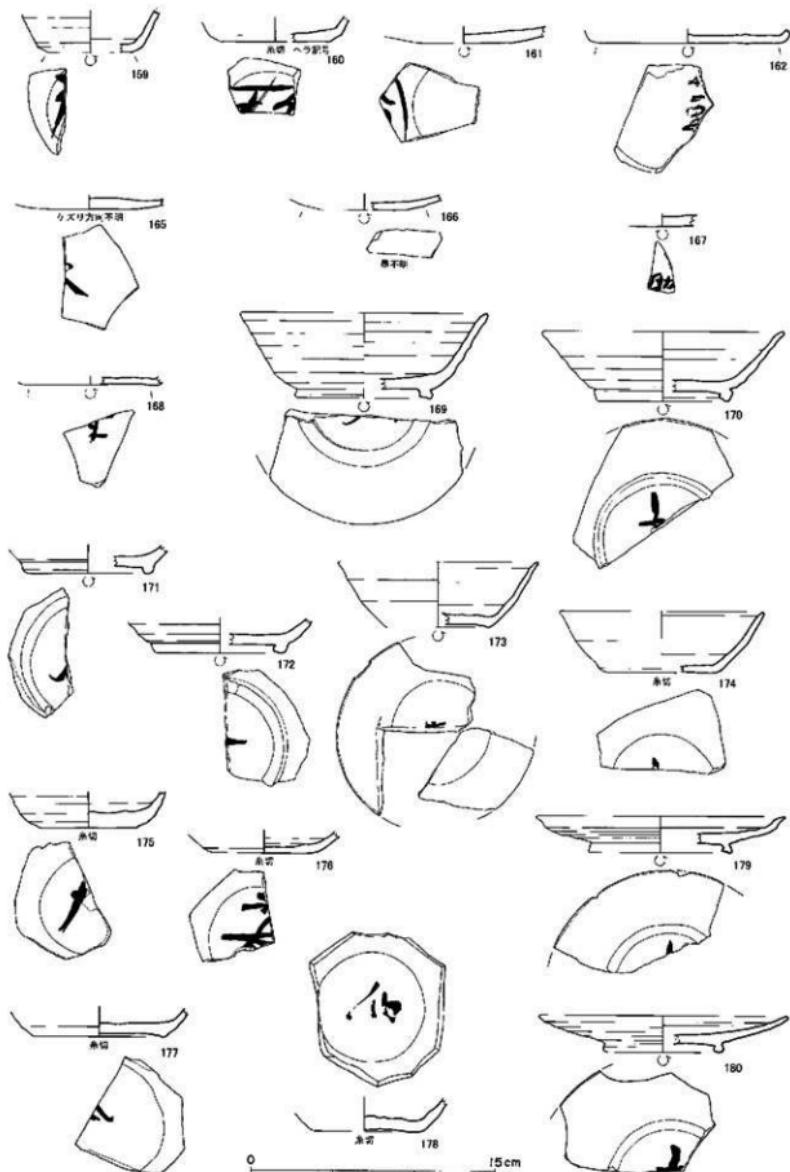
第96図 城山遺跡墨書土器実測図10 (3次108~123)



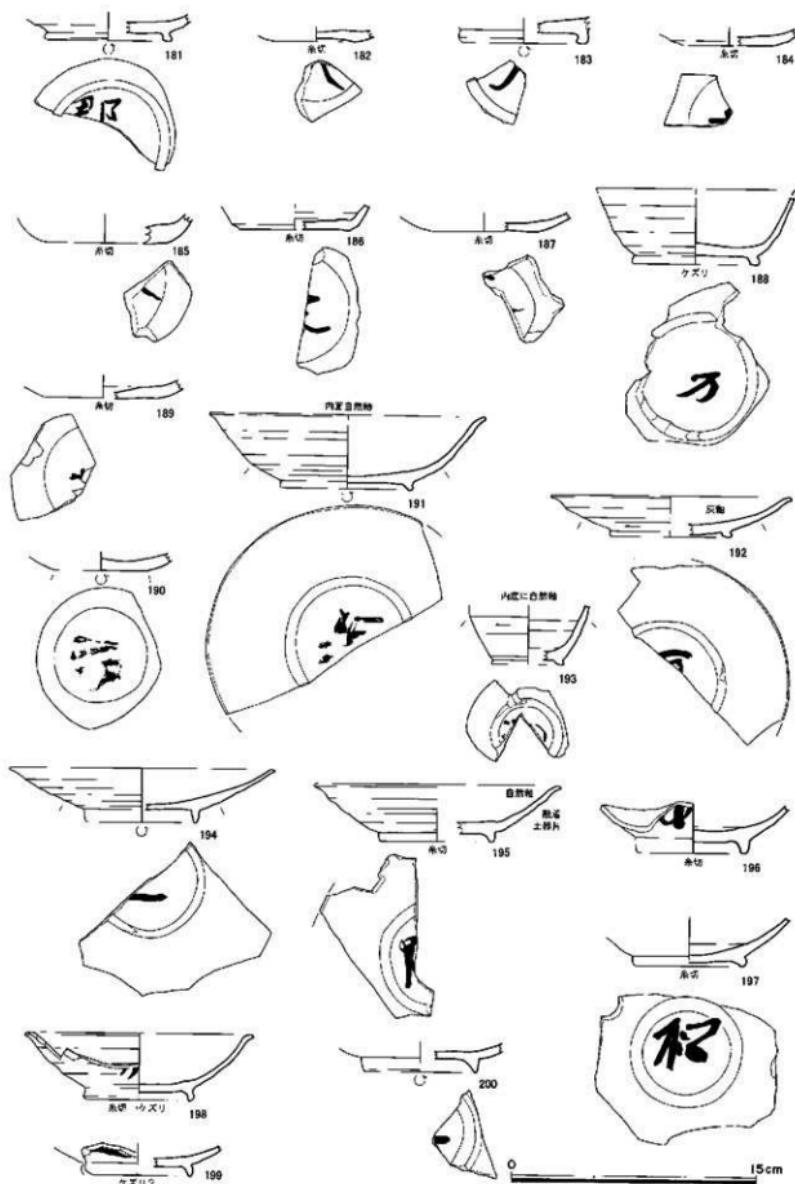
第97図 城山遺跡墨書き土器実測図11 (3次124~140)



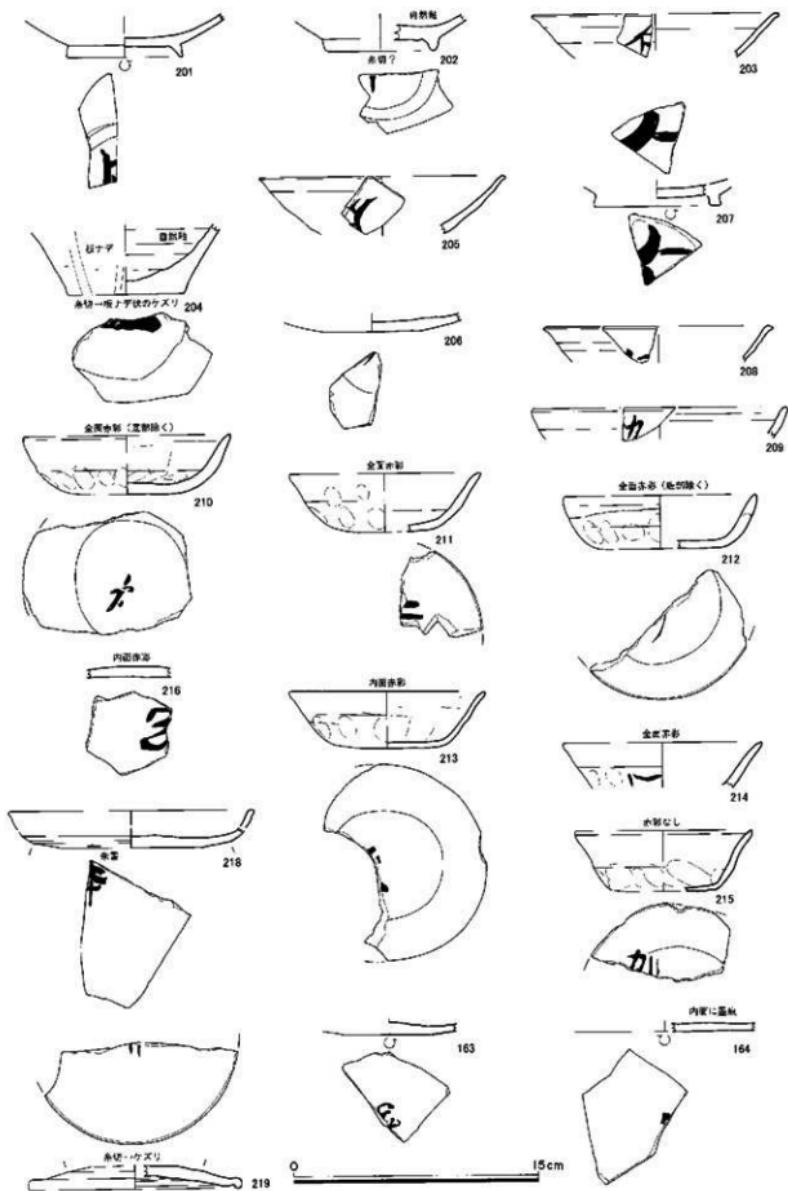
第98図 城山遺跡墨書き土器実測図12 (3次141~158)



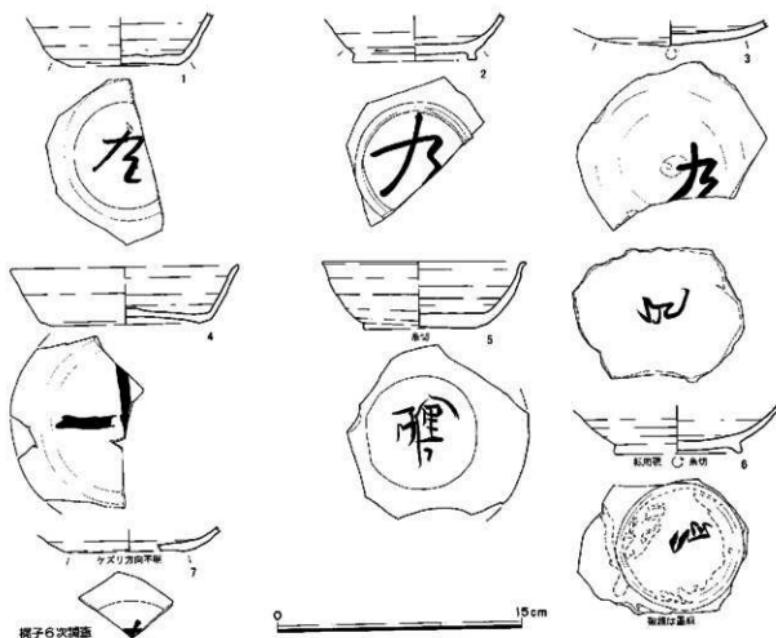
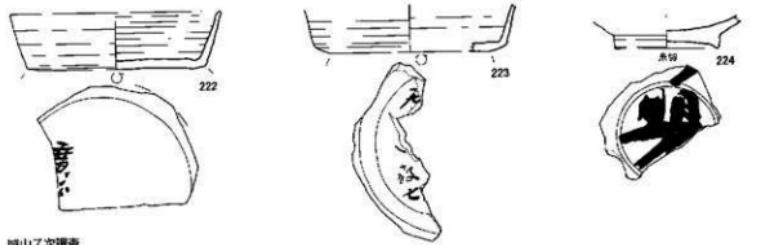
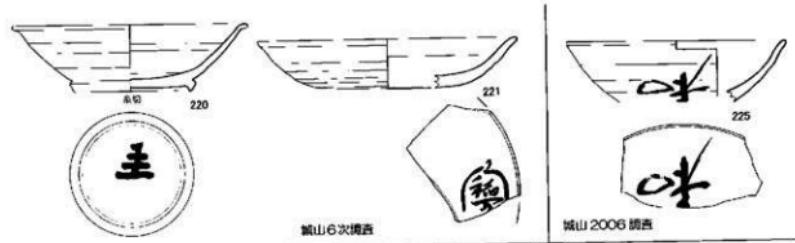
第99図 城山遺跡墨書き土器実測図13 (3次159~180)



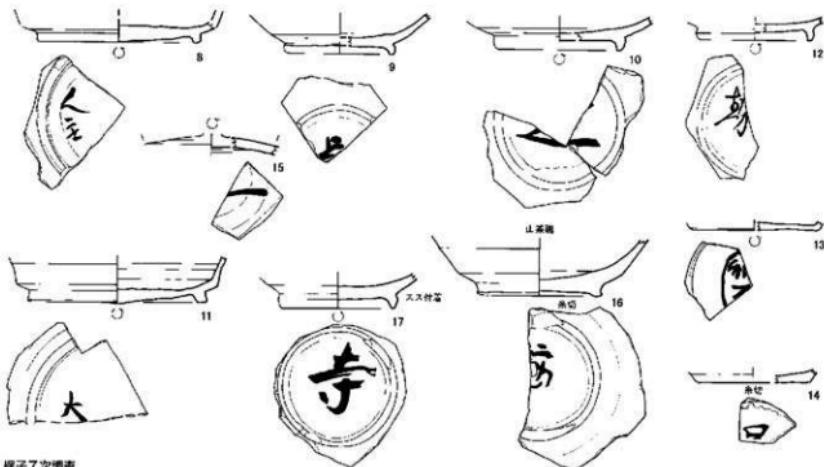
第100図 城山遺跡墨書土器実測図14 (3次181~200)



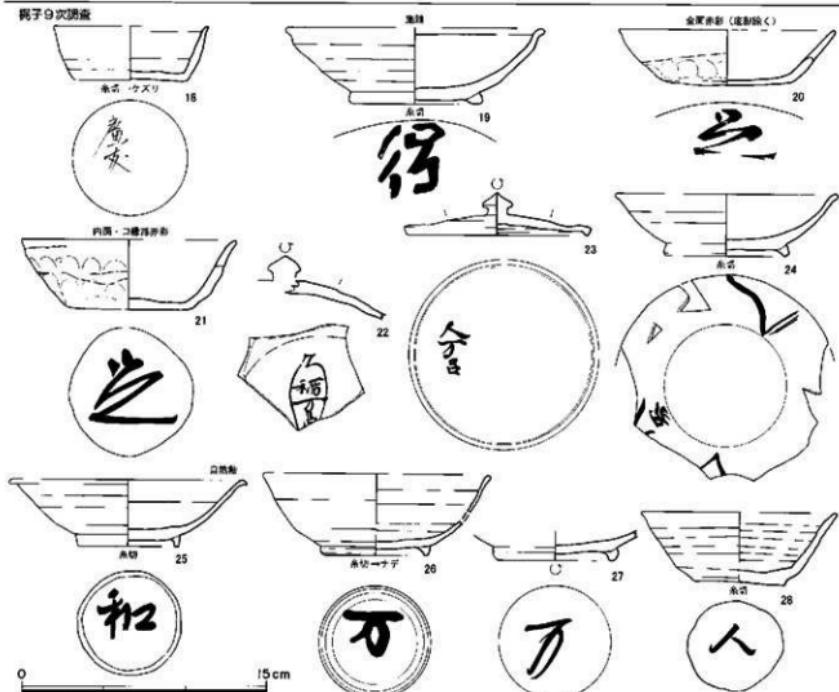
第101図 城山遺跡墨書き土器実測図15 (3次201~219・163・164)



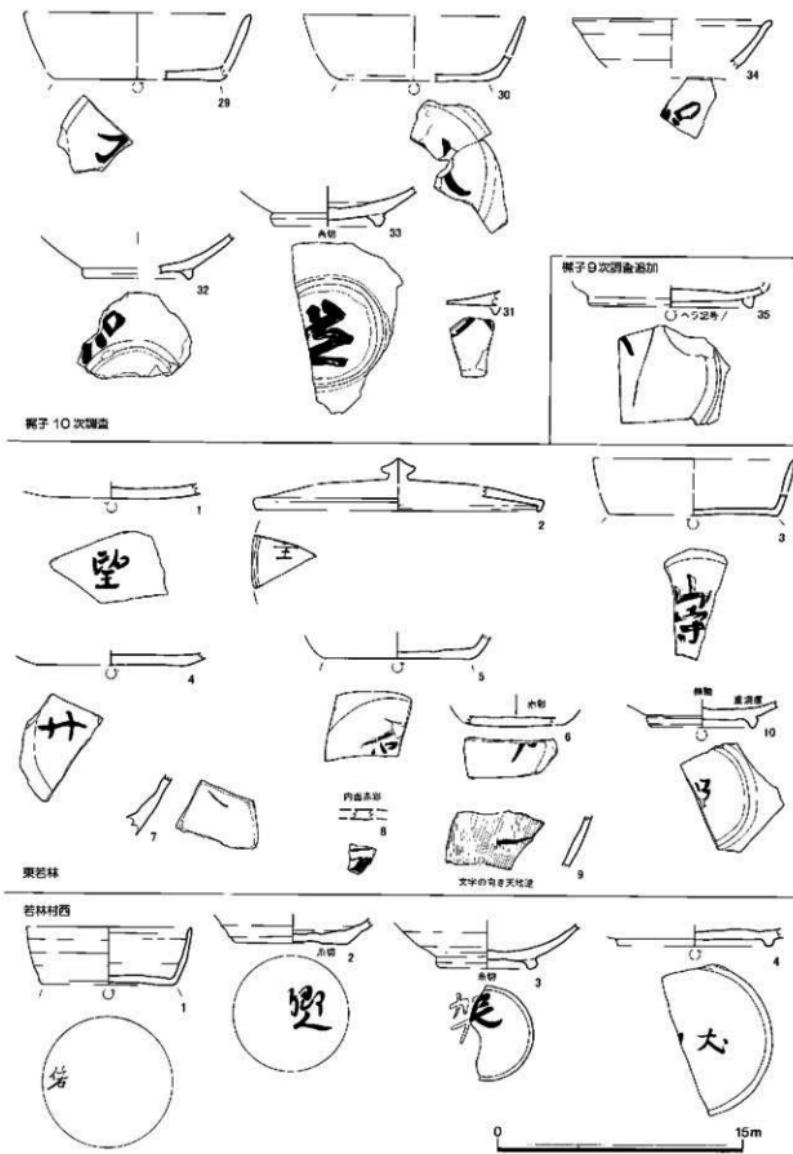
第102図 城山遺跡他墨書土器実測図16 (6次220・221, 7次222~224, 城2006 - 225, 梓子6次1~7)



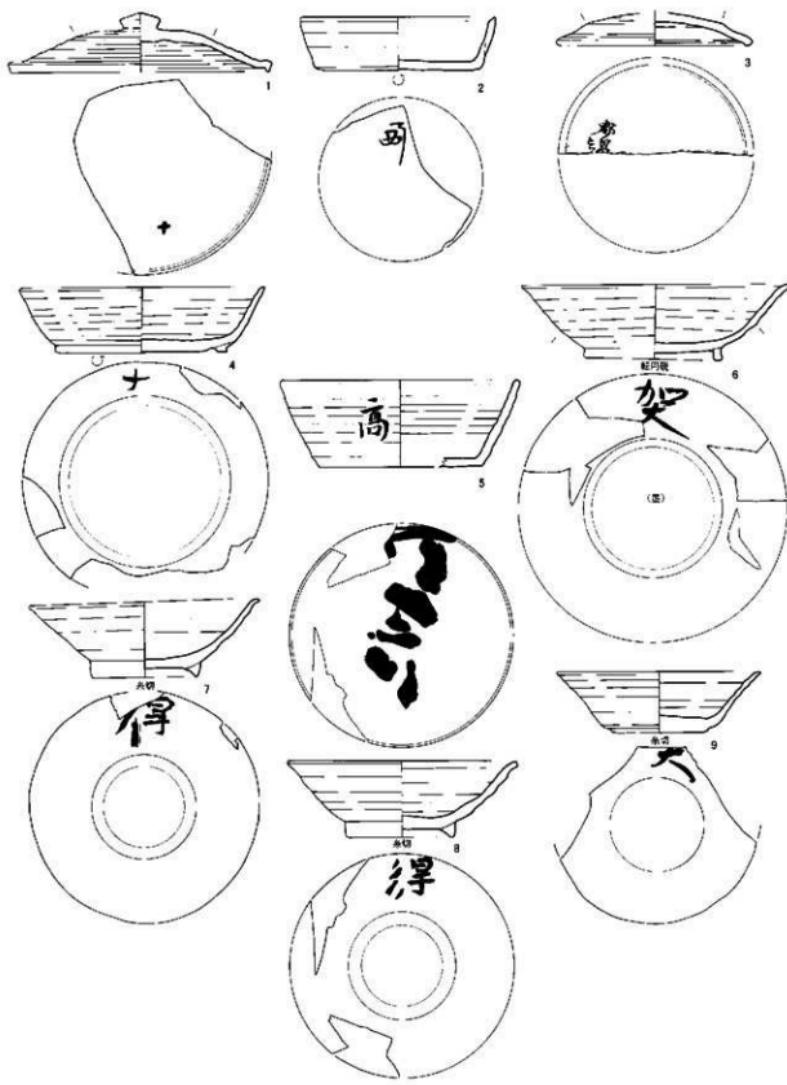
梶子7次廻直



第103図 梶子遺跡墨書き土器実測図 (7次6~14, 9次18~28)



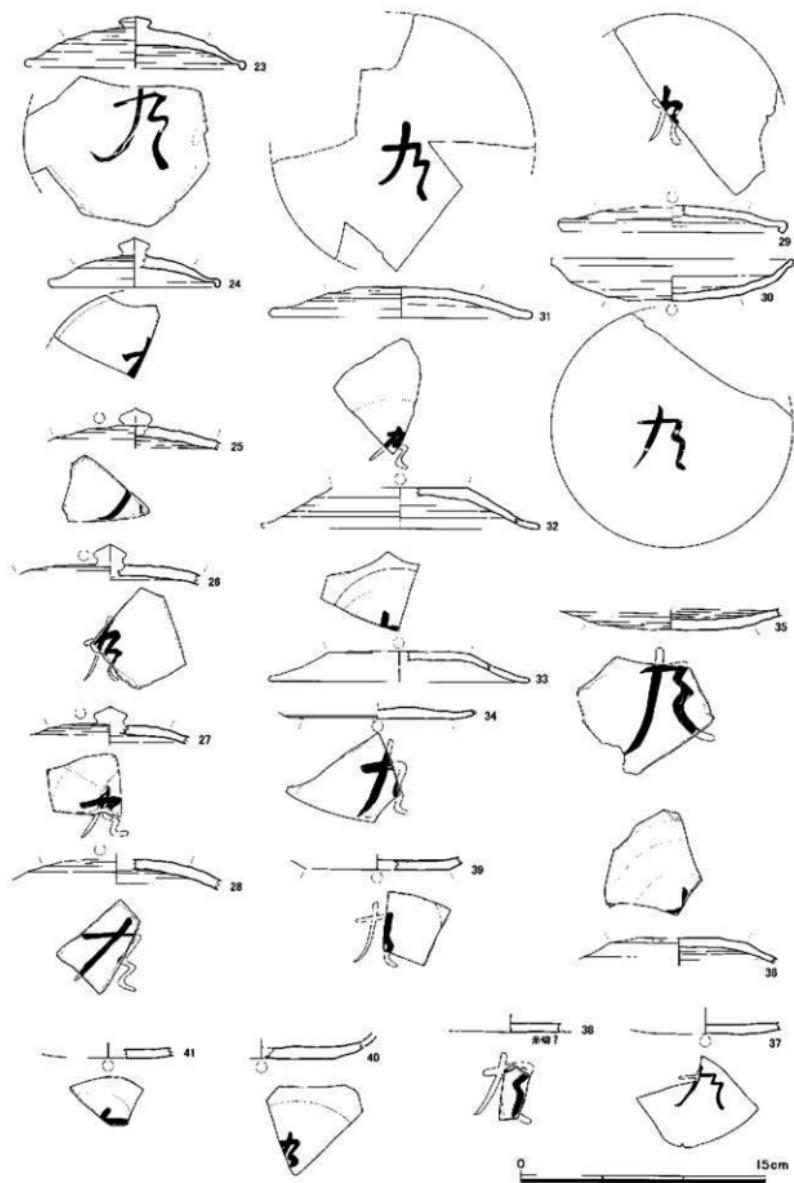
第104図 梶子遺跡他墨書土器実測図 (10次29~34, 9次35, 東若林1~10, 村西1~4)



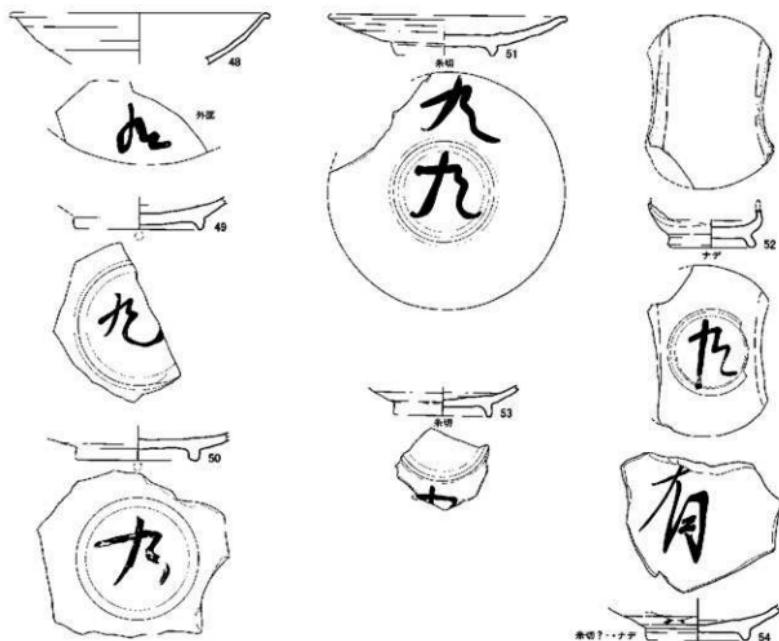
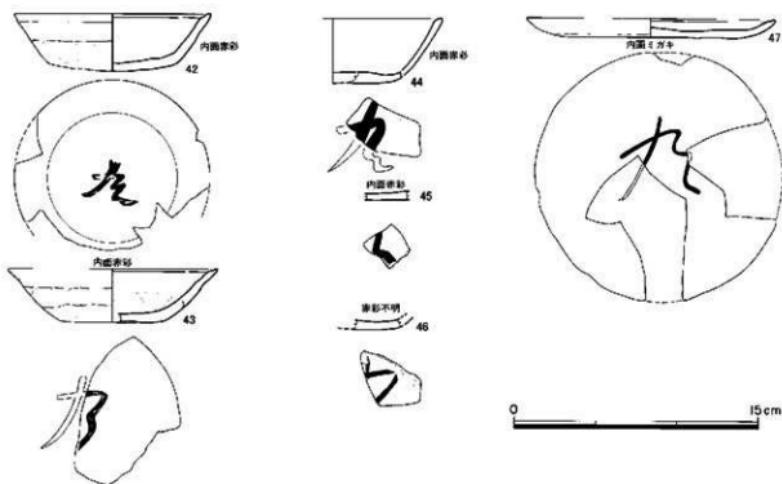
第105図 九反田遺跡墨書き土器実測図 (1~9)



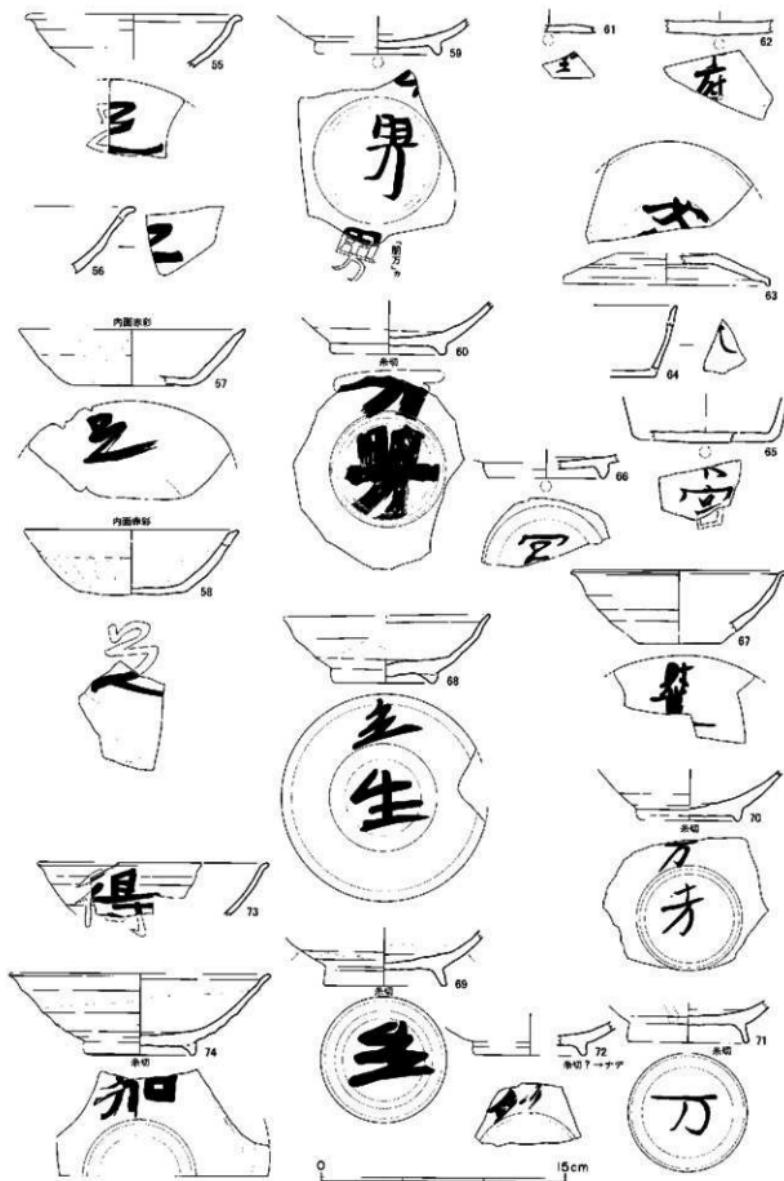
第106図 梶子北遺跡墨書土器実測図1 (1~22)



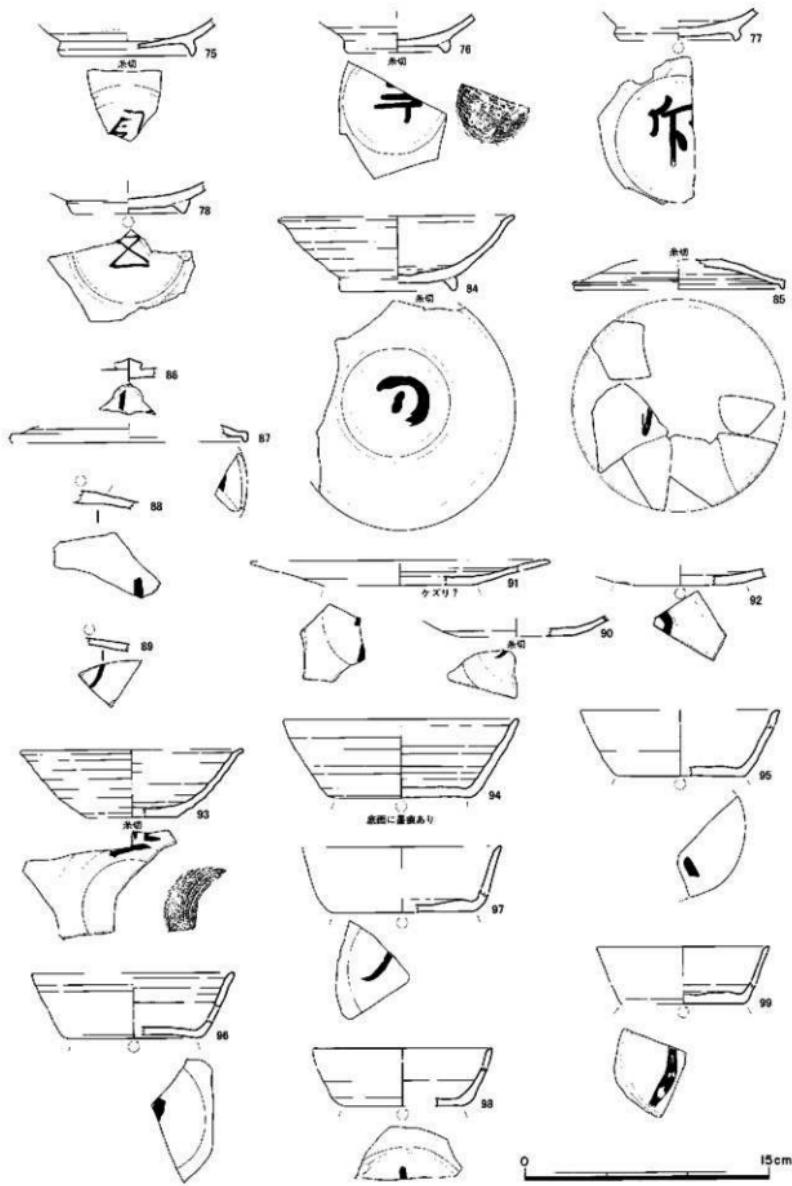
第107図 梶子北遺跡墨書き土器実測図2 (23~41)



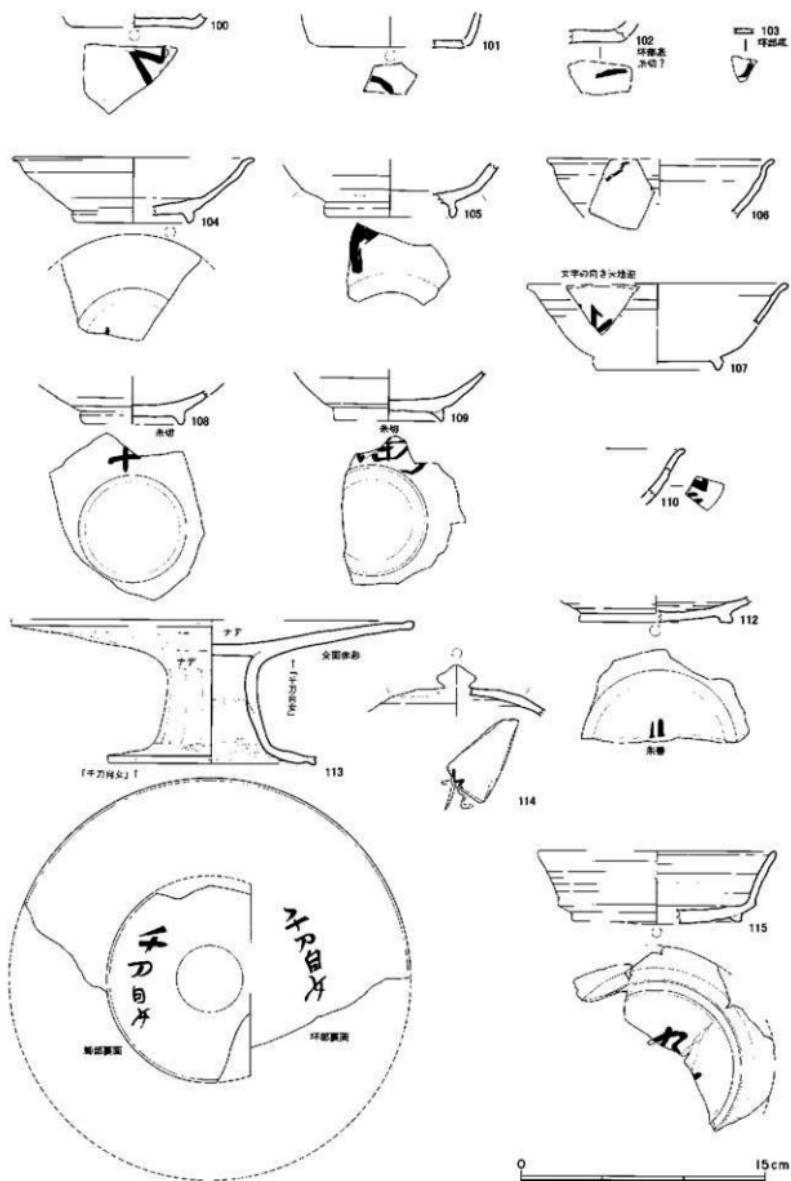
第108図 梶子北遺跡墨書き土器実測図3 (42~54)



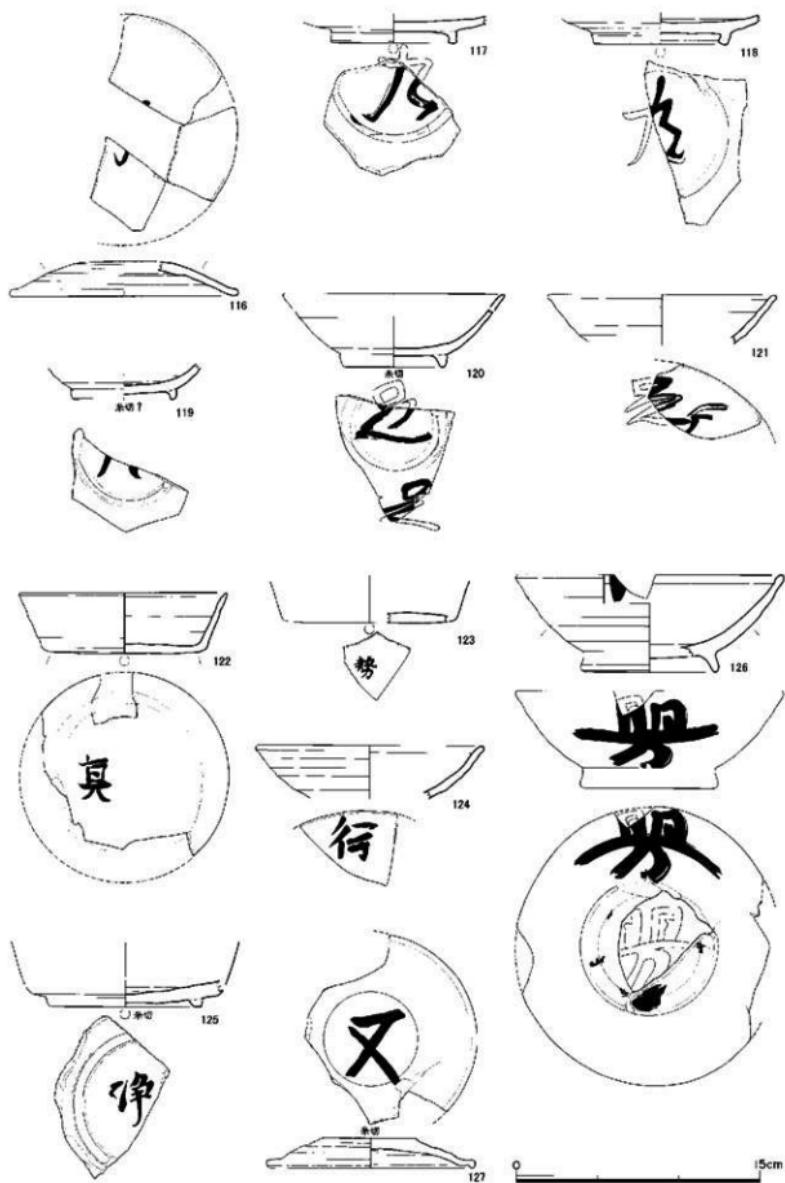
第109図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 4 (55~74)



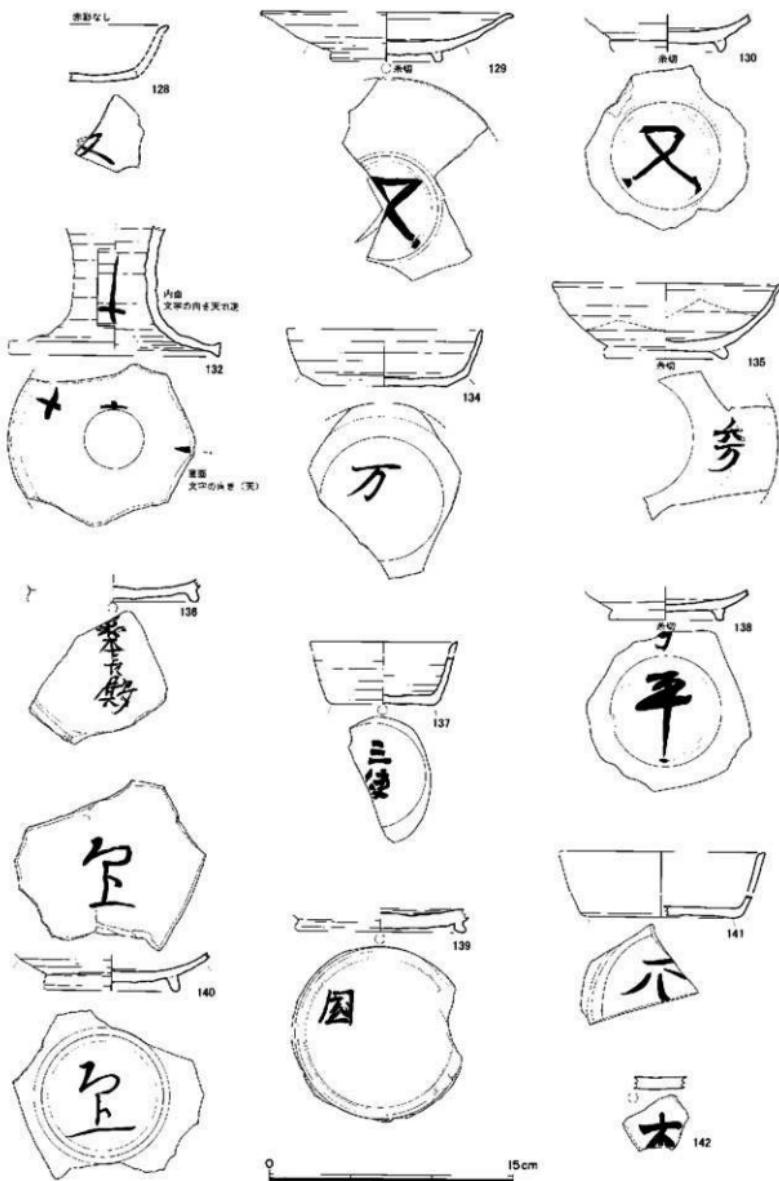
第110図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 5 (75~99)



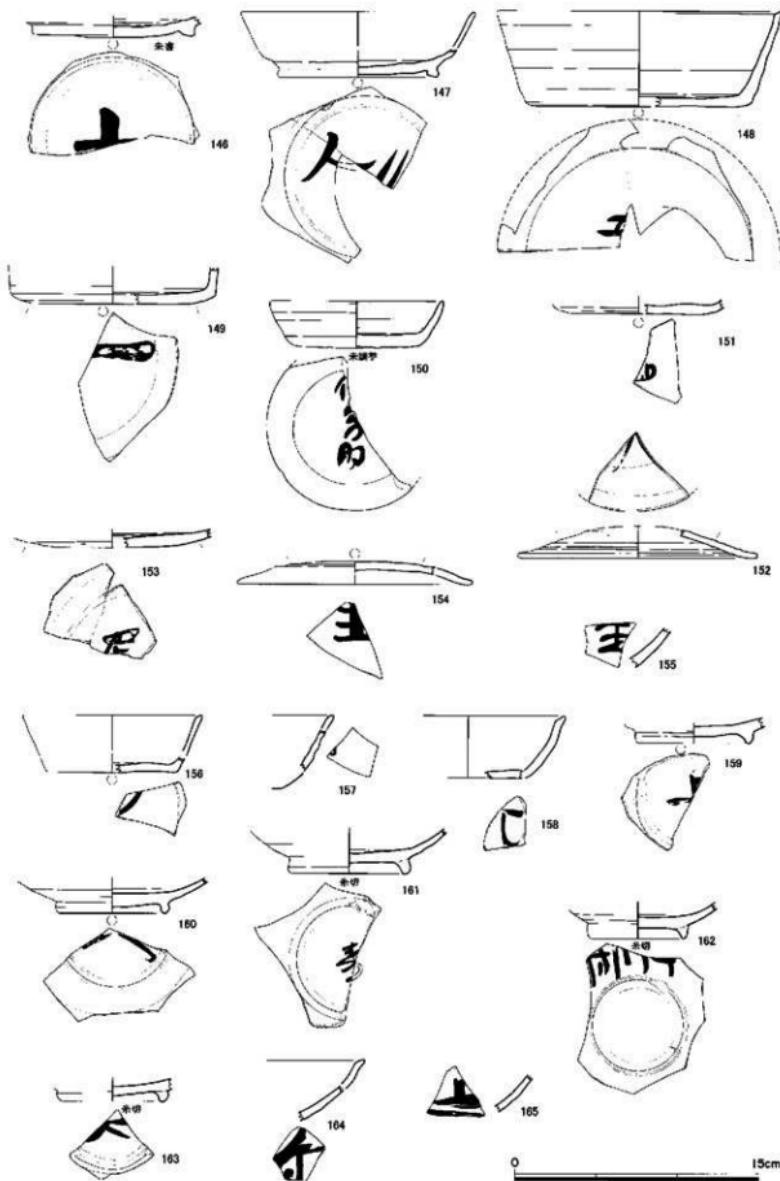
第111図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 6 (100~115)



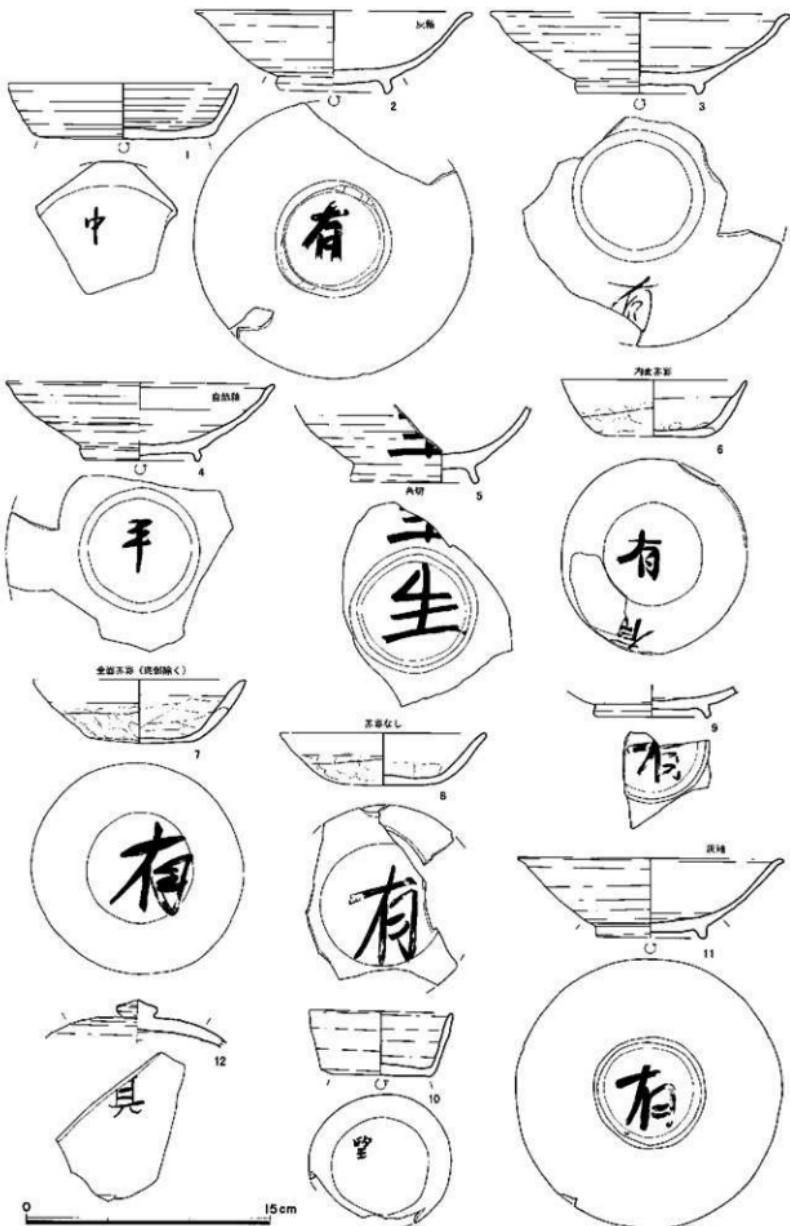
第112図 梶子北遺跡墨書き土器実測図7 (116~127)



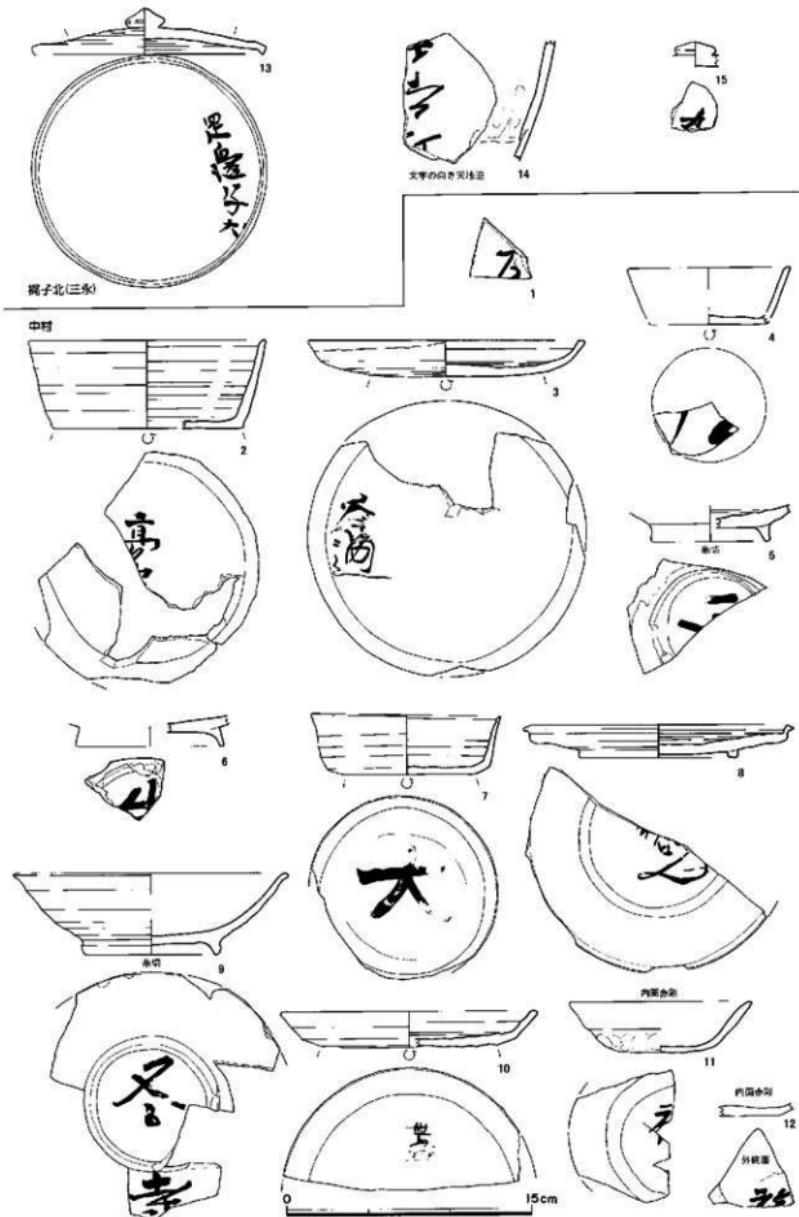
第113図 梶子北遺跡墨書き土器実測図 8 (128~142) 131-133 - 欠番



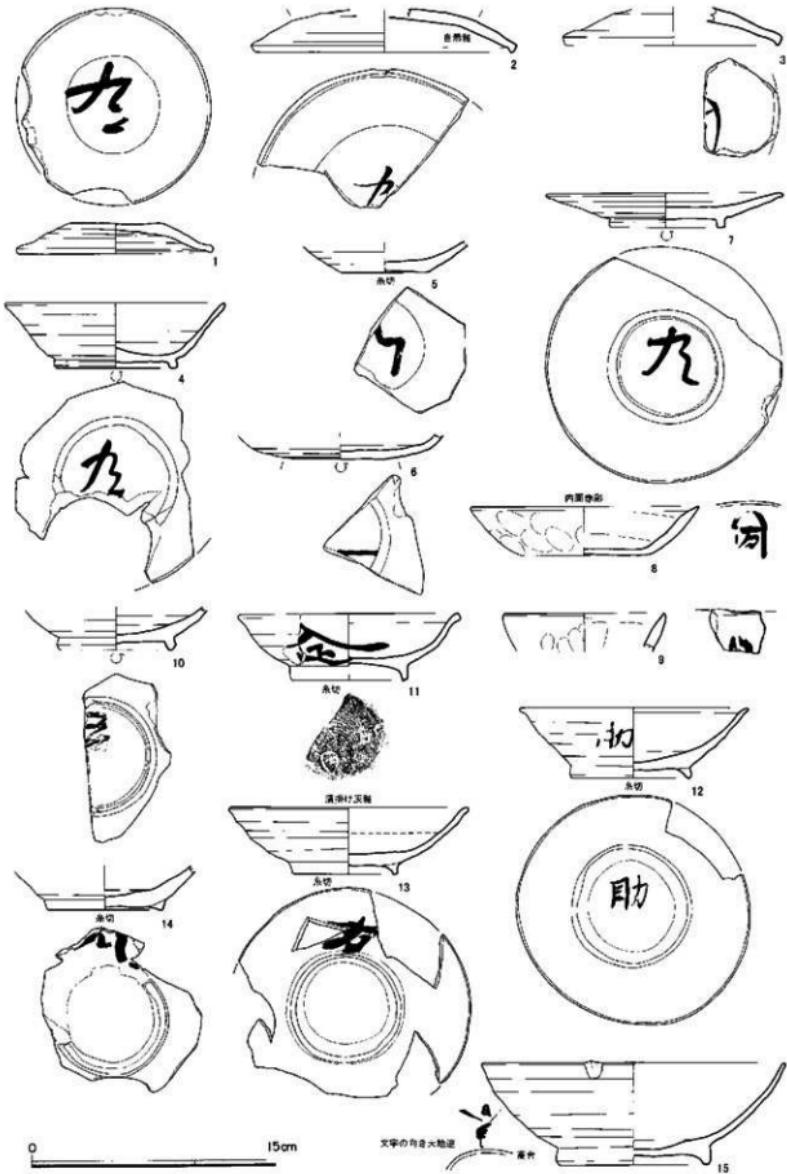
第114図 梶子北遺跡墨書土器実測図9 (146~165) 143~145 - 欠番



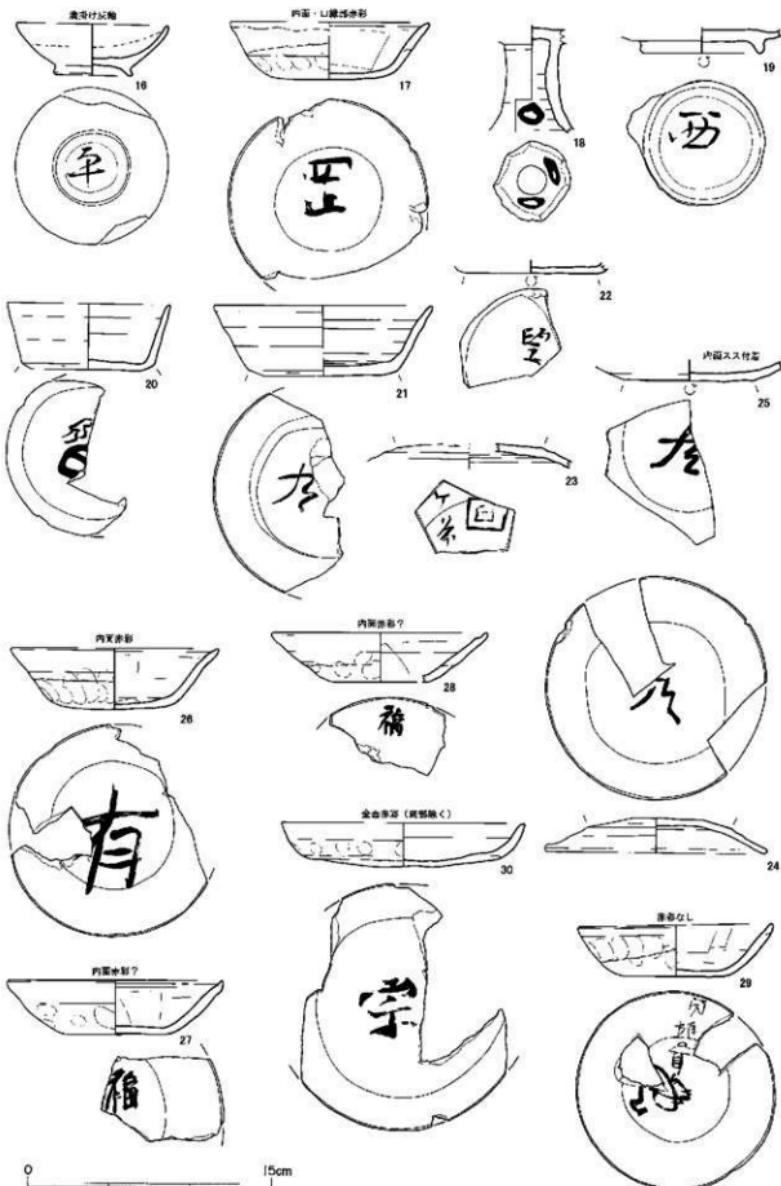
第115図 梶子北遺跡（三永）墨書土器実測図（1～12）



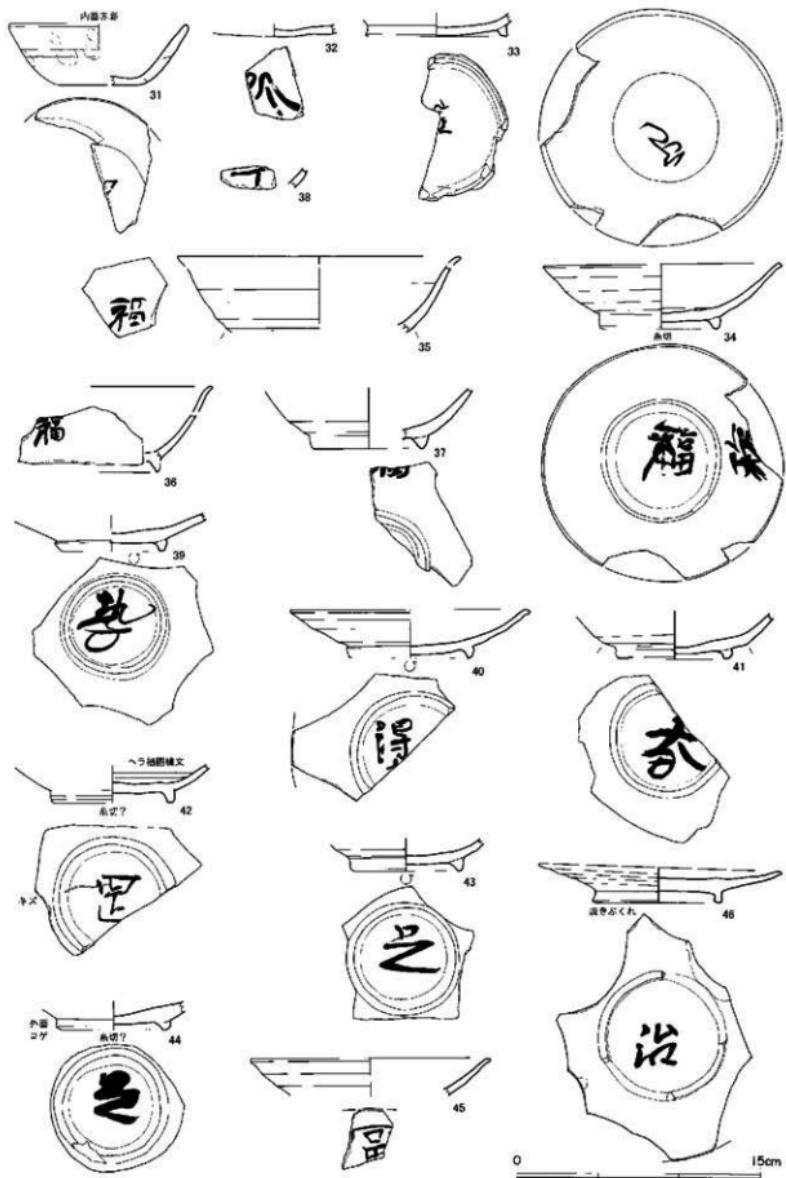
第116図 梶子北遺跡（三永）他墨書き土器実測図（三永13～15、中村2～12）



第117図 中村遺跡（南伊場）墨書き土器実測図1（1～15）

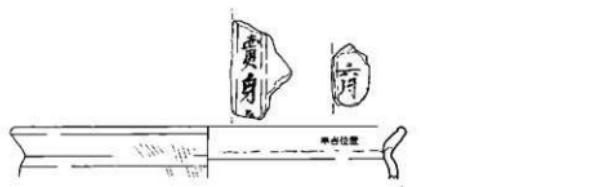


第118図 中村遺跡（南伊場）墨書き土器実測図2（16~30）

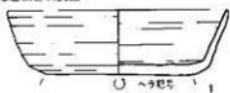


第119図 中村遺跡（南伊場）墨書き土器実測図3（31～46）

東野宮



鳥居松2次調査



鳥居松4次調査



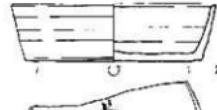
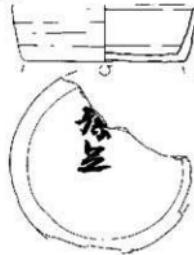
梶子7次調査(追加)

東若林村東

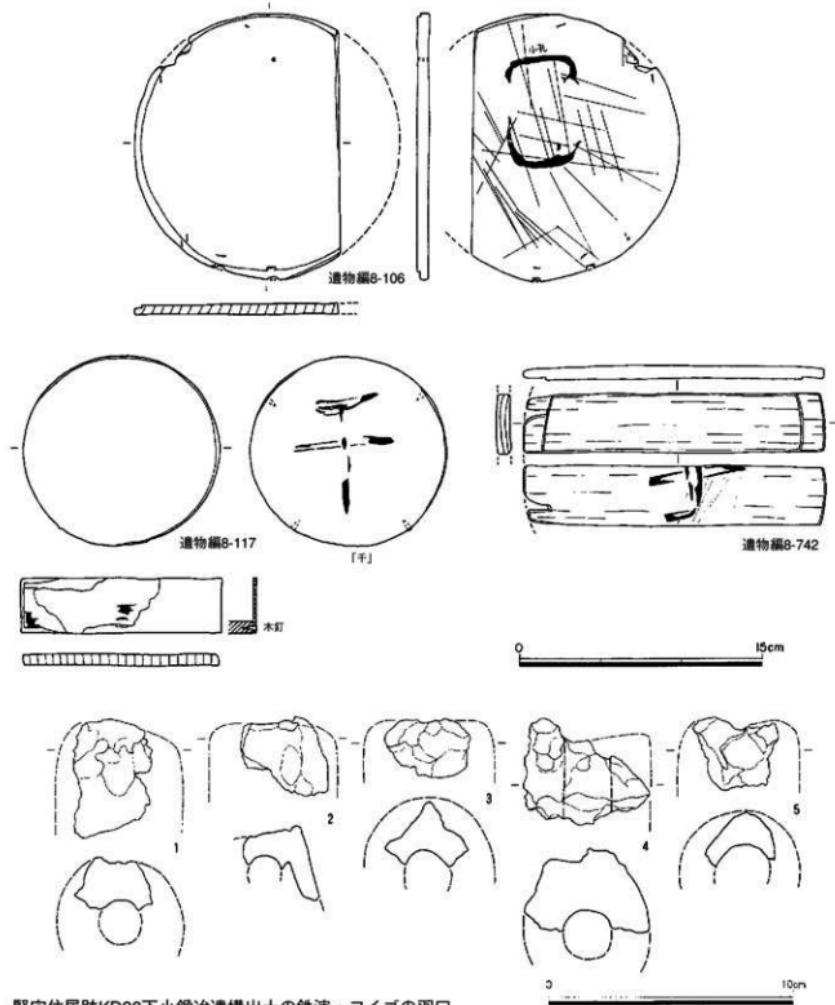


土野宮环身底部

東前



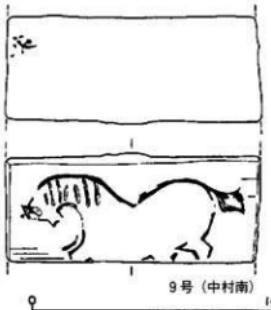
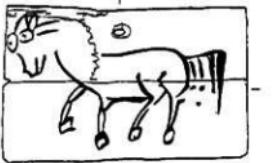
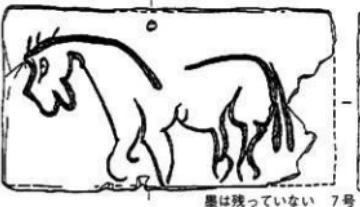
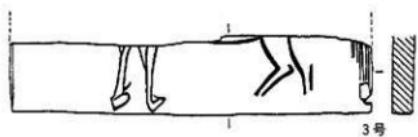
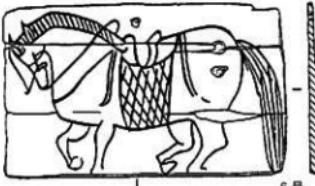
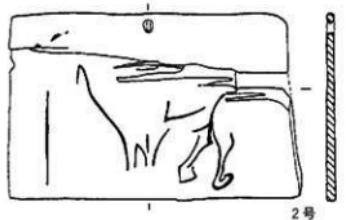
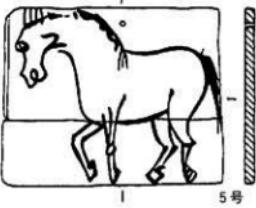
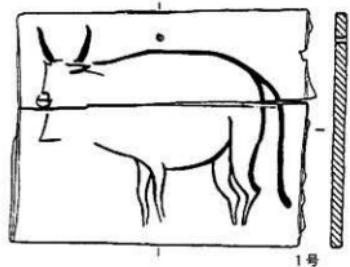
第120図 東野宮遺跡他墨書き土器実測図（東野宮1、鳥居松1～3、梶子7次36～40、東若林村東1、東前1～2）



竪穴住居跡KD28下小銀冶遺構出土の鐵滓・フイゴの羽口

図No.	取り上げNo.	地区	遺物名	重さ(g)	破片数
4-E-142	B12aIV		フイゴ羽口	60	1
7-245-1	B12bIII下		フイゴ羽口	70	10
1 7-E-8-1	B12bIII下		フイゴ羽口	80	7
2 7-E-9	B12bIII下		フイゴ羽口	20	1
3・4 7-E-10	B12bIII下		フイゴ羽口	390	38
7-E-11-2	B12bIII下		フイゴ羽口	120	21
5 7-M-11	B12bIII下		フイゴ羽口	15	2
合計				755	80
取り上げNo.					
7-245-2	B12bIII下		鐵滓	40	7
7-E-8-2	B12bIII下		鐵滓	380	15
7-M-2	B12bIII下		鐵滓	80	4
7-M-3	B12bIII下		鐵滓	220	15
7-M-4	B12bIII下		鐵滓	1,350	148
7-M-5	B12bIII下		鐵滓	120	8
7-M-11	B12bIII下		鐵滓	75	13
合計				2,265	210

第121図 伊場遺跡曲物焼書・フイゴの羽口実測図



第122図 伊場遺跡群絵馬実測図

写 真 図 版



写真図版1 伊場木簡カラー写真1 (1~5)



写真図版 2 伊場木簡カラー写真 2 (7・18・19・30・32)



写真図版3 伊場木簡カラー写真3 (8・9・27・28・31・33~35・41~43)



8



9



28



33



35



27



31



34



42



43



41

写真図版4 伊場木簡カラー写真4 (12)



12全形



12



写真図版5 伊場木簡カラー写真5 (14)



14全形

14

写真図版 6 伊場木簡カラー写真 6 (21)



21

21全形

写真図版7 伊場木簡カラー写真7 (21)



21

21全形

写真図版8 伊場木簡カラー写真8 (37・39)



37



39

写真図版9 伊場木簡カラー写真9 (40・47・50・52・56)



40



47



50

52



56

写真図版10 伊場木簡カラー写真10 (61・62・64・65・67・68・70・71)



写真図版11 伊場木簡カラー写真11 (72・73・77・78・88・89・91・93・97)



72



77



78



91



93



97



73



88



89



写真図版12 伊場木簡カラー写真12 (83・84・87・99・106)



83



84



87



106



99

写真図版13 伊場木簡カラー写真13 (86・95)



写真図版14 伊場木簡カラー写真14 (108・109・大蒲1・2)



108



109



大蒲2



大蒲1



写真図版15 伊場木簡赤外線写真1 (1~5)



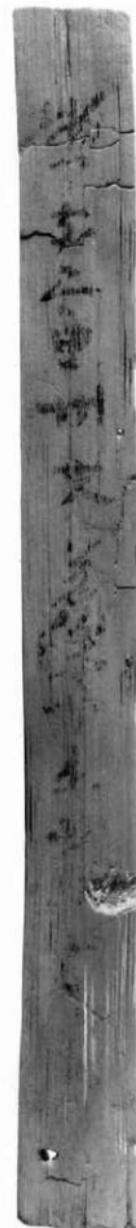
1



5



2



3



4

写真図版16 伊場木簡赤外線写真 2 (6・7・18)

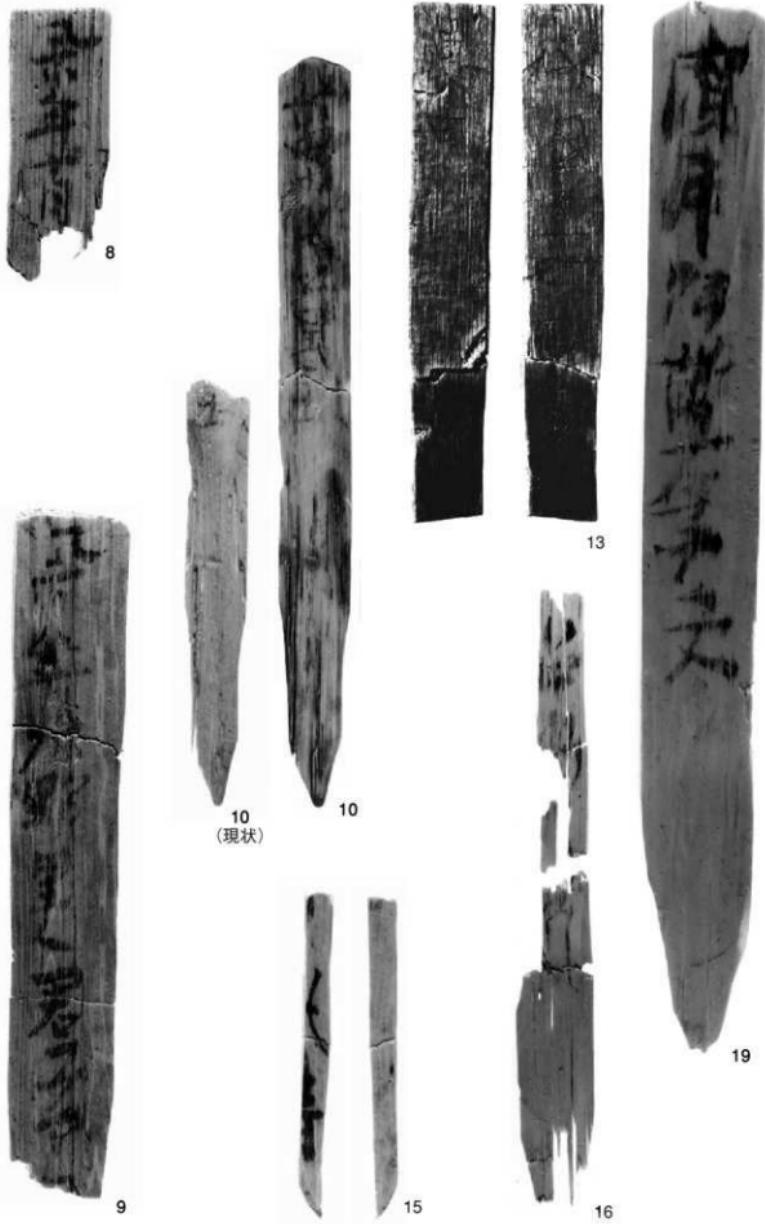


6

18

7

写真図版17 伊場木簡赤外線写真 3 (8~10・13・15・16・19)



写真図版18 伊場木簡赤外線写真 4 (11・17・95)



11



17



95



写真図版19 伊場木簡赤外線写真 5 (12)



12

写真図版20 伊場木簡赤外線写真 6 (14)



14全形



14



写真図版21 伊場木簡赤外線写真 7 (20・22~28)



20



22



23



24



26



27



28

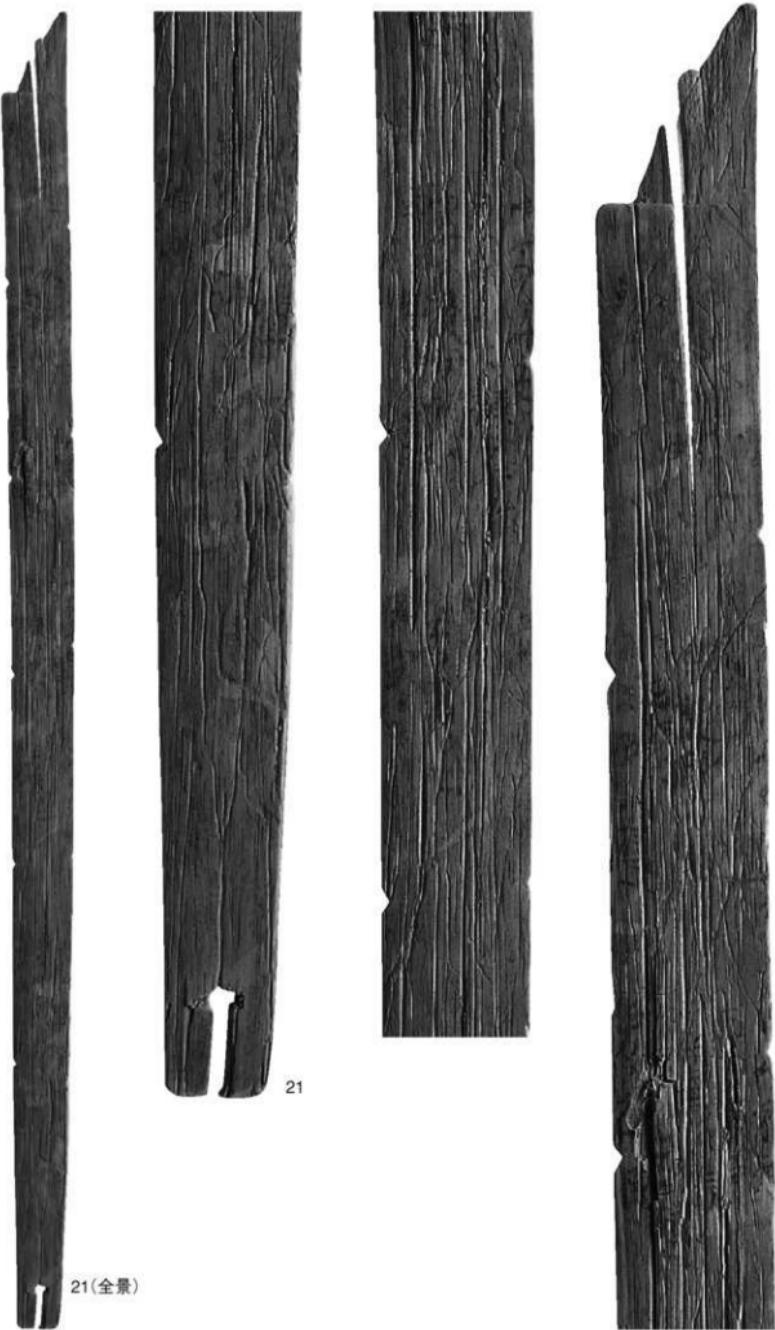


写真図版22 伊場木簡赤外線写真 8 (21)



21全形

写真図版23 伊場木簡赤外線写真 9 (21)



写真図版24 伊場木簡赤外線写真10 (29・30)



29



30

写真図版25 伊場木簡赤外線写真11（31～36）



31



32



33



34



35



36

写真図版26 伊場木簡赤外線写真12 (37・38)



37



38



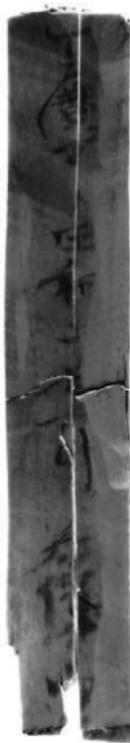
40

42

43

39

写真図版28 伊場木簡赤外線写真14 (41・44・45)



41



44



45

写真図版29 伊場木簡赤外線写真15 (46~51)



47



48



51



50

49

写真図版30 伊場木簡赤外線写真16 (52~56)



53



54



56



55

写真図版31 伊場木簡赤外線写真17 (57~61)



写真図版32 伊場木簡赤外線写真18 (62~66)



62



66



65



64



63

写真図版33 伊場木簡赤外線写真19 (67~73)



67



68



70



71



72



69



写真図版34 伊場木簡赤外線写真20 (74~81)



74



75



76



77



78

79



81



80

写真図版35 伊場木簡赤外線写真21 (82~84)



82

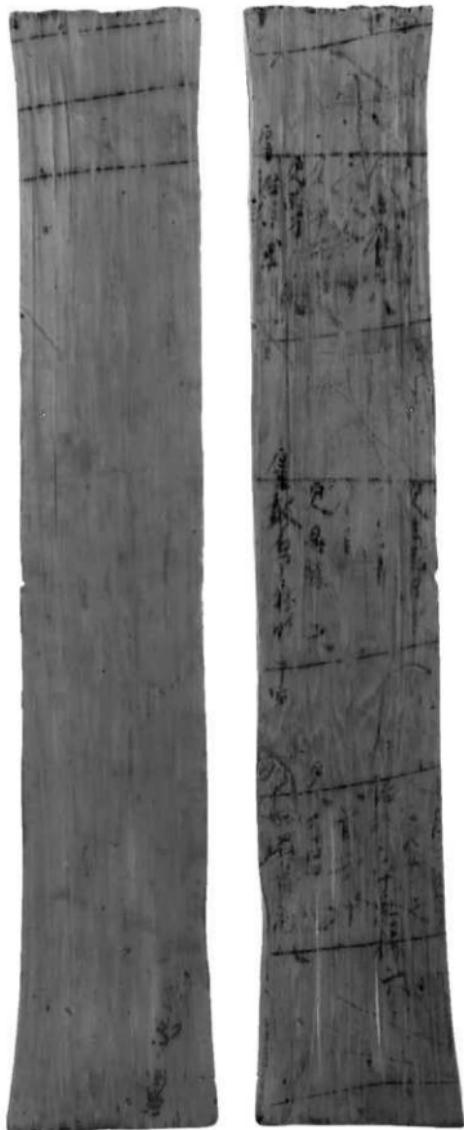
83

84

写真図版36 伊場木簡赤外線写真22 (85・86)

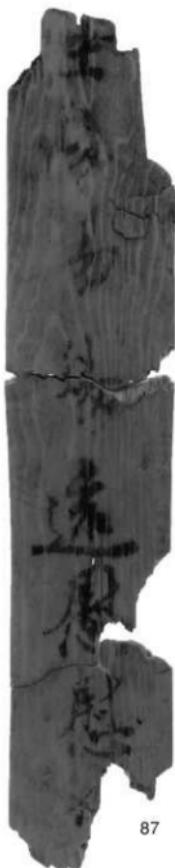


85



86

写真図版37 伊場木簡赤外線写真23 (87~89・91・92)



88

87



92



89

91

写真図版38 伊場木簡赤外線写真24 (90・93・94・96~98)



90



98



93



97



96



94

写真図版39 伊場木簡赤外線写真25 (99~103・106~107・109)



101

100



102



106



107



写真図版41 伊場木簡赤外線写真27 (105)

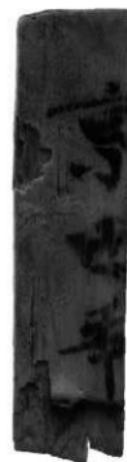


105全形



105

写真図版42 城山木簡赤外線写真 1 (1~7)



写真図版43 城山木簡赤外線写真 2 (8~15)



12



11



10



9



8



15



13

写真図版44 城山木簡赤外線写真3 (16~19・21)



19



18



17



16



21

写真図版45 城山木簡赤外線写真4 (20・25・26・28～31)



29



28



26



20



31



30



25

写真図版46 城山木簡赤外線写真 5 (22~24)



23・24
全形

23・24

23・24

22

写真図版47 城山木簡赤外線写真 6 (27)



27
(現状)

27

写真図版48 城山木簡赤外線写真 7 (32~36・38)



35



34



33



32

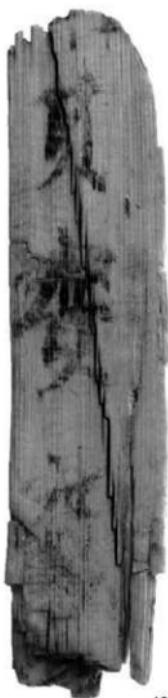


38



36

写真図版49 城山木簡赤外線写真 8 (37・39~41)



写真図版50 梶子木簡赤外線写真 1 (6次1~3)



写真図版51 梶子木簡赤外線写真 2 (9次4~7)



6



5



7



4

写真図版52 梶子木簡赤外線写真3 (9次8~11)



11



10



9



8

写真図版53 梶子木簡赤外線写真 4 (9次12~15)



12

14

15

写真図版54 梶子北木簡赤外線写真1 (1~3)



3



2



1

写真図版55 梶子北木簡赤外線写真2 (4~8)



6

5

4



8



7

写真図版56 中村木簡赤外線写真 (1~8・蘇民将来符)



5

2

1

6



8

7

4

3

(旧中村10号)

(中世蘇民将来符)



(旧中村3号)

写真図版57 大蒲木簡赤外線写真 (1~3)



2



3

1

写真図版58 各遺跡曲物写真（伊場・梶子・梶子北・大蒲）



梶子16



伊場111



梶子北9

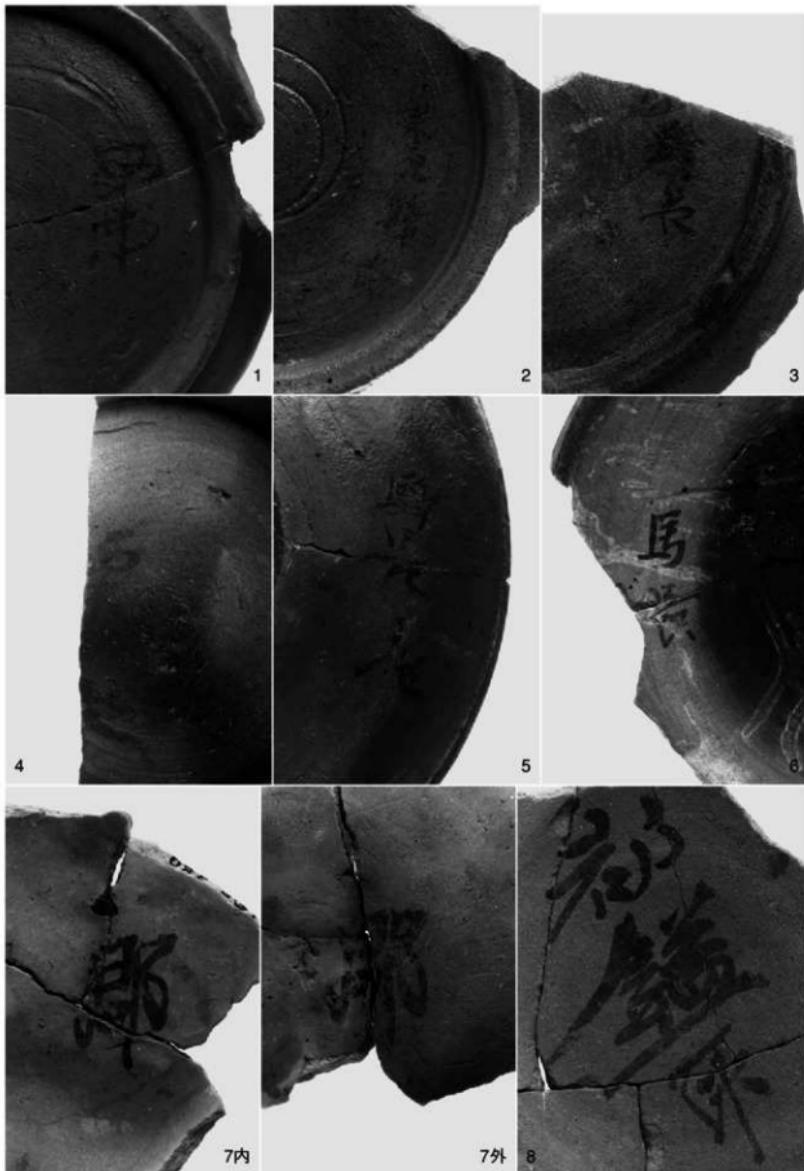


伊場110

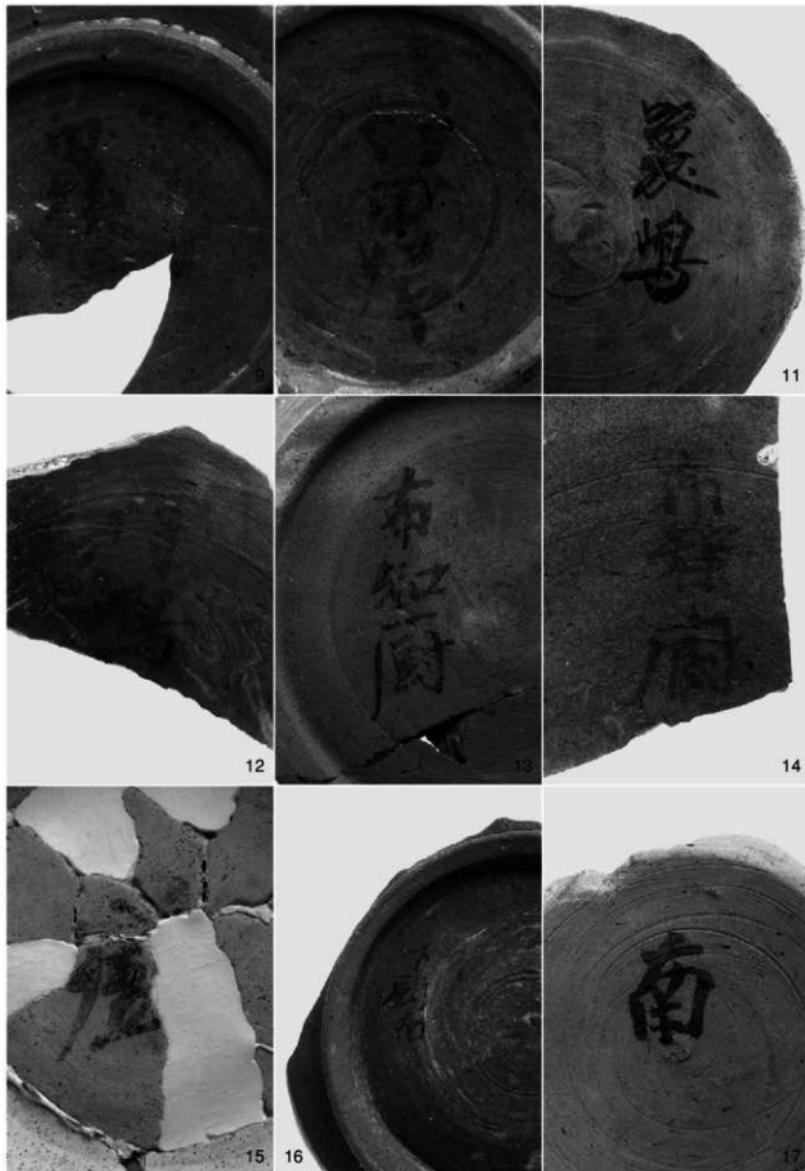


大蒲4

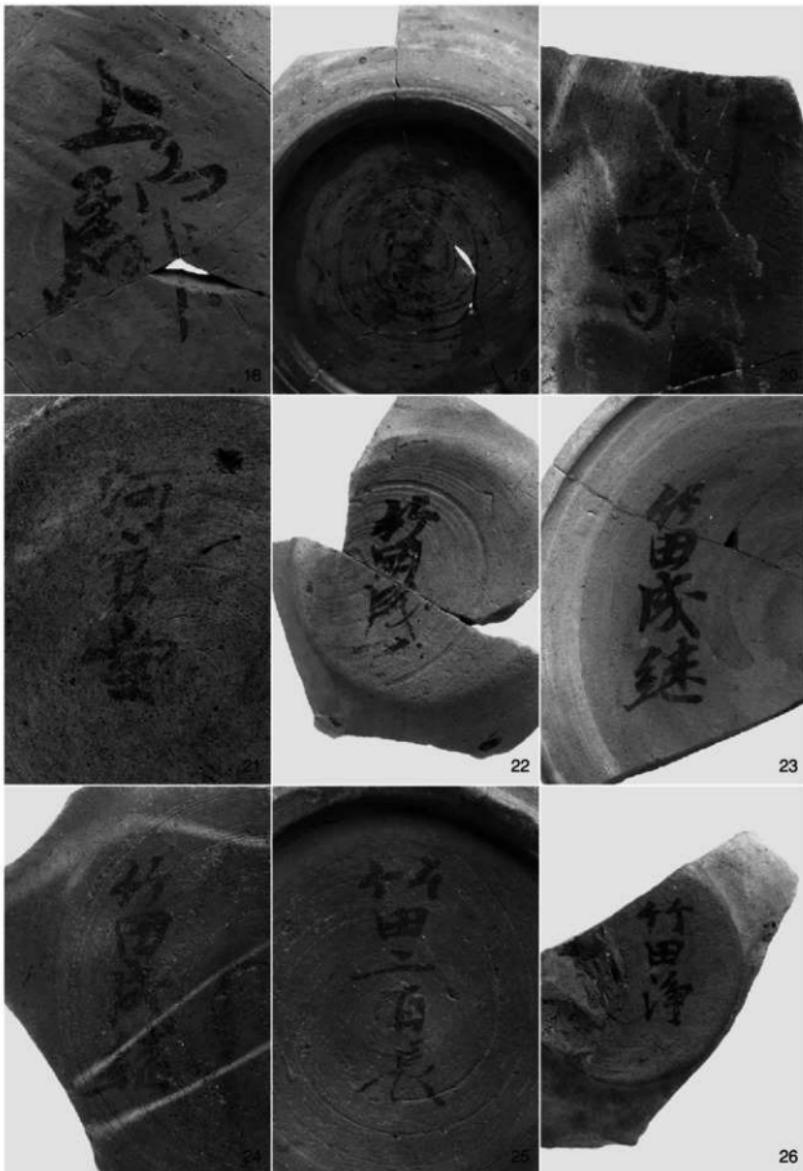
写真図版59 伊場墨書土器赤外線写真 1 (1~8)



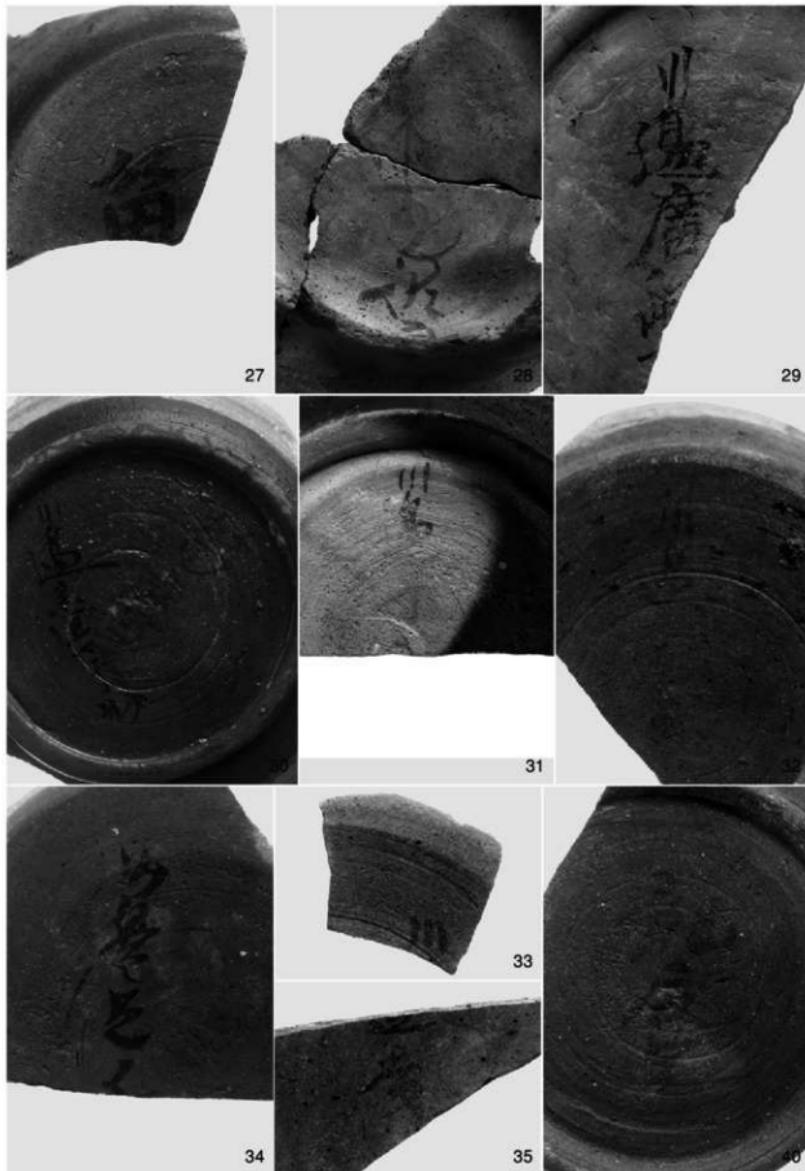
写真図版60 伊場墨書土器赤外線写真 2 (9~17)



写真図版61 伊場墨書土器赤外線写真 3 (18~26)



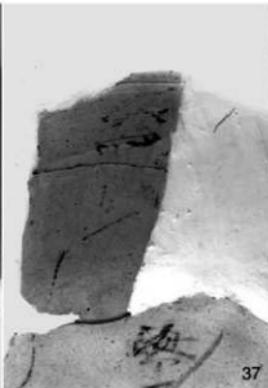
写真図版62 伊場墨書土器赤外線写真 4 (27~35・40)



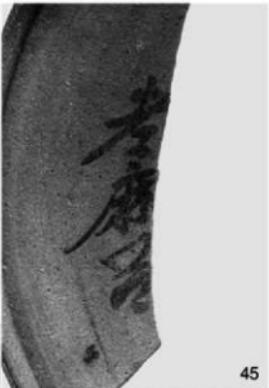
写真図版63 伊場墨書土器赤外線写真 5 (37~39・41~45)



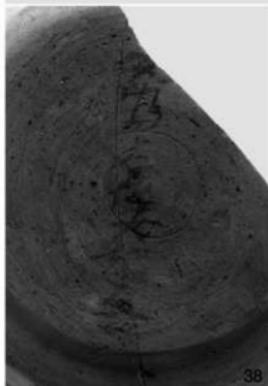
37



37



45



38



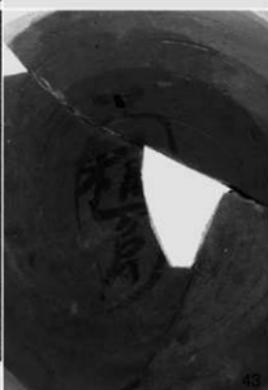
39



41



42

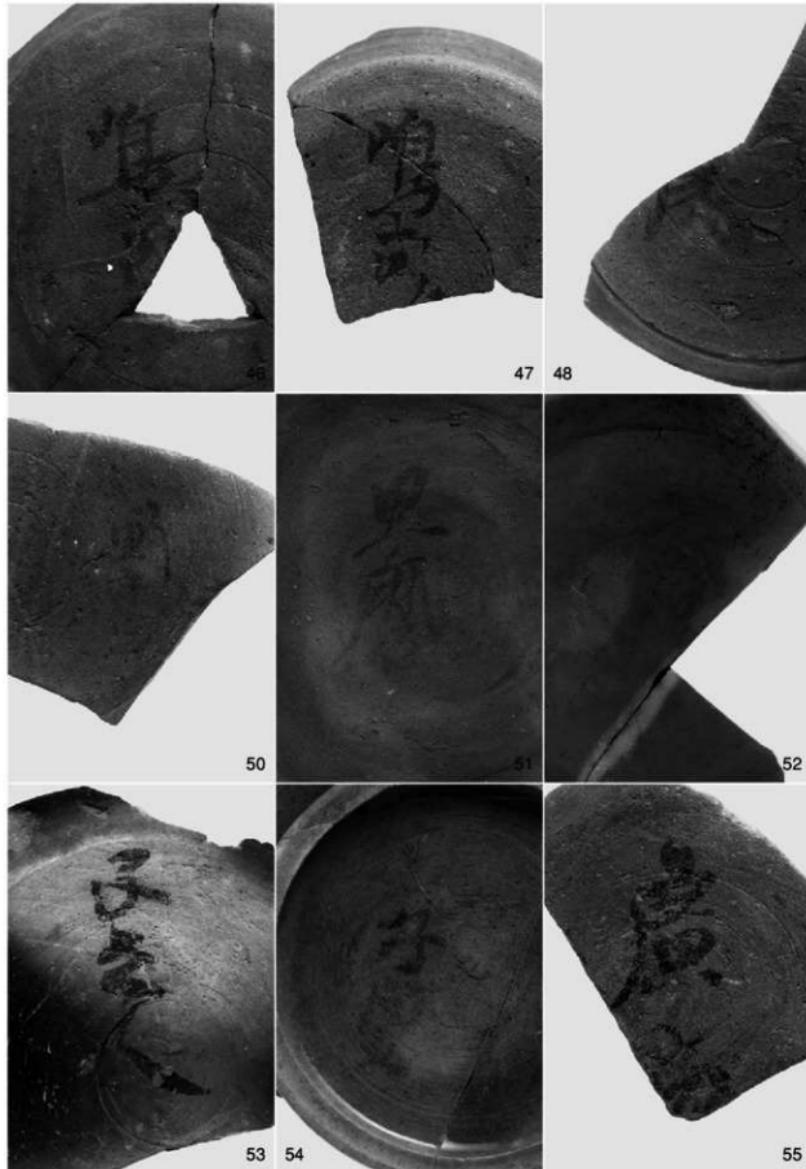


43



44

写真図版64 伊場墨書土器赤外線写真 6 (46~55)

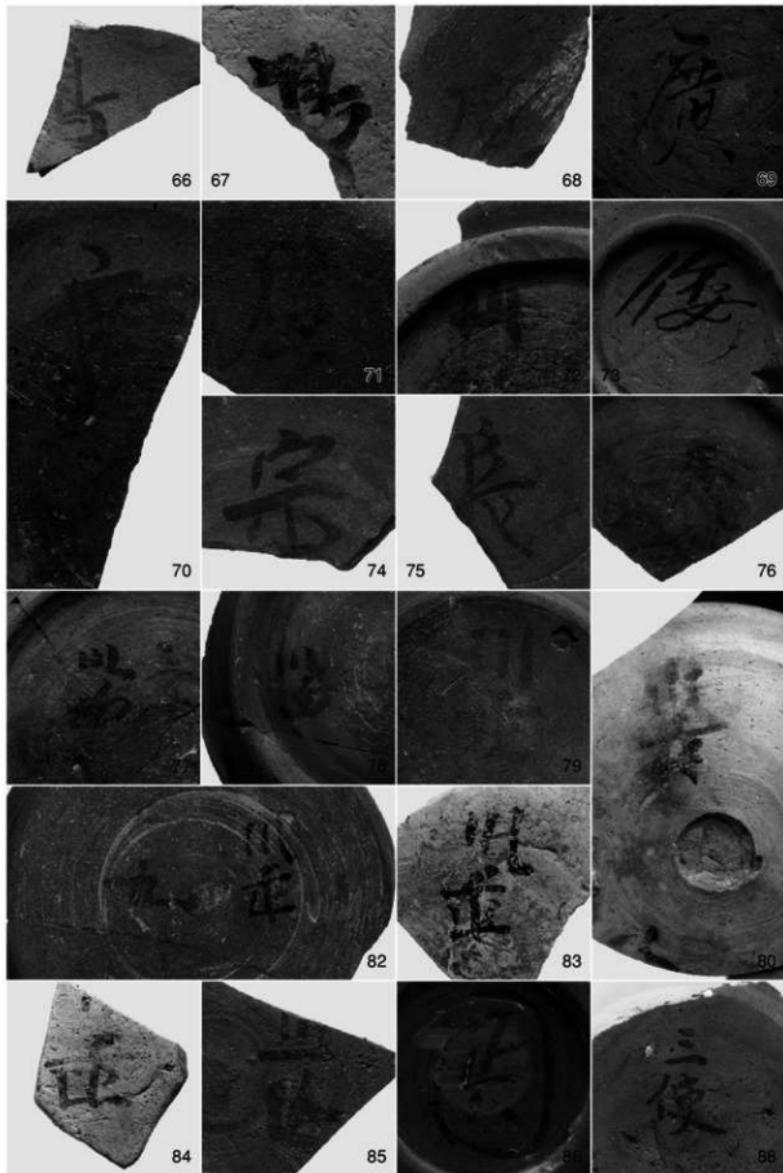


写真図版65 伊場墨書土器赤外線写真 7 (56~65)

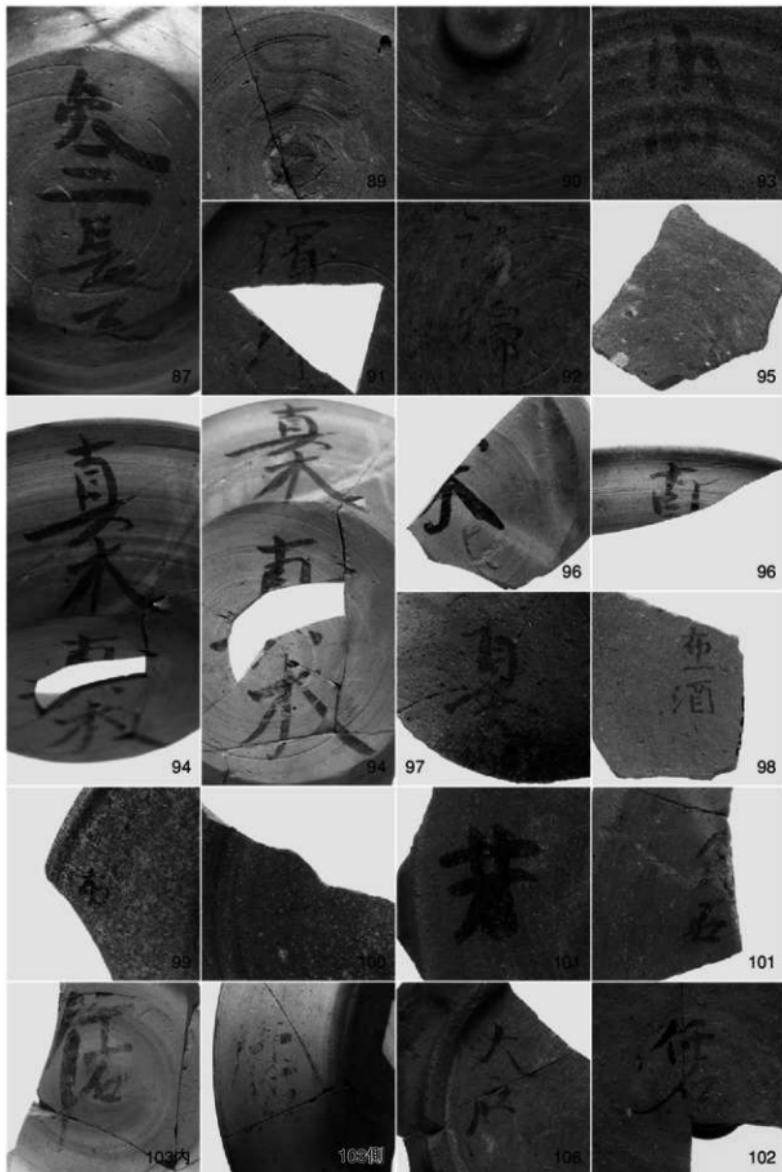


(59-朱書・可視光)

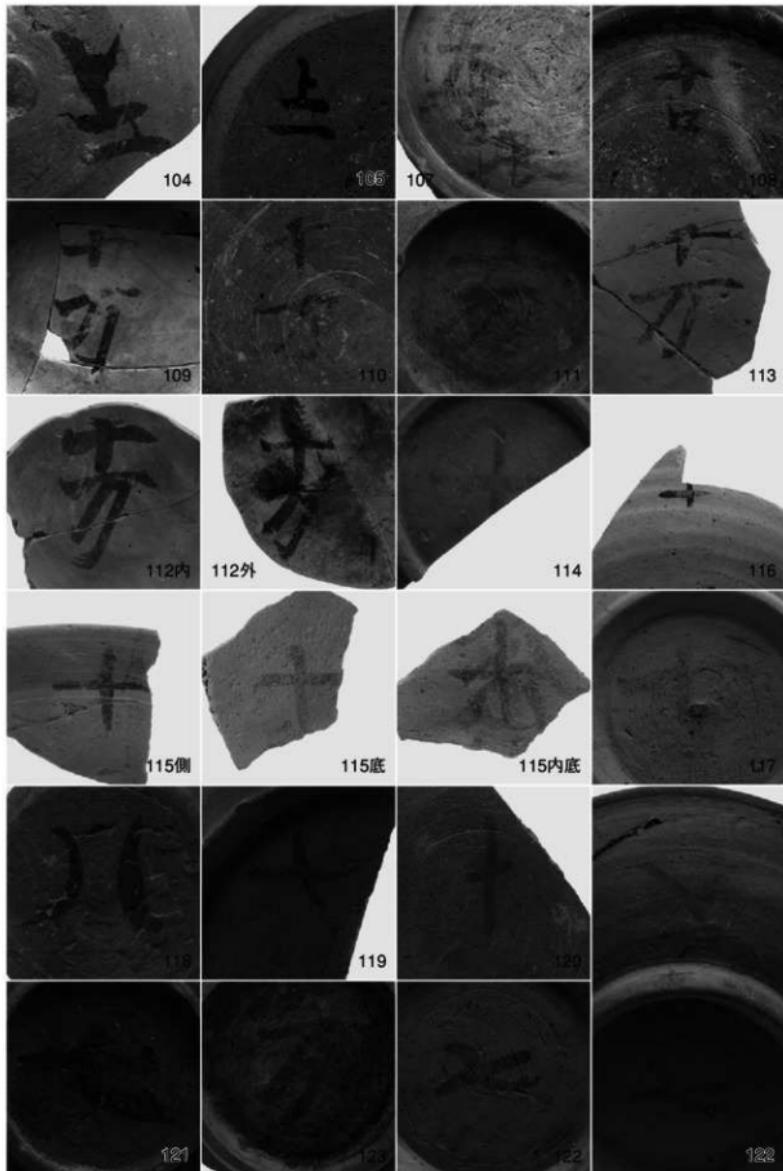
写真図版66 伊場墨書土器赤外線写真 8 (66~86・88)



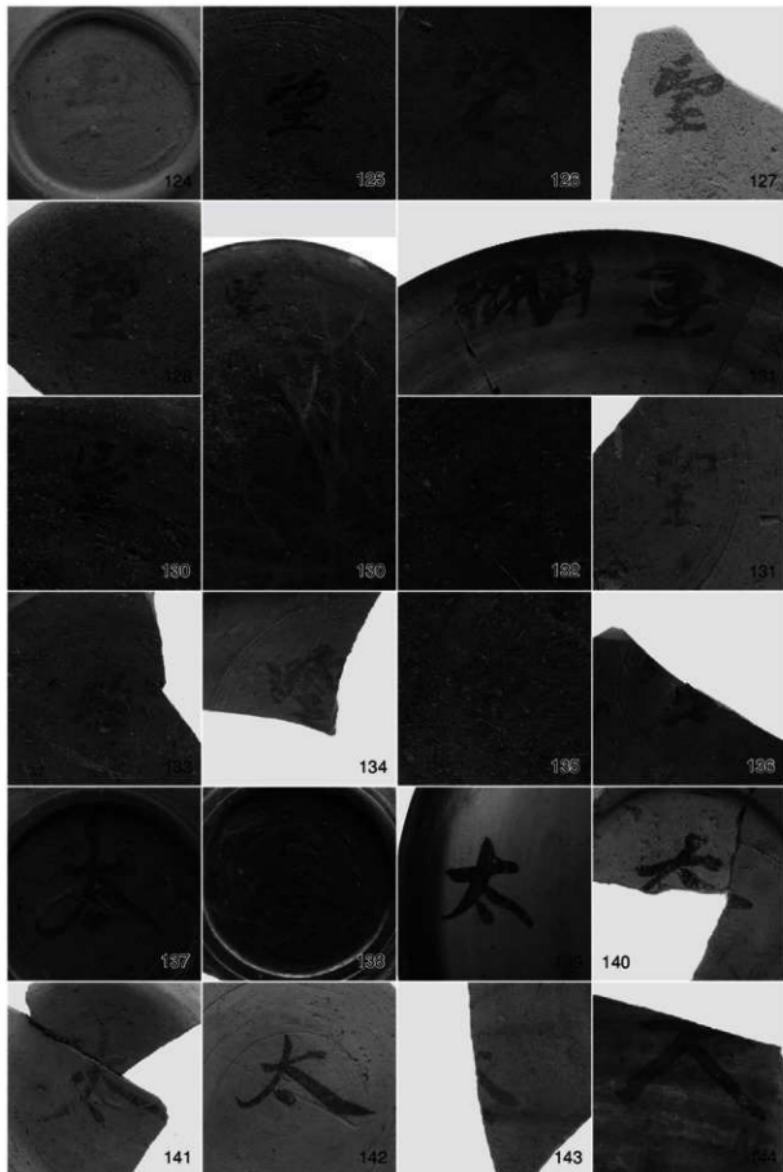
写真図版67 伊場墨書土器赤外線写真9 (87・89~103・106)



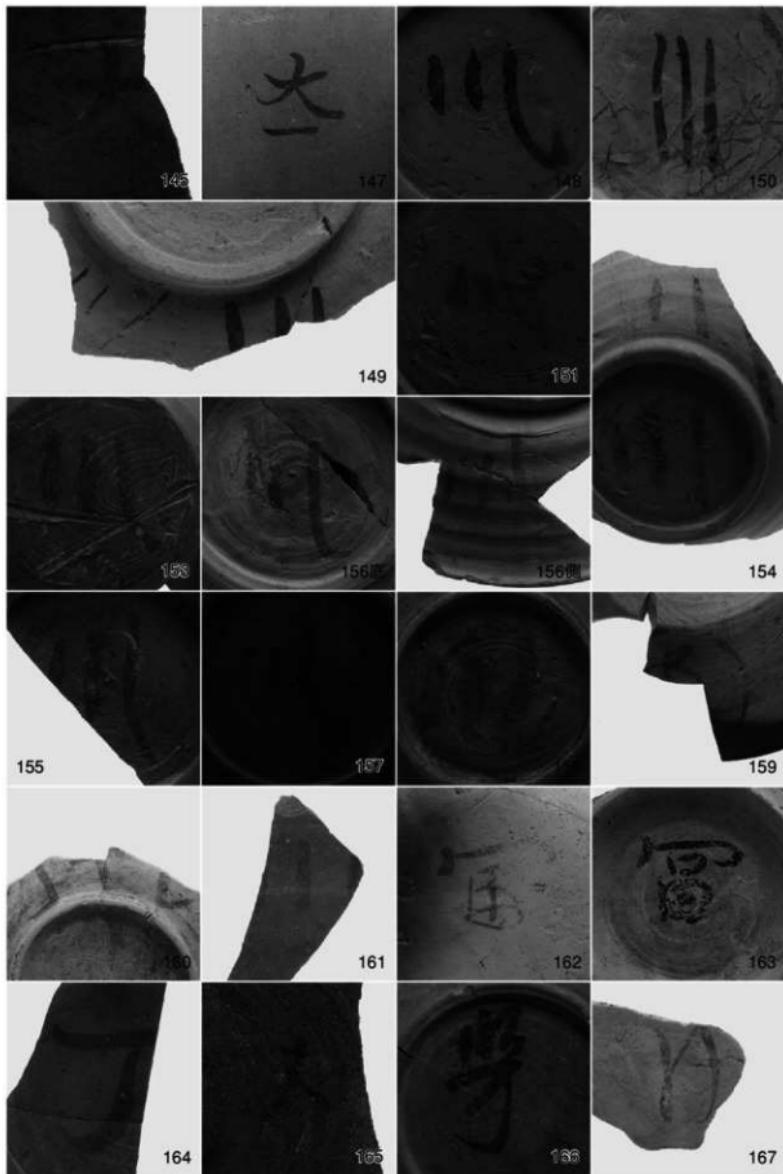
写真図版68 伊場墨書土器赤外線写真10 (104・105・107~123)



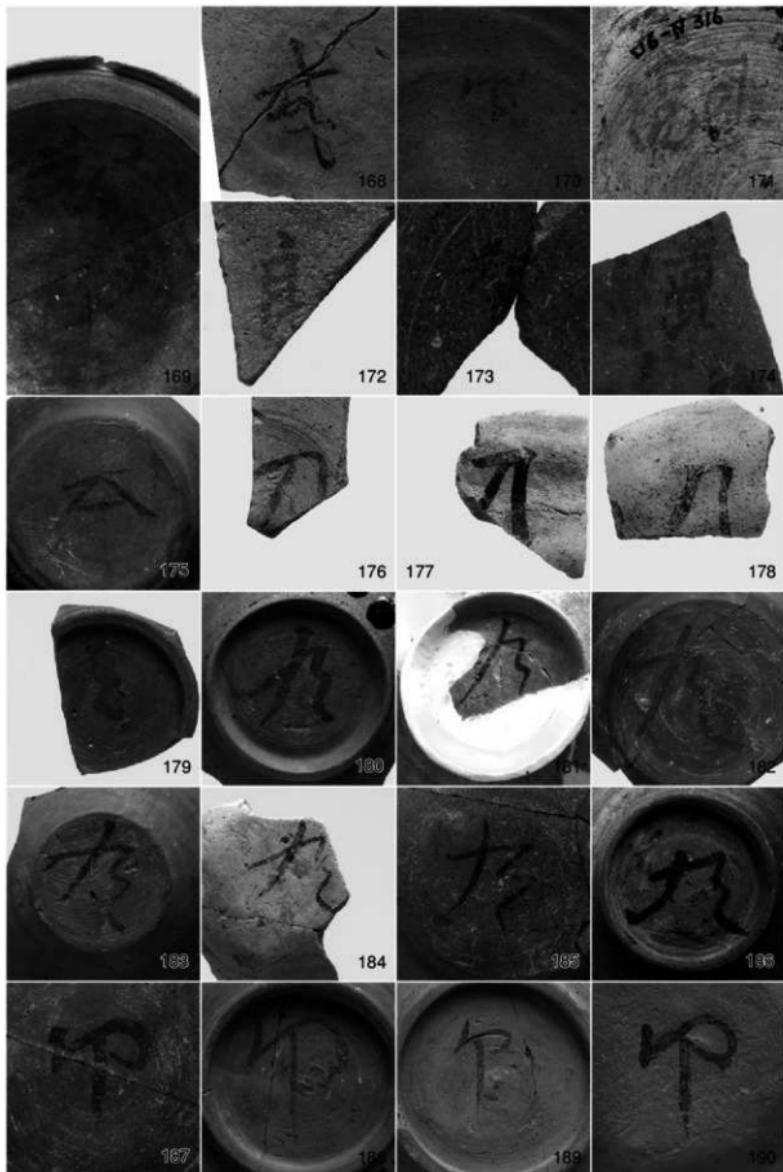
写真図版69 伊場墨書土器赤外線写真11 (124~144)



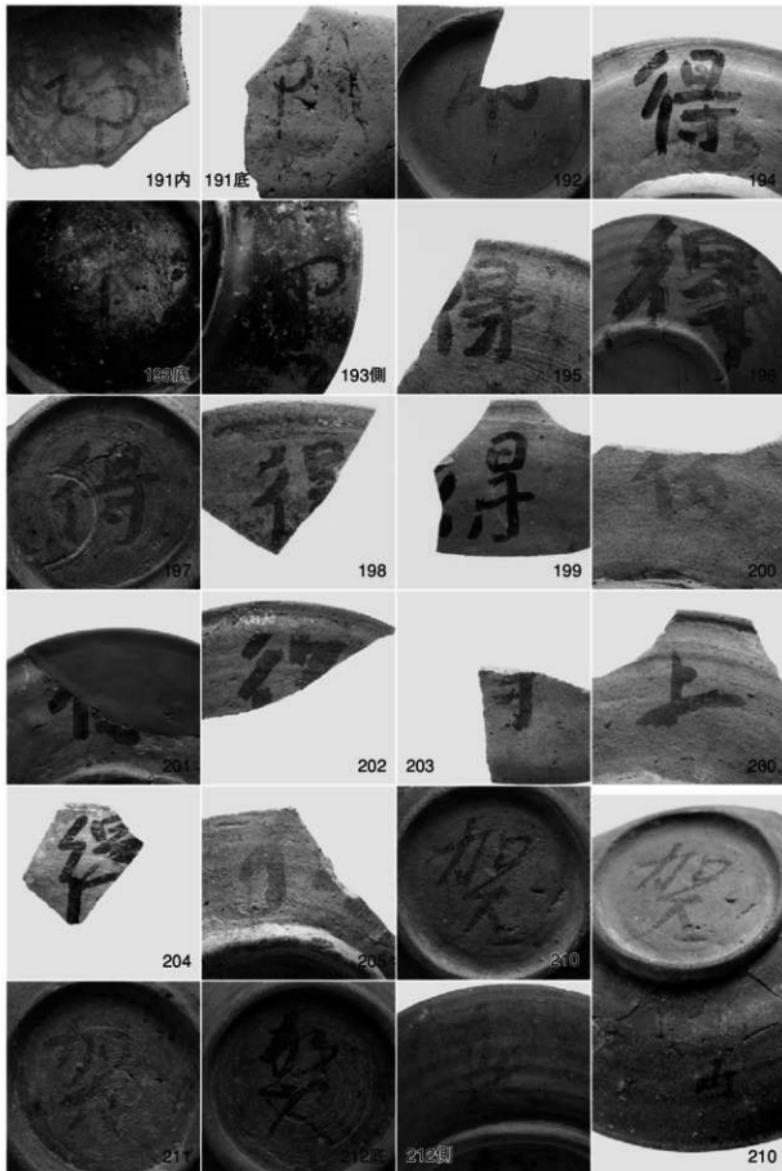
写真図版70 伊場墨書土器赤外線写真12 (145~167)



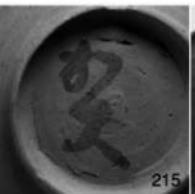
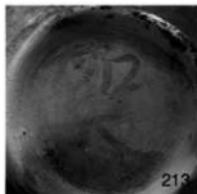
写真図版71 伊場墨書土器赤外線写真13 (168~190)



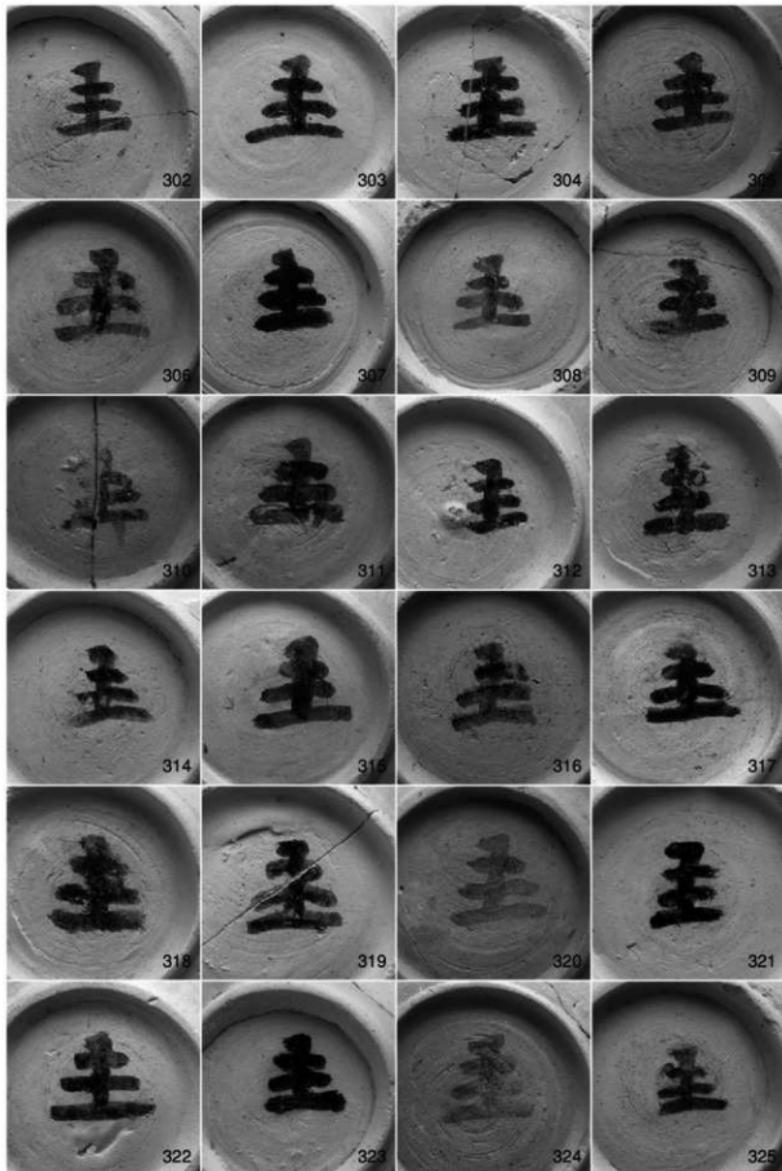
写真図版72 伊場墨書土器赤外線写真14 (190~212)



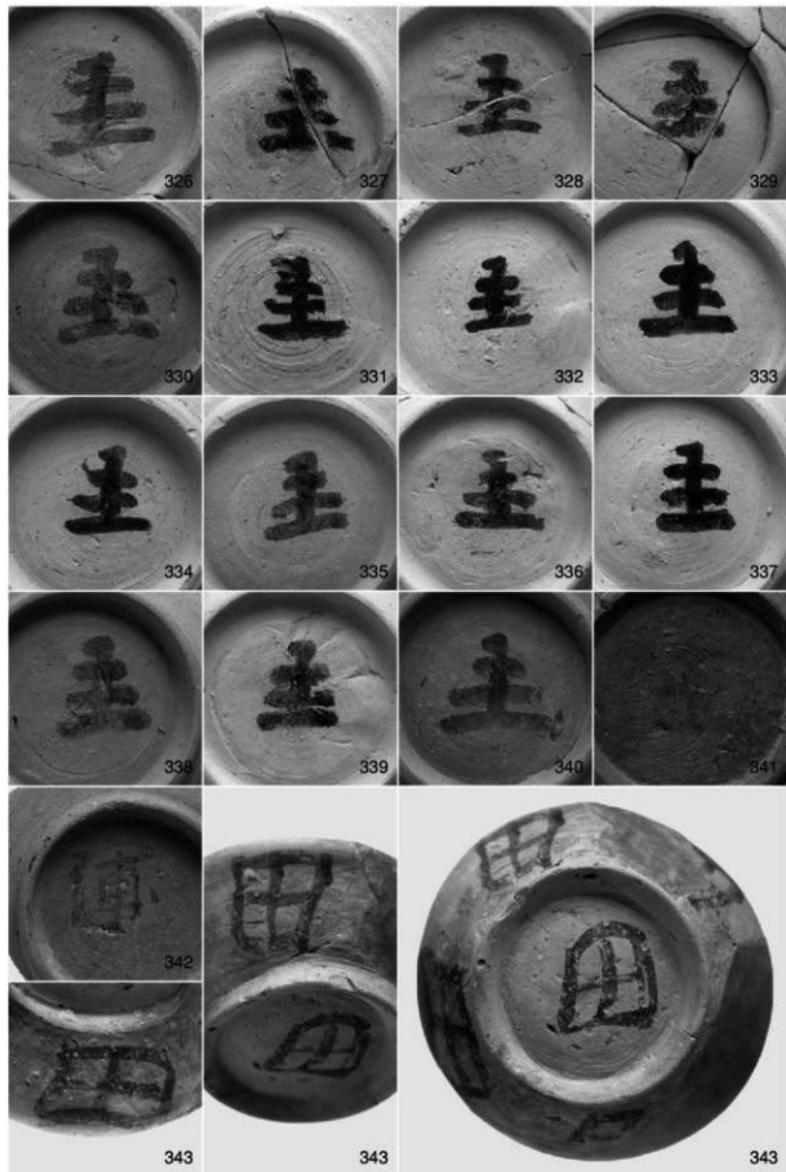
写真図版73 伊場墨書土器赤外線写真15 (213~216・275)



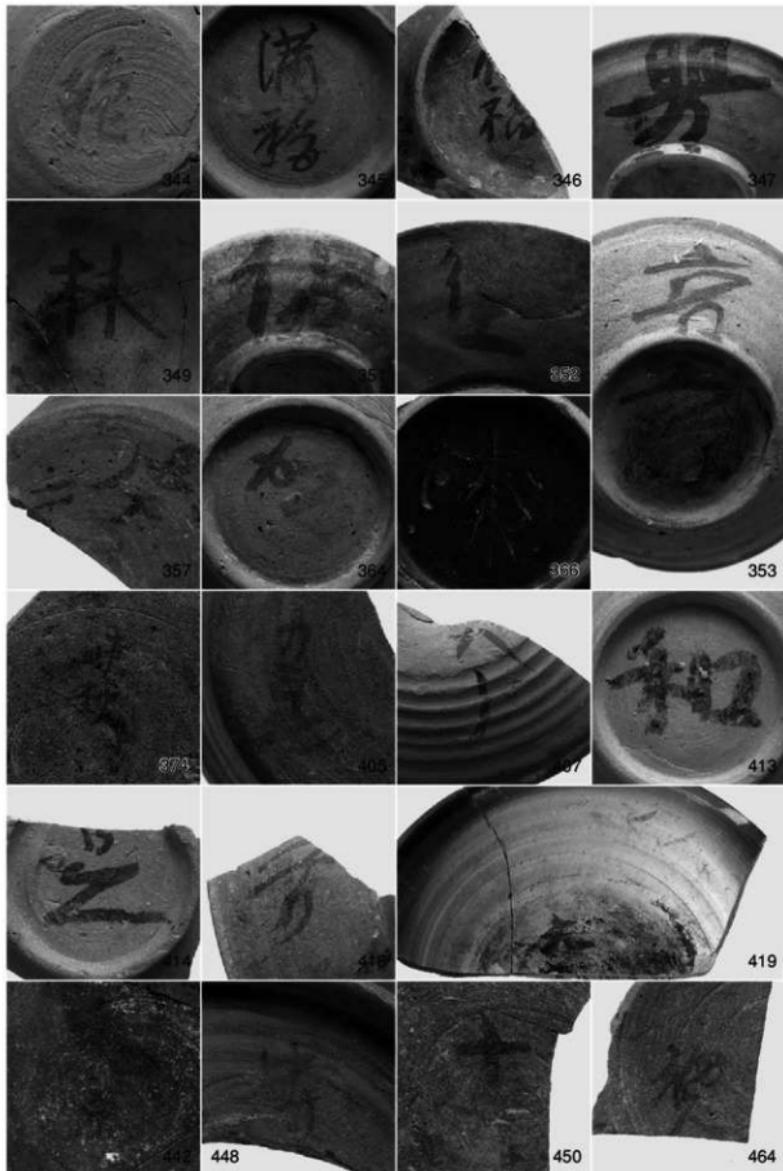
写真図版74 伊場墨書土器赤外線写真16 (302~325)



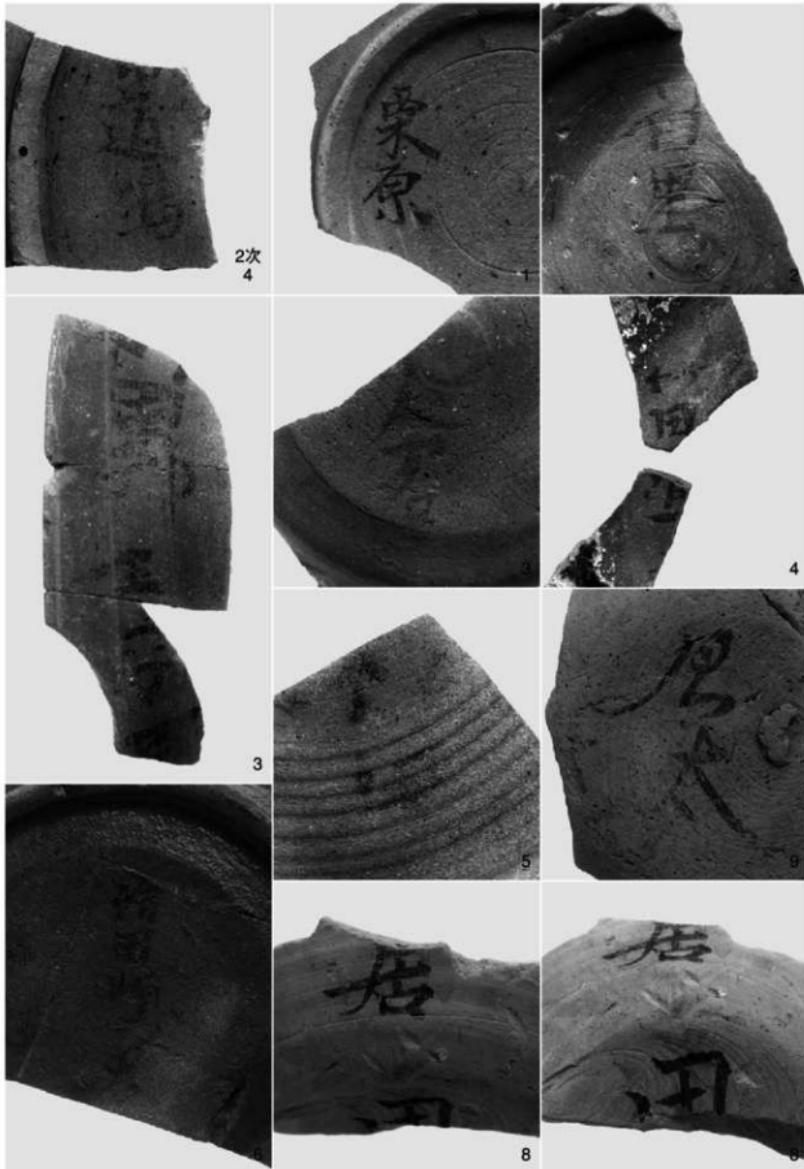
写真図版75 伊場墨書土器赤外線写真17 (326~343)



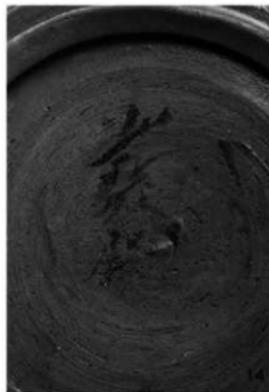
写真図版76 伊場墨書土器赤外線写真18 (344~463)



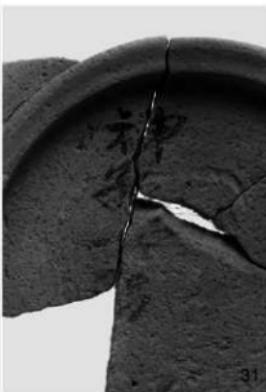
写真図版77 城山墨書土器赤外線写真19 (2次4・3次1~8)



写真図版78 城山墨書土器赤外線写真20 (3次14~21)



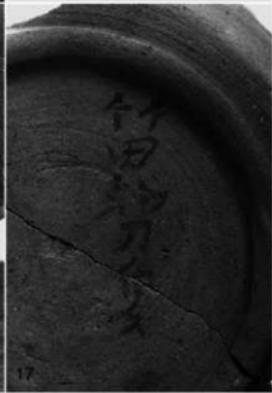
15



16



16
17



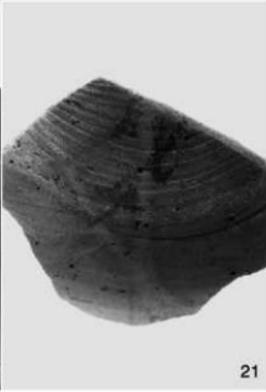
18



19

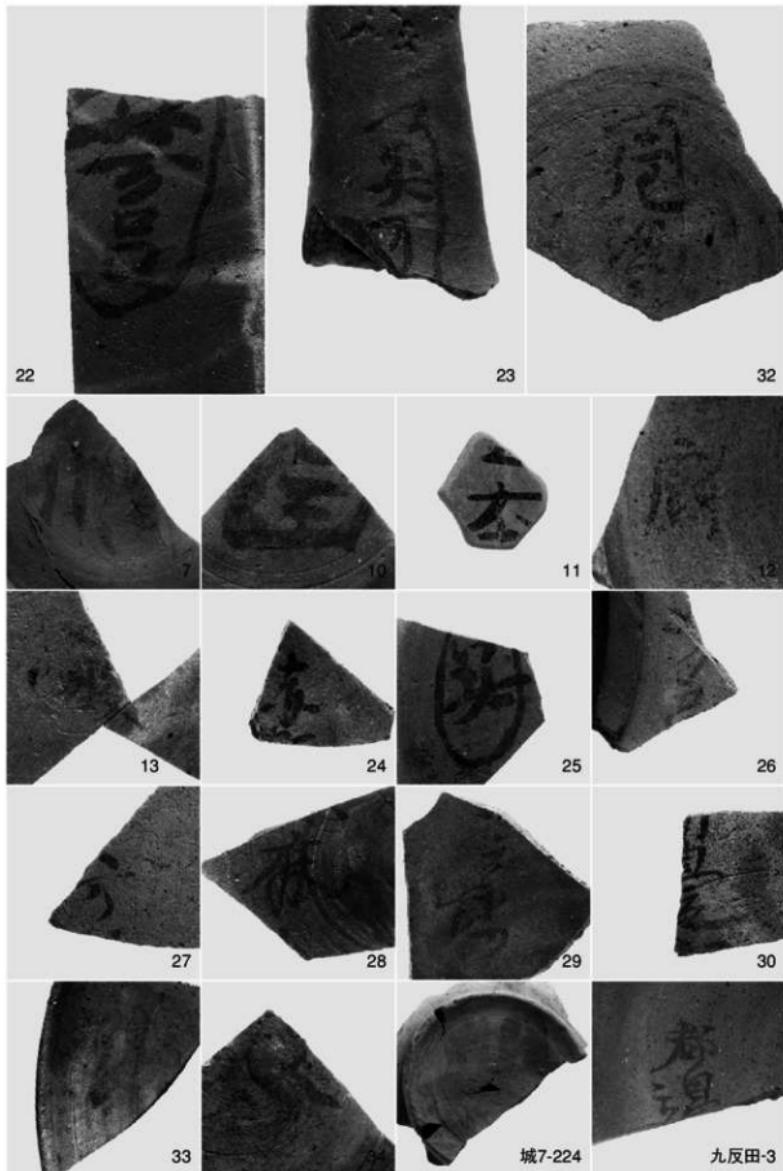


20

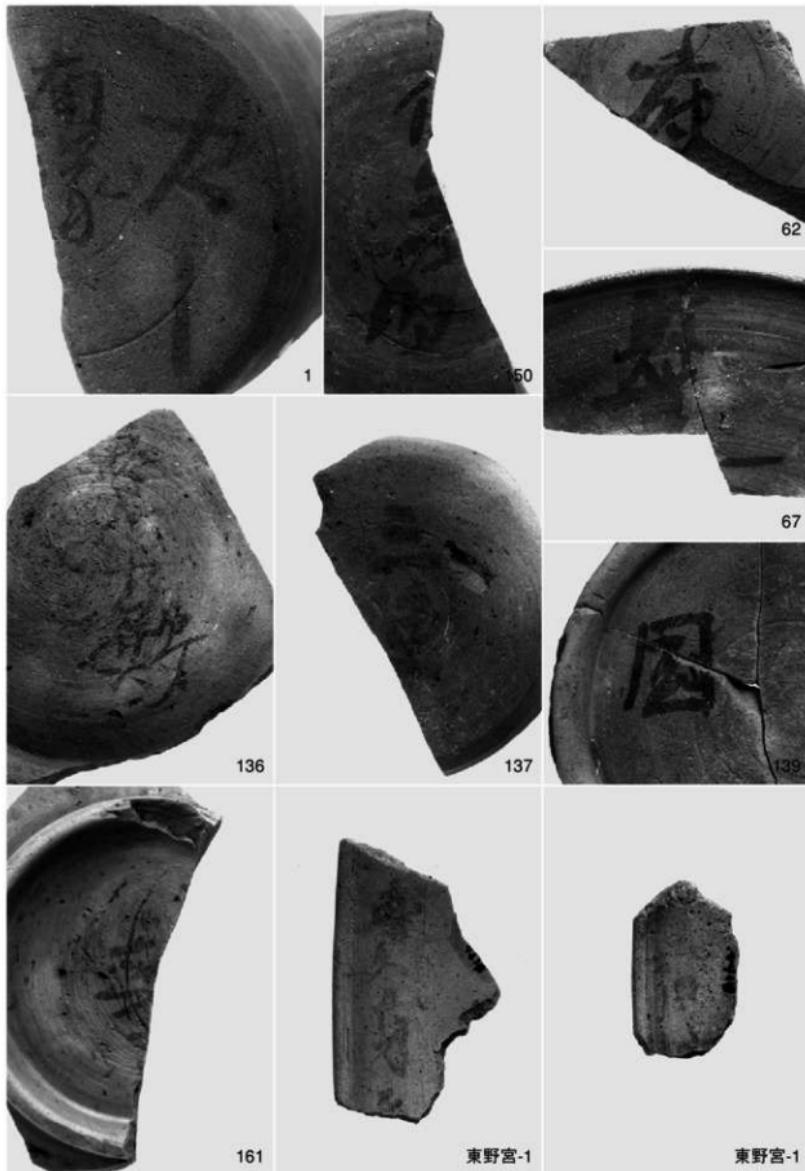


21

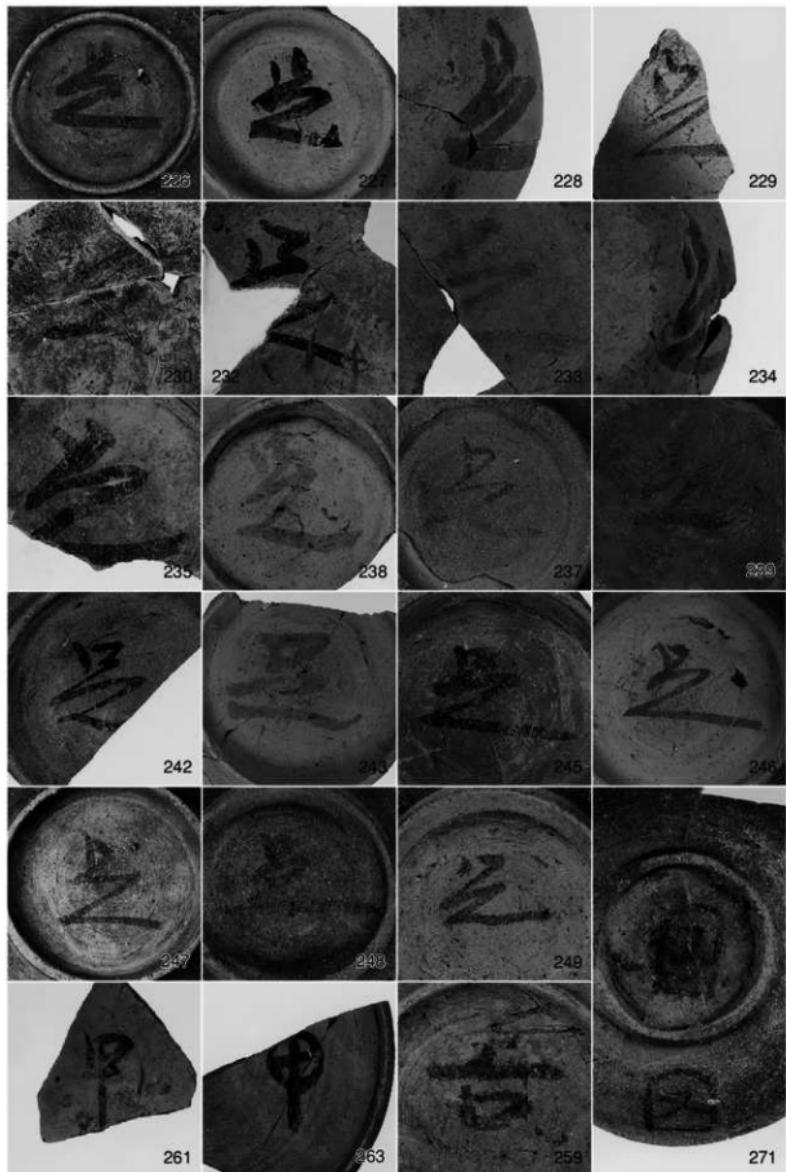
写真図版79 城山他墨書土器赤外線写真21（3次・7次・九反田）



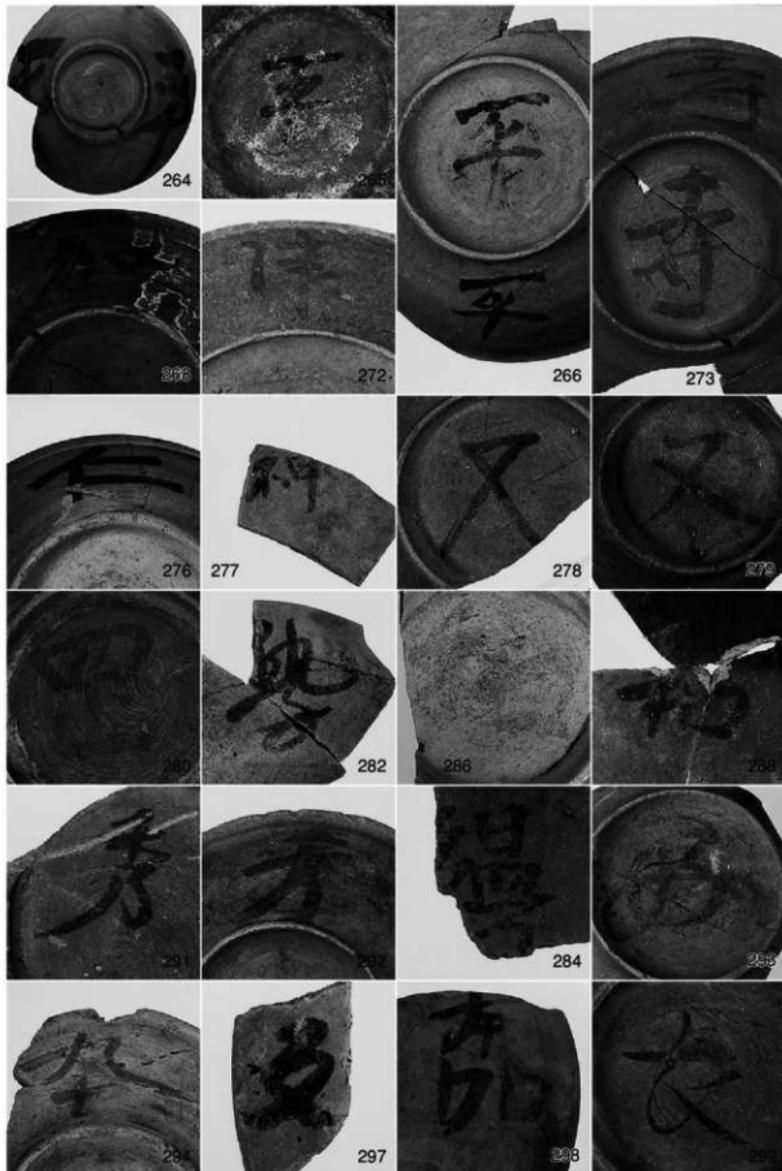
写真図版80 梶子北他墨書土器赤外線写真22（梶子北・東野宮）



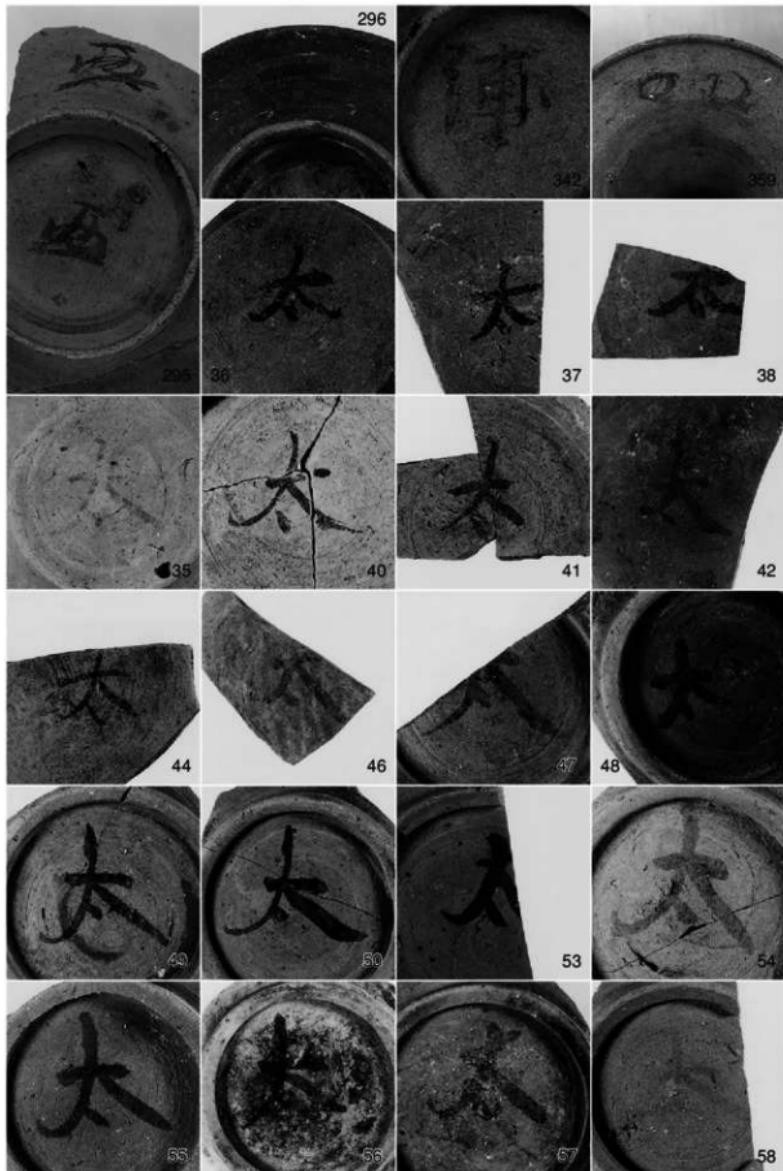
写真図版81 伊場墨書土器可視光写真1 (226~263・271)



写真図版82 伊場墨書土器可視光写真 2 (264~299)



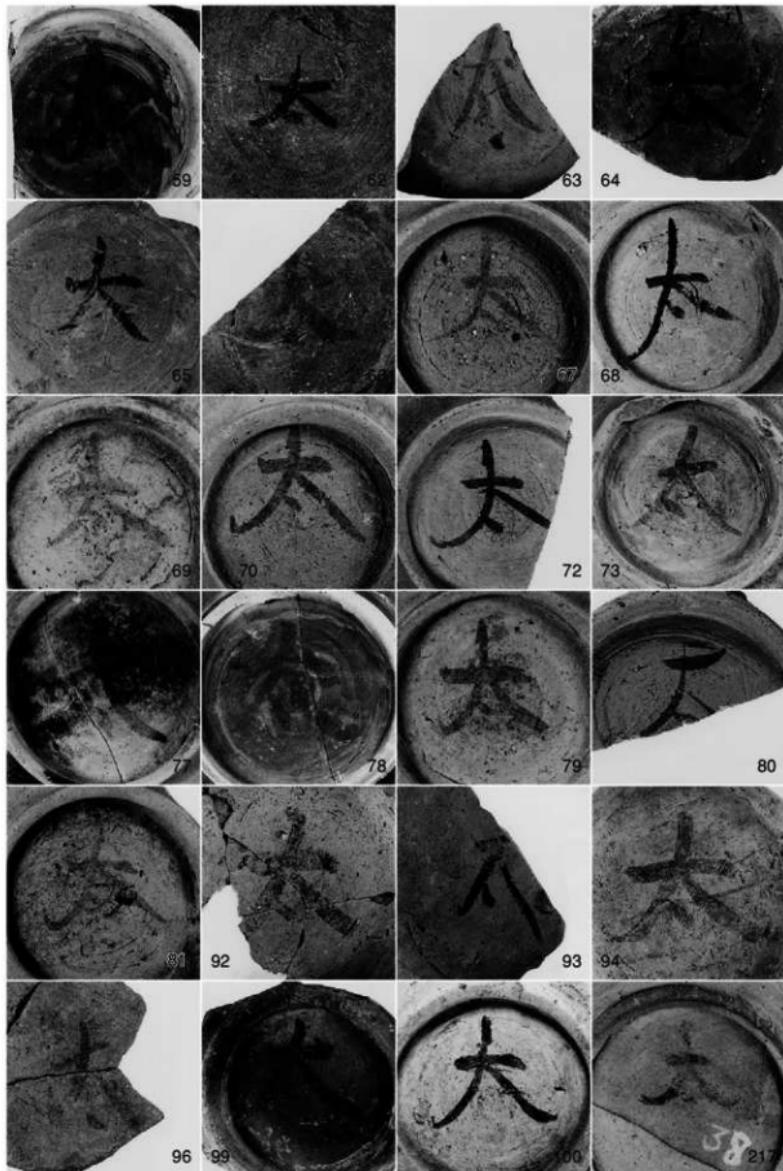
写真図版83 伊場他墨書土器可視光写真3 (295~359・城山3次35~58)



295~359-伊場

35~58-城山 3 次

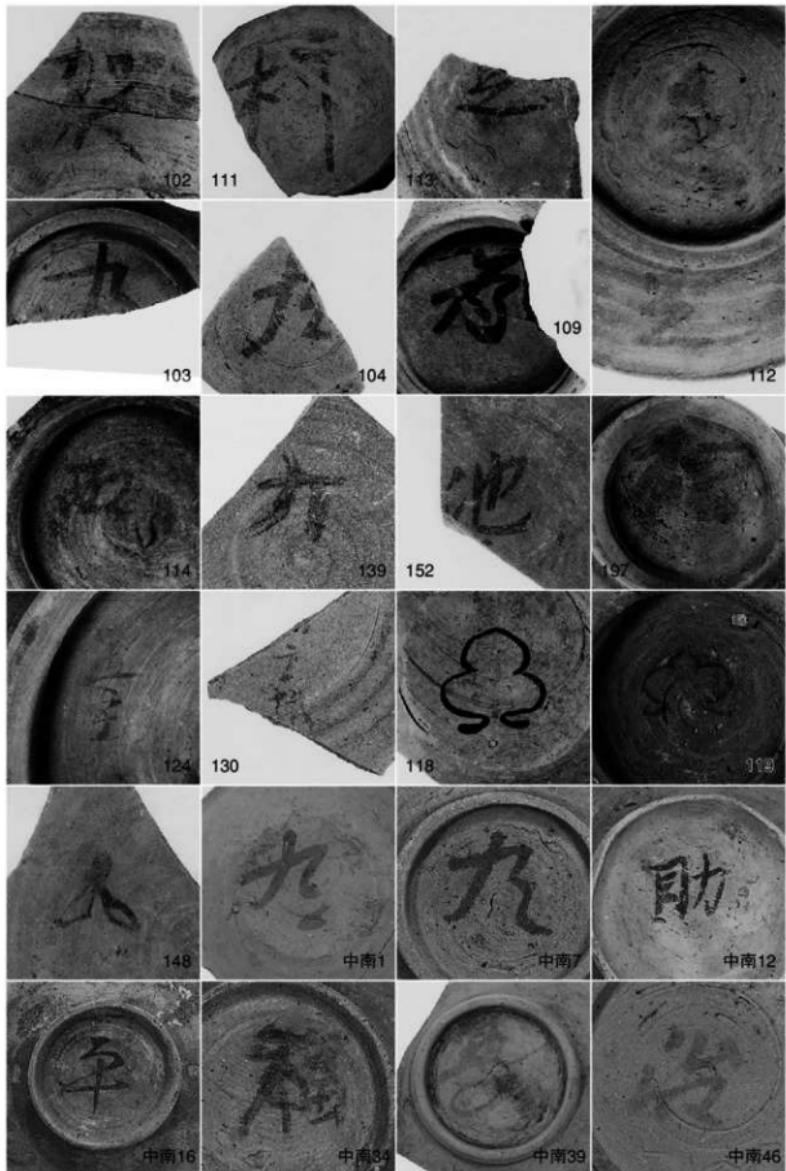
写真図版84 城山墨書土器可視光写真 4 (3次59~99・1次217)



59~100-城山 3次

217-城山 1次

写真図版85 城山他墨書土器可視光写真 5 (3次102~197・中村南伊場)



102~197-城山 3 次

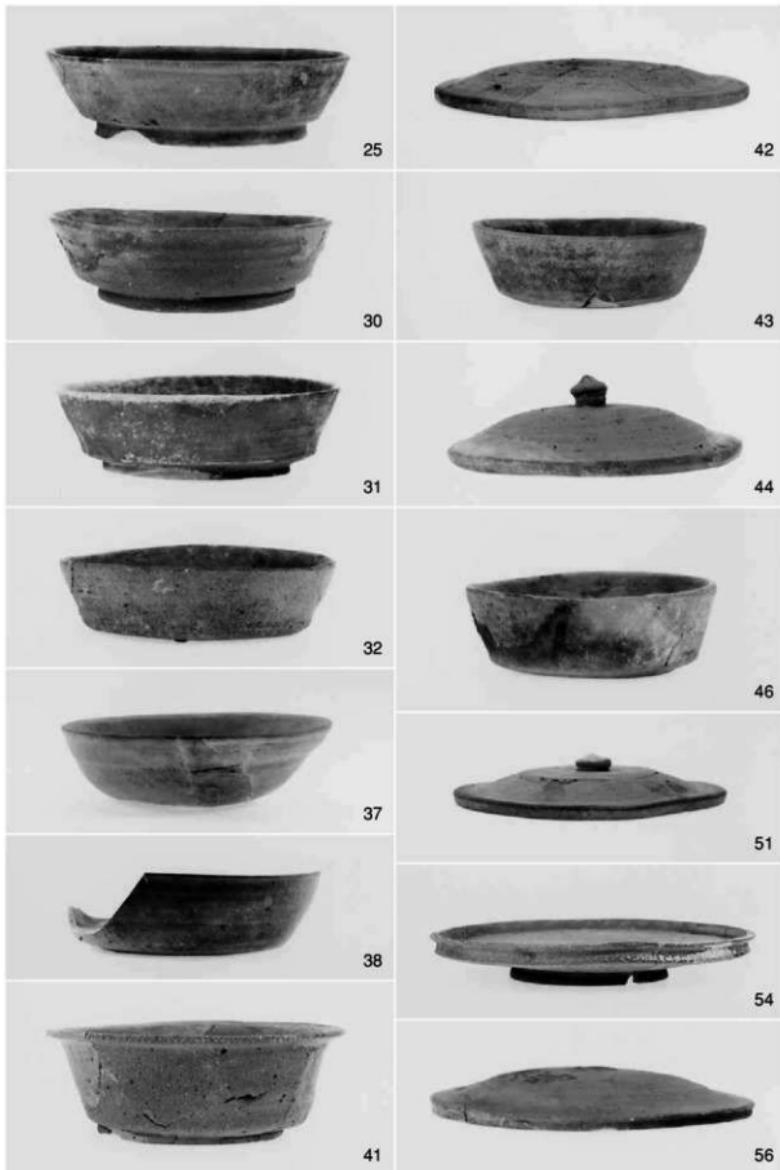
1 ~46-中村 (南伊場)

写真図版86 伊場墨書土器写真1 (1~23)



伊場

写真図版87 伊場墨書土器写真 2 (25~56)



写真図版88 伊場墨書土器写真3 (57~88)



写真図版89 伊場墨書土器写真 4 (89~111)



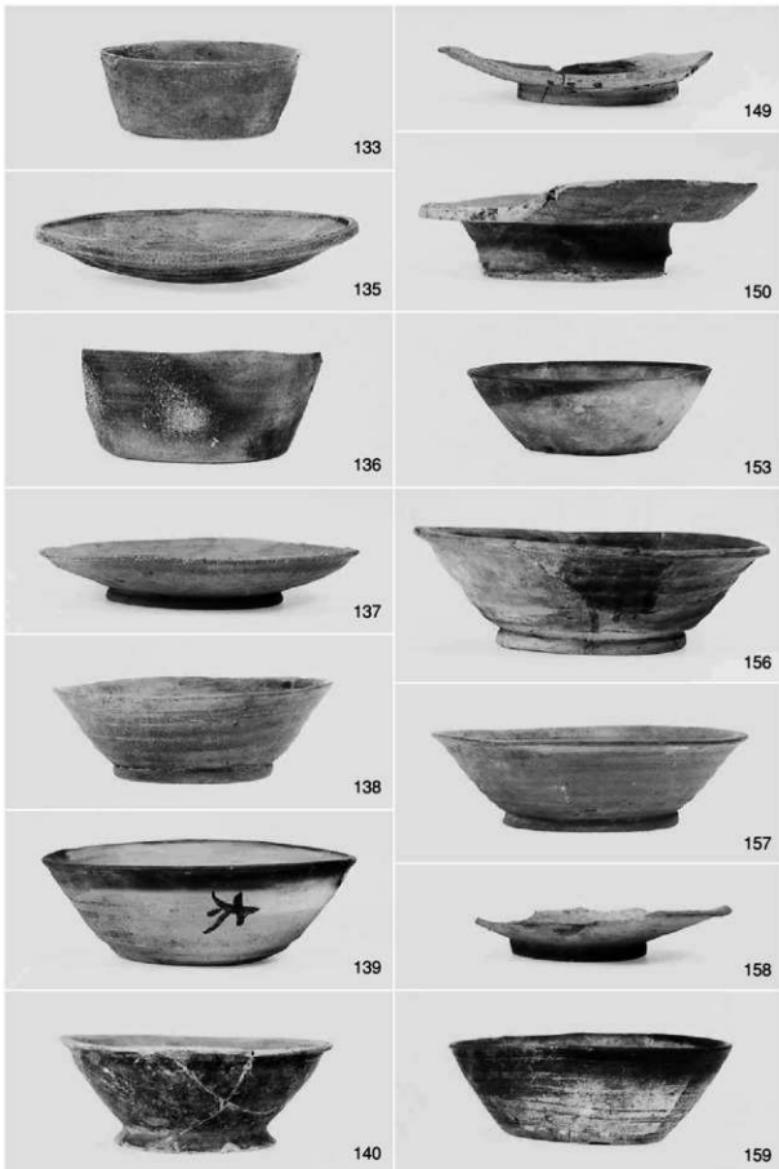
伊場

写真図版90 伊場墨書土器写真 5 (112~132)



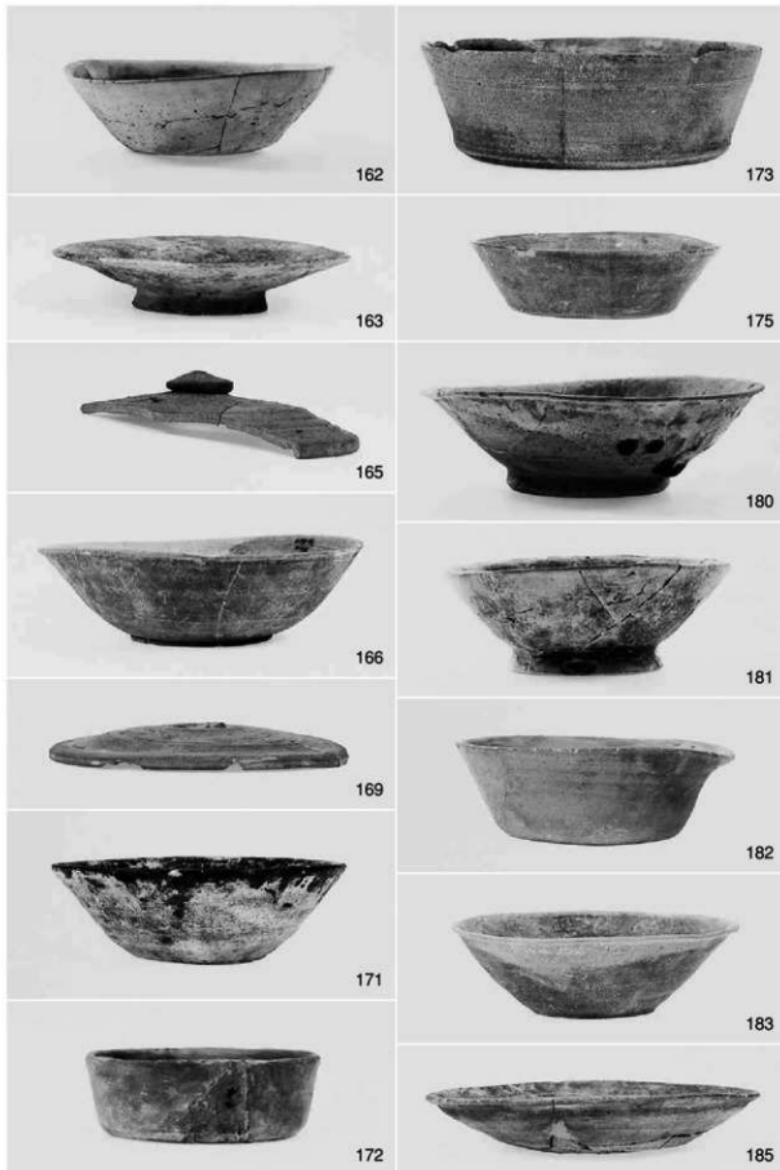
伊場

写真図版91 伊場墨書土器写真 6 (133~159)



伊場

写真図版92 伊場墨書土器写真 7 (162~185)



伊場

写真図版93 伊場墨書土器写真 8 (186~209)



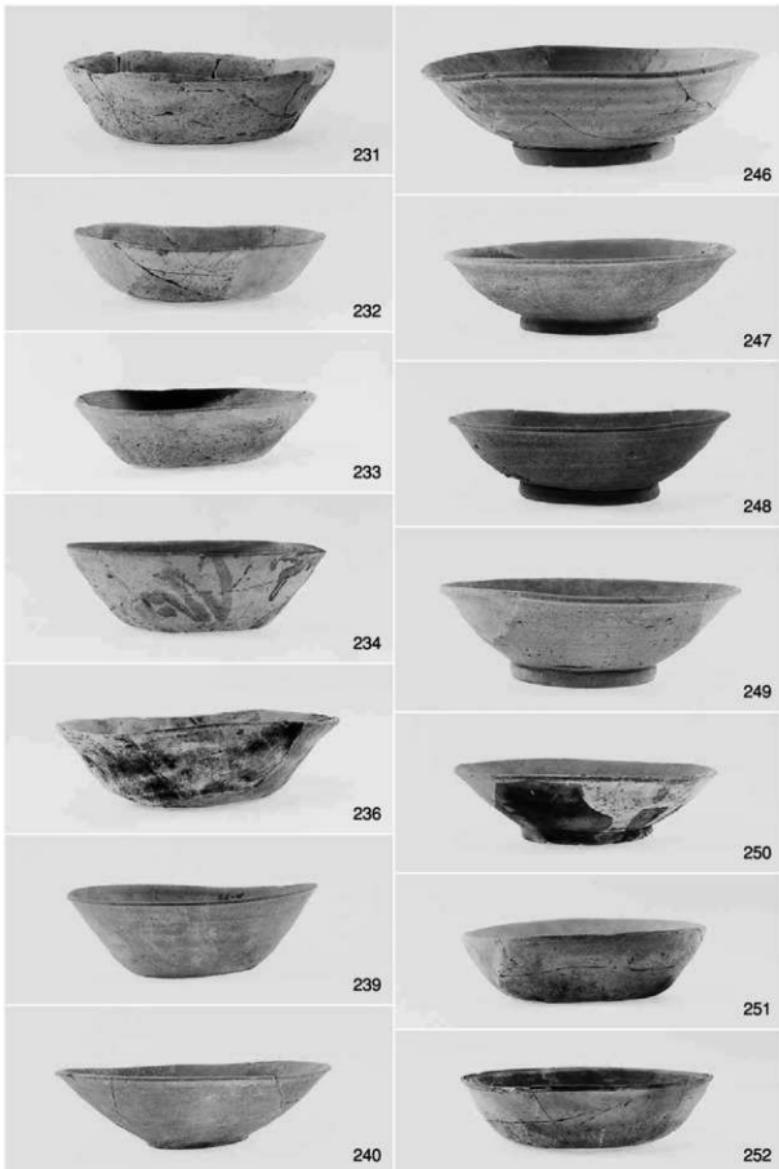
伊場

写真図版94 伊場墨書土器写真 9 (210~230)



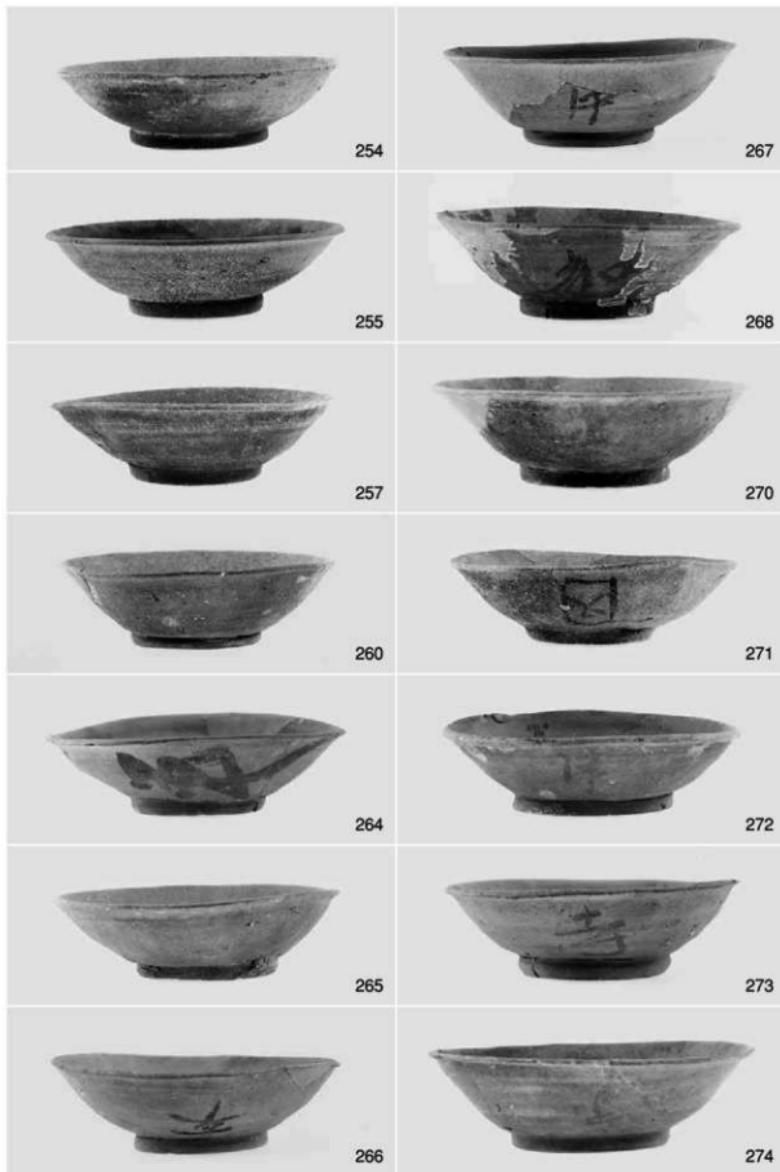
伊場

写真図版95 伊場墨書土器写真10 (231~252)



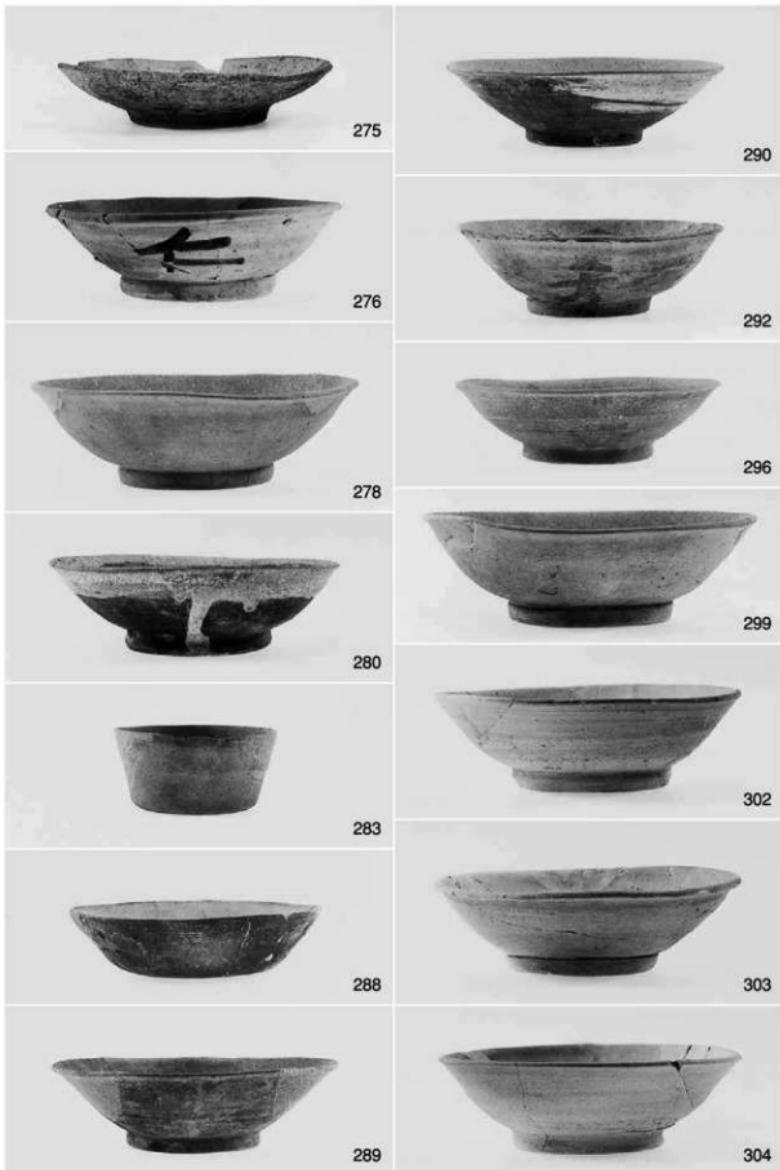
伊場

写真図版96 伊場墨書土器写真11（254～274）



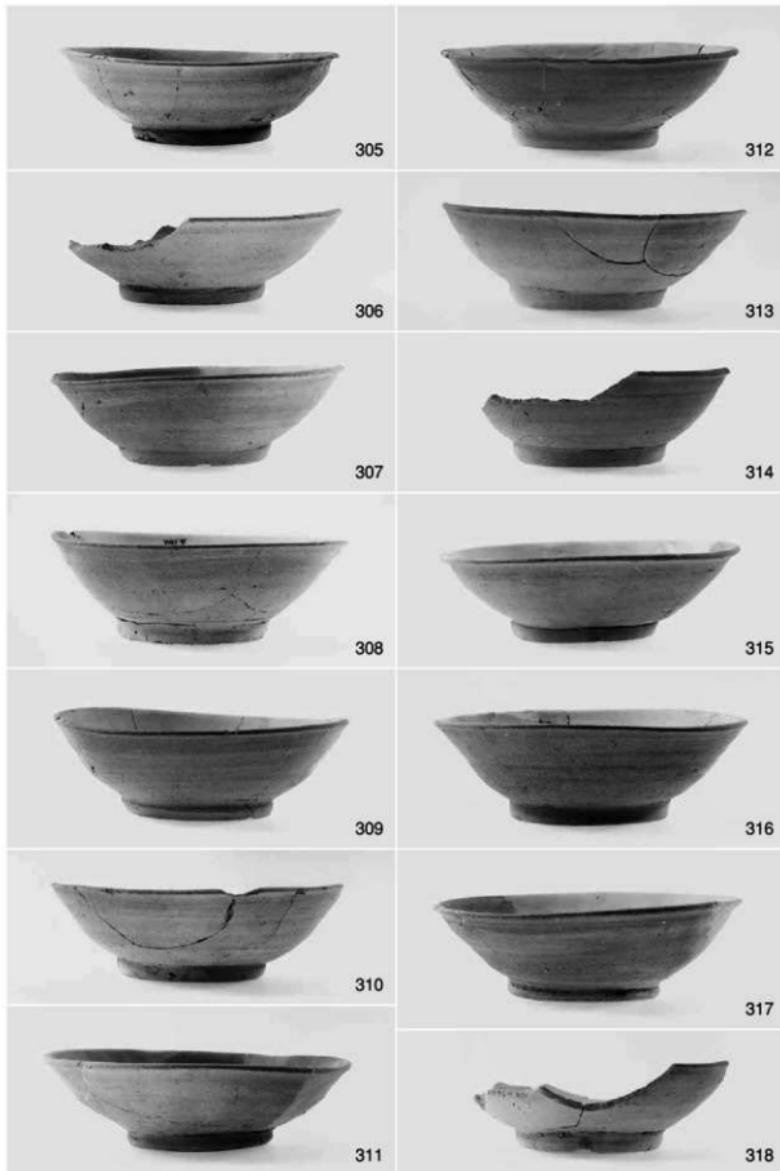
伊場

写真図版97 伊場墨書土器写真12 (275~304)



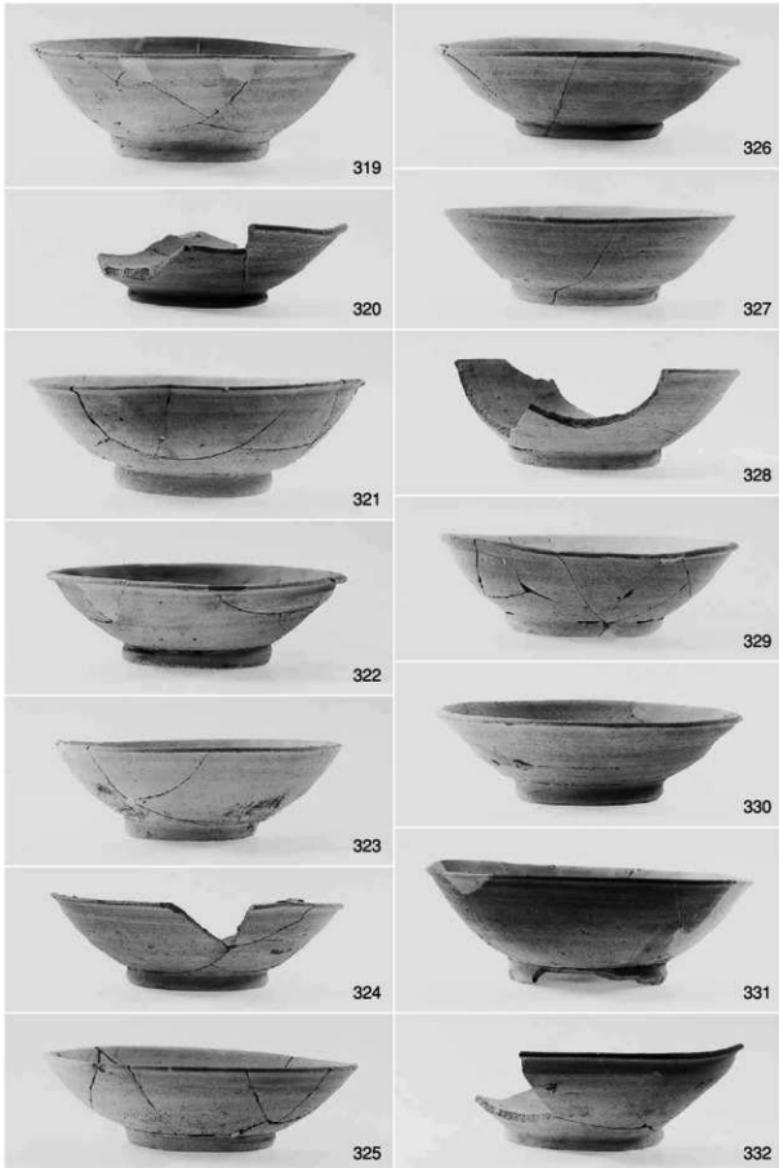
伊場

写真図版98 伊場墨書土器写真13 (305~318)



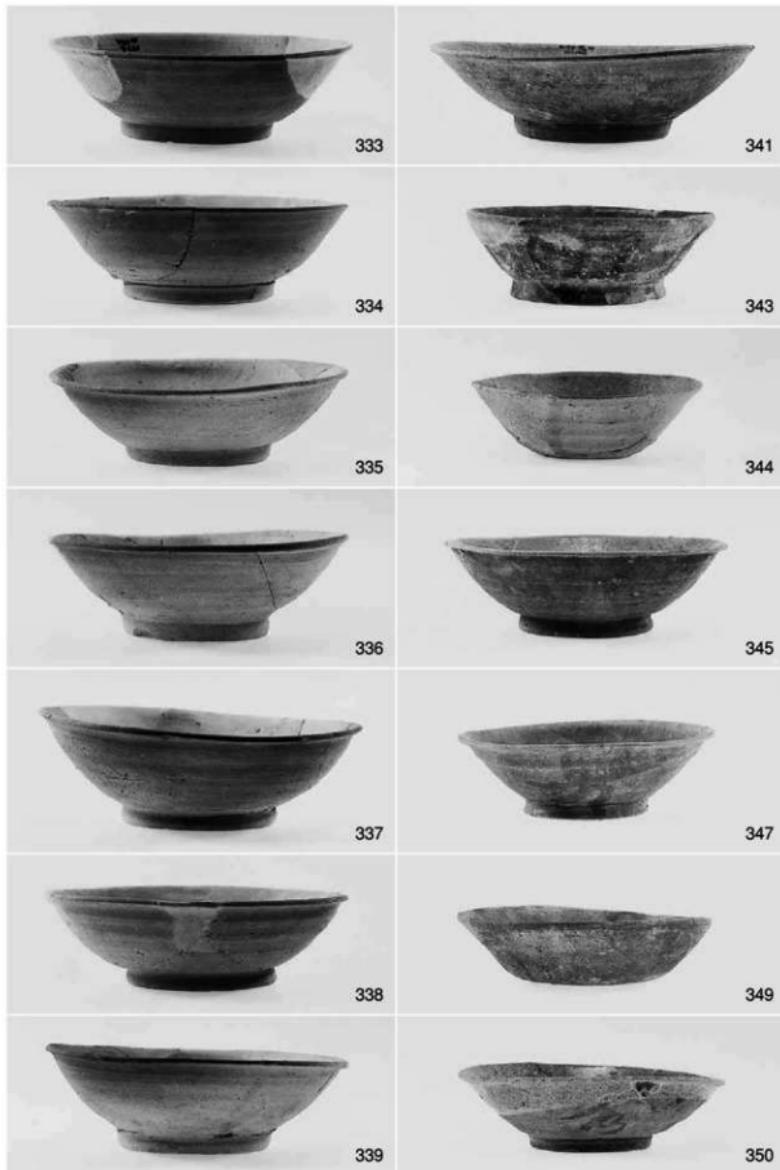
伊場

写真図版99 伊場墨書土器写真14 (319~332)



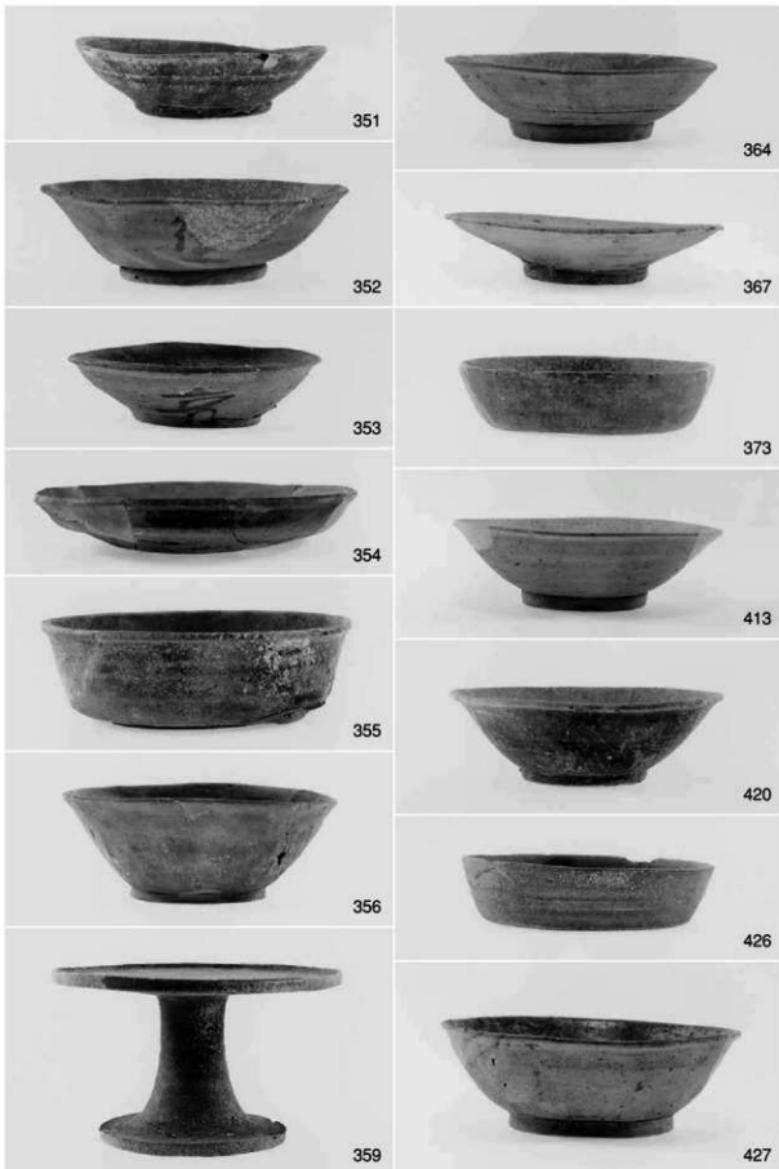
伊場

写真図版100 伊場墨書土器写真15 (333~350)



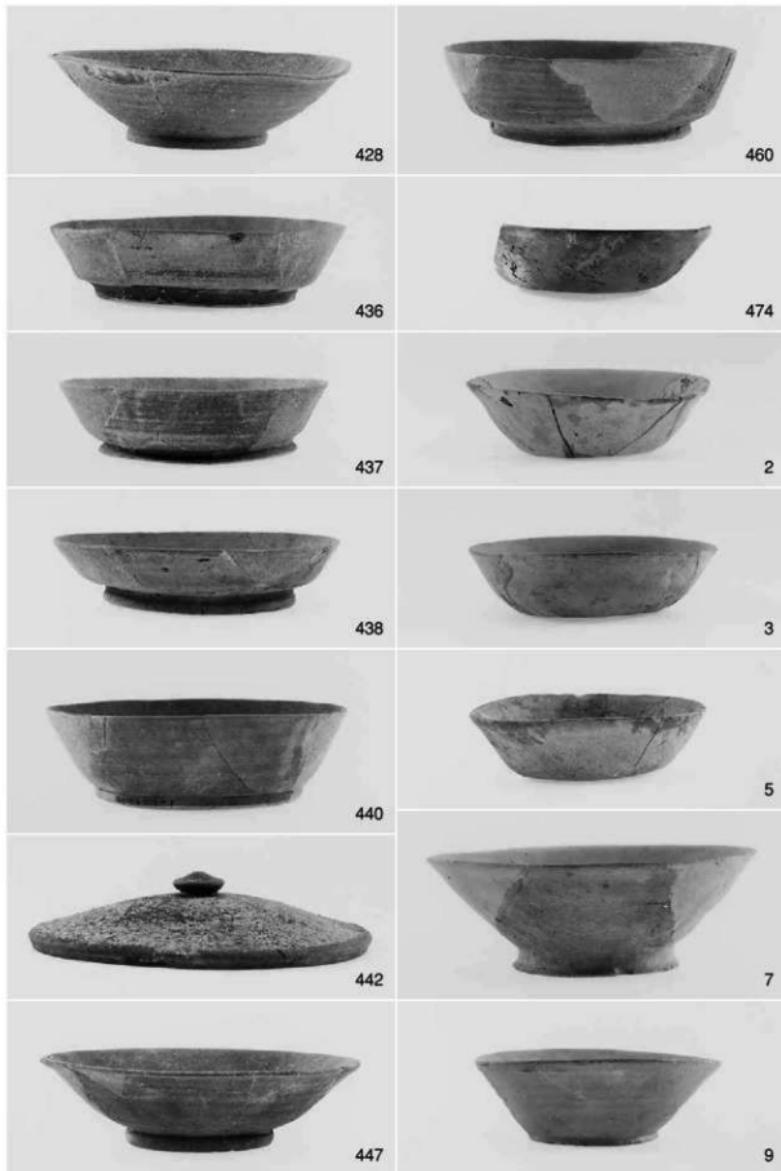
伊場

写真図版101 伊場墨書土器写真16 (351~427)



伊場

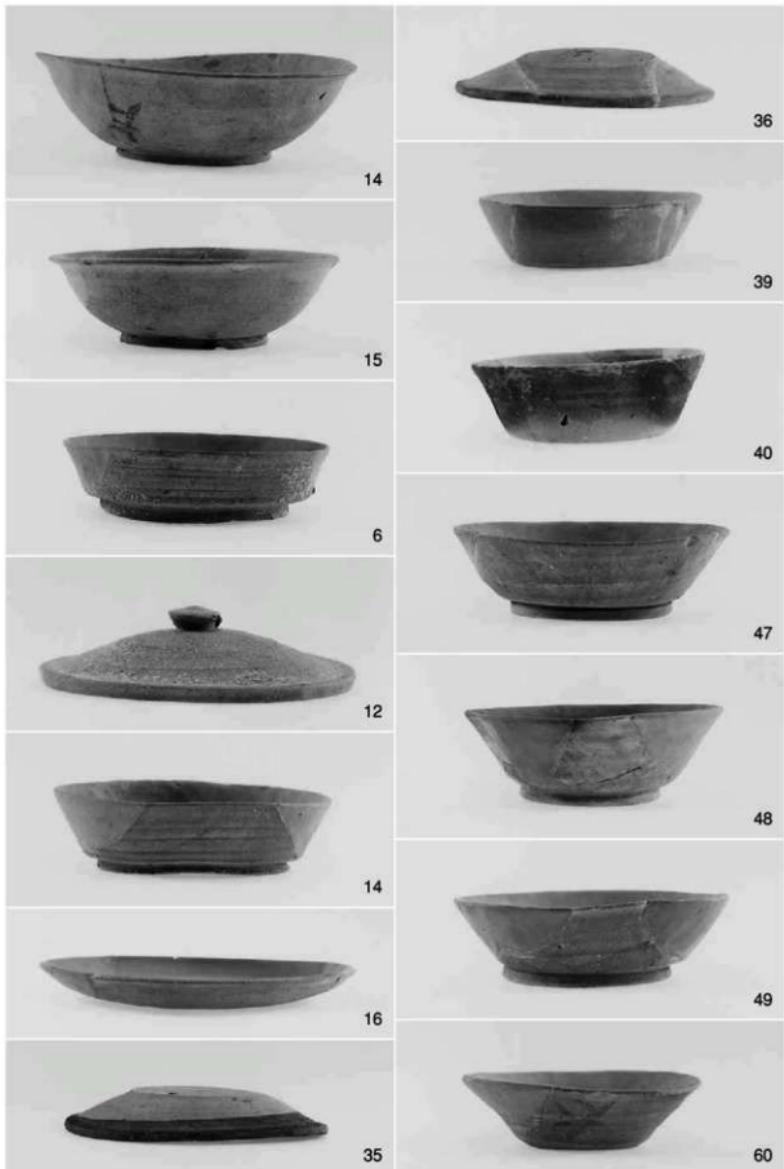
写真図版102 伊場他墨書土器写真17 (428~477・城山1次2~9)



428~477-伊場

2~9-城山1次

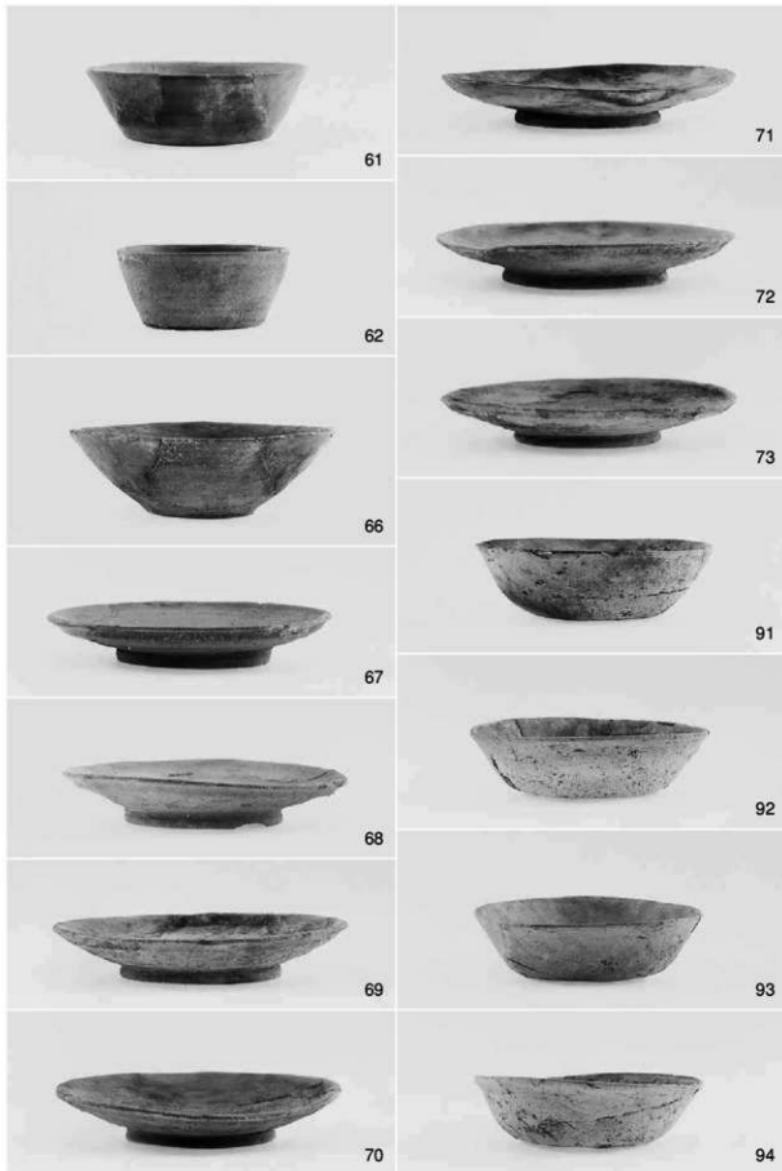
写真図版103 城山墨書土器写真18 (1次14~15・3次6~60)



14~15-城山1次

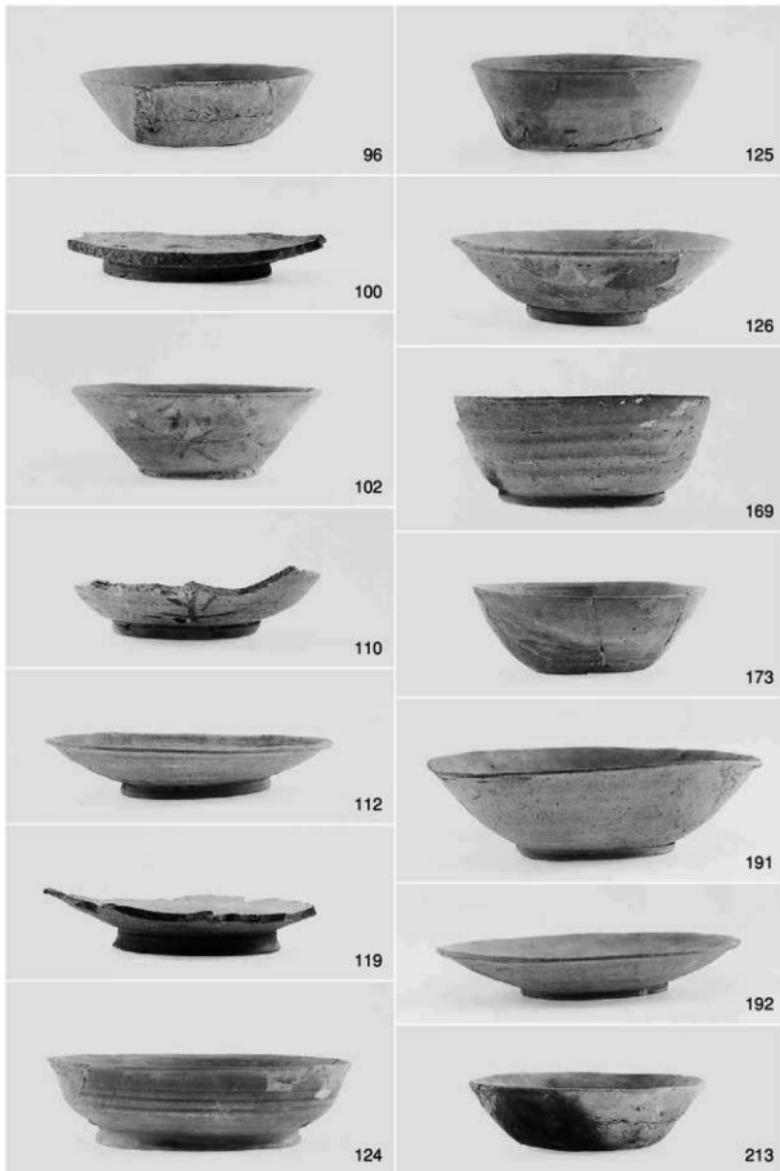
6~60-城山3次

写真図版104 城山伊場墨書土器写真19（3次61～94）

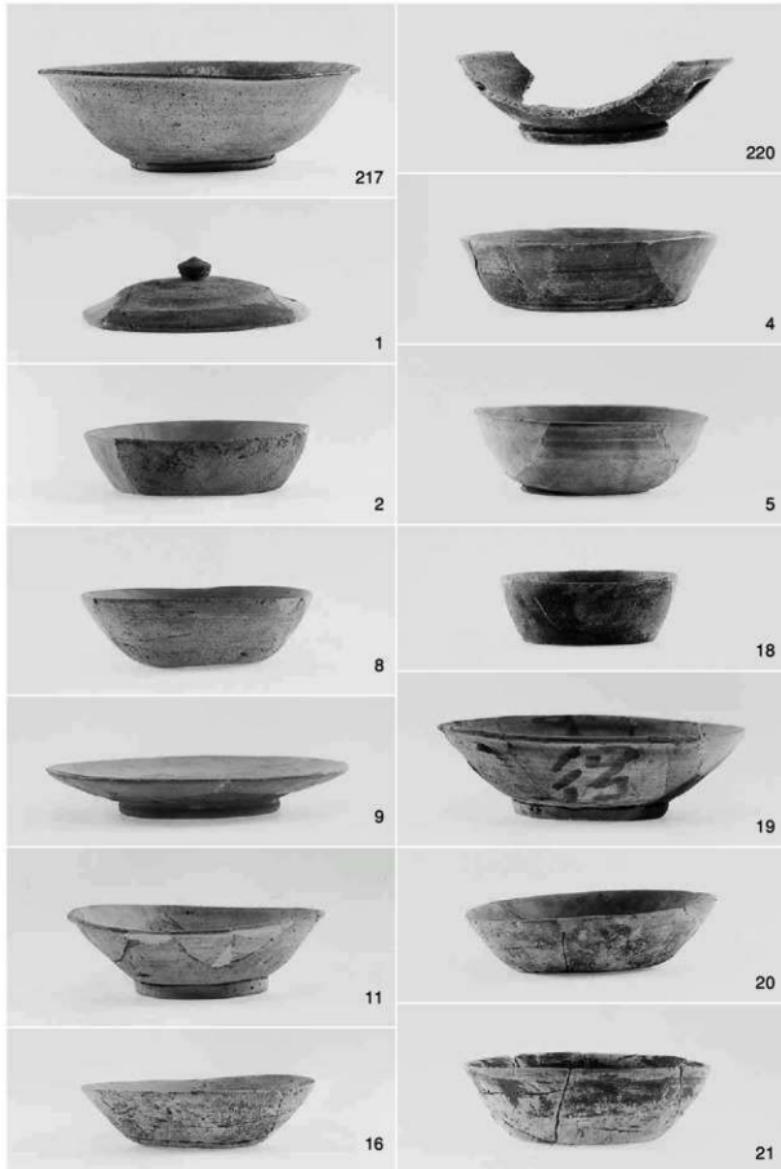


61～94-城山3次

写真図版105 城山墨書土器写真20 (3次96~213)



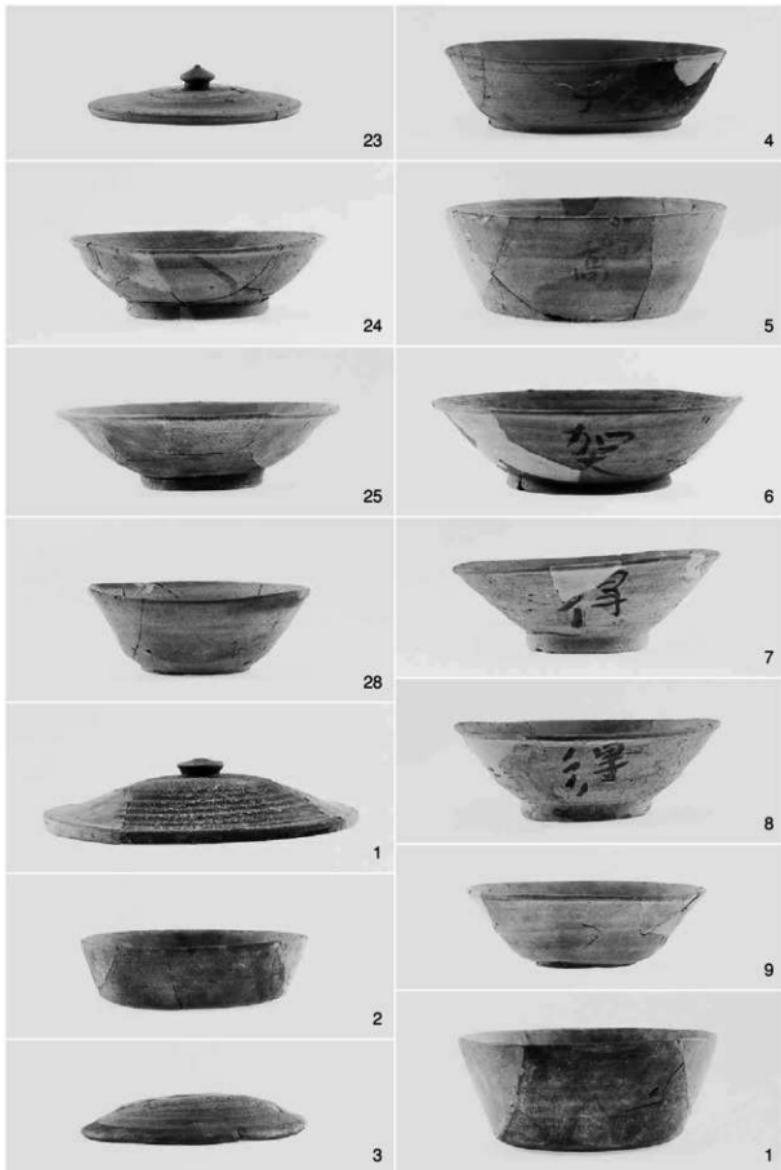
写真図版106 城山他墨書土器写真21（1次217・2次1～16他・梶子）



217-城山1次 1～16-城山2次

220-城山6次 4・5-梶子6次 18～21-梶子9次

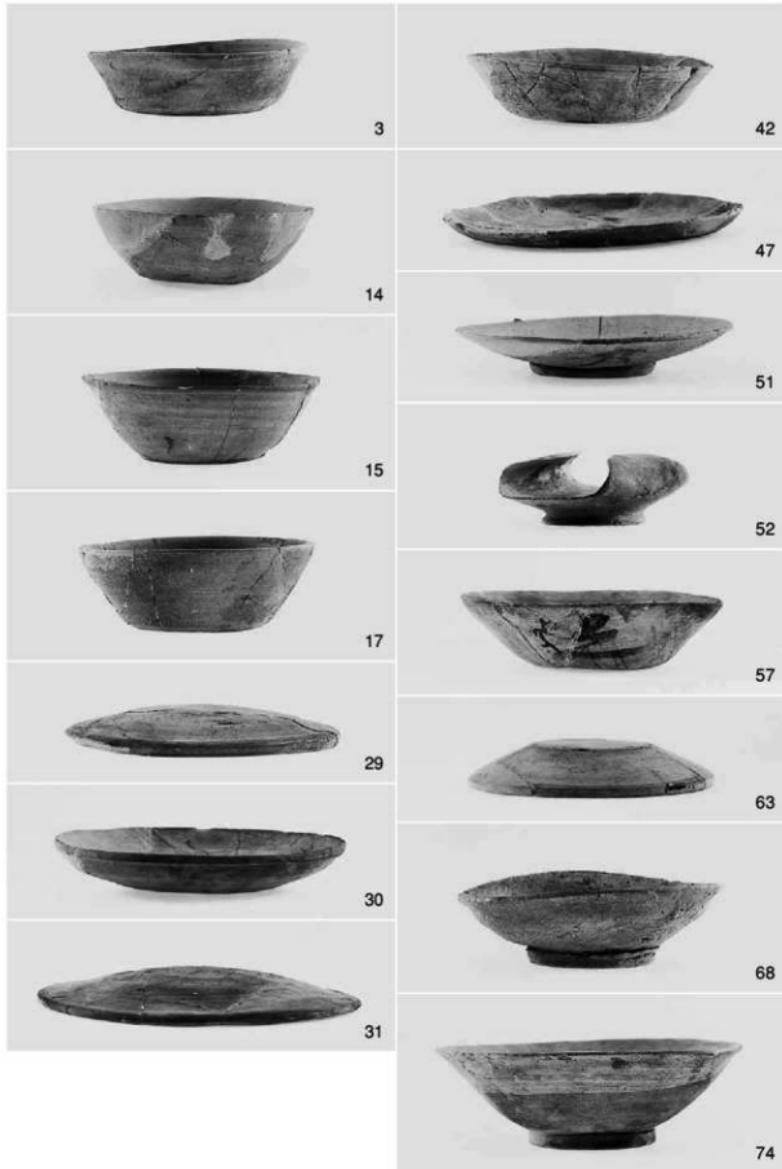
写真図版107 梶子他墨書土器写真22（梶子・九反田・梶子北）



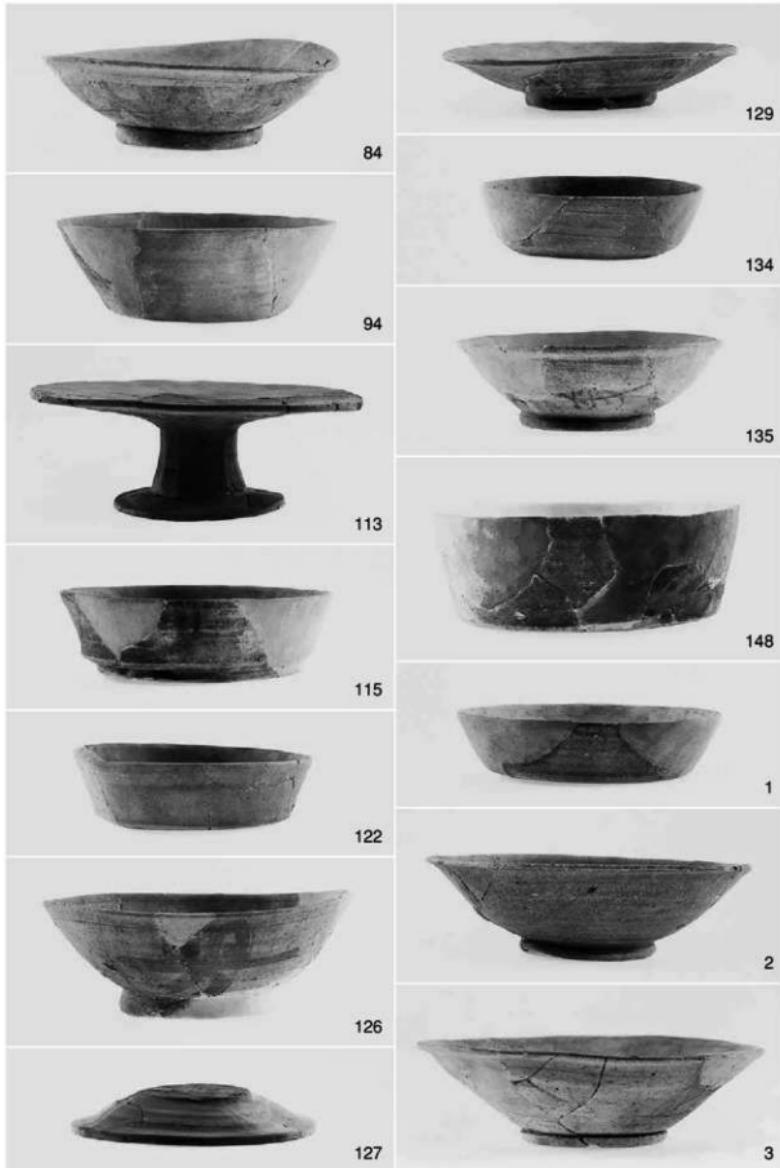
23~28-梶子9次

1~9-九反田 1-梶子北

写真図版108 梶子北墨書土器写真23（梶子北3～74）



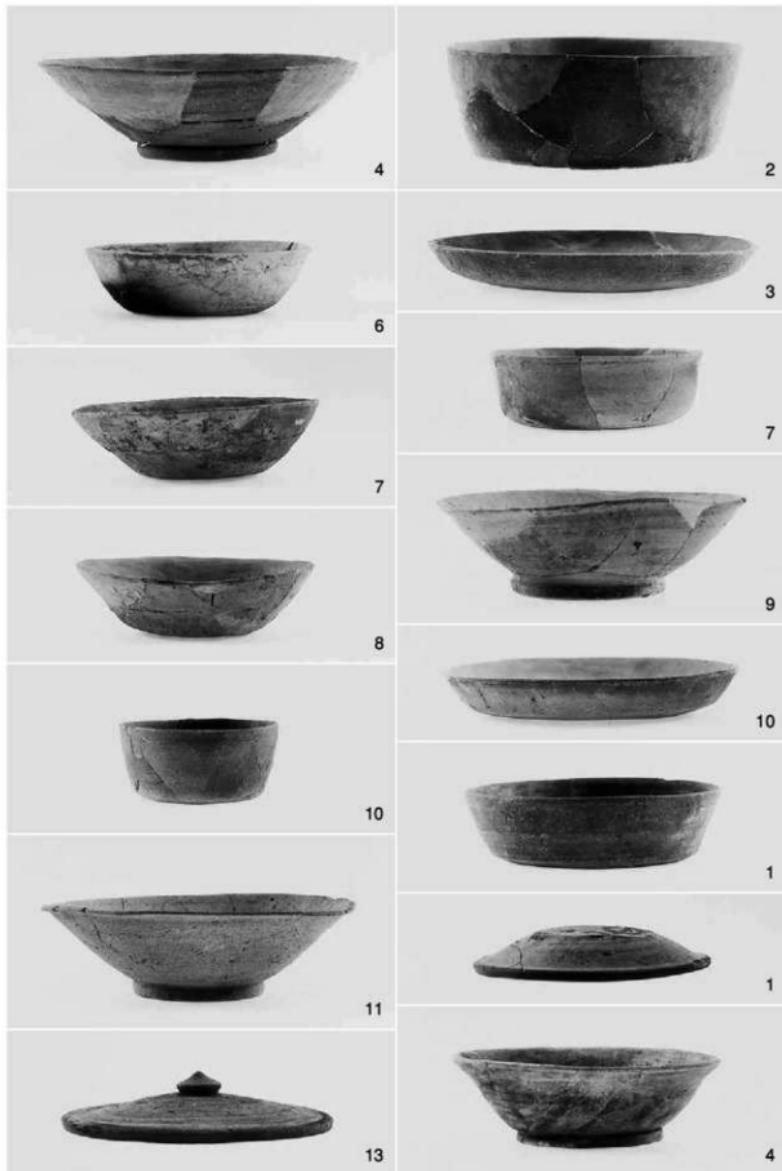
写真図版109 梶子北他墨書土器写真24（梶子北・梶子北三永）



84～148-梶子北

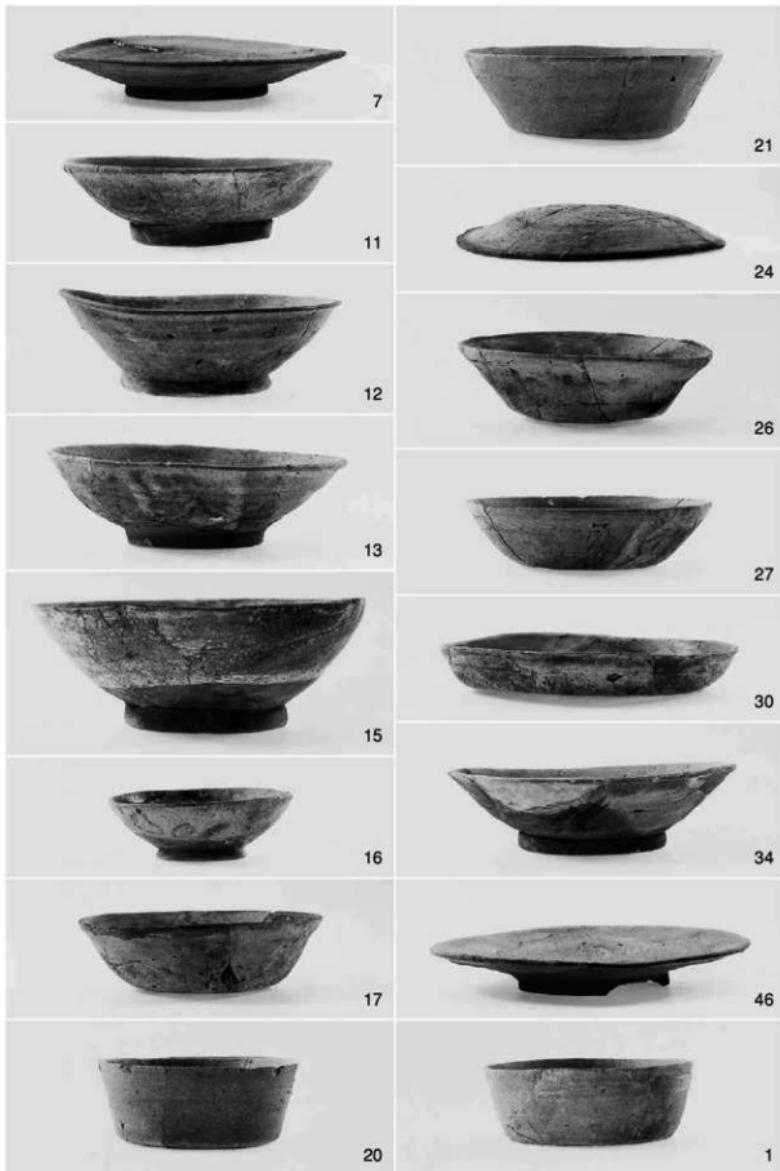
1～3-梶子北（三永）

写真図版110 中村他墨書土器写真25（梶子北三永・中村・鳥居松）



4~13-梶子北（三永） 2~10-中村 1-鳥居松2次 1・4-中村（南伊場）

写真図版111 中村他墨書土器写真26（中村南伊場・村西）



7～46・中村（南伊場）

1・村西

写真図版112 東前木簡・墨書土器、伊場焼書曲物他



東前1



東前2



遺物編8-106



遺物編8-117



遺物編8-742

東前



フィゴの羽口



鉄滓

竪穴住居跡KD28下層小鍛冶遺構出土のフィゴの羽口と鉄滓

伊場遺跡

報 告 書 抄 錄

書名（ふりがな）	伊場遺跡総括編（いばいせきそうかつへん）
副書名・巻次	伊場遺跡発掘調査報告書 第12冊（文字資料・時代別総括）
編著者名	鈴木敏則（浜松市生涯学習課文化財担当） 渡辺晃宏・山本崇（奈良文化財研究所）
発行機関	浜松市教育委員会 〒430-0917 浜松市中区中央一丁目2-1イーステージ浜松オフィース棟5F
編集機関	浜松市生活文化部生涯学習課（文化財担当） 〒430-0917 浜松市中区元城町103-2 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 〒630-8577 奈良市二条町2-9-1
発行年月日	西暦 2008年3月21日
所収遺跡名・所在	伊場（いば）遺跡 静岡県浜松市東伊場二丁目22・東若林町
遺跡コード	（市町村）22202 （遺跡）12-12 [新番 1-04-12]
経度・緯度	（北緯）34度41分30秒 [世界 - 34度41分42秒] （東經）137度43分00秒 [世界 - 137度42分49秒]
調査面積	約36,000m ²
調査期間・原因	1968年1月～1980年3月 東海道本線高架関連事業他
掲載遺物の概要	伊場遺跡群出土の木簡・墨書き器（県指定文化財の再解説） (伊場遺跡群 = 伊場・城山・梶子・梶子北・中村・九反田・鳥居松・東野宮・東若林・東若林村裏・若林村西) 時代別総括
特記事項	奈良・平安時代の敷智郡衙関連遺跡 古墳時代後期の中心集落 弥生時代後期の環濠集落

伊場遺跡発掘調査報告書 第12冊

伊場遺跡総括編

(文字資料・時代別総括)

2008年3月21日

発行 浜松市教育委員会

編集 浜松市生涯学習課(文化財担当)

浜松市中区元城103-2

独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

奈良市二条町2-9-1

印刷 中部印刷株式会社

符竹田鄉長里正等大郡
（伊場十六号木簡）

